序

１９７８年７月，櫻井昌司さんと杉山卓男さんが，獄中から日本弁護士連合会に人権救済の申立てをし，これを受けて日弁連は，同年９月，人権擁護委員会内に布川事件委員会を設け，以来今日まで，無実の二人を冤罪から救出する活動を支援し続けてきた。この結果，再審の重い扉が開かれ，２０１１年５月に再審無罪判決が実現したことは，誠に喜ばしいことであり，これを担った事件委員会及び弁護団の活動を多とするものである。

しかしながら，櫻井さんと杉山さんが逮捕されてから無罪が確定するまでに４４年を要したことには，暗澹たる想いを禁じ得ない。その間に二人とその親族の方々が被った苦難を思うと，この事件を教訓として，二度とこのような悲劇を繰り返されることのないよう誤判原因の徹底した検証作業を行うことは，法曹界に連なるすべての者の責任と思われる。

本書は，その検証作業のために格好の材料を提供するものである。逮捕・勾留，起訴，確定審，再審請求審，再審公判，さらには再審無罪判決後と，布川事件の４４年の歴史を辿る中で，別件逮捕・勾留，代用監獄の密室での違法な取調べ，証拠隠し，偽証など，我が国の刑事司法がいまなお抱えている重大な問題を浮き彫りにしている。しかも，そこで紹介されている再審請求審の諸決定や再審無罪判決は，今後の刑事司法の在り方にかかわる重要な指摘をしている。

ところが検察庁も警察庁も，そこまで指摘を受けながら，冤罪布川事件を生み出した捜査や公判活動についてまったく検証作業をしようとしない。誠に遺憾なことと言わざるを得ない。

日本弁護士連合会は，再審布川事件で改めて明らかにされた司法の病理を正し，刑事司法の抜本的改革を進めるため，取調べの可視化（全過程の録画）の実現，全面証拠開示の実現，代用監獄の廃止，人質司法の打破等の課題に，今後とも最大限の取組を続けていく所存である。

本書が，刑事再審弁護活動をしている弁護人のみならず，学者・研究者その他刑事司法に関係する方々の参考に供され，前記の刑事司法の抜本的改革のための諸課題の実現や，刑事弁護の前進のために広く利用されることを期待するものである。

２０１２年６月

日本弁護士連合会
会長　山　岸　憲　司

発刊にあたって

布川事件は，２０１１年５月２４日の再審無罪判決，そして同年６月７日の経過による判決の確定から１年を迎えた。

布川事件の再審は，日弁連の人権擁護活動と過去から現在に至る多くの再審・冤罪事件の貴重な経験から多くのことを学んだ。最高裁の白鳥・財田川両決定によって築かれた土台の上に，免田事件，松山事件，島田事件，梅田事件，徳島事件，榎井村事件など過去の再審弁護の蓄積から多くのことを引き継ぎ，再審請求の基礎とし，指針とすることができた。また，再審で同時代を闘ってきた弁護団からも，数々の支援と励ましをもらった。大崎事件や名張事件が，再審冬の時代と言われる中であっても再審の扉は開かれることを教えてくれたことは，私たちにどれだけの勇気と励ましを与えてくれたか。これらの再審の経験とその蓄積がなければ，布川事件の開始決定はありえなかったと思う。

それだけではない。いま，全国津津浦浦で繰り広げられている冤罪と闘う刑事弁護の実践や，我が国の刑事司法をより良いものにしようと願う日弁連とその会員の活動，そして多くの学者・研究者や市民の方々の取組が，今回の布川事件の再審無罪判決へと結実したのだと思う。

これまで布川事件にいただいた数々のご支援に対し，この紙面を借りて心からの御礼を申し上げたい。

それゆえ，つたない経験ではあっても，再審布川事件４４年の歴史と経験を整理して記録として残し，私たちの再審弁護活動の経験，成果と教訓を，ご支援いただいた方々にフィードバックしていくことは，私たち布川事件委員会及び布川事件弁護団の大切な任務である。そう考えて，この間私たちは，本書の編集作業を進めてきた。

再審無罪判決の確定後も，刑事補償・無罪費用補償はもちろん，判決草稿の不公平な交付の問題，法曹会の出版物『自白の信用性』の問題，冤罪の原因の検証を求める活動等に多くの時間を割かなければならず，そのため内容に不十分な点も多いと思うが，何とか１年で本書を完成することができた。どうにか私たちに課せられた最低限の責任は果たすことができた，と安堵の思いである。

本書が，現在，全国各地で闘われている再審・冤罪事件の，そして今後の再審・冤罪事件の活動に多少なりとも資するものとなれば幸いである。

２０１２年６月

日本弁護士連合会人権擁護委員会
布川事件委員会
布川事件弁護団

序
発刊にあたって
目次
　凡例
　記録集に登場する人物の紹介
　巻頭図１～３
　巻頭写真１～１８

はじめに……1
第１部　確定判決……2
　第１章　事件発生から起訴に至るまでの経過……2
　第２章　確定審の経過と問題点……8
　　第１節　第１審（水戸地裁土浦支部）……8
　　第２節　第２審（東京高裁）……13
　　第３節　第３審（最高裁）……17
第２部　第１次再審請求……23
　第１章　再審に向けての歩み……23
　第２章　第１次再審請求の申立て……25
　　第１節　新証拠の模索……25
　　第２節　第１次再審請求の要点……31
　第３章　第１次再審請求の審理……34
　　第１節　初期の攻防……34
　　第２節　事実調べ……37
　　第３節　終盤の攻防……38
　　第４節　請求棄却決定……40
　　第５節　即時抗告審（東京高裁）……41
　　第６節　特別抗告審（最高裁）……42
　第４章　棄却決定を受けて……42
第３部　第２次再審請求……47
　第１章　第２次再審への足踏み……47
　第２章　仮釈放の実現……50
　第３章　新証拠を求めて……52
　　第１節　ガラス戸工作自白を弾劾する新証拠……52
　　第２節　指紋に関する新証拠……56
　　第３節　W証言を弾劾する新証拠……60
　　第４節　ガラス戸工作自白再現ビデオ……64
　　第５節　殺害自白を弾劾する新証拠……67
　　第６節　櫻井獄中日記……70
　　第７節　日にちを違えた５人の証言を弾劾する新証拠……75
　　第８節　アリバイに関する新証拠……81

第９節　再審請求申立へ……87
第４章　土浦支部での審理……87
第１節　序盤戦……88
１　再審請求の申立て……88
２　第１回進行協議……89
３　第２回進行協議と補充書（１）……90
４　序盤戦の証拠開示……92
５　検察官意見書と弁護人反論書……93
６　第３回進行協議と補充書（２）……97
第２節　中盤戦……99
１　局面を変えた６か月……99
２　自白を崩す……99
（１）木村康証人尋問……99
（２）河合直人証人尋問……102
（３）三澤章吾証人尋問……105
（４）再審請求理由補充書（３）と齋藤鑑定書……109
３　中盤戦の証拠開示……111
４　再審請求理由補充書（４）……114
５　最終意見をいただく……117
第３節　終盤戦……117
１　２００４年春の合宿……117
２　審理・進行を巡って……118
３　終盤戦の証拠開示……119
４　審理終結へ……122
５　新証拠を出し切る……123
６　書面を出し切る……123
第４節　延長戦……143
第５節　再審開始決定とその意義……148
１　２００５年９月２１日……148
２　開始決定の要旨……148
３　土浦支部決定の意義……154
第５章　即時抗告審の審理と決定……160
第１節　争点……160
第２節　審理の経過……167
第３節　攻めの立証……168
１　はじめに……168
２　佐藤意見書と証人尋問……169
３　中田鑑定書と証人尋問……171
４　高取鑑定書と証人尋問……177
５　殺害自白再現ビデオ……179

６　松山回答書，真家回答書……181
７　厳島・原鑑定書……185
８　越智意見書（ポリグラフ検査）……187
９　便所脱出再現ビデオ……190
第４節　即時抗告審における証拠開示……192
第５節　総括意見書……195
第６節　即時抗告棄却決定とその意義……205
第６章　特別抗告審での審理と決定……214
第１節　争点……215
第２節　棄却決定までの活動……219
第３節　特別抗告棄却決定とその意義……221
第４部　再審公判……224
第１章　公判前の攻防……224
第２章　再審公判……233
第１節　第１回再審公判（冒頭手続と検察官・弁護人立証）……233
第２節　第２回再審公判（弁護人立証）……236
第３節　第３回再審公判（ＯＭ証人尋問）……239
第４節　第４回再審公判（被告人質問）……242
第５節　第５回再審公判（論告）……249
第６節　第６回再審公判（弁論）……252
第３章　無罪判決の宣告とその意義……258
１　東日本大震災……258
２　判決謄本交付要請……258
３　判決宣告……258
４　再審無罪判決の論理と内容……259
５　再審無罪判決の評価……264
第４章　ＤＮＡ型鑑定請求について……267
第５章　再審公判で直面した問題……273
第５部　無罪判決を受けて……278
第１節　控訴を断念させる……278
第２節　判決草稿の不公平な交付をただす……278
第３節　捜査と公判活動の検証を求める……279
第４節　補償請求……279
第５節　法曹会『自白の信用性』の是正を求める……282
第６節　記録集の発行……283
第６部　総括……284
第１章　誤判原因……284
第１節　違法な捜査……284
１　違法な身体拘束を利用した取調べ……285
２　自白の強要……286

３　虚偽供述（自白と目撃証言）を捏造する……289
４　証拠の改ざん，捏造の疑い……292
５　「犯行」を捏造する……292
６　真実に背いた起訴……293
第２節　違法な公判活動……294
１　証拠隠し……294
２　偽証……297
第３節　確定審裁判所の責任……298
第４節　弁護活動について……303
第２章　再審布川事件の成果と課題……304
第１節　刑事司法の課題……304
第２節　刑事再審の成果と課題……312
第３章　再審無罪を実現したもの……319
第１節　真実を貫いた櫻井さん，杉山さんの４４年……319
第２節　再審無罪を実現した弁護活動……323
第３節　二人を支えた守る会と支援者たち……335
第４節　マスメディアとともに……338
第５節　日弁連の支援……341
第７部　学者・研究者の皆さんから……345
第８部　一言集……369
巻末表
表１　開示証拠のリスト……390
表２　開示要請と検察官の対応……391
表３　布川事件年表……392
布川事件に関する書籍，映画，論文等……399
あとがき

凡例

本記録集の記述については，以下のとおりの記載を原則とする。

年の表示は，原則として西暦によるが，確定審当時のものについては元号で表示することがある。「２０１２．５．２４」のように，略記することもある。

人名については，櫻井昌司，杉山卓男の２名，捜査関係者，裁判官，検察官，鑑定人等の裁判関係者については実名を，その他の者又は個人情報につながる事項については，アルファベットで表示するか，場合により表記を省くことがある。

学者，研究者の方々の肩書きは，特段断りのない場合には，その当時の肩書きによって表示することとする。

櫻井昌司・・・櫻井（「さん」を付けて表示することもある）
杉山卓男・・・杉山（「さん」を付けて表示することもある）
櫻井・杉山・・・単に二人と表示することもある。
確定審水戸地方裁判所土浦支部，東京高等裁判所，最高裁判所の裁判手続又は裁判体・・・確定審
確定審における水戸地方裁判所土浦支部の裁判手続又は裁判体・・・確定１審
確定審における東京高等裁判所の裁判手続又は裁判体・・・確定２審
確定審における最高裁判所の裁判手続又は裁判体・・・確定３審
確定判決・・・原則として確定審の水戸地裁土浦支部判決を指すが，確定審の裁判所の判断全体を指すこともある。
水戸地方裁判所土浦支部再審開始決定・・・土浦支部決定又は再審開始決定
東京高等裁判所即時抗告棄却決定（２００８．７．１４）・・・東京高裁決定
最高裁判所特別抗告棄却決定（２００９．１２．１４）・・・特別抗告棄却決定
水戸地方裁判所土浦支部再審公判・・・再審公判
水戸地方裁判所土浦支部判決（２０１１．５．２４）・・・（再審）無罪判決
司法警察員面前調書・・・員面又は警察官調書
検察官面前調書・・・検面又は検察官調書
捜査報告書・・・場合により捜報

記録集に登場する人物の紹介

本書では，櫻井昌司さん及び杉山卓男さん並びに警察官，検察官，弁護士，鑑定人などの公的立場にあった者を除いて，プライバシーの保護のためにアルファベット文字を使用した。なお，１９６７年中の出来事は西暦表示を省略している。

１　主要な登場人物の紹介

（１）Ｖ＝被害者

８月３０日朝，被害者が自宅8畳間で殺害されているのが発見された。当時６２歳の一人暮らしの大工で，金貸しもしているという噂もあった。本書では「Ｖ」と表記している。

（２）Ｔ＝我孫子駅ホームで目撃したとされる人物

Ｔは，８月２８日，我孫子駅午後6時４７分発の成田行き列車に乗車するためホームに来た。そのとき，ホームに杉山が立ち，列車の中にいる櫻井と話しているのを目撃し，杉山から「おお」と声をかけられたなどと証言した。二人は，この出来事は8月３１日のことであると一貫して主張してきた。ここで目撃したとされる人物を「Ｔ」と表記している。

（３）Ｅ＝布佐駅で目撃したとされる人物

上記列車は，午後7時5分頃，布佐駅に到着した。その改札をしていた駅員の１人が，乗客が改札を通った後，杉山が駅舎の外のベンチに腰かけているのを目撃したと証言した。杉山は，この出来事は8月２５日のことであると一貫して主張してきた。ここで目撃したとされる駅員を「Ｅ」と表記している。

（４）Ａ･Ｉ･Ｋ＝栄橋石段で目撃したとされる３人

栄橋の布佐側堤防の石段を通行人３人が登っているとき，櫻井がその脇を駆け上がったことがあった。通行人の１人が「脚力あるな」と言ったところ，櫻井が「何っ」と言ったという一件である（以下「栄橋石段の一件」という。）。櫻井は，この出来事は9月１日のことであると一貫して主張してきた。ここでは通行人３人を「Ａ」，「Ｉ」，「Ｋ」と表記している。

なお，Ａは，捜査段階，公判を通じて8月２８日夜の出来事であると供述した。しかし，ＩとＫは，吉田検事には8月２８日夜の出来事と供述したが，それ以外では8月２８日かはっきりしないと供述し，公判では9月１日の可能性も認めている。

（５）被害者方前での目撃者

① **ＯＴ**＝Ｖが殺害されたことが発見された8月３０日，中学生が駐在所に出かけて，８月２８日午後7時半頃，Ｖ方を自転車で通りかかったとき，道路に接した入口のところに男性が立っており，奥の男性がＶと話をしていた，と申告した。この中学生を「ＯＴ」と表記している。

② **ＯＭ**＝8月３０日夜，ＯＴの母親が栄橋の通行人調査において，同様の目撃状況を話した。この母親のことを「ＯＭ」と表記している。検察官は，ＯＴの証人申請をしたが，ＯＭについては証人申請も供述調書の開示二人の自白は，ＯＭ親子の初期供述に沿うように，その日の午後7時半頃，Ｖ方に1回目の借入を申し込み，櫻井が踏み石のところでＶと話し，杉山が入口のところで待っていたとなっている。ＯＭ親子は，杉山を熟知していたが，同人らの初期供述によれば杉山とは別人を目撃したことは明らかであった。

③ **ＳＢ**＝ＯＭが通ったのと同じ頃，自転車でＶ方を通りかかった人がいた。この人を「ＳＢ」と表記している。ＳＢは，道端に立つ男性１人を目撃したことを事件が発覚して間もない頃に警察に申告したが，帰宅を急いでいたので目撃した男性についてはっきりしたことは言えなかった。

④ **Ｗ**＝事件から半年後に，８月２８日夜バイクでＶ方を通過するとき，入口付近に櫻井と杉山が立っているのを見たと供述する人物（クリーニング屋）が現れた。この人物を「Ｗ」と表記している。Ｗは，９月の地取捜査では不審者は見かけなかったと供述していた。１９６８年2月１５日の第１回公判で二人は強盗殺人について否認した。その直後ころ，配達先のＮＳに実は二人を目撃したと話し，ＮＳを介して警察に伝えられた。その後，法廷でも二人を目撃したと証言し，最重要な証人となった。なお，帰路にもＶ方で人影を見たと証言した。

2　登場人物の紹介

上記主要人物も含めて，本書に登場する人物についてアルファベット順に紹介する。主要人物の紹介は重複するので簡略にとどめる。

人物	紹　介　事　項
A	栄橋石段の一件は，8月28日夜の出来事であると証言した。
AK	8月28日夜，杉山が布佐駅前でSAやSTといるとき，現れた人物。同人の調書が存在するかは不明である。
AY	養老乃瀧店長。員面2通で櫻井のアリバイ供述が一部裏付けられる。
E	布佐駅員で，8月28日夜，杉山が駅舎の外のベンチに座っているのを目撃したと証言した。
EC	8月25日夜，布佐駅前に集合して，杉山，SA，STと木下のバーに飲みに行った人物。布佐在住。
EH	ETの娘。第2次再審で開示された調書で，父親の夜釣りを見学したと供述している。
EK	ETの息子で，一緒に夜釣りをしていた。第2次再審で開示された9月3日付捜査報告書によると，EKは，同日夜釣りの事実を警察に申告している。
ET	8月28日夜，栄橋で車を停めて，橋脚のところで夜釣りをしていたと証言した。櫻井と杉山の自白調書に車が停車していたという供述が登場する。
F	バー「J」のママ。第2次再審で開示された10月25日付員面では櫻井は8月20日以降店に来ていない，11月17日検面では8月28日午後11時30分頃店に来たと変更している。自白のストーリー通りだとすると，午後11時30分に店に着くことすら不可能であり，再審段階で，本当はもっと早い時間に来たと弁護人に対して言っている。
HA	同人の弟HSがそば屋にいるかどうかを見てきてほしいとOTに頼んだ人物
HM	HAの夫
HS	HAの弟
I	栄橋石段の一件は8月28日夜かはっきりしないと証言したが，その日だとする検面が証拠として採用された。
IG	V方に頻繁に出入りしていた人物で，Vは部屋に他人をあげたがらなかったこと，新品のロッカー2個を4畳間に搬入したこと，Vが布製財布を所持していたことその他Vの生活に関する重要な情報が記載された員面・捜査報告書が第2次再審になって開示された。
IH	布佐駅の駅長
IK	8月28日午後9時半頃，栄橋の布佐側入口付近をバイクで通過しようとしたとき，2人の男性を目撃したと証言した。ただし，それが誰であるかは特定していない。杉山の自白調書に犯行後栄橋入口でバイクのライトに照らされたという供述が登場する。
IN	布佐駅の駅員
IT	Wのクリーニングの配達先。第2次再審で員面が開示されたが，Wが来たのが8月28日夜かどうかもはっきりしないと供述している。
IY	道路をはさんでV宅の向かい（TG宅の北隣）住人。
K	栄橋石段の一件は8月28日夜かはっきりしないと証言したが，その日だとする検面が証拠として採用された。
KA	OMが弁護人録取書で8月28日夜，V方入口に立っていた人物ではないかと特定した人物
KB	8月27，28日，中野区野方のSAのアパートで，SAから足に入れ墨をしてもらった。杉山は，それを見ていた。
KE	石油店の経営者で，Wが8月28日夜，給油するため立ち寄ったか否か問われて，「8月末頃」と供述している。
KH	SBが稲刈りのアルバイトしていた家の妻。SBに夕食を出し，SBがKH方を出た時間などを供述している。
KJ	8月29日，取手競輪場で杉山と観戦していた人物
KK	8月28日，櫻井が取手競輪場で会い，前日借りた500円を返し，我孫子駅で別れた人物
KM	V方の道路の向かい側の家。Wは，同家のブロック塀と比較して，帰路の男性2人の身長の高低を判断している。
KO	Vが布製の三つ折り財布を所持していたこと金貸しをしていたことなどを供述している。
KS	9月1日に栄橋石段の手前で杉山が2500円を喝取した相手
KT	8月29日の取手競輪の出走選手・優勝選手について証言した競輪場関係者
KW	8月28日夜，櫻井がバー「J」を出た後，電話をかけた相手
KZ	8月30日朝，仕事を頼みに来て，Vの死亡を最初に確認した人物
L	確定1審で櫻井のために最初に選任された国選弁護人
MO	8月29日，取手競輪場で杉山と観戦していた人物
MR	OMが野菜の買い出しに出かけた農家の主人
NC	同人の弟が利根川で溺死し，8月28日夜，通夜が行われていた。
NM	当時の新聞には，見知らぬ男性がN食堂を訪ねて来て，NMに「Vと会うことになっている」と話したなどと報道されている。この調書も不見当と回答された。
NS	別の用件で警察に行った際に，Wが8月28日夜，櫻井・杉山を見たと最初に話した客。第2次再審で開示された員面によると，二人が犯行を否認した昭和43年2月15日以降にクリーニングの配達に来て話したことになっている。

NY	Wのクリーニングの配達先。第2次再審で員面が開示されたが，Wが来たのは8月末頃と供述している。
OE	8月28日夜，自転車で買い物に行く途中，OMと会ったなどと供述している。
OG	8月29日取手競輪で杉山と一緒に観戦し，400円を同人に貸したと証言した。
OH	八百屋の主人。第2次再審で開示された調書で8月28日夜，OMが野菜を買いに来たと供述している。
OM	OTの母親で，第2次再審になってようやく員面・捜査報告書が開示された。OT同様に8月28日夜，自転車でV方を通過したとき，入口付近と奥に2人の男性を目撃している。初期供述によると杉山とは違う人物を目撃したことになる。
ON	8月29日取手競輪場で杉山と会い，500円を同人に貸したと証言した。
OT	OMの息子で，8月28日夜，自転車でV方を通行したとき，V方の入口と奥に2人の男性がいた，奥の男性の方が背が高く，Vと話していたと証言した。同人の員面・捜査報告書は第1次再審で開示された。初期供述によると，杉山とは違う人物を目撃したことになる。
SA	櫻井昌司の兄。昭和42年8月当時，中野区野方のアパートに住み，近くのバー「J」に勤めていた。確定1，2審で，8月28日夜，櫻井がバーに何時に来たかについて証言した。
SB	8月28日夜，自転車でV方を通過したとき，入口付近に男性1人が立っていたと証言した。ただし，それが誰であるかは特定していない。
SE	SAの借りているアパートの隣のアパートの賃借人で，櫻井が侵入して魚の缶詰1個を盗ってきた。
SF	大和屋食堂の経営者。櫻井が本件について話したことがないことを立証する目的で検察側が申請した証人
SH	櫻井は，10月15日，最初の自白をしたとき，9月1日に我孫子駅でSHにあったことを8月28日の出来事のように供述した。確認を求められたSHは，10月15日は東京にいて布川に行っていないと供述した。
SJ	櫻井は，8月29日夕方，我孫子駅から列車に乗って小林に行っているが，そのとき同乗した人物
SK	Tは，捜査段階の初期に，同じ会社に勤め，いつも一緒にSKと帰っていたが，8月28日だけは一緒でなかったと供述した。いつも一緒に帰っていたわけではない旨のSKの弁護人録取書を新証拠として提出した。
SL	SRの弟で，確定2審で，兄が洗車しているところ及びV方前に男1人が立っているのを見たと証言した。
SM	Wは，8月28日夜，SM方に立ち寄り，「俺は用心棒」というテレビを見て帰路についたと証言している。
SN	Kの10月22日付捜査報告書に，SNはいつもKと帰りの列車に乗っているが，8月28日は別だったと記載。
SO	赤羽のバーに勤務している。8月26日夜，櫻井，杉山，STは，同所に飲みに行っている。その後，櫻井は，SOに電話している。
SR	第2次再審で8月31日付捜査報告書等が開示され，警察は，SRが車を停めて洗車していたことを把握していた。
SS	8月29日夜，杉山が根本食堂で恐喝しておごらせた相手。ただし，その日深夜に同人らと共謀して別人を暴行し，この暴力行為により杉山は逮捕勾留された。ただし，この件は起訴されなかった。
ST	第2次再審で開示された員面によると，STは，8月28日夜，布佐駅前にて，杉山，SA，ECと会い，その後木下のバーに飲みに行ったなどと供述している。Eが8月28日夜のことと供述している出来事が8月25日の情景に似ている。
SX	1998年7月に日本大学文理学部キャンパスで行われたバイク目撃実験で被験者になった人物
SY	櫻井は，8月28日夜，バー「J」を出た後，友人のSYに電話している。
T	8月28日夜，我孫子駅成田線ホームで櫻井・杉山を目撃したと証言した。
TF	Vの実弟
TA	Vのいとこで，現場検証に立ち会い，Vが布製三つ折り財布を所持していた等Vの日常生活について詳しく供述している。第2次再審になって調書が開示された。
TG	道路をはさんでV方の西側の住人。8月28日午後9時ころ，V方でガラスが割れるような音を聞き，影が動くのを見たと証言した。
TK	杉山が8月28日夜出かけた薬師東映の支配人
TM	関東バスの栄橋停留所のバスの発着時間について供述している人物
TR	第一発見者であるKZとともにV方に入り，同人の死亡を確認した人物。同人の調書は不見当と回答された。
US	V方の道路をはさんで斜め向かいにある星野製作所の工場長。第2次再審で開示された員面で，8月28日夜，工場で残業していたなどと供述している。
V	被害者。当時62歳で，鶏小屋の修理などの大工仕事をしながら，IGやTAの供述によると金銭の貸付けもしていたと思われる。
W	8月28日夜，被害者方前をバイクで通過したときに，櫻井・杉山が立っているのを目撃したと証言した。
WH	櫻井は，8月28日，WHから身分証明書を借りて自分の自転車を質に入れ，その金で同日午後取手競輪で遊び，KKに500円を返した。
WK	櫻井の友人。櫻井は，8月27日夜同人宅に泊まっている。杉山も8月29日夜泊めてもらっている。
YB	櫻井は，当初，母親と警察に，8月28日はYB方に泊まってビルの清掃の仕事をしたと嘘のアリバイを言った。
YK	Vは，8月28日，YK方で鶏小屋の製作をしており，午後6時半頃出かけたとYKは供述している。
YR	Wが帰路に横町バス停にいるのを見たと証言した利根町役場の職員。弁護人に対しては，8月28日夜，横町バス停から終バスに乗って帰宅したが，Wには会っていないと回答。確定1審で調査報告書として提出した。
YT	VがYK方を出た後立ち寄った先。YTは，午後7時から午後7時半頃出かけたと供述している。
YX	1998年7月に日本大学文理学部キャンパスで行われたバイク目撃実験で被験者になった人物

図1　全域図

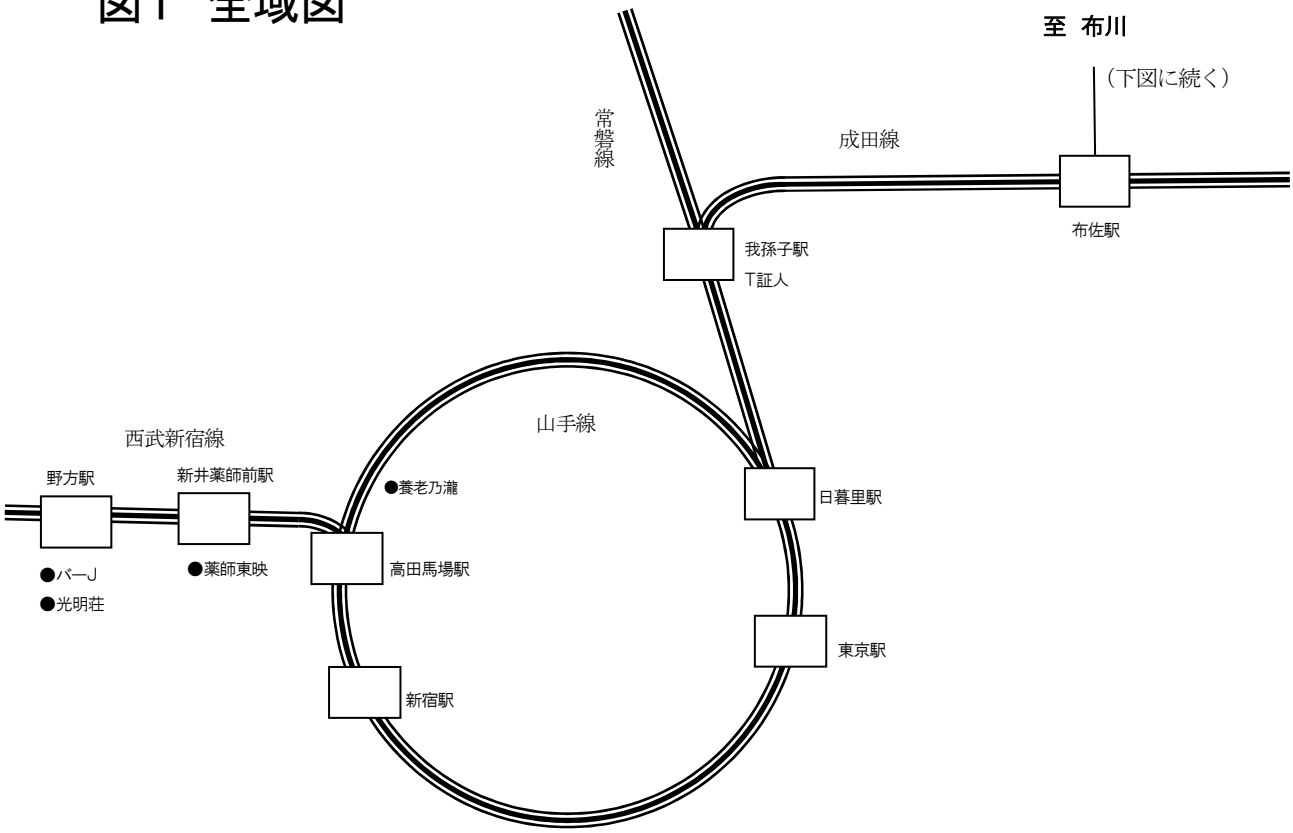

図2　被害者宅周辺図

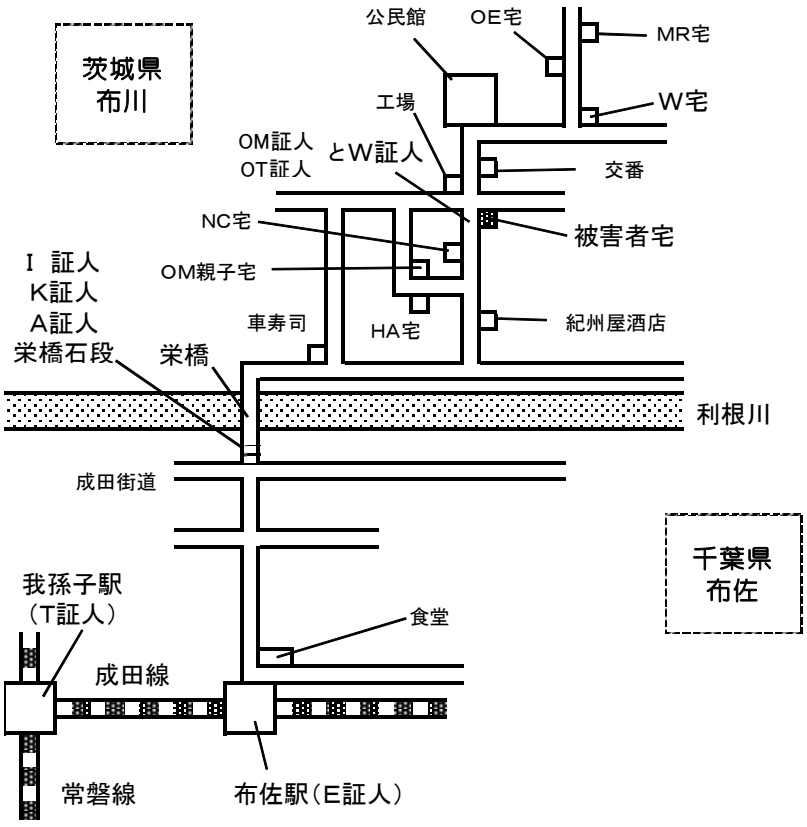

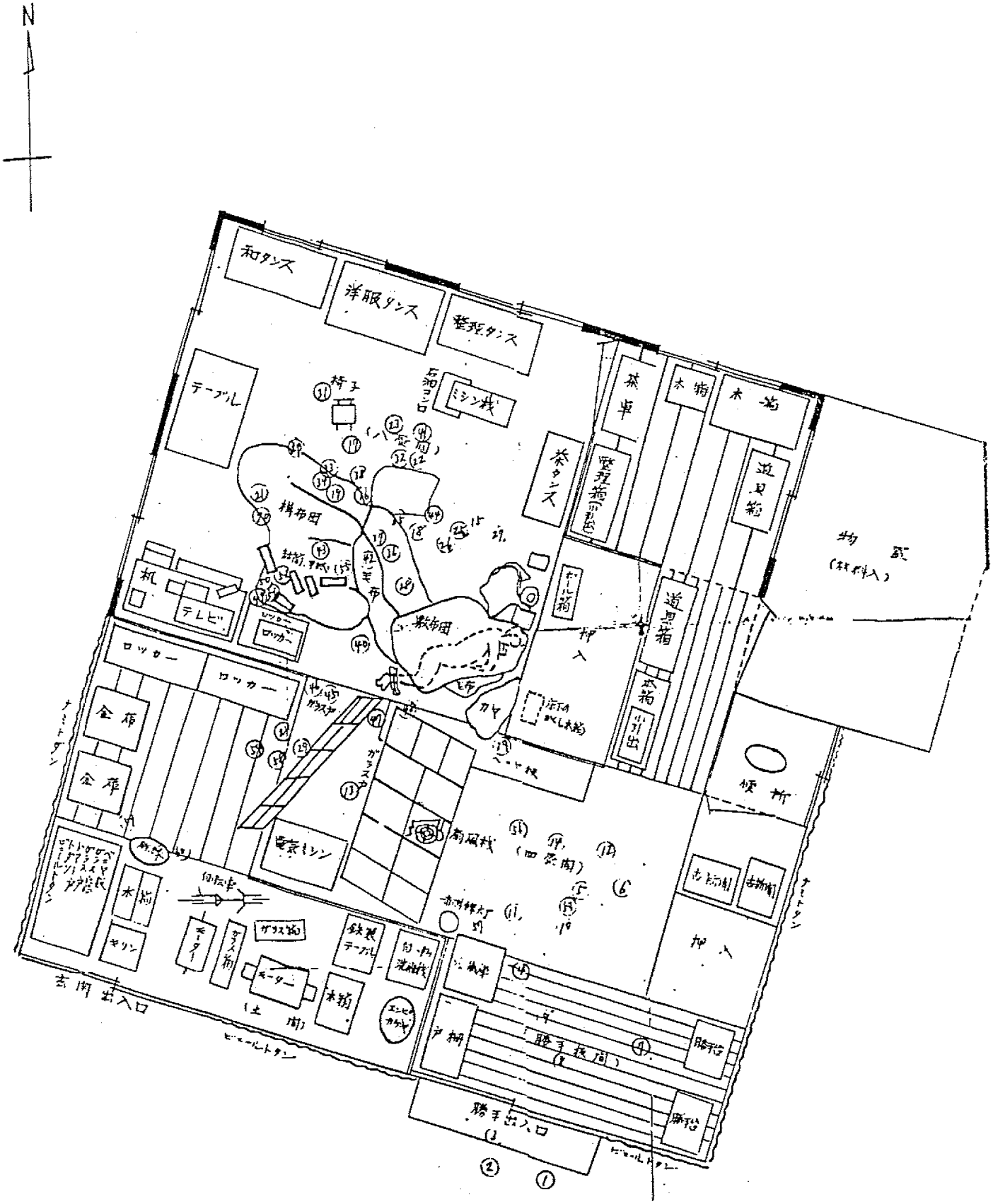
N
和タンス
洋服タンス
整理タンス
テーブル
椅子
ミシン机
茶タンス
茶箪
木箱
道具箱
物置
(材料入)
押入
座布団
敷布団
机
テレビ
ロッカー
金庫
電気ミシン
自転車
ガス箱
モーター
鉄製テーブル
洗濯機
便所
洗面台
勝手板間
勝手出入口
玄関出入口
ベランダ
ビニールトタン

図3　被害者宅平面図

巻頭写真１～１８

１　新井教授のガラス戸実験装置
（ガラス戸の下を蹴ってもガラスは割れない）

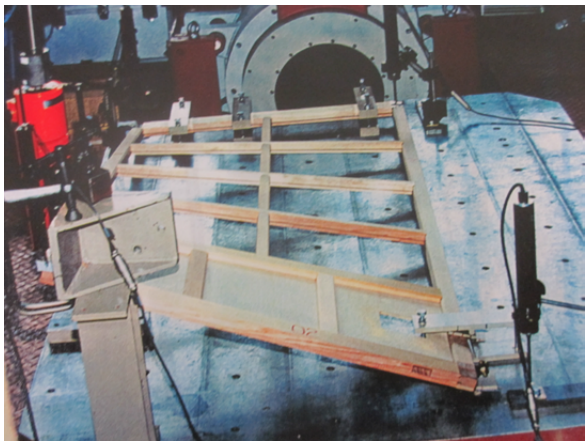

２　直井・河合鑑定の建具加力実験
（面外変形による建具破損を検証する）

３　荒居博士による指紋実験
（採取作業に取り組む荒居博士）

４　厳島教授によるバイク走行実験
（日大キャンパスに現場の状況を再現する）

５　ガラス戸工作自白再現ビデオの制作状況
（格闘によるガラス戸破損の検証状況）

６　櫻井さんの獄中日記１６冊

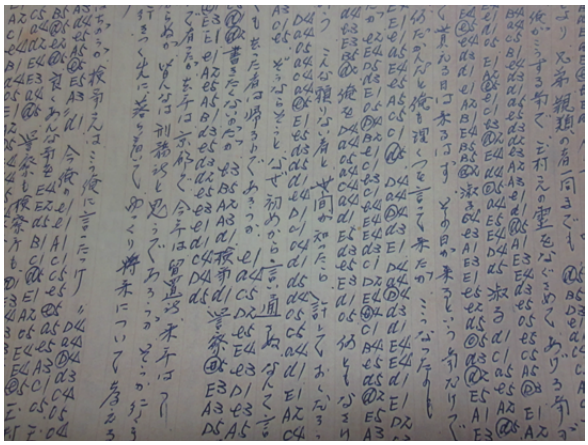

7　櫻井さんの獄中日記 No. 3
（暗号を使って無実を叫ぶ）

8　殺害自白再現実験（扼頸の場合）
（自白の体勢では手で首を絞めるのは困難）

9　殺害自白再現実験（絞頸の場合）
（木村教授らが想定した絞頸の方法を再現）

１０　便所脱出自白実験
（飛び降りる前に足が地面についてしまう）

１１　開示された櫻井１０.１７録音テープ

１２　編集再現実験に用いたオープンデッキ

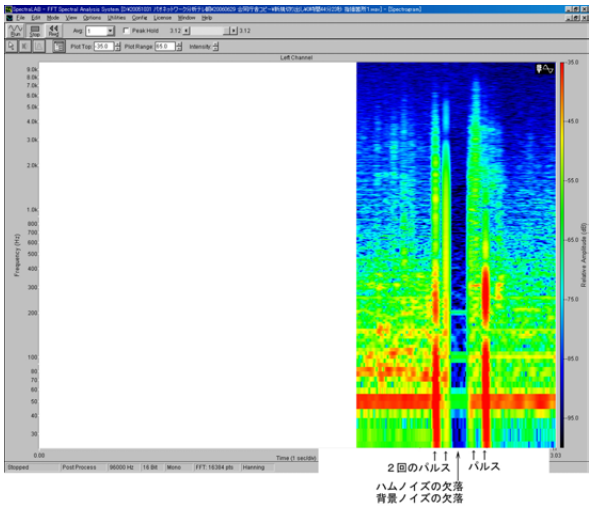

１３　中田鑑定書００４部分のＦＦＴグラフ

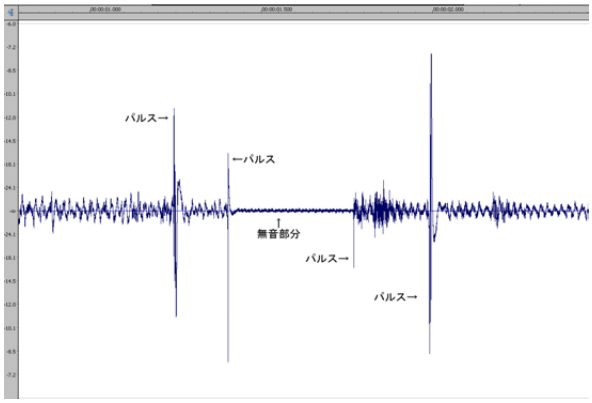

１４　中田鑑定書００４部分の波形グラフ

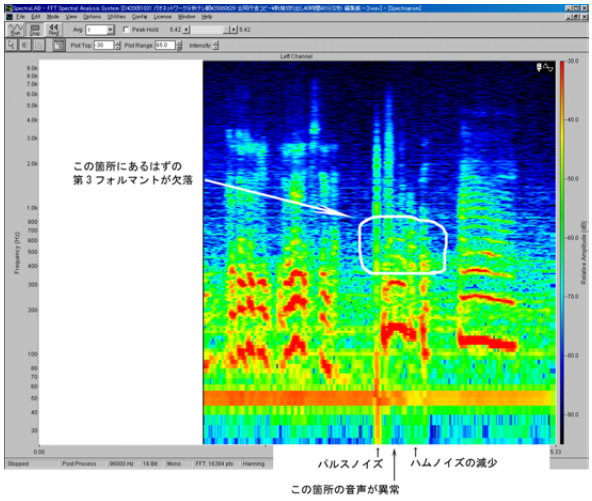

１５　中田鑑定書００３部分のＦＦＴグラフ

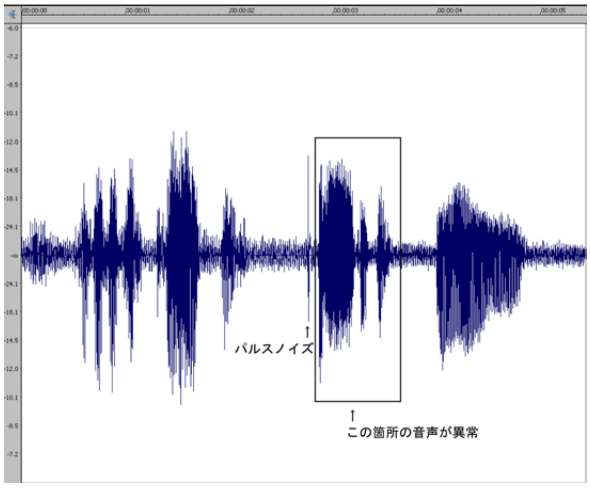

１６　中田鑑定書００３部分の波形グラフ

006FFTグラフ

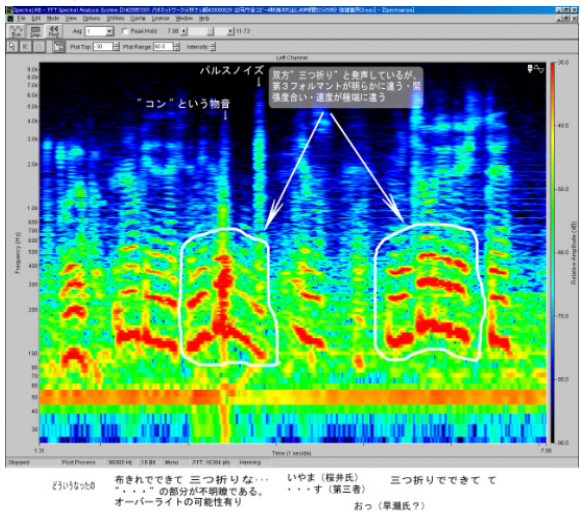

１７　中田鑑定書００６部分のＦＦＴグラフ

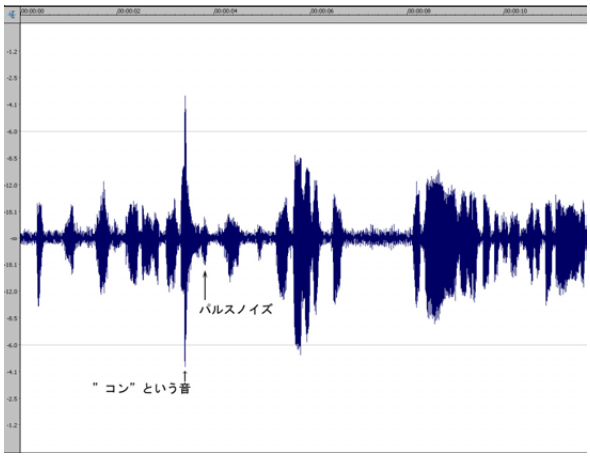

１８　中田鑑定書００６部分の波形グラフ

はじめに

茨城県北相馬郡利根町布川（ふかわ）。利根川沿いのこの静かな町で強盗殺人事件が発覚したのは，１９６７年８月３０日のことである。解剖結果等から，事件は８月２８～２９日のこととされたが，捜査は難航した。

事件から４０日以上経過した１０月中旬になって，櫻井昌司さん（当時２０歳）と杉山卓男さん（当時２１歳）の二人が別件逮捕される。冤罪としての「布川事件」はここから始まる。厳しい取調べで虚偽の自白に追い込まれた二人は，他に確たる証拠もないのに，その自白を主要な根拠に，強盗殺人犯として起訴された。第１審，第２審，第３審と敗れ，千葉刑務所に服役し，獄中からの再審請求（第１次）にも敗れた。仮釈放後の２００１年に申し立てた第２次再審請求においてようやく訴えが認められ，二人は２０１１年５月，再審無罪判決を得て雪冤の願いを果たした。すでに逮捕から４３年余の歳月が経過し，二人はとうに還暦を過ぎていた。

その気の遠くなるような歳月を，二人は，日弁連の支援のもと，弁護団や支援者とともに，力を合わせ，知恵を出し合い，創意工夫を凝らし，そして度重なる敗戦にも挫けず，粘り強く闘い続けた。そして，堅牢であるかにみえた確定有罪判決を打ち破り，再審の重い扉を開き，無罪判決を獲得するに至ったのである。その闘いの成果は，再審はもちろん，我が国の刑事司法の在り方を考える上でも，重要な意味を持つと思われる。

本書は８つの部から構成される。

第１部から第６部は，誤った裁判を正し，冤罪から二人を救い出すための足かけ４４年に及ぶ弁護活動と支援活動の記録である。第１部は確定審の経過を，第２部は第１次再審請求の経過を辿る。第３部は第２次再審請求審の経過を，第４部は再審公判の経過を，第５部は再審無罪判決後の経過を追う。第６部で以上の４４年の経過を総括する。

それに続く第７部には，布川事件に力を貸して下さった学者・研究者の方々の寄稿文を，第８部には，櫻井さん，杉山さんとその守る会の人，そして再審弁護を担った弁護人の一言などを収録している。

第１部　確定判決

確定審の裁判所が，三度にわたって二人の有罪を宣告しても，弁護団や支援者は，二人を冤罪から救う活動を続けることができた。それは，獄中から訴える二人の無実を心から信じることができたからである。それと同時に，二人を有罪とした確定審の裁判所の判断が，いずれも道理のない判断であったからである。澄んだ目で見ればおよそ容認できない不合理な判断で埋め尽くされていたからである。再審闘争としての「布川事件」を生み出したものは，確定審で繰り返された誤った判断であるとも言える。

ここでは，その不正義の確定裁判が生み出された経過を概観し，何がこの誤りを生んだのか，どこに問題があったのかについて，要点を記す。

第１章　事件発生から起訴に至るまでの経過

１　事件発生

１９６７年（昭和４２年）８月３０日の朝，一人暮らしの大工で，金貸しもしているとの噂のあった男性（当時６２歳）が茨城県北相馬郡利根町布川の自宅で殺害されているのが発見された（巻頭図１～３）。死体解剖等を経て，犯行日時は同月２８日夜から翌２９日早朝との推定がなされ，以後，これを前提とした捜査が進められることになる。

死体発見当時，被害者宅の８畳間と４畳間の仕切りのガラス戸２枚は４畳間側に不規則な形で倒れ，東側のガラス戸のホゾ・框が損傷し，両方のガラス戸のうち４枚が破損してその破片が４畳間側に散乱していた（写真１）。

■写真１【ガラス戸倒壊】８．３０検証調書から

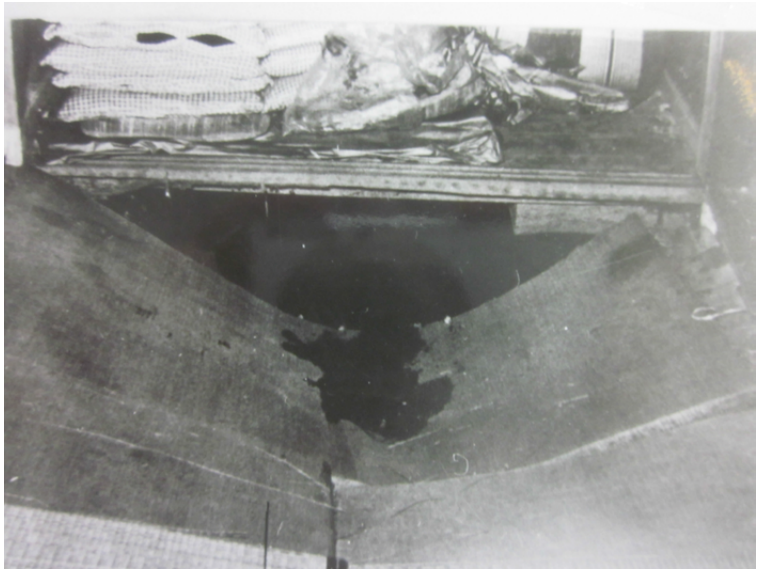

■写真２【床落ち】８．３０検証調書から

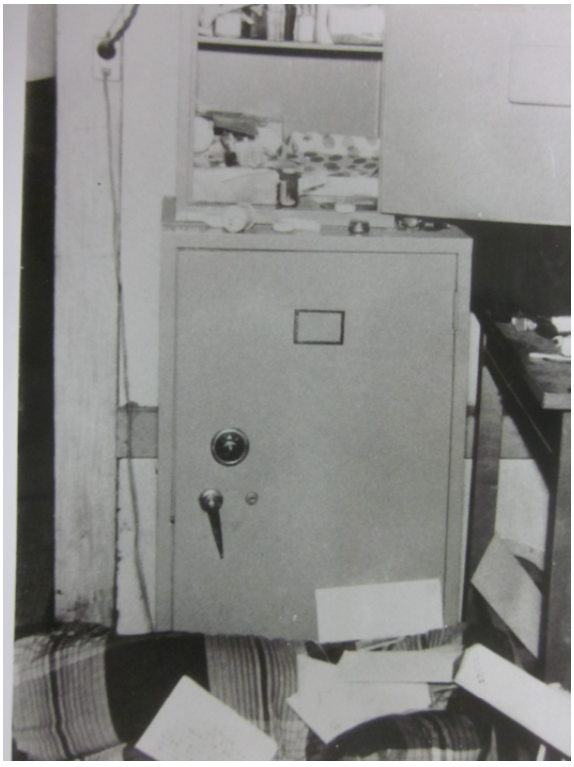

■写真３【８畳間ロッカー】８．３０検証調書から

また，８畳間の床は床板，根太掛，大鴨が破損して大きく落ちくぼみ（写真２），そこに被害者の死体が横たわっていた。遺体の両脚はタオルとワイシャツで縛られ，首のまわりにはパンツが巻き付いており，口の中には別のパンツが押し込まれた状態であった。このような状況からは，被害者と犯人との間で激しい格闘があったことが想像され，８月３０日付検証調書にも被害者は「相当抵抗したものと思料される」と記載されていた。

また，部屋にあったロッカーや机の引き出しなどの状況から，物色があったことも明らかだった（写真３）。

２　別件逮捕

茨城県警察本部は，事件発覚後，直ちに現地布川に捜査本部を設置し相当数の捜査官を動員して捜査を始め，地元の前科者，素行不良者，被害者から金を借りていた者などを徹底的に洗い出したが，犯人の割り出しには至らず，有力な手がかりも得られない状況が１か月以上続いた。この間，捜査対象者とされた者は１８０名近くにも及び，中には本件とは異なる詐欺や傷害等で逮捕された上で，本件についての取調べを

受けた者も複数名いたが，いずれもアリバイが成立するなどして本件とは無関係であるとの結論となり，捜査対象から外された。当時の新聞にも「いぜん捜査は難航」「有力な決め手つかめず」「捜査は長期化か」などという見出しの記事が掲載された。

そのような中，捜査本部は，同年１０月１０日に素行不良者として捜査線上に名前の挙がっていた櫻井昌司さん（当時２０歳。以下原則として敬称を省略する。）をズボンとベルト各１本を盗んだという窃盗事件で，同年１０月１６日に杉山卓男さん（当時２１歳。以下原則として敬称を省略する。）を知人を殴ったという暴力行為事件でそれぞれ逮捕した。窃盗，暴力行為については，二人はそれぞれ逮捕当初より認めていたため，その取調べは早々に終了し，その後の勾留期間は，もっぱら本件強盗殺人事件の取調べに使われた。後に詳論するが（第３部第５章第５節），この二人の逮捕・勾留が違法な別件逮捕・別件勾留であったことは明らかである。

３　二人の自白

（１）櫻井自白

ア　窃盗で逮捕された櫻井は，逮捕３日後の１０月１３日から強盗殺人の取調べを受けることになった。担当取調官である早瀬四郎警部補（以下「早瀬」という。）から事件当日のアリバイを追及された櫻井は，かすかな記憶を頼りに「その日は兄貴の家（東京・野方）に泊まったと思う。」と述べた。これに対し，早瀬は「兄貴は『来ていない』と言ってるぞ」と言い，あっさり櫻井のアリバイ主張を否定した。まさか警察が嘘をつくなどということは考えもしない櫻井は，かすかな記憶を否定されたことで混乱に陥った。前後の日にちは思い出せても，２８日だけ思い出せないという櫻井に，早瀬は「お前，中学生が数を数えて，１，２と分かる，３が分からない，４が分かると同じだ。」などと言い，櫻井は反論の言葉を失った。

さらに早瀬は，「お前と杉山を現場の前で見たという人がいる」とたたみかけ，櫻井を追い詰めていくが，実際には，この時点において櫻井を見たとの供述をしていた者は誰もいなかった。杉山と共にこの事件の犯人と疑われていることを初めて知った櫻井は，驚くと同時に，杉山は実際にやったのだろうと思い込んだ。もともと，櫻井，杉山は地元の素行不良者として互いに接点はあったものの，仲が良いとはとても言えない関係であり，杉山が櫻井を殴ったなどということもあったのである。杉山は櫻井本人よりむしろ櫻井の兄の方が親しかった。後日，櫻井，杉山共に，２８日は，二人ともが櫻井の兄のアパートにいたのであって，お互いが事件には一切関与しているはずもないという確信を持つに至るが，それまではお互いに疑心暗鬼になっていたのである。

イ　深夜に及んだ取調べで，眠らせてくれという櫻井に早瀬は「眠らせてくれと言うのがやましい証拠で，犯人の証拠なんだ。」と言い，空腹を訴える櫻井には，早瀬は，自分の所持金で食べ物を買うことは認めず「魚心あれば水心だ。」などと言って，暗に認めれば食べさせてやると言うような状況であった。

そして１４日，早瀬は，櫻井に対し，「お前の母ちゃんも，『やってしまったことは仕方がない，早く本当のことを言え』と言っている」と告げたのである。混乱のさなか，唯一の味方だと信じていた母も自分を犯人と思っていると聞かさ

れた櫻井は，絶望の淵に立たされた。獄中日記（詳細は第３部第３章第６節）には，「俺はこの言葉程，あの時の俺にショックであったのはないと思う。」と綴られているが，後に母と面会をした櫻井は，この母の言葉も早瀬の嘘だったことを知る。

ウ　そのような櫻井に対し，１５日，捜査官は「嘘発見器」（ポリグラフ検査）を使用する。櫻井は，器械であれば自分の無実を正確に判定してくれると考え，最後の望みをかけてすすんで検査に応じたが，検査結果を心待ちにしていた櫻井に，早瀬は「残念だったな，櫻井。検査の結果，お前の言うことはみんな嘘と出た。もうだめだから本当のことを話せ」と自白を迫ったのである。この時の検査記録紙については，弁護側からの再三の請求にもかかわらず，とうとう最後まで検察官からは開示されなかった。なお，早瀬は確定２審の公判廷において，ポリグラフ検査結果について「反応がないと聞きました。」と供述しており，前記自白を迫った早瀬の言葉も虚偽であったことが明らかになっている。

エ　こうして，櫻井は，最初の自白をするに至る。１０月１５日のことである。最後に早瀬に対して「もし自分が犯人ではないと分かったら，首を覚悟してもらいますからね」と述べたのが精一杯の抵抗だった。櫻井は，当時の心境について，獄中日記において「捨て鉢な気持ち」と綴っている。そして再審公判においては，ポリグラフ検査の結果を告げられ「心が折れた」とも述べ，当時の心境を思い言葉を詰まらせた。櫻井の自白は，取調官の偽計を信じ込み，空腹に耐えかね，親からも見放されたと思い込まされて傷付きながら，いつ終わるかわからない取調べの苦痛から逃れたい欲求にかられた結果であった。しかも，櫻井は，自白調書が裁判上の証拠になるということも知らない，二十歳になったばかりの若者であった。無実なのだから有罪の証拠などあるはずもなく，仮に自白をしてもいずれ無実が明らかになると信じていたのである。

（２）杉山自白

ア　櫻井は，１０月１５日に「杉山と一緒にやった」との自白をさせられた。翌１６日に杉山が別件逮捕され，この自白をもとに櫻井同様自白を迫られることになったのである。杉山逮捕の当日から「お前がやらないと言ってもだめだ，お前の相棒（櫻井）がお前とやったと言っている」「櫻井は杉山とやったと言って，泣いて謝っている」と述べる担当取調官久保木輝雄警部補（以下「久保木」という。）の手には，櫻井の自白調書が握られており，まさに「自白強要」とも言うべき取調べが続けられた。久保木は，杉山のアリバイ主張は全く受け入れず，ＳＡのところに泊まったという杉山に，「ＳＡは，杉山が泊まったのは８月中頃までだったと言っている」として，ＳＡ調書のコピーを見せた。

イ　櫻井の自白調書やＳＡ調書を見せられた杉山は，当初，櫻井は真犯人であり，櫻井の兄と共謀して事件を起こしたが，共犯である兄を助けるために杉山を犯人にでっち上げ，道連れにしたのではないかと考えた。そして，杉山を頭から犯人と決めつける取調官には，いくら言っても無駄であるが，嘘を言って自分を巻き込もうとしている櫻井と直接対峙できれば，その時に真実を明らかにすることができる，櫻井と直接対峙するには，取調べを早く終えて早く裁判にするしかない，

と考えるに至ったのである。

杉山は少年時代に複数人と共に行った傷害事件で逮捕された際，事件現場にはいなかった少年，つまり，本来の共犯ではない少年も誤って逮捕され，杉山も含めた他の少年達が「あいつはいなかった」と捜査官に必死に述べたにもかかわらず，これが聞き入れられずにこの少年も処分を受けたという体験をしていた。このような体験からも，杉山は取調官が一度「クロ」と決めつけたら，いくらやっていないと言っても無駄だという認識を持っており，むしろ，早く法廷で櫻井と直接対決をした方がよいという判断に至ったのである。

ウ　また，取調官は杉山に対しても「お前を見ている人が２０人も３０人もいる」と虚偽の事実を告げている。さらに，久保木は杉山に対し，郵便局員が殺人で否認して死刑になった，殺人でも泣いて謝ったら懲役５年ですんだ，認めなければ死刑になる，認めれば懲役４年とか５年で出られる等と述べるとともに，認めなければいつまでも調べ続けると言い，杉山の抵抗心を奪ったのである。

こうして，杉山は１０月１７日，本件強盗殺人についての最初の自白をした。

（３）自白後

一旦自白をした二人は，「これで解放される」との予想に反し，詳細な自白調書の作成を迫られることとなる。しかし，自ら体験した事実を述べる自白とは違い，虚偽の自白を維持するのであるから，それは，捜査官の協力（誘導）なしには不可能な作業であった。取調官はわざと現場の図面を杉山に見えるように持ち，しばらく観察をさせた後に，杉山自身に図面を書かせたり，二人が正解を出すまで何度も同じ問答を繰り返すなどした。こうして，言ってみれば取調官と二人の共同作業によって，自白調書が作成されていった。二人は８月２８日とは別の日の出来事を，あたかも同日のことのように装って語り，何とか自白調書を形にしなければならなかったが，二人は地元出身者であり，日頃から布川近辺を活動範囲としていたのであるから，他の日のことを２８日のこととして話すこと自体は難しいことではなかった。しかし，こと事件の具体的な内容になると，途端にその場しのぎの話をしたり，取調官に言わされるままに語ったりということになり，後の検証によって二人の自白の食い違いや多数の変遷などが指摘されるような自白調書が多数出来上がっていったのである。

４　逆送‥‥‥再び代用監獄へ

（１）多数の自白調書を作成された櫻井・杉山は，櫻井が１１月８日に，杉山が１１月６日に代用監獄から土浦拘置支所に移監された。櫻井は獄中日記に，拘置所は取手署にくらべると天国と地獄であると綴っている。二人はやっと心の休まる時間を得たのである。代用監獄での取調官らによる連日の一方的な取調べから解放された二人は，検察官調べの際にはそろって否認をした。警察では何度言っても無実を信じてもらえなかったが，検察官であれば自分たちの言うことを信じてくれるかもしれないという一縷の望みを託しての否認であった。担当の有元芳之祐検事（以下「有元検事」という。）は，二人の無実の訴えを真摯に受け止め，否認調書を作成したため，二人の置かれた状況は好転したかに見えた。

（２）ところが，二人の否認調書が作成された後の１２月１日，櫻井は取手警察署へ，

杉山は土浦警察署へそれぞれ再移監（逆送）されてしまったのである。被疑者が代用監獄から拘置所に移監になった後に，再び代用監獄へ戻されることなど，通常ではあり得ない。このタイミングでの再移監は，否認を覆させ，再び自白させるべく厳しい取調べを可能とするためという捜査側の不当な目的が明らかなものであった。

この点，確定３審は「本件の捜査未了の段階において，移監自体をとらえて違法ということはできない」としたが，再審請求審の土浦支部決定は「逆送されたこと自体不自然で」あると指摘し，東京高裁決定も逆送は「虚偽自白を誘発しやすい状況に置いたという意味で問題があった」としている。

５　再度の自白

代用監獄に戻された二人は，従前の取調官から再び厳しい追及を受け，有元検事のもとで行った否認を，再度覆して，自白をするに至る。

また，有元検事から担当が代わった吉田賢治検事（以下「吉田検事」という。）の取調べも有元検事とは全く違って自白を強いるものであり，自白を内容とする検面調書も作成された。吉田検事は連日，夜遅くまでの取調べを行い，「認めれば助かるが，否認を続ければ極刑（死刑）になる。」，否認を続ければ「救いようがない」という脅し文句を効果的に利用し，二人の自白を引き出したのである。杉山に至っては，片手錠，腰縄付きでの検事調べが行われた。櫻井の獄中日記には，「極刑への恐怖」に縛られていた心境が綴られており，真実（否認）を貫いて死刑になるか，嘘（自白）を通して死刑を免れるか，究極の選択を迫られ激しく揺れ動き葛藤する心情が生々しく記されている。

６　強盗殺人での起訴

二人は，拘置所での否認調書作成後，１１月１３日に本件強盗殺人については処分保留で釈放となった。ただし，櫻井は同日に窃盗（当初の逮捕にかかる窃盗事件は不起訴，起訴は別の窃盗事件）で，杉山は同日に暴行・傷害・恐喝（当初の逮捕にかかる暴力行為は不起訴）でそれぞれ起訴された。以後，先に述べた逆送後の取調べ等は，この別件起訴後の勾留を利用して行われたのである。この点，確定３審は起訴後の勾留中であっても起訴されていない余罪につき任意の取調べをなすことは違法ではないとするが，再自白を得るために逆送という奥の手まで使った捜査官が，取調受忍義務のないことを二人に告知するなどということはあり得ない。到底，任意の取調べなどと言えないことは明らかであった。この別件起訴後の勾留を利用した本件強盗殺人の取調べは，二人が強盗殺人で起訴をされる日まで，１か月半以上にわたって続けられた。これが逮捕・勾留の期間を厳格に定めた刑事訴訟法の潜脱であることも，また，明らかである。

こうして多くの自白調書ができあがり，二人は，１９６７年（昭和４２年）１２月２８日，強盗殺人罪で起訴されるに至った。

第２章　確定審の経過と問題点

第１節　第１審（水戸地裁土浦支部）

１　冒頭手続等

（１）第１回公判は昭和４３年２月１５日に行われた。

（２）公訴事実の要点は次のとおりである。

櫻井・杉山は，競輪に興味をおぼえ，資金にこと欠くようになった。二人は昭和４２年８月２８日午後７時２０分頃，栄橋袂（巻頭図２）で出会い，金策の話しをするうち，他から金を借りることになり，櫻井の知り合いであるＶ方（写真４）に赴き，櫻井が借金を申し入れたが断られた。

■写真４【被害者宅（南から）】８．３０検証調書から

■写真５【８畳間押入れ】８．３０検証調書から

いったん栄橋付近に引き返したが諦めきれず，再びＶ方に行き，まず櫻井が勝手口から上がりこみ借金を申し入れたが，Ｖに拒否されたため憤慨し口論となった。その様子を勝手口の外から見ていた杉山もＶの態度に憤慨して上がりこみ，申し入れに応じるよう言ったが，拒絶されて益々憤慨した。ここで二人は金欲しさのあまり，殺してでも現金を奪おうと決意し，共謀の上午後９時頃，８畳間でＶを仰向けに押し倒し，馬乗りになって押さえつけ，櫻井においてタオルとワイシャツで両足を縛り，杉山においてロに布を押し込んで閉塞し，さらに櫻井において頚部に布を巻き両手で扼し，Ｖを窒息死させて殺し，８畳間の押入れ（写真５）等から現金合計約１０万７千円を強取した。

（３）二人は上記公訴事実をきっぱりと否認した。

２　冒頭陳述

検察官の冒頭陳述は，公訴事実に対して，概ね①本件発生の日（昭和４２年８月２８日）二人は我孫子駅で出会った後，同駅午後６時４７分発列車の別車両に乗り共に布佐駅（巻頭図１，２）で下車，約１０分後に栄橋袂のバス停（巻頭図２）付近でまた出会ったこと，②殺害後の物色や強取は，櫻井が玄関上がり口のロッカー，八畳間の机の抽斗（写真６）や二つ重ね小ロッカー（前記写真３）などを物色の末，小ロッカーから現金約７千円を見つけて取り，杉山が八畳間押入れの布団の間から現金約１０万円を見つけて取ったものであること，③その後，二人は八畳間と四畳間の境のガラス戸を取り外して四畳間に乱雑に倒し（前記写真１），便所の窓の桟を外す等したこと（写真７）。これは二人が突嗟に思いつき，他人の犯行と見せかけるために行ったものであること，④犯行後，二人は東京に逃げたが，途中の列車内で杉山は奪った１０万円のうちから４万円を櫻井に与えたこと，⑤二人とも奪った金は翌日取手競輪場で使い果たしたこと，等を付加したものである。

■写真６【８畳間机】８．３０検証調書から

■写真７【便所の窓】８．３０検証調書から

３　検察官の証拠調請求

犯人の特定に関わらない様々な証拠のほか，本件犯人が櫻井・杉山の二人であることを立証しようと，検察官は同年３月４日の第２回公判で１７人の証人尋問を請求した。

■写真８【布佐駅前】４３．３．２５検証調書から

■写真９【栄橋石段】４３．３．２５検証調書から

①Ｅには布佐駅（巻頭図２，写真８）で８月２８日杉山を見たことを，②Ｔには我孫子駅で８月２８日二人を見たことを，③Ｉ・Ｋ・Ａには８月２８日栄橋石段付近（巻頭図２，写真９）等で，杉山・櫻井の一方または双方を見たことを，証言させようというのである。

その他には，本件前後，櫻井と行動を共にしたことがあるＳＴ，同夜本件現場近くで通夜をしたＮＣ，同夜Ｖ方前で二人の男を見たＯＴ，同夜Ｖ方前を通ったＳＢ，同夜Ｖ方玄関内に人影を見たＴＧ，同夜栄橋袂で二人の男を見たＩＫ，同夜栄橋上で夜釣りをしたＥＴ，翌日取手競輪場で杉山に会ったＯＮ，土浦拘置支所在監中そこに移されて来た杉山に櫻井から聞いた話を伝えた同房者３名らの尋問を請求している。それらの人々の捜査報告書や員面・検面の取調べを請求することなく，最初から証人尋問を請求したのである。そして，弁護人が事前にそれら捜査報告書・員面・検面等を閲覧していた形跡は無い。なお，Ｖ方前で二人の男を見た点ではＯＴと同じＯＭの尋問は請求していない。

４　審理

第４回公判以後，順次それらの人々の尋問が行われた。それらのうち特徴的な例を次に示す。

（１）Ｉの尋問は第４回公判（４３．５．２）で行われた。Ｉの証言は栄橋石段での目撃の日が８月２８日であるか否かは分からないというもので，むしろその点では否定的だった。すると同公判期日に検察官は突然，Ｉの昭和４２年１２月１７日検面の取調べを請求した。弁護人は特信性を争って採否はいったん留保されたが，結局採用され，第６回公判（４３．６．６）で取り調べられた。特信性についていかなる検討がなされたのかは不明である。ところで，この検面は複数あるＩ供述中，目撃の日を８月２８日と明言した唯一の，その点で特異なものである。警察官による改ざんの痕を歴然と残すＩの１０月２２日捜査報告書・員面の開示は第１次再審を待たなければならず，公判証言と同旨の供述を記載した１１月１８日検面は第２次再審に至って漸く開示されたのである。

（２）Ｋの尋問は第６回公判（４３．６．６）である。証言は，自身の記憶では目撃の日を８月２８日と特定できないという点でＩと軌を一にするものである。検察官はＫの１２月２７日検面の取調べを請求し，これは弁護人の異議を斥けて直ちに取り調べられた。他の捜査報告書・員面等の開示は第１次再審まで待たなければならなかったのである。

■写真１０【被害者宅前（北から）】
８．３０検証調書から

（３）第１０回公判（４３．９．１２）で検察官はＷの取調べを請求した。Ｗは第１３回公判（４３．１１．１１）で初めて取り調べられ，８月２８日夜被害者宅前（写真１０）をバイクで通った際に櫻井，杉山を見たと証言した。この時点で漸く，最重要の目撃証人が登場したわけである。第１審に現れたＷ供述は証言だけで，捜査報告書・員面・検面等の請求・取調べは何も無かった。

５　検察官の訴訟追行方法

この過程を見ると，検察官は，重要な目撃者であっても有罪立証に不都合な者の尋問は請求せず（ＯＭが適例），尋問した人々から目論見どおりの証言を得られた場合にはそれを採らせることとして捜査報告書・員面・検面等の類は何も提出せず（Ｗ・Ａが典型），然らざる場合にはそれら捜査資料のうち二人の有罪立証に好都合なもののみを選んで提出した（Ｉ・Ｋが典型）ことが分かる。

それは，上記の人々の供述に限らず，櫻井・杉山の供述にも及んでおり，それぞれ２本ずつあった二人の供述録音テープにつき，前に作成されたものを出さず，後に作

成されたもののみを出していたのが典型である。

６　その余の証拠調べ

他にも検察官と被告人・弁護人の双方からの請求によって，多数の捜査官尋問・被告人質問を含む多くの証拠調べが行われた。なお，第１審では櫻井が初期の録音テープについて捜査官を追及したことを除いては，証拠開示をめぐる特段の攻防は無かった模様である。

７　論告

検察官は，まずＶの死亡時刻を８月２８日午後８時前後約２時間の間とした上，次のように主張した。

（１）二人とも逮捕後日ならずして自白したので不当に長い拘留後の自白ではない。取調べには強制・拷問・脅迫・利益誘導等は無かった。自白は任意のもので，自白内容からも録音テープからもそれが明らかである。二人には余罪があり，余罪追及中の本件自白の後，本件による逮捕に切り替えたので，自白の任意性には影響しない。

（２）二人は当日，我孫子駅・布佐駅・栄橋石段・Ｖ方前等で目撃されている。目撃証言の信用性は高い。自白後，否認するに至ったが，それは否認のための否認に過ぎない。自白は真実である。

（３）二人は布川等で目撃されている。アリバイ供述は信用できない。

（４）二人に殺意があったことは明らかである。

８　弁論の要点

弁論は，概略以下のとおりである。

（１）我孫子駅におけるＴの目撃は８月３１日のことで，杉山がＫＳとの約束により，金を受け取ろうとして待っていた際のことである。

（２）布佐駅におけるＥの杉山目撃は８月２５日のことである。

（３）Ｉ・Ｋ・Ａの栄橋石段等における目撃は９月１日のことで，杉山がＫＳを恐喝した日のことである。

（４）往路のWには被目撃者が識別困難だった筈で，櫻井・杉山とするのは見間違いの可能性がある。復路の証言も混乱して信用性は低い。

（５）二人の自白は取調官らの心理的強制や偽計・誘導によるもので任意性が無い。それらを否定する取調官らの供述は信用できない。録音テープも任意性を保証しない。別件逮捕・取調べの限界を超えている点でも，自白には証拠能力が無い。

（６）自白は変遷し，否認と自白が交錯し，客観的に裏付ける物証は無い。自白には信用性が無い。

（７）二人にはアリバイがある。

９　判決

判決は昭和４５年１０月６日，本件につき，犯行時刻を午後９時頃として公訴事実及び冒頭陳述どおりの事実を認め，二人を有罪として無期懲役を言い渡した。理由の要点は次のようなものである。

（１）栄橋石段での出来事の日は，Ａについては証言での，Ｉ・Ｋについては検面で

の，その根拠を何れも列車事故の翌日とする供述により８月２８日のことと認められる。この出来事を９月１日とする櫻井の供述は信用できない。

布佐駅におけるＥの杉山目撃も，列車事故の翌日とするＥ証言により８月２８日のことと認められる。これを８月２５日とする杉山の供述は信用できない。

我孫子駅におけるＴの目撃も同様である。これを８月３１日とする二人の供述は信用できない。

アリバイ主張は採用できない。

（２）捜査官らの証言によれば，捜査官には最初から本件を取調べる意図は全く無く，余罪による逮捕・取調べ中に何れも自ら進んで任意に本件を自白したのであり，それに基づき裏付け捜査をした上，本件により逮捕・勾留し，取調べを継続した。別件逮捕による違法捜査は行われていない。

（３）二人に対し，強制・拷問・脅迫が行われた形跡は全く認められず，自白は身体拘束後日ならずしてなされたので，不当に長く抑留拘禁された後のものでもない。捜査官らの否定証言に照らして，捜査官らによる誘導や利益誘導も認められない。

（４）二人の自白内容は具体的・詳細であるばかりでなく，犯行前後の模様につき，各目撃者らの供述にも一致している。自白の信用性は十分である。

１０　問題点等

ここには概ね次の問題があると思われる。

（１）検察官は，自白以外には犯人を櫻井・杉山とする証拠が無い本件において，数箇所での目撃証言によってこれを補強しようとし，それら目撃者に対する捜査経過や目撃者の供述内容を一切伏せたまま，証人尋問形式での取調べを請求している。こうして，被告人・弁護人側の防御を困難にしておきながら，証言が検察官の目論見に合わなかった場合にだけ，目論見に合う調書だけを，恣意的に提出した。この証拠隠しが問題である。

（２）弁護人も，証拠開示を求めておらず，弁論も証拠の分析・検討が簡略である等，十分な弁護活動とは言い難い。

（３）裁判所の判断は，公判証言と検面が対立した場合には検面を採り，二人の主張や供述と捜査官らの供述が対立した場合には捜査官の供述を採り，上記の判断に至っている。何ゆえ，公判証言を捨てて検面を採ったのか，何ゆえ，二人の主張や供述を捨てて捜査官の供述を採ったのか，判文には示されていない。判決はいたって簡素なもので，それらの思考過程は全く記載されていないのである。検察官の証拠隠しが原点とはいえ，裁判所が，二人に対しては悪しき予断や偏見に囚われてその主張を斥け，逆に警察・検察に対してはその主張を無批判に丸呑みした点も，誤りの一大要因である。この判決は，そのような裁判所の意識も垣間見えるものと言わざるを得ない。

後に，ことごとく否定されるに至ったのは当然である。

第２節　第２審（東京高裁）

１　弁護人の主張（控訴趣意）の要点

控訴趣意の要点は，以下のようなものである。

（１）本件は多くの証拠物があるが，二人と犯行を結び付ける物は皆無で，自白ある

のみである。

（２）二人の自白には食い違いがあり，客観的事実と符合しない点や不自然・不合理な点があり，変遷している。一貫しているのは捜査官に明らかだった部分である。自白は虚偽である。また，自白には任意性が無い。

（３）二人にはアリバイがある。アリバイと矛盾する目撃証言中，Ｔ・Ｅ・Ｉ・Ｋ・Ａのものは目撃の日を誤ったものであり，W証言は全体として信用できない。

（４）自白は別件逮捕・勾留によるもので証拠能力が無い。

２　審理

主として弁護人らの請求により，現場検証・目撃者や捜査官ら多数の尋問を含む証拠調べが行われたほか，弁護人らは繰り返し証拠開示を求めた。

（１）まず，櫻井のポリグラフ検査関係書類，指紋掌紋等の分析・鑑定資料，目撃者らの員面・検面等の開示を求めた。検察官は，指紋掌紋関係資料を提出したのみでその他の資料の開示を拒否，とりわけW員面・検面の開示を強く求めた弁護人に対し，開示の意思は無いとしてこれを拒否した後，開示義務は無いが開示するとして，漸くWの昭和４３年３月１３日検面を開示，同時に，検査（４２．１０．１５）より遥か後の昭和４６年１０月１３日に作成された櫻井のポリグラフ検査鑑定書を提出した。

（２）弁護人は，更に重ねて，まず捜査対象者の名を特定せず「本件に関する昭和４２年８月３日～昭和４３年３月１５日の捜査復命書，捜査報告書ならびに附属捜査記録全部」の，次に裁判所の下記指示を受け，捜査対象者の名を特定して「目撃証人らの未提出・未開示調書，捜査指揮書・捜査報告書その他捜査記録一切，目撃参考人に関する同様の捜査記録一切，二人のアリバイに関する同様の捜査記録一切，昭和４２年８月２０日～１０月１６日及び１１月２０日～１２月１０日の櫻井・杉山取調べに関する同様の捜査記録一切」の開示を請求したところ，検察官はそれを漫然とした証拠漁りで許容されないものと非難し，捜査官らは公判で取調べを受け捜査・取調べの内容が明らかになっているので捜査報告書等の開示を受ける必要は無い，目撃者らは原審で取り調べ済でありその員面・検面等は証言と同旨であるゆえ開示を受ける必要は無い，等々として全て拒否した。それらのうち，Ｉ・Ｋに関する検察官の意見は「同人の検調は，すでに原審において取り調べずみであり，同人の員調は右検調と同趣旨であるので開示を受ける必要はない」と，全くの虚偽を述べている。

（３）この過程で裁判所は，弁護人に対しては開示を要求する証拠の特定を求め，検察官に対しては開示勧告の是非を判断する資料として捜査報告書・捜査復命書の目録の提出を要請した。弁護人は極力これを特定して開示を要求したが，検察官は目録の裁判所提出をも拒否している。結局裁判所は，Ａ検面・ＥＴ員面のみ開示を命令して，その余を全て却下した。ＥＴ員面は開示された。

（４）弁護人は，櫻井の取調べに関する早瀬の大学ノート・二人の留置人出入簿等，様々な資料の提出命令，取り寄せ等を請求し，早瀬ノートの取調べは果たせなかったが，留置人出入簿の取調べによって取調べ状況の一端を解明できた。

３　証拠状況の変化

第１審・第２審の証拠調べの結果を併せて見ると，重要目撃証人Wの供述は検面・第１審証言・第２審証言のいずれの段階でも変転しており，取調官の証言の中にも第１審から第２審にかけて顕著な変遷を示しているものがある。

４　弁論の要点

証拠調べの後の弁護人の主張の要点は次のようなものである。

（１）二人の自白は別件逮捕に基づく長時間の取調べによるもので証拠能力が無い。

（２）二人の自白は，犯人との決め付けや偽計・誘導・脅迫等によるもので任意性が無い。取調べ状況に関する取調官らの証言には矛盾があり，変転していて信用できない。

（３）二人の自白には相互に矛盾・食い違いがあり，客観的事実と矛盾する点が多く，信用できない。

（４）目撃証人中Wの供述は，登場の経緯が不可解，供述内容が変転している，２審検証の結果に反する等して信用できない。Ａらは目撃の日を誤っている。

５　判決

裁判所は昭和４８年１２月２０日，控訴を棄却した。判決の要点は下記のとおりである。

（１）目撃証言・目撃供述

ア　A証言は栄橋石段での出来事の日を列車事故翌日である８月２８日の帰途のこととしている。

　Ｉ・Kは，それが９月１日であるかもしれないような証言をして，日についての記憶が定かでないようにも受け取れるので，第１審判決はＩ・Kの検面により，その日を８月２８日と認定した。その過程に誤りは無い。Ｉ・Kは，その日朝の出勤に際しては常磐線経由の通勤路線を列車事故のため利用できなかったというのであるから，その体験との関連でその日杉山を見たことを記憶しているのは十分に納得できる。

イ　W証言によれば，Wは同夜，所用でV方前を通り，単車で往復した際，往路，V方前にいる櫻井・杉山を目撃した。第２審の検証結果に照らして，その際の被目撃者の識別は可能である。帰路における同所での目撃証言には，検証結果に照らすと識別不能のものを識別したと述べる等，混乱した部分があり，これを全面的に採用することはできないが，それゆえに直ちに，往路で二人を見た旨の終始一貫した供述部分の信用性まで否定し去るわけにはいかない。往路にV方前で見かけた２名の者が櫻井・杉山であるとの供述は十分信用できる。

ウ　Ｅ証言によれば，Ｅは列車事故の翌日，布佐駅で勤務中，夕方，杉山が駅の外のベンチに腰掛けているのを見たもので，その日時について疑わしい点は無い。Ｅは布佐駅員という立場上，午前中ダイヤが混乱し，正午過ぎ正常に復した後の午後７時過ぎ，杉山を見た記憶を有することは首肯できる。

エ　Ｔ証言によれば，Ｔは列車事故の翌日，我孫子駅で櫻井・杉山を見た。その年月日の記憶の正確性について疑いをさしはさむべきものは無い。信用性の根拠はＩ・Kと同じである。

オ　これらは，アリバイへの反証であり，犯行と接着した日時に犯行場所からあまり隔たっていない場所にいたことを示す有力な状況証拠でもある。

二人と犯行を結びつける物は発見されていないが，それだけで二人の犯行を否定することはできない。

（２）自白の任意性

ア　櫻井自白

（ア）櫻井を取調べた警察官・検察官らの証言及び櫻井の員面・検面によれば，櫻井の自白が，不当な偽計と誘導により得られた任意性の無いものと疑わせるものは無い。取調官らの偽証と見るべきものも無い。他に櫻井が偽計等と主張する事情は櫻井が主張するのみで，裏付けるものが無い。真犯人との予断をもって取調べたとの主張は推測に過ぎない。ＳＡがＳＡ方泊りを否定した旨告げたのは偽計であるとの主張は，そもそもＳＡは櫻井逮捕前に取調べを受けていたのであるから，主張の前提を誤っている。ポリグラフ検査結果の虚偽告知は早瀬が否定している。

（イ）留置人出入簿によれば櫻井の自白までに不当に長時間の取調べをしたとは認められない。これを理由として自白の任意性を否定することはできない。

（ウ）櫻井は別件逮捕・勾留中に本件を自白したが，余罪取調べの為にも身体拘束の必要があった。本件取調べのために別件に名を借りて逮捕したものではない。櫻井は別件による拘束中に本件犯行を自白したが，だからといって直ちに違法な自白とはいえない。証拠能力を排除するほどの手続的瑕疵は無い。違法な別件逮捕ではない。

イ　杉山自白

（ア）杉山の自白は，逮捕翌日，比較的短時間の取調べに対してなされたもので，取調捜査官の供述により任意性は明白である。

（イ）杉山には余罪があり，しかも逮捕時には櫻井の自白によって本件で逮捕することもできた。自白は，不当な別件逮捕，違法な捜査により得られたものではない。

（３）自白の信用性

二人の自白は信用できる。

ア　Ｖ方への往復経路に関する二人の供述の相違は自白の信用性に影響を与えるほど重要なものではない。

イ　勝手口の西側を開けた場合でも，上体を右前方に屈めて奥を覗き込めばＶを見ることはできる。侵入の際，櫻井が，勝手口の西側を開けてＶを見たとの自白を，不可能な事を述べた虚偽自白とすることはできない。

ウ　強取した金品に関する自白は互いに食い違い，変転しているが，通観すると，櫻井がロッカーから約７千円を，杉山が押入れの中から約１０万円を取り，その１０万円のうち約４万円を櫻井に渡したものであることは動かし難いところで，その旨の自白は十分信用できる。

古い白色三折財布に関する自白は，変遷し，食い違って，どの部分を信用して良いか捉えどころが無いが，現金強取自白の信用性まで否定すべきことにはなら

ない。

エ　翌日，競輪場で費消した金額に関する自白も変遷しているが，しばしば競輪場で車券を買っていた櫻井がその額を正確に記憶していないことは寧ろ当然で，現金強取自白の信用性を否定する根拠にはならない。

オ　便所の窓から逃げたとの自白は，犯人に逃走を急ぐ気持ちがあったとしても，合理性を欠くものではない。

カ　ガラス戸外しは，他の者の犯行のように見せかけようとしたものである。これがどの程度有効かは別問題として，二人が急いでいたにせよ，そう考えたことは異とするに足りない。

キ　その他，二人の自白を検討しても十分に信用性を認めることができる。

（４）アリバイ

アリバイ主張は目撃者の供述に反するほか，次の点でも成立しない。自白は真実である。

ア　杉山と櫻井の供述には，その日杉山が見たと言った映画，向かいの女が買ったという果物について若干の違いがある。

イ　二人には，逮捕理由の別件につき書類上釈放された１１月１３日から，本件で起訴された１２月２８日まで接見禁止は付されておらず，土浦拘置支所在監中，他の在監者を通じて連絡を取った事実があるので，アリバイ工作の余地があった。

ウ　杉山が見たと言う映画の内容は曖昧で，天候に関する供述も疑わしい。

エ　ＫＢの供述は全般に，特に刺青を受けた日の特定について曖昧で，杉山のアリバイを裏付けない。ＳＡ供述も櫻井の来店時刻の点で，アリバイを裏付けるものにはならない。

６　問題点等

ここでの問題点は概ね次のとおりである。

（１）弁護人は多くの証拠を開示するよう要求したが，検察官の拒否に遭い，裁判所の態度も消極的で，ほとんど開示されていない。検察官の拒否理由には虚偽もある。この証拠隠し，不公正な訴訟追行が誤判の根源である。

（２）裁判所は，第１審と異なり，判断理由を詳細に示している。しかし，その判断は極度に偏頗なもので，有罪を維持するための言語操作に過ぎない観がある。

取調官の供述と二人の主張や供述が対立する場合には，取調官の供述が如何に変転していても，取調官のそれを採り，二人のそれを斥ける。取調官の偽証などは決して認めない。W供述は往路に関しても混乱を極めているのに，混乱は無いかのようにいう。混乱を極める全体の中で，二人を見たという部分だけの信用性にしがみついてこれを離さない。自白がどんなに変遷していても，不合理・不自然でも，不合理・不自然と認めない等々。

これでは誤判が当然で，これは誤判に至る道筋を典型的に示した判決である。

第３節　第３審（最高裁）

１　上告趣意書における弁護人の主張の要点

上告趣意の要点は概ね次のようなものである。上告審であるが，事実誤認の主張が主眼である。

（１）Ｖの死体所見と法医学的知見に照らし，犯行時刻に関する認定は誤りの可能性がある。

（２）目撃証言・目撃供述

ア　Ｉ・Ｋ・Ａの目撃日の記憶を，一様に列車事故と関連させ，その翌日と認定するのは誤りである。その旨の供述は捜査官の誘導によるもので，本人の記憶に基づくものではない。その目撃日にあったことが確実な杉山のＫＳに対する恐喝等との関連で見れば，それは９月１日である。

イ　Ｅの目撃日についても列車事故との関連に頼って，その翌日と特定することは出来ない。Ｅの見た情景等に照らして，それは８月２５日である。

ウ　Ｔの目撃日についても同様である。退勤時，列車は正常に運行されており，事故との関連で記憶に残るべきものは無い。Ｔの目撃は８月３１日である。

エ　Ｗの供述は，復路部分に混乱や虚言があって信用し得ないだけではない。往路部分についても，二人の男は何処にいたのか，どの方向を向いていたのか，顔を見たのか見なかったのか，櫻井・杉山だと分かったのはいつか，そのきっかけや根拠は何か，等々につき，供述の度に転々と変化して，混乱の極に達している。また，暗い道路で単車運転時の瞬時の目撃としては不可能なことを目撃したと言い張っている。それらに照らして，Ｗの供述は全く信用できない。

（３）杉山は，８月２８日は終日，東京都中野区野方周辺にいた。杉山にはアリバイがある。

（４）自白の証拠能力

ア　二人の自白は，本件捜査を目的とする別件での逮捕・勾留・取調べ中に初めて行われ，その継続中及び引き続く別件起訴勾留中の取調べで重ねられた。それは，その捜査から二人逮捕に至る過程を見れば明らかである。その収集手続は違法で，自白には証拠能力が無い。

イ　二人の自白は，櫻井に対しては，「Ｖ方前でお前と杉山を見た者がいる」等の，杉山に対しては「櫻井がお前とやったと言って謝っている」等の，取調官の偽計や強要によるものであり，任意性が無い。

（５）自白の信用性

　櫻井の自白には，便所窓からの脱出にかかる供述経過の不自然性・動機としての不合理性・あまりにも詳し過ぎる便所の描写等，実体験とは考えられない部分，侵入口とした勝手口ガラス戸の左右や上下ロッカー物色の順序等，現場と客観的に食い違う部分，誰が何を奪ったかについて変転する部分等がある。杉山の自白にも，ガラス戸外しの偽装工作としての無意味さ・不自然不合理さ・その変転・現場との不整合，誰が何を奪ったかについての変転等，実体験とは考えられない部分がある。そして二人の自白には食い違いも多い。二人の自白に信用性は無い。

２　二人の上告趣意

本件では櫻井・杉山も上告趣意書を提出している。

（１）杉山の上告趣意書は，取調官の言により，犯人である櫻井が杉山を巻き込もうとしているものと思い込み，自白に追い込まれて行った心境を述べて自白の任意性を否定するほか，町の噂や取調官の誘導，他の日の実体験の持込等による自白

内容形成過程，本件前後の日の杉山自身及び他者の行動との関わりに基づく，目撃証人の述べる目撃日の特定，杉山自身の当日の行動，取調官証言やW証言の弾劾等々から成り，無罪を主張したものである。

（２）櫻井の上告趣意書は，本件発生前の８月２６日から本件発生後の９月２日まで，日毎の行動を述べ，次いで逮捕から初公判まで，拘置支所移監や逆送の前後を通じて取調べのあった日毎に，取調官とのやり取りを具体的に記載しながら取調べと自白内容展開の過程を詳述し，自白が任意性の無い虚偽のものであることを主張している。

また，取調官らの供述の変遷や食い違い等を詳細に分析・検討して，その信用性の欠如を主張し，日の特定を誤って判断された目撃者らの供述については他の証拠と対比してその誤りを主張し，W供述については，その変遷・不自然・不合理性を指摘して，信用性の欠如を主張している。そうして，原判決に対して痛烈な批判を加えている。

（３）二人の上告趣意書は，共に詳細で内容豊かなものであるが，とりわけ櫻井のものは弁護人のそれを超える大部のものである。これらを評して画期的という弁護人もいる。

３　上告趣意補充書

弁護人は，上告趣意補充書を２回提出している。

１回目は，櫻井のアリバイ主張の経過や，主張の一貫性等により，アリバイが認められるべきことを主張したもの，２回目は，主として，変転し矛盾に満ちた取調官らの供述を綿密に分析して，取調官らの供述が信用し得ないこと，自白が別件逮捕・勾留中に偽計・誘導等によって強要された任意性の無いものであること等を具体的に実証しようとしたものである。

４　決定

裁判所は昭和５３年７月３日，決定で上告を棄却した。上告理由は何れも適法な上告理由にあたらないとの判断の外，事実誤認等の主張に対しても職権で詳細な判断を示している。

その要点は次のようなものである。

（１）６名の目撃証言は自白を離れて有罪認定の情況証拠・自白の補強証拠であり，アリバイの裏付け証拠は無いうえ６名の目撃証言によって成立せず，自白は任意になされて真実性があり相互に補強し合っている。

（２）犯行時刻認定は是認し得る。

（３）目撃証言・目撃供述

ア　Ｉ・Ｋ・Ａは，列車事故の翌日のことと目撃日を特定しており，自身の通勤に大きな影響を与えた特異な事故を機縁にして強い印象をもって記憶した事実を述べるもので，信用性をたやすく否定できない。Ａの証言は一貫している。Ｉ・Ｋの証言には若干の乱れがあったが，列車事故の翌日とした検面を認めているので捜査・公判を通じた大筋では一貫している。検察官の誘導や押し付けの証跡は無い。ＫＳに対する恐喝と同じ日であることについては櫻井・杉山の供述があるのみで裏づけが無い。Ｔも列車事故の翌日のことという記憶の正確性に疑いをさし

はさむべきものは無く，Ｅも事故の発生及びそれによる運行の乱れという職務上の関心事との関連で記憶しているので信用できる。

イ　Wのバイクには前照灯があり点灯されていたのだから，帰路のWがＶ方前に二人の男を目撃しても不当視し得ず，架空の供述と断定するのは相当でない。その全面的採用は見合わせるとしても，終始一貫供述する往路に関する証言部分の信用性は喪失しない。往路に見た二人を櫻井・杉山と特定・認識し得た縁由については変遷があるが，記憶喚起の過程に不自然な点があるとはいえない。変転は，時の経過によって記憶が薄れたためと思われ，現認も記憶もしていない事実を作為的に歪めて供述しているような状況は窺われない。Wは利害関係の無い立場であり，当初は証言を躊躇していたが，出廷してからは，往路で見た二人の男が櫻井と杉山であるとする点はついに崩れなかった。往路証言を措信した原判決は支持できる。

ウ　櫻井の取調官らは，アリバイについて櫻井の記憶を混乱させたことはなかったと証言しているし，目撃証言に照らしても櫻井のアリバイは成立しない。杉山についても，ＫＢの供述は曖昧であるし，目撃証言に照らしてもアリバイは成立しない。

（４）　自白の任意性

ア　櫻井の取調官らは，強制・誘導・誤導・偽計・長時間取調べを否定する証言をしており，その内容に事実の歪曲や作為の徴候を見出せない。櫻井は１０月１０日，窃盗で逮捕され，１０月１５日から本件について取調べを受けると，直ちに本件犯行を自白した。櫻井は本件での勾留質問の際も自白した。櫻井の録音テープは，自ら体験しない事実なら到底引き続いて整然と供述し得ないことを具体的に首尾一貫して供述したものである。よって櫻井の自白の任意性には疑いが無い。

イ　杉山の取調官らも，強制・誘導・偽計による取調べを否定している。杉山は１０月１６日，暴力行為で逮捕，翌１０月１７日，本件発生日前後の行動を尋ねたところ，程なく自発的に本件犯行を自白した。検事取調べの際も初日に自白した。ことと次第によっては極刑も予想される重罪事犯について極めて早期に自白したことは，自白の任意性を推認させる。録音テープの杉山の供述は，体験した者でなければ供述し得ないことを，よどみなく具体的に前後矛盾せず供述している。よって杉山の自白の任意性には疑いが無い。

（５）　自白の信用性

ア　検証調書・実況見分調書・鑑定書によると，Ｖの口中に木綿パンツが押し込まれ，前頚部に白木綿パンツが巻いてあり，両足首がワイシャツ･タオルで結んである。櫻井・杉山は，二人共同して行為を分担し殺害行為に出たこと・杉山がＶの口中にパンツ様のものを押し込み，櫻井がワイシャツ･タオルでＶの足を縛り頚部にパンツを巻いて首を押えたことを自白しており，自白は現場の客観的状況・死体の状況と一致して矛盾が無い。

イ　犯行現場のＶ方屋内，侵入口と思われる勝手口ガラス戸，金品を物色したと思われる机の抽斗，ロッカーの扉，犯跡隠蔽のため取り外したと思われる２枚のガラ

ス戸，逃走口と思われる便所の窓の桟等から二人の指紋は検出されない。犯行後に犯人らが指紋を消去したふしは見られず，指紋が付着しないよう予め準備した旨の供述も無い。しかし，二人以外に犯人がいるのではないかと疑わせるものは無く，指紋により犯人を特定できないからといって，直ちに二人の犯行を否定し，本件の認定を不能とするわけにはいかない。

ウ　櫻井は，逃走口についての供述を，勝手口から便所の窓に変更しているが，犯人が犯行態様の細部まで正確に記憶していないこともあり，故意に虚偽の供述を交えることもあり得る。自白の一部に移り変わりがあっても不自然ではない。便所窓からの逃走は偽装工作として有効性を持たないが，凶行直後の興奮・狼狽の心理状態の下で，二人がそう考えたとしても不自然ではない。

エ　ガラス戸に関する二人の供述は当初一致せず，かつ変転していたが，結局はほぼ一致するに至った。それは現場の客観的状況に一致する。偽装工作として有効ではないが，凶行時の心理状態として不自然とはいえない。

オ　下のロッカーに封筒が１枚よりかかって立っているが，下のロッカーを閉める際に上のロッカーから封筒がこぼれ落ちて立ったと推認し得る余地もあるので，物色順序に関する自白が客観的事実に反するものとはいえない。

カ　奪取金額・分配金額・分配場所・金員を探し出した場所・財布を奪ったことの有無等についての自白は変遷している。一般に捜査官が被害金額を確認し得ない案件においては，迎合供述あるいは出任せ供述をする場合，故意に変転させ，後に否認の足がかりにする場合等，種々の態様が考えられる。櫻井の供述によれば，本件の供述変転は，一般例の故意による供述変転と推認される。また，金額についての変遷といっても，１０万７０００円の範囲内の僅かな金額に過ぎない。この変転は，二人を真犯人でないとする証拠にはならない。

二人の自白は信用できる真実の供述で相互に補強し合うものである。

（６）　自白収集手続きの適法性

ア　櫻井は窃盗で逮捕され，８月２８日前後の行動の取調べを受けているうち，１０月１５日本件を自白した。この窃盗は起訴されなかったが，この窃盗取調べのための身体拘束の必要性は消滅しなかったし，余罪取調べためにも身体拘束の理由と必要があった。それらの事実は軽微といえないのみならず，本件取調べの意図で名を窃盗に借りて逮捕勾留し，専ら本件取調べに利用したものとは認められない。櫻井の自白が違法な逮捕勾留のもとで収集されたものとはいえない。

イ　杉山は１０月１６日暴力行為で逮捕され，翌１７日勾留され，取調べを受けているうち，いち早く当日本件を自白した。この暴力行為は起訴されなかったが，些細な事件ではなく，軽微といえない恐喝・傷害・暴行等の余罪とともに身体拘束のまま捜査に日時を要する状況だった。取るに足りない別件に名を借りて逮捕したものではない。ちなみに，櫻井は既に杉山との共犯による犯行を自白しているから，本件による身体拘束も可能だった。本件自白を得るための違法な逮捕勾留とはいえない。

ウ　本件捜査終了前の逆送自体を違法とはいえない。

エ　起訴後の勾留中であっても，起訴されていない余罪につき任意に取調べることは

違法といえず，その間に得られた自白調書を罪証に供することは許される。

５　問題点等

裁判所は，種々の争点について詳細な判断理由を示しているので，この決定は分かり易い。しかし，それは裁判所の判断に対する肯定や是認を意味するものではない。判断理由の異常さが分かり易いということである。決定に目を通せば，それは直ちに明らかになる。

これは，１審判決と２審判決の欠陥を極限にまで増幅したものである。ここには，見るべき論理法則や経験法則は無い。あるのは，それらを無視して有罪を導き出そうとする詭弁だけである。二人に対する悪しき予断や偏見，逆に警察・検察に対する度し難いまでの信頼が，その根底にあるように思われる。

これは最高裁決定であるがゆえに暴威を振るった。しかし，無論，これは最高裁決定という本来の重みに耐えうる精緻なものではなかった。後に否定し尽くされたのは当然の帰結である。

もし裁判所が真っ当な判断をしていれば，本件は確定審で無罪が確定したものと思われる。本人・弁護団・支援者・協力者らが無実を主張していただけではない。第３審係属中の１９７７年７月，清水誠東京都立大学教授及び小田中聰樹東北大学教授をはじめとする多数の法学者が最高裁判所に慎重審理を要請している。両教授は第３審決定直後の法学セミナー１９７８年１０月号に詳細な論文を発表して厳しくその誤りを糾弾し，二人の無実を主張している。第３審決定直後７月６日の読売新聞社説も同決定を鋭く批判している。物事を素直に見て判断する者にとっては，二人の無実は明らかで，無罪判決こそが唯一の帰結でなければならなかった。然るに，裁判所の判断は逆であった。

誤った有罪を確定させるにつき，検察官の不公正・不正な訴訟追行に重大な責任があることはいうまでも無いが，事実や論理を無視し，検察官の主張を一片たりとも疑うことなく有罪を言い渡した裁判所も同罪である。

第２部　第１次再審請求

判決の確定後，櫻井さん，杉山さんは，日本弁護士連合会の支援決定を受け，５年の準備期間の後，１９８３年１２月２３日，水戸地方裁判所土浦支部に再審を申し立てた。物証がなく，不安定な自白と不確かな目撃証言という供述証拠のみで有罪とされたこの事件では，新証拠を見出すのに大きな困難があった。再審請求は，死後経過時間に関する鑑定と目撃証人関係の新証拠を軸とし，自白と目撃証言の詳細な分析を中心とするものであったが，その請求は，請求審，即時抗告審のいずれにおいても斥けられ，１９９２年９月９日，最高裁で特別抗告が棄却され，事件は終了した。

現時点で振り返れば，第１次再審請求では不十分な点が多かった。しかし，このときの自白・目撃証言分析の作業，証拠開示請求の経験，敗因の反省は，その後の第２次再審請求の基礎となった。

第１章　再審に向けての歩み

１　日本弁護士連合会の支援決定

上告棄却決定から程なく，１９７８年７月１３日に杉山さんが，１９日に櫻井さんが，獄中から日本弁護士連合会に人権救済を申し立てた。その手紙は，最高裁決定の誤りを述べ，我が身の冤罪を雪ぐ闘いへの援助を，切々と訴えるものであった。

これを受けて同年９月，日弁連は，人権擁護委員会内に布川事件委員会を設けることとし，小髙丑松（委員長），谷村正太郎，柴田五郎及び石井正二の各弁護士が事件委員に委嘱された。第１回事件委員会は１９７９年１月１９日に開催されている。そして同年６月，日弁連会長・人権擁護委員会委員長名で，水戸地検土浦支部に，訴訟記録及び証拠物の長期保存を要請した。

事件委員会は早速，両名との面会（３．１４），２回にわたる合宿検討（６．２７～２９，１０．１２～１３），現地調査（７．１７）などの調査活動を開始し，調査を進めるほど本件が冤罪であることの確信を深めていった。

また事件委員会は，被害者の司法解剖を担当した秦資宣医師の鑑定（以下「秦鑑定」という。）の検討を進め，１９７９年から８１年の間に，千葉大学の木村康教授などからの意見聴取，さらには秦医師本人からの聴取などの活動を行った。

２　布川事件研究会の発足

１９８１年５月頃より，若手弁護士を中心に布川事件研究会を作る動きが強まっていった。

同年７月８日，「布川事件研究会準備会」主催で，竹澤哲夫弁護士の「再審運動の現状と課題」，清水誠東京都立大学教授の「法学者から見た布川事件」の講演会が開催された。竹澤弁護士は，「再審運動の積み重ねの中でも，いかに裁判所の心を揺さぶるかが最も重要である」，「重大事件は無実を訴えるだけで本当に大変なことであり，当事者は孤立している。どうやって国民的世論につなげるかがカギである」と訴えた。清水教授は「獄中の二人から手紙をもらって判決を検討した。これほどまで自白偏重を許してきたことに愕然とし，法学者の責任は重大と感じた。このままでいい

なら，警察は物証は出さない，鑑定も杜撰な方がよい，自白をとることに全精力を注ぐということになっていく。」「櫻井さんのお母さんが上告中に亡くなり，葬儀参列のための勾留停止申請を最高裁は却下した。人の心も通じない裁判所を変えていかなくてはならない。」と熱く訴えた。

この講演会は，出席した若手弁護士の心を打ち，研究会への入会申し込みが相次いだ。こうして１９８１年８月１日，布川事件研究会が発足した。会員は計３１名で，当初の役員は次の通りである。

世話人　清水誠（東京都立大学教授），高木幹太（牧師），柴田五郎

事務局　清水洋，蒲田（岸）孝代，原希世巳

上記の他，山本裕夫，塚越豊，佐藤米生，青木和子，佐鳥和郎など登録１年～３年目の弁護士がその活動の中心となった。

研究会は，原則第１土曜日午後１時～５時に定例の会合を行い，その間に事務局会議を行った。「布川事件守る会」と共催での現地調査（８．２８～２９），合宿による研究会（１０．２４～２５），本人面会（１１．２０，１１．２７）などの活動を始めた。会員として１口２０００円の会費を納め，まさに手弁当での走り出しであった。

３　研究会の調査活動

（１）研究会最初のイベント（再現実験）

１９８２年１月２３日，日活多摩川撮影所のスタジオ内に現場の８畳間・４畳間，さらに便所窓を原寸大で再現し，便所窓からの逃走，ガラス戸の割れ落ち，床落ちなどの現場状況が自白によって合理的に説明できるかどうか，実験を行った。大映労組，日活労組の皆さんの協力で実現したものである。

便所窓からの脱出は最も身軽な（若き日の）柴田弁護士でも四苦八苦。ましてや初めての家の便所で暗闇の中のこと。あり得ないと実感した。

床落ちについては，検証写真などから，根太，根太掛けの太さや構造を再現して実験を行った。自白のように２人で格闘した程度では床板が割れて床が落ちることはなく，３人で「せーの」と高く飛び上がってやっと床が割れるという結果だった。

ガラス戸を下側を足で蹴った場合に上のガラスが割れ落ちるなどということがあり得ないこともわかった。その後，ガラス戸の割れ方については，千葉工業大学の宇野教授や旭硝子の研究員などに会って，ご意見を聞いた。

（２）現地へ（聞き込み調査）

研究会は，事件と何らかの関わりを持つ人々と可能な限り直接面会して情報収集を行う活動を重視した。１９８１年１１月から１９８２年１２月までの約１年間，弁護士が分担して，以下のような人達と直接面談して話を聞いた。逆捜査ともいうべきものである。

第１に，被害者の身辺，足取りなどに関わる証人として，被害者の弟，被害者宅の元所有者，大工仕事の仕事先，材料の仕入れ先，近隣住人など１１人と会って，事情聴取した。多くはアポなしで訪ねたため，２，３回現地に通ってやっと会えた人もいた。被害者から借金があった人については警察から相当厳しく追及

されていたことも分かった。

第２に，アリバイ関連の証人として，Ｆ（バー「Ｊ」のママ），光明荘隣の関口荘住人，福野屋食堂，櫻井の兄ＳＡ，ＳＨなどから事情聴取した。

第３に，目撃証人関係である。Ｗ，Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｔ，Ｅなど判決で引用された証人には再度聴取を行い，その他にもＯＭ母子，ＫＳ（９月１日の恐喝の被害者），ＹＲ（Ｗが当夜見たと供述），ＨＡ夫婦（ＯＴの後記「傘届け」の相手）などからお話を聞いた。中でもＯＴの供述は，当夜被害者宅前で目撃された人物が杉山さん，櫻井さんではあり得ないことを示すものであり，新規明白な証拠となりうるものであった。

（３）事件委員会・研究会の合流

１９８２年４月，日弁連布川事件委員会の事件委員に，山本裕夫，蒲田孝代両弁護士が委嘱され，以後，事件委員会と事件研究会が合同し，委員会･弁護団会議として討議が持たれるようになった。

第２章　第１次再審請求の申立て

物証がなく，不安定な自白と不確かな目撃証言という供述証拠のみによって構成されているこの事件において，供述の矛盾を明らかにし，さらには確定判決の認定が客観的事実に反することを証明する新証拠を見出すことは，予想以上に困難であった。有罪判決確定後申立まで５年の歳月を要した原因の一つはこの点にあった。

１９８２年末に新証拠として死後経過時間に関する木村意見書とＯＴの供述を得て，１９８３年からはいよいよ本格的な再審請求書の作成作業に入った。改めて証拠構造の分析，自白・目撃証言の分析等の作業が行われ，さらにＩ・Ｋの供述書，Ｗ証言を弾劾するバイク走行実験報告書，被害者宅玄関の現場実験報告書などの新証拠が準備された。

１９８３年１２月２３日，水戸地裁土浦支部（菅原敏彦裁判長）に再審請求を申し立てた。

第１節　新証拠の模索

１　死後経過時間に関する意見書

（１）布川事件で弁護団が最初に死後経過時間を論点としたのは，上告趣意書である。

上告趣意書は第１章「犯行時刻に関する事実誤認」として，被害者の死亡日時，状態に関する唯一の客観的科学的証拠である秦鑑定書は信頼性が著しく低く，この鑑定書を根拠として被害者が８月２８日午後９時ころ殺害されたと認定した原判決には，判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があると主張した。

秦鑑定書には「死後変化の程度並びに本屍の直腸内体温等より判断するに，約四十五時間内外，すなわち約二日前後経過したるものと推測さる」と記載されている。しかし死後変化の程度あるいは直腸内体温が２７度であることからどのような検討を経て４５時間内外あるいは２日前後という結論が導かれたかについては全く記載されていないというのが批判の要旨である。さらに直腸内体温の測定については測定時刻を記録し，検死等が１時間以上に及ぶときは少なくとも２回測定するのが法医学の常識であることを指摘した。そして現在の標準的法医学書

の記載によれば，直腸内体温の降下状況からすると死後２０時間ないし４０時間，角膜の混濁からは１日ないし１日半（長く見積もっても３６時間以上にはならない），死後硬直が残っているので死後１日半には達していない，以上を総合すれば本件の被害者は，死後３６時間には達していないのではないかと主張している。

後記の木村第１次意見書および木村証人の尋問によっても，検死の最初と最後に直腸内温度を測定して記録し，この２点測定を参考にして判断するのが通常のことである。その他の点についても上告趣意書の主張は，基本的には正しかったと思われる。

（２）確定３審のこの点に関する判断は，秦鑑定は「法医学上，経験則実験則にてらして是認しうるものであり，これを不合理なものとする資料は記録上存しない。」というのみであった。さすがにこれでは不十分と考えたのか，櫻井・杉山二人の自白，同日午後９時ころ被害者方前を通過したとき「被害者方から鶏をしめ殺すような声を聞いた」というW供述，近隣住人の「夜９時ころ被害者宅でガラスのような金属性のものの割れる音を聞いた。影が動いた。」という供述をあわせてみると，秦鑑定の結論はほぼ符合する，と付加している。

科学的・客観的な鑑定は，本来，自白や関係者の供述が正しいか否かを判断する基準である。自白や供述により鑑定の信頼性を判断するのでは，論理が逆転している。

（３）第１次再審の準備過程では，上記の上告趣意書の裏付けとなる専門家の鑑定書を求めて活動した。二人と事件を結びつける物証がないこの事件では，逆に二人と事件の結びつきを否定する物証ないし鑑定書を得ることは困難であると思われた。それだけに死後経過時間について，秦鑑定を覆す鑑定書が得られれば有力な新証拠となる。率直に言って当時の事件委員会では，討議を重ねても他の新証拠としての鑑定には思い至らないのが実情であった。

秦鑑定書の不明確な点を明らかにするため，１９８０年９月，委員会は秦医師に面会して事情を聴取した（柴田，谷村両弁護士が担当）。同医師は長時間にわたり懇切・丁寧に説明された。このとき聴取した内容は同年１１月に「秦資宣聴取書」として文書化した。

その後の準備は必ずしも順調ではなかったが，ようやく翌１９８２年７月に千葉大学法医学教室の木村康教授に鑑定を嘱託し，同年１２月１５日付の被害者の死因等に関する意見書（以下，この意見書を「木村第１次意見書」，第２次再審請求審で提出した木村意見書を「木村第２次意見書」という。）を得ることができたのである。

（４）木村第１次意見書は結論として「死後３０時間ないし４０時間」と判断した。

木村教授は，秦鑑定書，死体解剖時撮影の写真１２葉，死体発見現場の検証調書，秦資宣聴取書を資料として綿密に検討した。

ア　腐敗等死体現象全体から見て死後約３０時間以上

イ　本件死体の角膜は右瞳孔は透見できず左瞳孔はかろうじて透見できるとの記載から，死後２４～４８時間

ウ　死後硬直は緩解直前の状態と推測されるので４０時間前後

エ　直腸内温度の降下からは３０時間以上

以上を総合して死後約３０時間～４０時間と判断している。

（５）被害者の生存が最後に確認されているのは８月２８日午後７時３０分ころ，死体が発見されたのは８月３０日午前７時ころである。

秦医師が被害者の死体を解剖したのは，８月３０日午後３時３０分から午後５時１分の間である。木村第１次意見書によれば，この時点から一番長い４０時間を逆算しても被害者の死亡時刻は８月２８日午後１１時３０分を遡ることはない。（秦鑑定書では解剖終了時を起点とし４５時間ないし２日というのであるから被害者の死亡時刻は８月２８日午後５時ないし午後８時になる。）

確定審の認定では殺害時刻は８月２８日の午後９時ころである。そして櫻井・杉山は成田線布佐駅午後９時５１分発上り列車に乗って東京に逃げ帰ったとされている。

したがって被害者の死亡時刻が８月２８日午後１１時以降であれば，二人の犯行は不可能である。

（６）１９８３年に入り木村教授からさらに意見書についての説明を受け，弁護団で討議を重ねた。１２月２３日，土浦支部に再審請求を申し立てるにあたって，死後経過時間に関する新証拠として添付したのは，「木村第１次意見書」と「秦資宣聴取書」の２点である。

２　バイク走行実験

（１）W証言の重要性

確定３審は，「この証言は，犯行それ自体にかかわる目撃ではないけれども，原判決認定の犯行時刻・場所における挙動不審の者を目撃したものであるだけに，もしその信用性が肯認されるとすると，被告人両名の『同日午後７時２０分すぎころ，二人で櫻井と顔見知りである被害者方に翌日の競輪資金を借りに行った，一旦断られて立ち去ったのち，同日午後９時ころ再度被害者方を訪れ本件に及んだ。』趣旨の自白とぴったり符合し，右自白を補強する有力な証拠となりうるものである。」と判示している。

（２）確定２，３審の弁護人の努力

確定２審の弁護人もW証人の重要性は当然認識していた。まず，現場検証を申立て実施された。証拠開示を申立て，Wの検面と同人の立ち寄り先のＳＭの員面が開示された。その上で，Wの証人尋問が２回実施された。

W証人は，往路，帰路ともに１審証言とは違う供述をした。とりわけ帰路に関する供述は著しく変遷し，かつ検証結果にも反する内容であった。こういう状況であったから，確定２審の弁護人が，帰路証言は勿論のこと，往路証言も裁判所に信用されないだろうと考えたことももっともと思われる。

しかし，確定２審は，二人を識別したという１審証言と裁判官がバイクの後部荷台に乗って識別できたという検証結果にもとづき，帰路供述は信用できなくても往路供述は信用できると判示した。

そこで，確定３審の弁護人も，上告趣意書において，帰路証言だけでなく往路証言も信用できないと指摘し，W証言の信用性を厳しく攻撃している。

しかし，確定３審も，帰路証言が信用できなくても，二人を見たと終始一貫する往路証言は信用できると判示した。

（３）W班

布川事件研究会の中で，佐藤米生，佐鳥和郎，林秀信の若手弁護士３名がW証人を担当することになった。

W班は，W証言を詳細に論じている確定２審の最終弁論要旨及び上告趣意書を導きの糸にして，W証人に関する旧証拠を検討していった。新証拠を提出し，かつ書面も上記書面のレベルを超えるものでないと展望は開けないと思われた。

（４）弁護人録取書（新証拠）

W班は布川の現地に何度も出かけた。被告人に不利な証言をした証人は面会を拒否することがあるが，W証人は気軽に会ってくれた。

１９８３年９月２６日付で弁護人録取書を作成し，W証人に署名してもらった。「被害者方前で２人の人物を見かけたが，その時は誰だかわからなかった，少し走った所で４，５人を見かけ，その中の２人が櫻井，杉山に似ていた。」という内容である。W証人は，確定２審でも同じことを供述している。そして，二人の顔が浮かび上がったのは予知能力や霊感が働いたと新規の供述をした。これ以外にも，事件から１６年後に，W証人は，従前話していなかったことを供述している。

（５）バイク実験結果報告書（新証拠）

確定２審において，裁判官がバイクの後部荷台に乗って，時速３０㎞で被害者方前を通過したとき，２人の人物を識別できるか否かの検証を行い，その結果は「それが誰であるか識別し得た。」となっている。

W証人は，自らバイクを運転している。常識的にもバイクの後部荷台に乗って目撃した方が識別しやすいはずである。バイクでツーリングするのを趣味としていた佐鳥弁護士が中心となってバイク実験を企画した。

１９８３年８月２２日夜，多摩川の土手で実験を行った。前方に２人の被目撃者が向かい合って立ち，７人の被験者が，①自らバイクを運転して目撃する場合と，②バイクの後部荷台から目撃する場合を比較した。結果は下記のとおり，②の方がはるかに識別しやすかった。

方法	２人とも識別できた	いずれか1人識別	２人とも識別できず
①	０人	３人	４人
②	３人	４人	０人

（６）調査報告書･バス会社回答書（新証拠）

W証人は，確定１審において，帰路横町バス停で役場のＹＲに会ったと証言していた。それまで誰もこの供述に注目していなかった。W班は，ＹＲを探し出し会いに行った。「事件が発覚して２，３日後に警察で事情を聞かれた。昭和４２年８月２８日，役場の仕事を終えた後，碁会所で碁をやり，被害者方前を通って

横町バス停に行った。終バスに乗って帰ったが，Wには会わなかった。」という話であったが，公務員という立場上，弁護人録取書への署名を拒否された。そこで，やむなく調査報告書にした。さらに，事件当時の終バスの発着時刻等をバス会社に照会し，午後９時１５分という回答を得た。この回答は，帰宅時間に関するW証言の信用性を評価するにあたって有益な資料となった。

（７）再審申立書

W班は，往路証言こそ弾劾の主対象にしなければいけないと考えていたので，上記新証拠を引用しつつ，再審申立書では往路証言を中心に論じた。さらに，確定３審がW証言を信用できるとした理由についても項目を立てて批判した。

３　目撃証人の弁護人録取書（ＯＴ，Ｉ，Ｋ）

確定審で有罪の根拠とされた目撃供述については，①被目撃者が櫻井・杉山の二人であるか否かが問題となるときは，被目撃者がその二人とは異なるということになれば，②目撃の日が問題であるときは，目撃の日を８月２８日と特定することはできないとか，とりわけ，他のある日と特定できるということになれば，その目撃供述を有罪判断の根拠とすることはできない。弁護団は，それら目撃者に対する警察・検察の取調べの経過，その際の誘導の有無や供述内容，記憶にある実際の目撃状況や目撃日等を目撃者らから直接聞き出して，実際の被目撃者や目撃日を確かめようとした。供述の信用性が専ら記憶の正確性に依存していて，かつ，それを確かめるために再現実験というような方法の取れない目撃者に対しては，裁判が係属していない状況で，当時としてはそれ以外の方法は考えられなかった。その結果，①についてはＯＴ，②についてはＩ・Ｋから有益と思われる供述を得ることが出来た。彼等の供述の要点とその意義はそれぞれ以下のとおりである。

（１）ＯＴの弁護人録取書

①ＯＴは８月２８日夕方，布川の農家ＭＲ方に野菜を仕入れに行く母ＯＭと共に家を出たが，出てすぐ，斜め向かいに住む親戚の主婦ＨＡに声をかけたところ，午後７時少し過ぎ布佐駅着の列車で帰宅するＨＡの夫ＨＭの為に布佐駅前の中沢自転車預かり所まで傘を届けて欲しいと頼まれた。②そこで自転車を走らせ，その列車が着く前に傘を届け，すぐ引き返して母の後を追いＭＲ方に向かう途中，被害者方の前を通った時に２人の男を見た。③それは，前記の列車で布佐駅に下りた人々が被害者方前を通過するより前の出来事である。④ＭＲ方玄関の外で，母が用事を済ませるまで待ったが，この時間に，ＭＲ方のテレビにプールが映ったと思う。⑤この傘届けは，前に警察官に何回も聞かれ調書を取られた際にも述べたと思う（１９８２．１２．１０弁護人供述録取書）。

ＨＡ・ＨＭからの聴取内容も，特にこれを裏付けるものではなかったが，否定するものでもなかった（１９８３．７．２６各弁護人供述録取書）。

一方，二人の自白によれば，二人は上記列車で布佐駅に下り，更に一定の時間の経過の後，被害者方に赴いたのであるから，それはＯＴが被害者方前を通過してしまった後のことになる。従って，ＯＴが被害者方前で見た２人の男は，櫻井・杉山ではあり得ない。櫻井・杉山とは異なる別の２人の男が其処にいたのである。再審請求の後，ＯＴの初期供述の開示を受ければ，この事実が証明される筈であ

る。こうして，有罪の根拠の一つは崩れると思われた。

（２）Ｉ・Ｋの弁護人録取書

ア　Ｉの弁護人録取書

①栄橋石段の一件が何月何日のことかは，今は勿論，警察や検察の調べの時もはっきりしなかった。②しかし取調官から「それは午前中常磐線が不通になった日だから８月２８日だ。櫻井本人も他の関係者もそう言っているから間違いない」と何回も言われたので，どうも違うようだなと思いながら，みんながそう言っているなら話を合わせておいたって良いだろうと思って，それは８月２８日のことだという趣旨の調書に署名・指印した。③その件があったのは，朝電車の中で杉山と一緒になり，「大宮の私の仕事先まで一緒に来ないか」などと話した日のような気がする。Ｋも一緒で，列車の中で杉山が，今日誰かから金が入るんだ，というような話をしていた。④帰りに布佐駅を下りる時，又杉山と一緒になった。杉山は駅前から誰かの自転車の後ろに乗せてもらって栄橋に向かって先に行き，自分とＫは杉山の後から行った。⑤成田街道に突き当たり左へ曲がってすぐの靴屋の前で杉山と誰かが立ち話をしていた。自分とＫは杉山に「先に行くぞ」と声をかけ，そこを通り過ぎて栄橋の石段を登っているところで，若い男が駆け抜けて追い越して行き，Ｋが「力あるな」と声をかけると，男は振り向いて「何を…」と返事したが，そのまま行ってしまった。⑥翌日か翌々日，Ｋがその若い男はＳＡの弟（櫻井昌司）だと教えてくれた。⑦当時，警察官から１回，検察官から２回，事情を聞かれている（Ｉの１９８３．４．５弁護人供述録取書）。

イ　Ｋの弁護人録取書

①栄橋石段の一件が何月何日かは警察官に聞かれた当時もはっきりしなかった。②しかし取調官から「それは常磐線の脱線事故の翌日だから８月２８日だ。櫻井本人も他の関係者もそう言っているから間違いない」と何回も言われたので，自信がないまま，「みんながそう言っているのならそうかな」と思って，そういう趣旨の調書に署名・捺印した。③８月下旬か９月初旬のある日，朝通勤途中，常磐線の中でＩや杉山と一緒になり，Ｉが杉山に「今日の仕事は大宮なので一緒に行かないか」と誘ったことがある。その日の帰り，列車内で又Ｉと杉山と一緒になって自分が二人に「大宮はどうだった」と聞いたところ，杉山は，途中まで行って中止した，と答えた。その後，３人一緒だったか，Ｉと２人になったのか良く憶えていないが，布佐駅で下りて駅前通を歩き，成田街道との丁字路付近まで来たところ，杉山が２～３人の若い衆と何かゴチャゴチャ話していた。④自分とＩはそれを見ながら先に歩いて行き，栄橋の石段にかかったところで若い男が駆け足で追い抜いて行ったので，冷やかし気味に「おゝ脚力あるな」と言ったところ，その若者がむっとした様子で「なに！」と言って一寸振り向いたがそのまま行ってしまった。（Ｋの１９８３．７．１０弁護人供述録取書）。

ウ　栄橋石段の一件は９月１日の出来事である

Ｉ・Ｋの供述は共通している。これによれば，栄橋石段の一件は常磐線を使って出勤した日の帰途の出来事であるから，朝の出勤時に同線が不通だった８月２

８日のことではあり得ない。朝の出勤時から石段の一件までの間には時間的間隔があるが，帰途の２つの出来事（Ｔ字路付近の出来事と石段の一件）は，場所的にも時間的にも極めて接着して連続的に発生し目撃された，Ｉ・Ｋから見れば一連とも言い得るような出来事であるから，それが同じ日の出来事であるか否かについて混同や錯覚を生じる虞は無い。明らかに，杉山がＩやＫのいう時・所で若い男と話した日に，石段の一件もあったのである。しかもＫ供述によれば，大宮行きの結果を問う帰途列車内の会話も石段の一件の直前で，朝列車で出勤したその日の帰途のことである。

この，杉山と若い男の話というのは，確定審判決が有罪と認定したＫＳに対する恐喝に相当することは疑う余地がない。従って，それは９月１日の出来事である。無論，Ｉ・Ｋの目撃が９月１日のことなら，Ａの目撃も９月１日の出来事である。また，警察・検察の取調べの際は執拗な誘導がなされたこと，検面は誘導の所産であることも明らかとなり，こうして，有罪判決の一つの根拠とされた「８月２８日の栄橋石段付近での目撃」も崩れ去ったと思われた。

第２節　第１次再審請求の要点

弁護団は，前節記載のような新証拠の模索と並行して，再審請求申立の準備を進めた。その中心は自白の分析検討作業である。確定判決の証拠構造の主柱は自白である。従って，自白の任意性・信用性を否定することは確定審においても弁護人の主張の主眼で，各審級において，とりわけ上級審では詳細に反復主張しながら，ことごとく斥けられていた。よって再審においては，主張の精度と説得力を従前以上に高める必要に迫られていたのである。弁護団はこの課題にも取り組み，入手した前節記載の新証拠と，再構成した自白批判をもって再審請求書を作成していった。１９８３年４月，再審請求書の全体の論点について執筆分担を決め，５回の合宿を経て１１月に原稿が確定した。その要点は下記のとおりである。

１　確定審判決・決定の証拠構造

本件犯行と二人を直接結びつける証拠は二人の自白のみで，犯行日時・場所に近接した日時・場所で二人を見たという６名の証言によって辛うじて本件と二人を結びつけているだけである。従って，①自白の信用性か任意性，②目撃者については被目撃者（W証人）または目撃日（Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｅ，Ｔ証人）の何れかが動揺すれば，確定判決も動揺する。

２　新証拠の意義

（１）木村第１次意見書

確定判決は，二人の自白等に基づき，犯行は８月２８日午後９時頃のことで，二人は犯行後，午後９時５１分発の列車で東京に逃走したものとした。しかし木村第 1 次意見書によれば，被害者の死亡時刻は同日午後１１時３０分以降である。これは確定判決の誤りを明らかにしている。

（２）ＯＴの弁護人供述録取書

これによれば，ＯＴが目撃したのは櫻井・杉山以外の二人連れであることが明らかである。

（３）Ｉ・Ｋの弁護人供述録取書

これらによれば，栄橋石段の一件は８月２８日のことではあり得ず，明らかに９月１日のことである。

（４）バイク実験結果報告書等

同報告書のほか，ＹＲの供述，Wの１９８３年１０月８日付弁護人供述録取書等によれば，Wの供述は往路，帰路とも信用し得ないことが明らかである。

３　自白の信用性の否定

（１）先ず本件自白の特徴として，①合理的説明の困難な変転が各所に見られること，②真の共犯者にはあり得ないような食い違いが多々存すること，③客観的事実と矛盾する点が相当数あること，④実体験者としては不合理なほど，詳細すぎる供述と簡略すぎる供述があること，⑤当然にあるべき説明の無い事項があること，⑥真犯人のものとしては著しく不自然・不合理なものが多いことを指摘し，それらが虚偽自白の法則的特徴であることを主張した。

（２）次にこのような虚偽自白がどのようにして作られたのか，捜査過程を次の４期に分け，捜査の進展に応じて，それまでの捜査結果と自白間の矛盾，二人の自白相互間の食い違い等を解消すべく捜査官による調整が行われ，その結果として自白が変遷していること，しかるに矛盾のまま・食い違ったまま残った点も多いこと，等を主張した。

①　第１期（１９６７．１０．１０～１０．１９）

二人の別件による逮捕から最初の自白を経て本件による逮捕状発布までの時期である。８月２８日夜，借金目的で二人で２度訪問し，拒否されて殺害し，金品を奪って逃走したという自白の基本骨格が形成されている。しかし内容を見ると，その後も維持されたのは捜査官に既知だった事項と報道等によって誰もが知っていた事項のみで，その外の様々な事項が，この短期間に既に変遷するか（杉山の撲殺→櫻井の扼殺），後に（ＳＨの登場と退場，強取金品）変遷している。

②　第２期（１９６７．１０．２０～１０．２４）

本件による逮捕状発布から勾留開始までの時期である。警察は本件による逮捕を遅らせて時間稼ぎをしながら，二人の自白と他の捜査情報を調整した。杉山自白に基づきＩ・Ｋを取り調べて石段の一件を引き出し，櫻井にそれを８月２８日の出来事と供述させたこと等である。第１回訪問の往路で杉山が見たという情景の詳細過ぎる描写，櫻井とＶの交渉を門前で待ちながら杉山が見たという通行人らの詳細過ぎる描写等には，捜査官の得ていた情報が盛り込まれている。ところが，強取金額その他捜査官にも不明だった点については調整し切れない様々な食い違いが残り，その後も変転している。

③　第３期（１９６７．１０．２５～１１．３）

本件により代用監獄に収容されていた時期である。偽装工作として便所の窓から脱出した旨の，ガラス戸の損壊も偽装工作による旨の，不自然・不合理な自白がなされている。ガラス戸自白は変転し，食い違ったままになった。強取金品についても同様である。捜査官に判明していなかった事項は調整しきれなかったのである。

④　第４期（１９６７．１２．１～１２．２５）

いったん拘置支所に移監された後代用監獄に逆送されていた時期である。吉田検事は，二人の供述の矛盾や不合理を糊塗すべく，一方の供述を他方に合わせて変更させたり（ガラス戸損壊），曖昧化したり（首絞めパンツ）している。不合理と見た時には前の供述を逆転させたり（勝手口ガラス戸），全否定させたり（布製三折財布）もしている。

以上のとおり，自白変転の推移を辿ると，変転しているのは捜査官に未解明の事実である一方，捜査官に既知の基本骨格は一貫している。このような自白に信用性が無いことは明らかである。

（３）ＯＴの弁護人録取書によると，ＯＴは，午後７時少し過ぎ布佐駅着の列車で帰宅する人のために列車が着く前に駅前の自転車預かり所まで傘を届け，すぐ引き返して被害者方の前を通った時に２人の男を見たとするところ，二人の自白では，二人は上記列車で布佐駅に下り，更に一定の時間の経過の後，被害者方に赴いたのであるから，それはＯＴが被害者方前を通過してしまった後のことになるから，ＯＴが被害者方前で見た２人の男は，櫻井・杉山ではあり得ない。

４　自白の任意性の否定

捜査難航の中での二人の逮捕の経過を記載し，確定審における捜査官の証言を引用して，その目的を本件取調べのためと主張した。そして，いつ取り調べたのか，何について取り調べたのか等についての取調官証言の虚偽を指摘し，自白は違法な別件逮捕・勾留によるもので証拠能力が無い旨及び強要されたもので任意性が無い旨を主張した。

５　目撃証言の信用性の否定

（１）W証言の信用性の否定

目撃証人中最重要のWについては，下記のような理由で供述を信用し得ない旨を詳細に論じた。

ア　二人とWの面識の度合は至って低いものである。

イ　①往路で佇立者に気づいた位置，②佇立者の位置と向き，③二人と特定するに至った時期と縁由等に関する供述が変転している。

ウ　弁護人のバイク実験結果報告書等によれば，バイク運転中のWが佇立者を識別することは不可能である。静止中または同乗者に関する確定２審の検証結果はWに当てはまらない。

エ　Wには確定審が斥けた帰路供述もあり，異常心理も認められる。

オ　登場の経緯に照らしても二人の有罪獲得の役割を負わされたもので，中立の第三者ではない。

（２）Ｉ・Ｋの検面の信用性の否定

Ｉ・Ｋの弁護人録取書によれば，①栄橋石段の一件が何月何日のことかは，取調べの時もはっきりしなかったが，皆がそう言っているからといわれて，調書に署名捺印した，②その件があったのは朝杉山と一緒になり，大宮に行くと話をし，帰りに列車で杉山と一緒になり，杉山が靴屋の前で立ち話をしていた日のように思う，というのであり，栄橋石段の一件は８月２８日ではなく，９月１日と考えられ，Ｉ・Ｋの検面，Ａの証言は信用できない。

６　アリバイ主張

二人のアリバイ主張の経緯と内容等に照らし，信用し得ると主張した。

以上のような主張と新証拠をもって，再審請求を申し立てたものである。

第３章　第１次再審請求の審理

請求審の土浦支部は木村教授を証人として採用し，第１回の期日に主尋問，第２回の期日に反対尋問がなされた。しかし，同支部は１９８７年３月３１日に再審請求を棄却した。即時抗告審の東京高裁は事実の取調べをせず，１９８８年２月２２日に即時抗告を棄却，最高裁も１９９２年９月９日に特別抗告を棄却し，第１次再審は終了した。

第１節　初期の攻防

１　三者協議

１９８４年４月２４日，土浦支部で１回目の三者協議が行われ，弁護団は「事実調べ請求書」を提出し，木村康，ＯＴ，Ｉ，Ｋ，Ｗの５名の証人尋問を請求した。

２　検察官の意見書と三澤意見書

検察官は，同年９月１４日，再審請求に対する検察官の意見書を提出した。裁判所による前年１２月２７日付の求意見に対するものである。この意見書には，筑波大学法医学教室三澤章吾教授の「意見書」（以下，本部では「三澤意見書」という。）と法医学書８冊（写）が添えられていた。

（１）検察官意見書

検察官の意見書の内容は概略次のとおりで，新証拠の新規性ないし明白性は認められないとするものである。

① 木村第１次意見書は死後経過時間を４０時間以内と限定した唯一の根拠を，被害者が解剖時において緩解直前の状態にあったことに求めている。しかし代表的な各法医学書の記載を見ると，いずれも緩解の開始時間，終了時間には幅を持たせており，夏期における緩解終了時間はおよそ２，３日前後とされている。木村第１次意見書は法医学上の根拠に乏しく，証拠価値は低い。

② Ｉ・Ｋの弁護人に対する供述は事件発生１６年後のもので，４か月後の検面に比して信用性に劣る。検面は，Ａ・Ｅ・Ｔの証言とも符合している。

③ 往路のＷによる目撃の可否は確定審でも争点であったから，バイク実験に新規性は無い。実験条件がＷ運転時と異なるから証拠価値は乏しい。

④ ＯＴは昭和４２年１１月８日検面及び確定審証言で，被害者方前通過を午後７時４０分頃としており，ＭＲ方で見たというテレビ番組の放映時間もこれに適合する。当時述べていなかった傘届けを思い出したことも不自然である。ＯＴの新供述の信用性は従前のものより劣る。

⑤ 自白の任意性・信用性は確定審で認められている。判決裁判所の心証形成にみだりに介入すべきでない。

⑥ アリバイ主張・立証には新規性も明白性も無い。目撃供述と自白に照らしてアリバイは成立しない。

（2）三澤意見書

三澤意見書の要旨は次のとおりである。

① 死後経過時間は種々の因子に影響されるため，その判定は非常に難しく，木村第１次意見書が死後約３０時間ないし４０時間と限定して推定しているのは法医学上種々の疑問があり合理性を欠くと判断される。

② 本件被害者は死後２日前後経過していると推測するのが妥当である。

③ 秦鑑定が約２日前後経過したとするのは法医学的に合理的であり是認される。

３ 反論書と補充書の提出

（1）反論書

裁判所は，１１月２０日，弁護団に対し，検察官意見書に対する反論書の提出を求め，これに対して弁護団は木村教授の意見を聞いた上で，同年１２月２４日，「反論書（一）」を提出した。この書面で弁護団は，木村第１次意見書に関する部分の反論を行い，「木村教授は，秦鑑定書，聴取書，写真，現場検証調書に基づいて本件について具体的に検討しており，検察官が法医学書において一般的概括的に述べているところを無条件に引用して批判するのは失当である。死体が置かれた場所が高温であった場合は死後硬直と緩解が急速に進行するのは法医学において常識であり，８月下旬，トタン屋根で風通しが悪い本件の現場では，室温は外気温よりさらに上昇しているとの木村鑑定書の判断は相当である。」と主張した。

（2）再審請求理由補充書の提出

弁護団は，１９８４年１２月２４日に再審請求理由補充書（一）を，１９８５年７月１日に同（二）を提出して自白の信用性欠如に関する主張を補充した。これは，自白にかかる二人の行動を時系列に従って追い，第１期から第４期までの変化の跡を辿り，その変化が警察・検察の誘導・調整によって生じたこと，結果として表面を糊塗した場合にも新たな不自然性を生み出す等して問題を解消していないこと，調整しきれずに残った問題が多々あること等を指摘して，信用性の欠如を詳論したものである。要点は下記のとおりである。

ア 補充書（一）では，我孫子駅での二人の出会いから殺害までを取り扱った。

① 我孫子駅から栄橋までの行動については，二人がＳＨと我孫子駅で出会い，共に布佐駅で下りた旨の共通の第１期の自白から，同期中にＳＨが櫻井の自白からは明示で，杉山の自白からは密かに消えたこと，第２期では出会いの場所が変わり，杉山の同行者としてＩ・Ｋが登場したこと，櫻井が石段の一件を自白したが杉山の自白と様々な矛盾が生じていたこと，第４期に吉田検事は石段の一件につき強引な誘導で二人の自白を調整したこと，等を述べた。

② 栄橋での相談から２回の借金交渉までは，杉山が見た通行人や情景について第１期では何も述べず，第２期で詳しすぎる供述をしていること，第３期で裏付け捜査の結果を受け訂正・補充等していること，櫻井の供述と食い違っていること等を述べた。又，Ｖ方への経路や相談場所については食い違ったままになったこと，第１期から第４期半ばまで維持された勝手口ガラス戸に関する櫻井の自白が，第４期終盤になって，吉田検事の誘導・調整により「左（西）を

開けた」から「右（東）を開けた」に逆転されていること等を述べた。

③　格闘及び殺害行為については，被害者に暴力を振るった経緯につき杉山の供述が変化していないのに櫻井の供述は期毎に変化し，二人の間で食い違っていること，被害者の死因に関する櫻井の第１期の自白が同期中に変遷したこと，被害者の口にパンツを詰めたのは杉山か，二人の共同か，足を縛ったのは櫻井単独か，杉山の協力があったか，首を絞めるときパンツを使ったか否か，等々の点についても櫻井の自白は期毎に変化し，杉山の自白と食い違い，かつ不自然・不合理であること，床落ち等の特徴的状況について説明が欠けていること，等を述べた。

補充書（一）に添付して弁護団作成の実験結果報告書（１９８４．７．１９）を提出した。これは日活撮影所内に現場のセットを組み立て，櫻井の警察での自白通り西側のガラス戸を開けて８畳間西側ガラス戸付近にいる人物（被害者）を見ることができるかを実験したものである。結果は全く不可能であり，上記自白は客観的事実と矛盾することを示すものである。

イ　補充書（二）は，続いて物色から逃走までを取り扱ったものである。

④　物色・強取については，何処から何を奪ったかにつき，二人の自白が全期を通じて変転し食い違っていること，分配についても同様であること，変転理由の説明が不合理であること，物色順序の説明（上ロッカーと下ロッカー）や指紋不検出等，現場と整合しない点があること，詳細な供述につき異様な撤回があること（布製財布），等を述べた。

⑤　偽装工作と脱出については，先ずガラス戸につき，その倒壊という特徴的事実の説明が第３期に初めて現れたこと，以後の二人の自白は変転し食い違っていること，吉田検事による最終調整後の自白も現場の客観的状況と合わないこと，ガラス戸の倒壊は格闘によること等を述べた。次に便所の窓からの脱出については，第１期に杉山がそれらしいことを供述しているが，櫻井の供述は第３期に始まり，以後の二人の自白は変転し食い違っていること，櫻井の便所や脱出行為の描写は詳し過ぎること，等を述べた。又，これらの偽装工作が弁護団の実験結果に照らしても，不自然・不合理である旨を主張した。

⑥　逃走については，二人の脱出の先後や合流地点が変遷し，食い違っていること，逃走中に見た情景に関する第２期の詳しすぎる描写は第４期で大きく変わり曖昧化されていること，乗車位置や向きに関して変転し二人の間で食い違っていること，第１期・第２期に繰り返された櫻井の宿泊先（柏の旅館）が第３期に至って突然（兄ＳＡ方に）変更されたこと等を指摘した。

⑦　最後に，食い違い・変転・客観的事実との不整合・不自然不合理性等に関する二人の説明（共犯への責任転嫁・裁判対策・記憶不鮮明その他）が，不自然不合理である旨を主張した。

以上の補充書（一）（二）の論述は，原（①②），青木（③），塚越（④），山本（⑤），蒲田（⑥），清水洋（⑦）の若手弁護士が自白の各論点を担当し，自白調書等を詳しく分析したうえで論述を展開したものである。

４　未提出証拠の開示要求

未提出証拠の開示は弁護団の活動の最も重要なテーマの一つであった。

（１）１９８４年１１月９日，弁護団は，検察官に面会し，未提出証拠の開示を請求した。次いで，同年１２月２４日には土浦支部に対し，反論書（一），前記補充書（一）とともに「公判未提出記録等の取寄･開示要請書」を提出し，未提出の全記録・証拠物の取寄せ･開示を求めた。その根拠として，検察官の真実究明義務，当事者主義，憲法上の要請，刑事訴訟法の根拠，本件が再審であること等を詳細に論述した。

これに対し検察官は「意見書」（１９８５．１．３１）を提出し，検察官は不提出記録の全部を開示する義務はないと主張した。

弁護団は，１９８５年２月２６日の三者協議でも，重ねて証拠開示を求めた。

（２）次いで弁護人は１９８５年３月３０日，「公判未提出記録等の目録開示について釈明を求める意見書」を提出した。検察官は「意見書」（１９８５．５．２０）で裁判所は全部の目録を開示せよとの釈明を命ずるべきではなく，仮に命令があっても検察官は応ずることはできない，と答えた。

第２節　事実調べ

１　採用決定

裁判所は，１９８５年３月１２日，木村証人の尋問を行うことを決定した。そこで，弁護人は，５月２日，千葉刑務所に在獄中の請求人両名を尋問に立会わせるよう要請したところ，裁判所（榎本豊三郎裁判長に交代）はこれを容れ，５月１０日，請求人両名の尋問立会いのために押送指揮依頼をした。裁判所は，証人の都合から６月１日に尋問期日を取り消したうえ，６月４日，あらためて７月１６日と９月２４日の尋問期日を指定した。

２　木村尋問

（１）第１回の証人尋問は同年７月１６日であった。この日は弁護人からの主尋問が行われ，証言の要旨は以下のとおりであった。

ア　木村証人が経験した司法解剖３７９２体では，死後経過時間の判断を全例で行っている。

イ　秦鑑定書のデータは基本的には間違いないと思う。ただし外気温を２５度と測定したが室温を測定していないこと，直腸内体温について１回しか測定せず，解剖開始時と終了時の２点で測定していないことは，資料として不足している。

ウ　室温を２７度と推定し，直腸内体温が３７度から２７度まで降下してそこで止まったとすれば監察医務院の統計に基づく表によると１０度下がるのには約３０時間を要する。従って最短で３０時間となる。

エ　角膜の混濁は死後１２時間で始まり，２４時間では瞳孔はなお透見でき，４８時間経過すると全く透見できなくなる。本件では角膜は混濁しているが，左瞳孔はかろうじて透見できたと記載されているので，２４時間ないし４８時間となる。

オ　死後硬直の持続時間は夏の死体なので３０時間ないし４０時間である。死後硬直の緩解は顎から始まり体の下へ順次進行するものであり，秦鑑定書の死後硬直は

中程度に全関節に発現しているという記載には疑問を感ずるが，触ったら簡単に緩解したというのであるから緩解直前と判断した。緩解とは硬直が既にない状態をいう。

カ　以上３点を総合して考えると死後経過時間は３０時間から４０時間前後となる。前後とはプラスマイナス２時間であり１点を探せといえば３８時間から４２時間くらいまでとなる。

キ　死後経過時間について，ある範囲を示すデータはあるが１点を指すデータはない。したがってある幅を持った推定は信頼性があるが，１点を指した場合は信頼性はない。

ク　法医学の教科書では，通常１７度，１８度を基準としているのでそのあたりでは一致する。ただそれに地域差等による各人の経験を加えるので違いが出てくる。

（２）同年９月２４日第２回の証人尋問では検察官の反対尋問と弁護人の再主尋問が行われた。

ア　確定判決の認定した犯行日時から死体解剖開始時まで４２時間３０分として，４２時間という判断とは必ずしも矛盾しない。

イ　４２時間３０分経ったということは絶対ありえないかというとそうではない。そういう意味では矛盾しない。４３時間とは考えない。

ウ　本件死体の解剖で内景検査が終わったのは８月３０日午後４時くらいと思えるので，その時点を死後経過時間の基準点とした。

エ　死後硬直から見ると３０時間ないし４０時間であるが，腐敗の状況その他から考えて長い方の４０時間を取る方が妥当である。

この日の証言が第１次意見書および第１回の証言より後退した感は否めない。同年１２月５日，弁護人は「意見書（死後経過時間推定に関して）」を提出し，木村第１次意見書･証言の信頼性について従前の主張を補強した（以下，木村第１次意見書と木村証言を併せて「木村鑑定」という）。

第３節　終盤の攻防

１　事実調べ請求

弁護人は，１９８５年６月２９日，請求人両名の質問とともに，８月２８日に近接した時期の現場検証（検証場所：被害者宅，布佐駅～栄橋～被害者宅～ＭＲ宅）を請求したが，裁判所は，７月３０日，現段階では現場検証は施行しない旨，通知をしてきた。

２　証拠開示

弁護人は，証拠開示を求めるそれまでの活動に続き，木村尋問と並行し，１９８５年９月３日付意見書を提出し，検察官の意見書（５．２０）に反論し，かつ，免田事件，財田川事件，松山事件の例を挙げて重ねて目録の開示を求めた。その際裁判官面会を求めたが，「会う必要はない」と拒否された。

同年９月３０日裁判所は，未提出の全記録・証拠物の取寄せ･開示も，そして上記の目録開示の釈明も，現段階ではこれを行わないと当事者双方に通知してきた。

そこで弁護人は同年１０月８日の三者協議に向けて，「公判未提出記録等の取寄・開示要請書（二）」を提出，ＯＴ，Ｋ，Ｉ，ＯＭ，Ｗの５名の目撃証人の供述調書，

関連する捜査報告書等について確定記録によりその存在が明らかである理由をあげて開示を求めた。検察官は同日付「意見書」で存否の回答及び開示要請は応じられないと拒否した。

そこで弁護人はさらに，同年１０月１７日，「公判未提出記録等の取寄･開示要請書（三）」で，梅田事件では裁判所の勧告により目録及び不提出記録１６３点が提出された事例を挙げ開示を求めたところ，裁判所は，同年１１月１９日，検察官に対し目撃証人中，ＯＴ，Ｉ，Ｋの３名の員面，及びＩ，Ｋの調書作成経過に関する捜査報告書の「記録提出依頼」を行い，同月２０日検察官は員面５通，捜査報告書２通を提出した。

３　終結への動き

弁護人は，１９８５年１２月５日に，木村尋問の結果を踏まえ，死後経過時間に関する意見書を提出した。するとそれから程なく，１９８６年1月１４日，裁判所は事実調べ打ち切り，最終意見書提出期限を同年３月末とする通知を発した。前記の検証と求釈明の拒否に続き，前年１０月８日の三者協議で行った他の証人尋問及び請求人本人質問の採用要請をも全く無視するものであった。

弁護団は１９８６年1月２１日，証人尋問，請求人質問，現場検証，証拠開示など審理の続行を求める意見書を作成して土浦に行き，裁判所に面会を求めたが「会う必要はない」と門前払いであった。

またその後も同年３月１１日に「事実調請求書（三）並びに公判未提出記録等の取寄･開示要請書（四）」を提出し，W，ＯＴに関する事件直後の員面，捜査報告書，毛髪の同一性についての鑑定結果，その他二人の逃走経路に関する布佐駅員外２名の供述調書，捜査報告書を，それらが存在する根拠，事件との関連性を具体的に挙げて開示を求めるとともに，W，ＯＴ，Ｉ，K，請求人両名の取調べを求めた。

さらに，同年３月３１日に，「事実調請求書（四）」を提出し，Ｉの１０．２２員面の改ざんの疑いを指摘したうえで，その録取者である鈴木達一とＩの尋問を求めた。それとともに，同日付けの「進行についての意見書」を提出し，事実調の続行を求め，４月１５日付け上申書により裁判官面会を要請したが，裁判所は「応じられない」（４月２３日付け通知）との対応に終始した。

当時，弁護人とは面会を拒否しながら，検察官とは連絡を取って一部記録の開示をさせ，あたかも公平らしさを装いながら，唐突に事実調べ打ち切りを決めた裁判所に対する怒りと危機感は強いものがあり，弁護団は忌避申立を真剣に検討した。法令上の申立権者は被告人なので，その類推は可能か？忌避却下の悪影響は？「伝家の宝刀」を抜くべき状況か？種々議論がされたが，最終的には忌避は思いとどまることとし，弁護団は１９８６年５月１２日に最終意見書を提出した。

その後６月から，弁護団は，裁判所の審理姿勢からみて，棄却決定の可能性が相当にあるとして，即時抗告申立書の予定原稿の検討を始めるとともに，ガラス戸の破損原因を工学的に解明するため専門家との検討なども進め，さらなる新証拠の発掘を追求した。

裁判所は，同年８月１４日，検察官に対し，ＯＴの員面および調書作成経過に関する捜査報告書の提出を依頼し，同年８月２９日，検察官は捜査報告書１通を提出，Ｏ

Ｔについて他に証拠はない旨答えた。

開示された資料を前提に，弁護人は同年１０月７日に補充の意見書を提出し，さらに同年１２月２５日に「公判未提出記録の取寄・開示要請書（五）」を提出して，Ｗについて従前から要請している証拠のほか，これに関連する関係者の供述調書・捜査報告書について詳細な理由を付して開示を求め，審理続行を求める努力を続けた。

これに対しては裁判所，検察官のいずれからも回答はなかった。

第４節　請求棄却決定

１９８７年3月３１日，土浦支部（榎本豊三郎裁判長，近藤壽邦裁判官，佐賀義史裁判官）は再審請求を棄却した。その判断の要点は以下のとおりである。

１　死後経過時間についての判断

（１）死後硬直の緩解終了時間について法医学者の見解は種々に異なり，死後硬直のみを根拠に死後経過時間の上限を４０時間という時間単位で確定することには相当の無理がある。

（２）木村証言は個体差を設け３０時間ないし４２時間としているが，確定判決の認定した死亡時刻とはわずか３０分ないし１時間の食い違いにすぎず，外気温による誤差も否定できず，上限を４２時間と画することには疑問が残る。

（３）木村証言は，死後経過時間が４２時間を超えることは，その頻度が少ないであろうというにとどまり，また確定判決の認定する死亡時刻は法医学的に矛盾するものではないとしており，木村第１次意見書によっても確定判決の認定は法医学の見地から十分肯認しうる。

２　Ｗ供述についての判断

Ｗ証人の弁護人録取書の供述の一部について新規性を認めたが，同人の確定１審証言の信用性を揺るがす効果（明白性）を認めなかった。また，バイク実験報告書についても，新規性は認めたが，Ｗが目撃した条件と実験の条件との相違を指摘して明白性を認めなかった。ただし請求審は「一般にバイクを運転している者より後部荷台に同乗している者の方が付近に立っている者を識別しやすいということは認められる。」という経験則は承認した。

３　ＯＴ及びＩ・Ｋの各供述についての判断

ＯＴの弁護人録取書は，通過時刻を異なって述べる点で新規性はあるが，確定審の証言や開示された供述調書等と異なること，記憶喚起の経緯について約１５年を経過して何故通過時刻を特定できる事柄を思い出したか明らかでないことなどから，信用性が低く，明白性がないとされた。

Ｉの弁護人録取書は，石段の一件の日を特定する理由を付加する点で新規性はあるが，特別の事情のない限り，１５年余を経過して突然これを思い出すといっても，信用性は低いとして，明白性を否定した。

Ｋの弁護人録取書は，確定審の証言でも同様のことを述べており，新規性がないとされた。

目撃供述を同じ証人の後年の供述で覆すことの困難さを思い知る結果となった。

第５節　即時抗告審（東京高裁）

１　即時抗告申立

弁護団は１９８７年４月３日に，即時抗告申立書を提出し，木村鑑定は確定判決の認定に合理的疑いを差し挟むものであることを主張した。

さらに同年８月１６日，「即時抗告理由補充書」を提出した。これは当時公表されていた守屋克彦判事による自白調書の信用性についての研究（判例時報１１９５，１１９６，１１９９，１２００，１２０２，１２０４，１２０７，１２０８の各号）や，渡部保夫教授の示した自白の信用性の判断基準（「自白の信用性の判断基準と注意則について」《岩田誠先生傘寿祝賀論文集「刑事裁判の諸問題」》）にてらして本件自白調書の問題点を整理し，その基準からしても到底真実性は認められないことを明らかにするものであった。

２　証拠開示

即時抗告審においても，裁判所面会をしながら未提出証拠の開示の要求を続けた。同年５月７日には「公判未提出記録等の取寄・開示要請書（六）」を提出した。この要請書では，Wに関し，事件発生直後から４３年３月１３日（検面作成時）までの間の供述調書，捜査報告書等の開示を求めた。１審でＯＴ，Ｉ，Ｋについて記録の取寄・開示をしながら，Wについてこれをしていないことの不合理性を批判し，その取寄・開示を求めたところ，東京高裁は１９８７年８月２８日検察官に対し，上記期間におけるWの供述調書，供述経過を示す捜査報告書および捜査メモ等一切の存否，文書の標目について照会をし，検察官は同年９月１日捜査報告書３通が存在することを回答した。次いで東京高裁は同月２日提出方を依頼し，検察官は同月８日にWに関する３通の捜査報告書を提出した。

弁護人はさらに同年１１月１０日，「公判未提出記録等の取寄･開示要請書（七）」を提出し，重ねてW，ＯＴの員面･捜査報告書の開示を求めた。このとき弁護人は未提出記録に関係当事者ごとに整理のための通し番号が付されていることに着目し，それまでに開示された証拠の番号から未提出記録の番号を推測し，具体的に番号を明示して開示を求めている。しかし，東京高裁も検察官もこれに対し回答しなかった。

３　補充書（二）

以上の経過を受けて弁護団は，同年１１月１０日，「即時抗告理由補充書（二）」を提出した。Wに対する捜査報告書３通の内容を分析し，それによればWが二人連れの男を目撃した事実はないことを指摘し，さらに既存の証拠と関連させて検討し，かりにWが往路Ｖ方前で二人の男をみたとしても，それが請求人両名であるとするW供述が信用できないことを論証した。

４　即時抗告棄却決定

しかし即時抗告審で新たな主張･立証をして棄却決定の判断を覆すことはできなかった。１９８８年２月２２日，東京高裁（裁判官：小野幹雄，横田安弘，井上廣道）は即時抗告を棄却した。

第６節　特別抗告審（最高裁）

１　申立て

弁護団は２月２７日に特別抗告申立書を提出した。

そして同年１２月７日，次の内容を柱とする特別抗告申立理由補充書を提出した。①木村鑑定についての原決定批判を展開するほか，②ＯＴに関する新旧の全証拠を総合判断すれば，ＯＴがみた二人連れは請求人らではあり得ないこと，③W供述には信用性がないこと。Wについては多数の未提出記録が存在することが明白であり，それらの開示が必要なこと，④最高裁がこれまで採用してきた再審事件の自白総合評価の手法に基づいても本件自白は信用性が認めがたいこと，⑤請求人らの８月２９日以降の言動からしても，本件自白に信用性は認められないことを論ずるものである。

２　特別抗告理由補充書

特別抗告申立理由補充書ではW証言を詳細に論じた。渡部保夫北海道大学教授（当時，元裁判官）の『犯人識別供述の信用性に関する考察上・中・下』（判例時報１２２９－３，１２３２－３，１２３３－３）やロフタスの『目撃者の証言』などの文献を読んで，その知見にもとづいて，W証言が信用できないことを詳論した。これらの文献は，犯人識別供述の危険性を指摘しているが，W証言にはすべて当てはまる。

３　特別抗告棄却決定

これに対して，最高裁第１小法廷（裁判官：大堀誠一，味村治，三好達）は１９９２年９月９日，抗告趣意は適法な抗告理由に当たらない，新証拠の新規性や明白性を否定した原決定の判断は是認できるとし，上記の申立書や補充書に何もこたえず，三行半の棄却決定をし，第１次再審請求は終結した。

その後布川事件委員会は，第２次再審を請求する予定であるので，本件記録・証拠物等一切の資料を引き続き保管するよう要請書を提出した。

第４章　棄却決定を受けて

請求審決定，即時抗告審決定は，木村鑑定について明白性を否定した。また目撃証人の弁護人録取書，弁護団作成の二つの実験報告書については，一部は新規性を否定し，新規性を認めたものについても明白性を否定した。いずれの決定も自白の分析については判断していない。ことに即時抗告審決定は「請求人らの自白を全面的に再検討しなければならない理由はなく，この際そのような再検討を加えることは，確定審における心証形成にみだりに介入するものであり，再審請求を審判する裁判所のなしうる限界を超えるものというべきである。」として明確な限定的再評価説を採っている。特別抗告審の決定は文字通りの三行半であった。

第１次再審の各裁判所は確定審の誤りを繰り返しており，その責任は大きい。しかし弁護団として反省すべき点も多かった。

１　第１次再審請求の時代

（１）第１次再審を請求した１９８３年当時，再審は全体として上昇期にあった。１９７５年の最高裁白鳥決定，翌７６年の財田川決定は，それまで開かずの門といわれていた再審に画期的な影響を及ぼした。１９７６年から８２年の間に弘前事

件，加藤老事件，米谷事件，免田事件，財田川事件，松山事件，徳島事件，梅田事件の８事件で再審が開始された。ことに免田事件，財田川事件，松山事件は死刑事件であり，死刑台からの生還として社会に大きな衝撃を与えた。もとよりこの間，明らかに冤罪と思われる牟礼事件，丸正事件，江津事件で再審請求が棄却されていたけれども，全体として再審は大きく前進していた。このような状況下で第１次再審を申し立てたとき，弁護団に安易といってはいい過ぎであるが，やや楽観的な気分があったことは否めない。

（２）当時，日弁連に結集していた各再審事件弁護団には，再審の進め方についておおむね以下のような共通の認識があった。

ア　一般に冤罪事件において証拠の中心になっているのは捜査段階で作成された自白調書およびその自白を裏付け補強する供述である。被告人以外の供述には公判廷での証言もあるが，検察官調書・警察官調書も多い。個々の供述の不合理を指摘し，あるいは供述相互間の矛盾を衝く作業が刑事弁護の基礎であり，必要不可欠であることはいうまでもない。しかし供述により供述を批判するだけでは，捜査官を過信し，自白を偏重する傾向が強い裁判所を説得することは困難である。多くの場合水掛論になり，異なる供述のいずれを採るかは裁判官の恣意的な判断に委ねられることになる。供述を批判するためには，客観的事実あるいは物証による供述の批判が重要である。（「人は時として嘘をいうが，物は嘘をいわない。」）

イ　自白調書その他の供述証拠は個々別々にみるのではなく，物証とも対比しつつ，捜査のどの段階で，どのような状況下で作成されたか，各証拠はそれぞれどのように関連しているのかを検討しなければならない。（「自白調書の物証化」）

ウ　多くの論点を並列的に主張するのでは勝てない。物証と供述証拠の証拠価値を正しく判断するためには確定判決の証拠構造を明確にすることが必要である。それにより新証拠は事件の証拠構造のどの部分を壊すのか，その結果は事件全体をどのように揺るがすのかを明らかにする。

エ　自白と客観的状況の矛盾を明らかにするための新証拠として，科学的な鑑定は大きな役割を果たすことが多い。

上記の８事件もこのような方法により，再審開始決定を勝ち取っていた。

２　第１次再審請求の敗因

現時点でみると第１次再審の弁護団の活動は，個々の弁護人の努力にもかかわらず多くの点で不十分であった。そのうちでも敗因と考えられるのは以下の諸点である。

（１）第１はこの事件の特質を正確に捉えることができず，漫然と他の再審事件の方針を踏襲したことである。冤罪事件の誤判原因は共通する部分が多い。上記の方針は，いわばその共通する部分に対処する方法としては正しく，現に上記８事件では大きな成果を上げてきた。しかし刑事事件はそれぞれに個性をもつ。布川事件において殺人事件と櫻井，杉山を結びつける物証が全く無く，二人の捜査段階での自白と不確かな目撃証言によって事件が構成されているという弱い証拠構造は一見容易に打ち崩せそうに思われる。しかし，いざ証拠構造のどの部分を攻撃の対象とすべきか，そのための新証拠をいかにして得るかを検討すると容易に答

えは出ない。準備の段階で最も悩んだのは何を新証拠にするかであった。木村鑑定書を得たときは，率直にいってほっとする思いであった。

（２）第２に，そして最も大きい敗因と思われるのは，新証拠による論証の重点を死後経過時間においたことにある。

法医学鑑定は科学としての医学に基づくものであり，多くの他の鑑定に比して信頼性が格段に高い。しかし法医学は鑑定事項によりそれぞれ確実性・信頼性は異なる。指紋の一致・不一致の鑑定は最も確実である。血痕，血液型，ＤＮＡ型の鑑定は，不一致である限り疑問を挟む余地はない。毒物についてもほぼ確実に判断できるであろう。死因，凶器の推定については，鑑定人により判断が異なる場合もあると思われる。そして死後経過時間については，一点を指示する判断は不可能であり一定の幅を持つ推測にならざるを得ない。経験による個人差もある。死後の時間が長くなればなるほど推測の幅は大きくなることも避けがたい。確定判決の午後９時頃という認定を，数時間の幅で覆そうとすることには本来無理があったのである（前記のとおり，木村第 １ 次意見書の死後４０時間で午前０時，証言の最大４２時間で午後１０時になる。）。いかに確率は低いにせよ，３０分，あるいは１時間の差は絶対ありえないかと問われれば，否定できないのは法医学者としては当然であった。死後経過時間はもし認められれば，直ちに二人の無実を証明する決定的な論点であり，証拠である。それだけにいわば孤立した論点・証拠であり，他の証拠とあまり関連性をもたない。犯行時刻に疑問が生じても否定できない限り確定判決を揺るがす力にはなり得なかったのである。

（３）第３の敗因は，確定３審の決定の重さを考慮しなかったことにある。布川事件の確定３審決定は，事実認定が２万２千字に及ぶという異例の長文であったが，その内容自体は確定２審の判決理由をなぞったものにすぎない。そのため再審請求書も補充書もいわば確定２審判決と一括して論じていた。しかし再審は単なる第４審ではない。確定３審の決定は確定力とともに最高裁判所の判断として，再審における下級審の裁判官に大きな圧力となる。どの再審も確定３審の壁を突破しなければならないが，ことに布川事件のように，確定３審の裁判官が事実認定に詳細に立ち入って決定を書いている事件ではその重さを十分に配慮すべきであった。一例を挙げれば二人の取調状況の録音テープの問題がある。確定３審は「その内容は，自ら体験しない事実ならばとうてい引続いて整然と供述しえないことを具体的に首尾一貫して供述したものである」と認定していた。この当時，櫻井１０．１７録音テープは未開示であり，また中田鑑定のような鑑定は技術的にできなかったが，それでも第２次再審の再審請求書記載のように批判は可能であったにもかかわらず，それがなされなかった。ちなみに第２次再審請求書では録音テープ作成前後の捜査過程，その後の検面調書と対比すると録音テープによって自白の任意性は証明されていないこと，録音時の状況などが詳細に論述されている。

（４）第４の敗因は自白の任意性･信用性について詳細な分析をしたにもかかわらず，それを十分に生かせなかったことにある。再審請求書，再審請求理由補充書（一），（二）で自白の時系列的分析，事項ごとの分析の結果，自白に任意性も

信用性もないとして指摘した問題点は，後に再審開始決定，再審無罪判決が自白を信用できない理由としてあげた点とほぼ一致している。しかし第１次再審の棄却決定は「請求人ら及び弁護人らは，請求人らの捜査段階における自白につき，その任意性，信用性が否定されるべきことを縷々主張するが，その主張するところを参酌してこれを検討しても，原第２審判決および原第３審決定が説示するとおり右自白の任意性，信用性は十分にこれを肯認できる」というのみで何ら具体的理由を示さず，自白の検討に立ち入らなかった。自白の任意性・信用性の問題はもとより再審請求理由の中心であり，単に証拠構造の脆弱性を示す資料ではなく，まして死後経過時間に関する新証拠のバックグランドなどではない。裁判官の心証を動かすことができるか否かは，最終的には自白が信用できるか否かに帰する。しかし自白が客観的事実に反することを立証する新証拠として提出できたのは，被害者宅勝手口のガラス戸を自白のとおり開けた状態では被害者を見ることはできないという弁護人の実験結果報告書１通のみであった。再審請求当時，第２次再審請求のように多数の新証拠を提出することには全く考え及ばなかったのである。新井ガラス戸実験，直井･河合建具実験のような新しい観点に立っての新証拠の準備が進んだのは，特別抗告審になってからであった。

（５）第５の敗因は目撃証言の批判においても自白と同様分析の結果を十分に生かせなかったことである。目撃証言に関しては新証拠としてＯＴ，Ｉ，Ｋ，Ｗの各弁護人調書４通，他の関係者についての弁護人調書，調査報告書，照会請求回答書３通，弁護人の実験結果報告書１通計８通を提出している。さらに７回に及ぶ公判未提出記録等の取寄･開示要請の成果として前記のように員面５通，捜査報告書６通が開示され，即時抗告申立理由補充書（二）では，再審請求書等での論証は一層深められている。しかしW証言に関しては確定２審は被害者宅前で現場検証を行い，裁判官自身が単車の後部荷台に乗って走行し明暗度を確認している。この検証の結果は確定３審決定も引用している。これに対し弁護人は多摩川で実験を行い，これに基づいて実験結果報告書を作成し新証拠として提出した。しかし現時点で考えればこれらの報告書のみでは力不足であり，困難ではあっても協力してくれる鑑定人を見いだして新証拠作成のための努力をすべきであった。

（６）以上の諸点に加えてなお反省すべきは，弁護団の結集が第２次再審に比べれば遙かに弱かったことである。１９８２年の初めから若手の弁護人が弁護団に参加し，自白･目撃証言の分析，理由補充書・意見書の執筆，証拠開示請求，さらに木村証人の尋問等に大きな力を発揮した。しかし弁護人各自はそれぞれ善戦したが各人任せの点も多く，全体としての討議は不足していた。ことに即時抗告審以後，弁護団の結集は弱かったのではないかと思われる。

当時の再審の全体の状況としては，１９８６年５月の島田事件再審開始決定以後，榎井村事件の再審開始決定（１９９３．１１）を例外として，多くの再審事件では請求棄却決定が続き，再審は冬の時代を迎え，閉塞状況にあるといわれていた。布川事件でも即時抗告審決定は限定的再評価説をとり，自白の全面的再検討に立ち入らなかった。しかしこのことは第１次再審敗北の弁明とはならない。再審事件はどのように困難な状況下でもたたかわなければならない。問われるべ

きは弁護団の力量と活動である。

特別抗告棄却の時点で以上のような反省点の全てが考えられたわけではない。第１次再審の敗因を正確に分析し，その反省の上に立って新しい対策･方針を作り出すのには長い時間を要した。第１次再審当時の若手の弁護人の何人かが弁護団の中核となり，ガラス戸実験等の新しい動きが実を結ぶのは，第１次再審を終えた後のことである。

３　第２次再審への足がかり

（１）自白・目撃証言の分析

前記のとおり，弁護団は，第１次再審の時点でも，詳細な自白の分析を行っていた。これらは限定的再評価説に立脚した審理のもとでは十分顧慮されるに至らなかったが，このときの分析が，その後の学者・実務家による自白研究の成果やさらには数々の新証拠，開示証拠を触媒として，第２次再審の総合評価のもとで力を発揮することになる。

（２）証拠開示

第１次再審では７回の開示請求を行い，目撃証人の員面５通，捜査報告書６通，計１１点の証拠が開示された。その経過は前記のとおりである。

第１次再審の証拠開示請求は目撃証人が中心となっていた。

その結果，W証人に関する証拠としては，請求審でＯＴの捜査報告書と員面が，即時抗告審でW証人の捜査報告書３通が開示された。しかし，即時抗告審は，「杉山の仲間を調べて見たら」というWの捜査報告書の片言隻句をとりあげて，「Wの供述の信用性を支える一事情」と判示し，誤った証拠評価をしている。また，Ｉ証人及びK証人に関する証拠として，員面と捜査報告書が開示された。これらは，栄橋石段の一件の日が８月２８日と断定できないでいたことをうかがわせるものであったが，単独では２号書面を弾劾するには至らなかった。ＯＴの捜査報告書と員面はもともと自白を弾劾するものとして開示されたものであるが，同人の確定審の証言を減殺し，自白を弾劾するには至らなかった。

これらの調書は，第２次再審で再評価されることになる。

第３部　第２次再審請求

１９９２年９月の特別抗告棄却決定後,第２次再審に向けて足踏み状態が続いたが,その中でも新証拠発掘への努力は続けられた。１９９６年１１月に二人が仮釈放となると，弁護団の取組みも活気づき，新証拠も徐々に準備が整っていった。２００１年１２月，櫻井さん，杉山さんと弁護団は，水戸地裁土浦支部に第２次再審請求の申立てをした。

第１審の土浦支部で弁護団は，確定審の証拠の脆弱性を徹底して明らかにしたうえで，物色，偽装工作，そして殺害行為に関する自白を弾劾する実験報告書と鑑定書,自白の任意性と信用性を丸ごと弾劾する櫻井獄中日記，目撃証言を弾劾する鑑定書,及びアリバイを裏付ける気象記録など，確定審の証拠構造の骨格部分を揺るがす有力な新証拠を多数提出し，かつ，これらの新証拠に関する尋問を着実にやりとげた。またこれと並行して，公判未提出記録・証拠の開示を粘り強く追求し，櫻井１０．１７録音テープ，死体検案書，パンツ，毛髪鑑定書，目撃証人の初期供述，アリバイ主張を支える供述調書等を次々と開示させた。これらの活動を通じて，旧証拠の全面的再評価を含む新旧証拠の総合評価を実現し，自白と目撃証言がいずれも有罪認定を支えられないものであることを明らかにするとともに，確定判決は，違法な取調べと公判活動によって導かれた不正義の判決であることを浮き彫りにしていった。その結果,２００５年９月２１日，土浦支部は再審開始を決定した。それは，逮捕から約３８年,７度目にして初めて二人の無実の主張に耳を傾け，しかも，確定審の誤りを厳しく断罪した見事な決定であった。

抗告審でも，弁護団は攻めの姿勢を堅持し，録音テープに関する鑑定書，殺害行為に関する意見書など新証拠を追加提出した。それとともに，証拠開示を引き続き追求し，捜査経過の一端を明らかにする捜査報告書等を開示させた。２００８年7月１４日の即時抗告棄却決定もまた，新旧証拠の総合評価を実践するとともに，捜査の違法を厳しく指摘するものであった。

さらに，検察官が「判例違反」及び「著しく正義に反する重大な事実誤認」を理由に申し立てた特別抗告審でも，弁護団は反論書，意見書などでそれらの主張がいずれも根拠のないものであることを明らかにしていった。この結果，２００９年１２月１４日，最高裁第２小法廷は，検察官の特別抗告を棄却する決定をした。

第１次再審の敗北から１７年余，また申立てから約８年余に及ぶ第２次再審請求の闘いは，再審冬の時代の再来と言われた時代において，名張事件や足利事件などとともに「開かずの扉」と言われる再審の重い扉を開く先頭にたって闘い，その結果，柔構造の事件における再審開始を実現するとともに，白鳥決定，財田川決定が示した諸原則を最高裁において再確認させた。その意義は大きい。

第１章　第２次再審への足踏み

第２次再審への歩みは，第１次再審の敗北から始まる。敗戦の焦土の中から，どう立ち上がるのか。展望の見えない足踏み状態から，どうすれば脱することができるの

か。最初の数年は，あてのない試行錯誤が続いた。

１　展望が見えない

特別抗告審以来，弁護団会議も低調で，出席者は二桁にも至らない状況が続いた。小髙団長の「出席」の要請（１９９１．３）が出たこともある。１９９２年９月９日の特別抗告棄却決定を受けた最初の弁護団会議（１０．２１）も，決定を受けて感想を述べあった程度。結論はほぼ見えていたとはいえ，意気消沈し，反応も鈍い。次いで１２月９日弁護団会議が開かれているが，その出席者も６名である。

弁護団会議のテーマは，完成に近づいていたガラス戸実験に関するものが続くほか，第２次再審に向けての弁護団の拡大・強化が論じられている。これを受けて１９９３年４月２３日，小田中聰樹東北大学教授の講演「誤判のメカニズム」を中心にした企画「布川事件を考える」を開催し（３１名参加），弁護団への参加を呼びかけた。弁護団員は必ず新しい弁護人一人を引っ張ってくるようにとの「おふれ」が出たのもこの時期である。

そうした新人に向けて，そして事件を根本から見直すために，連続勉強会もこの時期に開催されている。自白全体を洗いなおそう，検証調書（現場）を見直そう，ということで，合宿等で皆で手分けして検討作業もしたが，新たな論点はなかなか出てこない。自白の再検討のために「自白班」も形成されたが，この時点で班として具体的な成果を生み出すには至らなかった。

再審に向けてのスタンスの議論もされているが，この時点では体系だった方針を議論できていたわけではない。第１次再審のトラウマと言うべきか，しっかりした証拠でなくてはだめだ，できるだけ多くの論点で新証拠を準備しなくてはだめだ，という意識から，あれはどうかこれはどうかという議論であったように思う。この時点では，ガラス戸実験に関する報告書・鑑定書に続く有力な新証拠はなかなか浮上してこなかった。

２　指紋の検討

その中で最初に関心が集まったのが，指紋の論点である。二人の指紋が１つも現場から検出されていない，この状況を新証拠として具体化できないか。弁護団会議の記録をたどると，「指紋関係証拠」（１９９２．１２，柴田），「指紋の検討」（１９９３．４，原），「偽装工作と指紋」（１９９３．５，山本）と断続的に報告がなされ，１９９３年９月には，後に再現実験を依頼することになる社団法人未踏科学技術協会の荒居茂夫氏に，原，塚越，松江の弁護士３名が面会している。こうした報告をさらに掘り下げるべく，指紋についての基礎的な文献にもあたったが，法医学書では，「指紋」を取り上げてはいるものの，すぐ実地に使えるような研究は見当たらなかった。指紋を重点的に研究している学者は無いに等しく，法医学者による鑑定例も少なかった。この分野の実務的な研究は，科学警察研究所や都道府県警の鑑識の研究者のほうが進んでいるように見えた。そこで，法務省の図書館などで，科学警察研究所の研究論集や『捜査研究』（東京法令出版）の鑑識課員の連載（１９７２．１０～１９７５．１１）にもあたって，指紋の基本原理，採取方法を押さえたうえ，本件の指紋遺留状況，その自白との整合性，物色の再現実験の基礎条件などを検討した。「指紋の遺留状況と自白の不一致について」（１９９５．

６，山本）は，その検討結果を整理し総体的に論じ，「指紋の証明力」（１９９５．９，山本）は三好幹夫判事の論文を素材に，指紋を論点とする意義について報告したものである。こうした検討のうえで，１９９５年１１月には，後記第３章第２節のとおり，ピー・エス・インダストリーを訪ね（山本，青木，松江ほか），指紋採取の材料や試薬を購入し，再現実験の準備が進められた。

しかし，再現実験を行うにも，再現実験を実施する鑑定人を誰にするかが問題であった。北海道まで出向き法医学者にあたり（１９９６．６，柴田・塚越），元鑑識課員にもあたったが（１９９５．１２，柴田・松江），はかばかしい返事は得られなかった。しかも，その時点ではまだ二人は獄中にあり，実験の実施は二人の仮釈放（１９９６．１１）を待たねばならなかった。そして仮釈放後，ようやく指紋実験の準備が本格化していくのである。

３　録音テープの検討

指紋とならんで，比較的早く動きがあったのが，録音テープの論点である。

荒居氏には，前記の指紋と同じ時期に，二人の録音テープ（確定審で提出された１９６７年１１月初めに録音されたもの）の異常音について検討を求め，その結果「テープの異常音の検討」として報告されている（１９９３．５，１９９３．６，原）。また，１９９４年１１月１７日には「テープを聴く会」も開かれている。「録音テープについて」と題して二度にわたり報告がなされ（１９９５．１２，１９９６．７，青木），そこでは，テープの供述内容は擬似体験供述であること，想像力と記憶力で構成できること，検面調書でさらに変更されていること（自白調書と併せて検討する必要があること）等の指摘がなされている。しかし，隠匿された録音テープが開示されるに至るまで，新証拠の展望を見いだすには至らなかった。

４　殺害自白の検討

殺害自白については，「格闘及び殺害行為」という報告があり（１９９３．６，青木），また，１９９５年１０月に，秦鑑定書に記載のある「血痕様のもの」について，当時船橋市看護専門学校校長となっておられた木村康先生に教えを請いに行っているが（柴田，山川，山本，松江，相川），それ以外に目立った動きはなかった。

そこに新風を吹き込んだのが，後記のとおり，「殺害行為及び死因に関する覚書」（１９９６．７），②「殺害行為およびその手順に関する自白の虚偽性～おおいなる議論と前進のために」（１９９６．９），③「殺害行為およびその手順に関する自白の虚偽性」（１９９７．４）という山川豊弁護士の一連の報告である。殺害行為の方法（絞頸・扼頸）と殺害行為の順序が死体の客観所見と矛盾していることや体験供述性の欠如などを指摘し，殺害自白全体を弾劾しようというものである。

しかし，この論点の新証拠化も，鑑定人探しで困難に直面した。

５　映像化の検討

自白の犯行態様を映像に再現して，その不自然さをアピールしようという構想は，１９９４年頃には提起された。同年５月に「偽装工作『検証と再現』（構成案）」が小林義明監督（元東映）や守る会を中心に企画され，その後も「徹底検証布川事

件」（１９９４．８，守る会），「冤罪布川事件」（１９９５．６），「殺害等ビデオ化案」（原）の企画案が提出されている。しかし，作成の趣旨（新証拠か，守る会の宣伝用か），予算的な裏付けの問題などで具体化しないまま時が経過し，その制作は１９９８年（ガラス戸工作自白再現ビデオ），２００７年（殺害自白再現ビデオ）にずれ込むこととなる。

６　５人の目撃証言の検討

１９９５年頃から，Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｅ及びＴの５人の目撃証言についての再検討が始められた。第１次再審で弁護団は，Ｉ・Ｋについての新証拠を提出したが，第２部第２章のとおり，「明白性なし」として簡単に斥けられ，展望が見えないでいた。

目撃証言とはいってもこの５人の証人の目撃証言は，目撃した情景の視覚的な記憶の正確性ではなく，目撃した日時の記憶の正確性が問題となるのである。当時，法律実務と接点を拡大しつつあった心理学の研究にあたってみても，この点についての研究は少なく，本件の参考となるような研究例は見当たらなかった。

この問題を弁護団会議で強く提起したのが，１９９４年に弁護人に加わった清水誠さんである。５人の証人がいずれも「前日にあった列車事故を機縁として８月２８日であることを記憶しているので信用できる」との点が確定審の判断のミソであり，それを突破しなければいけない，というものだった。これを受けて，「目撃証言弾劾のための方法論」などと題する報告が三度にわたってなされている（１９９６．２，３，４，山本）。中村希明「供述の心理学」などの論文（『捜査研究』所収）に基づき目撃証言の一般論を押さえた上で，植松正『供述の心理』（成文堂）に記された日にちの記憶に関する植松教授の貴重な実験例を紹介し，本件に即した記憶の実験・要領を提起したものである。その前提となる目撃証言の記録を整理した「目撃証人達の日時の特定経過」の報告（１９９６．３，柴田）のほか，日にちの記憶に関する英文文献に関する報告（１９９７．３，清水誠）もなされている。

しかし，この論点も，実験を実施してくれる専門家を見いだすのに，目撃証言研究会を待たなければならなかった。

７　土壌を作る

このほか，便所の窓からの脱出自白について「便所の窓の実験試案」（１９９４．２，柴田），ポリグラフについての報告（１９９５．９）もあるが，これも新証拠として実を結ぶのは，第２次再審を申し立てた後のことである。

このように，１９９２年の第１次再審の特別抗告棄却決定から１９９６年頃までは，新証拠を求めての試行錯誤が続くものの，大きな進展はなく足踏み状態が続いた。死刑再審事件に比べ期間がかかり過ぎたのではとの思いもあるが，第２次再審において多数の新証拠を積み重ねていく土壌がこの足踏みの時期に作られ，そして種が蒔かれたということもできるだろう。

第２章　仮釈放の実現

そうした足踏み状態を変える大きな転機となったのは，請求人二人の仮釈放である。これを契機に救援活動が大いに活気づくとともに，弁護団の新証拠の探索と発見にも，

新たな展開が生まれた。

１　仮釈放への道のり

（１）仮釈放の要請は，１９７８年１０月に二人が千葉刑務所に収容されて間もない頃から始まっていた。「布川事件櫻井さん杉山さんを守る会」は毎月激励面会をかねて刑務所に出向き，刑務所当局に二人の仮釈放を要請していた。さらに，弁護団も１９８８年頃から，接見時に刑務所当局に対し早期釈放の要請を行っていた。

ところが，要請に対して担当係は「所長に伝えます」と言うばかりで，なかなか仮釈放は実現しなかった。犯罪者予防更生法（当時）を見るに，監獄の長（刑務所長)から受刑者について地方更生保護委員会へ仮釈放の申請がなされ，同委員会が仮釈放が相当か否か決定する，とされているので（同法２８条～３２条），刑務所当局には，更生保護委員会に二人の仮釈放を早期に申請するよう要望し，更生保護委員会へは刑務所から二人の仮釈放の申請が提出された場合には速やかに審理決定するように，折りに触れて要請した。しかし，この要請に対し，刑務所当局は「いつ申請するかは明らかにできない」，更生保護委員会も「刑務所から受刑者の仮釈放の申請の有無について公表はできない」との返答であった。弁護団は，刑法２８条でも，無期懲役の場合１０年を経過したら仮釈放ができることになっている，二人の在監期間はすでに１０数年になっている，などと正攻法での交渉もしたが，いわゆる「のらりくらり」の返答が続いた。

（２）度重なる要請，追及に対し，１９９６年１０月，ついに千葉刑務所は同年「春ころ」（時期は明確にされなかった）に二人の仮釈放の申請をしたことを認めた。二人の在監中の行状等については，従前から問題がないことを知らされていたので，弁護団は「仮釈放は近い」と確信を持つことができた。

２　仮釈放

（１）そして，逮捕から２９年後の１９９６年１１月１２日に杉山さんが，同月１４日に櫻井さんが，ようやく仮釈放の日を迎えた。刑が確定してから１８年５か月あまり，逮捕されてから２９年１か月あまりの歳月が経過していた。

弁護団も千葉刑務所に迎えにかけつけた。足取りは些か心許ないものであったが，それでも自分の足をしっかり踏みしめて，二人は刑務所の門から出てきた。逮捕当時ようやく成人したばかりの二人は，すでに５０歳になろうとしていた。人生で最も有意義であるべき時代を獄中で呻吟しなければならず，青春を謳歌することもできなかった。あまりにも残酷な月日であった。

（２）仮釈放を実現した歓迎会の席上，二人は口を揃えて「再審を闘い抜く」と決意表明した。この決意表明が，その後の流れに大きな影響を与えたことは言うまでもない。

弁護団が，あるいは支援者が訴える場合と，請求人本人達が訴える場合とでは事情がまるで違う。前者の場合には，自分がなぜこの事件に関わることになったのかから始まり，本論もくどくどと説明をしていかなければならない。しかし，後者の場合には，まわりくどい説明はいらない。二人の存在そのものが

いわば「物証」であり，二人の生の言葉が，人々の心にダイレクトに訴えかけるのである。

（３）さらに，二人の仮釈放により，指紋実験の可能性が開け，埋もれていた獄中日記も発見された。新証拠探しにも大きな展開が見られた。

３　権利としての仮釈放

振り返ってみると，第１次再審請求当時は，再審申立の準備に翻弄されて，仮釈放までは手が届かなかったことは否めない。しかし，行政当局は「再審」の申立をすること自体を「改悛の状がない」と認識していることから，要請があったからと言って，そうそう簡単に仮釈放には至らなかったであろう。

刑法２８条に仮釈放の法定要件が明記されているが，このうち最も問題なのは「改悛の状がある」という要件である。真実，罪を犯した者ならば「改悛」もあり得ようが，冤罪者がどうして「改悛」できようか。小髙弁護団長（当時）は，自身が担当した別件において，元被告人が再審資料を集めて日弁連へ人権救済申立てをしたところ，刑務所当局から「再審をすれば，改悛の状がないとされるから，出所はできないぞ」と脅された，との告白を受けたことがある。「再審請求」自体を「改悛の状がない」として長期間の身体拘束の理由付けをすることは非常に大きな問題である。

また，仮釈放を行政庁の裁量のみに委ねてよいのか，という問題もある。受刑者にも「権利」として仮釈放の申請を認めるべきである。

第３章　新証拠を求めて

前記の足踏みの時期を経て，弁護団は，自白と目撃証言のすべての論点に，出来る限り有力な新証拠を対置するとの方向を目指すようになっていった。

しかし，新証拠の探索と発掘の作業は，言うは易く，行うは難し。一件記録を詳しく検討する一方で，法医学，指紋，心理学などの科学的な知見も深める必要がある。その成果を踏まえて，新証拠を構想し，鑑定や実験を企画し，その可能性が出てきても，今度は，鑑定や実験を担当してくれる学者・研究者を探し，引き受けていただかなくてはいけない。比較的早く新証拠が完成していたガラス戸実験報告書・鑑定書を除いては，新証拠完成までの道のりは決して平坦なものではなかったが，二人の仮釈放を契機に新証拠の準備は大きな進展を見せることになる。

第１節　ガラス戸工作自白を弾劾する新証拠

新証拠を見出していく作業は，苦難の道のりであったが，実は，第２次再審で提出した新証拠のうち，ガラス戸の偽装工作に関する自白を弾劾する証拠は，第１次再審の間に完成に近づいていた。

１　犯行現場のガラス戸の状況

被害者宅の８畳間と４畳間の間には，今は余り見かけなくなった２枚のガラス戸の引き戸があった。上は上框，両横は横框，下は腰板と下框で囲み，中に縦横に桟を走らせ，ガラス８枚をそこに縦２列に嵌め込んだガラス戸である。８月３０日に被害者の死体が８畳間で発見されたときは，その２枚とも南側の４畳間に倒れてい

た（前記写真１）。そのうち東側の１枚は４畳間の畳の上に扇風機を下敷きにして倒れ込み，その一番上のガラス２枚が割れてその破片が敷居の近くに散乱し，さらに扇風機の上のガラス１枚が割れていた（写真１１）。

■写真１１【ガラス戸立面】１１．３０捜査報告書から

また，このガラス戸の４畳間から見て左上隅のホゾが折れ，上框に８㎝長に及ぶ大きな亀裂が入っていた（第４章第２節２（２）の図２参照）。

西側のもう１枚のガラス戸は，４畳間にあったミシンに立て掛かり，その一番上のガラス１枚が割れて，その破片はミシンの手前にあったお釜の中とその周辺に落ちていた。以上のようなガラス戸の倒壊状況と，８畳間の死体の下の床が深さ４０㎝以上も落ち込んでいた状況からみると（前記写真２），８畳間で激しい格闘があったと見るのが常識的であろう。実際，ガラス戸の状況に関する捜査報告書（１１．３０）も，「戸が倒れる以前に８畳間側から何らかの圧力によって割れて４畳間側に落ちて散乱したものと推定される」と述べていた。

２　ガラス戸の偽装工作に関する自白

こうした現場の状況について，二人の自白では当初全くといっていいほど言及がなく，それぞれが逃げているときに「ごーん」と音がしたと人任せの供述をしているだけだった。ところが，自白開始から約２週間を経過した１０月２９日になって，二人は突然，「だれかがやったようにしなければならない」といってガラス戸を外そうとしたが外れないので，杉山がガラス戸の下部を蹴ったら，上のガラスが２枚割れて床に落ちた，と供述し始めた。このときの二人の位置関係は，二枚重ねたガラス戸の東側に杉山が，西側に櫻井がいたことになっている（この自白のパターンを東西型と呼んでいる）。

ところが，二人のこの供述は現場の状況に合致するものではなかった。櫻井供述は，杉山が８畳間の内側のガラス戸を蹴飛ばしたときにガラスが割れて８畳間側に落ちたというものであるが，現場では割れた上の方のガラスは明らかに４畳間側に落ちている。また，杉山供述は，「杉山が蹴って上のガラスが割れた方のガラス戸」を櫻井が一人で寄せたというものであるが，現場を見れば，「蹴って上のガラスが割れたと目される方のガラス戸」は扇風機の上に倒れ込んでいるガラス戸と符合しており，明らかに対象を取り違えた供述をしている。その両方の誤りに気がついたものと見え，逆送後に取調べを担当した吉田検事は，二人に供述の変更を迫らざる

をえなかった。その結果，１２月後半には，杉山は４畳間側（南側）から，櫻井は８畳間側（北側）から，それぞれガラス戸を外しにかかったということに，供述がそれぞれ変更された（弁護団はこの自白パターンを「南北型」と呼んでいる）。このようにガラス戸の工作に関する自白は同時的・連鎖的に変遷しており，このことは，この自白が供述者の記憶によるのではなく，供述者の意思と離れた外部（取調官）からの圧力により生み出され，歪められたものであることを示している。

さらに言えば，実は杉山は，東西型から南北型に移る間の１２月１３日，「西東型」の自白をしている。つまり，杉山が西側に，櫻井さんが東側にという位置関係で説明しているのだが，この供述変更についても，そしてその理由についても，杉山は何も説明していない。自分の体験によらず適当に供述をしていたために，自分でも供述が変わっていることに気づいていなかったのである。

また，そもそも「誰か泥棒でも入ったようにしておく」ため，なぜガラス戸を外そうとするのか。ガラス戸を外したからといって，自分たちの嫌疑を免れることにつながるとは思えない。しかも，まだ寝静まっているともいえない午後８～９時の街中で殺人という大罪を犯し，物色も終えたのに，何を好きこのんで犯人が意味不明な偽装工作をするのか。その上ガラス戸を蹴って外そうとすれば，ガシャンガシャンと大きな音もする。まるで事件の発生を周囲に知らせるがごとき行為である。

以上の点だけでも，「ガラス戸の偽装工作」自白は信用しがたいものであることがわかるが，確定審の最高裁は，「犯行現場の状況，犯行態様，殺害状況，殺害後犯跡隠蔽の状況に関する被告人両名の自白内容は，検証調書，実況見分調書，鑑定書によって認められる現場の客観的状況，死体の状況に一致しており，それらの間に矛盾がない。」と述べて，その疑問を封じ込めてしまった。

３　ガラス戸工作自白を弾劾する新証拠

この最高裁決定の不合理な認定を排し，ガラス戸自白にとどめを刺すには，さらに新しい有力な証拠が必要と考えられた。

（１）仮実験

その追求は，１９８１年，山本弁護士の依頼者の解体予定の家を借りて行われた仮実験から始まった。その家の古いガラス戸の下部を，最初は素足で，次いで革靴で，何度蹴っても，ガラスは意外と割れない。ガラス戸の下部に衝撃を与えても，ガラス戸は大きな振幅を見せながら，衝撃を吸収するかのように見えた。問題は，その情景をどのように科学的な新証拠として提出できるかという点にあった。明快な答えをくれる鑑定人を捜す作業は簡単ではなかった。

（２）新井実験報告書

苦労の末，岐阜工業高等専門学校の新井英明教授に実験を依頼した。新井教授は，ガラス戸に衝撃を与える方法（衝撃実験）と，ガラス戸に徐々に力を加える方法（静的加力実験）の２種類で行うこととし，この２種類の実験が行える装置を考案した（巻頭写真１）。ガラス戸の下部から横方向に延ばしたワイヤーを滑車２つを用いて垂直方向に変え，蹴る動作の代わりにワイヤーにつないだ鉄板のおもりを落下させて衝撃を与え（衝撃実験），あるいはワイヤーの先端におもりを吊り下げて加重し（静的加力実験），それぞれ，数値としてデー

タ化しようというものである。

１９９０年７月２５日の実験では，まず最初，人が蹴ってガラス戸の下部に衝撃を与える方法によったが，ガラス戸は敷居のレールから簡単に外れてしまい，衝撃が伝わらないので，やむなく，敷居に万力をかませてガラス戸が外れないようにした。自白ではガラス戸が外れないから蹴ったといっているのであるから，このほうが自白の条件と同一もしくはより近いといえる。そのうえで足で蹴ってみたが，ガシャンガシャンと轟音をたてるばかりでガラスは少しも割れない。高専のサッカー選手を引っ張り出して蹴らせたが，同様であった。さらに，こうした衝撃を数値化するために，前記のとおり鉄板のおもりを落下させる方法（前記のとおり滑車で横向きの力に変換する）でガラス戸の下部に衝撃を与えたが，やはり，衝撃ではガラスは割れなかった。

ところが，その実験中，何かの拍子でガラス戸の下部の一方の隅が敷居から外れ，ガラス戸全体が歪んだときに，ガラスが割れるという「事件」が起きた。そして，衝撃実験とは異なり，おもりを加えてガラス戸の下部の一方の隅をぐっと引いていく静的加力実験を行うとガラス戸が変形し，その結果，ガラスが割れて木部にも破損が生じ，現場に近い状況が再現された。

新井教授の実験は２度行われた。２度目の実験（１９９１．８．２０）の衝撃実験では，人が蹴るほかに砂袋を振り子状に落下させる方法が採用された。衝撃の測定にはロードセルを用いた。第１回とほぼ同様に，衝撃実験ではガラスもガラス戸の木部も破損せず，静的加力実験でガラス戸の隅が３０㎝を越えて外れ，ガラス戸とガラスの面に歪み（面外変形）が生じたときに，ガラスと木枠の両方に破損が生じた。この２度目の実験には，後記の直井教授と河合助手（当時）が立ち会った。

（３）直井・河合鑑定書

新井実験の成果のうえに，東京理科大学の直井英雄教授と河合直人助手（当時）に，木部の破壊実験を依頼し，どういう場合にホゾや框が破損するか，鑑定をお願いした。直井教授は「人間工学」を専攻し，「建物に作用するヒトの力に関する研究」の論文では人と建物や建築材料との間に生じる力の関係について分析しており，また，河合先生は木造建築を専攻し，木造継ぎ手の強度の研究に従事していた。

ア　仕口加力実験

直井教授らは，最初に仕口（上框と横框がホゾで連結されＬ字型となったもの）による実験を行ない（写真１２），（Ａ）上框が固定され横框の下部が面外方向に動く場合（横框が固定され上框が回転するのと同じ），（Ｂ）横框が固定され上框の遠い箇所が面外方向に動く場合（上框が固定され遠い箇所が面外方向に動くのと同じ）に，ホゾの亀裂や上框の損傷がありうることがわかった。

イ　建具加力実験

その実験結果を踏まえて，直井教授らは，ガラス建具の下隅にゆっくりと力を加えることでガラス戸の木部にどのような変化が生じるかを観察する実験を

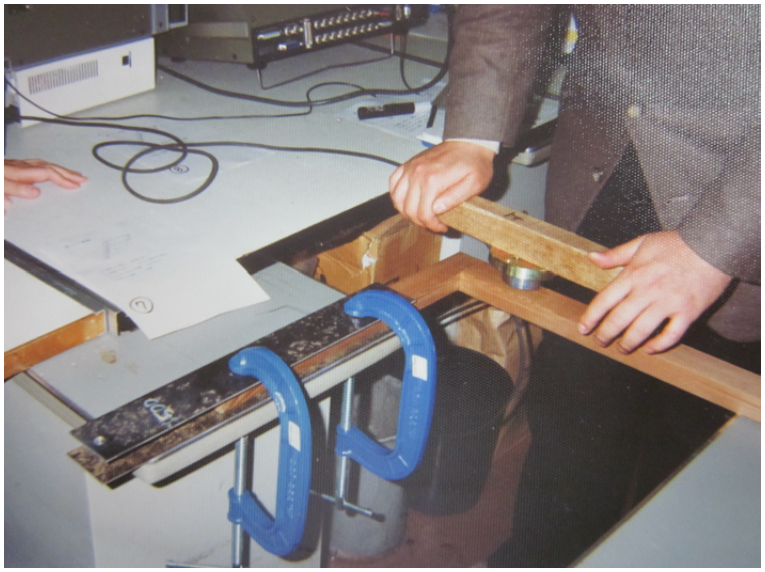

■写真１２【ガラス戸・仕口実験】新証拠１０から

行った。

実験は，１９９２年９月，調布の職業訓練大学校で行われた。金属製の台にガラス建具を寝かせ，その三隅を固定し，一つの隅を重機で上に引き上げる方法で力を加えた（巻頭写真２）。ガラス戸の上框を固定した場合と固定しない場合，横框の下隅を引き上げる場合と横框の中央付近を引き上げる場合等々，条件を様々な形に設定して実験を繰り返した。この実験により，ガラス戸が３０㎝以上の面外変形を起こしたときに，木部の破損がありうるという結果が得られた。

この実験が行われたのは９月の前半とはいえまだ残暑の厳しい時期で，冷房の効かない建物で汗をぬぐいながらの実験であった。補助者である弁護士の方は，あまりの暑さに耐えきれず飲み物の買い出しに大学内の自動販売機との間を往復したのであるが，その暑さの中で，様々な条件下の実験を，原則をおろそかにせず，かつ，淡々と進めていく姿には，やはり科学者というのはこういうものなのだと，正直感銘を覚えたものである。

その実験が行われていた頃に，第１次再審請求の特別抗告棄却の決定が届いた。

４　続く新証拠探し

このような経緯を経て，ガラス戸の偽装工作に関する２点の新証拠は，第１次再審請求の終了後間もない時期に完成し，山本弁護士によりこの部分の再審請求書の原案まで作成された。しかし，弁護団会議では，殺害や物色・強奪という犯行の核心部分の有力な新証拠が必要だという意見が多く，これらの論点での新証拠の発掘にさらに長い年月をかけることになった。

第２節　指紋に関する新証拠

二人の仮釈放後，１９９７年頃から新証拠探求の作業は実を結び始める。その先陣を切ったのが指紋に関する新証拠である。

本件犯行現場では，被害者宅８畳間にあった机やロッカーが荒らされており，物色された痕跡が顕著であった。また，前節でも述べたとおり相当激しい格闘があったと見られる状況があった。こうして現場にはたくさんの痕跡が残されていたにもかかわらず，二人と犯行を結びつける物的証拠は皆無であった。

しかるに確定審は，「指紋により犯人を特定できないからと言って，そのことだけ

で直ちに被告人両名の犯行を否定しえない」として二人を有罪とした。弁護団はこの理不尽な確定審の判断を覆すために，①指紋が残っていないことは二人の自白が客観的証拠による裏付けを欠くこと，②さらには二人が犯行現場にはいなかったことを明らかにする新証拠として，荒居実験報告書及び菅屋実験報告書等を得ることができた。

１　荒居実験報告書

（１）実験に至る経過

弁護団は，第１章２のとおり指紋に関する文献を調べ，指紋の印象原理，印象される物体の適否，指紋の保存・変化・消滅の条件，検出可能期間，指紋を実際に採取する方法（固体法＝粉末法，液体法など），照合方法（１２点法など）など指紋に関する基本的事項を研究したうえで，本件現場における指紋の検出状況を検討し，物色自白の再現実験の可能性を追求した。杉並区下高井戸にある株式会社ピー・エス・インダストリーで，警察で用いる鑑識機器・薬品等の製造・販売をしており，そこで一般人も指紋採取の用具を購入できることがわかると，早速，粉末法，液体法の採取用具（粉末法はアルミニウム粉末，刷毛，ゼラチン紙等，液体法はニンヒドリン溶液のスプレー等）を購入し，日弁連内や守る会のロッカー等を借りて予備実験を行った。ロッカーで指紋が検出されたことはもちろんであるが，紙類でも，ニンヒドリンが絶大な効果を発揮し，指紋が意外と検出されやすいということが分かった。

（２）実験の目的

１９９６年１１月に二人が仮釈放となり，実験の条件も整い，二人を被験者とする指紋の再現実験計画が進められた。その目的と狙いは，以下のとおりである。

ア　現場の状況と自白の不一致

被害者宅の８畳間にあった机は，その全部の引出が引き出され，机の上にも色々な物が乱雑に置かれていた（前記写真６）。机の隣にはロッカーが上下２つ置いてあり，上のロッカーの扉は鍵穴に鍵がささったまま開け放されていた。検証調書添付の写真には「ロッカー内部は物色のため雑然としていた」と記載されている（前記写真３）。下のロッカーの扉は１㎝程開いた状況でその前には布団が密着して置いてあった。布団の上には封筒や小銭が散乱していた。物色行為の存在は明らかである。

一方，二人の自白によれば，本件は手袋等を用意した計画的な犯行ではなく，被害者宅内で抵抗する被害者を殺害した上，素手で上記ロッカー，机等を物色したことになっている。自白では櫻井が開けようとして触れたとされる玄関内のロッカーの扉からは被害者の指紋も検出されており，指紋を拭き取ったということも考えられない。これらの状況からすると被害者宅内から二人の指紋が１つも検出されないということは通常では考えにくい。

イ　実験の目的と狙い

鹿児島事件の最高裁判決（昭和５７年１月２８日判決刑集３６巻１号６７頁）は，指紋が検出されない点に関し，被告人の自白にはその重要な点において客観的証拠による裏付けを欠くとして，原判決を破棄する理由の１つにしたが，

この判示に従えば，布川事件でも，二人の指紋が検出されないことは有罪認定を著しく動揺させると考えるのが筋である。

そこで弁護団は,犯行時の条件と犯行現場の状況をできるだけ忠実に再現し,二人が自白どおりに物色行為,偽装工作行為を行えば,確実に指紋が遺留され,検出されることを実験によって確認し，二人の指紋が検出されないことの不自然さを，一層明らかにしようと考えた。

（３）実験の依頼と準備

実験は，かつて警察庁科学警察研究所で指紋等の研究に従事していた荒居茂夫氏（当時，社団法人未踏科学技術協会所属）に依頼し，実際に指紋の採取・照合を担当し，実験報告書を作成していただくことにした。

実験の日にちは犯行と同じ時期に設定した。１９９７年の８月２８日に二人に自白どおりに動いてもらい，２日後の８月３０日及び３１日の２日間をかけて指紋を採取することにした。

実験場所は,犯行現場近くの空き家を借りた。現場の状況の再現にあたって，大映撮影所の大道具・小道具の人に，検証調書の犯行現場の写真を参考に，古い木机，ロッカー，箪笥，ガラス戸，鍵類などを用意してもらった。映画やドラマの撮影で昭和の風景を再現する際に使う古い家財道具である。これらの道具を車で調布の大映撮影所から現地に運び込んでくれたが，渋滞の首都高速道路を抜けるのが大変だったようだ。また，検証調書の図面をもとに，空き家の中に犯行現場どおりの部屋を再現し，便所窓からの脱出実験も兼ねて便所のセットまで作ってくれた。

（４）実験の実施

実験当日,自白に基づき実験のシナリオを作成した松江弁護士の指示に従い,櫻井さん，杉山さん，学生たちに，自白に即した順番で，そして自白どおりの行為態様で，対象物件として用意した物件にそれぞれ触ってもらった。自白では，８畳間の机・ロッカーを物色したのは櫻井さんとなっていたので，殆どが櫻井さんの出番となった。

ア　指紋の遺留（物色の再現）

櫻井さんは，玄関の硝子戸，玄関内のロッカー，８畳間の机の引出，ロッカーの鍵，ロッカー，財布等に自白内容に従って触り，８畳間のロッカーを鍵を用いて開け，中の書類をかき回した。また，便所のセットでは，窓の桟を素手で外し，自白内容に従い窓から脱出した。さらに，杉山さんと一緒に室内の硝子戸を持ち上げて外した。学生らにも，比較のためにいくつか同じ動きをしてもらった。

上記の物色行動後，荒居氏が照合作業のため，櫻井さん，杉山さん，学生らの指から指紋を採取して，初日の実験を終えた。

イ　指紋の採取

事件当時の犯行日と指紋採取日の間隔にあわせて，物色実験から１日置いて２日目と３日目に指紋の採取が行われた。指紋が検出されるかどうかを細かく観察しながら，上記の多数の物件から採取作業をしていった。ロッカーのハン

ドルからは粉末法により採取し，肉眼でも指紋がはっきりと見えた。ロッカー内の紙類にはニンヒドリン溶液をふりかけ，アイロンで紙を乾かした。その紙に紫色の指紋がいくつも浮かび上がってきたとき，参加者からは一様に感嘆の声が漏れた。延々と続く採取作業に皆が疲労困憊する中，当時実験参加者の中で一番高齢者であったと思われる荒居氏が一人黙々と採取をしていた（巻頭写真３）。

ウ　指紋の照合

しかし，本当に大変だったのは，この後の指紋の照合作業であった。荒居氏は何日間も自宅の部屋に籠もり，照合作業に没頭し，一致した指紋が出てきたときには家族に興奮して話されていたという。それは荒居氏が亡くなられた後，奥様から聞いて初めて分かったことである。

弁護士は真面目？

指紋実験終了後，弁護団を含む実験参加者と一緒に食事しているときに，荒居氏がふと漏らした一言に，参加者は顔を見合わせた。「弁護士がこんなに真面目に実験をしているとは思わなかった」。弁護士が不真面目と誤解されていたのか。それとも，荒居氏が警察内部にいたときの実験は公正を欠き，有罪立証のために歪められることもあったということか。それで有罪にされたことがあるとすればたまったものではない。荒居氏には，弁護団が企画したこの実験の結果とその公正さを，是非裁判所で証言していただきたいと考えていたが，残念なことに，１９９９年１１月にお亡くなりになった。荒居氏のご冥福をお祈り申し上げたい。

エ　実験結果

実験の結果，全部で９４個の指紋が採取され，そのうち櫻井さんの一致指紋が１１個も検出された。この実験結果は，櫻井さんが自白どおりに物色していれば現場で指紋は出たはずであること，その指紋が現場に出ていないことは櫻井さんの物色自白が事実でないことを明らかにした。

実験の内容・結果は，荒居氏によって３分冊にまとめられ，指紋の特徴点が入った写真等の詳細な資料も報告書に添付された。その中で荒居氏は，櫻井さんの指紋照合の一致率が高率であり，櫻井さんの手はかなり汗の分泌がよいことを指摘しているが，これがきっかけとなって，以下の発汗能実験が企画・実施された。

２　菅屋実験報告書

（１）実験に至る経過

検察官に「二人は指紋が出にくい体質だ」などという逃げ口上を許してはならない。汗の分泌に関する荒居氏の指摘を受けて，①二人は指紋が付きにくい体質ではないこと，②二人は汗の分泌がよいこと，を専門家による実験によって証明できないかが，続いて検討された。

インターネットで汗の専門家を探し，愛知医科大学の菅屋潤壹教授が汗を専門的に研究されていることが分かった。早速菅屋教授に接触を試み，実験ができるかどうか，どの様な方法がよいか，愛知医科大学の研究室に相談しに行った。同教授によると，掌は「手に汗握る」という言葉があるように，＜温熱性発汗＞ではなく，＜精神性発汗＞であり個人差があるということであった。相談の結果，同教授のご快諾をいただき，以下の２種類の実験を行うこととなった。

（２）実験の内容及びその結果

被験者は二人のほか，名古屋在住の二人と同年代の男性６名を守る会を通じて手配してもらった。計８人全員に同じ実験を実施して比較するやり方をとった。

実験方法は，一つは手掌にヨード液を塗り，しばらくしてからヨード液が付着した掌を紙に当て，ヨードでんぷん反応により自発性発汗がどの程度あるかを調べた。被験者の中には殆ど発汗の所見がみられない人もいたが，二人は中等度に汗滴が認められるという結果であった。

もう一つの実験方法は，温度・湿度が一定に保たれた部屋の中で，被験者らの手掌に発汗量を測定するカプセルを取り付け，しばらくした後，突然被験者に大声をかけて驚かせたり，また，その後被験者が落ち着いてから暗算をしてもらい，精神的に負荷をかけた状態の反応を観察した。この実験結果においても二人の発汗量はいずれも中等度であることが示され，同じ年齢層の人と比べて発汗能は正常であるという結果であった。

これにより，櫻井さん，杉山さんの二人は，特に汗の分泌が悪く指紋が残りにくいというような体質ではないことが明らかとなった。

３　新証拠１～４

以上のように，荒居実験報告書（１９９８．１．５）及び菅屋実験報告書（２００１．４．９）は，二人が現場において素手であちこちを物色し，また，素手で偽装工作をしたとすれば，指紋が１つも残らないという結果は不自然であることを明らかにしている。そのことは，自白の信用性に疑問を生じさせるとともに，そもそも二人が犯行現場にはいなかったということを推認させるものである。弁護団は，この二つの実験報告書を，再審申立書に新証拠１～４として添付して提出した。

再審請求審の諸決定や無罪判決で直接言及・援用はされていないものの，「本件犯行の状況から少なくとも現場から採取されてしかるべき請求人らの指紋が検出されていないという意味で請求人らの自白の信用性に疑いを生じさせるものといえる」という当たり前の判断やその基礎になった経験則を支える証拠として，役割を果たしたのではないかと弁護団は考えている。

第３節　W証言を弾劾する新証拠

W証言を弾劾する弁護活動は，１９９２年の最高裁の「三行半」の棄却決定以降，新証拠への展望が開けず小休止の状態となったが，日弁連の目撃証言研究会の発足をきっかけに，新たな動きが始まった。

１　目撃証言研究会

１９９６年夏，日弁連刑事弁護センターから，第１回の目撃証言研究会を９月２４日に開催するという案内が舞い込んだ。一瀬敬一郎弁護士と心理学者の浜田寿美男花園大学教授（当時）を代表とし，法律家と心理学者が共同で目撃証言や自白を検討することを目的とするもので，月１回の例会と年１回のシンポジウムを開催した。

第１次再審で，弁護団が行ったバイク実験の明白性が否定されたため，弁護団は，素人の目撃実験に限界を感じ，実験心理学者の力を借りて本格的な目撃実験をやるしかないと考えていた。頼める当てがなかった弁護団にとって，目撃証言研究会開催の案内は，渡りに船であった。申し合わせたわけでもないのに，第１回研究会には，目撃証言の弾劾に行き詰まりを感じていた弁護人が複数出席していた。そこで，自民党本部放火事件などでフィールド実験に基づく鑑定を行っていた日本大学文理学部の厳島行雄教授に出会い，実験心理学者に実験をお願いするという所期の目的が実現することとなった。

２　厳島第１鑑定書

１９９８年３月，W証言についての目撃実験を厳島教授に正式に依頼した。

実験は，杉並区下高井戸の日本大学文理学部のキャンパスにおいて，同年７月，計６日にわたって毎夜間行われた（巻頭写真４）。佐藤米生弁護士は，同教授と綿密な打合せをしたうえ，実験日には夜ごとキャンパスに通い，実験に立ち会った。

実験の概要と実験結果及び鑑定意見は以下のとおりである。

（１）被目撃者（櫻井役，杉山役）

日本大学文理学部の学生と院生６人が二人ずつペアを組んで被目撃者となった。W証人は，櫻井と杉山を目撃したときの二人の位置関係について，確定１審では道路の左端に向かい合って立っていたと（対面型），また，捜査段階及び確定２審では道路に沿って前後に立っていたと（前後型），供述の変遷を繰り返していたため，実験における被目撃者の立ち位置は，「前後型」と「対面型」の２つの場合を設定した。

（２）照度

条件の中では照度がもっとも重要である。バイクで被害者方前を通過したときの明るさについて，W証人は「暗かったので近づかないとわからなかった」と証言しているが，確定２審で行った現場検証によると，W証人が目撃した付近の照度は，十数メートル離れた街路灯に向かって０．１５ルクスであった。

厳島教授は，W証人が目撃した条件よりも幾分なりとも識別し易い（明るい）条件を設定するよう配慮された。前提条件の相違を理由に実験の価値を否定することを許さないためである。しかし，野外の実験で照度を正確にコントロールすることはなかなか難しかった。キャンパス内の実験場所に面した各研究室に消灯をお願いするなどの努力をしたが，照度もばらつきが生じた。都心の地上の明かりが雲に反射して，意外にも曇り空の方が空全体が明るく感じた。実験期間中の被目撃者の周囲の照度は，０．２ないし０．７ルクスで，Wの目撃したとされる時の照度より，いずれも明るい照度を設定することができた。

（３）被験者（W役）

W証人役を演じ，バイクを運転する被験者は，文理学部を中心とする７４名の学生である。そのうち３０名の被験者は「前後型」の，４４名の被験者は「対面型」の，被目撃者を目撃した。

被験者には夜間の運転に関する実験であると告げた。バイクで走行する前に，被目撃者６名を含む８名の写真を被験者に示し，写真の人物の評定をしてもらった。W証人が既知の人物を目撃したことになっているので，被験者に目撃実験であることをさとられずに，被目撃者との面識を持たせるためである。

（４）走行実験

その後各被験者に，練習走行を１回行わせた。このときは被目撃者は立っていない。その際，被験者には，時速３０㎞で走行すること，前方の対象をよく見ることを指示した。

２回目の走行が本番の実験である。このときは被目撃者を前記のとおり前後型または対面型で道路端に立たせた。各被験者にバイクを運転し，時速３０㎞で通過させた。通過後，被験者を予め指定された教室に誘導し，調査票に必要事項を記入させたうえで，２４枚の人物写真（走行前に見せた８枚の人物写真に１６枚の人物写真を加えたもの）を見せ，その中に，本走行のとき見た人物がいるかについて判定を求めた。

（５）実験の結果

ア　前後型

識別結果	手前の被目撃者		奥（後ろ姿）の被目撃者	
	人数	%	人数	%
識別できた	１	３．３３	２	６．６７
識別できない	１１	３６．６７	１６	５３．３３
誤った識別	１８	６０．００	１２	４０．００
合　計	３０	１００．００	３０	１００．００

「識別できた」というのは，２４枚の写真の中から走行時に立っていた被目撃者の写真を選んだ者である。「識別できない」というのは，走行時に立っていた被目撃者は２４枚の写真の中には見当たらないと答えた者である。「誤った識別」というのは，２４枚の写真の中から走行時に立っていた被目撃者として選んだ写真が実際に立っていた被目撃者と違っている場合である。２４枚の写真の中から当てずっぽうに１枚を選んでも，４．１７％の確率で当たるが（偶然確率），前後型で「識別できた」人数は，偶然確率に近似する低さであった。

さらに，W証人は，二人を識別できたと証言しているが，前後型の被験者の中には，２名の被目撃者をともに識別できた者は一人もいなかった。

イ　対面型

識別結果	左側の被目撃者		右側の被目撃者	
	人数	%	人数	%
識別できた	３	６．８２	１２	２７．２７
識別できない	２５	５６．８２	１１	２５．００
誤った識別	１６	３６．３６	２１	４７．７３
合　計	４４	１００．００	４４	１００．００

左側に立つ被目撃者を識別できた被験者は４４名中３名にすぎず，前記偶然確率に近い数値である。他方，右側に立つ被目撃者を識別できた被験者が４４名中１２名も出るという結果になった。これは，７月２３日の被験者９名全員が右側に立つ被目撃者（院生のＳ君）を識別したためである。Ｓ君は，飛び抜けて体格がよく非常に識別し易く，２３日の被目撃者の周囲の照度は０．６～０．７ルクスと，実験中ではもっとも明るかった。極めて識別し易い条件下ではこういう結果が出てしまうことを思い知らされた。

杉山さんは，身長が１８０㎝と大柄で目立っていたので，弁護団はこの結果に大いにとまどった。しかし，データを捏造したり，隠したりすることは，絶対にしてはいけない。弁護団は，厳島教授に原因を考察していただいた上で，この実験結果をそのまま新証拠として提出した。被験者４人に１人強しか識別できたにすぎないというデータは，なお識別が困難であることを示している。また，対面型の被験者でも，２名の被目撃者をともに識別できた者は１人しかいなかった。すなわち，７４名の被験者のうち，２名の被目撃者をともに識別できた者は１人だけだったのである。

（６）鑑定意見

被験者の数及び調査項目が多かったため，データの整理には時間を要した。「布川事件におけるW証人の目撃証言の信用性に関する鑑定書－記憶心理学および目撃証言心理学の立場から－」（厳島第１鑑定書）が完成したのは，２０００年５月であった。

厳島教授は，上記の実験結果及び目撃証言の心理学の知見をもとに，その意見書で，「W証人の目撃条件は著しく劣悪であり，正確な知覚や記憶が非常に形成されにくかったことが明らかで，科学的実験によって供述の信用性が著しく低いことが明確となった。」旨を述べている。

前述のとおり，確定２，３審は，確定２審の検証結果をもとに，Wの往路の供述が信用できると判示しているが，同教授は，鑑定書の中で，この確定２審の検証についても，「バイクの後部座席で目撃するという条件は自らバイクを運転したWの目撃条件と基本的に異なり適切な検証になっていない」「Wは意図しないで目撃しているのに，検証の目撃者（裁判官）は識別する意図をもって目撃している」「目撃者（裁判官）と被目撃者の関係が明らかでない」などの問題を指摘している。なお，この最後の指摘を受けて，弁護団は，検証調書

を読み直し，目撃者（裁判官）が被目撃者２名を予め知っていて，通行時に確認したにすぎないのではないかという主張も展開することとした。

再審無罪判決がこの鑑定結果を援用したことについては，第４部第３章で述べる。

目撃証言研究会

目撃証言研究会は，１９９６年９月２４日の第１回から約１５年間，法律家と心理学者の共同研究の場として続けられ，２０１１年４月に第１４５回の例会をもって幕を閉じたが，再審・冤罪事件でこの研究会が果たした役割は大きく，さらに「法と心理学会」の設立（２０００．１１）の原動力にもなった。布川事件でも，目撃証言関係の新証拠で，厳島日本大学教授，原聡駿河台大学教授，大橋靖史淑徳大学助教授，高木光太郎東京学芸大学助教授に鑑定をお願いした。また，自白の分析にあたっては，浜田寿美男奈良女子大学教授（以上，いずれも依頼当時）には『自白の研究』をはじめとする著作等に大いに啓発され，櫻井獄中日記についても検討していただいた。再審の諸活動に追われ，例会への出席という点では当弁護団は劣等生であったが，W証言については佐藤米生弁護士が４回，日にちの記憶に関する証人については山本弁護士，井浦弁護士が各１回報告の機会をいただき，その都度，浜田先生らから助言をいただき，布川事件の供述証拠分析の糧とすることができた。この場を借りて御礼を申し上げたい。

第４節　ガラス戸工作自白再現ビデオ

ガラス戸の偽装工作自白の論点については，第１節のとおり，すでに新井実験報告書と直井・河合鑑定書という科学的な実験結果に基づく新証拠が得られていたが，弁護団では，これらの証拠に一層高い説得力と証拠価値を与えるすべがないか，検討を続けた。そしてかねて議論された映像化の取組（第１章５参照）が，１９９７年から本格的に進められることになった。

１　ガラス戸工作自白の映像化

映像化の目的は，被害者宅の８畳間，４畳間などガラス戸周辺の犯行現場の状況と自白の行動態様を忠実に映像として再現し，ガラス戸の偽装工作に関する自白が現場の状況に照らし，いかに不自然であるかを視覚的に明らかにしようとするものである。

もとよりこのような実験と映像化が，素人だけでできるわけがない。弁護団が協力を要請したところ，前記映画監督・小林義明氏の音頭で，知り合いの３名のカメラマンや，大映労組に所属する大道具，小道具，照明の人達が多数実験に参加してくれ，さらに大映株式会社も調布の大映スタジオを実験の場所として提供してくれた。また，実験では格闘シーンなどの激しい動作を予定していたので，体型の似たプロのスタントマンに櫻井役と杉山役を担当してもらった。

ガラス戸工作再現ビデオは，このような多くの映画・映像関係者の方々の熱意なくして完成しえなかったもので，この紙面を借りてあらためて感謝の意を表したい。

２　現場に反する偽装工作自白

自白の再現実験と撮影は，１９９８年９月１１日と１２日に前記の大映スタジオで行われた。これに先立ち，柴田，山本，原の３弁護士を中心に何度か現地に足を運んで，実験内容や現場のセットについて打合せをしたが，当日，スタジオに入ると，そこには大道具や小道具の人たちによってＶ宅の事件現場が見事に再現され，８畳間の床落ちした中には布団にくるまれた遺体を模した人形（東京理科大学から貸していただいたもの）も置かれていた。各所に協力を求めて集めた多数の古いガラス戸や，新たに製作されたガラス戸も，実験用としてスタジオ内にすでに準備されていた。

実験では，小林監督と山本・原両弁護士の指示に基づき，二人のスタントマンにより，杉山役が４畳間側からガラス戸を蹴ってはずそうとする，櫻井役が反対の８畳間側からガラス戸をはずして４畳間に運び込む，といった自白の動作が忠実に再現されていった。

そこで確認された最も重要な結果は，自白のように杉山役がガラス戸を外そうとしてガラス戸の下の方を相当強く蹴っても，ガラスは一向に割れることはなかったということである。後記のとおり大音響がするほどガラス戸を蹴っても，やはりガラスは割れなかった。新井実験報告書の結論が，この実験でも裏付けられたのである。

そのうえ，実際にスタントマンに自白の通りに動いてもらうと，いくつもの不自然なことが浮び上がった。

① 蹴って外そうとすると，現場と同じようにガラス戸はすぐに外れてしまった。もともと８．３０検証調書にも「下部を押すと戸は簡単にはずれた」との記載があり，なかなか外れなかったので蹴ったかのような杉山自白は，その点でまず不自然である。しかし，外れては自白が再現できないので，それ以降の実験においては，ガラス戸を固定して蹴ることにした。

② ガラス戸を蹴ると大きな音がした。直近で９０．５デシベル，７．９m離れた仕切り壁の陰で７６．３デシベルと，地下鉄並みの大音響であった。意味もよくわからぬ偽装工作のためにわざわざ，近所に聞こえるような大音響を発生させる犯人がいるだろうか。

③ 現場の４畳間に倒れていたガラス戸とその下敷きになって倒れていた扇風機を倒れる前の状態に復元すると，扇風機はガラス戸から僅か１３㎝のところに立っていたことが推定された。自白のように杉山役が４畳間側からガラス戸を蹴ろうとすると，扇風機が邪魔になり，蹴飛ばしたほどであるが，自白では何ら触れられていない。

④ 事件直後の検証調書の写真では，ガラス戸の鴨居の４畳間側から手ぬぐいが垂れ下がったままになっていたが，杉山役がガラス戸を持ち上げて４畳間側にはずそうとすると，これにより鴨居にかけた手拭いが外れてしまうことがわかった。持ち上げてガラス戸を外したという自白は，この点でも現場の状況にそぐわない。

⑤　櫻井役が，８畳間の床が４６㎝落ちこんだところに立ってガラス戸をはずそうとすると，足場が悪く，外す動作がやりにくいことがわかった。しかし自白にはそのことが全く触れられていない。

こうして実験を通じて明らかになった自白と現場の不一致が，再審請求書の内容に盛り込まれて生かされたことはもちろんである。

３　実証された格闘説

前記のとおり，ガラス戸の状況に関する捜査報告書（１１．３０）は，「戸が倒れる以前に８畳間側から何らかの圧力によって割れて４畳間側に落ちて散乱したものと推定される」と述べていた。そして，現場のガラス戸とガラスの破損は面外変形によるとの新井実験報告書及び直井・河合鑑定書の結果を受けて，弁護団では，現場のガラス戸の倒壊と破損は犯行の過程での格闘によるとの説が一層強まっていた。この再現実験の映像化のもう一つの狙いは，「面外変形」によりガラス戸が破損することを再確認するとともに，実際にスタントマンに格闘をしてもらうことで，格闘による「面外変形」でガラス戸が破損するという状況を再現できないかを検証しようということにあった。

そこでまず，ガラス戸に面外変形を加える実験を行った。ガラス戸の上部両端（鴨居にはめられた状態）と下部（敷居に乗った状態）の一端を固定し，下部の残りの一方を押していくと，ガラス戸の面が歪んで「面外変形」が生じ，その結果，みごとにガラスが割れ，現場と類似した形で木部（框など）も破損した。しかも，押す力がかかる部位に近い下の方のガラスが割れずに，上の方のガラスから真っ先に割れるということが発生した。一番上の２枚のガラスだけが割れ落ちていたとする現場の状況と酷似している。

さらに，格闘説を裏付けるため，被害者役も加わってスタントマン３人でガラス戸付近で格闘をしてもらった（巻頭写真５）。その格闘の途中で，ガラス戸に人が倒れ込むと，ガラス戸が大きく歪み，体が当たった付近のガラスは割れないのに，ガラス戸全体のゆがみの結果として，体が当たっていない部分のガラスが割れるという事態が発生した。

また，格闘説を補強するため，ガラス戸の倒れ具合の再現も試みた。自白では「敷居からはずして４畳間に持ち込み，立て掛けた」とされる西側のガラス戸を，格闘の結果倒れたものとみたてて，そのまま倒してみると，ガラス戸はミシンに当たって現場と同じ箇所のガラスが割れ，破片が釜の中とその周囲に散らばり，現場とそっくりの状況が再現できた。鴨居の手拭も，ガラス戸が２④のように人為的に持ち上げられるのではなく，内側からの圧力で外れてそのまま外側に倒れるだけのときは，外れなかった。

弁護団は格闘説に確信を深めた。これにより，ガラス戸の破損経緯に関する論点は，偽装工作ではなく，格闘・殺害というまさに犯行の核心部分に関する論点に転化することになったといえる。

４　勝手口からの視認実験

実験ではこのほか，再現された現場を生かして，「櫻井がはじめにＶ宅の勝手口の左側のガラス戸を開けて中をのぞいたところ，Ｖの姿が見えた。」という自白の

検証も行った。櫻井役の頭にＣＣＤカメラを取付け，自白のとおりに動いてもらうと，勝手口を入ってすぐ左側に置かれていた茶箪笥や冷蔵庫が邪魔になり，カメラにはＶ役の姿は映らなかった。

５　編集作業

こうして，実験の結果，数々の貴重な成果を得ることができたが，それから先，つまり，実験の内容をビデオにまとめる作業が，これまた大変であった。

一つのシーンは，同時に３台のカメラで異なった角度から撮影され，さらに，念のため「テイク１」「テイク２」というように複数回撮影された。このため，膨大な量に及ぶビデオフィルムの中から，実験の状況を最も的確に収録しているフィルムを選び出すとともに，実験で確認された事項をシナリオとして整理する作業が進められた。小林監督の采配のもと，ビデオ編集のプロの方がこの作業に当たった。説明をわかりやすくするために，一部には，ＣＧを用いることにした。１９９９年３月と５月の２回にわたって，那須の作業場に弁護団（柴田，山本，原，谷萩，内藤）も泊り込んで，この編集作業を見守った。さらに，こうして編集されたビデオに，東京のスタジオでナレーション（内藤弁護士）を録音した。完成したのは，１９９９年１１月のことであった。

６　支持された格闘説

再審請求の時点では，弁護団は，以上のビデオを申立書に添付し，新井実験報告書及び直井・河合鑑定書（新証拠９，１０）を視覚的に理解しやすくするための資料として提出したが，その視覚に反映された内容は前記のように報告書等をこえる説得力をもつ部分があることに鑑み，のちにあらためて新証拠８４として提出した。

水戸地裁土浦支部の再審開始決定では，このビデオテープの中から，８畳間側のガラスの倒れた状態が再現できたことや，格闘中にガラスに直接の打撃を受けずに割れたことを指摘して，再審開始の理由付けに使っている。無罪判決も，「弁護人が，自ら行った実験結果に基づき主張するように」現場のガラス戸の破損状況は格闘の過程で生じたものと「推論することには，それなりの合理性があるように思われる。」として，この実験結果の証拠価値を認めている。

自白と現場の不一致を立証することはもちろんであるが，とくに自白と異なるストーリーの可能性を裏付ける上で，再現実験とその映像化は大きな役割を果たすことを実感した。

第５節　殺害自白を弾劾する新証拠

第１部第２章のとおり，弁護人は確定審の上告審で，法医学書をもとに死後経過時間についてかなり詳細に論じたが，科学的な証拠の提出にはいたらず，結局，最高裁は「秦鑑定書は経験則実験則に照らして是認しうる」などとして，弁護人の主張を排斥した。そこで，第１次再審で弁護団は，木村康千葉大学名誉教授の意見書を新証拠として提出し，死体の客観的所見から導かれる死後経過時間と二人の自白の矛盾を明らかにしようとしたが，第２部第３章のとおり，成功に至らなかった。第１次再審を終えて，殺害に関する論点は暗礁に乗り上げたかに見えたが，１９９６年に転機が訪れる。

１　二人の自白

櫻井と杉山の自白は，他の部分と同様，殺害行為についても，顕著な食い違いと変遷が見られた。ごく簡単に自白の推移を整理すれば以下のとおりである。

	櫻井自白	杉山自白
最初の自白（１０月中旬）	杉山が被害者の顔を１回なぐると動かなくなった（１０．１５員面）。	櫻井が喉の辺りを両手で押さえつけ，１５分位で動かなくなった（１０．１７員面）。
１０月下旬	パンツを首の右側の方に押しつけて首を絞めようとしたらまわらないので，首のところに当てたまま両手の掌を首のところに当てて体をのし掛かるようにして首を押さえつけた（１０．２４員面）。	櫻井は首を両手で力いっぱい締め続けていた（１０．２４員面）。
１２月	両手で上から喉を押さえつけた。パンツを使ったのかはっきりしない（１２．１９検面）。	首に白っぽい布を巻いて両手で上から押さえつけた（１２．１３検面）。

犯行の核心部分に関する自白がこのように食い違い，変遷が甚だしいというだけでも，二人の自白の信用性は極めて乏しいといえるが，確定３審の最高裁決定は，「犯行現場の状況，犯行態様，殺害状況，殺害後犯跡隠蔽の状況に関する被告人両名の自白内容は，検証調書，実況見分調書，鑑定書によって認められる現場の客観的状況，死体の状況に一致しており，それらの間に矛盾がない。」としていた。しかし，自白と客観的所見の一致は，自白の信用性を認める必要条件ではあっても，十分条件ではない。現場を熟知した取調官が被疑者に現場に合致した供述をさせることは，朝飯前といって過言ではない。そのことを理解しようとせず，聞く耳を持たない裁判所を変えるには，自白と死体の客観的所見との不一致を立証する手立てが必要不可欠と考えられた。

２　死体の所見

解剖にあたった秦医師の鑑定書（４２．１２．１）においては，８畳間の床落ち部分に左を下に横たわっていた死体について，以下の所見が記されていた。

■「創傷の部位及び程度」の項（図１参照）

（２）前頸部に於て頤部より約５．０㎝の処に横に走る表皮剥脱創を存す。

（３）前頸部，前記同創より約３．０㎝左側頸部に略々平行に走る前頸部より項部に向う処の三本の表皮剥脱創を存し，その長さは同創下方より約２．０㎝，約２．５㎝，約２．８㎝をそれぞれ算す。

（４）頸部内景に於て右乳様筋下（※「右胸鎖乳突筋下」の意）に出血を認め，・・・・・・（以下略）

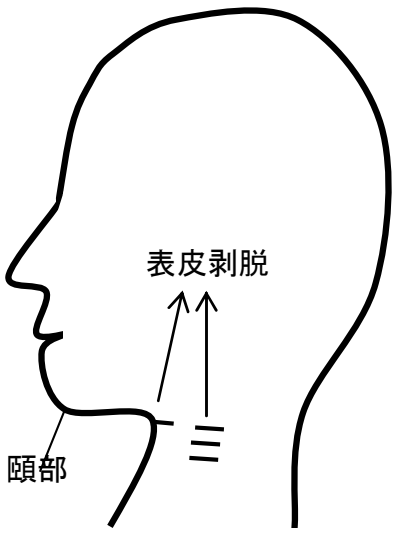

■図１【表皮剥脱（イメージ）】

■「成創器具の種類および成創方法」の項

・・・・・本屍の主要死因の一つと思考される頸部に存する創傷は強度の頸部圧迫により生じたものであり，更に本屍のもっとも重たる死因と目される口腔内の異物の挿入は口腔内全体に強力に圧迫挿入されたものであり，左右下肢の緊縛は二種布様物にて緊縛せるものにして前述のとおり両下肢の屈伸のみにてその緊縛を排除することは至難な状況である。以上を総合するにいずれも本屍に直面せる創傷にして，創傷の発生せる時間的差異を認め得ざる処よりして体格，体力的に相当な相異（大人と小児等）を有しなければなし得ないものと推測さる。

■「死因について」の項

本屍頸部に於る絞頸を思考させる創傷並びに本屍口腔内に圧迫挿入された処の布様物はそのいずれか一つをもってしても死因たる窒息を惹起せしめられうる死因創であるが，いずれか一つを重たる死因とするかをあえて極言するならば，本屍の口腔内に圧迫挿入されたる処の異物により惹起せしめられたる処の気管閉塞による窒息死と推定さる。

３　新たな論点

（１）この記載に注目して，新たに問題を提起したのは，実は杉山さんである。杉山さんは獄中で上野正彦著「死体は語る」を読んで殺害行為の方法としての「絞頸」「扼頸」の違いに関心を持った。そしてその提起を受けて，殺害自白を弾劾する新証拠の発掘に奔走したのが故・山川豊弁護士である。

（２）山川弁護士は，医学文献を検討したうえ，確定審と第１次再審の記録を検討し，その結果を最終的に「殺害行為および，その手順に関する自白の虚偽性」と題された長文の報告書にまとめて，１９９７年４月，弁護団会議に提出した。

山川弁護士は，①死体発見直後に死体を解剖した秦資宣医師の鑑定書（１２．１）が，鑑定の理由中で，被害者の前頸部の横に走る表皮剥脱，そしてこの左後方の３本の平行して走る表皮剥脱について，「絞頸を思考させる創傷」と表現していたこと，②秦医師からの聴取書（１９８０．９．２６）に，口の中に詰められたパンツは「推測では，最後にとどめとして口に詰め込んだのではないか，口の抵抗がなくなってからつめたのではないかと思う」と記されていたこと，③第１次再審の木村康教授の意見書（昭和５７年１２月１５日付けで前記の死後経過時間に関するもの）の死因に触れた箇所で，「頸部に存する創傷から絞頸窒息死を」可能性の一つとして想定し，「口部周辺の創傷についてはその存在が記載されていないこと」「このような布片を口腔内に挿入された場合は口部周辺の皮膚や唇に表皮剥脱が形成されるものである」ことから，「口腔内に布片を挿入する前に絞頸があり，その後口腔内への布片の挿入が行われた」のではないかと述べていたことに注目し，（ｉ）殺害行為の方法は，自白

で述べている扼頸ではなく，絞頸ではないか，（ⅱ）自白では抵抗するので口にパンツを詰めたとしているが，頸部圧迫により抵抗力が失われた後ではないか，との見解を述べた。

４　産みの苦しみ

（１）山川弁護士は，以上の記載を頼りに法医学者にあたったが，この件では資料が不足していることを理由に見解表明を差し控える法医学者が多かった。何しろ，鑑定書に添付された死体の写真は１２枚しかなく，焦点の頸部の表皮剥脱がわかる写真や図面すら公判廷に提出されていなかった。そこで最後に，第１次再審で死後経過時間の鑑定を依頼する際にその窓口となった小髙弁護団長（当時）の橋渡しで，あらためて木村康千葉大学名誉教授に意見を求めることにした。木村教授は，千葉大学を退官し，その当時は船橋市立看護専門学校の校長の職にあったので，山川弁護士は小髙団長とともに何度も船橋に足を運んだ。木村教授の意見で自らの納得のいかない部分があれば，山川弁護士は木村教授に率直に意見を述べ，裁判官を説得するだけの内容をもった鑑定書とするようとことん努力を重ねたという。

（２）そうしてまとめられた木村教授の意見書について，弁護団会議ではなお補強が必要とする意見が少なくなかった。秦医師が鑑定書や聴取書で述べているところが幾分あいまいであること，その点を明確にできる資料がきわめて少ないこと，自白自体にも「パンツを首に回そうとした」などと絞頸を連想させる記述もあったこと，第１次再審の敗北の経験から法医学鑑定には厳密さ，慎重さが必要と考えられたことなどが理由であった。このため，弁護団会議はいつも激論となった。

５　木村第２次意見書

しかし，その過程を経てこの点の立証方針は深められていった。すなわち，①扼頸か絞頸かではなく，自白からすれば出る可能性の高い扼頸の所見が全くないこと，②絞頸と思われる所見があり，絞頸と考えることによって死体の所見が全て矛盾なく説明できること，③頸部圧迫により死亡したか抵抗力を失った後に，パンツが詰められたと考えるのが合理的であることに焦点を当てて，主張と立証を展開することである。

以上の討議を経て，２００２年７月２９日，弁護団はこの木村第２次意見書を再審理由補充書とともに土浦支部に提出した。これが後に第２次再審の再審開始決定の有力な証拠となったのだが，同時に，これが殺害をめぐる長い論争の始まりでもあった。

第６節　櫻井獄中日記

１　はじめに

櫻井さんは，強盗殺人を理由として勾留されていた昭和４２年１１月８日から，確定１審判決が宣告された昭和４５年１０月６日に至るまでの間，獄中（勾留場所である取手警察署と土浦拘置支所）で，一時期を除きほぼ毎日日記を書き綴った。書き始めの１１月８日の日記には，「今日から私の心理状態をこくめいに書いてい」

くと記されている。

櫻井さんは，その１１月８日に取手警察署から拘置支所に移監された。担当の早瀬刑事らの取調べから解放された櫻井さんが，有元検事の取調べで強盗殺人を否認すると，１２月１日には拘置支所から取手警察署に再移監（逆送）され，早瀬や吉田検事の取調べで，極刑になる等の脅しに屈し，再び自白に追い込まれていった。その再移監と同時に，櫻井さんは日記を書くことを禁じられたが，起訴される直前の１２月２４日，再び日記を書き始めた。「心影３」と題されたその日記（昭和４２年１２月２４日～昭和４３年１月３１日のもの）とこれに続く「心影４」（昭和４３年２月１日～４月３０日）には，犯人とされてしまった櫻井さんの心情が止めどなく，溢れんばかりに表現されている。

約３年にわたって獄中で書き綴られた日記は，全１７冊，頁にして約８２０頁，字数にして約６２万字に及ぶ。その一字一句が，以下のとおり，日記を書いたその人が無実であることを示す貴重な証拠であった（巻頭写真６）。

２　日記発見の経緯

獄中日記の最初の１冊（昭和４２年１１月８日～１１月３０日のもの）は確定１審において証拠調べがなされていた。しかし，それ以外の１６冊は証拠調べをされることなく，櫻井さんの父によって土浦拘置支所から宅下げされ，櫻井さん自身がその存在すら忘れてしまった。そして１９９２年５月に父が亡くなって以降，日記は主のない空き家の押入れのブリキケースで，誰にも見向かれることなく眠っていた。

櫻井さんは１９９６年１１月に仮釈放となり，千葉刑務所から亡き父母と住んでいた利根町の実家に戻った。獄中で多数の詩を創作し，獄外に発表してきた櫻井さんは，２０００年に入り，詩作の参考にしようと，宅下げ品の中に獄中で書いた詩が残されていないか探し始めた。そして４月４日，押入れのブリキケースの片隅に放置されていた１６冊の日記を，２０数年ぶりに発見することとなった。

櫻井さんはこれら獄中日記を開催されていた弁護団会議の資料として提出した。当初は，請求人本人が書いた文章にどこまで証拠価値が認められるか疑問を呈する声もあったが，この日記を読み進めた塚越弁護士から，読む人の心に迫るその内容が紹介されると，日記に綴られた櫻井さんの文章それ自体が無実を証明する貴重な証拠であるとの認識が弁護団の中にひろがっていった。そしてその年の夏，弁護団として，この膨大な日記の検討作業に着手し，その作業により，以下に述べる獄中日記の内容と特徴が明らかになっていった。

３　無実の証

獄中日記は，裁判官や検察官，警察官に訴えるために記述されたものではないし，従って，声高に無実を主張するようなものでもない。何よりも櫻井さんが日々の思いを，率直に，ありのままに，思いのままに綴った，まさに私的な日記である。日記には，犯人とされた不条理を嘆く思い，真犯人と捜査官やマスコミに対する怒り，裁判，裁判官，検察官，弁護人などに対する複雑な感情，迷惑をかけた家族や共犯とされた杉山さんに対する思いなどが赤裸々に綴られている。当時わずか２０歳を超えたばかりの青年の心の揺れ動きが，その文面から迫力をもって伝わってくるの

である。

「ただ，君に良心の目ざめを求め，君の犯した罪で苦しむ者が有る事をしってもらいたかったのです。色々ありましょう。自首などとは申しません。ただ，今の君のしなければならぬ事は，犯した罪，殺した人に対するざんげなのではなかろうか。見づ知らずの君にこの様な口はばったい事を書くには私も若すぎますが，とおとい青春をかけての事，耳にとめるぐらいの価値はあるのではと考えております。君と同じ犯罪人として私は罪の裁きをうけるべく，拘留されてます。君にある自由も僕には有りません。でもどちらが幸福でしょうか・・・。自分の犯した罪を知る君，もう一度良く考える必要があるのではと考えております。」（昭和４２年１２月２９日部分）

「Ｖちゃんにも会いたい。そして真実を聞いてみたい。神よ，夢ででも会わしてくれないだろうか・・・。」（昭和４３年1月２日部分）

このように，真犯人に語りかけ，あるいは，被害者に語りかける文章の中に，その筆者が強盗殺人の罪を犯した人ではないことが自ずと浮かび上がり，その無実を証明しているのである。

さらに，獄中で真実と向き合う櫻井さんの言葉を見れば，その言葉に一片の偽りもないことがわかる。

「何度も心に言い聞かせて来た様に，真実を話せば救われるのだ。嘘で認めてもＶちゃんは喜びはすまい。ただ真実を話すのだ。嘘とは恐ろしいものだ。真実さえも時には吹き飛ばす力を持っているのだ。でも今は考えまい。私は真実の力を信じたい。一時は確かにひなんされるであろう。でも必ず信じて貰える日が来るのだ。それが真実の力なのではなかろうか。俺は真すぐ進んで行きたい。」（昭和４３年1月１５日部分）

４　暗号使用が示すもの

獄中日記の当初の一部に暗号が使用されていることは，この日記の真実性を如実に示すものである（巻頭写真７）。

昭和４２年１１月２４日から同４３年1月３１日までの分を記載した日記の冒頭に**「この日記は今は臨時に思う事，感ずる事を書いて行く事にしよう」**と書かれた後，2行目は暗号で**「Ｅ１　Ａ２　ｅ５　ｏ５　ａ４　ｃ４　ａ４　ｄ２　ｃ５･･･」**と記され，その後も暗号文と普通文とが混在している。

ところが，長い歳月を経て，暗号を作った櫻井さん本人が，解読方法を忘れてしまっていた。弁護人が何人か挑戦して，暗号がいくつかの種類に分かれていることを突き止めたが，解くことはできず，検討作業の障害となった。２００１年1月ころに至り，その状況をうちやぶり，その解読に成功したのは，塚越麻子さん（塚越弁護士の妻）であった。その顛末はコラムに譲るとして，こうして明らかになった暗号部分には，「俺は犯人ではない」という必死の叫びとアリバイ主張，そして取調官とのやりとりの中で虚偽の自白をしてしまったこと，警察を信用してしまったことの嘆きなどで埋め尽くされていた。

「死刑をこわいからなのだ。真実を真実と言い通せぬ」

「真犯人が分かったときその人達は何と俺に向かって謝るのか」（昭和４２年１２月

２５日部分）

「やったから認めたのではなく真犯人を探すために死刑になっては駄目だからだ　私の犯行ではない　Ｖさんが犯人を一番ご存知のはずだ」（表紙の昭和４２年１２月１６日とある部分）

「昭和４２年８月２８日の私のアリバイを思い出した」「高田馬場の養老の滝で飲んでから兄貴のバーへ９時頃行っているのに兄もママも忘れてる。俺は犯人ではない。」（表紙の部分）

「暗号などで書きたくないのだが，読まれると検事と警察がうるさいので敢えて暗号をこれからも使って書くことにした」（昭和４２年１２月２５日部分）

無実の主張やアリバイの主張を密かにしているという事実は，そうした主張が取調官の強い圧力のもとではばかられたことを意味しており，さらにそのような圧力の下で録取された自白調書には任意性を認めがたいことを教えてくれる。そして，暗号で密かに述べた主張こそがまさに真実であり，この暗号を使った筆者が犯人でないことを明らかにしているのである。

５　自白の任意性を覆す

前記のとおり，「心影３」と「心影４」は，吉田検事らが櫻井さんに再自白をさせた直後に書かれた日記である。そこには，自白をするに至った経緯，犯人と決めつけたうえ偽計を用いた取調べの様子や取調官の姿勢が克明に語られ，自白を強要されたときの気持ちや自白をしてしまった理由，そして自白をした自分を責める心情などが綿々と綴られている。

警察段階の櫻井さんの自白については，弁護人が選任されておらず何らの助言等も得られない状況において，捜査官に頭から犯人と決めつけられ，何を言っても聞き入れてもらえず，しかも，目撃者の存否，アリバイの成否，母の発言，ポリグラフ検査の結果について虚偽の情報を与えられ，諦めと絶望の境地に追い込まれてなされたものであることを，また，否認後の再自白は，捜査官によって，「認めなければ死刑（極刑）になる」かのように脅迫され，死刑への恐怖からなされたものであることを，それぞれ具体的に明らかにしている。そして，真実（無実であること）を話せば死（極刑），嘘の自白をすれば助かるという進退両難きわまる究極の選択を迫られる状況下で，日々迷い，葛藤し，否認と自白の狭間で行きつ戻りつする生身の人間の心情をリアルに書き綴っているのである。

これらの記載は，前記の暗号使用の事実とあいまって，自白の任意性に対する重大な疑義を提起するものである。

さらに，犯人でないのに自白を強要され，犯人を演じざるを得なくなった無実の人の苦悩を以下の文章は，巧まずして実に的確に表現している。

「こんな無実の罪で苦しむ人間は，自分一人でたくさんだ。余りにも刺激が強すぎる。もう私は，この辺でこの役を下りたい。そして早く真の主演者を見つける事に力を入れて貰いたい。代役で有る自分にはあと何十年も続かぬし，どこからかメッキもはげるものだ・・・自分は自分の道に返りたいのだ」（昭和４３年１月１８日部分）

「もう演技することに疲れた。でも主演者は名乗りでてくれそうにない。俺がそんなに主演者に見えるのであろうか。あの日，劇の行われた布川などに，俺はいなかっ

た」（昭和４３年１月２６日部分）

♞ 夢中になった６時間

暗号解読を成し遂げた経緯について，その当時，塚越麻子さんから弁護団通信に寄せていただいた手記（抜粋）をここで紹介したい。

夫から暗号文を見せられたとき，友人と暗号文を交換し合ったことを思い出し，試してみたところ，最初の一文は，結構簡単に解読できたのです。アルファベットの大文字 ACDEO と小文字の abde のほかには数字は１，２，５だけ使われていたため，数字は母音を表すのだろうと考え，何通りか表を作成してみた結果，表１型を特定することができました。また，ａ１のように〇がついているものが濁音であることは，前後関係からすぐ分かりました。そして調子に乗って次の文を試してみましたが，表パターンが違うらしく全く解読できません。当時受験生の娘も興味をもって手伝ってくれましたが，表パターンは多数あるようなのでなかなか分からず，最後にはあきらめようとも思いました。

しかし，櫻井さんや杉山さんの気持ちも考え，何とかしようという一心で手がかりがないかと全文を睨みつけているうちに，Ａ１とＥ２が４回使われている点に注目しました。繰り返し出てくる言葉は，自分のことを意味する言葉だ。そう見当をつけ，他方，〇がついていないことから，濁音ではなく，つまり，「僕」ではなく，「俺」ではないかと考えました。Ａ１が「お」，Ｅ２が「れ」であるためには，表２型のような表であるべきだと仮定したのです。Ａ１やＥ２に続くＣ１やｏ５は「の」か「は」かも知れないと考えました。また，文末のＥ３。ｂ５。にも注目し，文末に使われる可能性が高い音は，「す・た・る・う・だ」等で，ｂ５。は濁音なので「だ」に違いないと考え，日記ではですます調は使われていないことから，Ｅ３は「る」か「う」であろうと推測しました。このようにして少しずつ横の配列の規則性が分かってきて「俺は犯人ではない」という文が読み取れたときには嬉しくてたまらず，気持ちが高ぶり，興奮し焦りながら，一字一字書き込んでいました。この間の６時間ほど，夕食の準備も忘れて夢中になっていました。

６　新証拠化への道

（１）新証拠５～８

以上の検討を踏まえて，弁護団は，この獄中日記を自白の任意性と信用性を根底から崩し，これを綴った櫻井さんが無実であることを示す新規・明白な証拠として提出することとし，再審請求の申立の時点では，獄中日記全１７冊のうち，精査を終えていた第２冊から第５冊の計４冊（昭和４２年１１月２７日～１１月末日，同年１２月２４日～昭和４３年５月末日）を新証拠５～８として提出した。

（２）新証拠１５～２６

そして申立時点で精査が未了であった６冊目以降の１２冊は，精査のうえ，その証拠価値についての詳細な主張を補充書にまとめ，これとともに新証拠として提出することとした。

このため，２００２年１月，弁護団は獄中日記班を立ち上げ，主に塚越，青木，松江，福富，佐藤文彦の各弁護人がこの作業にあたることになった。班員を３つのグループに分け，残る１２冊をそれぞれ４冊ずつ担当し，①無意識のうちに無実であることを述べている個所，②虚偽自白が形成された経緯・理由等が記された部分等をピックアップのうえ細かく分類・分析する作業を重ね，獄中日記が無実を示す明白な証拠であることを明らかにしていった。それとともに，自白の任意性・信用性の判断に影響を与える諸要素を取り上げ，これらを体系的にまとめる作業を行った。

獄中日記全体の文章は膨大で,他の弁護活動の傍らこれらの分析作業を行い,これを櫻井さんの肉声が伝わるような書面として編集するには，多大の負担を要したが，第４章第１節６のとおり，２００３年７月１５日の第３回進行協議において，再審請求理由補充書（２）と１２冊の日記（新証拠１５～２６）を提出することができた。

（３）補充調査

獄中日記が間違いなく獄中で日々書かれたものであることを裏付けるために,弁護団は並行して２つの作業を行った。

一つは，櫻井さんが毎日の日記の冒頭に書き記していた天候が，当時の気象記録に合致していることを確認する作業で（佐藤文彦弁護士が担当），結果は見事に合致し,日記の記載内容の真実性を補強するものとなった。もう一つは,日記に使われた各大学ノートの製造時期の調査である（山本弁護士が担当）。中にはすでに業者廃業のため一部調査不能となったものもあったが，それ以外のノートについては，大阪のコクヨや極東ノートまで出かけて行なった粘り強い調査の結果，いずれも昭和４２年～４５年，つまり櫻井さんが日記を綴ったのと同じ時期かそれ以前の時期に製造されたものであることが確認された。

第７節　日にちを違えた５人の証言を弾劾する新証拠

我孫子駅から布佐駅を経て栄橋の石段までの犯行現場に至る途中で，櫻井，杉山を見かけたとの，Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｅ及びＴの各目撃証言は，確定審において，Ｗの証言とともに，情況証拠，二人の自白の補強証拠，そしてアリバイを否定する証拠として，有罪認定を支えるうえで重要な役割を果たした。時間的・場所的関係から，情況証拠としての価値はW証言より劣るも，信用性の点ではむしろ高いと見る余地もあり，確定審の最高裁決定にも，そうした評価が如実に表れている。この評価を覆す科学的な証拠が求められていた。

１　確定審と第１次再審

Ｉら５人の目撃証言は，目撃内容自体にさほど争いはなく，目撃した日にちが８月２８日であるか否かが確定審以来争われていた。目撃から約５０日後の供述であるから（当時，Ｅに関する８月３０日付捜査報告書は開示されていなかった），常

識的にはその記憶の信頼性は乏しいはずであるが，確定審決定は，Ｉらの目撃証言は，自らの通勤に大きな影響を与えた特異な事故を機縁にして強い印象をもって記憶した，あるいは事故の発生及びそれによる列車運行の乱れという職務上の関心事との関連で目撃した日時を記憶したものであるから，信用できるとした。第１次再審では，目撃したのは別の日であるとするＩ及びＫの弁護人録取書を新証拠として提出したが，いずれも明白性がないとして斥けられていた（第２部第３章第４節）。

２　植松教授の先駆的研究

そこで，第１章６で述べたとおり，弁護団は，日にちの記憶に関する研究を探したが，心理学の研究にあたってこの分野の研究は少なく，ようやく，刑法学者でありなおかつ心理学にも造詣の深かった植松正教授の先駆的研究に行き当たった。

植松教授がその著書『供述の心理』（成文堂）で述べているいくつかの実験のうち，以下のＡ，Ｂ２つの実験例を紹介しよう。

Ａ　１９５８年１１月２０日の簡易裁判所裁判官３５名に対する実験では，グループを２つに分け，以下のように形式を少し変えて質問したところ，回答は次のような結果を示した。

＜質問１＞最高裁の松川事件の弁論は，１１月２日から始まったか（真実は１１月５日である）という質問に対しては，全１８名のうち，違う（正答）２名，２日（誤答）１０名，不知６名であった。

＜質問２＞最高裁の松川事件の弁論は，１１月２日からか，４日からか（真実は上記のとおり）という質問に対しては，全１７名のうち，２日（誤答）４名，４日（誤答）６名，５日（正答）１名，どちらでもない（正答）１名，不知５名であった。

このように，わずか１５日前の出来事についても，大半の人は正確な日にちを特定できない。しかも＜質問１＞のように，とくに誘導をしたわけでもない，単に認否を尋ねるだけの質問でも，半数以上の１０人が回答を誤っていることは注目されるべきことである。植松教授によれば，＜質問１＞の認否問については，実際に用いてみると，肯定への暗示が作用するとし，さらに，＜質問２＞の不完全選言問の形式の問いは，いずれか一方を選んで，答えなければならないような心理に追い込まれるので，発問の形式としてはもっと悪い，と指摘している。

日にちに関する記憶はこのように甚だ不確かなものであり，そうであるだけに，聴取する側の発問の仕方により著しい影響を受けるものであることが，この実験で明らかである。

Ｂ　植松教授はまた，１９６２年１１月１０日臨床心理学研究会の後の中華料理店での夕食会を素材に，臨床心理研究会会員９名を対象とする実験を試みている。同教授は，１週間後の１１月１７日に，会員９名に，店名，会合の時間，遅刻・早退者，席順，床の間と出入口の位置等のアンケートを郵便でとったところ，

①日にちについては，９人のうち３人が

②開始の時刻については，７人のうち５人が

③終了の時刻については，８人のうち７人が

それぞれ間違って記憶していたというのである。日時に関する記憶は，わずか１

週間後でさえ，このようにあやふやなものであるとしている。

こうした実験例なども踏まえ，植松教授は，「時間及び時刻に関する供述は，特別記憶される根拠がない限り，すこぶる当てにならない。時には昼と夜が混同されることもある。同一の日の二つの出来事を別の日のことのように勘違いすることも驚くにあたらない。」と述べて，日にちに関する人の記憶の不正確性をつとに指摘している（新版「供述の心理」１１頁　１９７５年成文堂）。この植松教授の研究をもとに，申立時点では，５０日以上経過したのちの日にちの記憶が信頼できない旨の主張を展開したが，後にこの論文は新証拠８７として提出された。

３　厳島第２鑑定書

しかし，記憶の対象も記憶喚起までの期間なども本件と同一とは言えないので，植松教授の実験だけでは，証明力が不足していることは否めない。また，日にちや時間に関する記憶のありようが必ずしも充分研究されているとは言い難いので，この点での補強も必要と考えられた。

そこで弁護団は，本件に即した日にちの記憶の正確性に関する心理学実験ができないか検討を始め，厳島第１鑑定書の完成後，あらためて同教授に日にちの記憶に関する再現実験を依頼することになった。もともと研究例の少ない分野だけに，フィールド実験への期待が高まった。

（１）鑑定事項

鑑定を依頼する事項は，

ⅰ）ある出来事を目撃して５０日近く経過した後に，目撃した日にちを正確に想起できるか

ⅱ）ある出来事と接着した時期に特異な出来事が発生した場合であれば，目撃して５０日近く経過した後であっても，その特異な出来事を機縁として目撃した日にちを正確に想起できるか

である。

そのために，大学生を被験者として，（ａ）公共的出来事の日にちの記憶に関する調査，（ｂ）複数の公的出来事の日にちの相互関係の記憶に関する調査，（ｃ）自ら体験した１日の複数の出来事の時間的関係の記憶に関する実験，（ｄ）自ら体験した複数の日にわたる出来事の時間的関係の記憶に関する実験を行った。

（２）実験方法と結果

ア　公共的出来事の日にちの記憶に関する調査（ａ）

２００１年に起きた事件でマスメディアが大きく取り上げた①小泉首相誕生（４月２６日），②池田小事件（６月８日），③中国自動車道女子中学生遺棄事件（７月２４日），④歌舞伎町ビル火災（９月１日）の４事件を，発生から３０日ないし６０日経過後の授業中に，被験者に出来事が起きた日にちを調査用紙に回答させる手法で調べた。

結果は，マスメディアに度々取り上げられた②池田小事件ですら正答率は１０数%，その他は０．７%～４．０%であり，公的出来事でも日にちの記憶が

困難であることが示された。

イ　複数の公的出来事の日にちの相互関係の記憶に関する調査（ｂ）

２００１年９月の前半に次々と発生した複数の出来事を取り上げて，発生から約５０日後にその相互関係の記憶を調査した。（ａ）と同じく授業中に被験者に調査用紙で回答させた。

取り上げた出来事は，①歌舞伎町ビル火災（９月１日），②日本初の狂牛病の発生の発表（９月１０日），③台風１５号関東地方上陸（９月１１日午前），④同時多発テロ（９月１１日夜）である。このうち，「台風１５号」関東地方上陸（９月１１日午前）は，被験者が直接体験した出来事であり，その前日に「狂牛病の発生」の発表（９月１０日）があり，その夜に「同時多発テロ（９月１１日夜）」が発生した。③「台風１５号」の上陸は，「列車事故とこれによる混乱」の体験に匹敵する出来事であるから，それと近接して起こった②，④の出来事の記憶想起の機縁となるか，②「狂牛病の発生」，③「台風１５号」④「同時多発テロ」の時間的関係（順序，間隔）の記憶を分析した。

結果は，「台風１５号」と「同時多発テロ」または「狂牛病の発生」の時間的関係を正確に想起できた者は２名（２．４％）だけであった。

ウ　自ら体験した１日の複数の出来事の時間的関係の記憶に関する実験（ｃ）

２００１年１１月１６日の聖心女子大の授業で，①ビデオを設置して撮影する，②抜き打ちテストを行う，③最後に副手がテストの解答用紙を渡す用件で教室に登場するという出来事を設定したうえで，それから５２～５５日経過した日に，学生が①ないし③の三つの出来事の日にちとその相互の関係をどの程度記憶しているかを検証したものである。

結果は以下のとおりである。

質　問　事　項	回答数	正答者数	正答率
１１月のどこかの授業でビデオ撮影が行われたか	４２	２２	52.4%
ビデオ撮影が行われたのはいつか	４２	１	2.4%
１１月のどこかの授業で試験が行われたか	４２	４１	97.6%
テストが行われたのはいつか	４２	５	11.9%
１１月のどこかの授業で副手は登場したか	４２	３０	71.4%
副手が登場したのはいつか	４２	０	0.0%

「ビデオ撮影」，「副手の登場」という出来事の存否に関する記憶は５０％以上，不快な感情を伴う「抜き打ちテスト」については９７％もの正答率で想起された。しかし，日にちの記憶となると全般的に正答率は極めて低い。「ビデオ撮影」の正答者１名は「抜き打ちテスト」の日を正答できず，「抜き打ちテスト」の正答者５名はいずれも「ビデオ撮影」の日を正答できなかった。「ビデオ撮影」と「抜き打ちテスト」は同じ授業の中での出来事であるのに，両方を１１月１６日として正答できた学生は一人もいなかった。

エ　自ら体験した複数の日にわたる出来事の時間的関係の記憶に関する実験（ｄ）

２００１年１０月１０日から２４日までの日本大学文理学部心理学科の１年生の授業を利用して，その授業で体験する複数の出来事の記憶を検討する方法により行った。実験のために用意された出来事は，下表のとおりであるが，目撃の対象となる人物は被験者となる学生がよく知っている亀岡助手である。亀岡助手は，同じ服装で５回授業に現れた。

また，暗示的質問の効果を調べるために，１０月２４日の２時限目の授業で石原先生と村山院生を，４時限目の授業で留学生のアンヤさんを紹介することもした。

日にち	１０月１０日(水)	１０月１５日(月)	１０月１７日(水)	１０月２２日(月)	１０月２４日(水)
時限	２時限		２時限		２時限
講師	羽生・授業		羽生 不意打ち試験		羽生・授業 石原，村山紹介
亀岡氏の行動	出席票を持って登場し，羽生に出席票を渡す。		登場せず。		登場せず。
時限	４時限	４時限	４時限	４時限	４時限
講師	厳島・授業	山田・授業	厳島・授業	山田・授業	厳島・授業 アンヤ紹介
亀岡氏の行動	登場せず	調査用紙を教室に運ぶ。マイクで説明。	亀岡が先に教室に行き，調査用紙を配布する。	講義直後に亀岡が登場。山田と話すふり。	カメラを持って教室に入り厳島に渡す。

上記目撃体験から４７日から６０日経過後に，被験者に対し，①亀岡助手が授業に現れた回数，②それが何日のことであったか，③その時の亀岡助手の様子などを尋ねた。また，④実際は２４日の授業の出来事である石原先生，村山院生，アンヤさんの登場した日を１７日に紹介したか尋ねた。

①，②の結果は，下記のとおりである。

報告された日付	授業担当者	想起した被験者数	目撃者数	正答率
１０月　１日（月）	山田	4		
１０月　３日（水）	羽生	6		
１０月　３日（水）	厳島	6		
１０月　７日（日）	山田	1		
１０月　８日（月）	山田	6		

１０月　８日（月）	森	１		
○１０月１０日（水）	羽生	４	６８	5.90%
１０月１０日（水）	厳島	７		
○１０月１５日（月）	山田	１０	７５	13.33%
１０月１７日（水）	羽生	３		
○１０月１７日（水）	厳島	９	６６	13.60%
○１０月２２日（月）	山田	７	７０	10.00%
○１０月２４日（水）	厳島	５	７２	6.94%
１０月２９日（月）	山田	３		
１０月３０日（火）	厳島	１		
１０月３１日（水）	羽生	１		
１０月３１日（水）	厳島	２		
日付未知	山田	１７		
日付未知	羽生	１４		
日付未知	厳島	１７		
日付教員未知		２		
合計		１２６	３５１	

①②の結果によると，亀岡助手が現れた５回の授業に対し，具体的な授業の回答は１７の異なった授業に及んでいる。正答率は１０％（３５／３５１），誤答率（別の授業を回答）は１１．７％（４１／３５１）である。６４％（２２５／３５１）は亀岡助手が現れた日にちも授業も想起できなかった。

また，１０月１７日２時限目の不意打ち試験は記憶に残りやすい特異な体験であるが，その日の午後の４時限目の授業に亀岡助手が現れたと正答した者の割合（１３．６％，９／６６）は，他の日にちの正答率と余り変わらない。

③の結果(その４時限目の亀岡助手の行動についての記憶の調査)によると，８割近くが誤答であった。

④の結果，特異な体験である不意打ち試験のあった授業（１７日２時限目）に石原先生，村山院生が紹介されたかとの質問に対しては誤答した者は２５％であったが，その日の４時限目にアンヤさんが紹介されたかとの質問に対する誤答率は６７．９％に及んだ。

（３）　鑑定結果

以上の結果から，日にちの関係の記憶は，下記の特徴を持つことが明らかになった。

ア　（ａ）～（ｄ）によると，出来事が生起してから５０日も経過すれば，出来事が生起した日にちを正確に想起することは極めて困難である。

イ　（ｂ）～（ｄ）によると，複数の出来事の時間的関係（順序と間隔）を想起することもほとんど不可能である。

ウ　（ｃ）（ｄ）によると，同じ日に発生した複数の出来事ですら，同じ日のこ

ととして記憶に正確にとどまることはきわめて稀である。

エ　（ｄ）によると，インパクトを持つような出来事であっても，そのインパクトのある出来事から数時間も経過すれば，「インパクトがあったことが理由になってその後の出来事の記憶想起も正確にできる」ということはない。

（ｄ）によると，複数の出来事の間では，特定の日の出来事が他の日の出来事として混入して記憶されることが容易に起こりうる。時間の記憶は誘導を受けやすく，誘導質問によって別の日の出来事が容易に同じ日の出来事として混入しうる。

オ　以上の調査・実験結果から，鑑定事項ⅰ），ⅱ）のいずれについても，目撃した日にちを特定することは極めて困難であるという結論が得られた。

ある出来事から５０日も経過した後になって，それがいつのことか特定することは，たとえその前後に特異な出来事があったとしても，具体的な因果関係でもない限り不可能であることは，常識であろう。再審請求審の諸決定や無罪判決で直接言及・援用はされていないものの，ここでも実験の結果は，この常識的判断やその基礎になった経験則を支える証拠として，役割を果たしたのではないかと弁護団は考えている。

第８節　アリバイに関する新証拠

１　はじめに

（１）櫻井と杉山が布川でＶさんを殺害したとされる１９６７年８月２８日の夜，櫻井も杉山も東京にいた。

櫻井の８月２８日の行動は次のとおりであった。朝，京成成田経由で上野に出たが，常磐線で我孫子駅，さらに成田線で布佐駅に戻った，車中でWHに免許証を借りて自分の自転車を質に入れる，その金を持って取手競輪場に行く，場内でＫＫに会って借りていた５００円を返す，我孫子駅でＫＫと別れて，午後７時ころ新宿区高田馬場の「養老乃瀧」に行って午後８時ころまで飲食する，兄ＳＡのアパート「光明荘」に寄り，午後９時過ぎに近くのバー「Ｊ」（ＳＡは同店のバーテンをしていた）に行って酒を飲み，午後１０時過ぎに，また光明荘に戻った，杉山に手伝ってもらって隣のアパートに侵入して魚の缶詰１個を盗ってきた，というものである。

杉山の８月２８日の行動は,次のとおりであった。２７日から光明荘にいて，ＳＡがＫＢの大腿部に入れ墨をしてやるのを見ていた，翌２８日午後３時ころ入れ墨が完成した，その後風呂屋やパチンコ屋に行き，一旦光明荘に戻って洗濯をしてから午後７時過ぎに西武新宿線新井薬師前駅近くの「薬師東映」に行った。午後８時か８時半ころタバコを買いに外に出たらにわか雨が降っていた，「クレージーの黄金作戦」ほかの映画を見て，午後１０時ころ映画館を出た，その時には雨が上がっていた，その後光明荘に戻り，櫻井が隣のアパートに侵入して魚の缶詰１個を盗ってくるのを手伝ったというものである。

（２）第１部第１章３（１）で述べたとおり，櫻井は，逮捕された当初，１９６７年８月２８日の夜は中野区野方のＳＡのアパート「光明荘」には泊まっていな

いと早瀬に言われたために記憶が混乱し，アリバイを思い出せなかった。しかし，１０月２７日頃，早瀬から光明荘に泊まったと言われたので（1）のアリバイを思い出し，早瀬に話したが，別の日のことにされてしまった（１１．１員面）。拘置支所に移監後，有元検事がアリバイを調書にしてくれた（１１．１３検面）。

杉山は，逮捕された当初から（1）のアリバイを主張した。警察では否認調書は作成してもらえなかったが，拘置所に移監後，有元検事がアリバイを調書にしてくれた（１１．１３，１１．１７検面）。

（3）確定１審の弁護人は，二人のアリバイ主張を直接立証しようと相当努力している。まず，公判の被告人質問で二人に詳細なアリバイを語らせている。裁判長も杉山の供述を聞いて，「大分前のこと，よくあんなに覚えていたね。」と感心している（第１９回公判）。次に，有元検事が作成した否認調書３通を開示させて，これを証拠として申請している。さらに，ＳＡ，WH，ＫＫ，ＫＢなどの証人尋問を行っている。とくに櫻井がバー「Ｊ」に行った時刻に関するＳＡの証言は，櫻井のアリバイの成否を左右するものであった。しかし，同人の証言はあいまいで，決め手にはならなかった。弁護人は，気象庁予報部長作成の「気象状況回答書」を提出して，杉山の雨供述を裏付けようとした。

確定２審において，櫻井の弁護人である石井弁護人はＳＡの証人尋問を行っている。ＳＡは，「午後９時半か午後１０時ころ店に来た」（このとおりであれば午後９時ころ利根町布川でＶを殺害することが不可能であることは明らか。）と証言したが，同人の供述は全般的にあいまいであった。身内のアリバイ供述は，明確なものであっても裁判官から疑いの目をもって見られるものであるから，ＳＡの証言が信用されなかったのもやむを得ない。さらに，石井弁護人は，バー「Ｊ」のママＦを証人申請したが，その後この申請を取り下げている。今から思うとＦの証人尋問をすべきであったと悔やまれる。

確定３審の弁護人は，検察官がアリバイ不存在の立証責任を負っていることを強調するとともに，杉山の公判におけるアリバイ供述が終始一貫して信用できると主張している（上告趣意書第三章）。結局，確定審は，アリバイを裏付ける決め手となる証拠が乏しいことに加え，犯行現場である布川付近またはその周辺で櫻井，杉山を見たという目撃証人の供述の信用性を認め，アリバイの成立を否定した。

（4）第１次再審ではアリバイに関する新証拠を提出していない。上告趣意書同様に検察官のアリバイ不存在の立証責任を強調するとともに，二人のアリバイ主張が大筋において終始一貫して乱れがないから信用できるというものである。「このように請求人らの８月２８日夕方から夜にかけての数時間を除き，その前後各十数時間について完全に裏付がある場合には，裏付のない右数時間の行動についての請求人らの供述についても十分信憑性が認められるべきである。」（再審請求書２６３頁）という文章は，アリバイ立証ができないもどかしさを端的に表明している。

（5）第３章の冒頭に述べたとおり，弁護団は，自白と目撃証言のすべての論点に，

できる限り新証拠を対置しようとしていた。これはアリバイ立証にも当てはまる。すなわち，８月２８日夕方から夜にかけての数時間の二人のアリバイ主張を裏付ける証拠探しを始めたのである。

弁護団が注目したのは，杉山については，薬師東映に行ったときの雨供述を裏付ける証拠探しであり，櫻井については，「養老乃瀧」に行ってアベック歌合戦を見たこと及びバー「Ｊ」に行った時刻とそこでの出来事に関する櫻井供述を裏づける証拠探しであった。この作業に着手したのは１９９８年ころであった。事件から３１年も経っており，無謀とも言える企画であった。しかし，みんな「ダメもと」の精神で取り組んだ。

２　杉山さんのアリバイ立証

（１）杉山は，前述のとおり，８月２８日の夜「薬師東映」で「クレージーの黄金作戦」を見た，午後８時か８時半ころ外にタバコを買いに出たときにわか雨が降っていたが映画が終わり再び外に出た午後１０時ころには止んでいた，と一貫して説明している。「クレージーの黄金作戦」を８月２３日から２９日の７日間上映していたことは，確定審において当時の薬師東映の支配人ＴＫが証言している。また，確定１審の弁護人が提出した８月１８日から３０日までの降雨時刻に関する気象状況回答書も杉山の雨供述をほぼ裏付けていた。

しかし，確定２，３審は，目撃証人に犯行現場近くで目撃されていることのほかに，観測地点の大手町と薬師東映のある中野区新井薬師とでは気象状況が異なる可能性があること，杉山の雨供述は８月２６日の降雨状況とよく符合する，１２月１４日付け検面では８月２４日に薬師東映に行ったと供述していることなどをあげて，杉山のアリバイ供述は信用できないとした。

（２）上記気象状況回答書は，降雨があった時間帯のみを回答したものである。そこで，気象庁に出かけて，もっと詳しいデータがないか照会した。１時間ごとの気圧，気温，風向，風速，全雲量，天気（日本式），降水量，視程，雲の状態，個々の雲などを記録した地上気象観測日原簿があることがわかった。これによると，午後８時１５分ころ降雨が観測され，午後１０時以降の降雨は全く観測されていないので，杉山の雨供述とよく符合している。さらに，全雲量（１０分比）も１０と空一面を雲が覆っている状態であったので，新井薬師も大手町と同様の状況であったはずである，と主張した。さらに，気象庁のある大手町よりも新井薬師に近い「新宿観測所」と「中新井観測所」の観測データを集計した大気現象記事もあった。なお，これらの観測所は，高校の理科クラブなどが気象庁から委託を受けて観測しており，乙種観測所と呼ばれている。ただし，大気現象記事は，１時間ごとのデータではなく，午前と午後の降雨等の気象データが記録されていた。両観測所ともに，８月２８日午後は降雨ありと記録されていた。弁護団は，地上気象観測日原簿及び大気現象記事を新証拠１２として提出した。

そして，８月２３日から２９日までの気象データ（新証拠１２）とこの間の杉山の行動に関する同人，櫻井，ＳＡ，Ｉ，ＳＴ，ＫＢの供述証拠をもとに，杉山が　薬師東映に行った日は８月２８日夜しかあり得ないことを論証した。

また，新証拠１２は，杉山の８月２５，２６日の雨供述も裏付けており，同人の雨に関する記憶が正確であることを証明している。

（３）さらに，新証拠１２に満足することなく，「中新井観測所」のある高等学校に出向き，もっと詳しい気象データが残されていないか照会したが，残念ながら大気現象記事より詳しいデータはなかった。また，新井薬師前駅周辺の住民の方にチラシを１万枚以上作って新聞の折込み広告で事件当時の気象情報の提供を呼びかけたこともある。

（４）再審無罪判決は杉山さんのアリバイ主張について，「一部とはいえ，客観的な裏付けも存している」と述べている。

３　櫻井さんのアリバイ立証

（１）「アベック歌合戦」に関する調査について

櫻井は，養老乃瀧で見た「アベック歌合戦」には，鵜飼いのような衣装のトニー谷が出ていたことや，出演者におばあさんと子供のペアがいて，おばあさんは「Ｂ」か「Ｃ」の札をつけており，子供は男の子で小学校低学年くらいだったということを記憶していた。当時の新聞のテレビ欄によれば，たしかに８月２８日午後７時から８時までよみうりテレビ系で「アベック歌合戦」が放映されていた。もし，櫻井が記憶している「アベック歌合戦」の内容が客観的にも裏づけられれば，櫻井のアリバイ主張の支えとなる。こうしてアベック歌合戦に関係する情報や資料の収集が始まった。

まず，当時の読売新聞（地方版）や洲本市の広報誌にあたり，「アベック歌合戦」は，昭和４２年７月２３日淡路島の洲本市民会館で公開録画されたものであること，司会はトニー谷で，歌手の三沢あけみらがゲストであったこと，出場者は①５歳と３歳の兄弟，②いとこ同士，③師弟，④親子，⑤新婚の若夫婦の５組であったこと，そしてこの５組は淡路島全島から選ばれたことなどがわかった。新聞には「Ａ」の札をつけた若い男女のペアが歌っている写真が掲載されていた。テレビ局には，当時の映像記録は破棄されて残っていなかった。その後，番組プロデューサー，読売新聞の記者，さらにトニー谷の奥さんや三沢あけみさん，果てはトニー谷の奥さんがトニー谷の遺品を渡したという永六輔さんにも問い合わせをしたが，この時の出演者などに関する記録や写真などは何も見つからなかった。

そこで弁護団は，５組の出場者探し，とりわけ，櫻井の記憶のある「ＢかＣの札をつけたおばあさんと子供」のペアを探し出そうとした。そのときすでに事件発生から３０余年もの時が経過し，出場者を見つけることなど雲をつかむような話であったが，担当した内藤弁護士は，何としても突破口をという思いから淡路島に飛んだ。弁護団にはツテも土地勘もなく，国民救援会兵庫県本部に連絡し，その淡路支部長などの案内で洲本市民会館，洲本市民会館の元館長宅，淡路広域行政事務組合，読売新聞大阪本社洲本支局を回って当時の記録や記憶を訪ね歩いた。「Ａ」の札を付けたいとこ同士のペアがわかり，その方の自宅も訪ねた。救援会洲本支部の駅頭，戸別訪問等での情報提供の呼びかけにこたえ，さらに母親と息子のペアもが見つかった。さらに，２度にわたってチ

ラシを神戸新聞に折り込み，淡路島全島に情報提供を呼びかけ，その結果，新婚の若夫婦のペアの金田さんとも連絡がとれた。この金田さんは，最初は本当に冤罪なのかと当惑していたが，櫻井や弁護人と話していくうちに理解を示してくれ，終いには，自分で大きな横断幕を作って，町で一番大きなスーパーマーケットの前で情報提供を呼びかけてくれるなど，とても心強い支援者となった。ほかにも，淡路島内のすべての小学校に手紙を送り出場者がいないか問い合わせたり，また地元の広報誌やケーブルテレビにも情報提供を呼びかける有料広告を出すなどした。結局，櫻井が記憶している「おばあさんと子供」のペアにたどり着くことはできなかったが，こうした活動で，神戸新聞にも何度か取材してもらい記事を掲載してもらう中で，マスコミなどメディアを通じて布川事件を知ってもらう広報活動の重要性を痛感した。

（２）「養老乃瀧」への調査について

櫻井は，養老乃瀧で，注文を取りに来た店員が美人であり，おしぼりを持ってこなかったのでこの店員に注意をしたり，注文した若鶏に血がついていたので文句を言ったことや，混雑のために何度も席を動いたことなども記憶していた。

そこで弁護団は，「ダメもと」で，当時の養老乃瀧の従業員や店長を探すことにした。櫻井が飲食したという「養老乃瀧」の高田馬場店は，事件当時と同じ場所に存在していた。昭和４２年８月に極めて近い時期に店長をしていた人には何とかたどり着くことができ，当時の店内の状況などを詳しく聞くことができた（２００４年７月）。その結果，テレビの位置やテーブルの配置など，櫻井が話す当時の店内の様子は事実と合致していることが確認できた。しかし，この人が８月２８日店長をしていたかまでは確認できず，供述調書を作成するまでにはいたらなかった。その後，抗告審において，その当時の店長ＡＹの員面２通が開示され，櫻井の供述を一部裏付けている（第５章第５節７（２）ウ参照）。

（３）バー「Ｊ」への調査

殺害行為が行われたとされる午後９時すぎ，櫻井は，銭湯にいくために石鹸とタオルを持ってバーに寄って，このバーに勤める櫻井の兄ＳＡのことでママと会話を交わしている。そのとき注文したものも覚えているし，そのときにいた他の客も覚えている。

１９９８年１月１４日に青木弁護士と佐藤米生弁護士がバー「Ｊ」を訪ねた。櫻井の記憶している事実の裏付けを得ようとしたが，Ｆは，櫻井が店に来たときの時刻，そこでの出来事について詳しく話すことをひどく嫌がった。そこで，Ｆの未提出記録の開示を請求する資料とする目的で，「櫻井昌司さんが逮捕された当時，茨城県から警察官が私の店に来て，櫻井が店に昭和４２年８月２８日に来たことについて事情を聞かれたことがある。また，検察庁だと思うが，土浦の公園近くにある庁舎に呼び出されて，同じように事情を聴かれたことがある」という内容の上申書に署名捺印してもらった。これをもとに初期の供述調書の開示を求めたところ，２００３年１０月２１日にＦの捜査報告書１通，

員面２通，検面１通が開示された。その頃には内藤弁護士も「Ｆ班」に加わり，３人でＦに何度も会いに行った。最初は口が非常に重かったが，少しずつ話してくれるようになった。Ｆは，警察から事情を聴かれた時，お客さんに迷惑がかかることを極度に恐れ，櫻井が店に来た時刻について警察がいうとおりに話しをしてしまった，実際はもっと早かった，などと話しをしてくれた。そこで，３人は，近くの喫茶店に行き，内藤弁護士が持参したパソコンでＦから聴いた話しを弁護人録取書にまとめ，持参した小型のプリンターで印刷し，Ｆのところに戻って署名捺印してもらった。「自分が店に出るのはだいたい午後７時３０分から８時ころで，その日は，常連の客から『ママ，遅いじゃない』と言われ，それからまもなく櫻井が店にやってきたという記憶である，店が看板になる午後１１時過ぎということはなかった」という内容である。２００６年１０月３日のことである。そして，これを新証拠９０として提出した。ポータプルのパソコンとプリンターを巧みに操作する若手弁護士をうらやましく思ったものである。

（４）獄中日記

暗号まで使用してアリバイ主張が書かれていた櫻井獄中日記(第３章第６節)には，櫻井の８月２８日の行動が詳しく書かれており，従来のアリバイ主張を補強するものであったので，再審請求申立時には，「獄中日記」を櫻井のアリバイ主張の証拠として提出することにした。

再審請求書１９４頁以下において，獄中日記の昭和４３年５月３１日の記載とそれから２０年以上経過した昭和６４年１月４日付け上申書（櫻井が第１次再審請求審に提出したもの）のアリバイ供述が細部にいたるまで驚くほど一致していることを論証している。

（５）隣のアパートに侵入したことについて

警察段階の自白では二人でＶを殺害した後，光明荘に来て櫻井が隣のアパートに侵入して魚の缶詰１個を盗ってきたことになっている。吉田検事は，その事実はなかったことにしてしまった。

この点について，櫻井は，昭和４３年１１月１４日の確定１審第１４回公判において，「この時部屋の中にいた鳥がバタバタと音をたてたのでびっくりしました。」と供述した。この供述がなされてから約１０か月後の昭和４４年９月１１日の確定１審第２２回公判において，久保文夫作成の昭和４２年１１月２５日付け実況見分調書の証拠調べが行われた。この調書に「テレビの下に小鳥籠が置いてあってセキセイインコ一羽を飼っている。」と記載されていた。そこで，再審請求書１９７頁以下において，櫻井の前記法廷での供述は，実際に体験した者でなければできない供述であり，客観的証拠と符合し極めて信用性が高いと主張した。

櫻井の公判供述も実況見分調書も「旧証拠」に属する。しかし，この証拠がこのような証拠価値を有することは誰も指摘していなかった。旧証拠の再評価の一例である。さらに，第４章第２節４（４）で述べるとおり，午後９時５１分布佐駅発の列車に乗った場合，西武新宿線野方駅に到着する時刻が午後１１

時４７分になると報告した昭和４２年１２月１４日付け捜査報告書も「旧証拠」に属する。第２次再審においては，弁護団は，「旧証拠の再評価」を自ら実践していった。

第９節　再審請求申立へ

１９９２年の第１次再審の敗北から，８年余が経過し，２１世紀を迎えた。すでに事件発生から３３年，櫻井さんと杉山さんは，５０歳をとうに越えていた。

以上のとおり，その間にガラス戸に関する新証拠に加え，指紋に関する新証拠及びW証人に関する新証拠の用意が調い，獄中日記についても主要部分の検討を終えた。殺害自白に関する新証拠も完成目前となり，日にちを違えた５人の証人についての実験も進んでいた。申立の最低限の条件は整った。

２００１年，年内申立の目標を掲げて分担執筆が進められ，提出された原稿の推敲と編集のために，何度も会議が開かれた。春頃には合計６００頁であった各人の原稿が，８月末には，約４３０頁にまとまり，申立書の原案ができあがった。

しかし，これを日弁連人権擁護委員会の第１部会（再審部会）で叩いてもらったところ，「長い！長すぎる」「裁判所が読むのはせいぜい３００頁が限度である」というものであり，これを受けて自白の任意性・信用性の分析と獄中日記の詳細部分は補充書に譲ることとし，申立書を相当短縮することとなった。柴田，清水（誠），山本の３人で構想を練り直したうえ，短くするのではなく「リライト」するという清水さんの提起をふまえて，各論点の担当者にも協力を得ながら，書き直しを進めた。多くの学術論文や論稿を手がけてきた経験から，読み手の理解を助けるために章や節の冒頭に必ずリード文を置くようにという清水さんのアドバイスは，その後の書面においても生かされている。

最後の詰めは，柴田事務局長（当時）の仕事となり，その奮闘の甲斐あって，２００１年１２月，第２次再審の申立にこぎ着けた。

柴田事務局長は，実はその年の秋の健康診断で，「要精検」と診断されていた。ところが，申立準備のため精密検査どころではなく，申立後の１２月末に，奥さんが勝手に申し込んだ精密検査の結果，翌年正月３日に「胃癌」と宣告され，胃の３分の２を切除する手術を受け，１か月半の入院生活を送ることになった。

第４章　土浦支部での審理

第２次再審請求の審理は，２００１年１２月に始まり，２００５年９月の決定までの３年と９か月に及んだ。

申立後の３回目の弁護団会議で，弁護団は以下のとおり，決定までの３年計画を立てた。

１年目：再審請求審の審理の基本を確立する。予告した補充書・新証拠をすべて提出する。検察官の意見書に，迅速に反論書を提出する。引き続き，調査，新証拠の発見に努める。

２年目：証拠調の実施（指紋，殺害，ガラス戸）。追加の新証拠，補充書を提出する。

３年目：証拠調の実施（目撃証言，請求人）。必要に応じ，テーマ別補充書を提出する。最終意見書を提出する。再審開始決定を得る。

今から考えると，再審請求の実情をよく知りもしないで無謀な計画を立てたものだと思うが，その後多くの予想外の出来事が続く中で，３年と９か月での勝利決定は，上出来というべきであろうか。以下，この３年９か月の土浦支部での審理を，①序盤（申立から事実調べに入るまでの時期），②中盤（事実調べの時期），③終盤（事実調べ終了後，審理終結までの時期），④延長戦（審理終結から決定までの時期）と区分して開始決定に至る道のりを明らかにし，最後に，土浦支部決定とその意義を示す。

第１節　序盤戦

弁護団は，第３章のとおり苦労の末に準備した新証拠を添えて，２００１年１２月６日，再審請求の申立をした。申立の後は，第１に，主張と立証の補充に努め，第２に，証拠開示を追求し，そして，第３に，審理のあり方を確立することに努めながら早期の進行を求めた。

１　再審請求の申立て

（１）申立て

２００１年１２月６日，請求人二人と弁護団は，再審請求書と新証拠１２点を，無実を訴える二人の書面とともに，水戸地裁土浦支部に提出した。提出後の記者会見で小高弁護団長（当時）は，「正しい者は勝つ，との信念を持って戦い抜く」との決意を語っている。

（２）再審請求書の骨子

再審請求書の骨子は，以下のとおりである。

第１章「序論」では，本件確定審の有罪の証拠構造とその脆弱性を指摘したうえ，最高裁の白鳥決定，財田川決定に従い，本件の脆弱な証拠構造に即した新旧証拠の総合評価をなすべきことを主張した。

第２章「物証の皆無とそれに関する新証拠」では，犯行と請求人らを結びつける物的証拠が皆無であるうえ，この点での合理的疑いが，指紋に関する荒居実験報告書（新証拠１～３）及び菅屋実験報告書（新証拠４）により，決定的なものとなることを指摘した。

第３章「自白調書の証拠価値を否定する新証拠」では，自白の任意性及び信用性に関する疑問は，自白に関する諸研究の成果によって深まり，櫻井獄中日記（新証拠５～８）により一層明らかになり，さらに，前記荒居実験報告書（新証拠１～３），菅屋実験報告書（新証拠４）のほか，ガラス戸自白に関する新井実験報告書（新証拠９）及び直井・河合鑑定書（新証拠１０）により，自白に信用性がないことが決定的に明らかになることを指摘した。

第４章「目撃証言に関する新証拠」では，確定３審が重要な根拠として掲げた６人の目撃証言の証拠価値がもともと乏しいことを指摘し，このうちW証言はそもそも信用性が乏しいうえ，厳島第１鑑定書（新証拠１１）により信用しがたいことが明らかになったこと，他の５人についても，目撃から相当日にちが経ったあとの供述で他の日の出来事と混同したものあることを指摘した。

第５章「アリバイに関する新証拠」では，櫻井獄中日記や気象記録等（新証拠１２，１３）等により，不確かな目撃証言よりアリバイ主張が優位にあることを指摘した。

第６章「結論」では，以上の新旧証拠の総合評価により，櫻井，杉山の無実は明らかであり，確定判決の有罪認定には合理的疑いが生じ，再審を開始すべきことは明らかであると主張した。

（３）再審請求書の特徴

再審請求書の大きな特徴は，本件の確定判決の脆弱な証拠構造を徹底して指摘したことである。

櫻井，杉山と本件犯行を結びつける物的証拠は何一つないこと，目撃証言も犯行そのものを目撃したものではなく，結局，直接証拠は二人の自白しかないこと，そして目撃証言も二人の自白ももともと信用性に乏しいものであること，したがって，確定判決の有罪認定はかろうじて維持されているに過ぎないことを述べたうえ，「一口に有罪の確定判決という中にも，当該有罪判決をした裁判所の有罪心証の強度には夫々に程度の違いというものを認めざるを得ず，いわば絶対的確信ともいうべき段階のものから，合理的な疑いをようやくにして越えたとも評価しうる段階に至るものまで，夫々相当の巾と質の相違ともいうべきものが現実には存在することを認めないわけにはいかない。（中略）従って，裁判所が，前記最高裁判所の判例法理に従い，『再審請求に対する審理と判断をなすに際しても，再審制度本来の趣旨に則り，夫々の事件の証拠構造の特殊性に応じて具体的且つ妥当にこれを運用すべきであろう。』」とする徳島事件再審開始決定（昭和５５年１２月１３日，判例時報９９０号２０頁）をも援用しながら，以上のように証拠構造が著しく脆弱な本件において，いささかでもこれを動揺させる新しい証拠があれば，もはや有罪認定は維持できないものであることを明らかにした。

（４）再審請求書とともに提出した新証拠は以下のとおりである。

新証拠１～３　荒居実験報告書（第３章第２節）
新証拠４　菅屋実験報告書（第３章第２節）
新証拠５～８　櫻井獄中日記（第３章第６節）
新証拠９　新井実験報告書（第３章第１節）
新証拠１０　直井・河合鑑定書（第３章第１節）
新証拠１１　厳島第１鑑定書（第３章第３節）
新証拠１２　気象資料（第３章第８節）
新証拠１３　朝日新聞（第３章第８節）

２　第１回進行協議

弁護団は，翌年１月１６日から進行協議の開催を求めた。４月に裁判体の構成が変わる予定があることから，裁判所は渋っていたが，申立から３か月後の２００２年３月８日，初めての進行協議が開催された。弁護団からは１５名が出席し，裁判官３名（山嵜和信裁判長，太田剛彦裁判官，松本千恵子裁判官）,検察官（阿賀学検事）が出席した。この席で弁護団は，①進行協議を随時開催すること，②検察官は

証拠開示を自主的に行うべきこと，③審理は公開の法廷で請求人らの立ち会いで行うこと等を要請した。

裁判官から，提出期限を２００２年１２月２８日と定めて，２月１８日付けで検察官に対し「求意見書」を送付し，意見（答弁）を求めていることが明らかにされた。提出期限を申立から半年とした第１次再審と比べても倍の長さで，それだけ歳月が空費されることになる。３年計画は早々と挫折しかねない事態だが，後悔していても始まらない。あらためて早期の提出を求めることにした。

「段ボール９箱」発言は，この進行協議を終わる際のことである。

段ボール９箱

第１次再審請求審１審において，検察官が提出した昭和５９年６月４日付け「意見書提出期限変更申請書について」と題する書面の中に，「本件の提出記録，不提出記録を精査・検討する必要があるところ，提出記録，不提出記録は膨大である。」と記載されていた。この記載から膨大な不提出記録があることはわかっていた。そこで，第１回進行協議が終わった直後，佐藤米生弁護士は，阿賀検事にどのくらい未提出記録があるか単刀直入に尋ねた。これに対し，阿賀検事は，「段ボールに９箱ある。中身は書類が多い。取調べ請求に全部同意してくれれば提出してもよい。」と語った。この時全部開示しておれば検察は証拠隠しの汚名を少しは返上することができた。しかし，その後，担当検事が本庁の検事に交代し，「新証拠と関連性が認められない限り出さない」という方針に変わった。また，本庁に開示要請に出向いたとき，担当検事は，「９箱の半分位は裁判所に提出した証拠のコピーである。」と語った。その真偽はわからないが，仮にそうだとしても再審公判までに開示された証拠全部を詰めても段ボール１箱にも満たないと思われるので，まだ多くの未提出記録が保管されているはずである。「段ボール９箱」が守る会の会員にも広く知れ渡り，証拠開示を求める運動の「合い言葉」になった。

３　第２回進行協議と補充書（１）

（１）裁判官全員の交代

２００２年４月，裁判体全員が交代となった。彦坂孝孔（裁判長），山崎栄一郎，柴田憲史の３人の裁判官が着任し，本件を担当することになった。早速，挨拶ということで面会を申し入れ，４月１０日，１０分間，小髙（団長），柴田（事務局長），山本（事務局長代行）の３名で，裁判官全員と懇談した。公判未提出記録等取寄要請書を提出し，５月１０日に進行協議を開催することを申し入れたが，「着任早々」という理由で前向きな回答は得られなかった。

検察官の方は，土浦支部（阿賀検事）ではなく水戸地検本庁（園部典生検事）で対応するとのことであったので，その日の午後には，前記柴田，山本及び地元の谷萩の３人の弁護人で水戸本庁に園部検事を訪ね，公判未提出記録等開示申入書を提出し，あわせて答弁の意見書を早期に提出するよう求めた。

公判未提出記録等取寄要請書（以下「証拠開示要請書」という。）及び公判未提出記録等開示申入書は，証拠の全面開示を求めたものであるが，詳細は，本節４項に譲る。

（２）第２回進行協議

２００２年７月２９日，新しい合議体のもとで，ようやく第２回進行協議が開催された。再審にかける弁護人の思いをまとめた書面を用意し，柴田事務局長が代表して意見を陳述したあと，弁護人は，①早期の進行（検察官意見書の早期提出），②証拠開示，③請求人らの出席・立会を求めた。

弁護人は，この日，下記（３）の再審請求理由補充書（１）と証拠開示要請書（その２）（本節４項参照）を提出した。

なお，協議後の８月２６日，弁護人は裁判所に対し，①検察官意見書の提出期限の繰り上げ，②証拠開示，③進行協議期日の記録作成をあらためて同日付要請書により要請した。

（３）再審請求理由補充書（１）

再審請求理由補充書（１）は１６８頁に及び，請求書を以下の２点で補充するものである。

ア　第１点は，新たに提出した木村第２次意見書（新証拠１４）に基づいて，殺害行為の方法と順序に関する自白と死体の客観的所見との不一致について詳しく論じたものである。

イ　第２点は，確定審終了以降の学者・実務家の研究成果及び第２次再審であらたに提出された新証拠に基づき，自白の任意性・信用性に重大な疑いが生じていることを論じたものである。

第１に，別件逮捕・勾留，長期間・長時間の取調べ及び逆送（再移監）の実態をふまえたうえで，取調べと自白の経過に関する請求人らと取調官の供述を比較検討し，本件自白には任意性を認めがたいことを論じた。

第２に，渡部保夫教授，守屋克彦判事，木谷明判事ら学者・実務家が確立してきた以下の虚偽自白の注意則に照らして自白の詳細な分析を行い，本件での二人の自白が典型的な虚偽自白の特徴を備えていることを明らかにした。

①　供述の変遷が甚だしく，かつ，そのことに合理的な説明がない
②　請求人間での供述の食い違いが甚だしい
③　客観的状況との不一致が顕著である
④　自白（供述状況）がアンバランスである（重要な部分で欠落があり，空疎である一方，不自然に詳細な部分がある）
⑤　自白内容が不自然・不合理である
⑥　秘密の暴露がない

とくに供述の変遷が自白の犯行経過の全過程に及び，変遷する事項がおびただしく，しかも，基本部分について自白した後に変遷する，改悛の状を示した後に変遷する，詳細な自白をしながら変遷する，捜査状況に左右されて変遷する，二人の間で連鎖的・同時的に変遷するという特徴をもち，さらに，その変遷に合理的な理由も認められないことを徹底して明らかにした。

ウ　こうした主張は，W証言に対する弾劾とともに，旧証拠の甚だしい脆弱性を明らかにするうえで，大きな役割を果たしたものと思われ，後に再審請求審の諸決定や再審無罪判決で詳しく検討され，指摘されることになる。

４　序盤戦の証拠開示

（１）はじめに

「開示証拠のリスト」（巻末表１）に記載したとおり，第１次再審請求審の１，２審を通じて，重要な目撃証人であるW，Ｉ，Ｋ及びＯＴの初期供述が開示された。Ｉ，Ｋ及びＯＴの初期供述は同人らの２号書面を，Wの初期供述は同人の公判証言を弾劾するものであったが，裁判所は「明白性」を認めなかった。

しかし，弁護団は，第１次再審請求審の経験から，目撃供述の弾劾にはとりわけ初期供述を開示させることが有効であることを認識し，第２次再審請求においては，徹底的に証拠開示を要求していくことにした。

（２）全面的開示要請

本節３項に記したとおり，２００２年４月１０日，弁護団は，公判未提出記録等の取寄要請書を水戸地裁土浦支部に，公判未提出記録等の開示申入書を水戸地検（本庁）に持参して提出した。いずれも，①過去の再審冤罪事件において証拠開示が果たした重要な役割に鑑み，証拠開示は無辜の救済に必要不可欠であること，②国際人権自由権規約等に明らかなように証拠開示は世界の流れであること，③証拠開示は適正手続や知る権利に基づく刑事被告人の権利であること，④過去の再審事例に照らしても，再審請求人にはとりわけ証拠開示が重視されるべきであること，⑤証拠開示消極論（証拠隠滅のおそれ，第三者の名誉･プライバシーの侵害のおそれ)はいずれも理由がないことを詳細に論じ，公判未提出記録等の全面的開示を求めるものである。

弁護団はさらに,同年６月２０日付の領置物開示申入書を検察庁に提出した。これは検証調書に記載されている領置物５２点の開示を求めるものである。

（３）第２回進行協議における議論

２００２年７月２９日に第２回進行協議が土浦支部で開催され，その日にあわせて，証拠開示要請書（その２）を提出した。これは存在が推測される４３項目の未提出記録について，それらが存在すると考えられる根拠と開示の必要性を詳細に論じた１１頁に及ぶ一覧表を添付して，その開示を求めるものである。佐藤米弁護士の労作であるこの証拠開示要請書を基本として，その後の証拠開示が大きく進展していくことになるのである。

検察官は，全面的証拠開示は目録も含めて認められない，新証拠との関連を明らかにすべきであると回答し，証拠開示要請書（その２）については８月末までに書面で回答することを約した。

（４）検察官の回答

「８月末」の予定が遅れて，検察官の回答は１０月４日になった。全面的開示請求について，検察官は，「再審請求の理由として主張されている事実との関連性を問うことなく，公判未提出記録等の全部を無原則・無差別に弁護人に

開示することは許されず，ましてこのような包括的開示請求に応ずべき義務を認めることはできない。」とあらためて主張した。そして，検察官は，訴訟指揮権にもとづく証拠開示命令を認めた最決昭和４４年４月２５日（刑集２３巻４号２４８頁）を包括的な証拠開示義務を否定した判例として引用している。

個別的開示請求について，検察官は，「本件再審請求の理由（新規明白な証拠）として主張されている事実との関連性があると認められ，再審請求審が当該請求の理由の有無を判断するのに必要な限度において，個別に証拠の開示に応ずることとする。」と回答した。そして，弁護団が証拠開示要請書（その２）において指摘した４３項目について，個別に「開示する」，「存在するが関連性がないので開示しない」，「不見当」のいずれかで回答した。

他の再審事件では，当初は，証拠開示請求をしても開示義務がないとして無視される場合もあったようである。それに比べると，「新証拠との関連性」という縛りはあるが，布川事件の第２次再審においては，当初から開示のルートが開かれていたことになる。これは，第１次再審請求審において，既に開示の実績があったからかも知れないが，詳しくは，稿をあらためて述べる（第６部第３章第２節ほか）。

これを受けて，弁護団と検察官の間で意見の応酬があった。その概要は，開示要請と検察官の対応（巻末表２）に記載したとおりである。弁護団は，２００２年１１月８日付意見書を提出し，全面的開示要請の必要性を再度論じるとともに，「関連性がない」とされた証拠について，関連性があることをより具体的に論じている。

（５）自白テープと上申書の開示

１０月４日の検察官の回答とともに開示されたのは，自白直後の櫻井１０月１７日の録音テープ（以下「櫻井１０．１７録音テープ」又は「１０．１７テープ」という。）と二人の上申書だけであった。いずれも，当時の自白調書にほぼ対応する内容で，逮捕間もない時期の不利益供述であり，これを提出した検察官は余裕の表情であるように見えた。

しかし，櫻井を取り調べた早瀬と深澤は，確定審でこのテープの存在を否定する証言をしていたから，このテープの開示により捜査官両名の偽証が明らかとなった。さらに，テープを聞いても「プツーン」という中断が４箇所見つかり，５０分程度の中断も判明した。自白の任意性を補強するはずの証拠が，ここからそれを根本から揺るがす証拠へと転化していくことになる。

５　検察官意見書と弁護人反論書

（１）検察官意見書

申立から１年を経過した２００２年１２月２７日，検察官からようやく再審請求書及び再審請求理由補充書（１）に対する答弁と反論を記した意見書が提出された。

検察官は，この意見書で，弁護人が再審請求書及び再審請求理由補充書（１）で援用した新証拠について，個別的に新規性，明白性のないことを順に論じている。主な新証拠についての批判について，以下に要約する。

ア　荒居実験報告書（新証拠１～３）については，指紋採取の可否は様々な条件の組み合わせによるし，再現実験で同一条件を再現することは不可能であり，自白通りの物色をしたら必ず指紋が出るとまではいえないから，証拠価値は極めて低いとし，菅屋実験報告書についても，発汗の条件について同様の批判を展開して，証拠価値は極めて低いとし，ともに明白性を欠くと主張した。

イ　櫻井獄中日記（新証拠５～８）については，①確定審でその利用が十分可能であったこと，②アリバイ主張も含め，確定審にあらわれた供述と内容，趣旨が同一であることから新規性に欠け，さらに，確定審で自白や目撃証言によりアリバイ主張は排斥されており，獄中日記を加えてもこれを動揺させることはないから，明白性もないと断じた。

ウ　新井実験報告書（新証拠９）については，ガラス，障子の材質，蹴り方等で条件を忠実に再現したものといえないこと，直井・河合鑑定書（新証拠１０）についても，実験に使用した木材の性質などの点で忠実に犯行現場を再現したものとは言い難いことから，いずれも，証拠価値に乏しく，明白性に欠けるとした。

エ　厳島第１鑑定書（新証拠１１）については，前提である再現実験は，識別者の視力，注意力，運転の習熟度，被識別者との関係（既知性），照度などで犯行時と同一条件下の実験とはいえず，証拠価値に乏しく，確定審の実験やW証言の信用性を弾劾し得ず，明白性に欠けるとする。

オ　杉山のアリバイの根拠とする気象データ（新証拠１２）は，確定審で取調済みのデータと内容が同じで新規性が認められない，あるいは，観測場所が異なることを理由に明白性がないとした。

カ　木村第２次意見書（新証拠１４）については，①扼頸でも扼痕が出ない場合もあり，扼頸の態様により，あるいは死後の腐敗のために扼痕が確認できないこともあること，②布様物が口腔内に挿入される場合には，その内外に損傷が必ず形成されるわけではないこと，挿入の態様により，あるいは死後の腐敗のために損傷が確認できないこともあるから，挿入後に扼したことを否定するだけの死体所見はないこと、したがって，法医学的に合理性を有するとは言い難いから，明白性がないとした。

以上のように，白鳥・財田川決定の総合評価に背を向けるようなその個別的な論述方法自体が，この意見書の最大の特徴といえる。

（２）弁護人反論書

弁護団は，２００３年３月３１日に「反論書」を提出した。

検察官が「新規性」「明白性」の要件で不当な絞りをかけ，証拠の実質的な評価に入らせまいとするのに対し，不当な絞りは許されず，すべての新証拠と旧証拠を総合評価すべきことを論じた。

ア　獄中日記について問題とされた「新規性」については，「あらたに発見した証拠」とは，「実質的な証拠価値の判断を経ていない証拠」とするのが確立した判例であり，検察官の主張はこれに反するものであることを指摘した。そして，獄中日記は，櫻井の日々の思いを率直に綴った私的な日記であり，それが

証拠として提出されることもなく長い歳月を経て発見されたことが新規性を強め，その内容が無実を明らかにしていることを論じた。

イ　さらに，「明白性」については，新証拠を個別的に論じ，明白性がないとする検察官の論述は，新旧証拠の総合評価を求めた白鳥決定・財田川決定に反することを指摘した。そもそも事実認定は一般に多数の証拠による総合認定であり，さらに，本件では確定判決の証拠構造が著しく脆弱で，旧証拠の再評価もしないで新証拠について孤立的評価がされるときは，本件の証拠評価を決定的に誤らせることを論じ，また，そうであるが故に，検察官は，旧証拠に対する評価についてまともな反論もしないでいることを指摘した。

ウ　また，検察官が，「疑わしいときは被告人の利益に」の原則は再審請求にも適用されるとする白鳥・財田川両決定の判断を無視していることを，以下の２つの点で指摘した。

（ア）第１は，殺害自白の論点について，弁護人らが主張する無罪を示す間接事実（扼痕の不存在，絞痕の存在）については「断定できない」として攻撃する一方，確定審の認定事実（扼頸の存在等）については「可能性がある」とし，ときには前提を恣意的に変更（腕による扼頸，開口状態での挿入）して擁護するという論法である。

（イ）第２は，新証拠のうち科学的実験結果に基づき確定判決の有罪認定を弾劾するもの（指紋，ガラス戸，目撃証言）について，犯行時と実験時の条件の違いを言い立てて，その証明力や証拠価値の減殺を図ろうとする手法である。これに対しては，科学者は，それまでの学問・科学の成果とその蓄積に基づき，条件の違いを前提にその条件の重要性に応じて設定条件をコントロールしており，本件の条件に照らしても信頼できるものであること，検察官の論法では，捜査のために行われる多くの実験も否定せざるを得ないことを指摘して反論し，さらに，本件で設定された条件は，指紋については，季節，地域，対象物件，採取までの経過時間，印象行為の継続時間，採取作業，年齢等で，ガラス戸については，ガラスの強度，ガラスの大きさ，建具の材料，ガラスの固定具合，蹴り方，木材の材質，建具の寸法，荷重方法等で，W証言については，明るさ，ライトの照射状況，目撃者の視力，被目撃者の既知性，被目撃者との位置関係，運転手のバイクの利用度で，本件犯行現場と比して同等かむしろ有罪立証に有利な条件設定がされていたことを指摘した。このうちW証言についての批判に対しては，下記エのとおり，厳島鑑定補充書を提出した。

エ　厳島鑑定補充書（新証拠２７）

厳島教授による実験に対する検察官意見書の「条件違い」の批判があたらないことを明らかにするもので，補充した内容の骨子は，以下のとおりである。

（ア）明るさについて

Wが通行したときの照度は検証時よりも暗かったと考えられること，そのうえ，確定２審の検証時の照度０．１５ルクスより，実験時の照度が明るく識別し易い条件であったことを指摘している。

（イ）視力

照度が２００ルクスのもとで，５m離れたところから７．５㎜の輪（太さは１．５㎜）の１．５㎜の幅の切れ目を見分けられる視力が０．１であり，０．５の視力であっても，５m離れたところから３㎜の対象を弁別できるのであるから，顔の形，髪型など識別に必要な情報は十分に知覚可能である。念のために，７４名の被験者のうち，視力が１．０以上の被験者をピックアップし，識別成績に違いが生じるかを調べたが，有意的な差はなかった。

（ウ）既知性

本実験の被験者は，実験前に顔写真を見せられたにすぎないので，請求人両名と以前から既知の間柄にあったW証人の識別可能性は同じとはいえないとの批判に対し，被験者が最初に見た８枚の写真を記憶しているか否かのテストを行い，９５．３％が正しく再認されていることが確認されているとして，既知性が維持されていたことを指摘した（第５章第３節７の厳島・原鑑定書を参照）。

オ　以上の反論書と新証拠の提出により，検察官の新証拠の新規性，明白性に対する批判は根拠がなく，これらの新証拠による合理的な疑いは否定しがたいものであることを明らかにしていった。

検察官意見書頒布問題

この弁護人反論書提出目前の２００３年３月２０日付けで，検察官から小髙，柴田両主任弁護人に対して申入書が届いた。申入書は，弁護人らが検察官意見書を「櫻井昌司さん，杉山卓男さんを守る会と称する団体」に交付し，同会がこれを市販したことに抗議し，弁護人の責任において販売の中止，配布した意見書の回収をすること，今後訴訟に関する書類を交付・公開しないことを申し入れ，対応いかんによっては所属弁護士会に懲戒処分を申し立てることも辞さないとして弁護人を威嚇するものであった。

弁護団は，同年５月２１日，両主任弁護人名で，（１）国民の知る権利と裁判公開原則から，訴訟書類は原則公開であるべきこと，（２）さらに国民のアクセス権と訴訟関係人の情報提供の権利，さらには誤判防止の観点などからすると，検察官の主張を速やかに公表し，国民の監視，批判に晒すことこそ望ましいことを主張して，申入書に反駁した。

以来今日に至るまで，検察官からはこの反論に対し，何らの応答もない。

２００５年１１月に開示証拠の目的外使用禁止を定めた刑訴法２８１条の４とその罰則規定である刑訴法２８１条の５が導入されたが，この検察官意見書頒布についての懲戒攻撃は，国民を司法から遠ざけようとする点で軌を一にするものであり，その攻撃を斥けた意義は大きい。

６　第３回進行協議と補充書（２）

（１）４月２５日裁判官面会

この年の４月，左右陪席の裁判官が交代したので（富岡貴美，行方美和の両裁判官），面会を申し入れた結果，４月２５日，新合議体との面会が実現した。

小髙，柴田，中田，山本，松江，阿部，秋元の７名が出席し，早期に進行協議を開催することを，要請書を提出して強く要請した。裁判所は，構成が変わって間もないので今少し時間が必要との対応であった。裁判官の交代があったとはいえ，手続は遅々として進まない。３年計画は机上の空論と化してしまったかのようであった。

（２）新証拠と書面の提出

新しい合議体のもとで，第３回進行協議が７月１５日に開催されることが決まった。手続の進行をはかるために，これに先立つ７月８日，弁護人は，以下の書面と新証拠を提出した。

①　審理に関する要請書では，早期の事実調べ（尋問）の実施，月１回の尋問実施，尋問を公開の法廷で行うことを要請した。

②　新証拠，新証拠提出書・説明書

厳島鑑定補充書（新証拠２７）に続き，バイク関係（新証拠２８～３２），追加の気象データ（新証拠３３，３４），獄中日記製造時期調査結果（新証拠３５～４７），齋藤鑑定書（新証拠４８）を新たに提出した。

③　証拠開示要請書（その３）を提出したが，これについては第２節３で述べる。

（３）第３回進行協議

７月１５日の進行協議当日，弁護団からは，山本事務局長代行が審理に関する要請書に基づき事実調べの実施を求め，佐藤米生弁護人が証拠開示要請書（３）に基づき，開示を求めた。

また，この日弁護団は，後記（４）のとおり，獄中日記に関する再審請求理由補充書（２）を提出した。

事実調べ請求書求意見（２００３年５月２８日）に対し，検察官は，２００３年６月２０日付けで取調べの必要がないとの意見を提出していたが，この協議の最後に，裁判所は，木村康証人の採用を決定した。審理は急展開を見せた。

（４）再審請求理由補充書（２）

再審請求の申立時に，弁護団は，櫻井獄中日記のうち初期の４冊（２冊目から５冊目）を新証拠５～８として提出し，これらが二人の無罪を証する新規明白な証拠であると主張したが，第３章第６節６のとおり，その後，それ以降の１２冊の日記の分析・検討を進め，その結果を，第３回進行協議期日の２００３年７月１５日，再審請求理由補充書（２）とともに新証拠１５～２６として提出した。補充書（２）の概要は次のとおりである。

ア　獄中日記の特徴と基本的性格

獄中日記が獄中で日々作成されたものであること，裁判のために書かれたものではなく，日々の出来事や心情についてありのままに綴ったものであること，

したがって，真実性に富むものであることを述べた。

イ　自白の任意性がないこと

櫻井の自白調書がどのようにして作成されたのか，日記の中に櫻井が記した生の言葉を拾い出して分析した。早瀬の数々の偽計的取調べ，これにより犯行を認めるた経過，自白をしてしまった時の思い，それに対する悔悟，拘置支所から警察に逆送され再び自白を迫られた経過，極刑の可能性があると脅された状況，再度の自白に追い込まれた時の心境などについて，櫻井の率直な記述を拾い出し，自白に任意性がないことを論証した。

ウ　犯人ではないことが現れた記述

次に，櫻井らが犯人ではありえないことを日記が明らかにしていることを述べた。日記は様々なことが綴られているが，櫻井が何の意図もなくただありのままの心情を述べるうちに，その人が犯人でないことが滲みでてきている言葉が随所にみられる。真犯人に呼び掛ける言葉の中に，被害者に問いかける言葉の中に,そして,真実を述べることと偽りを述べることとの間で苦悩する言葉，自分の境遇について考えることに疲れてしまったことを嘆く言葉，杉山を思いやる言葉，あるいは自ら犯した窃盗については率直に償いの気持ちを述べる言葉の中に，櫻井が強盗殺人の犯人ではありえないことが表れ出ていることを指摘した。

強盗殺人の犯人として扱われることを受け入れることができない心も日記の随所に表れている。獄中で真実の重みを受け止めていく経過とその間の心の動きを伝える言葉，真実をゆがめて捜査を進めた捜査官とこれに追随するマスコミ報道への怒りの言葉，冤罪を雪いでくれる存在としての裁判への熱い期待の言葉，その一方での当初の弁護人に対する率直な不満の言葉，証人尋問に見られる証人の偽証や勘違いに対する無念の言葉，証言を怒り時にもどかしく感ずる言葉等々である。

さらに日記の中で櫻井が吐露する内容は，歳月の経過とともに変化しあるいは発展し，深化する様が見られる。真実と向き合う中で，一人の人間として成長していく軌跡をそこに見ることができる。それらは，小手先の創作とは全く異なる全人格をかけた言葉であり，犯人が自分の犯行ではないことを作出するために虚偽の内容を書き続けていたものではないことを論じた。

エ　暗号の使用

さらに，暗号を用いて無実を叫んでいる意味を指摘した。犯人でないからこそ，無実を訴えていることを捜査官に悟られ，再び追及されることのないよう暗号を使用しているのであり，それはまさに犯人でない証左であること，当時暗号を用いなければ本心を語りえない圧力のもとに置かれていたこと，そのような状況下での自白は任意性を認めがたいことを論じた。

オ　新規性と明白性

検察官は,櫻井が獄中日記に記していることは確定審の言い分と同じであり，新規性がないと主張した。これに対し弁護人は，これは主張ではなく日記であり，その性質上，櫻井の思い，経験したこと等がそのまま記されているもので

あること,他人に読んでもらうことを意図しないで長い年月にわたり書き続け,裁判にも提出されないで来たこと，今日ようやく発見され，証拠として提出されたことに独自の貴重な価値があり，新規性は十分であることを述べた。

そのうえで，獄中日記はその記載の一つ一つが，そしてそれらが一体となって，櫻井の無実を雄弁に物語っていること，その無実の人が強いられた自白には，任意性も信用性も認められず，二人の自白は崩壊するしかないことを指摘した。

第２節　中盤戦

１　局面を変えた６か月

２００３年７月の第３回進行協議における決定をうけて，同年９月，待ちに待った事実調べが始まった。木村康証人に続き，以後，河合直人証人，そして三澤章吾証人が順次採用され，以下のとおり，２００４年３月まで事実調べが続いた。

今から振り返ると，櫻井１０．１７録音テープの開示で開き始めた重い再審の扉を，さらに大きく押し広げて局面を変えたのがこの半年であったことは，ほぼ異論のないところと思う。人によって力点の置き方は微妙に違うが，局面を大きく変えた流れとして以下の３つを挙げることが出来る。

第１は，木村，河合，三澤の３人の証人尋問をほぼ完全に成功させたことである。そのことは弁護人の主張全体に対する裁判所の信頼を高めたと思われるし，何よりも，自白と客観的事実との不一致について，かなり切り込むことが出来た。指紋の追加証拠もこれに連なるものとして加えることができる。

第２は，この証人尋問をきっかけに，物的証拠の開示で大きな進展が得られたことである。パンツと死体検案書は，殺害自白と客観的事実との不一致をさらに明瞭なものとしたし，毛髪鑑定書は，櫻井と杉山の現場不存在を明らかにしたほか，検察官の証拠隠しを強く印象づけた。

第３は，５人の目撃証人のうち３人（A，E，T）とアリバイ関係者（F）の供述調書等が開示され，確定審及び第１次再審の証拠とあわせ，これらの証人らの供述が,自白と同じように,捜査の都合によってことごとく変遷させられていること，すなわち事件は供述を歪曲して作り上げられたことが明らかになったことである。

２　自白を崩す

しかし，自白を崩し，局面を変えた６か月は，冒頭から困難に直面した。

（１）木村康証人尋問

ア　緊急事態

２００３年７月，水戸地裁土浦支部は，１年半に及ぶ検討期間を経て，木村教授の証人尋問を９月２４日に行うことを決定した。いよいよ山川弁護士の出番だと誰もが思った矢先の８月１９日，山川弁護士から山本弁護士（当時事務局長代行）に「検査入院をした」との連絡が入った。その後しばらくして，「医師から許可をもらい，主尋問はできることになった」との連絡があり，以後，山川弁護士は，病室にパソコンを持ち込み，尋問事項案を精力的に作成していた。病室，山川事務所，山本事務所，尋問事項対策チームというルートで，山

川弁護士の案とチームの意見がその都度交換され，修正のための議論が重ねられた。その検討結果を踏まえ，９月５日と９月２０日には，木村教授に千葉県弁護士会館にお越し願い，尋問の打合せを行った。

イ　尋問の焦点

その打ち合わせを通じて，弁護団が詰めたのは以下の点である。

第１は，「自白にあるような扼頸」が存在した可能性は低いことを立証することである。自白の扼頸は単に両手で首を締めたというだけの扼頸ではない。死体のあった場所の８畳間の床は東側に向かって４６㎝落ち込み（写真２），被害者の身体は足が高く頭が低い状態で横たわっていたから，「両手の掌を首のところに当てて体をのし掛かるようにして首を押さえつけた」のであれば，手の握力のみならず体重による相当の圧力が頸部にかかったはずである。したがって，皮下出血や筋肉内出血の可能性が高いと思われ，しかも被害者は高齢で骨が弱くなっている上に，被害者の体が傾斜している分だけ体重をかけられたときに上頸部の舌骨，甲状軟骨に圧力がかかりやすくなるため，骨折の可能性が高いことを明らかにする。そのうえで，それにもかかわらず，頸部諸軟骨の骨折や，手を当てた部分に皮下出血や筋肉内出血などの扼頸の所見が何一つないことは不合理であり，その点を立証することにした。

第２は，絞頸があったと考えることがもっとも合理的であることを立証することである。死体は以上のように床落ち部分に左下にして横たわっており，その左頸部（下側）に３本の表皮剥脱，前頸部に１本の表皮剥脱があり，さらに，右頸部の胸鎖乳突筋下に出血があり，この頸部の周囲にパンツが置かれていた（第３章第５節参照）。このうち頸部の水平方向に走る４本の表皮剥脱は，横方向に帯条のものが作用した索条痕である可能性が高く，秦鑑定書が示唆するように「絞頸を思考させる」ものである。こうした表皮剥脱を形成するには相当強い擦過が必要だが，自白のいう「首を絞めようとしたらまわらない」という程度ではそのような擦過の契機とはなりえない。そして木村教授は，犯人が被害者の右頸部にパンツの片端をもって支点とし，左頸部（死体の下側）をくぐらせたパンツのもう片方の端を上に引き上げる形で絞頸を行えば，上記の４本の表皮剥脱の存在と右胸鎖乳突筋下出血の存在，そして死体が左を下に横たわっているというすべての状況を矛盾なく説明できるとしていた。これらの点を通じて，絞頸があったと考えることがもっとも合理的であることを明らかにすることにした。

第３は，そもそも，抵抗力ある成人男性の口に異物を挿入すること自体困難であり，抵抗している被害者の口に異物を挿入すれば，口の内外に損傷を生ずるはずであるのに，これがないことからすると，頸部圧迫により死亡したか，抵抗力を失った後に，パンツが詰められたと考えるのが合理的であることを立証することである。

ウ　そんなんじゃないんですよ

病床と弁護団を繋ぐ上記のような変則的な方法で尋問事項の修正のための議論が重ねられた時期，山川弁護士は病状について多くを語ろうとしなかった。

実はこの間に山川弁護士は，他の仕事はすべてキャンセルし，病床で木村証人の尋問準備に没頭していたのである。修正意見に基づいて山川弁護士は推敲に推敲を重ね，８月２６日から９月２３日までの間に作成された尋問事項案は，実に１１版に及んだ。

９月５日の木村教授との打合せには，山川弁護士は妻清子さんが運転する車で，入院先の東京世田谷の病院から千葉県弁護士会の打合せ会場までやってきた。その打合せのあとの食事会で山川弁護士が口にできたのは，小髙団長（当時）が特別に手配してくれたお粥だけ。普通食を受け付けない体で，何時間もの長道中に耐えて，駆けつけてくれたわけである。

しかし，９月２０日の木村教授との第２回の打合せには，もう山川弁護士の出席は得られなかった。容易ならぬ事態であることが推察された。このため，弁護団の中では，同弁護士の体調をおもんばかり，尋問担当者を交代したほうが良いのではないか，という意見が強くなっていたが，同弁護士は「誰がそんなことを言うんだ。俺がやると言っているじゃないか。」と小髙団長に強く反発したという。弁護団の多数意見をふまえて，今は亡き清水誠さんが同弁護士の説得という難しい役を買って出て，同弁護士の病室を訪ね，「山川さん，しばらく休んで，また大事な時に復帰してください」と話したが，同弁護士は清水さんに，「そんなんじゃないんですよ」と答えたという。同弁護士には「大事な時」はもう二度と来ないことがわかっていたのだ。

９月２０日の打合せの結果に基づき，翌２１日に山本弁護士が尋問前の最後の打ち合わせのため入院先の病院を訪ねると，そこにはすでに早朝５時からの作業で改訂された尋問事項書の最終版が用意されていた。山川弁護士は，木村証人の尋問成功のため，そして二人の雪冤のために，残された全ての力を注ぎ込んでくれていたのである。にもかかわらず，山川弁護士は山本弁護士に対し，２４日の尋問を二人で分担することを提案してきた。そこに至るまでにどれだけの葛藤があり，いかほどの無念があったことか。でもそうせざるをえないほど，病魔は山川弁護士の身体を急速に蝕んでいたのである。

エ　生涯最後の尋問

２００３年９月２４日，木村教授の主尋問の日。妻・清子さんの運転する車で山川弁護士は土浦支部にやってきた。山本弁護士の担当分が終わり，いよいよ山川弁護士が土浦支部の第１号法廷で，その生涯で最後の尋問に立った。すっと背を伸ばし，激痛を微塵も表情に出すこともなく，一語一語に力を込めた尋問は見事であった。木村教授も，上記の検討結果に基づいて，しっかりと証言して下さった。大役を終えて山川弁護士は，「あとは頼む」の言葉を残して病院に戻っていったが，その夜小髙団長に電話をしてきたときには，「今日はうまくいった」の一言を告げるだけで精一杯の様子であり，「ありがとう，お大事に」といって受話器を置いた小髙団長は，胸が締め付けられる思いがしたという。

この山川弁護士の研究と尋問の成果を何としても守らなければと，尋問のバックアップチームの面々は，木村教授の反対尋問に向けて必死の取り組みをし

た。１０月２１日の２回目の尋問。木村教授は，検察官の反対尋問にもいささかも動揺するところはなかった。それどころか，検察官が，同教授は偏った立場にあると印象づけようとの目論見で尋問をしたときには，医学者としての的確な応答に，検察官が立ち往生する場面すらあったことを付言しておきたい。その晩，この尋問にかかわった山本弁護士と秋元弁護士が，こうして反対尋問が無事終了したことをそれぞれ思いを込めて連絡したのだが，それから２日後，山川弁護士は，還らぬ人となった。

自らの最期が近いことを知りながら，残されたすべてのエネルギーを二人の雪冤のために注ぎ込んでくれた山川弁護士の献身が，開かずの扉といわれた再審の扉を開く大きな力となったのである。

（２）河合直人証人尋問

裁判所は，木村尋問第２回目の２００３年１０月２１日，木村証人に続き，河合直人証人の尋問を決定し，第２次再審はさらに進行の度合いを早めた。

河合証人の尋問は，２００３年１２月１６日に弁護側の主尋問，２００４年１月２７日に検察側の反対尋問が行われた。河合氏は，鑑定書の作成時は東京理科大学の助手であったが，尋問の当時は，国土交通省国土政策総合研究所に勤務し，木造建築の建築基準の策定等にも関与しているとのことであった。公務員という立場から証言することに問題はないかと気になるところであったが，実際はその心配は無用であった。

ア　河合証人の主尋問

河合氏の主尋問では，新井英明教授の実験に立ち会った経過，東京理科大学の直井英雄教授とともに鑑定のための実験をした経緯，実験結果から得られた見解等について証言していただいた。鑑定依頼の経過としては日弁連から人間工学を専攻する直井教授にまず要請をし，当時隣の研究室（木造建築）に所属していた河合氏が一緒に担当することになったもので，木材の破損の仕方という点では，むしろ河合氏の方が専門であった。

（ア）新井実験報告書について

証言では，まず河合氏が新井教授の実験に立ち会った経過を証言していただいた。新井教授の証人尋問は実施されないので，新井実験報告書が信用性の高いものであることを河合氏に証言してもらう趣旨である。

①ガラス戸に衝撃を加える実験では，人が蹴る方法でも，また，砂袋をぶつける方法でも，ガラスが割れることはなかったこと，②ガラス戸に静的な加力をして面外に変形をさせる実験では，変形量が３０cm 程度になったところでガラスが割れたこと，さらに，③面外変形させたときには木枠の部分にも損傷がみられたことを証言された。そして，新井報告書の考察の結果は河合氏の実験結果とも一致しており，十分信頼に足るデータであることを証言していただいた。

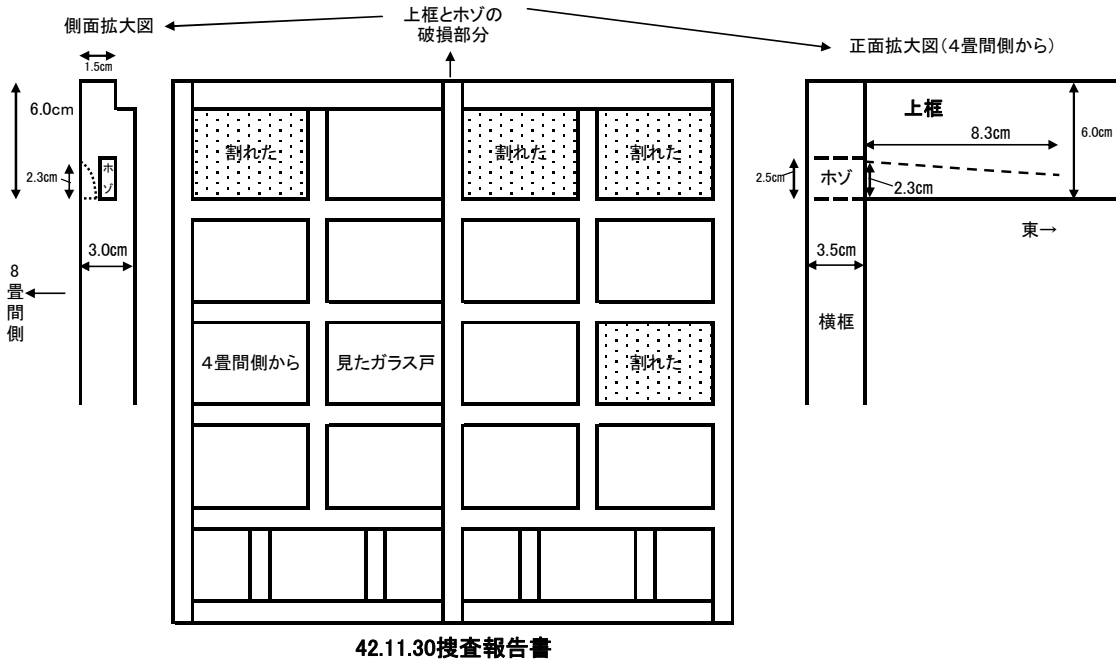

■図２　【ガラス戸・ホゾ折れ等】１１．３０捜査報告書から模写

（イ）直井・河合実験

そのうえで，河合氏自身が直井教授とともに行った実験について証言された。

仕口加力実験では，仕口にさまざまな方向からの力をかけたときにどのような破損が生じたかをひとつひとつ証言し，そのうえで，実験結果の考察として，ホゾの断裂が生じる加力のしかたとしては３つの場合があったこと，いずれにせよホゾが断裂するには相当に大きな変形量が必要であること，本件の現場の割れ方と同じではないが，ホゾの断裂に合せて上框の側面に割れが生じる場合もあったことを述べた。

もうひとつの実験である建具加力実験については，仕口加力実験を受けて，実際の建具に力を加えたときにどのような破損が生じるかを調べる目的で行われたことを述べ，これも様々に条件を変えた加力形態ごとにその結果を説明された。そのうえで，３０cm 以上の大きな変形があったときに破損を生じたこと，そのような大変形があってもホゾの断裂はみられなかったことを証言された。

そして，本件との関係でいえば，自白のように人が蹴るという方法では３０cm 以上の大変形を生じることはないこと，したがって人が蹴るという方法でホゾの断裂が生じることはないことを述べた。

鑑定事項としてはこれで十分であったが，さらに本件の現場のような損傷がどのような場合に生じうるかについて，建具がはずれかかった状態で解放された横框の下部を押し続ける場合，及び横框の破壊が抑えられた状態で仕口の近くにせん断力が加わった場合にはこのような破損が生じうる，という

考察結果を説明された。

また，現場のような上框の三角形の割裂破壊については，ホゾが破断する前に上框が曲がるような力が加わった場合，それから，横框が回転しながらホゾが折れていく過程で横框が上框の角をこすってめくるような形になった場合が考えられる，という考察を述べた。

以上が実験結果についての証言であり，実験の目的・方法・結果，そしてそこからの考察結果を正確かつ簡潔にわかりやすく証言していただいた。

（ウ）検察官の意見について

次に，検察官の意見書で，実験の条件が現場と異なるので実験の信用性が低い，などと述べている点についても証言していただいた。そのポイントは以下のようなものである。

・事件現場の建具は針葉樹であると思われ，実験に使った木材も針葉樹としてよく建具に使われる米杉を使った。
・木材の含水率が高いほど木材の強度は弱くなるが，含水率の違いは，「大きな変形を生じないと破壊が起きない」という実験結果には影響を及ぼさない。
・建具が古いから弱い，ということはなく，木材はシロアリ等による生物劣化がない限り古くても木材の強度はほとんど変わらない。また，検察官のいう風化というのは屋外で起こるものであり，本件現場の建具には生物劣化も風化も考えられない。
・建具加力実験はガラスを入れない状態で行っているが，ガラスの有無は実験結果に影響を及ぼすことはない。変形があると破壊する，という結果とガラスの有無は関係ないからである。
・検察官の意見書で，事件のときはガラス戸本体に力が加わっているのに仕口加力実験は仕口だけを取り出して加力しているので再現実験になっていない，という批判があるが，仕口加力実験は仕口だけを取り出して加力することで建具に対してどんな力が加わったらどんな破壊が起きるかを類推する材料にすることが目的であるから，批判は当たらない。
・検察官は，仕口加力実験や建具加力実験の加力形態は足で蹴るという形態の荷重と異なる，という批判をしているが，一連の実験を総合して考えれば，問題はない。

このように，意見書で指摘されているような条件の違いがあるとしても，「人が建具の下部を蹴ったら現場のような破壊が生じるか」という鑑定事項に対する結論には影響しない，ということを明快に証言された。

谷萩，原，内藤の三人の弁護人が担当して行った主尋問は，河合氏の科学者としての正確さ，冷静さ，誠実さ，そしてその鑑定結果の合理性を着実に引き出すものであった。

イ　河合証人の反対尋問

検察官の反対尋問では，実験の際の条件が現場のものと違うのではないか，という角度からの質問が多かった。同じ実験で結果にばらつきがあるのはどうしてか，面外変形でガラスが割れた場合，現場のように割れたガラスが桟に残

らずに全て落ちることはあるのか，といった質問もあった。

河合氏は，こうした検察官の質問に対して誠実にかつ正確に答えていった。わからないことはわからないと答え，無理な推論を交えるようなことをせず，また，実験によって結果にばらつきがあるのは，特に木材の場合，材料によってばらつきがあるからであると証言された。

現場の木材は古いものなので，実験の材料より弱いのではないか，という質問に対しては，生物劣化がない限り，通常の使い方をしていればほとんど強さに変化はないと明快に証言された。

また，現場が床落ちしていることから，建具も劣化していたのではないかとの質問に対しても，床下は湿気がたまって腐朽するが床上は乾燥しているのでの建具の生物劣化はまず起こらない，と証言された。

全体として，反対尋問によってむしろ河合証人の誠実さ，信用性の高さが一層印象付けられたと言ってよいと思われる。

ウ　ガラス戸偽装工作自白に関する意見書

弁護団は河合証言をふまえて，２００４年6月２８日付けで「ガラス戸の破損に関する意見書」を提出した。

意見書では，はじめに，「再び，ガラス戸は何を語るか」として，ガラス戸に関する自白は信用できないことが河合証言によって十分に裏付けられたこと，これは，「犯行の過程で起きたはずの重要な出来事に関し，自白では何の説明もされていない」という点で，自白全体の信用性を大きく揺るがす意味を持っていることを強調した。

そのうえで，あらためて旧証拠（客観的状況に関するものと，自白調書）の内容，確定判決の認定の内容，そして新証拠である新井実験報告書・直井河合鑑定書の内容を要約して整理し，新旧証拠を総合評価すれば，①ガラス戸の下部を人が蹴っても，ガラスが割れたりホゾの断裂等が生じたりすることはないこと，②ガラス戸を面外に大きく変形させる力が加わってはじめて現場のような破損が生じることは明白であり，これらの事実により，自白が信用できないこと,そしてこの点に関する確定判決の認定が誤りであることが明らかになる，と主張した。そして，犯人であれば当然説明できるはずのことが説明できないということは，二人がその場にいなかったことを物語っている，と主張した。

さらに，検察官の意見書で「実験は実際の現場と条件が異なるので信用性がない」などと批判している点について，河合尋問をふまえて反論を加えた。

こうして，河合尋問と意見書により，ガラス戸に関する自白の信用性はないことが確実に立証された。

（３）三澤章吾証人尋問

弁護人らが木村第２次意見書などに基づいて行った殺害方法及び殺害行為の手順に関する主張に対し，検察官は，２００２年１１月７日付の三澤章吾東京都監察医務院院長（当時）の意見書（本部で，以下「三澤意見書」という。）を提出していたが，検察官は木村証人に対抗して，２００３年１１月２５日付けで三澤氏の尋問を請求し，裁判所は１２月１日にこれを採用し，主尋問を２

００４年２月１９日，反対尋問を同年３月１１日とそれぞれ指定した。

ア　三澤第２次意見書

三澤第２次意見書の結論は，概要，以下のとおりである。

① 扼頸の存在を積極的に示唆する死体所見は腐敗高度な死体では明らかではないが，仮に扼頸があったとした場合，これを否定するだけの死体所見にも乏しい。

② 布片の口腔内への挿入が時間的に先でその後に頸部が圧迫されたことを否定するだけの死体所見はない。

③ したがって，木村意見書は法医学的に必ずしも合理性を有するとはいえない。

イ　秦病院訪問

２００３年１１月２８日，柴田，佐藤米生，青木の３弁護士は，日立市の秦病院に向かった。秦病院は，本件の司法解剖を担当して鑑定書を作成した秦資宣医師が開設した病院である。秦医師は,残念ながらすでに亡くなっていたが,何か手掛かりになるものがあるに違いないと考えて訪問したのである。ちょうどその日，検察官が三澤証人の尋問を請求したとの情報が入った。

木村第２次意見書は，秦鑑定書に記載された死体所見を基に意見を述べたものであるから，秦医師の所見の取り方が合理的なものであることを前提としている。本節２（１）木村証人尋問で述べたとおり，「自白にあるような扼頸があったにもかかわらず，何ら扼頸の所見がないのは不合理」というためには，「秦医師が扼頸の所見を見落とした可能性だってある」などということになっては困る。そのために，秦医師の経歴等についても，なるべく詳しく知っておきたかった。

また，弁護団では，秦鑑定書に掲載されている写真の数があまりに少ないことに疑問を抱いていた。特に，絞頸があったか否かが問題となり，鑑定書に，頸部に「絞頸を思考させる創傷」との記載があって，その形状まで記載されているにもかかわらず，肝心の「絞頸を思考させる創傷」の写真が添付されていなかった。秦病院に写真が残っていないかという一縷の望みも持って訪問したのである。

秦病院では，ご自身も医師である秦医師の奥様や薬剤師である娘さんが親切に対応して下さった。写真については，秦医師が司法解剖に赴く際に，ほぼ必ず写真を撮っていた警察官がいたが，すでに亡くなったとのことで，何も残ってはいなかった。

一方で，経歴などについて尋ねたところ，『追悼　秦資宣』という立派な本を出して下さり，経歴はそこに書かれているからということで，それをいただけることになった。開いてみると，当時，筑波大学の教授であった三澤証人が追悼文を寄せていた。そこには，秦医師が法医学の知識も豊富で，筑波大学でも講師をしていたことが書かれていた。後に，この本の抜粋を新証拠６８として提出した。

ウ　三澤証人の主尋問

２００４年２月１９日に検察官の主尋問が行われた。

主尋問で三澤証人は，以下のような証言をして，確定審の裁判所の事実認定は法医学的に見て特に矛盾はしないと結論付けようとした。

（ア）第１の論点（「自白にあるような扼頸」があったのに，扼頸の痕跡が何一つ残っていないのはおかしい）について

① 頸部に布のようなやわらかいものを巻いて，その上から頸部を手で扼した場合には，指や指の爪による表皮剥脱等は起こらないし，皮下出血も起こりづらい。

② 頸部も腐敗が進んでおり，皮下出血があったものの，腐敗によって判別しづらくなっている。

③ 頸部の喉頭諸軟骨が骨折しているか否かで扼頸か絞頸かを区別することはできない。骨折がないから扼頸でないとはいえない。

（イ）第２の論点（絞頸があったと考えることがもっとも合理的）について

① 頸部に布のようなやわらかいものを巻いて，その上から頸部を手で扼した場合，布が擦過するような動きがあれば表皮剥脱が起こり得，布がよれたりして，かたいところとやわらかいところができ，あるいは，布の表面が粗糙であれば，それによる擦過ということで表皮剥脱は起こる。

② 頸部も腐敗が進んでおり，頸部に表皮剥脱や皮下出血が生じたものの，腐敗によって判別しにくくなる。

③ 秦鑑定書にある頸部の表皮剥脱は，絞頸によるものともいえるが，どちらかといえば扼頸によるものという方がよい。

（ウ）第３の論点（口に布を詰めるより頸部圧迫が先）について

抵抗力のある者の口腔内に暴力的に異物である布片を挿入した場合，口腔粘膜や口腔周囲に表皮剥脱や皮下出血，粘膜下出血や粘膜剥離が生じるのが必発の所見であるともいえないし，口腔内や口腔周囲の腐敗が進んでいるので，口腔周囲に表皮剥脱や口腔内に粘膜剥離が形成されていたのだけれども，腐敗が進行して判別できなくなった可能性もある。

エ　三澤証人の反対尋問

弁護団としては，三澤意見書や三澤証言によって，木村鑑定の合理性はいささかも揺るがないことを示すために，秦鑑定が合理的なものであるとの証言を引き出すこと，木村意見書や木村鑑定について，一般論として合理性があるとの証言を少しでも引き出すことを目指した。担当の青木弁護士は，図書館に足を運び，法医学書を買い込んで，反対尋問の準備をした。

２００４年３月１１日に弁護人からの反対尋問が行われた。

同日，三澤証人の尋問に関連するものとして３点の新証拠を提出した。

新証拠６８として提出したのが，前述の『追悼　秦資宣』の抜粋であり，秦医師が法医学の専門的知識を有しているということの立証のためであった。

また，法医学の教科書２冊（福島弘文編集『法医学』（執筆者村井達也）及び髙取健彦編集『エッセンシャル法医学　第３版』（執筆者寺沢浩一））の抜粋を新証拠６９，７０として提出したが，これらは，殺害行為の方法，順序に

関し，三澤証人が主尋問で木村鑑定に対して否定的見解を述べた部分に関して木村鑑定を補強するものであった。

反対尋問で，三澤証人からは，まず前提として，秦鑑定は，法医学的に合理的なものであると判断している旨の証言を引き出した。

（ア）第１の論点について

一般論から攻めて，

① 高年齢者の方が骨折しやすい。

② 舌骨，甲状軟骨，輪状軟骨は扼頸による骨折の好発部位であり，このような場所に強い力が加われば骨折する。

③ 布のようなやわらかいものを巻いてその上から扼した場合に皮下出血が起こりづらいのは，布がクッションの役割を果たすことと，力が分散することによる。クッションの役割を果たさないような布で，力が強くて分散したとしても相当強い力になるような場合には，原則としては，布が巻いてあったからといって皮下出血が生じないということにはならない。

との証言を引き出した。

（イ）第２の論点について

① 秦医師が前頸部の表皮剥脱について「絞頸を思考させる創傷」と記載していることから，秦医師は絞頸があったと判断していたといえる。

② 首のまわりにあったパンツで首を締めることは可能である。

③ 絞頸であるといって矛盾はない。

④ 秦医師の解剖所見の前頸部の表皮剥脱は擦過によって生じたと考えてよく，擦過をする力は表皮剥脱の方向と一致する。

⑤ 秦鑑定書には，前頸部の表皮剥脱は生前に生じたものとして書かれている。

との証言を引き出した。

（ウ）第３の論点について

① 口の中に物を入れようとしたときに，口腔周囲に擦過という力が働けば表皮剥脱は生じ得るし，口の中でも擦過が生じれば粘膜剥離が生じる。

② 被害者が意識もあり抵抗ができるような状態で口を閉じているとき，口の中に異物を入れるのは簡単ではなく，相当な力がないと口を開かせられない。

このように，三澤証言は，結論としては，確定審の認定を支持し，木村鑑定には合理性がないとするものであったが，個別の証言の中には，むしろ木村鑑定を裏付けるものも多く，また，木村鑑定と異なる見解を述べた部分については，自白と異なる前提で議論をしたり（腕による扼頸など），根拠もなく扼頸を主張したりするなどしたため，木村鑑定の信用性を減殺することにはならなかった。青木弁護士の反対尋問は，検察側の鑑定人から引き出せる最大限の成果を引き出すものであった。

オ　殺害行為に関する意見書

三澤尋問の終了後の２００４年６月１７日，弁護団は，自白の信用性に関す

る論点のうち殺害行為の方法・順序に関する部分について，「殺害行為に関する意見書」を提出した。

この意見書では，両手の掌を首のところに押し当てて体をのしかかるようにして首を締めるという扼頸行為を行ったという自白は客観的事実と矛盾すること，また，口の中に布を詰める行為が首を締める行為より先に行われたことになっている自白も客観的事実と矛盾することを，すでに確定審で提出済みの秦鑑定書，秦聴取書のほか，木村第２次意見書，新証拠４９（被害者の口に押し込んであったパンツ），５０（被害者の頸部に巻いてあったパンツ），５３（頸部に巻いてあったパンツが十分頸にまわることを示す写真撮影報告書），５６（頚部に絞痕あり等の記載のある死体検案書），５７（被害者の胸部付近を撮影した写真），５８（被害者の頸部付近を撮影した写真），６８（秦医師の追悼文集），６９（法医学書抜粋）及び７０（法医学書抜粋）の新証拠並びに木村証言，三澤証言に基づいて論じ，よって被害者の口に布を押し込んだ行為が先にあり，その後に頚部に布を巻きつけてその上から両手で喉を強く押して扼した旨認定した確定判決は，犯行の重要な部分に関して重大な誤りがあることを論じた。

（４）再審請求理由補充書（３）と齋藤鑑定書

自白と現場の客観的状況の不一致という論点について，殺害自白と偽装工作自白については，それぞれ木村証人と河合証人の尋問が実施されたが，荒居実験報告書を作成した荒居茂夫氏は，申立を前にした１９９９年に亡くなられた。同氏に代わり証言をしていただける鑑定人として，警察において長年鑑識に所属し，指紋の実務経験が豊富である齋藤保氏に再鑑定をお願いすることになった。同氏は荒居実験報告書（新証拠１～３）その他の関連資料を検討し，あらたに鑑定書（新証拠４８）と報告書（新証拠６４）を作成し，弁護団はこれらに基づき，再審請求理由補充書（３）を提出し，指紋の不存在や物色自白についての主張を以下のとおり展開した。

齋藤氏の尋問は実現に至らなかったが，齋藤鑑定書と齋藤報告書は，荒居実験報告書等と相俟って，物色自白と現場の客観的状況との不一致を一層明らかにした。

ア　指紋不存在の意義

まず,確定審の指紋についての判断を鹿児島事件判決(最高裁１小昭和５７．１．２８判決刑集３６．１．６７）と比較して批判し，同事件の差戻後の無罪判決の判示に本件を当て嵌め，確定審の判断の不合理さを明らかにした。

そして，齋藤鑑定書（新証拠４８），齋藤報告書（新証拠６４）の内容を説明し，それらに基づく弁護人の主張を展開した。

イ　齋藤鑑定書（新証拠４８）

齋藤鑑定書は，指紋の専門家から見て荒居実験が適切に実施されたこと，このような実験の結果から見て，請求人らの指紋が最低１個以上は残るはずであるという意見を述べている。

土浦支部の再審開始決定は，完全に付いた室内の指紋は２，３日では消えな

いこと，８畳間のロッカーは指紋が残る可能性があること，警察では流線がわずかでも見える指紋は採取されるのが原則であること等，本鑑定書中の意見を取り入れ，現場から採取されてしかるべき請求人らの指紋が検出されていないことは自白の信用性に疑いを生じさせるものといえるとしている。

ウ　齋藤報告書（新証拠６４）

齋藤報告書は，確定審で提出された検証調書の現場写真を拡大し，自白内容と現場の状況との間で一致しない点が多々存在することをまとめたものである。第２次再審請求の１審，２審とも本報告書を新証拠として認め（なお，この新規性判断については，第６部第２章参照），自白と客観的事実との不一致を指摘した。

①　８畳間机の上の箱積み

現場写真を拡大した結果，８畳間の机の上に置いてあった財布の上に小箱が４箱載っており，その重なり具合から，人為的に置かれたと見られることが明らかになった。ところが，櫻井自白には財布を物色したとの供述はあるが，財布の上の小箱については全く触れていない。浜田寿美男教授のいう「無知の暴露」に相当する自白内容である。

②　８畳間ロッカー前の布団と封筒（物色の順序）

現場では，自白調書で櫻井が物色したとされている８畳間のロッカーの下の扉には布団が密着し，布団の上にはロッカーの扉に寄りかかるように封筒が立っていたほか，硬貨が散らばっていた。

櫻井自白では，机の上にあった財布を物色中に小銭がロッカーの手前にあった布団の上に落ちた，上のロッカーを物色中に布団の上あたりに書類が落ちた，その後下のロッカーの扉を開けて中を物色したと説明されているが，その説明は，現場の状況と明らかに相反する。

下のロッカーの扉を開いて物色するには，扉に密着している布団をいったん取り除かなければならず，物色した後，扉を閉めるときに布団を元どおりに扉に密着させ，しかる後に封筒を扉に立てかけたのでなければ，前記の現場状況のようにはならない。これが齋藤報告書の示すところである。もとより，これらの行為をしたことは櫻井の自白には一切出てこない。

確定３審は封筒が立っていた状況について，下の扉を閉める際に上のロッカーから封筒がこぼれ落ちて立ったと推認しうる余地もあるなどとしているが，この推認は何ら証拠に基づいていない。下のロッカーを開けて閉めただけでは（布団も戻さないと），封筒が布団の上に落ちることもありえないし，上記の推認は「上のロッカーを物色中に布団の上あたりに書類が落ちた」という自白とも異なっている。

③　指紋の遺留・検出の条件

さらに，齋藤氏は，現場に残された木製机・ロッカー，紙類等の写真を見て，それらの物は指紋が付着しやすく，指紋の検出が極めて容易であることを指摘している。指紋採取の豊富な実務経験に裏打ちされたものだけに，自白と客観的状況の食い違いは，いよいよ明らかとなった。

３　中盤戦の証拠開示

検察官意見書と弁護人反論書の攻防を受けて，そして，証人尋問の進行と並行して，弁護団は，証拠開示要請書（その２）を土台に，証拠開示の要求をさらに強めていった。

（１）毛髪鑑定書の開示

ア　水戸地方検察庁に提出した２００２年６月２０日付領置物の開示申入書において，検証調書に記載されている５２項目の領置物をあげ，その開示を求めた。検証調書に死体周辺から採取されたとして記載された毛髪８本もその中に含まれていた。

検察官の回答がなかったので，同年１１月８日付意見書，証拠開示要請書（その３）から同（その６）において，繰り返し開示を求めた。その際，証拠物についてはゆるやかな基準で開示を認めてもいいと論じる石井一『刑事実務証拠法第２版』１８頁，酒巻匡『刑事証拠開示の研究』３１７頁を引用した。なお，後者は，証拠物は謄本を交付することにより改ざんを防止することができること，代替性がないので被告人側にも利用を認めるべきであることなどを理由に挙げている。

イ　検察官は，２００３年１１月２５日付意見書において，毛髪８本は関連性がないので開示できない，毛髪の血液型の検査は不見当，上記毛髪と請求人らの頭毛が類似するかどうかについて，肉眼的及び顕微鏡的検査を行った鑑定書を開示すると回答した。

このとき開示されたのが茨城県警本部鑑識課技師浅野日出男作成の昭和４２年１１月２４日付鑑定書である。この鑑定書には死体付近に遺留されていた毛髪８本は請求人らの毛髪とは「類似するとはいえない」と記載されている。すなわち，二人の毛髪は存在しないのである。

ウ　さらに，弁護団は，証拠開示要請書（その８）において，上記毛髪鑑定書以外にも別の毛髪鑑定書があるはずだと主張した。というのも，上記毛髪鑑定書と同時に開示された昭和４２年８月３０日付領置調書の番号１５に「毛髪若干」と記載され，備考欄に「当署保管（鑑定中）」と記載されていたからである。８月３０日は被害者の死亡が発覚し，捜査本部が設置された日であり，請求人らが逮捕されるのはその１月半後の１０月中旬である。従って，８月３０日の時点で「遺留毛髪」と「請求人らの頭毛」の同一性を鑑定委託することはあり得ない。領置調書にいう「鑑定」は「遺留毛髪」と「被害者又は請求人以外の者の毛髪」の同一性を鑑定委託したものがあるはずだと主張した。

これに対し，検察官は，２００４年１月２７日付意見書において，いったんは，上記鑑定書以外に毛髪鑑定書は存在しないと回答したが，同年２月１９日，前言を撤回し，浅野日出男作成の昭和４２年１１月２日付鑑定書を提出した。予想どおり「遺留毛髪」と「被害者の毛髪」の同一性を鑑定したもので，２本が被害者の頭毛と１本が被害者の陰毛と類似するという鑑定結果であった。なお，この日は検察官が請求した三澤証人の尋問が行われた日であり，尋問終了後，園部検事からこのもう一通の鑑定書の存在を知らされた櫻井さんは，猛然

と検事に抗議した。

エ　二人の指紋が１つとして検出されていないうえに，２通の毛髪鑑定書により，死体付近に二人の毛髪も１本もなく，さらに被害者のものでもない５本の頭毛が遺留されていたことが明らかとなった。二人の現場不存在どころか，第三者の現場存在を示す証拠が現れたのである。

（２）殺害行為に関する物的証拠の開示

木村証人の尋問決定に伴い開示された物証は，いずれも殺害自白が死体の客観所見と符合しないものであることを明らかにした。

ア　白木綿パンツ

弁護団は，前記の２００２年６月の領置物の開示申入書において「口詰めの白木綿パンツ」と「首の周りの白木綿パンツ」を明示してその開示を申し入れ，次いで同年１１月８日の意見書でも保管されている領置物全部の開示を求め，さらに公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その３）でも証拠物の開示を求めた。

これを受けて，木村証人の尋問採用を決定した第３回進行協議の席において彦坂裁判長は，口に詰められたパンツ，首に巻かれたパンツ，足を縛ったワイシャツ・タオルは，「物証であり，木村証人の尋問に必要なものなので，提出してほしい」と発言し，それまで弁護人の申入れを無視し続けてきた検察官も，２００３年７月３１日に，上記パンツ２枚とワイシャツ，タオルを裁判所に提出した。

櫻井は，１１月２日付員面等において，パンツで締めようとしたら短くて回らないので，上から首を押さえつけて両手で扼したと供述しているが，開示された被害者の首に巻かれたパンツは軽く伸ばして６７㎝あり，十分締めることができるもので，これだけでも，自白との矛盾は明らかであった。

また，口詰めパンツも秦鑑定書にあるように，口腔内に強圧挿入されたならば，その周辺に損傷を生ずることは必至と思われ，木村第２次意見書の殺害行為の順序に関する鑑定意見を補強する証拠と考えられた。

イ　死体検案書

当初，検視規則に基づく「検視調書」の開示を求めたのに対し（証拠開示要請書その２），検察官は，「検視調書」は「不見当」と応答していたが（１０月４日意見書），前記１１月８日付け意見書以降，尋問調書の記載に基づき「検視調書」にかえて「死体検案書」の開示を求め続けたところ，検察官は木村尋問直前の２００３年９月１７日になり，ようやく「死体検案書」を開示した。

被害者の死体を解剖した秦医師が解剖日に作成したもので，原因欄に「絞殺（推定）」，主要所見欄に「頸部に絞痕あり」と記載されていた。その記載は，扼頸により頚部を圧迫したとする櫻井自白と明らかに矛盾していた。

（３）目撃証人等の初期供述等の開示

この尋問が継続する時期にもう一つ大きな進展を見せたのが，目撃証人等の初期供述の開示である。この点での攻防を記述する。

ア　「関連性なし」の逃げ口上

検察官は，２００２年１０月１４日付意見書で，一定の証拠の存在を認めたが，「関連性なし」を理由に開示を拒否した証拠は，以下の者に関する。

（ア）公判で証言している者：ＴＧ，ＩＫ，ＮＣ，ＳＢ，Ａ，Ｔ，Ｅ

（イ）公判で証言していないが，W証人に関連する者：ＮＳ，布川越中屋ＫＥ，中田切ＩＴ，布佐ＮＹ

（ウ）公判で証言していないが，Ｅ証人に関連する者：駅員ＩＨ，ＩＮ

（エ）公判で証言していないが，目撃に関連していると思われる者：ＳＬの兄ＳＲ，星野鉄工所の従業員，ＯＭ

（オ）アリバイ関係：Ｆ（なお，有元検事に取り調べられたことがあると書いた上申書に署名捺印してもらい，開示要請した）

（カ）指紋関係：ＩＧ

指紋対照依頼書に被害者方への出入人として記載されていたので開示要請したものであるが，後に，重要な意義を有することになる。

イ　「関連性」をめぐる攻防

検察官が存在を認めたこれらの証拠について，弁護人は２００２年１１月８日付け意見書と証拠開示要請書（その３）において，上記のように分類した上で，少なくとも上記（ア）の証人の捜査段階の供述調書については，訴訟指揮権に基づく証拠開示命令を認めた最高裁昭和４４年４月２５日決定に照らして，「少なくとも確定審の主尋問終了後に，反対尋問の準備のために開示されるべきであった。再審段階において開示されても，適時に反対尋問を行えないという点で決定的に不利であるが，なお法廷証言の信用性評価に利用できるので開示の必要性が大いにある。」と論じた。

また，上記（イ），（ウ）に分類したものについても，法曹会が発行している『例題解説刑事訴訟法（三）』［改訂補訂版］５２頁を引用して，「W証人とＥ証人の証明力を争う証拠として密接な関連性を肯定できるから，本来であれば，遅くとも両名の主尋問終了後に開示されるべきであった」と論じた。

さらに，犯人識別供述の危険性を指摘し，「裁判所としては，検察官又は弁護人に対し，目撃者の捜査段階の供述調書を，目撃者の供述経過を立証するものとして，あるいは，弾劾証拠として証拠申請するよう促し，事案によっては，職権をもってこれらの調書を取り調べることが望ましい。」と述べる司法研修所編『犯人識別供述の信用性』１０３頁を引用して補足した。

上記（オ），（カ）の証拠は，今でいうと公判前整理手続の「主張関連証拠」にあたるが，２００２年１１月８日付け意見書においては，反証準備のための証拠開示に分類し，請求人に有利な証拠の可能性があると主張した。

弁護人はさらに証拠開示要請書（その６）において，それまでの証拠開示の結果を総括し，証拠開示の意義を強調するとともに，あらためて目撃証人やアリバイ関係の供述調書及び捜査報告書の開示を求めた。

ウ　裁判所の「勧告」

土浦支部は，２００３年１０月１６日，「保管書面等の提出について（依頼）」と題する書面を検察官宛に発し，Ａ，Ｔ，Ｅ，ＴＧ，ＮＳ及びＦの捜査報告書，

供述調書等の提出を依頼した。この書面は，弁護人にも交付された。第２次再審（再審公判も含む）において，裁判所が書面で正式に証拠の開示を「勧告」したのは，これが最初で最後であった。

検察官は，裁判所の「勧告」を受けて，１０月２１日，Aほか５名の捜査報告書，供述調書２５点を開示した。この開示の成果については，第４項の補充書（４）で論じる。

証拠隠しの闇は深い

殺害関係の証拠開示が進む中，何度も被害者の死体の写真を見るうちに，首の周りのパンツに文字とマークが付着しており，拡大写真で見ると「志村菓生堂」という名称とそのサービスマークであることが判明した。志村菓生堂は知る人ぞ知る「マコロン」の製菓会社であり，「マコロン」のパンツはありえない。これはパンツとは別の物だとの疑いが浮上し，証拠開示要請書（その４）で弁護団は，「被害者の頸部に巻かれた布様の物」の開示を求めた。

すると検察官は，２００３年９月１７日付意見書をすぐさま提出した。意見書には，段ボール箱が写った検証調書の写真と志村菓生堂から取り寄せたという段ボールの写真も添付され，弁護人が指摘したものは「志村菓生堂」という名とサービスマークのある「段ボールの表面を剥がした紙の切れ端のように見える」との解説が付され，現物は「不見当」との回答であった。なぜ今頃，なぜこんなに手際よく，このような証拠が出てくるのか。

櫻井は，前述のとおり首締めパンツの上から被害者を扼したと供述しているが，もちろん「志村菓生堂」という名称とそのサービスマークが入った切れ端には全く言及していない。証拠隠しの闇は限りなく深い。

４　再審請求理由補充書（４）

２００３年１０月２１日，A，T，E，TG，NS，Fの供述調書，捜査報告書が開示された。このうち，A，T，Eの関係書類を見ると，いずれも，櫻井と杉山を目撃したことを取調べの初期の段階から供述し，とくにEについてその旨の８月３０日の捜査報告書があったことから，再審開始の大きな障害となるかに見えた。

しかし，弁護団は，開示証拠の詳細な分析を行うとともに，その年末から年始にかけて，再度現地に入って関係者にあたり，この困難を突破するべく努力した。そしてその成果を再審請求理由補充書（４）に結実させ，以下の論陣を張った。

（１）開示の結果が意味するもの

第１に，それまでに開示された物的証拠は，ことごとく二人の無罪を裏付ける証拠であったことを述べた。本件では二人を犯行に結びつける物的証拠として，指紋，掌紋，足跡は何一つなかったうえに，開示された毛髪鑑定書２通により，結び付けの証拠の不存在はいよいよ明らかになり，むしろ第三者の現場存在すら窺わせること，殺害自白に関し開示された首締めパンツ，死体検案書及び口詰めパンツも，殺害行為の方法と順序に関する自白が死体の客観的所見

に反することを明らかにしたことを論じた。

第２に，開示された供述証拠も，自白直後の１０月１７日に櫻井の供述を録音したテープは，その異常な供述変遷と編集の痕跡に鑑みれば，むしろ誘導を裏付ける証拠であることを論じた上で，１０月に開示された目撃供述及びアリバイ関係供述について，それらがいずれも強要や誘導により作られたものであることを，以下のとおり論じた。

（２）Ｗ，ＮＳについて

最重要証人とされるWについては，第１次再審で開示された昭和４２年９月の２通の捜査報告書により，当初，「被害者宅前で不審者は見なかった」と述べていたことが明らかになっていたうえ，１０月に開示されたＮＳの昭和４３年２月２９日付け捜査報告書と３月８日付け員面により，WがＮＳに被害者前の目撃を話したのは目撃してから実に５か月半が経過してからの世間話の中のことで，その内容も「その夜被害者宅前に櫻井と杉山が立っていた」という程度のいたって空疎なもので，だからこそ，ＮＳもすぐ警察に届けなかったこと（免許証の書き換えのついでに話したにすぎないこと）が明らかになった。そして，Wが昭和４３年３月６日の捜査報告書のとおり，「二人連れについては当時誰だかわからなかった」というのであれば，ＮＳの話と合わせ，Wが唐突に同捜査報告書で述べたとされる詳細な目撃供述は，誘導によると見られることを論じた。

（３）Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｅ，Ｔについて

ア　Ｉ，Ｋについて

Ｉ及びKについては，確定審の公判証言に加え，第１次再審請求で開示された昭和４２年１０月２０日頃の捜査報告書等により，当初，石段で櫻井を目撃した日を８月２８日と特定できていなかったことが明らかになっていたが，さらにＩの弁護人録取書（新証拠６５）に基づき，誘導の具体的な状況を明らかにした。

イ　Ａについて

Ａについては,新たに開示された供述調書と捜査報告書により,Ａの供述は,自らの積極的申告によるものではないこと，目撃内容に関する供述の変遷が著しいうえ，そこにいたとされるＩ，Ｋ，櫻井と食い違いが大きく，信頼性に欠けること，これより記憶の保存が困難と思われる目撃の日に関する供述（８月２８日とする）だけが，具体的な根拠もなく一定していることはむしろ不自然で，誘導の結果としか考えられないことを論じた。

ウ　Ｅについて

Ｅについては，８．３０捜査報告書により，一見，布佐駅前での杉山の目撃の日を事件後間もない時期から８月２８日と特定していたかのように見えるが,その捜査報告書で目撃したと述べている「通称『寅』という女将」について，それが８月２８日と明確に特定し得ていない以上，杉山についてもこれと違いはないこと，供述調書等もあわせて検討すると，Ｅの見た杉山の連れの人物像は，杉山の自白で８月２８日の連れであったとされるＩ・Ｋとは背丈，人相・

風体，居住地，行動態様において違い，むしろ，杉山が公判廷で主張した８月２５日の連れ，ＳＡ，ＳＴ，布佐のＥＣに似ていること，この矛盾を糊塗するために連れについての描写が変更され，しまいには連れの存在が曖昧化されるなど誘導の痕跡が顕著であること，したがってその供述も信用できないことを論じた。

エ　Ｔについて

Ｔについても，自らの積極的申告によるものではないうえ，開示された供述調書等と，Ｔの元同僚からの井浦弁護士の録取書（新証拠６６）によれば，日にちを８月２８日と特定する根拠が変遷していることが明らかで，Ｔとの出会いを８月３１日とする杉山の主張に理があることを論じた。

（４）Ｆについて

櫻井は，８月２８日のアリバイとして，高田馬場駅近くの「養老乃瀧」で午後７時頃から１時間近く酒食してから西武新宿線に乗車して野方駅で下車し，兄・ＳＡのアパート「光明荘」に立ち寄ったあと，Ｆが経営しているバー「Ｊ」に午後９時すぎに出かけたと述べ，また，杉山は，同じく，８月２７日と２８日は光明荘や新井薬師の近辺にいて布川には行っていないと主張した。開示されたＦの供述調書と捜査報告書により，以下の点が明らかになった。

第１は，櫻井のアリバイ成立の可能性が飛躍的に高まった。開示されたＦの１１月１７日付け検面は「櫻井は午後１１時半頃来店した」と供述するものであったが，確定審で取調済の１２月１４日付け捜査報告書によると，二人の自白のように，犯行後被害者宅から逃走し，午後９時５１分布佐駅発の列車に乗った場合，野方駅に到着するのは１１時４７分とされていた。それでは，午後１１時半に野方の「Ｊ」に到着することは不可能である。このＦ供述は，犯行時刻における二人の現場不在，つまりアリバイを支えるものと言えた。

第２は，犯行後の行動に関する二人の供述もまた，捜査の都合で作られ，変更されている様が明らかになったことである。取調べの当初，取調官は杉山には「ＳＡは杉山は８月中旬までしか来ていないと言っている」とアリバイ潰しをはかり，櫻井には「調べたらお前の兄貴は来ていないと言っている」と迫って柏の旅館に泊まったと櫻井に供述させたが，これに沿うようにＦにも「櫻井が最後に店に来たのは８月２０日前後頃と記憶している」と供述させていた（１０．２５員面）。ところが，櫻井が「Ｊ」に行ったことが否定できないと見ると，１１月１７日検面で「櫻井は午後１１時半頃来店した」と供述させ，１２月１４日付け捜査報告書によりアリバイ成立の可能性が生じると，吉田検事は，二人に櫻井は光明荘に到着した後どこへも出かけずに寝たと供述を変更させた。アリバイに関係するＦや二人の供述は，いずれも，捜査の都合で同時的・連鎖的に変遷しており，信用しがたいものであることが明らかになった。

（５）まとめ

以上をもとに，Ｉら５人の櫻井，杉山を目撃したとの供述も，ＯＴ少年の見た男が杉山に似た特徴をもっているかのような供述も，二人のアリバイに影響するＦの供述も，そしてこれらに対応する二人の供述も，いずれも強引な誘導

によって作り上げられたものであること，捜査方針の変更によってその都度変更させられたこと，また，その間に矛盾が生じればつねにこれを解消する方向で調整され，この点で吉田検事が重要な役割を果たしたこと，すなわち，この事件全体が，警察・検察一体となった供述証拠の捏造と歪曲によって組み立てられたものであることを論じた。

（６）証拠開示と事実調べ請求について

このように，開示された証拠により，有罪認定の根拠とされた自白と目撃証言は，いずれも捜査当局の思惑によって歪曲された危ういものであることが浮き彫りになり，本件の解明において証拠開示が重要かつ必要不可欠であることが明らかとなった。

にもかかわらず，録音テープ，ポリグラフ検査関係の証拠，ＯＭの供述調書に見られるように，検察官は証拠開示に積極的とは言い難く，不公正な態度に終始していることを指摘し，一層の証拠開示を求めた。

そして，三澤尋問で事実調べを終結せず，齋藤保証人，厳島行雄証人，Ｉ証人らの尋問を実施するよう要求した。

５　最終意見をいただく

尋問継続中の２００３年１２月１６日，河合証人の主尋問終了後，裁判長は，「３月で証拠調べは終わり，最終意見をいただくという見通し」と発言した。再審開始決定を書くならば，指紋や目撃証人の新証拠についての事実調べがあるはずではないか。

危機感をいだいた弁護人（柴田，谷村，山本）は，２００４年1月１９日１０時，裁判官面会に臨み，提出予定の補充書，新証拠を検討のうえ，各論点の証人・本人の尋問を採用し，証拠調べを続行するよう求めた。これに対する裁判長の答えは，「３月までに出してもらいたい。一区切りなので，それから２か月ほど考えて，方向を最終的に決める」というものであった。裁判所の対応は相変わらずに見え，弁護団の中には，それならばむしろ棄却決定をテコに世論に訴えようという意見も出た。

３月１１日，三澤証人の第２回尋問の終了後，第４回の進行協議がもたれ，弁護団はあらためて尋問の続行と一層の証拠開示を求めた。

第３節　終盤戦

２００４年３月，三澤尋問が終わり，審理終結を意識しながらの終盤戦の攻防が始まる。弁護団は，第１に，事実調べの継続を求め，第２に，引き続き証拠開示を追求し，そして第３に，審理終結に備え，書面と追加の新証拠を出し切ることに全精力を集中した。

１　２００４年春の合宿

その終盤戦の入口となる２００４年春，弁護団は，水戸で合宿をもった。裁判所が審理終結を急ぐのはなぜか。裁判長が示す審理終結の方向にどう対処するか。議論が交わされた。

第２節のとおり，事実調べの半年の間に相当ポイントを稼いだという意識はあっ

た。木村証人と河合証人の尋問は着実にやりきった。それにひきかえ検察側の三澤証人の尋問は，裁判官には頼りなく映ったはずである。死体検案書，パンツ，毛髪鑑定書など，開示された物的証拠は，請求人に有利なものばかりだった。さらに，開示された目撃証人の初期供述は，一見すると請求人に不利に見えるが，供述経過全体を詳しく検討すると，かえって取調官の誘導を示す証拠と言えた。

しかし，事実調べはこれ以上行わないという。煮え切らないように見える裁判官に，再審開始を決断させるものは何なのか。議論の結果，以下の方針を確認した。

（１）第１に，白鳥・財田川決定の正しい理解のうえに，証拠構造の脆弱な本件においてこそ無辜の救済が図られるべきであることを，理論的に基礎づけること

（２）第２に，柔構造の事件で合理的な疑いを基礎づけるべく，以下のすべての論点で攻めきること

① 証拠調べを終わった殺害，ガラス戸の論点の成果を着実に定着させるため，早急に意見書を提出する。

② 新証拠関連の３本柱の証拠（指紋，目撃証言，獄中日記）に関する尋問を実現する。

③ 自白と目撃証言を，鑑定書，補充書の波状攻撃で徹底的に弾劾する。

④ 証拠開示の成果に基づき，警察・検察の不正義を繰り返し指摘する。

（３）以上の積み重ねにより，裁判官の躊躇を払拭させ，決断を迫ること。

２　審理・進行を巡って

２００４年４月，右陪席が交代し，林史高裁判官が着任した。この時点で，開始決定を書いた合議体を構成する裁判官３人が勢揃いすることになる。また，担当検察官も，園部検事から西村尚芳検事に交代した。大崎事件弁護団のアドバイスに従い，ここでも，挨拶ということで裁判官，検察官へのアプローチを試みた。

西村検事との面会は４月２２日に実現し，弁護団（柴田，青木，佐藤米，阿部）は証拠開示の要請をしたが，裁判所の方は「現段階で会う必要はない」との返事。そこで弁護団は，殺害，ガラス戸での尋問の成果を定着させる前記の２本の書面（第２節２の（２）（３）参照）を準備，提出するとともに，４月２７日，裁判所に再審の審理のあり方を問い直す意見書を谷村弁護士が中心となって作成し，土浦支部に提出した。

この意見書で弁護団は，無辜の救済という再審制度の目的に即して白鳥決定，財田川決定の意義を明らかにし，本件の証拠構造を再確認したうえで，①物証の不存在（指紋，毛髪）の事実については，血液型鑑定を例に引きながら，「請求人両名に有利な間接事実が積み重なる場合，それを総合的に評価すれば，個々の間接事実の狭い立証命題を超えた合理的疑いに至る」ことを的確に論じ，②自白については，変遷，食い違い，客観的事実との不一致，アンバランス，不自然・不合理など，虚偽自白の特徴が自白内容のほぼ全ての部分において存在することを指摘し，③目撃証言についても，確定審段階で信用性が著しく揺らぎ（W証言）さらに証拠価値に限界があることを指摘し（Ｉらの証言），本件証拠構造が甚だしく脆弱であることをあらためて論じた。そして，検察官の主張する限定的再評価説は，かつての孤立評価説・心証引継説に限りなく近い見解であり，それは白鳥決定・財田川決定の判

示に沿うものではなく，無辜の救済という制度の目的にも反するものであること，従って，すでに破綻し，採用しがたいものであることを述べた。

そのうえで，本件証拠構造に照らしても，また，「自白の内容をなす個々の供述は特段の事情がない限り相互に有機的な関連を有するものとして統一的に把握されるべき特質」（松山事件再審開始決定）に鑑みても，自白は全面的に再評価されるべきであり，目撃証言もまた本件証拠構造に照らし全面的に再評価されるべきであることを説いた。

そうした観点から，この意見書で弁護団は，有罪認定の根拠が供述証拠の場合には，一撃良く全体を倒すような新証拠は通常は期待できないので，これを正しく判断するには，個々の供述部分についてできるだけ多くの論点を綿密に検討した上で，他の部分も含め，全体的に考察することが必要であり，このため，提出済みの新証拠に加え，引き続き証人や請求人の事実調べが必要であることを訴えた。

補充書（４）とあわせて，裁判所に対し，本件に対する見方を提示するについて大きな役割を果たしたと思われる。

３　終盤戦の証拠開示

度重なる要求にもかかわらず，検察官は，「関連性がない」「不見当」などとの理由を付して多数の証拠の開示を拒んでいた。そこで，検察官が存在を認めながら開示していない証拠の「在庫一掃」をめざすとともに，「不見当」とされる証拠を発掘すべく，証拠開示要請書（その９）ないし（その１１）を提出した。

（１）証拠開示要請書（その９）

弁護団は，２００４年３月４日に証拠開示要請書（その９）を提出した。

ア　「関連性なし」証拠について

検察官は，被害者宅前で男を見かけたと思われる人（ＯＭ，ＳＢ），二人の往路，復路にいたとされる人（ＩＫ，ＮＣ），被害者宅周囲の人（ＳＲ等），Ｗの立ち寄り先，布佐駅の駅員，被害者宅に出入りしていた人（ＩＧ）に関する供述調書，捜査報告書等については，存在することを認めながら，「関連性なし」として開示に応じなかったので，それが開示されればどういう立証に役立つかを詳論し，すべて開示するよう求めた。

このうちＯＭは，ＯＴの母親で，ＯＴより少し前に自転車で被害者方前を通過した人物である。弁護人に対する供述調書でも，ＯＴ同様に被害者方で２人の男性を目撃したことを認めていた。ＯＴの初期供述によると，同人が目撃した人物は杉山ではないことが明らかであった。そこで，「検察官が（ＯＭの）調書を開示しようとしないことは，はなはだ不当であり，…検察側の立証に不利益な証拠であるから隠匿されている可能性がきわめて高いと言わざるを得ない。」などと主張した。

ＳＢは，確定１審第５回公判で，ブラウス，もんぺ，前掛け，手拭いをかぶって自転車で被害者方を通過し，「普通よりちょっと高い」男性を目撃したと証言した。杉山は，１０月２３日付け員面及び１０月２９日付け員面に，被害者方入口に立っているときに，まさにそうした装いの女性が自転車で被害者方前を通ったと供述している。そこで，ＳＢの初期供述が開示されれば，ＳＢが

目撃した人物は，杉山ではなかったのに，杉山を連想させる「普通よりちょっと高い男性」に誘導され，その一方，ＳＢの初期供述にもとづいて杉山の上記員面が作成されたことが明らかになるはずだと主張した。

イ　「不見当」の証拠について

検察官が「不見当」としていた証拠についても，その証拠が存在する根拠，開示されればどういう立証に役立つかを詳述して，粘り強く開示を要請した。

①　ポリグラフ検査簿，記録紙及び捜査報告書

櫻井が受けたポリグラフ検査については，検査から４年後に作成されたポリグラフ検査鑑定書しか提出されていなかったので（第５章第２節７参照），警察庁刑事局長の昭和４６年５月１日付け通達『ポリグラフ検査取扱要領について』を添付し，捜査段階で作成されたはずの検査簿，記録紙，捜査報告書の提出を求めた。

②　ＳＡの捜査報告書及び員面

「１０月２８日に調書をとった」とする吉田検事のＳＡに対する質問（確定１審第１０回公判）を根拠に，１０．２８員面等の開示を求めた。

③　杉山の録音テープ

昭和４２年１１月３日の杉山の取調べを録音したテープは，確定１審で取り調べられ，確定３審はこれを自白の任意性を肯定する理由の一つに挙げているが，その前日の１１月２日付け員面に「この前録音テープを使って調べられたときは…」と記載されており，もう一本のテープが存在したことは明らかであった。このテープについて，検察官は再審公判に至るまで「不見当」を押し通した。

④　ＥＴ及びＥＫの捜査報告書，員面及び検面

確定２審でＥＴの１０月２３日及び１２月１４日付け員面が開示されていた。そこで，今回は上記員面以外のすべての調書を開示するよう求めた。ＥＴ親子の初期供述が開示されれば，それに基づいて二人の自白調書に夜釣りの情景が取り込まれたことが明らかになるはずである，と主張した。

⑤　Ｗの面通しに関する員面または検面

Ｗによる面通しの資料は，当初，「捜査報告書」と特定して開示要請し，「不見当」と回答されたが，確定２審第９回公判での検事の質問で，取手警察署での検事の取調べで調書を３通作成していることが窺われたので，この中に面通しに関するものが含まれているものと考えて開示を求めた。

⑥　ＳＴらの捜査報告書，員面及び検面

杉山は，８月２５日にＳＴらと布佐駅で会ったと主張していたので，これを裏付ける証拠として上記捜査報告書等の開示を求めた。

そのほか，指紋に関する捜査資料（現場指紋等採取報告書），未提出の領置調書，被害者方に頻繁に出入りしている人物の供述調書等，バー「Ｊ」の掛売帳，Ｅが目撃した杉山の連れに関する捜査報告書，ＳＫの供述調書等の開示を求めた。

（２）２００４年６月１８日の開示

検察官は，証拠開示要請書（その９）に対して，調書２９通を開示した。この開示の成果については，本節６（４）の再審請求理由補充書（７）の項で述べる。

ア　「関連性なし」としていた証拠のうち，ＯＭ４通（捜査報告書は不見当と回答），ＳＢ４通，ＳＲ３通，ＵＳ（星野鉄工所工場長）２通，ＮＣ１通，ＩＫ４通の各調書が開示された。

イ　「不見当」としていた証拠のうち，ＳＡ２通，ＥＫ１通，ＥＨ（ＥＴの娘）１通，ＳＴ１通，差押調書２通（二人の毛髪）及びWの関係で検面２通，任意提出書・領置調書が開示された。検察官は，ポリグラフ検査の検査簿，記録紙及び捜査報告書については，茨城県警の根本町倉庫に保管していたが，昭和６１年８月の水害で流失したとの回答であった。

（３）証拠開示要請書（その１０）及び証拠開示要請書（その１１）

７月２３日に証拠開示要請書（その１０）を，８月１０日に証拠開示要請書（その１１）を提出し，さらなる開示を要請した。

ア　「関連性なし」証拠について

Wの立寄先及びＩＧについて再度「関連性」を主張した。

①　Wの立寄先

Wは，公判で被害者方通過時刻を二人の自白に沿うよう変更している。立寄先の調書が開示されれば立ち寄った時刻等が記載されているはずであり，通過時刻に関する供述の信用性評価に直結する重要な証拠である。

②　ＩＧ

ＩＧは，１０月２１日付捜査報告書に被害者方によく出入りしている人物と書かれていた。そこで，「被害者の日常生活及び被害者方の内部の様子などについて詳しい情報を提供しているものと思われる。これらは真実の解明に不可欠な資料なので，是非開示を命じていただきたい。」と述べて，開示への協力を訴えた。

イ　初期供述の追加開示要請について

開示された供述調書等を精査して，グループ化し，その中で通し番号順に並べ替えるなどの作業を行った（第６部第３章第２節）。すると，番号の続かないところがあり,まだ開示されていない証拠のあることが推測できた。そこで，開示証拠整理表を添付して，ＯＭ，ＳＢ，ＯＴ，ＴＧ，ＥＴ・ＥＫ・ＥＨ，ＳＡ，ＮＣ，ＳＲ，ＵＳについて，まだ開示していない調書があるはずだと主張した。

ウ　新たな開示要請

以下の証拠について新たな開示要請をした。

①　Ｉ及びKの有元検事に対する検面

開示された供述調書等を整理してみると，有元検事は，ＯＴ，ＯＭ，ＳＡ，Ｆ，Ａ，Ｔ，Ｅをはじめ主な証人をことごとく取調べ検面を作成していることがわかった。Ｉ及びKについては第１次再審請求審ではその員面だけしか開示されていなかった。栄橋石段の一件の重要な証人であるから，有元検事

の検面が作成されたはずである。

② ＯＥの捜査報告書及び供述調書

ＯＭ１０．１６員面で帰宅途中に会った女性である。

③ ＳＨの捜査報告書及び供述調書

二人は，当初，８月２８日夕刻，我孫子駅ホームでＳＨに出会ったと供述していたが，その後会っていない，と連鎖的に変更している。変更の原因を明らかにするためにＳＨの調書の開示を求めた。

④ 財布投棄に関する実況見分調書

杉山は，盗った財布を利根川に投げ捨てたと供述していたので，その場所の実況見分調書の開示を求めた。

そのほか，ＭＲ（ＯＭの野菜の仕入れ先）及び柏の旅館（櫻井が本件犯行後に宿泊したと当初供述した）に関する捜査報告書及び供述調書，毛髪に関する捜査資料などの開示を求めた。

（４）２００４年９月１日及び１０月１日の開示

９月１日，ＯＥ２通（員面・検面各１通），ＫＨ２通（同）及びＳＢ１通（捜査報告書）が開示された。また，１０月１日，ＫＥ（布川越中屋）２通，ＩＴ（中田切）１通，ＮＹ（布佐）２通，ＩＧ７通，ＮＣ１通，ＳＨ１通，ＯＨ１通，財布投棄に関する実況見分調書，そしてＩの検面１通が開示された。

この開示の成果についても，本節６（４）の再審請求理由補充書（７）の項で述べる。なお，このうちＯＨは指紋対照依頼書に立入者として登場するため，弁護団が証拠開示要請書（その２）でその調書の開示を求めたのに対し，検察官は「不見当」と回答していたが，ＯＭ親子の被害者方を通過した時刻を遅らせる必要が生じると，途端にその員面を提出してきたものである。

４　審理終結へ

その一方で，弁護団は，繰り返し事実調べ請求を行った。

２００４年７月８日，事実調請求書（２）を提出し，目撃証言（Ｗ証言，日にちの記憶）の厳島教授，栄橋の目撃証人Ｉ氏などの尋問を求めた。ついで同月２６日，事実調請求書（３）を提出し，指紋のビデオテープ（新証拠７８～８０）の取調べを求めた。

同年７月３０日，裁判所から，①証人，請求人の事実調は行わない，②証拠，主張の補充があれば，１０月末日までに提出するように，との連絡があったが，弁護団は，同年８月１０日，事実調請求書（４）を提出し，ＯＭ及び請求人両名の取調べを求めた。これには裁判所から，「７月３０日の連絡が伝わっていないのか。あらたに事実調請求書（４）を提出した趣旨はどういうことか」と，問い合わせがあった。そこでさらに弁護団は，同年１０月１５日，①事実調べ，②証拠開示，③進行協議を求める要請書を重ねて提出した。

裁判所は，同年１０月１８日，前記３の開示の進展を受けて，証拠・主張の補充の期限を１１月末日に延期したものの，事実調べも，進行協議も行わないと最終的に回答してきた。こうなれば，主張と証拠を出し切ることに全力を注ぐほかない。

５　新証拠を出し切る

裁判所が指定した期限（２００４年１１月末日）に向けて必死の作業を続け，結局，１１月末日までに新証拠７１～１０３を提出した。ここでは概要のみを記し，内容については関連部分に譲る。

（１）指紋関係の追加の新証拠

７月２９日　　指紋再現実験ビデオテープ（新証拠７８～８０）
（以下「指紋再現実験ビデオ」という。）

１１月３０日　齋藤保意見書（新証拠８５）
齋藤保意見書（新証拠８６）
ＩＧの供述調書（新証拠９３，９４）

（２）ガラス戸関係の追加の新証拠

１１月３０日　新井英明弁護人録取書（新証拠８２）
谷萩弁護人報告書（新証拠８３）

（３）W証言関係の追加の新証拠

７月２６日　　ＯＭの調書，録取書等（新証拠７２～７７）
１０月６日　　大橋・高木意見書（新証拠８１）

（４）Ｉら５人の目撃証言関係の追加の新証拠

７月８日　　厳島第２鑑定書（新証拠７１）
１１月３０日　植松論文（新証拠８７）
Ｉの１１．１８検面（新証拠８８）
ＳＴの１０．１６員面（新証拠８９）

（５）自白の任意性，信用性全般に関する追加の新証拠

１１月３０日　新聞記事（新証拠９０）
ＳＨの１０．１７員面（新証拠９９）
櫻井１０．１７録音テープ（新証拠１００）
秋元録音テープ反訳書（新証拠１０１～１０３）

６　書面を出し切る

（１）検察官の意見書

検察官からは，審理の終結を前に，２本の意見書が提出された。

ア　２００４年７月２日の意見書

１本目の意見書は，事実調べの結果に基づき，①木村第２次意見書，②新井実験報告書及び直井・河合鑑定書，③荒居実験報告書，④櫻井獄中日記には，明白性が認められず，⑤毛髪鑑定書，⑥白木綿パンツ，⑦開示された目撃・アリバイ関係供述等によっても，目撃供述，請求人の自白の信用性は弾劾されていないとするものである。以下，新証拠等に対する批判の要点のみ記す。

（ア）木村第２次意見書に対する批判

①扼痕が無くとも，死後変化による腐敗や布（パンツ）が巻かれていたことを考えれば，扼頸の可能性は否定できない，②喉頭諸軟骨の骨折は，扼頸で必発ではないから，それがなくとも扼頸の可能性を否定できない，③本死体の表皮剥脱では，扼頸を否定し，絞頸と断ずることはできない，④口腔内

外の損傷が必発であるとは言えないし，抵抗のない状態で挿入できた可能性もあり，さらに腐敗で判別できないこともあるから，本死体の口腔内外に損傷がないからといって，挿入が頸部圧迫の後とはいえない等の批判を展開した。

（イ）新井実験報告書及び直井・河合鑑定書に対する批判

①ホゾの断裂は本件犯行時に生じたとは限らず，犯行前から破損していた可能性もあるし，直井・河合鑑定書でも上框の割裂が生じた機序は解明できていない，②ガラスの強度，木枠の木材の状態などが事件当時と実験時では異なる可能性があり，正確な再現とはいえない，③面外変形に加え，蹴ったことにより現場の破損が生じた可能性もある等の批判を述べた。

（ウ）齋藤鑑定書に対する批判

荒居実験報告書（第３章第２節）の再鑑定をした齋藤鑑定書に対する批判を展開しているが，大半は，原実験の再現性についての批判の繰り返しである。

（エ）櫻井獄中日記に対する批判

２００２年１２月の意見書と同様，最高裁昭和２９年１０月１９日付け決定に依拠して，請求人が，日記の存在を知りながら確定審で提出していない以上，新規性に欠けると主張した。

（オ）毛髪鑑定書についての批判

①形態学的検査には限界がある，②毛髪は必ず脱落するとは限らない，③請求人らのものとも被害者のものとも異なる５本の毛髪は以前に遺留された可能性があるとして，毛髪の遺留状況により，請求人らの不存在と第三者の存在を断定することはできないと主張した。

（カ）白木綿パンツ

軽く伸ばして６７㎝のパンツでは，絞頸には困難であり，自白が客観的状況に反するものとはいえないとした。

（キ）目撃・アリバイ関係供述

ＡとＴの供述は，櫻井や杉山の自白により初めて捜査機関が知り得た「秘密の暴露の供述」である，Ｅは８月３０日から目撃の事実を供述し一貫しているから信用できる，Ｆの供述は，櫻井のアリバイ主張とは時間が異なっており，アリバイ主張は虚偽であると主張した。

（ク）結論

そして，新証拠には明白性が認められず，最高裁判例は限定的再評価説の立場に立つとして，仮に新証拠とその立証命題に関連する既存の証拠と総合評価をしても，確定判決の事実認定を動揺させる余地は皆無であると主張した。

イ　２００４年１１月の意見書

２本目の意見書は１６頁程度のものである。死体検案書，秦聴取書の明白性を否定したうえ，二人の自白が，開示された目撃証人やアリバイ関係者の供述調書で裏付けられ，秘密の暴露が認められるなどと主張するほか，ＯＭの供述

は変遷が著しく信用できないとし，全体として自白の信用性はさらに増強されたとするものである。

ウ　これに対し弁護人は，指定された期限の２００４年１１月３０日，約３年に及ぶ審理の成果を凝縮させた５本の書面を提出した。その内容は，以下の（２）～（６）のとおりである。

（２）ガラス戸工作白を弾劾する＝再審請求理由補充書（５）

ガラス戸の偽装工作に関する自白に信用性を認めがたいことは，すでに河合証人に対する尋問等で十分に立証できたと考えられたが，検察官は２００４年７月２日付意見書で，相も変わらぬ非難を繰り返した。弁護団は新証拠とともに再審請求理由補充書（５）を提出し，これに全面的に反論した。その内容は以下のとおりである。

ア　「ガラスに衝撃を与えても割れない」のはなぜか，について文献等の調査をふまえて科学的な説明をした。すなわち，そもそもガラスはなぜ割れるかといえば，製造後に付いた表面の見えない小さな傷（グリフィス・フローという）にガラス表面を引っ張る応力が集中するからであり，この応力が働かなければガラスは割れない(「製造直後のガラスは象が乗っても割れない」といわれる)。衝撃のみではこの応力は容易には働かず，割れるには面外変形が必要なのである。

イ　ガラスの強度が引き上げ法とフロート法で基本的には変わらないことについても以上の知見を前提に科学的に説明をし，検察官の「フロート法のガラスは表面が滑らかなので割れにくい」などという主張が何ら科学的根拠に基づかないものであることを明らかにした。

新井実験に使ったガラスは引き上げ法のものであることも，新井英明氏にあらためて聴取し，新証拠８２として提出した。

ウ　ガラスの割れ方について，実験では現場と同じ結果が再現できなかったというが，実験の目的は「蹴っても割れない」ことを立証することにあり，その点では目的を達している。また，面外変形であれば上方のガラスが割れることも確認できた。

エ　ホゾの断裂が事件の前から生じていた可能性があるという議論は，現実には考えられないばかりか，捜査過程での捜査機関やこれまでの検察官の公判活動での想定と全く異なる不自然不合理な主張である。

オ　上框の割裂の発生原因が解明できなかったのだから面外変形以外が原因とみるべきだという議論については，そもそも鑑定の趣旨は「蹴っても割裂は生じない」というものであり，検察官は鑑定の目的を歪めている，ホゾが断裂していれば上框の割裂が生じる可能性があるとの議論はおよそ科学的に考えられない，と批判した。

カ　以上のとおり，再審請求理由補充書（５）では，ガラス戸の論点についての検察官の主張をひとつひとつ完全に論破したと言ってよい。

谷萩弁護士はそのため，ガラスの割れる仕組みなどをあらためて研究し，文献の調査のほかつくば市にある国の研究機関のガラスの専門家にも話を聞いた。また，ホゾの断裂や上框の割裂に関する反論を準備するうえでは，直井・河合

鑑定書や河合証人の証言が科学的で正確なものであったことが，何よりの拠り所となった。

（３）指紋不存在の意味を明らかにする＝再審請求理由補充書（６）

これは，指紋に関し，あらたに提出した齋藤保氏作成に係る新証拠８５の意見書及び新証拠８６の意見書並びに開示されたＩＧの員面及び捜査報告書（新証拠９２～９７，本節３参照）の内容を説明し，それらに基づく弁護人の主張をさらに展開したものである。

ア　意見書「小ロッカー鍵の指紋検出について」（新証拠８５）

櫻井自白によれば，８畳間の机の引出から鍵の束を取り出し，その中から隣にあった上下２つのロッカーのうち，上のロッカーの鍵をこの束になっている鍵の中から探し出し，素手でその鍵を用いてロッカーの鍵穴に差し込みロッカーの扉を開けたことになっている。

２００４年９月２９日，弁護人と指紋の専門家である齋藤保氏（補充書（３）の項参照）らがその鍵を裁判所で閲覧したところ，鍵は小さめで，回すときに指で両側から挟む頭の部分の片面は模様は何もなく滑らかな平面で，下隅に１５４という番号が小さく刻印されているだけであり，裏面もマークが刻印されているだけであった。

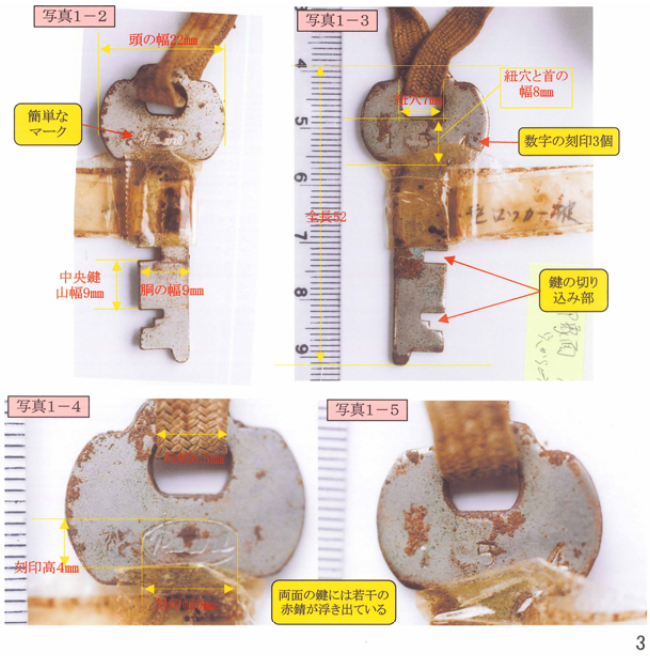

■写真１３【ロッカーの鍵】新証拠８５から

齋藤保氏はこの鍵を写真撮影し，それと寸法，形状がほぼ同じ鍵を入手したうえで指紋採取実験を行い，指紋検出の可否を検査した。アルミニウム粉末による検出作業を行ったところ，数字が刻印されている面では２０点，裏のマークが刻印されている面でも１８点，指紋の特徴点がそれぞれ検出された。我が国の警察鑑定規準とされている１２点をはるかに超える特徴点のある指紋が検出された。齋藤氏の意見書は，以上の結果に基づき，本件対象鍵を素手で持ち，

これを使用してロッカーを開ければ，特徴点１２点を満足する指紋がほぼ確実に検出されること，鍵を抜くとき等の「ずれ」「つぶれ」があったとしても本件鍵のような滑面体であれば触った痕跡は当然確認できること，少なくとも指紋を採取する価値のある痕跡が全く遺留されていないということは考えられないと結論づけている。

確定審で提出された指紋対照結果回答書によれば，本件鍵からは対照不能の指紋すら採取されていない。これは上記の指紋検出実験からは考えられないことであり，ここでも自白と現場の客観的状況は異なることが一層明らかになった。

イ　ＩＧの員面調書及び捜査報告書（新証拠９２～９７）

ＩＧは被害者と知り合いで近所に住み，被害者宅に出入りし，被害者及び被害者宅の様子について熟知している。その供述調書が開示され，被害者宅の様子が一部明らかとなり，自白と客観的事実の矛盾が一段と明らかになった。

（ア）８畳間のロッカーの使用状況について

ＩＧの供述調書には，被害者宅に仕事（集金）で出入りしたときの状況から，大きい金は８畳間の上のロッカーから出していたと見られる供述があり，盗まれるので大事なものはロッカーに入れておくんだと被害者が話していたとも述べている。その内容からすると現金は上のロッカーには入っていて，下のロッカーには入っていなかった可能性が高い。

ところが，櫻井自白は，上のロッカーを物色したが何も盗らず，下のロッカーの中から現金（当初は６万円，その後７０００円と大きく変遷している）を盗ったとなっている。これは上記のＩＧの供述にあるロッカーの使用状況にそぐわない。自白はこの点でも犯行現場の客観的状況と矛盾している。

また，杉山自白によれば布団の間から１０万円を盗ったとなっているが，これも「大事なものはロッカーに入れておく」という被害者の金の保管方法に関するＩＧの供述とそぐわない。

（イ）玄関内ロッカーと櫻井自白

また，ＩＧの供述によれば，玄関内にあったロッカー２本は，同人が昭和４２年７月中旬に東京都中央区小伝馬町の金庫業者から購入して被害者宅に運び入れた新品であった。櫻井自白ではこの玄関内のロッカー２本とも素手でその取っ手を握り回したとあるが，同人の指紋はこの新品のロッカー２本から検出されていない。新しいロッカーほど指紋は残りやすいはずであり，現に被害者の指紋が複数このロッカーから検出されている。以上の事実は，やはり自白が虚構であることを裏付けている。

（ウ）被害者の財布と櫻井自白

ＩＧは，被害者が布製三つ折り財布と黒革製がま口を所持していたことを具体的に供述している。現場からこれらの財布が発見されていないので犯人が持ち出したことはほぼ間違いない。ところが，櫻井は布製三つ折り財布について，当初は杉山が盗ったと言い，次に自分が盗ったと言い，最終的には自分も盗っていないと供述が変遷し，結局この財布は行方不明のままである。

盗取金品が架空・虚構である自白は信用性がない。

（エ）ＩＧの供述調書が確定審の審理に供されていたならば物色に関する二人の自白の信用性判断に重大な影響を与えていたことは確実である。

ウ　検察官の意見が失当であること（新証拠８６）

新証拠８６は，検察官が荒居実験報告書に対して批判する点について，指紋の専門家である齋藤保氏にそれらの点について意見を述べてもらったものである。再現実験は，条件を同一にできなくても専門家が指紋の検出に重大な影響を与える条件の差違がないと判断していれば問題ないこと，木質に付着した指紋は分泌物が木質部に吸収され短時間で消えるということはなく，８日後に検出された例もあること，現に本件現場からも木質部から指紋が検出されていること，紙類については湿気を帯びていた場合には検出できないというが，現場にあった紙類が湿気を帯びていたことについては何らの根拠もないこと，現に現場にあった封筒から指紋が１個採取されていること，発汗が多いことは指紋検出を妨げるという意見は一面的で極端な解釈であること，等の意見が述べられ，検察官の意見は失当であると反論している。

以上，物色行為に関する二人の自白は客観的状況と一致せず，信用性がないことがさらに明らかとなった。

（４）目撃供述を弾劾しアリバイ成立を論ずる＝再審請求理由補充書（７）

再審請求理由補充書（７）においては，開示された目撃・アリバイ関係の証拠並びに弁護団が提出した厳島第１鑑定書（新証拠１１），同補充書（新証拠２７），厳島第２鑑定書（新証拠７２），大橋・高木意見書（新証拠８１）及び植松教授の研究（新証拠８７）にもとづいて，Ｗ，Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｅ及びＴの６名の目撃供述が信用できなくなったこと，他方アリバイが成立する可能性が高まったことを総合的に論じた。Ｗ班（佐藤米，飯田，秋元，井浦），５人の証人班（山本，佐藤米，井浦），そしてアリバイ班（佐藤米，内藤，青木）が審理結果を集約したものである。

ア　目撃供述評価の視点について

はじめに，開示された証拠を俯瞰し，証拠評価に必要な視点について述べた。

（ア）第１に，二人を特定して目撃したとする証人（Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｔ，ＥとＷ。以下「Ａ群の証人」と総称する。）の場合，いずれも自ら二人を目撃の事実を捜査当局に申告したわけではなく，しかも，Ｉら大半の証人が二人の目撃日を８月２８日と特定したのは事件から５０日以上経過した後であり，Ｗに至っては６か月以上経過した後になって申告しているのに対し，事件発覚直後に，しかも被害者宅前やその近辺で男を目撃したと捜査官に申告した目撃者（ＯＭ親子，ＳＢ，ＳＬ，ＩＫ。以下「Ｂ群の証人」という。）は，二人とある程度の面識がありながら，誰一人として目撃した男たちを櫻井，杉山とは特定していない。Ａ群とＢ群では，供述の経緯・状況が余りに対照的であることを指摘した。

（イ）第２に，初期供述が開示されたＯＴ，ＩＫ及びＴＧについて，二人の逮捕の前後で供述内容を比較すると，二人の自白に矛盾しないよう供述が誘導さ

れた痕跡が顕著である。このため，ＯＭ，ＳＢ，ＥＴ親子，ＳＲ兄弟，ＵＳ及びＮＣについても初期供述を開示し，これらの人々の供述と二人の自白の調整が図られたこと（二人の自白に「秘密の暴露」がないこと）を検証することが重要であると指摘した。

（ウ）第３に，目撃証言に関する研究を，実務家の手になるものを含め，先駆的なものから最近のものまでを紹介し，研究成果を踏まえた合理的な認定を求めた。

イ　W証言について

（ア）評価の視点について

Ｗ証言が信用できないことを論じる前提として，はじめに，Ｗに関する新証拠と開示証拠を列記し，確定３審がＷの確定１審証言が信用できるとして挙げた６点がもつ問題点を指摘した。

そのうえで，Ｗの識別に影響した諸要因を，往路及び帰路の各目撃について，「出来事要因」（目撃された出来事が持つ様々な特性）と「目撃者要因」（目撃者が持つ様々な特性）に区分し，それをさらに知覚－保持－再生の３段階に区分して各段階に影響した要因を整理，列挙した。「出来事要因」としては，①２人の人物の目撃による注意の分割，②うち１人は後ろ姿の目撃であること，③夜間の暗い場所での目撃，④２秒程度の極めて短時間の目撃，⑤バイクを時速３０㎞で自ら運転中の目撃の５点が，「目撃者要因」としては，①既知の程度が高くない人物の目撃，②非意図的目撃の２点があげられる。

（イ）厳島第１鑑定書

再審請求書の中で詳細に紹介した厳島第１鑑定書の内容を要約し，さらに，同鑑定書が指摘した確定２審の検証の問題点を取り上げて検討した。とくに「裁判官の識別の経過が明らかでない」という指摘について，検証調書を詳細に検討し，裁判官は，あらかじめ誰が甲点および乙点に立っているか知っていたのではないかと指摘した。

（ウ）Ｗ供述の変遷

Ｗの供述の変遷を網羅的に検討した。往路については，①自宅出発時間，②自宅に一旦戻ったか，③被害者方前通過時刻，④２人の人影に気づいた地点，⑤櫻井との事前面識の程度，⑥杉山との事前面識の程度，⑦櫻井の振り向く動作の有無，⑧櫻井・杉山の立ち位置，⑨櫻井の識別時期と根拠，⑩杉山の識別時期と根拠，⑪被害者方の様子についての目撃内容，⑫通行人についての目撃内容という各項目ごとに往路目撃供述表を作成添付し，帰路については，①布佐モータース出発時刻，②Ｗが人影を目撃した地点，③人影の位置と動き，④人影の識別とその根拠，⑤人影目撃後，被害者方前に至るまでのＷの行動，⑥悲鳴とＷの行動，⑦被害者方の電灯に関する供述という各項目ごとに，帰路目撃供述表を作成添付し，詳細な分析結果を示した。旧証拠の脆弱さを理解する上ではもちろんのこと，新旧証拠の総合評価の重要な資料となったと思われる。

（エ）高木・大橋意見書（新証拠８１）

多くの目撃証人のなかで，W証言の異常な変遷は，捜査官の誘導だけでは説明しきれない部分がある。その供述の特徴について検討を加えた高木・大橋意見書（新証拠８１）の概要を述べた。意見書は，出来事の想起内容のソース（源泉）を特定することを優先する方略を「ソース・モニタリング優先型ストラテジー」と呼び，聞き手による追及に局所的に対処する方略を「コミュニケーション優先型ストラテジー」と呼んでいる。そして，Wは，後者の方略をとっているので，目撃証言の質は劣ると指摘する。結論としては，コミュニケーション（証人尋問も一形態）の機会が増えるほど体験した記憶から遠ざかるので，Wの最初期の供述がもっとも重要であると指摘している。

ウ　Ｉら５人の目撃証言について

心理学研究の結果および開示証拠により明らかとなったことをふまえて，日にちの記憶が問題となったＩ，Ｋ，Ａ，Ｔ，Ｅの日にちを特定する各証言部分が信用できないことを論じた。概要は以下のとおりである。

（ア）厳島第２鑑定書（新証拠７２）

大学生を被験者として，（ａ）公共的出来事の日にちの記憶に関する調査，（ｂ）複数の公的出来事の日にちの相互関係の記憶に関する調査，（ｃ）自ら体験した１日の複数の出来事の時間的関係の記憶に関する実験，（ｄ）自ら体験した複数の日にわたる出来事の時間的関係の記憶に関する実験をした。詳細は，第３章第７節で述べたとおりである。

その結果，①５０日も経てば出来事を目撃した日にちを想起することは困難であり，②インパクトのある出来事と接近した出来事であっても，５０日も経てばそれを根拠に想起できることもないことが明らかとなった。Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｔらがのべた「列車事故」は日にちの記憶の機縁とはなりえないことが明らかにされた。

（イ）植松博士の先駆的研究（新証拠８７）

刑事法学者であり，また心理学者でもあった植松博士には供述の信頼度に関する先駆的な研究がある。同博士は，裁判官，学者，法学部学生という思考力，記憶力も充分で，冷静な判断を期待できる者を被験者にして，（ａ）問いの暗示性と供述の信頼度に関する実験，（ｂ）供述に対する暗示の影響力に関する実験，（ｃ）ある出来事に関する供述の信頼度に関する実験，（ｄ）目撃後２か月余の証言の信頼度に関する実験，（ｅ）熟知者の集会に関する供述の信頼度に関する実験を行った。その結果，①日にちの記憶が困難であること，②暗示・誘導の危険性を指摘した。以上の実験の一部は，すでに第３章第７節で紹介したが，補充書（７）では，以上の実験結果を詳しく紹介した。このうち（ｅ）の実験は，出来事から実験までが８～１３日と比較的短期間であり，８月３０日付け捜査報告書があるとされたＥ供述を評価する参考になると思われた。

（ウ）Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｅ，Ｔの証言は信頼できない

以上の新証拠と開示証拠に基づき，Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｅ，Ｔの証言は信頼でき

ないことを総括的に指摘した。

① ５０日後の日にちの記憶はあてにならない

厳島第２鑑定書により，５０日も前の出来事ともなれば，その日にちを正確に想起できないことが明らかとなったが，実際，Ｉ，Ｋの初期供述（Ｉの１０．２２員面，Ｋの１０．２０員面）は，「成田線の出会い」や「栄橋石段の一件」を８月２８日のことと述べていない。

② 「列車事故」は日にちの記憶の機縁とはなりえない

Ｉら５人は，いずれも最終的には「列車事故の翌日」を記憶の根拠であると供述したとされるが，二人を目撃したのが，なにゆえ「列車事故の翌日」と言えるのかについて具体的な根拠を挙げた証人は一人もいない。

また，厳島第２鑑定書によれば，同じ日に授業とビデオ撮影が行われても，あるいは午前中抜き打ち試験があった日の午後の授業に助手が登場しても，約５０日後では，それらが同じ日の出来事と想起・特定することが不可能であることが分かった。

したがって，列車事故を機縁として二人を目撃したのは８月２８日であるとの証言は，人間の記憶として，実は不自然きわまりないことである。

③ 取調官による誘導の存在が明らかである

Ｔ，Ｉ，Ｋ及びＡは，自ら二人との出会いを申告したものでなく，（別の日の出来事を当てはめた）二人の供述を裏付けようとする捜査当局の意図の元に，事情を聴取された者であることが証拠開示の結果明らかとなった。取調官の予断に基づく誘導の存在が疑われる。植松博士の研究は誘導の効果は決して無視できないことを教えている。

実際，Ｉは公判廷で，「警察で行き会っていると言われたので，それでは行き会っているのでしょうと返事した（第４回公判）」と証言し，Ｋも「警察や検察庁では，『・・・８月２８日だ，櫻井も他の関係者もそういっているから間違いない』と何回も言われたので・・」調書に署名・捺印したと弁護人に述べている。

厳島第２鑑定及び植松研究に反する５人の証言の不自然すぎる一致は，捜査官の誘導があったからとしか考えられない。

④ １１月１８日Ｉ検面の意義

本節３で述べたＩ検面の開示は，取調官による誘導の事実を一層浮き彫りにした。これにより，Ｉは１０月２２日に供述を録取されたときだけではなく，１１月１８日の時点でも，「杉山君とはこの汽車でよく行き会いますので２８日と断言」できないと述べていることが分かり，結局，捜査・公判を通じ，８月２８日と断言しているのは吉田検事による１２月１７日検面だけであることが明らかとなった。その検面では，何も新たな根拠を示さないまま８月２８日と断言したことになっている。これは吉田検事の誘導の産物以外の何ものでもない。

確定３審決定は，Ｉが「検察官調書の内容は間違いない」と証言したことを根拠に８月２８日と認定できるとしたが，１１月１８日検面の出現により

確定審決定の判断はその基礎を失った。

⑤　Ｅ証言も信頼できない

開示された目撃供述の中で，Ｅに関する８月３０日付捜査報告書だけは，事件の２日後に布佐駅前で杉山を目撃したこととされており，一見，有罪認定を支える有力な証拠となりうるように見えた。しかし，８月３０日にＥに聞き込みをしたことになっているが，同報告書の正確性には疑問がある（なお，第３部第５章第５節５（１０）参照）。仮に８月３０日に聴取されたものとしても，Ｅは「その晩だったと思うが，乞食の寅という者の女将が」と述べるなど，２日前の出来事の記憶ですら確実ではない。植松博士の前記実験結果からもＥが８月２５日に目撃した出来事を８月２８日のことと混同することは不思議ではない。さらに，Ｅの目撃した杉山の連れと，杉山の自白で同人の連れとされているＩ，Ｋとでは，身長，住まい，風体のみならず，行動パターンも全く異なっている（第２節４参照）。

Ｅ証言も心理学の知見等に照らし，正確なものとは言い難いことを明らかにした。

エ　ＯＭ親子・ＳＢらの目撃証言について

前記Ｂ群の証人の供述調書等を検討した。

（ア）ＯＭについて

開示されたＯＭの１０月１６日員面は，ＯＴの１０．１６員面と類似しており，ＯＭが目撃した人物は，身長等が違う。誘導が認められる１２月１６日検面でも，「体つきは大柄と感じなかった」などと供述しているので，杉山でないことは明らかである。他方，１０月３１日員面及び１１月１８日検面は，目撃した人物の身長が杉山の身長（１ｍ８０㎝）に近似するよう誘導されている。

前記１０月１６日付け員面，１１月１８日付け検面及び１２月１６日付検面によれば，ＯＭが被害者方前を通過したのは午後７時２４，５分頃になる。他方，二人の自白によると，その時刻に被害者方に行くことは不可能である。したがって，時間の点でもＯＭが目撃した人物は二人ではない。

ＯＴについては８月３０日付け捜査報告書が開示されている。ＯＭも同日自発的に被害者方前で２人の男を目撃したことを警察官に話したと１０月１６日付け員面において供述している。したがって，１０月１６日より前に作成された調書があるはずである。

（イ）ＳＢについて

ＳＢが被害者方前を通過したとき見た男性について，１０月２７日付員面及び１１月１日付け員面では，「背のすらっとした男」だったのに，１２月１７日検面では「背の高い人」と変わっている。吉田検事が杉山の身長に近づけようと誘導したのである。

事件発覚直後に警察から事情を聞かれたと公判で証言しているので，その頃の調書があるはずである。

（ウ）ＩＫ

９月８日付捜査報告書では，バイクで栄橋入口にさしかかったとき，「背のすらっとした高い男」と「背の小さい男」を見たと供述していた。ところが，二人が逮捕された後に作成された１０月１６日付け員面及び１１月１８日付け検面では，「背の高い男」は杉山の身長に，「背の低い男」は櫻井の身長に近似するように誘導されている。

（エ）Ｂ群の証人の供述の特徴

以上のように，開示証拠によれば，Ｂ群の証人らは，被害者宅前やその周辺で男を目撃したが，誰もそれを杉山とは特定していないし，その供述経過を辿れば，目撃した男の特徴が杉山に近づくように変えられていることがわかる。

オ　ＳＲらの供述について

二人の自白を裏付ける証人（ＳＲ，ＵＳ，ＥＴ親子，ＮＣ，ＴＧ。以下「Ｃ群の証人」という。）の供述調書等についても検討した。

警察は，８月３１日の時点でＳＲが工場前で洗車していた事実を把握し，ＥＴから８月２８日夜栄橋で釣りをしていたことを聴取しており，さらに，９月１１日の時点でＴＧ宅の北側のガラス戸が開いていたことも知っていた。そのほか，事件発覚直後の聞き込みで当夜星野製作所で残業をしていたことや，ＮＣ家で通夜がいとなまれていたことも把握していたはずである。

杉山１０月２３日付け員面で，周囲の状況について突然詳しく語り始めた。これらＣ群の証人について，１０月２３日以降の供述調書として提出されているものがあり，一見すると，杉山の供述がこれらの供述調書で裏付けられているように見えるが，それは警察があらかじめ知っていた情報にもとづいて誘導したものであることを指摘した。

カ　アリバイ関係供述について

以上のとおり目撃証言の信用性が失われた結果，アリバイ成立の可能性が一層高まったことを指摘したうえで，再審請求理由補充書（４）に続き，ここでもアリバイ成立の可能性の拡大を総括的かつ詳細に論じている(第２節４参照)。新たに指摘した点は以下のとおりである。

櫻井獄中日記には毎日の天候が記載されている。新証拠３３は，竜ヶ崎観測所と土浦観測所の気象データであり，日記の天候記事が気象データとよく符合していること，また，開示されたWによる櫻井の面通し（昭和４３年３月１３日）の際の写真撮影報告書に照らし，櫻井日記の記載が極めて正確であることを指摘し，獄中日記のアリバイ主張が信頼に足るものであることを論証した。

杉山は，８月２５日及び２６日も外出して雷雨に遭遇した供述しているが，松戸区内観測所の気象データ（新証拠３４）に照らし，杉山の雨供述が正確であることを論証した。

（５）自白調書と自白テープを弾劾する＝再審請求理由補充書（８）

弁護人は，再審請求書と再審請求理由補充書において，刑事実務家及び研究者の研究成果に基づき，二人の自白は任意性・信用性に欠け，とくに研究の中で確立された自白の注意則に照らすならば，二人の自白はおよそ信用できない

ものであることを述べた。

この再審請求理由補充書（８）ではこの二人の虚偽自白の分析をさらに進め，法心理学の成果を踏まえて，自白に至った経過と虚偽の供述内容が形成・展開された経過の全体を動態としてとらえて分析し，これらの自白に虚偽自白の心理学的特徴が顕著に表れていることを明らかにするとともに，二人の録音テープは自白の任意性を担保するどころか，自白の任意性と信用性を損なうものであることを論証した。虚偽自白班（山本，荒川，福富，柴田，相川）と録音テープ班（青木，松江，井浦，秋元，佐藤米生）のこの段階での集大成である。

ア　虚偽自白の形成過程の分析

「法と心理学会」（２０００年～）や日弁連の目撃証言研究会（１９９６～２０１１年）の活動に代表されるように，心理学は法律実務の分野に地歩を占め，大きな貢献を果たしつつある。そのトップランナーともいうべき浜田寿美男奈良女子大学教授は，『自白の研究』等の著書において，「否認から自白に落とされる過程」と，「自白後に犯行内容を供述する過程」を区別したうえで，①前者の取調べの場は，取調官が被疑者に強大な圧力を加える場であること，②後者の自白後については，圧力を加え続ける取調官とこれから回避したいとする被疑者の相互作用の中で自白が形成されること，をそれぞれ指摘している。これらの指摘をもとに，この補充書では，まず以下の２点を論じた。

第１に，本件でも，捜査が難航，批判が強まる中で，捜査当局が次々と別件逮捕に踏み切り，最後に別件逮捕された櫻井，杉山には，二人を犯人とする強大な圧力が加えられ，その結果，自白を余儀なくされた経過を明らかにした。

第２に，「私がやりました」と自白をしても，「どういうふうにやった」とまで言わなければ，取調官は満足せず，取調べの圧力状況は強まる一方という中で，本件でも，二人が周辺情報や捜査官の追及情報などから犯行状況を想像し，そこにさらに自らの体験情報（他の日の出来事や，類似体験等）を組み込み，いわば「犯人に扮して」，取調官との共同作業で筋書きをつくり出していったことを明らかにした。そして，こうした取調べの構図のもとでは，自白は，捜査情報（現場の状況，共犯とされる被疑者の供述，目撃供述等）に沿うように整理されるのは当然のことであり，確定審のように「自白は大筋で一貫している」「請求人らの供述が具体的であるとか客観的事実と一致している」というだけでは，自白が信用できるということにはならないことを論じた。

そのうえで，自白の形成過程を力動的に見れば，二人の供述には，自己の「体験の記憶」に由来するものではなく，「想像により構成」されるものであるがゆえに，以下のような「虚偽自白の心理学的特徴」が現れていることを指摘した。

①　自白が著しく変遷し，変遷に合理的理由がないこと

非体験者の虚偽供述は，時間をさかのぼって逆行的に理屈で物語を構成せざるを得ないために，体験者の順行的な視点から見て，現実とどうしても折り合わない矛盾，あるいは不自然さが含まれてくる（逆行的構成の問題）。理屈で物語を構成したために生じた矛盾を，再び理屈で解消しようとして，

結果的に真犯人にはありえない奇妙な変遷を生じさせてしまうのである（浜田寿美男『うそを見抜く心理学』１９６頁，ＮＨＫブックス）。

本件で確定審は，二人は逮捕後ほどなく自白していることを任意性の根拠として指摘したが，櫻井の最初の自白は，その大半が後に撤回，変更され，原形を止めないものとなってしまうレベルのものであり，それにもかかわらず，このような杜撰な「自白」が，続く杉山の自白を含むその後のすべての自白や多くの目撃供述の出発点とされてしまった。その杉山の最初の自白も，共犯とされる者同士の間で食い違いだらけの粗末な供述でしかなかった。補充書（８）では，個別事項（犯行前，格闘・殺害，物色・強取，偽装工作，犯行後）ごとに変遷の実情とその主要な特徴を整理しながら，捜査経過との相関関係で供述の変遷をとらえなおし，もって，二人が犯行事実と現場を知らず満足な供述をなしえないからこそ，空疎な供述の肉付け，二人の間の自白の調整，客観的事実との不一致部分の是正，裏付け情報との調整のために，膨大な時間の取り調べのもとで，供述を変遷させていったことを明らかにした。

このうち，①櫻井が物色した財布，②便所からの脱出状況及びその際の情景，③第１回往路で見た風景と通行人などについては，ある時点から突然，人間の記憶のあり方からみて不自然なほど詳細な供述が始まる。これらはいずれも，事前情報，追及情報，あるいは二人の経験に基づく「あてはめ」により構成できるものばかりで，その内容は少しも自白の信用性を担保するものではなく，のみならず，異常ともいえる詳細な供述は，かえって，取調官の捜査情報の押しつけにすぎないことを示している。

② 共犯者とされる被疑者の供述の相互の矛盾

複数で一つの罪をおかしたとき，真の自白ならばそこでの相互の役割が互いに矛盾なくかみ合って，おのずと一つの犯行筋書が組み上がるのでなければならない（浜田寿美男『自白の研究』６０８頁，北大路書房）。

ところが，本件では，多くの事項，とくに，格闘・殺害，物色，偽装工作という本件犯行の核心をなすとされる部分について，二人の自白がほとんど食い違い続けており，吉田検事が調整をはかった後も，合流場所，白い布製三つ折り財布，ガラス戸の偽装工作（２枚のガラス戸の処置，二人の位置関係），便所の偽装工作（示し合わせた場所，便所で声をかけた人），逃走した列車の発車時刻などについても，捜査の終盤まで食い違ったままで推移している。それでもなお解消しきれない矛盾を数多く残してしまうような自白は，犯行体験を共有したものの供述ではありえないことを指摘した。ここでは，当初供述から最終供述までの間の二人の供述の「食い違いの変遷」がわかるように一覧表を作成，添付した。

③ 無知の暴露だらけ

殺害，物色，偽装工作などに関する二人の自白は，現場の客観的状況や死体の客観的所見との間に重大な不一致がある。

非体験者が，結果として与えられた現場状況や諸証拠から出発して，それ

らを何とか組み込んだ物語を組み立てるとき，自分の想像で語った供述が，もとの現場状況や諸証拠を勘案しきれずに，その範囲を逸脱し，現実からはみ出してしまうことがある。つまりそこに，供述者が現実の様子を体験していないが故の無知が露呈してしまう。この非体験者ゆえの「無知の暴露」は想像的構成に付随する重要な指標として注目される（浜田寿美男『＜うそ＞を見抜く心理学』１９７頁，『自白の心理学』４５頁，１７６頁以下，岩波新書）。

本件でも，真犯人であればとうてい理解しがたい内容の供述，現場や犯行に対するいわゆる「無知の暴露」ともいうべき事態が散見される。二人の供述が事件の内容に照らしてあまりに空疎であり，８畳間の床落ち，死体及びその周辺の状況，ロッカー，扇風機，小豆の缶詰など，犯人であれば本来詳しい説明があってしかるべき事項について説明がない事項が多く，二人が固有の経験を積極的に供述したものとはとうてい考えられない。

④　秘密の暴露がない

体験者（真犯人）は当の体験を記憶に刻んでいるが故に，第三者（捜査官）が採取した証拠から推測できる以上の何かを知っている。そのことが供述に表れて，その供述内容が事後的に客観的証拠をもって確認されれば，これは体験者の「秘密の暴露」と言ってよい。二人の自白には，秘密の暴露は皆無である。

これに対し，非体験者（無実の被疑者）の虚偽自白は，周辺情報・伝聞情報，追及情報による想像や体験情報の組み込みでストーリーを構成できる範囲に留まっており（浜田『自白の心理学』３９頁），また，一貫し事実と符合する供述部分も誘導の範囲に留まる（同１８４頁）。本件で犯行現場の客観的状況に関する二人の供述は，いずれも二人が報道等により事前に得ていた情報や，捜査官の追及を通じて感得できる現場の状況に関する情報により，構成できるものである。その顛末について，櫻井は，確定１審で次のように述べている（確定１審第３０回公判調書３４３５丁）。

「ですから早瀬さんの調べというものは，それからどうした，そのときはどうだったんだと，そういうふうに警察が聞くでしょう。具体的な例を出せば，Ｖちゃんがどんなズボンをはいてたんだ，茶色だったか，黒だったか，と聞くと，私はわかりませんから黒だったかな，茶色だったかなというと，考えて見ろというんです。そこで黒だったかも知れないんですというと，いや，違うだろう，もっとよく考えろというような調子であのような調書になったわけです。自分がやったことじゃないから，すらすら答えられないんですよ。小さいことを一つ一つ聞いていって，それをすらすらと答えたように調書が作られているだけなんです。」

⑤　誤った捜査の自白への反映

捜査側が誤って認知した事件情報を気付かずに流してしまえば，それが被疑者の自白にそのまま入り込むことがある（浜田『自白の研究』５６７頁）。その被疑者の供述は被疑者本人の記憶に由来するものではなく，捜査官の示

唆，誘導，強制によるものであることを示すことになる。

本件では，我孫子駅で出会ったというＳＨ，勝手口入口のガラス戸の開け口，首の周りのパンツの長さ，白い布製三つ折り財布の有無，柏の旅館宿泊の有無などはその好例であり，既述の連鎖的変遷もその一種と言える。

法律実務家や法学者が確立してきた虚偽自白の注意則とともに，これら心理学的観点から見た自白分析も，極めて大きな意義があると思われる。

イ　録音テープ

櫻井１０．１７録音テープが２００２年１０月４日に開示された（第１節４参照）。以下はその結果，明らかになったことを指摘するものである。

（ア）櫻井１０．１７録音テープに関する外形的事実（中断と空白の事実）

取調官早瀬の発言から，途中で取調べを一旦終えて，それまでの録音内容を聞かせた後，再度取調べを開始していることがわかる。

そこで，録音開始時刻，前半終了時刻，録音再生時間，後半録音開始時刻および終了時刻と録音時間の実測値とを比べてみた結果，前半部分で約１５分間，前半部分と後半部分との間で５０分程度録音していない空白の時間があることが認められた。また，前半部分に中断箇所が少なくとも４か所あることがわかった。

（イ）櫻井１０．１７録音テープによって明らかとなったこと

櫻井１０．１７録音テープによって，以下の点が明らかになった。

①　捜査官が偽証をしていたこと

確定審において，早瀬や深沢が，昭和４２年１１月２日に櫻井供述を録音したテープ（以下「櫻井１１．２録音テープ」という。）以外には録音テープはない旨再三にわたり証言していたが，櫻井１０．１７録音テープが開示された結果，早瀬，深沢の証言が虚偽であることが明らかとなった。早瀬らの偽証は，再審開始決定および再審判決でも認定されている。

②　捜査官の証言より，二人の供述の方が信用できること

こうした取調官の偽証とは反対に，櫻井が１０．１７テープ録音前後のこととして述べていた供述経過は１０．１７テープの内容と符合する。たとえば，「テープレコーダーをかけたときに，（早瀬は）自分の自由意思だと言っていたが，二度ぐらい途中で止めた。ぶん殴っても，金を盗ってくるというようなことを言わなくちゃ駄目だとかいって止めたことがあった。」と供述したが，１０．１７テープでは，後半録音開始早々に「杉山が『ぶっ飛ばしてでも金取ってきちゃう』と言った」と追加されていた。

杉山を取り調べた森井が，１１月２日付け員面の記載（「この前録音テープを使って調べられたとき」とある）に反して，公判廷で「テープは１１月３日に一回とっただけ」（以下「杉山１１．３録音テープ」という。）と言い張っていたのに対し，杉山はもう１本存在すると供述してきたが，ここでも，杉山の供述の方が信用できることは明らかである。

③　二人の自白の任意性，信用性がないことが明らかとなったこと

１０．１７テープによると，後半部分（杉山自白後）で前半の供述を訂正

して「首をしめた」と自白させられている。これは，櫻井が，杉山が捕まれば自分の無実が明らかになると思っていたのに，捜査官から，杉山は「櫻井が首をしめた」と言ったと聞いて絶望して，これに迎合する形で「自白」させられてしまったのである。１０．１７テープはこうした不当な取調べの痕跡が残されているテープだからこそ，早瀬と深沢は，偽証をしてまでもその存在を隠そうとしたのである。

④　１０．１７テープは，櫻井が犯人でないことを示している

１０．１７テープは，実体験や，別の日の体験，類似体験の部分を除く，犯行に関わる肝心な部分はごくわずかであり，かつその内容も空疎である。また，その多くが後に変更を余儀なくされている。①犯行前に我孫子駅でＳＨに会ったか否か，②首を絞める際にパンツを使ったか否か，③ロッカーの中から盗った現金が６万円か，７０００円か，④ガラス戸，便所の偽装工作を行ったかどうか，など，１０．１７テープの前後で供述を大きく変更している点が多く，そこには誘導があったことがうかがわれる。

「ぶっ飛ばしてでも金取ってきちゃう」とあらたに言及させられたことは前記のとおりであるし，足の縛り方について現場の客観的状況と異なり，部屋の中の様子をスムーズに述べることができなかったために，テープを停止，中断している様子がテープからもうかがわれる。

この１０．１７テープとは異なり，１１．２テープの内容は確定的で具体的である。これは，取調べを何度も繰り返していくうちに具体的に観念できていった結果にすぎない。最初から確定的かつ具体的に供述できていないことは，１０．１７テープは犯人が自己の体験を供述したものとはいえないことを示しており，だからこそ早瀬も深沢もその存在を否定したのである。

杉山の１１．３テープより前の録音テープが開示されず，森井がその存在を否定するのも，それを開示すれば同様に犯人が自己の体験を供述したものといえないことが明らかになるからである。

（ウ）最高裁（確定３審）決定は成り立たないこと

録音テープに関し，確定審の最高裁決定は，櫻井１１．２テープについては「自ら体験しない事実ならばとうてい引続いて整然と供述しえないことを具体的に首尾一貫して供述したものであること」，及び杉山１１．３テープについても同旨の理由で，自白の任意性，信用性が認められるとする，大きな根拠の一つとしている。

しかし，前記のとおり，１０．１７テープによれば，録音が中断される箇所が複数あり，「引続いて整然と」供述したものでないことは明らかであり，捜査官による誘導の痕跡も残されていて，到底そのようには言えない。櫻井，杉山が確定審で取調経過について供述したとおり，暗示，誘導があったことが明らかである。

「整然と」供述されたはずの１１．２テープ及び１１．３テープの供述内容が，後に多くの点で変更されていることからすると，「引続いて整然と」供述することは自白の任意性，信用性の裏付けとはならない。

すなわち，録音テープは，録音時までの「学習の成果」にすぎず，何ら自白の任意性，信用性を表すものではないのである。

（エ）以上のとおり，開示された１０．１７テープから，かえって二人の自白には任意性も信用性もないことが明らかとなった。

（６）再審開始は当然である＝弁護人最終意見書

証拠，主張の最終の提出期限が定められたのを受けて，弁護団は，以上のとおり，必要な補充書や新証拠を提出することとあわせて，それまでの審理結果を総括した意見書を提出期限である１１月３０日に提出した。その内容は，以下のとおりである。

ア　意見書の構成

意見書では，本文に入る前に，「はじめに」として，刑事裁判の原則（無罪推定，疑わしきは被告人の利益に）を述べ，それが再審にも当てはまること（白鳥，財田川決定の確認），検察官の主張はこれに反すること，本件においては，少なくとも確定審の事実認定には合理的疑いが生じたものとして，ただちに再審開始の決定がなされるべきであることを述べた。

それに続いて，①確定審の証拠構造と判断の特徴・問題点を述べたうえで，②無罪方向の証拠など，重要な証拠が確定審では提出されておらず，審理が不十分になったことが再審請求審において明らかになったこと，③確定審において有罪立証の証拠とされた自白に任意性・信用性はなく，また，犯行の情況証拠，自白の補強証拠，アリバイの排斥証拠とされた目撃証言の信用性がいっそう崩れ，④自白のストーリーは成り立たず，アリバイ主張の方が合理的であること，⑤したがって有罪の証拠はないことを述べた。以下，その概要を述べる。

イ　確定審の証拠構造と確定審の判断

（ア）本件で二人と犯行とを結びつける証拠は自白しかないこと，すなわち，結び付けの物証は皆無で，直接証拠は自白のみであり，目撃証言は二人と犯行とを直接結びつける証拠にはならないことを指摘し，そして，確定審の判決，決定が描く８月２８日のストーリーのうち，①被害者宅に至るまでの行動とされる部分を裏付けるものとして，Ｔ，Ｅ，Ｉ，Ｋ及びＡの各証言があり，②被害者宅前における櫻井，杉山の存在を裏付ける目撃証言としてW証言があるが，③本件犯行に直接関わる部分で二人と犯行を結びつける証拠は二人の自白しかなく，現場には二人と犯行とを結びつける物証は皆無であるという証拠構造の特徴を明らかにした。

（イ）確定審段階の証拠状況を見ても，①犯行の痕跡は現場に多数残されているにもかかわらず，指紋・掌紋・足跡･毛髪・遺留品等二人と結びつく証拠は皆無である，②目撃証言のうち（ア）①の被害者宅に至るまでの行動を裏付けるとされる５人の証言は，櫻井，杉山のごく日常的な行動に関してのもので，それ自体として犯行を証明するようなものではないし，他の日の出来事を犯行日のことと混同して誤って述べた可能性が高く，現に確定審においてこのうちＩ及びＫは他の日のことであると述べており，そのためＡ証言にも疑問が生じ，その結果，アリバイ不成立の根拠も崩れている，③被害者宅前での

Wの目撃証言については，帰路証言については確定２審においても信用性が否定されており，往路証言についても信用性が乏しく，確定審段階で既に大きく崩れている，④これらの目撃証言は，確定審では，自白の補強証拠として，情況証拠として，さらにはアリバイを否定する証拠として，大きな役割を担わされていたが，自白による犯行ストーリー中のごく周辺部のもので，自白のストーリーが全体として成り立って初めて補強証拠や情況証拠となり得るものに過ぎない，⑤自白は，相互に補強されるどころか，食い違いがはなはだしく，任意性と信用性にも疑いがあり，これを支える確かな証拠は以上のとおり何もない，⑥このように，確定審の証拠はそれぞれが信用性や証明力の乏しいものであり，それぞれ独自ではおよそ犯行の立証にはならないようなものでありながら，相互にもたれあいかろうじて有罪の証拠となっているもので，確定審の証拠構造は極めて脆弱なものであるを指摘した。

（ウ）そのため，確定審における判示もはなはだ説得力に欠けるもので，物証のないこと（二人の指紋が検出されないこと）に関して「被告人両名以外に本件犯行の犯人がいると疑わせるものはなく，また，指紋により犯人を特定することができないからといって，そのことだけで直ちに被告人両名の犯行を否定し本件強盗殺人の認定を不能とするわけにはいかない」（確定２審判決，確定３審決定もこれを肯定）とし，勝手口の西（左）側のガラス戸を開けて８畳間西側ガラス戸のところを見ることができるかどうかに関して「上体を右前の方に屈めて，奥の方を覗きこめば，茶だんすの奥の冷蔵庫はわずかに９０センチメートルに過ぎず，その上を通して，八畳間の方の人物を認めることができないわけではなく」（確定２審判決）などと，証拠には現れない仮定の議論までして，「・・・からといって・・・とするわけにはいかない」「・・・すれば，・・・できないわけではなく」などと数々の苦しい弁解をしながら，かろうじて有罪を認定し，維持していることを指摘した。

（エ）そうした証拠状況でも，確定審は，①二人を取り調べた捜査官が，強制，誘導，偽計等はなかったと証言していること，②二人の録音テープの存在という２つの根拠をあげて自白の任意性を認め，また，「犯行現場の状況，犯行態様，殺害状況，殺害後の犯跡隠蔽の状況に関する被告人両名の自白内容は，検証調書，実況見分調書，鑑定書によって認められる現場の客観的状況，死体の状況に一致しており，それらの間に矛盾がない。」等と述べて，自白の信用性を肯定した。

そうした誤った判断に至った理由を，ウ以下で明らかにしていった。

ウ　確定審で重要な証拠が提出されず，審理が不十分になったこと

確定審で誤った判断を導いた原因について，以下のとおり指摘した。

（ア）確定審においては，重要な証拠が提出されていなかったこと

本再審請求審において，開示された証拠だけを見ても，①判決の結論に重大な影響を及ぼすべきいくつかの重要な証拠が確定審においては提出されていなかったこと，②確定審で有罪の根拠とされた供述証拠は，捜査過程で変容させられてきたものであること，③有罪立証に不都合な供述証拠は提出さ

れず，変容した有罪立証に都合の良い供述証拠だけが提出されていたこと，④その結果，確定審での証拠関係は真実を反映しないものとなり，裁判における真実の発見が阻害され，審理が歪められたこと，⑤確定審で有罪の根拠とされた証明力に乏しかった証拠が，開示証拠によりさらに証明力のないものであることが明らかになったこと，⑥確定審にこれらの証拠が提出されていれば，無罪を言渡すべきことが明らかになったであろうこと，が明らかになった。

（イ）そして，開示された証拠により明らかになった捜査過程等は以下のとおりである。

①　無罪方向に働く証拠の不提出

殺害方法に直接関わる死体検案書，被害者の頸部にあった「志村菓生堂」の文字のある物体に関する情報，首絞めパンツ，口詰めパンツはいずれも審理に供されていない。

請求人らの現場不存在はもちろん第三者の現場存在に結びつく毛髪鑑定書も確定審には提出されなかった。このため，確定２審は「被告人ら以外に本件犯行の犯人がいるのではないかと疑わせるものはない」旨誤った認定をし，有罪認定の根拠の一つとなっていた。

被害者方前にいた人物をはっきりと目撃し，その人物の特徴は二人と全く違うことを供述していたＯＭの供述調書も，また，自白の信用性（とくに物色行為と指紋の関係）を考えるうえで重要な情報を提供するＩＧの供述調書も，確定審には提出されなかった。

②　確定審での証言は変容させられた後のものであること

目撃に関するＷとＩら５人並びにアリバイに関するＦらの初期の供述調書等が開示された結果，確定審段階では，目撃・アリバイ関係の供述は，捜査過程で有罪立証に都合良く変容されたものだけが審理に供され，ＯＭの供述調書等無罪方向に働き，有罪立証に不都合なものは，審理には一切供されなかったことが明らかになった。

③　１０月段階の録音テープの存在と捜査官の明らかな偽証

確定審が自白に任意性ありとする一つの根拠とした，捜査官の証言と録音テープに関しても，櫻井の１０月段階の録音テープが提出されてその存在が明らかになったことにより，録音時の供述状況，録音回数，録音の中断等に関する捜査官の証言は虚偽であり，捜査官は有罪維持のためには偽証まですること，供述経過についても，捜査官の証言より二人の供述の方が信用できることが明らかになった。

④　自白の開始，形成，変遷の過程

櫻井の１０月段階の録音テープの開示と，目撃証言の形成と変遷の過程が明らかになったことにより，虚偽の自白がどのようにして始まり，形成されていったかという過程もより一層明らかになったこと，１０月の録音テープにより捜査官の誘導が明らかになり，１１月の録音テープは録音時までの「学習の成果」にすぎず，それ故その後変更を余儀なくされており，いずれ

も自白の任意性，信用性を表すものではないことを述べた。

エ　有罪立証の証拠は何もないこと

（ア）最初に，①櫻井１０．１７録音テープが開示され，捜査官の偽証と自白の任意性判断に誤りがあったことが明らかになったこと，②自白と犯行現場の客観的状況との甚だしい不一致が明らかになったこと，さらに，③獄中日記や開示された供述証拠により，自白に任意性も信用性もないことが明らかになったこと，④情況証拠，自白の補強証拠，アリバイ排斥証拠とされた目撃証言も，鑑定結果や開示証拠により崩れたこと，⑤アリバイ関係の新証拠や開示証拠によりアリバイ主張の合理性が明らかになったこと，⑥結局，本件において合理的な疑いを超える有罪立証はないことを総括的に述べた。

（イ）そして，以下の①～⑦のとおり，確定判決やそのもととなった自白のストーリーは，その全ての過程で支える証拠の無いことが明らかになったことを，順に論じていった。

①　Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｔ，Ｅ証言について

５人の供述の経緯，厳島第２鑑定書（新証拠７１）及び植松論文（新証拠８７）により，日にちの記憶の信頼性は低く，誘導で歪められる余地が大きいこと，Ｉ，Ｋは，確定審から石段の一件を別の日と証言していること，Ｉの１１．１８検面等の開示証拠で５人とも供述に不自然な変遷のあることが明らかになったこと，別の日の出来事であることを裏付ける証拠（新証拠８９のＳＴの員面等）もあることを指摘し，５人の目撃証言は信頼できないものであることを論証した（詳細は再審請求理由補充書（４），同（７）の項参照）。

②　Ｗ証言について

不自然な申告の経緯，供述の異常な変遷，厳島第１鑑定書（新証拠１１）のとおり識別が困難であること，供述に不合理な点が多く，大橋・高木意見書（新証拠８１）のとおり記憶に由来しない供述も見られること，そして同時刻に通過したＯＭらにより，被害者宅前にいた人物は二人ではないと認められることを指摘し，Ｗ証言が信用できないことを主張した（詳細は，再審請求書及び再審請求理由補充書（７）の項参照）。

③　殺害行為に関する自白について

木村第２次意見書及び尋問結果，開示された死体検案書及びパンツ並びに医学文献，そして，三澤意見書及び尋問結果にも鑑み，ⅰ）抵抗力のある被害者の口に布を押し込むことは極めて困難であり，抵抗を排して押し込めば口腔内外に損傷が残ること，ⅱ）自白の行為態様による扼頸では何の扼痕も残らないのは不自然であること，ⅲ）扼頸では表皮剥脱が生じることは困難で，死体の所見は絞頸に符合することを論証し，自白の変遷等にも言及して，殺害自白が信用できないことを論じた（詳細は，再審請求理由補充書，殺害行為に関する意見書の項参照）。

④　物色行為に関する自白について

荒居実験報告書（新証拠１～３），菅屋実験報告書（新証拠４），齋藤鑑

定書（新証拠４８），ビデオテープ（新証拠７８～８０），齋藤報告書（新証拠６４）等に基づき，荒居実験報告書は適正なものであり，自白どおりの物色をしていれば，二人の指紋が一つも検出されないことはありえないこと，その他物色自白は多くの点で現場の客観的状況に符合しないことを論証した（詳細は，再審請求申立書，再審請求理由補充書（３），同補充書（６）の項参照）。

⑤　ガラス戸偽装工作に関する自白について

新井実験報告書（新証拠９），直井・河合鑑定書（新証拠１０），ガラス戸工作再現ビデオ（新証拠８４）等に基づき，外すためにガラス戸を蹴ったらガラスが割れたという自白は，現場の客観的状況に符合せず，ガラス戸とガラスの破損は，格闘の結果と考えられることを論証した（詳細は，再審請求申立書，ガラス戸工作に関する意見書，再審請求理由補充書（５）の項参照）。

⑥　アリバイについて

アリバイを否定する最大の根拠であった目撃証言の信用性は失われたこと，１１月１７日Ｆ検面によってもアリバイ成立の可能性が高まったこと，杉山の映画や雨に関する記憶は正確であること等を指摘し，アリバイの成立を主張した（再審請求申立書，再審請求理由補充書（４）の項参照）。

⑦　獄中日記について

日記の内容と暗号使用等の特徴を述べたうえ，被害者や犯人への呼びかけをはじめとし，そこに記された内容そのものから日記の筆者が犯人ではありえないこと，さらに，取調べの状況やその際の心情などを描いた部分からは自白の任意性，信用性がないことは明らかであることを主張した（再審請求理由補充書（２）の項参照）。

（ウ）再審開始すべきこと

以上を踏まえて，①確定判決の論理は随所で破綻しており，これを僅かな可能性に依拠した「可能性論」を積み上げることで正当化しようとすることは許されないこと，②条件の僅かな相違に基づき些細な「可能性」を言い立てるのも，実験の意義を否定するもので不当であること，③明白性の判断においては個々の「可能性論」は失当であり，白鳥・財田川決定に基づく，新旧全証拠の総合評価がなされるべきであること，④検察官の主張する限定的再評価説は，白鳥・財田川決定に明白に反していること，⑤自白を唯一の直接証拠とする本件において，上記のとおり自白の信用性を揺るがす新証拠や開示証拠が多数提出されている以上，確定判決はそのまま維持し得ず，全面的再評価が必要不可欠であること，を主張し，⑥以上により，有罪認定を維持できないことは明らかで，再審が直ちに開始されるべきであると結論づけた。

第４節　延長戦

弁護団は，２００４年１１月３０日の提出期限に，再審請求理由補充書（５）～（８）

の４通と総括の意見書１通，新証拠２２点及び二人の意見書を提出した。「やるべきことはやりきった」「後は決定を待つのみ」と普通はなるところである。しかし，そこでも終わらないのが，この弁護団の厄介なところである。と，裁判所が思ったかどうかは知る由もない。

１　裁判官面会

２００５年に入り，１月と４月の２回にわたり裁判官面会を実現した。２のとおり証拠開示を求めたほか，４月２７日には，補充的であるが，新証拠１０４～１０６（放送されたビデオ）を提出し，さらに，事実調べ請求書（５）を提出して，ＯＭ証人の尋問を求めた。採用はされなくとも，証拠開示要請書とあいまって，初期供述を開示しないことの不自然さは一層理解されるはずである。

２　延長戦の証拠開示

証拠開示でも，ここから粘りを発揮した。証拠開示要請書（その１２）から（その１５）を提出し，さらに締めくくりとして「証拠開示に関する意見書」を提出した（開示要請と検察官の対応参照）。新たな開示の成果はなかったが，決定書を書いている裁判官の脳裏に，「あるはずの証拠が出ていない」という印象を多少とも与えたのではないかと思う。以下，各証拠開示要請書の概要とそれに対する検察官の対応を述べる。

（１）２００４年１１月４日付け証拠開示要請書（その１２）

ア　検察官が「不見当」と回答しているＯＭ親子，ＳＢ，ＭＲ家族及び柏の旅館に関する調書並びに杉山の録音テープの開示を改めて要請した。供述調書を目撃内容・通し番号などを手がかりにグループ化して作成した証拠整理表で通し番号がつながっていない部分に未提出の記録が綴られているはずであると強調した。

イ　検察官は，２００４年１２月３日付け意見書で，すべて「不見当」と回答し，ここでも「証拠漁り」は許されないという意見を述べている。その論理を要約すると次のようになる。

①　一般に，検察官の保管する不提出記録は関係者の名誉・プライバシー，捜査の一般的方法や技術に関する秘密事項を含んでおり，本来公開すべきものではない。

②　最高裁昭和４４年４月２５日決定は，検察官による包括的な証拠開示義務の存を否定している。

③　再評価すべき旧証拠の範囲は，新証拠の持つ重要性及びその立証命題に照らして，それが影響を及ぼす可能性のある旧証拠の範囲に限定される（限定的再評価説）。

④　再審請求における証拠開示は，新規明白な証拠として提出されたものとの関連性があると認められ，かつ，再審請求審がその理由の有無を判断するのに必要な限度において，個別に証拠を開示すべきである（新証拠との関連性の要求）。

以上のように一般論を述べたうえで，たとえば「ＯＭに関する通し番号３２丁から３９丁を付した書面」という開示要請は，不提出証拠の中に何か請求人

のために有利な証拠がないかと探そうとする「証拠漁り」にほかならないと主張する。

（2）２００５年1月２０日付け証拠開示要請書（その１３）

ア　証拠開示要請書（その１２）で開示を要請した証拠の開示を求め，かつ，検察官の上記「証拠漁り」論に次のように反論した。

①　公判請求されれば，捜査過程は被告人の防御や裁判所の審査に晒される。この期に及び捜査の密行性の殻に閉じこもるのは捜査機関の自分勝手な論理である。

②　再審事由の有無は，新旧全証拠との関係で判断されなければならないから，開示範囲について限定を加えようとする検察官の主張には理由がない。

③　証拠の標目の開示要請等は，検察官の「不見当」の回答が著しく不合理であることを踏まえて行っているから，「証拠漁り」の批判はあたらない。

④　大阪地裁昭和４９年１１月６日決定は証拠の標目の開示を認めている。

イ　検察官の２００５年3月３日付け意見書は，前記（1）イの意見書のほとんど引き写しである。ただ，次の２点の主張が目につく程度である。

①　警察送致書類及び証拠品の目録は捜査の過程で作成された内部連絡文書であって証拠ではない。その開示は捜査密行の原則に反し，国民の捜査に対する信頼を裏切る。国民のプライバシーを不当に侵害し，今後の捜査に重大な支障をきたす。

②　大阪地裁昭和４９年１１月６日決定は，検察官手持ちの証拠の標目の開示を命じたものではない。

（3）２００５年4月２７日付け証拠開示要請書（その１４）

この証拠開示要請書では，①Ｋの有元検事に対する検面，②供述証拠の通し番号による整理を一部訂正した証拠整理表に基づき，Ｗ関係，ＯＭ親子関係，ＴＧ関係，ＥＴ親子関係及びＳＡ関係の通し番号がつながっていない部分，③二人の録音テープを検察庁に送致したとき作成した証拠金品総目録の開示をそれぞれ要請した。

証拠の標目の開示請求については次のように主張を補充した。

ア　「裁判所は，必要と認めるときは，証拠の標目を記載した書面の提出を命じることができる。標目の開示の要件については，証拠開示の要件に準じ，①証拠調べの段階に入った後，②弁護人から一定の証拠につき具体的必要性を示して標目の開示を求める申出があった場合において，③その標目の開示が被告人の防御のため特に重要であり，かつこれによる罪証隠滅等の弊害を招来するおそれがなく，相当と認められるときは，検察官に対し，標目の開示を命じることができると解すべきであろう。」との吉丸眞元裁判官の見解（『刑事訴訟における証拠開示（下）－被告人に有利な証拠開示－』法曹時報５４巻４号１６頁）を引いて，標目の開示を請求した。請求人らが求めている標目の開示要請は，吉丸論文が例示する包括的な申出ではなく，具体的かつ控えめな申出にすぎず，検察官の「証拠漁り」の批判はあたらない。

イ　開示を求めている標目は，既に開示された証拠と強い関連性が推定されるも

のであるから開示の必要性が認められる。

ウ　証拠自体ですら作成後３８年も経過していて開示にともなう弊害はほとんど予想されない。標目の開示により証拠隠滅その他の弊害が発生することは杞憂にすぎない。検察官は，標目を開示し，個々の証拠ごとに弊害を具体的に主張すべきである。

エ　２００５年１１月１日から施行される公判前整理手続に準じ，証拠の標目を直接請求人らに開示すべきであると考えるが，特段の不都合がある場合には，刑事訴訟法３１６条の２７第２項を参考にして訴訟指揮権を行使し標目の裁判所への提出を命じていただきたい。

（４）２００５年６月２日付け証拠開示要請書（その１５）

ア　名古屋高裁が同年４月５日，名張事件について再審開始決定を出した。同決定は，受取人側の証人の供述調書が開示されないことについて，「受取人側の最重要証人であることを考えると，証拠として当然に開示すべきものである。このような事情を考慮すると，少なくとも，初期供述が明らかになっていないことを請求人に不利益に扱うことは公平の観点から許されないと言うべきである。」と判示した。

上記決定を援用して，ＯＭの初期供述，Ｋの有元検事に対する検面，杉山の録音テープなど当然あるはずの証拠が開示されていないことを請求人らに不利益に扱うべきではないと論じた。

イ　検察官は，２００５年７月１日付け意見書を提出し，証拠開示要請書（その１４）及び（その１５）に対して反論した。

①「有元検事がＫを取り調べたはず」，「Ｋが８月２８日の出来事でないと供述したから調書を作らなかった疑い」というのは，いずれも単なる推測にすぎない，②W関係の証拠綴りなるものは存在しない，③「通し番号３１から３４が付された書面」というような開示要請は，「証拠漁り」である，④「不見当」の理由を明らかにしたところで，弁護人をして真に開示を必要とする証拠を選ばしめ，新証拠との関連性，開示の必要性を詳細かつ具体的に主張し疎明させる上では意味がない，⑤ＯＭの供述は，犯行時刻の１時間３０分以上前に，被害者宅前を通りかかったところ，２人の男がいたというものにすぎず，それのみでは，本件との関連性すら明確とはいえない。

いずれの反論も論点を巧妙にはぐらかそうとするものであった。

３　補充書面の提出

その間に，弁護団は，前記の再審請求理由補充書と総括意見書をさらに補充する書面を２本提出した。

（１）証拠評価に関する意見書

２００５年３月１７日に提出した「証拠評価に関する意見書」において弁護人は，物証が不存在であるうえに，供述証拠はいずれも供述経過が不自然で危うい証拠であるという確定判決の証拠構造を指摘したうえ，自白の筋書きは，旧証拠，新証拠及び開示証拠によって全面的・根本的に破綻していること，目撃証言も瓦解し，その反面でアリバイ成立の可能性が高まったこと，こうした

証拠関係を見れば，新旧証拠の総合評価は必然であること，以上で提起されたすべての疑問に対し「可能性」で逃げ切ることはもはや不可能であることを明らかにした。

この意見書には，証拠の総体としての評価の便宜のために，「新証拠目録」と「証拠関係概観図」を添付した。

（２）証拠開示に関する意見書

２００５年７月２２日に提出した「証拠開示に関する意見書」において弁護人は，証拠開示の経過と結果から明らかとなったことを整理して主張するとともに，前記２（４）イの検察官の７月１日付け意見書に反論を加えた。

ア　第１に，有罪の事実認定を支える物的証拠は皆無である一方で，有罪認定を支えた供述証拠は，自白，目撃証言，アリバイ関係証言のどれをとっても操作をされたものであること，警察・検察はそれらにより「二人の犯行」を創造したうえ，公判では不都合な証拠は闇に葬ることにより，確定審の判断を誤らせたこと，それだけでも再審に値することを述べた。

イ　第２に，供述証拠は強引な操作のために随所で破綻しており，再審でようやく開示された証拠が確定審段階で開示されていれば無罪判決をなすに十分であったこと，検察官がＯＭの初期供述，杉山の録音テープ等の肝心な証拠をなお開示できないことは，二人の無罪をより一層明らかにしていること，これに再審請求審で提出した多くの新証拠も総合して評価すれば，再審開始は必然であることを論じた。

ウ　検察官の意見書に対しては，①Ｋの供述経過（１２月２７日まで石段の件を８月２８日と認めず）からみて有元検事がＫだけ取調べを回避していることはありえないこと,②ＯＭをこの期に及んで重要な目撃証人ではないというのは，検察官が応答に窮していることを示していること，③開示の要否を判断するのは，確定審で不実の説明をして開示を免れた検察官ではなく，裁判所が目録により判断すべきことである等の反論を加えた。

「証拠漁り」は誰の手法？

検察官は，弁護人の開示要求に対して，ことあるごとに「証拠漁り」との非難を加えている。弁護人の真実解明への努力を「証拠漁り」とは失礼な話であるが，そもそも「証拠漁り」（fishing expedition）という概念は，アメリカ合衆国憲法修正第４条を基礎とし，「容疑者がなんらかの証拠を有しているかもしれないという単なる見込みによってなされた身体捜検や相当な理由のない無令状の捜索などの違法な捜査活動」を抑制する概念として形成されたものであるとされている（ローランド　Ｖ．デル＝カーメン著・佐伯千仞監修『アメリカ刑事手続法概説』第一法規出版１３４頁，「季刊刑事弁護」１９号参照）。とすると，「証拠漁り」は，捜査官の捜査手法だったということになる。

（３）不正義の確定判決は許さない

こうして弁護団は，最後の最後まで，主張を展開し続けた。土浦支部の審理の最終局面で力説したのは，確定判決は，警察や検察が，違法な取調べ，証拠隠し，偽証等々，捜査と公判で違法行為を繰り返すことにより騙し取ったものであり，このような不正義を許していてはならない，それでは司法に対する国民の信頼が失われるということであった。

第５節　再審開始決定とその意義

１　２００５年９月２１日

弁護団は，２００５年７月２２日に最後の書面を提出し，決定間近が予想される中，裁判所に対し，名張事件第７次再審請求の開始決定のときと同様，決定書の交付日を２週間前に通知するよう申し入れていた。考えたくはないが，即時抗告に備えなければならない。そして９月７日，土浦支部から９月２１日に決定書を交付する旨通知があった。即時抗告の期間は本来３日間と短いが，今回の抗告の期限は，週末を挟んで５日目の２６日だ。裁判所が２１日を交付日に選んだのは，弁護人へのせめてもの配慮か，それとも検察官への配慮なのか。弁護団は，抗告申立書起案の分担とその日程を組んで決定の日を迎えた。

９月２１日午前１０時。水戸地裁土浦支部の刑事書記官室。入室した櫻井さん，杉山さんと柴田，谷村両主任弁護人に決定書が交付された。

柴田弁護団長が受領の手続をしている間，決定を一見した谷村弁護士が，日頃の冷静沈着の評をかなぐり捨てて興奮した面持ちで，後ろの中田直人弁護士の方を向いて決定書を指さしている。言葉はなくとも，開始であることがわかる。となると，秋元弁護士の出番だ。「再審開始」の幟をもって土浦支部の前庭にどっと走り出したはいいが，幟は半分裏返り，右往左往で足下が定まらない。これを見た土浦支部の職員が制止しようと追いかけるが，そのまなざしはどことなく優しく見える。そして，正門の前に控えた大勢の人たちからわき上がる歓声と拍手。これまで長い長い苦難の歳月を二人とともに歩んできた人たちの顔はくしゃくしゃに崩れ，眼から光るものがこぼれ落ちる。報道関係者のストロボの閃光が絶え間なく交錯する中，「櫻井さん杉山さんを守る会」そして「無実の人は無罪に」の幟が大きく揺れていた。

「勝てると思う」と言っていた櫻井さんは，谷村弁護士の興奮した様子に本当に「勝った」ことを知る。玄関を出て誰彼となく抱きついていたのだが，このあたりのことについて本人はすっかり記憶が飛んでいるという。それほど嬉しかったのだ。なにしろ３８年ぶりの雪冤への第一歩だ。「６回も裁判官に裏切られ，日本の裁判官など全く信じていなかった」という杉山さんも，玄関前の歓喜の輪に加わりながら，「日本の裁判官の中にもまともな人がいることを知り，じんわりと喜びがわいてきた」という。

２　開始決定の要旨

主文。本件について，請求人両名との関係で，それぞれ再審を開始する。

その言葉から始まる土浦支部の再審開始決定は，全編で２９７頁に及ぶ。それは，

再審において無辜の救済を目指す人達への輝ける道標であるとともに，裁判官の良心の証であった。

（１）証拠構造について

決定は，まず，確定審の審理経過と証拠構造，第１次再審の審理経過，そしてこの第２次再審の争点を整理する。そのうち，証拠構造の項では，①二人と本件犯行を結びつける直接証拠は二人の自白だけである，②唯一の直接証拠である自白は，Ｔ，Ｅ，Ｉ，Ｋ，Ａ及びWの各供述により信用性を担保されており，６人の証言は，自白の補強証拠としての意味を有するだけではなく，自白を離れた情況証拠でもあるが，目撃の日時・場所が犯行の日時・場所と接着しているわけでもないから，情況証拠としての価値は限定的である，④したがって，自白の信用性が動揺すれば，有罪認定もまた動揺せざるを得ないことを，的確に指摘している。

決定は，以上の整理に続いて「当裁判所の判断」を示すが，その冒頭で，刑訴法４３５条６号の「新規性」は未判断資料性と解することを，同じく「明白性」は白鳥決定，財田川決定に従うことなどを提示し（詳細は後記３（１）参照），そのうえで，証拠の検討に入る。

（２）殺害自白について

決定は，最初に，殺害行為に関する自白を検討し，秦鑑定書，木村第２次意見書，木村証言等の新旧証拠をも検討したうえで，木村鑑定と三澤鑑定との相違点を取り上げて，以下のとおり，三澤鑑定をもって木村鑑定の信用性を減殺したり否定したりすることはできないとした。

ア　扼頸の不存在について

死体には自白が真実であれば認められるはずの扼頸を示す所見（頸部諸軟骨の骨折等）が認められない。

木村鑑定は，秦鑑定書中の死体所見に基づき，扼頸の所見がないとする理由を具体的に説明しており，その内容に不自然，不合理な点は特段見受けられない。三澤鑑定は，腐敗の可能性については頸部の腐敗状況を過大に捉えており，布を巻いた影響などで扼痕が残らなかった可能性や秦医師が見落とした可能性については一般論として考えられる可能性を挙げるにすぎず，扼痕が残らなかった可能性は，自白を前提に考えると本件に必ずしも妥当するとはいえず，被害者の頸部にある表皮剥脱創は，頸部のパンツの上から頸部を手で扼した際にできたものと考えることもでき，仮に扼頸があったとしても，これを否定するだけの死体所見に乏しい（索溝の状況等からはむしろ扼頸の方がいい）とする点にいたっては矛盾を含む，十分な合理性を有しない見解であるから，いずれの点でも木村鑑定の信用性を減殺するに足りるものとは認め難く，ほかに木村鑑定の信用性を減殺するに足りる事情もない。

イ　絞頸の存在について

三澤証人自身，秦鑑定人の絞頸があったとの判断自体は特に誤りではない旨供述し，索条が幅の広いもので柔らかなものの場合には，索溝が１周残らない場合が多い，前記表皮剥脱を索溝の一部とみても矛盾はない旨自認しているこ

となどから，表皮剥脱創を索溝の一部と考えることが法医学的見地から不当であるとはいえない。

三澤鑑定も，絞頸の場合，索条物の下に必ず皮下出血が生じるというわけではなく，表皮剥脱の生じる位置と皮下出血の生じる位置が必ず一致するとは限らない点で木村鑑定と見解が一致しているから，右胸鎖乳突筋下の出血と表皮剥脱の位置が一致しないことをもって絞頸を否定する理由とはならない。

三澤鑑定は，いずれの点でも木村鑑定の信用性を減殺するに足りるものとは認め難く，ほかに木村鑑定の信用性を減殺するに足りる事情も認められない。

ウ　殺害行為の順序について

自白によれば，被害者は自ら口を開けたのではなく，抵抗力のある状態で口の中に無理矢理布片を押し込まれたという点は動かし難く，このような口中のパンツの挿入態様や口中のパンツの形状や挿入状態等に照らせば，自白のとおりに挿入すれば，被害者の口部周辺や口腔内に全く損傷が生じないということはおよそ考え難く，木村鑑定のとおり口部周辺の表皮剥脱や口腔内粘膜下出血を伴う口腔内粘膜の剥脱等を生じた可能性が極めて高いといわざるをえない。

三澤鑑定は，布などの軟らかい鈍体が口部に挿入されたとしても，口部周囲の表皮剥脱や口腔内粘膜の剥脱・出血は必ず形成されるものではないとしているが，自白に係る挿入態様とは異なる想定をしている。

また，三澤鑑定は，死体の死後変化の強さ等から判別できなかったため，秦鑑定書に記載されなかった可能性があるとするが，少なくとも外表にある口部周辺（例えば口唇部）については，腐敗が進行しても表皮剥脱等の損傷があれば革皮化して，これが認められなくなることはおよそ考え難く，また，口腔粘膜下出血を伴う口腔内粘膜の剥脱が形成されていれば，口腔内を直接確認した秦鑑定人において確認できた可能性が高い。

三澤鑑定は，腹部に馬乗りになられて呼吸を阻害された被害者が口を開けた瞬間に口中にパンツを挿入された可能性もあるなどともしているが，自白からは，被害者が自ら口を大きく開けたとは認められず，同人が抵抗力のある状態で，その口腔内に何らの損傷も負わせずにその舌根部まで押し込むのはほぼ不可能である。

三澤鑑定の見解は，一般論として正当であるとしても，本件に妥当するものとはいえず，木村鑑定の信用性を減殺するに足りるものではない。

エ　結論

そしてこれらの検討の結果，殺害行為の方法と順序という罪体の中心部分かつ自白の枢要部分で，唯一の直接証拠である自白の信用性が動揺した以上，二人の自白全体の信用性にも動揺を来すことになったので，捜査段階における自白について，これに関連する新旧全証拠を総合して，その信用性を全面的に検討する必要があるとした。

（３）目撃証言について

次いで，その自白の信用性の全面的検討に先立ち，自白以外の証拠が，自白の補強証拠として自白をどの程度補強しているか，情況証拠として二人と犯行

との結びつきをどの程度支えているかについて再検討するとし，自白以外の証拠は，以上のような位置づけから，個々の証拠に新証拠がなくとも再検討しうると解し，その検討に入った。

ア　第１回目訪問時の目撃について

決定は，W証人の往路供述は，①客観的観察状況が良好でないこと，②意図的な観察がなされていないこと，③供述の経緯・経過も不自然・不合理であること，④帰路供述も信用性に乏しく，往路供述の信用性を減殺していること，⑤OM親子の初期供述と齟齬していること等の理由から，「１回目訪問時の目撃」に係る確定判決の認定事実を維持することはできず，情況証拠としてアリバイ主張を排斥し，二人と本件犯人を直接結びつける証拠価値はないし，自白の補強証拠としての価値も限定的であるとした。

イ　栄橋，布佐駅，我孫子駅の他の目撃について

決定は，栄橋石段での目撃を８月２８日とするＩ及びＫの目撃については，日付について曖昧な当初供述のほうが自然で，２号書面は４か月後に急に変遷していて不自然不合理であること，確定１審の供述には誘導を指摘する部分もあることから，２号書面中の日付に関する部分は，検察官の暗示・誘導によるものと考えられるとし，Ａの供述も，自ら申告したものではないこと，目撃内容が著しく変遷し，他の供述者とも相当異なっていて確たる記憶か疑問であること，櫻井，Ｉらの供述にあわせる方向で著しく変遷していることから，暗示，誘導の存在が強く窺われるとした。

決定は，布佐駅での目撃を８月２８日とする駅員・Ｅの供述は，職務中に日常的な情景を偶発的に目撃したことなどから，別の日と混同して日常経験で原記憶を無意識に補完した可能性があること，杉山の姿勢・挙動，連れの有無・数等でかなり不自然に供述が変遷していること，杉山自白やＩ・Ｋ供述と調整しようとした捜査官の誘導の結果の可能性があること，さらにＳＴの供述やＥの勤務状況も考慮すると，２５日夜のことを２８日と混同した可能性があることを指摘し，また，我孫子駅のＴの供述も，目撃した情景は特異な出来事ではなく，日付との関連づけも困難で，５０日以上経過するうちに変容を受ける可能性があること，自ら申告したものでもないこと，初期供述から１，２か月して詳細化する一方，日付特定の根拠とされたＳＫがその後の供述から消えており不自然であるとした。

さらに，多くの証人が取調べの最後になって，列車事故を機縁に目撃の日を８月２８日と特定するに至ったことにも疑問を呈している。

ウ　失われた目撃証言の証拠価値

決定は，以上の検討に基づき，我孫子駅，布佐駅及び栄橋石段の目撃は，８月２８日かどうかで疑問があり，第１回訪問時の目撃も，目撃された人物が二人であったかについて疑問があるとした。そして，以上の４つの目撃事実は自白なくして認定することはできないから，情況証拠としての価値は喪失し，自白の補強証拠としての価値も著しく減殺され，確定審が自白の信用性を補強するものとして掲げた上記の証拠は，枢要部分の信用性を減殺された請求人らの

自白を積極的に増強しないし，そればかりか，第１回訪問時の目撃の点では，むしろ，請求人らとは別の人物だったとの可能性，さらには請求人ら以外の者が犯人であった可能性も十分考えられると結論づけた。

（４）自白について

続いて決定は，殺害自白以外の自白の検討に入ったが，自白の個々の供述内容について検討を加えるにあたっては，前記（２）のとおり全面的検討の必要があること，また，自白を構成する個々の供述は特段の事情がない限り有機的，統一的に把握されるべきものであることから，個々的には新証拠がない供述部分についても，あわせて検討しうるとした。

ア　自白経過について

確定審は，強制，誘導，偽計，長時間取調べ等を否定する警察官の証言や，早期に自白がなされたことを根拠に自白の任意性を認めたが（第１部第２章），土浦支部決定は，①捜査官が櫻井の１０月のテープの存在について虚偽の供述をしていること，②捜査官が説明する二人の自白経過が唐突で不自然であること，③これに対し，自白経過に関する櫻井や杉山の供述は具体的かつ詳細で一貫していることなどから，直ちに任意性が否定されるか否かはともかく，少なくとも請求人らの自白が虚偽の自白を誘発しやすい状況の下でされた疑いがあることは否定しがたいとした。そして，自白が比較的早い段階であることなどの点を考慮しても，秘密の暴露など自白の高度の真実性を担保するものがなければ，請求人らと犯行との結びつきを認めるに十分な証明力があるとはいえないと，結論づけた。

また決定は，「自白の信用性判断にあたっては，形成過程の分析が必要不可欠」として録音テープについて検討しているが，確定審の２本のテープは，自白から２週間後，連日の取調べにより作成された警察官調書を総ざらいしたもので，秘密の暴露もなく，誘導供述である可能性も否定できないとし，さらに開示された櫻井１０．１７テープは，録音時間と再生時間の齟齬もあるうえ，録音途中の変更自白は杉山自白を了知した早瀬の誘導の可能性があるので，結局，録音テープ３本は自白の信用性を増強するものとは認められないと断じた。

イ　自白の変遷について

土浦支部決定は，自白調書及び開示されたテープの供述内容を検討し，不自然な変遷が，犯行に至る経緯に関する供述，殺害行為に関する供述，金品奪取に関する供述，犯行現場における工作行為に関する供述，逃走状況に関する供述など，全過程に及んでいること，しかも二人同時に変遷している場合や客観的事実に合致しないため誘導された場合があることなどから，供述の変遷が捜査官の誘導による可能性が高いとした。

さらに「故意による供述の変転の場合にあたると推認しうる」（確定３審決定），「捜査官に信用されるため」「裁判対策のため」「杉山をかばうため」などといった変遷理由の説明も，合理的と認められないとした。

ウ　請求人らの間の供述の不一致について

供述途中の二人の供述の不一致も自白の信用性を損なうものであるが，決定

は，二人の自白はその最終段階でも，借金の経緯，１回目の帰路，再度の借金の相談場所，殺害行為の内容，死体工作の内容，櫻井の物色の内容，ガラス戸工作，強取金額等に多くの不一致点を残しており，それはあまりに多数にのぼり，さらに，通常よく記憶に残っている部分にも不一致があることから，共同で体験していないことを供述しているとの疑問を生じかねないと指摘している。

エ　客観的事実との不一致，客観的裏付けの欠如

決定は，新旧証拠の検討に基づき，殺害自白のほかにも，以下の点で，自白と客観的事実との不一致を指摘している。

（ア）ガラス戸の工作について

土浦支部決定は，新井実験報告書等に依拠して，自白のように「蹴ったからではなく，８畳間側から下部に何らかの外力が加えられ，東側ガラス戸上部２枚のガラスが割れ，西側ガラス戸は４畳間側に倒れ込みガラスが割れたとの合理的疑いを容れる余地がある。最終自白はガラス戸の破損状況という客観的事実に合致しない可能性が高い。」「ホゾ折れは面外方向に曲げなどによる大変形の可能性が必要で，再現ビデオで人が衝突した際に上のガラスが割れているから，格闘による可能性も十分ある。」としている。

（イ）物色自白について

現場では，ロッカー前に掛け布団が，下のロッカーにくっついており，掛け布団の上に封書，５円硬貨等が散乱，封書１通はロッカーに寄りかかっていた。土浦支部決定は，布団を移動せずにロッカー扉を開けるのは極めて困難であり，布団を移動したとすればあるべき復元行為についての供述もなく，自白とは逆に最初に下ロッカーを物色し，次いで上ロッカーを物色した可能性が高いとした。

（ウ）指紋

現場に一致指紋は全くなく，接触場所のうち，多数箇所で対照不能の指紋さえ採取されていないにもかかわらず，確定３審決定は「指紋により犯人を特定できないからと言って，そのことだけで直ちに被告人両名の犯行を否定しえない」としていたが，土浦支部決定は，「直ちに犯人であることを否定するものではないにしても，自白の信用性に疑いを生じさせる」と明確に指摘した。

（エ）毛髪

土浦支部決定は，①自白でも，請求人らの頭髪が死体周辺に脱落する可能性は否定できないこと，②現場の状況に照らしても，犯人の頭髪が脱落する可能性は否定できないこと，③第三者の毛髪が８本のうち５本あったこと，対照不能の指紋が多数あったこと，男２人の目撃談があること，被害者の友人によれば被害者は他人を室内に入れないようにしていたことなどから，自白が裏付けを欠いているうえ，第三者が存在していた可能性を指摘した。

オ　供述内容の不自然・不合理性及び体験供述性の欠如

決定は，床落ちの状況を体験したはずなのに供述していないこと，自白では櫻井は８畳間机の引出を物色し，次いで財布を開けた後，ロッカーを物色した

としているのに，８畳間机の財布上に箱４つが重ねられていることの説明がないこと，ガラス戸を外す行為は偽装に直接つながらないこと，早く現場から立ち去るのが自然であるのにあえて便所から苦労して逃走する必要がないことなど，自白には多くの不自然不合理な点があることを指摘した。

カ　バー「Ｊ」の関係者の供述との不一致

決定は，請求人らの最終自白（Ｊに行かず）は，ＳＡ，Ｆらの供述と矛盾していること，１２月１４日の捜査報告書では野方に午後１１時４７分にしか到着できないのに，ＦやＳＡの検面で午後１１時半頃に来たとしていることに照らすと，二人の最終自白は，客観的事実と矛盾する可能性があるとした。

キ　秘密の暴露の不存在

そして決定は，検察官が秘密の暴露と主張する事実は，いずれも秘密の暴露にあたらず，自白の信用性を担保しうるような秘密の暴露はないことを指摘した。

（５）結論

土浦支部決定は，以上のとおり，唯一の直接証拠である自白が殺害という枢要部分で客観的事実と矛盾する可能性が高く信用性が大幅に減殺され，有力とされた６名の目撃供述も信用性に疑問を生じ,情況証拠としての価値を喪失し,自白の信用性を積極的に補強しないし，むしろ請求人ら以外の者の犯行の可能性もうかがわせるとした。さらに土浦支部決定は,自白の全面的再検討の結果,二人の自白は，虚偽の自白を誘発しやすい状況のもとでなされた疑いがあることが否定し難く，個々の供述内容を精査しても信用性に疑問を抱かせる問題点が多々あり，結局，請求人らの自白にはそれだけで犯人であると合理的な疑いを容れない程度に認めるだけの証明力はないとした。

そして，信用性を認めた新証拠が，確定判決をした裁判所の審理中に提出され，既存の全証拠と総合的に評価すれば，確定判決の有罪認定に合理的疑いが生じたものと認められるから，無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したときに該当するとして，再審開始を決定した。

３　土浦支部決定の意義

再審に再び冬の時代が到来したことを思わせる時代に，横浜事件（２００３年４月），名張事件（２００５年４月の第７次決定）に続く開始決定を勝ち取ることができたことは，それだけでも大きな意義があるが，土浦支部決定の意義としては，以下の点をとりわけ強調しておきたい。

（１）最良の判断枠組みの提示

第１は，刑訴法の再審に関する規定の解釈において，最良の判断枠組みを提示し，再審開始への道を広く開く決定であったということである。

ア　刑訴法４３５条６号「新規性」の解釈

刑訴法４３５条６号の「新規性」については，従来の通説に従い「裁判所にとっての未判断資料性」と解した。名張第７次の再審開始決定のような限定もない。

「木村鑑定は新規性がない」との検察官の主張に対しては，「確定判決は，

秦鑑定書は主文（絞頸に言及していない）の程度で裏付け証拠として用いたに過ぎない。」として斥け，Ｉ及びKの調書も，「供述経過として考慮されることで旧証拠の信用性が動揺する」として新規性を認めた。

イ　刑訴法４４７条２項の解釈

また，検察官が，弁護人が第２次請求にあたって第１次再審で提出された証拠（木村第１次意見書，秦医師からの聴取書）を援用していることは，同一理由による再審請求を禁じている刑訴法４４７条２項に違反していると主張したのに対し，土浦支部決定は，別個の理由と証拠資料を伴って主張される限りは，前の棄却決定の内容的確定力は及ばないと明快に判示している。

ウ　刑訴法４３５条６号「明白性」の解釈

明白性に関する判断とそれに基づく実践のもつ意義は，さらに大きい。

（ア）白鳥・財田川決定に従う

刑訴法４３５条６号の「明白性」については，大崎事件第１次再審の２００４年１２月９日福岡高裁宮崎支部の取消決定などに見られるように，「無辜の救済」より「確定の利益」を重視する考えは依然影響力を保ち，再審をめぐるせめぎ合いは続いている。

その状況の中で土浦支部決定は，最高裁白鳥・財田川決定を引用したうえ，「当請求審においても，これに従って，証拠の明白性判断を行うべきものと考える」と宣言し，まさにそのとおり，正確な証拠構造分析に基づき，証拠の隅々まで丁寧に目を配り，旧証拠の全面再評価を含む新旧証拠の総合評価を行なった。

土浦支部決定は，「殺害」を証拠判断の入口にしている点で，一見，限定的再評価説的に見える側面もあるが，「近時の再審実務における判断方法と平仄を合わせることにより……みだりに確定審の心証形成に介入したという批判を回避するため専ら旧証拠群を対象とした再評価を先行させ（なかった）」との理解も可能であり（豊崎七絵「布川事件再審開始決定の意義と刑事手続・再審の改革課題」法律時報７７巻１３号），あえてこれを限定的再評価説的などと規定する必要もない。重要なことは，上記のとおり白鳥・財田川決定を根拠とし，さらには，証拠構造や自白の有機的一体性などを根拠として補強しながら，白鳥・財田川決定の趣旨に従った全面的再評価を実践したことである。「どこを入り口としても，証拠構造を正しくとらえ，新旧全証拠を総合評価し自白を全面的に再検討すれば，再審開始以外にはあり得ないことが明らか」（谷村正太郎「布川事件・再審開始決定の内容とその意義」救援新聞１４８６号）とみるのが正しい。

（イ）柔構造の事件に再審の扉を開く

また，これまでの再審では，鑑定等の決定的な証拠で確定審を崩して再審に至ることが多かったが（島田事件，梅田事件など），確定判決がその有罪の根拠を供述証拠に依存するいわゆる「柔構造」の事件では，決定的な証拠を得がたい傾向があった。

布川事件はその典型で，①もともと結び付けの物的証拠がないため，かえ

って，これを科学的証拠により決定的に弾劾するという新証拠を得ることができない，②自白，W証言などの軸となる供述証拠の変遷等が甚だしいために，また，５人の目撃証言の弾劾の対象も，「日にち」という抽象的記憶に関するものであるために，弾劾の対象を定めにくい（ちなみに，厳島教授は「時間という概念自体高度に抽象的であり，そのような抽象的な記憶は元来，人間が得意としない記憶なのである」とする），③供述証拠を新たな供述証拠で崩そうとしても，長年経過した後の供述証拠では証拠価値が乏しいとされてしまう，といったことから，新証拠の証明力は「決定的」なものとはなりにくく，限定的再評価説のハードルに阻まれやすい状況にあった。

こうした柔構造の事件で，単独では決定的な新証拠とはなりえない多くの証拠を積み重ねることにより，総体として有罪立証に合理的疑いを生じさせ，再審の扉を開かせるに至ったことは，財田川決定で具体化された評価方法を忠実に適用し，再審で救済される事件の裾野を大きく広げたもので，その意義は極めて大きい。

（２）的確な認定と良心に基づく判断

第２に，土浦支部決定は，的確な事実認定に基づき，何ものにも惑わされず，良心に従った判断をしていることである。（１）のとおり最良の枠組みを提示した裁判所の見識は，事実認定においても遺憾なく発揮される。事実認定は，健全な良識と丁寧な検討に基づいて的確になされており，その論理も精緻で説得力に富む。

ア　的確な事実認定

土浦支部決定は，前記２（１）の証拠構造の把握に見られるように，物証が皆無である事件における供述証拠偏重の危険性を意識したうえで，学説と判例実務が確立してきた自白評価の注意則や心理学の知見を十二分に活用して，的確な事実認定を行っている。

自白については，前記２（４）のとおり，自白の変遷，請求人相互の供述の不一致，客観的事実との不一致，供述内容の不合理性，秘密の暴露の存否など，自白評価の注意則に照らして丁寧な検討を行っている。「最初の自白調書は事前に知りうる事項を超えない」「詳細な部分も，供述以前に捜査官が把握していたことである」「捜査段階の自白は，別の日の出来事や，逮捕以前に見た新聞記事から推測し，あるいは，捜査官から示唆を受けて供述したとの請求人らの弁解はあながち否定できない」等々の指摘や自白の同時的変遷に関する指摘はその分析の丁寧さを示すものである。また，目撃証言の視認条件や記憶の変容について言及した部分などには，心理学の知見に基づく検討の跡を見ることができる。こうした精緻な分析に基づく無理のない論理展開は，２９７頁に及ぶ決定文の全編にわたり，その結果として，①指紋の不存在，②自白変遷の理由，③偽装工作の不合理性，④W証言などに関する確定審の非常識とも言える判断は悉く覆されるに至る。

また，土浦支部決定は，再現実験の証拠価値を正面から認め，検察官が些細な条件の異同をあげつらうのに対し，「再現実験を実施するに当たって犯行時

の状況を完全に再現することはおよそ不可能であり，専門家の科学的知見に基づき本質的な部分について可能な限り同様の状況を再現して実験を行ったのであれば，その実験結果から導かれる専門的見解はほかにその信用性を疑わしめる事情が認められない限り尊重すべきである」とした。多数の疑問が提起されても個々の疑問に対して「可能性」をあげつらうことで矛盾を糊塗し，言い逃れに汲々としているような確定審とは異なり，健全な良識に基づく判断というべきであろう。

イ　良心に基づく判断

そのうえ，後記（３）のとおり，決定は，取調べにおける誘導や公判における捜査官の偽証を認定し，我が国の刑事司法に警鐘を鳴らすとともに，物色自白，W証言，Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｅらに関する確定３審の判断については賛同できないと判示する。何ものにも惑わされず，まさに裁判官が「その良心に従ひ独立してその職権を行ひ」（憲法７６条３項），判断を下しているとの思いを強くする。朝日新聞はその社説で「粗雑な捜査とそれを追認した裁判への怒りさえうかがわれる」と評するほど,決定の確定審の判断に対する批判の舌鋒は鋭い。

しかも，それでいてその判断は，抗告によっても容易に揺らぐことのない精緻な論理で組み立てられており，検察官がつけいるだけの隙がない。「誤判救済を必ずや実現させようという実務家としての使命感が滲み出ている」（豊崎・前出）との評も正鵠を得たものといえよう。

（３）刑事司法への警鐘

第３に，土浦支部決定は，個々の事件をこえて，我が国の刑事手続のあり方についても，多くの点で警鐘を鳴らすものになっている。豊崎七絵准教授も，布川事件は「刑事手続の抜本的改革の必要条件を確認する格好の素材」（豊崎・前出）と評しており,決定はその素材に正面から向き合ったものといってよい。詳細は第６部で述べることとし，ここではこの点に関する決定の指摘の骨子のみを整理する。

ア　違法な捜査への警鐘

捜査段階では，以下の違法を指摘している。

①　取調状況に関する捜査官供述が信用できないこと

決定は，「櫻井の１０月の録音テープ」が開示され，取調官の偽証の事実が明白になったことにより，取調状況，自白経過に関する捜査官供述が信用できないことを指摘している。

②　代用監獄の「活用」

請求人らが拘置支所で本件を否認すると代用監獄に逆送されたことについて，確定審はその違法性を否定したが，決定は，「代用監獄である警察署に逆送されたこと自体不自然で，取調官から強盗殺人の自白を強要されたと感じ，再び強盗殺人を自白しなければ取調べが終わらないと考えるのも，無理からぬところ」であると指摘した。

③　暗示・誘導の存在

決定は，請求人らに対する取調べにおいて，我孫子駅での出来事，布佐駅・

栄橋停留所間の出来事，第１回目の訪問時の際に杉山が目撃した情景，Ｖ方勝手口の開け口，殺害した状況に関する供述，金品奪取に関する被告人らの供述，ガラス戸の工作，便所の工作，逃走時に見た情景，列車乗車後の行き先等について，警察官や検察官の暗示・誘導等を認定し，また目撃証人等の取調べにおいても，Ｉ及びＫの検察官調書並びにＡ，Ｅ及びＴの取調べについて，取調官の誘導を指摘し，結局，自白，目撃証言ともに，捜査の都合でことごとく変遷させられていることを明らかにした。

イ　違法な公判活動への警鐘

公判段階でも以下の違法があったことが明らかになった。

①　偽証

決定は，確定審の尋問で１０月の録音テープの存在を否定した取調官の証言を虚偽の陳述と指摘した。取調べの当初では櫻井が空疎な自白しかなしえなかったこと，そして自白が誘導によるものであることを隠蔽するために，捜査官が偽証をも辞さないこと，そして検察官がこれを許していることを明らかにするものである。

②　証拠隠し

確定審では，弁護人が目撃証人の初期供述の開示を求めたのに対し，検察官は以下のとおり虚偽の答弁で開示を免れ，その他，毛髪鑑定書，死体検案書，パンツなど無罪立証に役立つ多数の証拠を審理の場に供さず，さらに，ＯＭの初期供述などW証言や自白を動揺させる証拠をひた隠しにしていたことが明らかとなった。

隠匿証拠	検察官の答弁 （確定２審）	検察官の答弁が虚偽であること
W証人の 捜査報告書	捜査報告書は，証言や開示済みの検察官調書の要旨をまとめたものに過ぎない。	W証人は，事件発覚直後の９月３日の捜査報告書では，その当時の聞き込みに対して「不審者を見ていない」と述べていた。内容が全く違っている。
Ｉ証人の 供述調書	Ｉの検察官調書は取調済みであり，警察官調書は検察官調書と同じ趣旨なので，開示の必要はない。	Ｉの２号書面とは異なるもう１通の検察官調書（１１．１８）は取調未了であり，Ｉの警察官調書は，目撃の日にちを断定できておらず，吉田検事の２号書面（１２月１７日のもの）とは趣旨が違っていた。

ウ　確定審裁判の批判

決定は，上記のとおり取調状況，自白の変遷，偽証の事実などを考慮して虚偽自白を誘発しやすい状況にあったことを認定し，さらに，虚偽自白の準則に

基づく丁寧な検討を加えて，自白の信用性を否定した。また，目撃証人についても，開示された初期供述も含め供述経過を丹念に検討するなどして暗示・誘導の事実を認定し，Ｉ，Ｋの刑訴法３２１条１項２号書面の特信情況を否定し，証言全般の信用性もまた否定した。

捜査官の証言に基づき安易に自白の任意性を是認し，その信用性を認めて自白調書を鵜呑みにし，目撃証人の捜査段階の供述の特信性を認め，２号書面として安易に採用する傾向がなお顕著な中で，そうした採証方法と事実認定のあり方にも警鐘を鳴らすものといえる。

そして，以上のように事実認定が覆されるについて，多くの場合，確定審の証拠に依拠していることに鑑みるならば，豊崎准教授が「もっぱら旧証拠群の再評価で確定判決に疑問が生じ再審開始に至りうる誤判の典型的なケース」と述べているように，本決定は，確定審裁判所の責任を問う決定であるともいえる。

（４）証拠開示の重要性

第４に，土浦支部決定は，刑事裁判における証拠開示の重要性を示す決定である。布川事件では，以下のとおり，開示証拠が再審開始の大きな原動力となった。

① 櫻井１０．１７録音テープは，確定審における取調官の偽証を歴然とさせ，取調状況，自白経過に関する取調官の証言がおよそ信用できないものであることを明らかにした。

② ２通の毛髪鑑定書は，請求人らを本件犯行に結びつけようがないこと，むしろ第三者の存在の可能性を示す証拠として大きな役割を果たした。

③ 死体検案書とパンツ２枚（頸部，口部）は，殺害自白と死体の客観的所見との不合致を明らかにした。

④ W証人の初期供述は，Wの記憶がもともと確たるものでないことを明らかにし，初めて開示されたＯＭの供述調書は，W証言と請求人らの自白が疑わしいものであることを明らかにした。

⑤ 開示された目撃証人の初期供述及びバーのママの供述は，それらの供述が捜査当局の都合によって悉く誘導され，歪められていることを明らかにした。

これらの証拠が確定審で開示されていれば，その段階で無罪となった可能性が極めて高いし，検察官が第２次再審で開示した証拠をせめて第１次再審で提出していれば，請求人らの救済に４４年を要することはなかった。判例タイムズ 1290 号の解説も，本件は証拠開示の重要性を改めて感じさせる事案であるとしている。

しかも，開示された証拠が３０年以上の歳月を経て証拠価値を維持され，むしろ増加させていることに鑑みると，再審においてはとりわけ証拠開示が決定的に重要であることを示すものといえる。

第５章　即時抗告審の審理と決定

２００５年９月２１日，水戸地裁土浦支部の開始決定が出された。弁護団は，翌２２日朝から，手分けして水戸地検と東京高検に出向き，即時抗告を断念するよう書面をもって申し入れた。しかし，検察官は，即時抗告期間の末日である同月２６日午後４時，東京高裁に即時抗告を申し立てた。午後４時半からの記者会見で抗議の弁護団声明を発表した。その席上，櫻井さんは，「今後の抗告審を，違法な捜査と偽証と証拠隠しをしてきた警察・検察の実態をより広く国民に訴える場とし，攻めて攻めて攻め倒そう。」と発言した。弁護団は，この方針を即時抗告審（以下「抗告審」ともいう。）のみならず，特別抗告審，そして再審公判に至るまで貫いていった。

検察官は，即時抗告申立書及び即時抗告理由補充書（以下「検察官補充書」という。）において，独自の新規性論及び限定的再評価説に立った明白性論を主張し，弁護側の新証拠を排除して確定審の判断を維持しようとした。これに対し，弁護団は，意見書を提出し，検察官の主張に対する反論のみならず，それ以外の論点についても積極的に主張した。この攻防については第１節で述べる。

抗告審は，東京高裁第４刑事部で審理された。裁判長は，仙波厚裁判官から大野市太郎裁判官に，さらに門野博裁判官に交代した。この間，１８回の三者協議が開催された。この協議の経過等について第２節で述べる。

検察官は，検察官補充書を提出した時に２点の新証拠を提出したのみであった。これに対し，弁護団は，多数の新証拠を抗告審に提出した。抗告審における双方の立証活動については第３節で述べる。

次に，弁護団は，抗告審においても粘り強く未提出記録の開示を要請したが，これについては第４節で述べる。

２００８年３月７日に行われた三者協議で最終意見書の提出期限が５月８日と決まった。弁護団は，まとめの総括意見書を作成し，４月３０日に裁判所に提出した。なんとか連休前に提出できたのでみんなほっと一息つくことができた。検察官の意見書は５月８日に提出された。総括意見書については第５節で述べる。

２００８年７月２日に同月１４日に決定を出す旨の連絡があった。検察官の即時抗告を棄却するという内容であった。決定の内容とその意義については第６節で述べる。

第１節　争点

１　はじめに

検察官の即時抗告申立書は，２７頁からなり，主に殺害行為の方法及び順序に関する土浦支部決定の判断及びそのもとになった木村第２次意見書（新証拠１４，以下木村証言とあわせ「木村鑑定」という。）の批判にほとんどの頁を費やしている。

検察官は，２００５年１２月２７日に検察官補充書を提出した。１２７頁からなり，その構成は下記のとおり，殺害行為の方法及び順序に関する木村鑑定等の新規性・明白性の論点に主眼を置きつつ，自白以外の証拠（目撃証言）に関する新証拠の新規性・明白性の論点についても土浦支部決定の判断は誤っていると主張している。

第１　土浦支部決定の要旨

第２　原決定の問題点

第３　原決定が，木村鑑定等により，請求人らの自白が，殺害行為の方法及び順序という枢要部分において動揺を来したとしたことの誤り
第４　請求人らの自白以外の供述証拠についての判断の誤り
第５　自白が虚偽の自白を誘発しやすい状況下でなされた疑いがあるとしたことの判断の誤り
第６　原決定が，請求人らの自白には，それだけで請求人らが本件犯行の犯人であると合理的な疑いを容れない程度に認めるだけの証明力はないとしたことの誤り
第７　その他の誤り
第８　結語

弁護団が２００６年7月１４日に提出した意見書（以下「抗告審意見書」という。）は，３３９頁からなり，その構成は下記のとおり，検察官補充書に対する反論にとどまらず，弁護側の主張も積極的に展開している。下記見出しの括弧内に検察官補充書との対応関係を示しておく。

第１　序章
第２　刑事再審の目的と要件（検察官補充書第２に対する反論を含む）
第３　確定判決の証拠構造と証拠評価の視点（同上）
第４　自白は任意になされたものではないこと（検察官補充書第５に対する反論を含む）
第５　請求人らの自白は全面的に信用できないこと（検察官補充書第３，第６に対する反論を含む）
第６　獄中日記について（原決定が新規性を認めなかったことに対する反論を含む）
第７　自白以外の証拠（検察官補充書第４に対する反論を含む）
第８　請求人らにはアリバイがある（原決定がアリバイの成立を認めなかったことに対する反論を含む）
第９　結論

再審開始の要件をめぐる基本的対立点を２項で述べ，主な個別の争点を３項で述べる。そして，４項では検察官補充書が取り上げていない事項について述べる。

２　基本的対立点（総論）

４つの項目の基本的対立点について，検察官の主張とそれに対する弁護人の反論を紹介する。

（１）再審制度について

検察官は，「確定判決の立場に身を置かずに無制限な旧証拠の洗い直しをして独自の心証形成を行うことは許されない，これを無視することは事実上の四審制を認めてしまうことになりかねない。」などと述べ，直接主義を援用して確定審の心証を引き継ぐべきだと主張している。

これに対し，弁護団は，「下級審の事実認定の合理性が上級審の書面審理によって検証されることは直接主義の原則と何ら矛盾せず，再審も同様である。検察官の主張によると弁論の更新はおよそ認められないことになる。」と反論した。

（２）証拠の新規性について

検察官は，「確定判決の認定事実と異なる判断を導くことができる証拠」をいう

と述べ，特異な新規性論を主張した。

これに対し，弁護団は，土浦支部決定と同様に，「証拠の未判断資料性」（裁判所の実質的な証拠価値の判断を経ていない証拠であるということ）が通説的な考え方である，と反論した。

（３）刑訟法４４７条２項について

第１次再審請求審において，Ｉ，Ｋ，ＯＴ及びW関係の捜査報告書及び供述調書が開示された（巻末表１「開示証拠のリスト」参照）。Ｉ及びＫの開示証拠は石段の一件に関する証言の信用性評価に，ＯＴ及びWの開示証拠は被害者方前のWの目撃証言の信用性評価にそれぞれ重要な意義を持っている。残念ながら第１次再審請求審は，これらの開示証拠に各目撃証言の信用性を揺るがす「明白性」を認めなかった（第２部第３章第４節３参照）。

土浦支部決定は，上記開示証拠の証拠価値を認めた。これに対し，検察官は，これらの開示証拠を判断資料から排除すべく，第１次再審請求と同一の論点について，「あらた」な証拠を伴わないままなされた主張について，第１次再審請求審の判断内容を無視し，これと異なる判断をしており重大な違法がある，と主張した。

これに対し，弁護団は，「同一の理由」とは同一の事実関係・証拠関係に基づく再審請求理由の主張と解すべきであるから，別個の理由（事実）と証拠資料をともなって主張されている限りは，前の棄却決定の内容的確定力はこれに及ばない，と反論した。そして，上記個々の証拠が問題となる場面でいずれも新証拠を提出しており「同一の理由」ではないから検察官の主張は失当であると反論した。

（４）証拠の明白性について

検察官は，「白鳥・財田川決定にいう総合評価とは，新証拠のもつ重要性とその立証命題につき，それが有機的に関連する確定判決の証拠判断及びその結果の事実認定にどのような影響を及ぼすかを審査すべきである。再審請求を受けた裁判所が特段の事情もないのにみだりに判決裁判所の心証形成に介入することを是とするものではない。原決定は，立証命題との関係でも証拠価値を有せず，確定審の有罪判決を揺るがすような影響力もない新証拠に基づき旧証拠をあらいざらい再評価したものであり，みだりに確定判決裁判所の心証形成に介入している。」と主張した。

これに対し，弁護団は，新証拠の明白性は，新証拠それ自体，あるいは限定された条件の下で評価されるのではなく，他の全証拠と総合評価した結果として認められること，そしてその際，他の全証拠が再評価されるべきことを両決定は明らかにしたのであると反論した。また，財田川決定に登場する「みだりに」という一節も，客観的な論理則・経験則に基づいて事実認定が行われるべきことを注意的に指摘したものであると反論した。

３　個別の論点（各論）

ここでは重要な論点に絞って，検察官の主張と弁護人の反論をあわせて紹介する。

（１）殺害行為の方法及び順序について

検察官は，死体検案書等の新証拠の新規性・明白性も取り上げているが，ここでは木村鑑定の新規性，信用性，明白性について紹介する。

ア　新規性について

検察官は，木村鑑定は，大部分は確定判決の基礎となった秦鑑定書中の死体所見を基に，特に新たな科学的根拠を付け加えることなく，その内容を若干詳細に述べたものに過ぎず，新規性は認められない，と主張する。

これに対し，弁護団は，木村教授の法医学的知見と経験に基づく判断を媒介として，秦鑑定書から導かれる死体の客観的状況及びそれによって推認される殺害行為の態様，方法等がどのようなものであったかを明らかにしているので新規性があることは明らかである，と反論した。

イ　信用性について

検察官は，三澤供述に依拠して，扼頸ではなく絞頸とする木村鑑定は，信用できないと主張する。その根拠として次の点を指摘する。①パンツがクッションの作用をして扼痕が生じない可能性が高い。②腐敗により扼痕が認められなくなった可能性がある。③高津光洋東京慈恵医科大学教授が高齢者であっても扼頸により喉頭諸軟骨の骨折が発生しない自験例を報告している。④喉頭諸軟骨骨折が１００パーセント近い確率で起きるとはいえない。⑤被害者の前頸部の表皮剥脱は索溝ではない可能性が高い。⑥結節及び結節点が存在しないので絞頸とは言えない。

さらに，殺害の順序については，検察官は，⑦２人がかりで口を開けさせているので抵抗が困難であるから，口部周辺の皮膚の表皮剥脱や皮下出血等は起きなくとも不自然ではない。⑧仮に抵抗があったとしても，口腔粘膜・口腔周辺の皮膚の表皮剥脱や皮下出血等は，必発の所見であるとまではいえない。⑨腐敗により，口唇周辺の表皮剥脱や口腔内の粘膜剥離が認められない可能性がある。

これに対して，弁護団は，次のように反論して木村鑑定の信用性を擁護した。①自白の態様で扼した場合，皮下出血や筋肉内出血まで生じないということはあり得ない。②前頸部の扼痕が腐敗によって判別不能となっているという証拠は何もない。③高津供述の自験例は，頸部圧迫の具体的な態様の考察をともなっていない。④自白の態様で前頸部を扼した場合には骨折が起きる確率は高まるという趣旨である。⑤前頸部の表皮剥脱について，秦医師が絞頸，絞痕と見ていることを否定する所見や根拠はない。⑥結節及び結節点がないことが絞頸を否定する理由にはならない。

次に，殺害行為の順序についても次のように反論して木村鑑定の信用性を擁護した。⑦抵抗できないほどの力を加えたのであればその痕跡が口腔内外に残っていなければおかしい。⑧抵抗力のある者の口腔内に暴力的に布片を挿入した場合，木村鑑定の見解は法医学的に十分合理性を有する⑨腐敗する前にできた傷は乾燥するので腐敗しても判別できる。

ウ　明白性について

検察官は，木村鑑定は，その立証命題である頸部圧迫行為の態様（絞頸か扼頸か）とその順序（頸部圧迫とパンツの口詰めの先後関係）について，その一方であると確定し，他方の可能性を排斥するというものではないのであるから，これを秦鑑定書等その立証命題に関係する旧証拠と併せて，確定判決審の立場で総合的に評価したところで，請求人らが被害者の口腔内にパンツを詰め込み，その後に，櫻井が被害者の頸部を扼したという確定審の事実認定に疑いが生じるとは到底認めがたい，

と主張する。

これに対し，弁護団は，頸部圧迫行為の態様とその順序について，新証拠（木村鑑定等）により確定することまで要求すること自体が誤っており，明白性の判断は，新証拠と他の全証拠とを総合的に評価し，確定判決の事実認定に合理的疑いを生ぜしめているか否かを判断すべきものであると反論した。

（２）自白以外の供述証拠について

検察官は，OM親子，ＳＢ，W，Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｅ及びＴの目撃供述を取り上げているが，ここでは主な論点について，検察官と弁護側の攻防を紹介する。

ア　OMの目撃供述について

（ア）新規性

検察官は，「OMは確定審で取り調べられておらず，供述との矛盾，相反はないから，新規性がない」旨判示したほか、OMの１０．１６員面について，原決定も被目撃人物らが請求人でないと断定できるだけの証明力までは認められないとしているから，確定判決の認定事実と異なる事実を導くに足る「あらた」な証拠とは認められない，と主張する。

これに対し，弁護団は，証人の供述に矛盾，相反する部分が存在するか否かが新規性の要件として問題となるのは，その証人が確定審で証言し，または供述調書が取り調べられており，再審請求審において，その証人の別の供述調書等が提出された場合である。しかし，OMはこれまで法廷で証言していないばかりか，その供述調書も一切取り調べられていない。そもそも証拠方法としての同一という前提を欠いている，と反論した。

（イ）信用性，明白性

検察官は，次のような理由をあげてOMの供述の信用性ははなはだ薄弱なものにすぎないとする。①１０月１６日には櫻井はすでに自白していたので，原決定が１０．１６調書に暗示誘導がないというのはおかしい。②OMの変遷前の供述内容も漠然としたものに過ぎず，変遷後の供述内容が請求人らの特徴と矛盾しないものに変容したといはいえない。③OMは記憶の再生を超えて過剰な説明や誇張を行っている。④目撃時刻に関する供述はＳＢやＯＴらの供述と符合していない。

これに対し，弁護団は，次のように反論した。①１０．１６員面は，捜査官の暗示・誘導による影響が比較的少ない段階に作成されており，その内容から杉山でないことは明らかである。②その後ＯＴの供述とともに杉山の身長に近い内容に変わっており，請求人らの特徴と矛盾しない内容に変容させられたことが明らかである。③OMの１０．１６員面はＯＴの同日付けの員面にも符合しており，OMには誇張や虚偽を交えた供述を行う性癖はない。④目撃時刻に関するＳＢの供述は漠然としたものであり符合しないとはいえない。

イ　Wの目撃供述について

土浦支部決定は，①Wの供述に関して新証拠が多く提出されており，第１次再審請求審第２審とは少なくともその証拠関係が異なっていること，②ここでの検討目的は，Wの供述が全面的な検討を要する請求人らの自白の信用性をどの程度補強し

ているかにあり，その限度でWの供述の信用性を再評価しても，刑訴法４４７条２項の趣旨に反するとは考えられない，と判示した。

これに対し，検察官は，第２次再審請求審で開示されたW関係の証拠（ＮＳの員面・捜査報告書及びWの面通しに関する検面２通）は，確定判決の認定事実と異なる事実を導くに足る「あらた」な証拠とはいえない，刑訴法４４７条２項により内容的確定力が生じた第１次再審請求審の判断を，「あらた」な証拠が提出されないまま，安易に動揺させていることは，同項の趣旨に著しく反するといえるのであるから，土浦支部決定の上記見解は明らかに不当である，と主張する。

この検察官の主張に対し，弁護団は，土浦支部決定が認定するとおり，Wの供述に関して新証拠を多く提出していること，新証拠を確定判決の認定事実と異なる事実を導くに足る証拠と限定する考え方は新規性と明白性を混同するものであること，したがって，第１次再審請求審当時と同一の証拠関係ではないから刑訴法４４７条２項には反しない，と反論した。

ウ　Ｉ，Ｋ，Ａ，Ｅ及びＴの目撃供述について

土浦支部決定は，①５０日以上前の特異性のない出来事についての日にちの記憶はもともと曖昧・不正確で，また，自ら申告したものでもない，②供述に不自然・不合理な変遷があり，取調官の暗示・誘導の可能性も否定できない，③意図的な観察をしておらず観察や記憶が不正確で，別の日と混同した等の可能性がある，④５証人の供述はいずれも信用性に疑問を生じ，情況証拠としての証拠価値を喪失し，自白の補強証拠としての価値も著しく減殺された，と判示した。

検察官は，①新規性がない，②Ｉ・Ｋについて，刑訴法４４７条２項違反（第１次再審で審理済み），③Ａ・Ｅ・Ｔについて，新規性ある証拠はないし，供述の大筋で一貫し，信用できる，と主張した。

これに対し，弁護人は，①「供述経過として考慮できる」から新規性はある，②新証拠が多数あるので，刑訴法４４７条２項違反はない，③土浦支部決定も認めるとおり，不自然・不合理な変遷が顕著で，取調官による暗示・誘導が認められるし，意図的な観察ではないので別の日と混同の可能性もある，④捜査報告書や供述調書に改ざんの可能性もある，と主張した。

（３）「自白が虚偽自白を誘発しやすい状況下でなされた疑い」について

検察官は，次のように土浦支部決定を批判している。①取調経過に関する確定審の判断を引用して土浦支部決定を暗に批判する。②櫻井の１０．１７テープについては，同人の１０．１８員面とほぼ同内容である等を理由にその新規性を否定する。③請求人らの取調に当たっての不当な誘導の存在を否定する。④土浦支部決定は新証拠の立証命題に即した証拠の検討を誤り，逆に立証命題をこえて旧証拠の再評価を行ったと批判する。⑤「請求人らの自白が虚偽の自白を誘発しやすい状況の下でされた疑いがある」との判示は，取調検察官に対する強い予断と偏見に基づくものである。

これに対し，弁護団は，次のように反論した。①土浦支部決定は，新証拠を加えた総合評価に基き具体的で緻密な論証をしているので，単に確定審の判示を引用するだけでは何ら有効な反論になり得ない。②１０．１８員面以外の調書と齟齬し，

肉声供述であること，１０．１７テープの存在自体が捜査官の偽証を明らかにしているから新規性があることは明らかである。③１０．１７テープに見られる誘導，二人の自白の連鎖的・同時的変遷の例があり，不当な誘導がなかったとは言えない。

（４）自白の信用性，真実性について

次の論点について，検察官と弁護人の各主張を紹介する。

ア　ガラス戸実験

検察官は，ガラス戸を固定した上で実験しており，犯行現場及び請求人らの自白とは全く異なる条件下で行われた実験にすぎず，土浦支部決定はその点を看過して結論を導き出したものであり，重大な誤認がある，と主張する。

これに対し，弁護団は，自白を素直に読めば杉山がガラス戸を蹴った時点ではガラス戸は敷居から外れていないことになっており，検察官の批判は当たらない，と反論した。

イ　指紋

検察官は，指紋の付着は複雑な条件に左右され，犯人が触れたであろうところに指紋が印象されていないことも珍しくなく，弁護団の行った実験は諸条件が不確定である，と主張した。

これに対し，弁護団は，菅屋実験により請求人らは指紋が付着しやすい体質であること，犯行現場から現に複数の指紋が採取されていること等からすれば本件で付着を困難にする事情は考えられない，と反論した。

ウ　毛髪鑑定

検察官は，形態学的検査であり鑑定人の知識・経験に照らして類似性を判断するため指紋のように１００パーセントの確率で異同識別ができるものではない，格闘しても毛髪が必ず脱落するとはいえず，また，本件犯行より以前に遺留されたものである可能性が高く，請求人ら以外の者がいた可能性があるということはできない，と主張した。

これに対し，弁護団は，掃除が行き届いていないのであれば被害者の毛髪がもっと大量に採取されるのが自然であるし，被害者は普段から他人を部屋にあげるのを嫌っていたことを考慮すると犯人が遺留した毛髪である可能性がある，と反論した。

エ　秘密の暴露

検察官は，杉山，櫻井の供述内容が，その後の裏付け捜査によって認められ，秘密の暴露は存しており信用性は高く，土浦支部決定は誤っている，と主張する。

これに対し，弁護団は，これらの裏付捜査はいずれも捜査官が請求人らの供述以前に把握していた事実の範囲を超えるものではないから秘密性がない，検察官の主張は秘密の暴露の濫用であり，秘密の暴露の概念を混乱させるものである，と反論した。

４　検察官補充書が取り上げていない事項について

（１）獄中日記

ア　新規性

土浦支部決定は，獄中日記におけるアリバイに関する記載は，内容的には，確定審における櫻井のアリバイ主張の内容と同じであるから新規性は認められないと

した。

獄中日記には，アリバイに関する記載のみならず，自白の任意性・信用性に関する記載も多数存在するが，この点について土浦支部決定は何ら言及していない。そこで，弁護団は，櫻井が自白と時期をほぼ同じくして獄中日記の中に正反対の内容を綴っていたことは，請求人らの供述経過を考慮するに当たって重要な証拠となるから，この点で新規性が認められると主張した。

イ　任意性・信用性

暗号を使用してアリバイを主張している部分は，捜査官に対する不信感を抱いていたことを如実に示している，否認するか嘘を言うかの揺れ動く心情が日記には克明に記されており，自白に任意性がないことは明らかである，自白と比較したとき獄中日記の側にこそ真実性と信用性が認められるなどと主張した。

（2）アリバイ

木谷明元裁判官は，「有罪の証拠自体が必ずしも万全なものではない場合には，これを動揺させるアリバイ立証は，絶対確実なものでなくても足りるということを示唆しているものといえよう。」と述べている（『刑事裁判の心』所収「犯人の特定」）。

土浦支部決定は６人の目撃供述及び二人の自白の信用性を認めなかった。したがって，アリバイ立証は，絶対確実なものでなくても足りるはずだ，二人のアリバイ主張は捜査段階から今日に至るまで終始一貫している，アリバイ主張を支える証拠も相当数存在する，などと述べた上で，請求人らのアリバイ主張を排斥することはできない，と主張した。

（3）その他

殺害行為，物色行為及び偽装工作という中心的論点に加えて，その前後に当たる①犯行に至る経過に関する自白，②犯行後の行動に関する自白においても変遷や不一致等が存在すると主張した。さらに，③自白以外の証拠については，それまでの証拠開示により明らかになったことを要約するとともに，さらなる証拠開示が必要だと論じた。

第２節　審理の経過

下記のとおり都合１８回の三者協議が開催された。その都度，書記官が「打合せメモ」と題する書面を作成し，それが双方にファックスで送信された。三者協議では，証人尋問の期日・実施方法，職権鑑定の鑑定事項，証拠開示などが話し合われた（巻末表３布川事件年表参照）。以下，各回の協議の概要を紹介する。

第１回　２００５年１１月２４日　双方の書面の提出予定日等を協議する。

第２回　２００６年　３月　２日　弁護側の意見書の提出時期及び立証予定等を話す。検察官は三澤医師の検面以外の新証拠の提出は予定していないと話す。

第３回　２００６年　５月　９日　１０．１７録音テープ及び三澤氏の検面について各専門家に検討を依頼している。意見書は７月中旬頃提出予定と報告する。

第４回　２００６年　９月２９日　佐藤喜宣医師の意見書，再審理由補充書（１０）を提出する。

第５回　２００６年１０月１２日　裁判長から新たな鑑定人を選任の上，職権で鑑定を

実施したい，高取健彦医師を第一候補として考えていると提案。

第６回　２００６年１１月　６日　鑑定事項等について協議する。佐藤医師と中田宏氏の証人尋問を決定する。

第７回　２００６年１２月２８日　中田氏の尋問方法等について協議する。

第８回　２００７年　１月２９日　中田氏の尋問方法等について協議する。

第９回　２００７年　２月１９日　高取医師の鑑定人尋問の日を３月２２日と決定。鑑定事項等について協議する。

第１０回　２００７年　３月１２日　裁判所が作成した「鑑定に当たっての参考事項」等について協議する。

第１１回　２００７年　５月１４日　目撃関係新証拠の提出予定について話す。首巻きパンツの破れた時期について裁判長から照会される。

第１２回　２００７年　７月　９日　鑑定人から被害者がタバコを吸っていたか照会があったと裁判長話す。

第１３回　２００７年　９月２１日　裁判所から高取鑑定人の証人尋問の候補日提示。弁護団の今後の立証予定について話す。

第１４回　２００７年１１月　９日　高取鑑定人の証人尋問の方法等について協議

第１５回　２００７年１１月３０日　高取鑑定人の証人尋問終了後に進行等について協議する。

第１６回　２００８年　１月１８日　最終意見書の提出期限５月８日に決まる。

第１７回　２００８年　３月　７日　最終意見書の提出期限を再確認

第１８回　２００８年　５月３０日　決定日の事前連絡等を要望する。

第３節　攻めの立証

１　はじめに

ア　検察官

検察官補充書とともに，三澤医師の検面と検察官が櫻井の１０．１７テープを聴いた印象を記した捜査報告書を提出したのみである。

イ　弁護側

次のような多数の新証拠を提出した。なお，このほかにも指紋に関して齋藤保氏の，目撃実験に関して厳島教授の各証人尋問を，取調べ経過等について請求人両名の尋問を請求したが，残念ながら採用されなかった。

（ア）殺害の方法と順序に関する新証拠

・佐藤喜宣杏林大学医学部教授の意見書（新証拠１１０，以下「佐藤意見書」という。）

・殺害自白再現ビデオテープ（新証拠１１９，以下「殺害自白再現ビデオ」という。）

・真家和生教授の回答書（新証拠１３５，以下「真家回答書」という。）

・松山容子教授の回答書（新証拠１２４，以下「松山回答書」という。）

（イ）１０．１７テープに関する新証拠

・中田宏氏の録音テープに関する鑑定書（新証拠１０７，１０９，以下「中田鑑定書」という。）

・同氏の再現実験報告書（新証拠１３６，以下「中田再現実験報告書」という。）

（ウ）自白の任意性・信用性に関する新証拠

・越智啓太法政大学准教授の「ポリグラフ検査鑑定書に関する意見書」（新証拠１２６，以下「越智意見書」という。）

・便所脱出実験ビデオ及び報告書（新証拠１１９，１２０，以下「脱出実験ビデオ」という。）

（エ）W証言の信用性に関する新証拠

・厳島行雄日本大学文理学部教授と原聡駿河台大学教授の「W氏の目撃供述の正確性に関する再鑑定書」（新証拠１２２，以下「厳島・原鑑定書」という。）

上記各新証拠については，佐藤教授及び中田氏の証人尋問も含めて次項以下に詳しく紹介する。また，裁判所が職権で採用した鑑定人高取氏の鑑定書及び同氏の尋問結果については，４項で紹介する。

２　佐藤意見書と証人尋問

（１）佐藤意見書

ア　はじめに

裁判所から検察官が抗告審に提出した三澤医師の検面に対する反論を求められた。

そこで，弁護団は，佐藤教授に，殺害行為の方法と順序について意見書の執筆を依頼した。２００６年９月１４日付け意見書及びこの意見書にもとづき作成した再審請求理由補充書（１０）を同年９月２９日の第４回三者協議に提出した。

イ　殺害行為の方法について

佐藤意見書は，秦鑑定書に記載された下記①から④の所見に注目している。

①　右眼球角膜には出血があり右眼瞼には出血斑があるが，左眼球結膜には充血も溢血もない。

②　左右の肺に溢血性，充血性を識別できる。

③　頸部は青銅色になっており，項部から左前頚部にかけて圧迫状にほぼ環状をなす布様物（白色布製パンツ様物体）を認めるが，結節並びに結節点を認めない。前頸部において頤部から約５．０㎝の部に横に走る表皮剥脱がある。この創から約３．０㎝左側部にほぼ水平に前頚部から項後に向かう３本の表皮剝脱があり，長さは下方から約２．０㎝，約２．５㎝，約２．８㎝である。

④　右胸鎖乳突筋下出血

以上の死体所見を前提に，佐藤意見書は，「この様な作用器の両端を手指で握り，一方の握りを本件死体の右側頚に当てて，これを支点とする様に絞頚すれば，解剖所見と同様に最も緊縛した作用器の擦過作用により前頚部から左側頚部にかけての創傷を生じるであろうし，また，この様な絞頚の形であれば，右側頚部に支点となる握った手指が介在するので，作用器は前頚部から右側頚部の一部分にはほとんど接触しないか，接触しても軽度であったことから，表皮には創傷を残さず，しかも支点の直下となる内部の胸鎖乳突筋下に出血を生じたとしても矛盾がないと考えられる。」と考察している。要するに，佐藤意見書は，殺害行為の方法について扼頸ではなく絞頸であったとする木村鑑定の結論を支持した。

また，佐藤意見書は，「本件死体の頚部は布様物で一周するように強度に圧迫されていたことから，その部は外気に触れることが少ないので，死後に起こる表皮の乾燥や腐敗が遅延し，腐敗性水疱や表皮の剥離などが押さえられることから，その部の表皮の保存状態が良く，顔面や胸部に比較して腐敗性の変色も少なく，写真オ～クでも明らかなように，創傷の識別は容易であったものと考えられる。」と述べて，「腐敗によって痕跡が分からなくなった」とする検察官の不可知論を批判している。

ウ　殺害行為の順序について

佐藤意見書は，殺害行為の順序について，乳幼児や高度酩酊及び薬物投与による意識低下など抵抗能力が著しく低下している場合でなければ，このような行為（口中にパンツを押し込む行為）を健常な成人男性に対して実行することは無理があり，もし健常な成人男性に対してこのような行為を行えば，口唇・口唇粘膜及び口腔粘膜や歯牙などに何らかの損傷が伴う，そのような損傷が認められない死体所見からすれば，口腔内への布様物挿入は，死戦期（死に行く過程において，意識の消失や運動機能の著しい低下が起こっている時期）以後に行われたものと考えられるとする。この点でも佐藤意見書は，木村鑑定を支持した。

エ　新しい視点

頤部から左右両頬部にかけてほぼ水平な約２１．０㎝の弓状を形成する圧迫創と考えられる創傷という秦鑑定書の所見にもとづき，佐藤意見書は，「作用器は布様物で，これを頤に強く引っ掛ける様に左右対称にして，本件死体の顔面を長軸方向へ強烈に引っ張り上げる行為がなされたものと推測される。」と述べている。もちろん二人の自白にはこのような行為は登場しない。しかし，裁判所の注目するところとはならなかった。

オ　三澤意見に対する批判

三澤意見書は，扼頸があったことを完全に否定することができない，と述べている。これに対し，佐藤意見書は，「法医学の常識に照らせば，扼頚とは手指及び腕により頚部を圧迫することであり，解剖所見として外表には指や手の形状より生じた扼痕が認められ，頚内部には指や手の形状に沿った皮下出血や頚部気管・甲状軟骨周囲の著名な組織及び筋肉内出血を伴い，甲状軟骨上角・舌骨及び気管軟骨に骨折（単独または複合）を認めることが多い。この様にしてみると，本件死体の解剖所見には前記した扼頚を考える特徴的な損傷はどこにも見当たらない。」と批判する。

また，三澤意見書が前頸部の線状の表皮剝脱は布様物により形成された方が自然であるという意見に対し，佐藤意見書は，「本件死体の頚部に見られる平行した線状の表皮剥脱は，索状物の長軸に沿って形成されたものと考えられる所見であり，巾広の布様物が作用器であれば，緊縛された際に生ずる布様物自体の皺の突出部により，その長軸方向への擦過により表皮剥脱が生ずるのであって，それは，すなわち絞頸の可能性を示すものである。」と批判している。

（２）再審請求理由補充書（１０）

佐藤意見書によって木村鑑定の結論が支持され，さらに新しい視点も導入されて

「被害者の口にパンツを詰めてから扼殺した」とする二人の自白が信用できないことが一層明らかになったことから，不可知論に逃げ込もうとする検察官の主張を牽制した。

（３）証人尋問

佐藤教授の証人尋問は２００６年１２月１２日に実施され，秋元弁護士が主尋問を担当した。佐藤教授は，３５００体以上の解剖経験があること，首都圏よりも死体現象の早い沖縄での解剖経験があることなど佐藤意見書の前提となっている法医学的知見を証言いただいた。その上で，佐藤教授は，死体所見から出発して，被害者の死体には扼頸を明確に示す所見がなく，むしろ絞頸があったと考えると矛盾がないこと，頸部圧迫行為の後に被害者の口腔内にパンツを詰める行為が行われたと考えられることを分かりやすく証言された。

佐藤教授は，扼頸の場合の特徴的な所見について，「頸内部の出血にあると思います。特に甲状軟骨の周辺，ここら辺の筋肉あるいは軟部組織に大変強い出血を残します。それは，指頭，つまり指の先の圧迫を直接受けている場所ですので，非常に強いということになります。で，ときとしてこれは場所によってあるいはその圧迫の高さによって違うのですが，年齢によっても違いますが，頸部の軟骨の骨折を伴うことがあります。甲状軟骨上角あるいは舌骨あるいは輪状軟骨，こうしたところの骨折を伴うことがあります。」と証言された。

佐藤教授は，このような知見を前提に，被害者の死体にはそのような扼頸のときに現れる典型的な所見が見当たらないとする。さらに，床が大きく落ち込んで死体が頭を下に傾斜している９月２２日付け検証調書添付の写真を見て，そのような態勢で扼頸があったのであれば，加害者の指は一層上の方にかかるので，甲状軟骨や舌骨の骨折の頻度が非常に高まると指摘する。また，佐藤教授は，布様物を自らの足に巻き付けて，教授が想定されている殺害方法を実演された。その様子を撮影した写真が証人尋問調書に添付された。

死体所見に基づき，豊富な解剖経験に裏打ちされた証言に対する検察官の反対尋問は，佐藤証人の証言の核心部分を揺るがすものではなかったといってよい。

（４）佐藤意見書と証言の成果

以上のように，佐藤意見書は，殺害行為の方法と順序の双方にわたって木村第２次意見書を補強するものであり，このうち，殺害行為の順序に関する部分は，二人の自白が死体の客観的所見に反するという裁判所の認定に貢献したが，高取鑑定と証言の出現により，残念ながら，殺害行為の方法（扼頸はなく，絞頸があった）に関する部分については，東京高裁及び再審公判裁判所の理解を得るに至らなかった。

３　中田鑑定書と証人尋問

（１）はじめに

２００２年１０月に開示された櫻井１０．１７録音テープについて，弁護団が再生して分析した結果，①録音開始時刻及び同終了時刻とテープ録音再生時間を比較すると，前半部分で１５分程度，前半部分と後半部分の間で５０分程度録音されていない時間があること，②同テープ中には複数の中断箇所があり，捜査官の誘導が推測されることが判明した。この点について土浦支部決定も，「録音が途中で中断

された形跡が多数存在し，弁護人主張のとおり上記録音テープを再生した時間と録音中に経過したとされる時間との間に看過し得ない齟齬がうかがわれる」と認定している。

これに対し，検察官は，検察官補充書において，弁護人が指摘する中断箇所は，テープが中断された形跡とは認められないと反論した。

そこで，弁護団は，中断箇所の存在を科学的に立証するために音響の専門家である中田氏に１０．１７テープの分析を依頼した。中田氏は，主としてレコーディング業に従事しているものであるが，録音テープに含まれるノイズの特定，物音の特定，声紋照合，刑事裁判の証拠テープの音声鑑定（マスターかコピーか，編集痕の有無）の経験を有する音響の専門家である。一般の音楽スタジオでは再生不能であった３８年前の国際電話（開高健のベトナムからの電話）のオープンリールテープの復元作業に成功し，テレビ朝日で放送されたこともある。

（２）中田鑑定書

ア　鑑定事項

１０．１７テープの編集痕の有無，存在している場合はその内容，数及び箇所である。ここで，編集痕とは，①録音停止・録音再開，②オーバーライト（録音停止・巻き戻して録音再開），③テープカット（テープをカットしてつなぎ合わせる）の意味で使っている。

イ　鑑定対象

最初はダビングテープを対象として行われ，多数の編集痕が存在することが判明し（新証拠１０７），弁護団の主張が裏付けられた。そこで，ダビングの際に生じたものであるなどの批判が出ないようにより完全な鑑定とするためにマスターテープ（巻頭写真１１）を対象とする鑑定を行った（新証拠１０９）。

鑑定のためにマスターテープを再生してデジタルデータに変換する作業は，２００６年6月２９日，東京高裁第４刑事部書記官室において，中田氏が機材を持ち込んで行われた。

ウ　鑑定の方法

主として音声スペクトル解析を用いた。音声スペクトルとは，音声信号を各周波数成分に分解して，各周波数成分毎の強度を表示したものである。音声信号の各周波数成分への分解は，ＦＦＴ（高速フーリエ変換）によって行った。ここで，ＦＦＴとは，波形データを各周波数成分に分解する手法のひとつであり，光学分析で例えると分光プリズムの役目をするものである。ＦＦＴ解析ソフトは，ＳｏｕｎｄＴｅｃｈｎｏｌｏｇｙ社のＳｐｅｃｔｒａＬａｂを使用した。このソフトは，一般的な声紋鑑定で用いられるものよりも広い周波数帯域を分析できるため，背景ノイズ，微細なノイズを検出することができる。

編集痕の有無の判断方法は，パルスノイズの検出，ハムノイズ（電源ノイズ）の欠落・減少，背景ノイズの欠落・減少，高次フォルマント（声紋）の欠落・減少，音声の異常を総合的に評価して判断した。

録音停止・再開があったときは複数のパルスノイズが認められ，パルスノイズ間のハムノイズが欠落する。パルスノイズは，スイッチのオン・オフなどの瞬間的な

電気的変動及び操作レバーや押しボタン操作によって生じる機械的衝撃音によって複数生じるからである。また，録音停止後テープが空転するとその間のハムノイズは欠落する。

分析００４は，録音停止・録音再開の編集痕があるとされた箇所である。無音部分の左右にパルスノイズが２本ある（００４の波形グラフ，巻頭写真１３）。最初の２本のパルスノイズは録音停止したとき，後ろの２本のパルスノイズは録音再開したときのものと考えられる。真ん中の無音部分は，慣性によって空転したものと考えられる。前記の（００４のＦＦＴグラフ，巻頭写真１４）は同じ箇所のＦＦＴグラフである。パルスノイズの間でハムノイズが欠落していることがわかる。

オーバーライトされると高周波成分が影響を受け，高次フォルマントの欠落が認められる。この場合も録音停止，再開によりパルスノイズは発生するが，巻き戻す距離によっては一旦発生したパルスノイズが消去されることになる。

分析００３は，オーバーライトの編集痕があるとされた箇所である（００３のＦＦＴグラフ，巻頭写真１５）。中央のパルスノイズの手前のフォルマントは，第３まではっきり現れているが，パルスノイズの直後では，第３フォルマントが欠落している。この箇所に音声異常があると思われる。パルスノイズが一つでオーバーライトの痕跡があることから，録音停止後，一度テープを巻き戻して再度録音したと思われる。なお，波形グラフ（００３の波形グラフ，巻頭写真１６）では，パルスノイズは見えるが，音声異常は判断できない。

分析００６もオーバーライトの編集痕の可能性が高いとされたところである。ＦＦＴグラフで白い枠で囲んだところが２箇所あるが，左側では，第３フォルマントが明らかにかけている（００６のＦＦＴグラフ，巻頭写真１７）。波形グラフではパルスノイズがわかる（００６の波形グラフ，巻頭写真１８）。

エ　鑑定結果

（ア）１０．１７テープの正確な録音時間（午後４時４４分までの前半部分）を測定した結果，録音時間は１時間８分４７秒であった。これは，早瀬が読み上げた時刻から算定した録音時間よりも１７分１３秒短いものである。

（イ）１０．１７テープには，①録音停止・録音再開があったと考えられる箇所が７箇所，②録音停止・巻き戻し・録音再開（オーバーライト）があったと考えられる箇所が４箇所，③録音停止・録音再開を何度も繰り返したと考えられる箇所が１箇所（録音開始），④テープをカットしてつなげたと考えられる箇所が１箇所認められた。

（ウ）ダビングテープを用いた鑑定とマスターテープを用いた鑑定は，同一の鑑定手法を用いて行われたが，結果は概ね一致した。マスターテープは磁気ダメージを受けている部分があったが，ダビングテープを用いた鑑定結果と，編集痕の箇所が一致したことにより，磁気ダメージは本鑑定に影響を与えていないことが分かる。

（３）再審請求理由補充書（１１）

弁護団は，中田鑑定が明らかにしたことを再審請求理由補充書（１１）にまとめて主張した。

ア　編集痕の存在が科学的に明らかにされたことから，中断がないとの検察官の主張は完全に崩壊した。

イ　録音開始後（開始時を除く），被害者方２回目の訪問前までの４０分３０秒間は編集痕は認められない。この部分は自分の生い立ち，窃盗をしたときのこと，８月２８日午前中の様子，同日午後取手競輪に行ったときの様子等についてであり，それらは櫻井が実際に体験したことである。

ウ　編集痕は，その後の犯行状況を供述している部分以降に集中している。

（ア）０時間４０分３１秒の編集痕は，櫻井が被害者方２回目の訪問で，靴を脱いで一歩上がったところで「Ｖちゃん，そのとき，どんなふうにしてたんだ。」という質問の後で，オーバーライトが行われている。

櫻井　そして，「だれですか」っていう返事で，それからちょっとしてガラッとあけて私の顔を見ました。「Ｖちゃん，おれだよ」って言ったら，「何だ，また来たのか」って言うんです。

早瀬　それで？

櫻井　私も，何とか話だけでも，じゃ来たんだから聞いてもらおうと思って，「話だけでも聞いてください」って言って一歩上がりました，靴を脱いで。

早瀬　どこへ。

櫻井　板の間です。

早瀬　うん，そして？

櫻井　そしたら，何て言ったか，しつこいなとか言ったと思います。

早瀬　Ｖちゃん，そのとき，どんなふうにしてたんだ。（中断）

櫻井　西側のガラス戸をあけて，畳の部屋から顔を出してました。ガラス戸はちょうど体１つぐらい出るぐらいにして，あけてあったと思います。

早瀬　そんで？　何だって言ったの，そこで。

（イ）０時間４４分の編集痕は，櫻井が客観的事実と異なる供述をした直後に，捜査官がテープを一旦止めるように指示した後に録音停止・再開されているものである。

早瀬　ふーん，縛ってどうしたっけ，Ｖちゃんの足は？　Ｖちゃんはどんなふうにしてんだ，足。

櫻井　足，バタバタしてましたけど。

早瀬　どんなふうにしたんだ，手は，その縛ってたときの足。

櫻井　はい？

早瀬　縛っときに，手はどんなふうにしたの。

櫻井　左側で押さえ，押さえて右手でぐっと上から回しました。

早瀬　ふーん，ああ，右手で。ふーん，そして縛ったのか。二重？

櫻井　はい。

早瀬　ワイシャツは幾重やったんだ。

櫻井　二重です。

早瀬　二重？

櫻井　はい。

早瀬　ちょっとちょっと（小声）
＜中断＞
早瀬　で，それから，どうしたっけ。
櫻井　それから，私は立ちました。
　客観的事実は一重であるから，訂正を試みようとして録音停止したものと思われる。
（ウ）１時間１１分１０秒の編集痕は，録音停止・再開後に強盗の故意について自白している。
早瀬　で，自分ではどういう気持ちになってたんだ。
櫻井　まさかそういう事態になるとは思ってもいませんでした，でも。
早瀬　うん。じゃ，自分じゃ，まだ？？とっかったような気持ちになっていったのか。
櫻井　えー
＜中断＞
（発言者不明）よし，はい。
早瀬　で，あのそれはあのどうだい，自分じゃどんな気持ちになったの。
櫻井　えーやっぱりそういういわれたし，じゃそうしてやっかと思って，金もなかったから，おれ。
　櫻井が強盗の故意があったことを言わないのでテープの録音を止めて，早瀬が櫻井を誘導し，櫻井が言えるようになった後，録音を再開し，櫻井に強盗の故意があったことを供述させているのである。この部分は，確定１審第２４回公判２７１丁において，櫻井が，早瀬に対し「ぶん殴っても，金を取ってくるというようなことを言わなくちゃ駄目だとか言って（テープを）止めたことがあったじゃないですか」と質問していることからも，上記の誘導による供述の変更があったことは確かである。
エ　結論
　１０．１７テープに編集箇所が多数認められたことから，供述をそのまま録音したものでないこと，体験を語っている部分には中断が無く，被害者宅内部に入って以降，中断箇所が多発している。編集箇所の供述内容から誘導したことが推定される箇所もあった。これらは取調過程の不当な暗示・誘導を強く推測させるものであり，請求人らが犯人ではないことを裏付けるものである。
（４）中田証人尋問
ア　２００７年２月８日，弁護側，検察側双方の請求により中田氏の証人尋問が行われた。尋問に先立ち，検察官から１５２項目に及ぶ質問事項が提出されたが，中田氏は，全項目について書面で詳細に回答した。
イ　主尋問は，最初に鑑定の条件，鑑定手法の説明をしてもらい，その後に代表的な編集箇所を紹介した。鑑定手法の説明では，技術的なことは言葉だけで説明してもわかりにくいので，パワーポイントを使って，図解して説明してもらった。この主尋問は，井浦弁護士と松江弁護士が担当した。
　編集箇所の紹介は，スクリーンに解析グラフを投影しながら，該当箇所の音声を再生した。音声の再生には，中田氏に大型のスピーカー（５４．１W×７２．５H

×４３２Ｄｃｍ，スタンドを付けると高さ約２ｍ）を法廷に持ち込んでもらい，不自然な中断音の箇所や，小さな声で録音を止めるように指示している捜査官の声が聞こえる箇所などを大きな音量で流して，裁判官にはっきり聞こえるようにするなどの工夫をしている。再生箇所は，時間の関係で編集痕全てではなく，重要な箇所に絞って取り上げた。

最後に，中田氏は，これまで多数回，テープ鑑定・分析をしてきたが，今回の録音テープほど編集痕が明らかなものはなかったとの感想を述べた。

ウ　検察官の反対尋問は，鑑定事項を正面から弾劾するものは一切なく，些事にこだわる揚げ足取りに終始したものであった。特に，ＦＦＴグラフの時間軸の見方にこだわっていたので，中田氏の回答を裏付けるために，尋問後に，中田鑑定で用いられたＦＦＴ解析ソフト「ＳｐｅｃｔｒａＬａｂ」の輸入代理店の従業員の供述録取書（新証拠１１８）を提出した。

（５）中田再現実験報告書

中田鑑定の手法が正しいことを証明するために，中田氏に依頼して再現実験を行った。録音テープとおりの取調べの会話を録音中に，人為的に①録音停止・再開，②オーバーライト，③テープカットを行い，中田鑑定書記載の手法で分析し，編集痕の特徴が再現するかどうか確かめたものである。実験は，２００７年7月２１日大阪市羽曳野市の「Ｓｏｕｎｄ　Ｌａｂ　Ｎａｋａｔａ」で行われた。取調べの再現は，捜査官役を茨城県出身の秋元弁護士，被疑者役は櫻井本人が務めた。機材は，レコーダーについては当時（昭和４２年）使用されたものに近いと思われる昭和４５年製造のビクター社製のもの（巻頭写真１２）を入手して使用した。解析には，中田鑑定で用いたものと同じものを使用した。

実験結果は，①録音停止・再開，②オーバーライト，③テープカットのいずれも各編集痕の特徴が顕著に再現され，中田鑑定の手法が正しいことが証明された。

（６）裁判所の認定

東京高裁決定は，中田鑑定の「鑑定手法は，コンピュータによって作成された波形グラフとＦＦＴグラフを検討するというもので，それらの各グラフのどのような状態を見れば判別できるかについて，典型的な例を挙げて説明がなされており，しかも，検察官から提起された多数の疑問点について丁寧な回答がなされていて，それらの内容は理解しやすく，十分に信用できるものと認められる。」と判示した。ただし，テープカットしてつなげるという編集作業があった可能性が非常に高いとされた１か所については，証拠物として提出された１０．１７テープ自体にそのような編集痕は認められなかったとして否定した。

のちに再審判決も，「中田鑑定は，専門的な知見に基づき，・・・編集痕の有無を判断したものであり，その信頼性について，特に疑念を差し挟むべき点は見あたらない」と判示し，東京高裁決定が否定したテープカットの痕跡の存在についても，「早瀬ら捜査官が虚偽の証言をしていたといわざるを得ないこと等の事情を考慮すれば，櫻井テープ１がテープをカットしてつなげるという編集作業を行った上で複製されたものではないかとの批判を受けることにもやむを得ない面があり，その他検察官が指摘する諸点を考慮しても，中田鑑定は基本的に信頼し得るものと認め

られる。」と肯定した。

録音テープの新証拠ができるまで

検察官から開示された櫻井さんの１０．１７録音テープを最初聞いたときは，逮捕後まもない時期に，ある程度の内容が録音されており，やっかいなものがでてきたという印象だった。しかし，捜査官が偽証までして隠していたテープであり，何かあるはず，ということで，昔のオープンリールテープを分析できる専門家，中田宏さんを紹介してもらった。当時大阪の羽曳野市にあった中田さんの仕事場を訪れ，その分析結果に興奮したことを今でも覚えている。早瀬の「ちょっとちょっと」と言って録音を止めるよう指示する声が，はっきりと大きな音で鮮明に聞こえたときは，「やった」と思った。これらの音とＦＦＴグラフなどを法廷で再現できればかなりインパクトがある証拠になる。その後は中田さんの尋問までまっしぐらであった。途中，検察官からの細部に亘る１５２個の質問事項が出てきたが，弁護団で唯一理系出身の井浦弁護士が，中田さんの理系の専門用語を解説し，文系の人にも分かる，全部の質問に丁寧に答えた回答書を完成させたことは大きな一歩であった。高裁の法廷でも中田さんのオーディオ技術が見事に展開され，映像，音声が存分に効果的に使用された尋問が実施できた。開始決定後も攻めまくった活動のひとつである。

４　高取鑑定書と証人尋問

（１）殺害行為の方法・順序に関する抗告審での立証

２００６年１０月６日，裁判所から，殺害行為の態様及びその順序について職権で鑑定をしたいので緊急に三者協議を開きたい，という内容の電話が柴田主任弁護人にあった。すでに鑑定人には，高取健彦前科学警察研究所長が最有力な候補としてあげられており，同日，裁判所から鑑定事項案が送付された。

弁護団で検討した結果，鑑定事項に条件を付けるということで職権での鑑定を進めてもらうこととして，鑑定事項に関する要請書を携えて１０月１２日の協議に臨んだ。その結果，裁判所が職権で法医学鑑定を行うこととなった。その後の三者協議において，鑑定事項等について意見を述べた。２００７年2月１９日の三者協議において，高取氏が鑑定人を受諾したので裁判所が正式に鑑定人に選任し，同年３月２２日に高取鑑定人の宣誓が行われた。

（２）高取鑑定書

鑑定は，木村尋問，三澤尋問，佐藤尋問を含むそれまでの審理の結果を踏まえて行われ，２００７年7月２６日付けで鑑定書が提出された。結論の要旨は，以下のとおりである。

① 頸部を圧迫したとする所見は右胸鎖乳突筋下の出血のみといわざるをえず，これは絞頸でも扼頸でも可能であり，死因は絞扼頸による窒息死と考えて矛盾はない。

② 口腔内にパンツが挿入されたのは，頸部圧迫後意識が消失した状態で，すなわち死戦期あるいは死後になされたものと考えられる。

（３）高取証人尋問

２００７年１１月３０日に，高取証人の尋問が行われた。

ア　検察官の尋問

検察官の尋問に対する証言は，概要，以下のとおりであった。

- （高取鑑定書の）絞扼頸とは，絞頸と扼頸の両方の行為があった，絞頸かつ扼頸という意味で使ったものである。どちらかに重きをおくということはできない。
- 絞頸か扼頸かを判別する上で客観的な手掛かりとなるのは右胸鎖乳突筋下の出血のみということになる。
- 頸部に纏絡されている索状物を使って頸部を圧迫した可能性は否定できない。
- 腐敗の進行に伴って，扼痕が見えなくなった可能性もある。
- すでに頸部の表皮はなくなって，真皮が露出していて，損傷があり，真皮損傷としか言えない。秦鑑定人が使った表皮剥脱という表現は法医学的には当たっていないと思う。
- 前頸部の損傷が頸部に纏絡されている索状物によりできた索溝の一部であったとしても，それはそれで良いが，そうであったとしても，扼頸がなかったという判断はできない。
- 索状物を使って頸部を絞めてその後かその前か分からないけれども，手で絞めるということは，否定する根拠もない。
- 甲状軟骨などの骨折の有無は，絞頸か扼頸かを区別する上で必ずしも決め手になるものではない。
- 折れる場合もあれば，折れない場合もある。圧の掛け方，圧を掛ける場所にもよる。
- 秦鑑定人は，死因として頸部圧迫による窒息と，もう１つは口腔内の異物の挿入による気道閉塞と両方あるが，どちらかというと後者が死因ではないかというふうに言っている。
- 意識があれば被害者は相当抵抗するだろう。

イ　弁護人の尋問

弁護人の尋問に対する証言は，概要以下のとおりであった。尋問は土浦支部で三澤尋問を担当した青木弁護士と木村尋問を担当した山本弁護士が担当した。

- 素手でパンツを押し込んでいくときに，歯でかまれるという形で抵抗されるということも，意識があればあり得るだろう。
- 抵抗力のある間に口に物を詰めようということになれば，口の中と外に損傷を起こすことが十分ある。
- 頸部の方が顔部より腐敗を促進しやすい条件にあったということはない。このケースは水をかけるとざっと表皮が剥離するような状態だったと私は見ている。
- 頸部とか口腔内というのは，かなり注意して観察されるところである。
- 頸部に表皮剥離があった場合にそれを発見しながら鑑定書に書かないというようなことはないだろう。
- 右の胸鎖乳突筋の出血があるというようなところは，普通，ちゃんと写真を撮っておくべきなのに，全くない。

・ 縊死の場合は，絞頸より骨折の割合は高い。
・ 秦鑑定人が「絞頸を思考させる創傷」と書いたのは，それはそのまま理解するしかないのではないか。「絞頸を思考させる創傷」でないという根拠もない。
・ 本件死体に巻かれていたパンツによって絞頸行為を行ったと考えても矛盾はしない。
・ 左頸部にある表皮剥脱と言っているものについては，写真には写っていない。
・ 秦鑑定人が表皮剥脱と称している傷の方向は，鈍体の作用方向もそういう方向だというふうに見ることはできる。

（4）証拠提出と高裁決定における判断

高取鑑定は，木村鑑定にも三澤鑑定にも佐藤意見にもない「真皮損傷」などという用語を用いて，ことさらに頸部の腐敗を強調するものだったため，主として頸部の所見に関する法医学文献（新証拠１２９～１３３）を提出した。なお，第５節の総括意見書４項において高取鑑定の問題点を論じた。

高裁決定は，高取鑑定をほぼ全面的に採用し，殺害行為の方法について法医学的には絞頸が行われたと断じることは困難というべきであるとした。ただし，パンツを使用した絞頸行為が行われた可能性が高いと判断している。

殺害行為の順序については高取鑑定と同様に扼頸あるいは絞頸という頸部圧迫行為があって，その後に，パンツを挿入という行為が行われたと認定している。殺害行為の方法と順序に関する高裁決定の詳細は，第６節で論じる。

５　殺害自白再現ビデオ

（1）はじめに

弁護団は，第３節２項及び４項のとおり，佐藤意見書・高取鑑定書及び両氏の証人尋問を通じて，殺害行為に関する二人の自白が死体の客観的状況と一致しないことを明らかにするとともに，殺害行為に関する二人の自白は，変遷が著しく，かつ相互の間で食い違いが多く，そして不合理な点が多いこともあわせ，全体としてはなはだ不合理であることを明らかにしようと考えた。とくに，自白の格闘の態様では抵抗が容易なこと，体勢が不自然にすぎることなどを視覚的に明らかにするために，二人の自白内容を実際に再現してその様子をビデオで撮影し，殺害自白再現ビデオ（新証拠１１９），反訳書(新証拠１２０)，被害者役の三浦康行氏の供述録取書（新証拠１２１）を提出した。

（2）準備，企画段階

まず２００６年３月２４日に東京土建一般労組中野支部で予備実験を行った。山本弁護士が中心となって中野支部と打合せのうえその企画と準備にあたった。当日は，同支部で準備してくれた床落ちのセットも利用し，松江弁護士が櫻井役，井浦弁護士が杉山役となって自白に沿って行為をしていったところ，体勢をはじめ数々の不自然な点が明らかとなった。この日は，ももを頚部に見立ててパンツで絞める実験も行っている。

以上の予備実験の成果をふまえ，本格的な再現実験を行うための準備を進めた。まず二人の最終自白（ただし，一部不明の部分を他の調書で補っている。）をもとに二人の行動を確定していった。二人の自白内容が食い違うため，杉山自白に基づ

く行動シナリオ，櫻井自白に基づく行動シナリオ（松江・井浦弁護士が担当）の２種類を作った。さらに木村教授及び佐藤教授が推定する絞頸の態様，パンツを引っ張ったときの状況もそれぞれ映像化して，両教授が推定する頸部圧迫の態様についても視覚化することとした。

（３）殺害自白の再現と撮影

本実験は２００６年１０月１日に実施された。中野支部の中庭に検証調書に基づき殺害現場の部屋のセットが製作されていた。櫻井役，杉山役及び被害者役は，年齢，身長が当時の３人に近い人を探して依頼した。櫻井役，杉山役及び被害者役には，上記のとおり２種類の行動シナリオに基づいて演じてもらい，これをビデオで撮影した（塚越・上野弁護士が担当）。

（４）不自然な点

自白内容どおりに動いた場合，次のような不自然な点が判明した。なお，被害者役の三浦氏に，撮影中具体的にどこが不自然であったかをインタビューして，そのやり取りも映像化した。

① 二人の自白では仰向けに倒されている被害者の上に杉山が馬乗りになって，抵抗する被害者を押さえつけた内容となっているが，手足が自由になっている仰向けの人を押さえつけるのは簡単ではない。仰向けではなくうつぶせにしないと抵抗を抑えることは相当困難である。

② 杉山自白では，杉山が一旦向きを変えて手で被害者の足を押さえたことになっているが，このとおりにすると被害者の両手が自由となり，後ろ向きとなった杉山を攻撃することが容易である。

③ 杉山自白によると，櫻井が杉山の頭をまたいで首を絞めることになっているが，このとおりにすると櫻井の両股が杉山の頭を挟む形となり，しかも床が落ちているから，櫻井の手から被害者の首までの距離が遠すぎ，手で首を締めること自体が困難となってしまう。またがないようにすると，杉山の馬乗り位置を少し後ろにするほかないが，そうすると杉山が被害者の手を押さえにくくなり不自然な体勢になる（巻頭写真８）。

（５）頸部を絞める動作等

木村，佐藤両教授の推論にもとづき，被害者役が左側を下に横たわっている状態で，右側頸部にパンツの端を握った左手を押し当て，項部から左側頸部さらに前頸部に回したパンツのもう一方の端を右手に持ち，右手を上の方に引き上げて頸部を絞める動作を撮影した（巻頭写真９）。

さらに，被害者の首に巻かれたパンツとほぼ同じ長さのパンツの両端を握って強く引っ張り，その情況を撮影した。ぴんと張った部分が平行に複数形成されており，パンツで絞頸することにより，平行な表皮剝脱が生じる可能性を示した。

（６）ビデオの整理，証拠化

撮影した映像は整理した上で説明文，ナレーションを挿入した。その編集作業は本職の映像ディレクターである吉瀬維彦氏に依頼した。同氏にはほとんどボランティアで作業をやっていただいた。①被害者と対峙し馬乗りになるまで，②被害者の口に布を詰めて足を縛るまで，③首を絞めるまで，と場面を三段階に分け，また，

杉山自白と櫻井自白の違いを浮き上がらせるため，食い違う場面を個別にまとめて対照できるようにし，字幕だけの画面を挿入して見やすくし，弁護団の福富弁護士がナレーション役を担当し不合理な内容を解説したものを挿入した。

ビデオを２００７年5月１１日に新証拠１１９として裁判所に提出した。その後，同年7月９日に，ビデオからピックアップした写真とナレーションを書面化した反訳書（新証拠１２０）と被害者役の三浦氏の供述録取書（新証拠１２１）を裁判所に提出した。後者の供述録取書は，仰向けにされた場合簡単に抵抗できること，自身の経験上，反抗させないようにするためには相手を俯せにするほかないこと，その他，足を縛る場面，口にパンツを押し込む場面は，実際には容易に抵抗できることを体験した者の立場から詳しく供述してもらったものである。

（7）再審請求理由補充書（１２）

上記新証拠１１９から１２１までの新証拠を解説し，殺害自白が如何に不自然・不合理な内容のものであるかを明らかにし，信用性がないことを再審請求理由補充書（１２）としてまとめ，上記新証拠１２０，１２１とともに裁判所に提出した。

６　松山回答書，真家回答書

高取鑑定を受けて，弁護団は，殺害行為の方法と順序と死体の客観的所見との不一致という論点でも，木村鑑定を支える立証の強化にさらに努めた。前者については被服学の見地から松山回答書（新証拠１２４）の，後者については動作分析の見地から真家回答書（新証拠１３４）の大妻女子大学の２人の教授による回答書を得て，これらを新証拠として提出した。これらの新証拠の準備には井浦弁護士と山本弁護士があたった。

（1）松山回答書

ア　はじめに

絞頸行為の立証を強化するため，被害者の頸部に巻かれていたパンツに着目し，パンツの形状，破損状況から，絞頸行為の存在が科学的に推定できないか，被服学専攻の松山容子大妻女子大学名誉教授に分析を依頼した。

イ　松山教授に対する照会事項は，以下の２点である。

（ア）被害者の頸部に巻かれていた布製パンツの破損時期及びその根拠

（イ）上記パンツの破損原因及びその根拠

ウ　観察結果

松山教授は，２００７年１０月９日，東京高裁書記官室に出向いて，被害者の頸部に巻かれていたパンツの外観を調査・観察した。

①　本件パンツは，その前部の横幅が後部の横幅よりも６．５㎝狭い構造になっている

②　縫合方法も布地のいたみよりも縫い糸ほつれを起こしやすい傾向にある

③　ウエスト，リボン等，④の破損部分以外には長年使用による摩耗がみられる

④　前股部分に逆Ｙ字型，すなわち，股上方向に８．５㎝，右股下方向に９．７㎝，左股下方向に２．５㎝方向の破損が見られ，破損は，生地の破断ではなく，縫い糸の破断による縫い目のほつれである

⑤　縫合痕跡は，ⅰ）ミシン針目跡を示す規則的な布地の穴，ⅱ）縫い代の折れくせ，ⅲ）ほつれた縫い糸の縮れとして残っている（写真１４，図３）

■写真１４【首絞めパンツの写真】新証拠１２４から

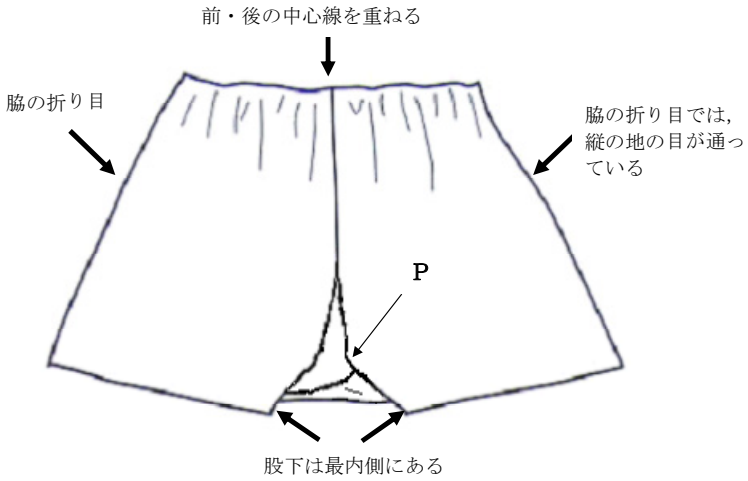

■図３【パンツの作図】新証拠１２４から

エ　考察結果

以上を前提に，松山教授は（ア）（イ）の２点について以下のとおり回答した。

（ア）破損時期

①　ウ③より，被害者が長年自己使用してきたものと考えられる。

②　ウ④の大きな破損がありながら使用を継続することは考えられない（口詰めパンツには繕いの跡がある）。破損後生存していれば，繕って使用していたはずである。

③　本件パンツは親水性繊維である綿製品であり，本来，吸湿・吸水しやすく，そのため可塑性が増し，縫合痕跡は消失しやすいから，ウ⑤の縫合痕跡の状況からすると，破損後洗濯を行い使用していた事実はないと考えられる。

④　前股部分の逆Ｙ字型破損は，急激な力によって縫い糸が破断し，縫い目がほつれたものと考えられる。

⑤　以上により，本件パンツは，被害者が使用していたパンツに，一定の力が加わった結果，縫い目が破損し，被害者の死亡後放置されたと考えるのが自然であり，パンツが死体の頚部に巻かれていたことを考慮すると，縫い目破損は加害行為の際に急速に起きた可能性が高い。

（イ）破損機序

①　前股上部分の破損は，ⅰ）幅の狭い前身頃のみに生じ，後ろ身頃には見られないこと，ⅱ）股上方向に８．５㎝と大きな破損を生じていること（これと垂直方向に強い引っ張り加えられたこと），ⅲ）パンツの巻かれた状態によるとパンツの両端が裾口近くになることからすると，縫い目破損はパンツの両端を引っ張って生じた可能性が高い。

②　左右の張力により前股上縫合部で破損が進行し，次いで股下縫合部が綻んだと

考えるのが合理的である（ウ②のとおり，布地の傷みより，縫い糸のほつれを起こしやすい）。

オ　パンツによる絞頸行為

以上によると，本件パンツの破損直後，被害者が死亡したことになり，これは本件パンツを用いて絞頸行為をしたことを推認させる。この点で櫻井自白と矛盾する。また，本件パンツの破損が生じるためには，パンツを左右方向に牽引する行為が必要である。櫻井自白のパンツを頸部に当てて，その上から両方の掌で扼すという行為では，パンツを左右に引っ張る力は生じないから，本件パンツの破損機序は櫻井自白と矛盾するものである。

なお，松山教授に死体の状態を説明した上で実際にパンツを見分してもらったところ，同教授から，このパンツで首を絞めたことは被服学的分析をするまでもなく常識で分かることではないかと言われた。これに対し，弁護団は，裁判所に常識に即した判断をしてもらうためには，科学的な裏付けが必要であることを強調して引き受けていただいたものである。

カ　裁判所の判断

東京高裁決定は，法医学観点のみでは絞頸行為は推認できないとしつつ，縫い目でほころびているパンツが被害者の首に巻かれていたことからすると絞頸行為が行われたことは優に推認されると判示した。極めて常識的な判断であり説得的である。同決定は，松山回答書を引用していないが，期待した役割を十分に果たしてくれたものということができる。

ところが，再審判決は，パンツに認められたほころびについて，ほころびが生じた時期が明らかになっていないことから，ほころびから絞頸の存在を裏付けることを否定した。しかし，この判示は，前記の諸事実を総合してパンツのほころびが被害者死亡の直前であり，パンツを左右に引っ張る加害行為がパンツ破損の原因であると推認した松山回答書に対する考慮を欠いているというべきである。

（２）真家回答書

ア　はじめに

殺害行為の順序の論点では，被害者の抵抗を排してパンツを口に「圧迫挿入」することがそもそも可能なのかが問題となった。また，前記５の殺害自白再現実験において，二人の殺害自白どおりに実演してみたときも，被害者に対する杉山自白の開口行為や櫻井自白の足縛り行為などは，被害者に抵抗されては到底できそうに思えないことが印象づけられた。

そこで，弁護団は，これらのことを視覚的に訴えるだけに止まらず，科学的に不能であることを証明できないかと考えて，眞竹昭宏山口県立大学教授（当時）らの論文「成人男性における咬筋の筋断面積と咬合力に関する研究」（日本人間工学会誌『人間工学』３９巻１号所収），首都大学東京体力標準値研究会編『新・日本人の体力標準値Ⅱ』（不昧堂出版）など参考文献の収集にあたるとともに，真家和生大妻女子大学教授に動作分析による考察を依頼した。真家教授は，エネルギー代謝解析，筋電図解析，床反力計を用いた外力解析，ビデオ等を用いた動作の３次元解析などの方法で人類の動作分析を研究し，解剖学にも造詣の深い自然人類学者であ

る。

イ　真家教授に対する照会事項は，以下の３点である。

（ア）仰向けになった被害者の口を開けてパンツを詰めるための加害者，被害者の力の作用とその作用がもたらす結果について

（イ）被害者が抵抗する中で両足緊縛が可能であるか。

（ウ）頸部圧迫行為における力の作用とその結果について

ウ　回答内容について

（ア）開口行為の可否について

真家教授は，まず被害者の最大咬合力を，前記の「人間工学」の論文に発表されている実測値を元に１１５ｋｇｗであると推定した。さらに，同教授自身が５０歳代以上の被験者２０名を対象にオクルーザルフォースメーター（歯科用咬合力計，販売元株式会社モリタ）を用いて咬合力測定を行い，上記推定値が妥当であることを確認した。なお，オクルーザルフォースメーターは，歯科医院向けにしか販売されていないので，弁護団が知り合いの歯科医を通じて購入した物である。

■写真１５【咬合力計】

この１１５ｋｇｗ咬合力に対抗して開口するには，片手で１１５ｋｇｗの力を加える必要があるが，これが容易でないことは片手で１１５ｋｇｗの重さの物を持ち上げることを想像してみると分かる。しかも，口部周辺は加害者の手をしっかり受け止めることができる形状ではなく，被害者が抵抗している状態では安定した力を出すことは困難である。これも，１１５ｋｇｗの重さの物がふらふら揺れてしっかり支えることができない状態を想像してみると容易にわかる。他方，被害者から見ると，鼻や唇に１１５ｋｇｗの錘をぶら下げた場合に等しいから負傷しないはずがない。

最大１１５kgｗに達する咬合力を排して自白のように口腔内に異物を挿入することは困難である。

（イ）両足緊縛行為の可否について

また，日本人の体格，体力の測定値（首都大学東京体力標準値研究会編『新・日本人の体力標準値Ⅱ』不昧堂出版）をもとに，筋力が断面積に比例することを斟酌して，脚力と腕力を比較すると，一般に脚力は腕力の３倍相当である。さらに，上記体力測定値によると，被害者に相当する６２歳の片足の脚伸展力はほぼ

成人の体重に匹敵する５７ｋｇｗである。

腕力だけでその３倍の力がある脚力に対抗して押さえ込み，なおかつ，足を縛るという動作をすることが困難であることは容易に理解できることである。なお，うつぶせになった被害者の両足にまたがって押さえつけた上であれば足を縛ることはできそうであるが，それは櫻井自白と反するものである。

自白のような態様で被害者の両足を緊縛することは困難である。

（ウ）頸部圧迫行為における力の作用について

自白のような態様で被害者の頸部を扼する行為では，横走する表皮剥脱創が形成されることは考え難い。

♟ 失敗の中から……

松山回答書によりパンツについての造詣を深めた弁護団は，さらに，どのような力が加われば本件の頚部のパンツの様な破損（前股の逆Ｙ字型の綻び）ができるのか，再現実験の可能性を追求しようとした。人づてに某大学教授を紹介していただき，２００７年１０月から２００８年２月にかけて，計６回，大学の研究室を訪問し，パンツの布地の強度，さらに縫い目部分の強度を調べるとともに，パンツのほころびの再現をめざして実験を行った。実験はＪＩＳの強度試験法に準拠し，強度試験装置を借りて行った。

問題は，実験対象となるパンツの確保であった。豊島区内のスーパーと巣鴨の地蔵通り商店街で昭和４２年頃のパンツと同じ形状・材質ものを何とか発見し，実験に供したが，新品では縫い目部分にそれ相応の強度があり，パンツの綻びの再現はなかなか難しかった。本件パンツと同じような「使用による劣化」の条件が設定できるか。上野弁護士は摩耗試験装置や研磨紙で，山本弁護士は洗濯機を何十回も回して縫い目部分の摩耗を試みた。それでもダメで，ついには柴田弁護士が使い込んだパンツまで持ち込んだが，結局，再現と計数化には至ることが出来ず，この新証拠は断念することになった。

夕陽差す大学の実験室で，パンツをこすったり引っ張ったりしていた光景が，いまなお虚しくも懐かしく思い出される。しかし，こうした数々の失敗の中から，新たな発見が生まれる（こともある）。それにしても，退官前の貴重な時期に，延べ２０時間もの実験や検討に協力いただいた教授には，お礼の言葉もない。

７　厳島・原鑑定書

（１）はじめに

土浦支部に提出した厳島第１鑑定書（新証拠１１）の基礎とされた実験では，被目撃者の既知化は，目撃の直前に未知の人物を写真によって記憶させるという方法によって行われたが（第３部第３章第３節），これに対して検察官は，「W証人は，請求人両名と以前から既知の間柄である。他方，本実験の被験者は，実験前に顔写真を見せられたにすぎないので，W証人の目撃状況にそのまま当てはまらない。」と批判した。

弁護団は，前記の実験では，顔写真を見るだけでなく被験者に印象を評定させ，単なる形態の知覚を超えた意味処理が関与し記憶に残る方法により既知化しており，かつ目撃直後に識別させているので，W証人の場合と比べて識別しにくいことはないと反論していたが，抗告審に至り，万全を期すために日常生活の中で自然に既知となった人物を被目撃者をとして再度バイク走行の目撃実験を行うことにした。

（２）バイク走行目撃実験

実験は，厳島日大教授と原聡駿河台大学教授に依頼し，２００６年春頃から，井浦，秋元，佐藤米の各弁護士が日本大学文理学部や駿河台大学に通って，両教授と実験方法について検討を重ねた。実験場所を駿河台大キャンパス，バイクを走行する被験者を同大学の学生とすることは早期に確定していたが，問題は被目撃者を誰にするかであった。自然に既知となった人物の目撃であっても，識別成績がよくないことを証明することが，本実験の最大の眼目であることから，被目撃者の選定がもっとも重要だったのである。大学教師は，講義を受けている学生であれば確実に既知なので都合がよいが，他方で被験者が講義受講者の範囲に限定され，その中で被験者（バイク走行できる者）を十分に確保できるかという難点があった。そこで駐車場管理の職員など種々の候補を検討したが，最終的に全学生が日常接触していることが期待され既知である可能性が高い大学教務課の職員２名を被目撃者として選定した。

被験者は，第１鑑定の実験の場合と同じく，夜間の交通心理学テストのアルバイト名目で学生を募集した。応募者は３４名だったが，学生だからといって誰でもが教務課の職員の顔を覚えてるわけではないし，事前に被目撃者を知っているか確認できないから，自然に既知となった人物の被験者の条件を満たすものが何人いるかは，走行終了後に尋ねてみるまで分からなかった。その意味で，リスクのある難しい実験であった。

■写真１６【バイク実験（駿河台大学）】新証拠１２２から

被験者の人数が第１鑑定の７４名の約半数となったことから，第１鑑定では２パターン（前後型，対面型）実施した被目撃者の立ち位置を対面型（舗道上で，建物側と道路側に向かい合って立つ）に限ることにした。そもそもW証言が目撃位置を前後型から対面型に変遷したこと自体不自然であるから，同証言を弾劾するには最終形

■写真１７【バイク実験（駿河台大学）】新証拠１２２から

である対面型だけでも十分である。目撃地点の照度などの観察条件は，W証人が目撃したとされる条件よりも若干識別し易い条件を設定した。

（３）実験結果

実験は，２００６年１１月１４日，１５日の２日間に亘って行われた。走行終了後に尋ねた結果，建物側の人物が既知であった者１１名（佇立位置を誤認した１名を除く。），道路側の人物が既知であった者７名であり，この内１名が両方とも既知であった。すなわち，３４名の被験者のうち１７名（鑑定書１９頁の１６名は誤記）が被目撃者の２名または１名と既知であった。

識別結果は，建物側の人物を識別できた者は，同人物が既知である被験者１１名中１名だけ，道路側の人物を識別できた者は，同人物が既知である被験者７名中０名で，被目撃者２名を両方とも識別できた者はいなかった。厳島第１鑑定によると，運転頻度，視力及び走行速度は識別結果との間に有意な差を与えないが，本実験結果もそれと矛盾するものではなかった。

本実験結果は厳島第１実験の結果を支持するものであり，W証人と同等の条件若しくはそれ以下の条件では，自然に既知となった被目撃者に対しても，識別が困難であることが確認された。

なお，この実験には多数の弁護人が補助者，立会人として参加し，飯能の守る会の人たちが，飯能駅と大学キャンパスとの間のピストン輸送に協力してくれた。

（４）裁判所の評価

再審請求審の各決定は，本実験を含め心理学実験の鑑定書に言及することはなかった。しかし，裁判官の心証形成に影響を与えたはずである。再審判決は，バイクを運転する運転者の周囲の状況についての注意力が減退することが経験則上明らかで，この点は弁護人請求のWの視認状況に関する実験結果の証拠（鑑定書）からもうかがわれるところであると判示した。裁判実務が心理学鑑定の採用に消極的である中，貴重な判示である。

８　越智意見書（ポリグラフ検査）

（１）はじめに

櫻井は，１０月１３日から本件強盗殺人について取調べを受け，８月２８日のアリバイを追及された。早瀬から兄のアパートには泊まっていないと言われたために８月２８日の記憶がどうしても思い出せなくなってしまった。それでも１０月１５日午前中まで否認を続けた。その日午後，ポリグラフ検査（嘘発見器）にかけると

言われた。櫻井は，これで自分の無実が証明されると思って，自ら進んで検査を受けた。

ところが，検査終了後に行われた取調べの際に，早瀬から「お前の言っていることはすべて嘘と出た」と告げられた。櫻井は，「心が折れて，捨て鉢な気持ち」になって虚偽の自白をしてしまった。

（２）確定審での証拠隠し

確定２審で弁護人は「嘘発見器の結果報告書」の開示を求めた。検察官は，原証拠を提出せず，昭和４６年１０月１３日付けポリグラフ検査鑑定書を作成させ，これを提出した。櫻井を検査した茨城県警察本部の鑑識課員は，検査後，捜査報告書を作成し，心脈波，呼吸波，皮膚電気反応波を記録した検査記録紙（以下「原証拠」という。）とともに保管していたものと考えられる。

原証拠をそのまま開示すると都合が悪いから，検査実施から４年も経過しているのに，鑑定書を新規に作成させたものと思われる。

（３）ポリグラフ検査鑑定書

ア　ポリグラフ検査では，質問に対する末梢神経系の反応（呼吸，皮膚電気反射，血圧）を観察することで被検査者が虚偽の供述をしているか否かを判断し，その検査方法としては，対照質問法（ＣＱＴ）及び緊張最高点質問法（ＰＯＴ）が存在する。

対照質問法（ＣＱＴ）とは，事件に関係する関係質問と過去の別の事件に関係する対照質問を行い，その反応の差異で虚偽の供述をしているか否かを判断する方法であり，海外では主流の方法である。

緊張最高点質問法（ＰＯＴ）とは，個別の質問に対する反応により虚偽の供述か否かを判断する方法である。犯人しか知り得ない質問（裁決質問）により反応を検査する裁決質問法（ＫＳ－ＰＯＴ）と一般的網羅的な質問に対する反応により検査する探索質問法（ＰＲ－ＰＯＴ）がある。現在の日本では緊張最高点質問法が主流である。

イ　本件のポリグラフ検査鑑定書は，第１から第７まで７つの質問表からなっている。そして，第１ないし第５質問表及び第７質問表が緊張最高点質問法により，第６質問表が対照質問法（ＣＱＴ）により行われた。

この鑑定書は，対照質問法による検査結果については虚偽の返答による表出反応と推認されるとし，緊張最高点質問法による検査結果については「虚偽の返答が介在したことに因る心理的動揺に起因する疑いを十分残しているが」，反応量が希薄であること及び反応表出の分岐の傾向があることを理由に，「それらの反応表出のいずれが虚偽の返答に因り表出したものであるかを明確に推定することは困難である。」と結論づけている。すなわち，この鑑定書は，全体として「黒に近い灰色」という印象を与えるものである。しかし，鑑定書には検査記録紙が添付されていないので，反応の分析が正確に行われているのか検証することもできなかった。

ウ　そこで，弁護団は，第２次再審請求において，原証拠の開示を求め続けたが，「洪水により消失した」との理由で最後まで開示されなかった。

（４）越智意見書

ア　鑑定書は，根拠となるデータの裏付けを欠くだけではなく，前記の結論を導く論

証の過程にも疑問があったため，弁護団は，鑑定書の記載内容からポリグラフ検査の妥当性の有無について鑑定を求めることにした。他の論点と同様，鑑定人捜しに苦労したが，法政大学文学部の越智啓太准教授（当時）に鑑定書についての意見書（ポリグラフ検査の検査方法の妥当性，ポリグラフ検査の適正さ，ポリグラフ検査は検査終了時に判定可能か否か）の作成を依頼することができ，２００７年１２月２３日付け意見書が作成された。この準備は，佐藤米生弁護士と佐藤文彦弁護士が担当した。越智准教授は，２００１年まで警視庁科学捜査研究所研究員を勤め，ポリグラフ検査については，警視庁在職時に１０００件前後実施しているなどポリグラフ検査についての専門家である。２００８年４月には法政大学文学部授となり犯罪心理学を専門としている。

イ　越智意見書では，本件で用いられた対照質問法及び探索質問法そのものの問題点を指摘した上で，適切な方法は裁決質問法であるとしている。まず，対照質問法（ＣＱＴ）については，①そもそも適切な関係質問及び対照質問を作成することが困難である，②対照質問で「いいえ」と回答させることが困難である，③対照質問として対象者が実際に行ったが隠している犯罪を明らかにすることが困難である，との理由から対照質問法に疑問を呈している。

次に，緊張最高点質問法のうち探索質問法（ＰＲ－ＰＯＴ）については，①一番大きな反応といえるかどうかを確認するために最低４回程度の反復が必要であること，②特定の項目に反応したからといって犯人であることの証明とはならないことから，ＰＲ－ＰＯＴはあくまで補助的な用途で使用すべきとしている。

裁決質問法（ＫＳ－ＰＯＴ）については，最も信用できる検査方法であるとしているが，理想的な裁決質問を作成することが困難であるとする。理想的な裁決質問とは，①検査までにメディア等を通じて一般的に公表されていない情報があること，②検査までに警察の情報が伝わっていないこと，③当該情報が犯人の行動として確実性が高いこと，④犯人であれば必ず認識している事象についての質問であること，の４点を満たす必要があるとしている。

ウ　次に，越智意見書では鑑定書におけるポリグラフ検査について，①取調べの後に検査が行われているので，信頼性が低下する危険性がある，②本検査は，探索質問法（ＰＲ－ＰＯＴ）による質問が大半を占め，妥当性，信頼性の高い裁決質問法（ＫＳ－ＰＯＴ）が１問しか使用されていない，③裁決質問法（ＫＳ－ＰＯＴ）は３回以上，探索質問法（ＰＲ－ＰＯＴ）はそれ以上反復した試行が必要であるが，本検査では必要な試行回数が行われていない，④裁決質問法を含む全ての質問において質問が犯人を識別するという目的に照らして適切に構成されていない，⑤妥当性，信頼性の低い方法である対照質問法（ＣＱＴ）をもとに結論を導き出している，⑥被検査者が生理的に動揺しているなかで行われた可能性もあり，検査の前提条件を満たしていない，⑦記憶の薄れないうちに鑑定書を作成するのが通常であり，検査から４年経過後に作成したことで信憑性に疑問を抱かざるを得ない，などの理由から，鑑定書におけるポリグラフ検査自体の適正さに疑問を呈している。

エ　また，確定２審の早瀬に対する尋問の際に，早瀬が検査結果はすぐには聞いていない（だから検査直後の取調べでは検査結果については触れていない）と回答して

いる点については，熟練した検査官であれば検査終了時に判定可能であると結論づけている。

（５）浮かび上がる偽計の事実

ポリグラフ検査の結果を告げられた後になされた自白の任意性を認めた最判昭和３９年６月１日刑集１８巻５号１７７頁の原判決（東京高裁昭和３７年９月２６日）は，ポリグラフ検査をした日に結果を捜査官に告げた事案であった。そこで，この判決のコピーを添付して，昭和３７年当時，検査直後に結果が伝えられていた事実を報告書にまとめ，新証拠１２７として提出した。また，警視庁科学捜査研究所臨床心理士柏谷巧著『ポリグラフ検査の実際』の記事のコピーをこの報告書に添付し，検査直後に結果が捜査官に伝えられている実務例も報告した。（４）エから見ても，早瀬は，検査終了後直ちに，検査結果を告げられていたと思われ，「検査結果はすぐには聞いていない」との早瀬の証言には大いに疑問が残る。

このことは，早瀬による偽計の存在につながる。この点は，総括意見書で論述している（第５節５（６）参照）。

９　便所脱出再現ビデオ

（１）逃走口に関する櫻井の自白の変遷と不自然性

櫻井は，当初，犯行後勝手口から逃げたと供述していたが，１０月２６日付け員面以後，便所の窓から脱出したと供述を変えた。弁護人らは，確定審当時から，供述変遷が著しいこと，便所の窓から脱出することは相当困難であること，合理的理由が無いこと，描写が詳細過ぎること等を指摘して，その自白が信用し得ない旨を主張してきたが，確定審では一蹴されていた。

（２）再現実験１

第２次再審請求の準備過程で，脱出自白の信用性を再考するため，再現実験を行った。２０００年４月，東京都調布市の大映スタジオで行ったものである。映画制作スタッフの協力を得て，被害者方便所を現場そのままにセットで再現して貰い，窓からの脱出の様子を見分した。窓からの脱出は容易ではないが可能であることが確認されたため，上記（１）記載の諸問題はあるにせよ自白の裏づけとして利用されかねないと，その提出の結果を危ぶむ声が弁護団の内部にもあり，撮影したビデオを新証拠として提出することは見送った。当時は，繰り返された敗北の経験から裁判所に対する不信も根強かった上に，上記自白の内容自体に関する分析・検討も不十分だった。

（３）再現実験２

「便所の桟」の開示（後記第４節４）をきっかけに，２００７年５月頃から便所脱出自白の再検討が始まり，審理終結の動きが進む中で「できることはやりきろう」という機運が高まり，前記東京土建中野支部に再度協力を依頼した。同支部に製作してもらった現場と同一寸法の便所のセット（巻頭写真１０）を用いて２００７年９月１６日に行った予備実験でも，自白は現場の後記の点で客観的事実と整合しないことが確認できた。

そこでそれを分かりやすく証拠化するため，同年１２月２日に本実験を行った。このために櫻井とほぼ等しい身長の被験者８名を募ったところ，千葉県弁護士会の

島田亮会員と日弁連職員２名が被験者として参加し，実験に協力してくれた。

櫻井の自白は，便所に入り，左側の窓を右に開け，窓の桟を押したり叩いたりして外して屋外に落とし，両手で窓枠上部を掴み，体を浮かし，右足を外に出し，次に左足を外に出し，体を左にねじり半回転して腹を下につけ，両手が伸びきるまで体をずり下げてから窓の外に飛び降りた，窓の外に何か立てかけてあったことは腹に触る感じでわかった，というものである。

本実験では，前記のとおり櫻井とほぼ等しい身長の被験者８名に，再現された便所のセットの窓から，この自白どおりに脱出行為をさせて，自白の信用性の有無を確かめた。

実験は２種類行った。

ア　先ず，桟を落とし，その後に脱出行為を再現させたところ，下記の点で現場と整合しなかった。

（ア）右足を出す前に体が浮いた者はいなかった。左足を床につけたままで右足を出せるので，体を浮かす必要が無かったためと認められた。

（イ）体をねじる動作のとき，窓枠上部を掴んだままの者はいなかった。そこから手を離さずに，腹を下にするまで体をねじることは不可能と認められた。

（ウ）両手が伸びきるまで体をずり下げてから窓の外に飛び降りた者はいなかった。両手が伸びきるまで体をずり下げれば，足は下についてしまうので，両手が伸びきるまで体をずり下げてから窓の外に飛び降りるということはあり得ないものと認められた（巻頭写真１０）。

（エ）被験者８名中４名は，外側に立て掛けた材木等を倒した。倒さなかった４名も，これらに触れて動かした。そして，倒した者・倒さなかった者を通じて，材木等に腹で触れた者はいなかった。

（オ）この実験の際，被験者らは，窓枠上部・同下部その他様々なところに手を触れていた。

この実験結果に照らして，櫻井の自白の信用性欠如は益々明らかになった。それを最も明白にするのは，便所の窓の高さに対する櫻井の認識である。櫻井は，窓の高さを知らず，内側については体を浮かさずに足を出すことは出来ないと思い込み，外側については両手が伸びきるまで体をずり下げても足は下に着かないと思い込み，虚偽の自白をしたのである。これらは，櫻井が現場を知らなかったこと，自白が信用できないことを明らかにしている。

また，被験者らは様々なところに手を触れていたのだから，もし櫻井が自白のように脱出したのなら，櫻井も様々なところに手を触れていた筈である。しかも，実験が白昼行われたのと異なり，櫻井の脱出は暗闇の中，手探りで行われたことになるから，回転時に体を支えたりするためには，被験者ら以上に，様々なところに強く手を触れたに違いない。そして，便所は施錠（横猿）してあったのだから，櫻井が便所に入った後自分で施錠したことになる。しかるに，櫻井の指紋は便所の何処からも１個も検出されていない。これも自白の信用性欠如を明らかにしている。

イ　次に，被験者らの指先を水で湿らせ小麦粉を付着させた上，櫻井の自白の方法で窓の桟を外させ，桟への小麦粉の付着状況を調べた。その結果，全被験者について

様々なところに小麦粉の付着が認められた。

この実験結果に照らせば，櫻井が自白の方法で脱出したのなら，桟の何処かから櫻井の指紋が検出されて然るべきである。しかも，実験は白昼，桟が外れやすいように極めてゆるく打ち付けて行ったのであるが，自白では，暗闇の中，普通に打ち付けてある桟を手探りで外したのであるから，被験者らより強くかつ長く，桟を握り締めたり，押したり，叩いたりした筈である。しかるに，どの桟からも櫻井の指紋は検出されていない。

便所から櫻井の指紋が検出されていないことは，この２種類の実験により，櫻井の自白と現場の不整合，自白の信用性欠如を明らかにするものである。

この実験の企画，準備，実施，記録を担当した弁護士６名（荒川，上野，佐藤米生，塚越，松江，山本）で作成した再現実験報告書（新証拠１４０）を作成し，提出した。

東京土建中野支部には，予備実験も含め再現実験に都合４回お世話になった。中野支部には，下高井戸放火事件でも再現実験で活躍し無罪判決実現に貢献した実績もある。布川事件でも，こうした善意の市民の協力があって再審への道が開かれていったのである。実験で汗を流した後に支部の人達との一杯はまた格別であった。

第４節　即時抗告審における証拠開示

１　はじめに

即時抗告審においては，裁判所に３回，検察官に１回合計４回の証拠開示の要請をした（巻末表２「開示要請と検察官の対応」参照）。その結果，２回にわたって，証拠物４点，証拠書類３５点の開示がなされた（巻末表１「開示証拠のリスト」参照）。

開示された証拠書類のうち，２２通は二人の取調べ状況に関する捜査報告書等であり，８通は二人のアリバイに関する供述調書等である。

以下，抗告審での証拠開示の経過の概略を述べ，成果については「第５節　総括意見書」において論じる。

２　土浦支部決定

（１）取調べ経過について

土浦支部決定は，録音テープに関する取調官の偽証が明白になったことが影響して，二人の自白に関する供述には，不自然，不合理なものとして否定しきれないものがあり，二人が虚偽の自白をしたのではないかとの疑いを払拭しきれないから，その自白の信用性を判断するためには，自白の客観的内容，自白の変遷過程等を更に検討する必要があるというべきである，と指摘する（櫻井について１９０頁，杉山について２０３頁）。さらに，土浦支部決定は，「これによって直ちに請求人らの自白の任意性が否定されることになるか否かはともかくとして，少なくとも請求人らの自白が虚偽の自白を誘発しやすい状況のもとでされた疑いがあることは否定し難く，このような事情は自白の信用性の判断にあたって看過し難いものというほかはない。」と述べている（２０４頁）。

弁護団は，よくここまで踏み込んでくれたと土浦支部決定を高く評価した。他面，この評価を録音テープに関する取調官の偽証に大きく依存している状態で，土浦支

部決定を維持できるのか，不安をいだく意見もあった。そこで，抗告審において，二人の取調経過に関する証拠の開示が必要だと考えた。

（2）アリバイについて

確定審は，６人の目撃証言により二人のアリバイの成立を否定した。

これに対し，土浦支部決定は，６人の目撃証言の信用性はいずれも乏しいと認定したが，アリバイ主張は認めなかった。櫻井については獄中日記を新証拠としてアリバイを主張したが，公判供述と同じ内容であることを理由に新規性が認められなかった。杉山については，雨供述の信用性を裏付ける気象データを新証拠として提出したところ，新規性は認められたが，明白性が否定された。

そこで，アリバイを裏付ける証拠の開示をもっと求めることが必要だと考えた。

３　高裁最初の開示要請書

（1）２００５年１１月２４日付け公判未提出記録等の取寄・開示要請書

第１回の三者協議において裁判所に対し提出した書面である。抗告審に提出する最初の書面であったので，再度全面的な証拠開示，証拠の標目の開示の要請もした。個別の証拠開示の要請については，従前請求してきたものに加えて，新規の未提出記録の一覧表を追加した。未提出記録を次の３つに分類して開示を求めた。

ア　被害者の生活状況などに関する証拠書類

ＴＡ及びＴＲの捜査報告書または員面

イ　取調状況を記録した証拠書類

留置場の被疑者の状況録，杉山が最初に自白したときの捜査報告書，櫻井が親方のところに泊まったと供述した捜査報告書，その宿泊の有無についての捜査報告書，櫻井を取り調べた深澤のメモ，櫻井の取調状況に関する捜査報告書

ウ　請求人のアリバイに関する証拠書類

養老乃瀧・高田馬場店の店員の捜査報告書または員面

仙波裁判長は，「開示に応じられないもののうち，存在するものについては，裁判所が要否を検討するために提示してもらうことも考えている。」と積極的な発言をした。

（2）２００６年7月２８日付け公判未提出記録等の開示要請書

検察官と面談の際に検察官に対し提出した。裁判所宛の（1）の取寄・開示要請書に記載した事項に加えて，アリバイ関係の証拠書類として次の証拠の開示要請を追加した。

ＫＢ（ＳＡから大腿部に入れ墨をしてもらった人物）の員面又は検面，同人が休んだ日に関する勤務先の捜査報告書または回答書，ＫＪ・MO（８月２９日取手競輪場で杉山と観戦していた人物）の員面または検面，ＳＪ（８月２９日我孫子駅で櫻井と会った人物）の員面または検面

また，（1）に添付した未提出記録一覧表の各証拠が刑訴法３１６条の１５第１項の１号から８号のいずれか（類型証拠），または同条の２０の主張関連証拠に該当することを主張した。

さらに，最高検刑事部長，仙台高検検事長，広島高検検事長を歴任された小嶌信勝弁護士がホームページ上に掲載された『冤罪防止対策の研究』を添付した。この

論稿の中の「私のこれまでの経験によると，冤罪事件の主たる原因は，最良証拠主義によって警察・検察において収集された『被疑者・被告人に利益となる捜査資料』が裁判所に提出されないためであると確信している。従って，冤罪事件を防止するための最大の方策は，捜査機関が収集した『被疑者・被告人に利益となる捜査資料』を裁判所に提出することである。」などの箇所を引用して検察官に証拠開示を迫った。

４　２００６年１１月６日付け意見書及び証拠提出書兼証拠説明書

未提出記録及び証拠物全部の開示並びにその標目の開示は拒否された。個別の開示請求については次のようであった。

便所の窓の桟２本，櫻井の捜査報告書１７通その他巻末表１「開示証拠のリスト」記載の証拠が開示された。

２００６年１２月４日に至って開示された証拠が，この段階では，「関連性なし」を理由に開示を拒否された。

上記以外は全て「不見当」と回答した。

５　公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その２）

２００６年１１月２８日付け要請書は，検察官が存在を認めた証拠の開示を求めた書面である。まず，新証拠と関連する証拠に限定しなければならない法的根拠はないと主張した。その裏付けとして，事実の取調べをなし得る範囲について，「余りにこれを厳格に解釈して，再審請求者が再審理由に当たる事由として主張する具体的事実それ自体のみに限局すべきではなく，該事実に付随する事実又はこれに密接に関連する事実にも及び得ると解すべきであろう。」という一節を引用した（『注釈刑事訴訟法第４巻』４７３頁［臼井滋夫執筆］）。なお，同書は，「検察官の当該事件の不提出記録の取寄せ」も事実の取調方法の１つであるとしている（同書４７５頁）。

次に，検察官が保管する現場写真８枚について，関連性及び開示の必要性を詳細に論じた。

さらに，前項（２）の不開示証拠について，個別的に関連性があることを詳論した。

２００６年１２月４日，証拠提出書兼説明書とともに，明治ゆであずき缶詰ほか，巻末の開示証拠のリスト欄記載の証拠が開示された。

６　公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その３）

第１６回三者協議に提出した２００８年１月１８日付けの要請書である。本書面を裁判所に提出する直前の２００７年１２月２５日に最高裁第３小法廷が「刑訴法３１６条の２６第１項の証拠開示命令の対象となる証拠は，必ずしも検察官が現に保管している証拠に限られず，当該事件の捜査の過程で作成され，又は入手した書面等であって，公務員が職務上現に保管し，かつ，検察官において入手が容易なものを含むと解するのが相当である。」という決定を出した（刑集６１巻９号８９５頁）。そこで，この決定を引用して，警察に保管されている未提出記録の開示を求めた。

次に，「不見当」と回答されている証拠のうち，弁護団が重要と考えているものについて，個別的に根拠をあげて開示を求めた。門野裁判長は，検察官に検討するように指示した。

２００８年３月１２日付け意見書で，検察官は，いずれも不見当と回答した。

第５節　総括意見書

１　はじめに

本章第１節に記載したとおり，弁護団は，２００６年７月１４日に長文の意見書を提出した。そこで，最終意見書は，即時抗告審の審理で明らかになったことを中心に論じ，コンパクトなものを提出するという編集方針で作業を進めた。２００８年４月３０日，１４０頁の総括意見書を提出した。

２　総括意見書の構成

次のような構成をとっている。

第１章　はじめに
第２章　殺害行為の方法・順序に関する原決定の判断の正当性
第３章　自白が虚偽の自白を誘発しやすい状況の下でされたとの原決定の判断の正当性
第４章　自白が信用できないとの原決定の判断の正当性
第５章　自白以外の証拠の価値は乏しいとした原決定の判断の正当性
第６章　結論

３　第１章について

まず原審の再審開始決定の理由の骨子を述べた。次に本章第１節に紹介した検察官の抗告理由の特異性及び立証活動が極めて限定的であることを指摘した。さらに，抗告審で弁護人が提出した新証拠で明らかになったこと及び証拠開示の結果明らかになったことを要約した。

４　第２章（殺害行為の方法と順序）について

抗告審意見書を踏まえて，抗告審で取り調べられた佐藤意見書及び証人尋問の結果，高取鑑定書及び証人尋問の結果，殺害自白再現ビデオ，松山回答書，真家回答書等を加味して，殺害方法及び順序に関する土浦支部決定の判断は正当であると論じた。以下，新証拠を中心に概略を述べる。

（１）殺害行為の方法について

「自白が真実であれば認められるべき扼頸の所見が認められないこと」及び「絞頸行為があったと認められること」を論証している。木村鑑定及び佐藤意見書及び証人尋問の結果にもとづき論じたことはもちろん，三澤意見書及び証人尋問の結果並びに高取鑑定及び証人尋問にもこれを裏付ける部分があるので，そのことを丹念に指摘している。また，松山回答書により，パンツの縫い目破損が加害行為の際に急速に起きた可能性が高いこと及びパンツの裾付近の両端に左右方向の引っ張る力がかかり縫い目破損が発生したことを論証し，櫻井自白による殺害の方法ではこのような左右方向の張力が発生しないことを指摘した。

なお，高取鑑定書は，「前頸部及び左側頸部の表皮剝脱を絞頸行為があったことを示す索溝の一部」とする木村鑑定及び佐藤意見書の見解を否定し，「線状の真皮損傷」であるとするが，弁護人総括意見書では，第１に，鈍体が横方向に作用したことを認める高取証言等も引用して，高取鑑定人も絞頸の痕跡であることを否定しているわけではないことを指摘した。第２に，高取鑑定書は，腐敗により前頸部の

表皮が剥離して真皮損傷の状態にあるとしているが，①皮膚に密着する着衣は腐敗の抑制要因になるとする法医学文献，②部分的な表皮剥離にとどまる顔面の写真との対比などにより，パンツが巻かれて空気との接触が妨げられている頸部の腐敗が顔面より進行していることはないと批判した。

（２）殺害行為の順序について

佐藤意見書も高取鑑定書も頸部圧迫行為が先で，その後に口腔内にパンツが挿入されたと見ている。また，真家回答書は，動作分析の観点から，櫻井自白，杉山自白いずれの自白を前提にしても，被害者の口部周辺の筋肉の約１１５ｋｇｗの最大咬合力を排して，口腔内に異物を挿入することは困難であるとしている。これらの新証拠により木村鑑定の正しさが益々裏付けられたと主張した。

（３）格闘・殺害自白の不合理性

殺害自白再現ビデオ，同実験で被害者役・三浦氏の供述録取書及び真家回答書等により，次の点を明らかにした。

① 最初の暴行，被害者が倒れた原因，口詰めの協力の有無，杉山の向きの変更の有無，櫻井の太股蹴り，首締めの体勢等について二人の自白には甚だしい食い違いが存在する。

② 被害者の抵抗を抑圧することが困難であること

③ 杉山自白では首を絞める体勢が不自然であること

④ 死体工作に関する自白が不自然であること

５ 第３章（虚偽自白を誘発しやすい状況）について

抗告審で取り調べられた中田鑑定・再現実験報告書，取調経過に関する捜査報告書及び越智意見書等に基づき，捜査の違法を積極的に論じている。そして，「虚偽の自白を誘発しやすい状況」という土浦支部決定の判断を維持発展させることを企図した。以下，新証拠を中心に概略を述べる。

（１）中田鑑定について

１０．１７テープに多数の編集痕があることが中田鑑定により科学的に明らかになったことは，第３節３で述べた。これにより，捜査官らが不当に自白を誘導した事実及びテープを意図的に編集した事実が明らかになった。

（２）長時間の取調べ

本章第４節４で述べたとおり，櫻井の取調状況を記載した捜査報告書１７通が開示された。水戸班（谷萩，丸山，阿部，秋山環の各弁護士）が中心となって捜査報告書を分析した。この分析によると，捜査報告書から算出される取調時間の方が確定２審で取り寄せられた出入状況調査表から算出される取調時間よりも約７時間長いことが判明した。

出入状況調査表は，確定２審の弁護人も原本を忠実に移記したものであるか疑問をいだいていたが，捜査報告書の開示により益々疑問が深まった。

（３）櫻井に対する違法な別件逮捕勾留

前記捜査報告書の開示等により下記事実が明らかになった。

① 櫻井は，別件窃盗容疑で１０月１０日に逮捕されたが，１０月１２日に詳細な自白調書が作成されて別件の捜査は終了したこと。

② １０月１３日から本件強盗殺人事件のアリバイの取調べを開始したこと。

③ 櫻井は，送検された１０月１９日を除いて，１０月１３日以降，連日，本件強盗殺人で取り調べられたこと。

上記事実にもとづき，弁護団は，「１０月１３日以降別件窃盗の取調べは全く行われておらず，もっぱら本件強盗殺人の取調べが行われたのであるから，別件窃盗による勾留としての実体を失い，実質上，本件強盗殺人を取り調べるための身柄拘束となった。したがって，この間の身柄拘束は令状によらない身柄拘束であり，その間の櫻井に対する取調べも違法な身柄拘束状態を利用して行われたものとして違法である。この間の取調べにより得られた櫻井の自白調書の証拠能力はすべて否定されるべきものであった（東京地方裁判所平成１２年１１月１３日判決・判例タイムズ１０６７号２８６頁）。」と主張した。

（４）別件逮捕勾留の実態を隠すための捜査官の偽証

捜査報告書の開示等により，原審で明らかになった１０．１７テープの存在に関する偽証に加え，捜査官が下記事項についても偽証していたことが明らかになった。

① 確定１，２審で早瀬は，櫻井が８月２８日の泊まり先としてあげたＹＢ方について裏付け捜査をして宿泊していないことがわかったのは１０月１５日午後であると証言していた。ところが抗告審で開示された１０月１０日付け捜査報告書によると，１０月１０日に早瀬自らＹＢに会って櫻井が同人方に宿泊していないことを確認していたことが明らかとなった。

② 早瀬は，確定１審第２３回公判では本件強盗殺人事件のアリバイの取調べを開始した日を１０月１５日とし，同第２４回公判では１０月１４日と訂正した。同公判で立会人の深沢も１０月１４日と証言した。しかし，前述のとおり，早瀬らは，１０月１３日から本件強盗殺人事件のアリバイの取調べを開始していた。

（５）杉山に対する違法な別件逮捕勾留

別件暴力行為の取調べが行われたのは１０月１６日のみで，同日，自白調書が作成されていること，それにもかかわらず以後６日間も別件勾留中に本件強盗殺人で取調べを受けたこと，杉山が別件暴力行為で自白した時点で共犯者２名はすでに釈放済みであったこと，久保木は櫻井の自白をもとに杉山に自信をもって自白を迫ったことなどを指摘し，証拠能力が否定されるべき櫻井の自白調書をもとに杉山に自白を迫ったのであるから，杉山の自白調書は「毒樹の果実」にあたり，その証拠能力もまた否定されるべきであると主張した。

（６）ポリグラフ検査を利用した偽計による取調べ

ア 櫻井の訴え

櫻井は，昭和４３年１月１２日の獄中日記に，「公判で一つ聞いてみよう。“嘘発見器”の事を。早瀬さんは，俺が嘘を言っていると出たというが。もしあの時の事が嘘と出たのなら，あの機械は“嘘作成機”としかいいようがない。」と書いている。

イ 土浦支部決定

土浦支部決定は，「ポリグラフ検査の終了からわずか数十分の間に，何らのきっかけもなく自白に転じたというのであり，供述経過として余りに唐突で不自然であ

る」と判示している。

ウ　偽計による自白の立証

唐突で不自然であるとの認定は一歩前進である。しかし，櫻井が訴えている偽計による自白を認めたわけではない。最初の自白が偽計により得られたものであれば，証拠能力がないことは明らかになる。そのためには，ポリグラフ検査の結果が白であったこと及びそれにもかかわらず早瀬が黒と嘘を言って自白を迫った事実を立証しなければならない。

エ　越智意見書

本章第２節８で述べたとおり，確定２審で検察官が開示したポリグラフ検査鑑定書は，検査実施から４年後に作成したもので，検査結果は，「黒に近い灰色」の印象を与えるものであったが，検査結果を直接検証するために必要な検査記録紙は，洪水により流出したことを理由についに開示されなかった。

越智意見書の内容は，本章第２節８に詳しく紹介したとおり，「本検査は適正に行われているとはいえない。」という結論になっており，「妥当性，信頼性の低い方法であるＣＱＴ（対照質問法）をもとに結論を導き出している。」ことをその大きな理由としてあげている。

オ　「シロ」の可能性が高いこと

検査結果が「シロ」であることを直接証明することができないので，上記越智意見書の意見，早瀬が「反応がないと聞きました。」と供述していること，検査記録紙その他の原証拠を提出しないで二次的証拠であるポリグラフ検査鑑定書を提出したこと等の間接事実を指摘して，検査結果は白であった可能性が高いと主張した。

カ　検査結果は直ちに捜査官に伝えられたはずであること

早瀬や渡辺忠治（捜査主任）は，検査結果は２，３日後に聞いたと証言している。検査官が作成した捜査報告書には検査結果及び報告日が記載されているはずであるが，この原証拠も洪水で流失したという理由で開示されなかった。そこで，「ポリグラフ検査の結果は質問が適切なものであれば，検査終了時に判定可能である。ただし，『判定できない』という結論の場合もある。」という越智意見書の記載並びに本章第２節８（５）にあげた東京高裁昭和３７年９月２６日の実例等により，検査結果は直ちに捜査官に伝えられることを立証しようとした。なお，前記東京地裁平成１２年１１月１３日判決も検査当日に結果が捜査官に伝えられた事案である。

キ　推論

オとカの考察をもとに，「反応が出なかった」と伝えられたら，櫻井は自分の無実が証明されたと意を強くして否認を続けたはずである，「結果はすぐ出るものではない」と伝えられたら，櫻井は結果が出るまで否認を続けたはずである，しかるに唐突で不自然な自白をしてしまったのは，早瀬から虚偽の結果を告げられて落胆して「捨て鉢」な気持ちになったからと推論するのが自然である，と主張した。

（７）逆送の違法性

ア　確定３審決定と土浦支部決定

確定３審は，本件強盗殺人の捜査未了の段階において，移監自体をとらえて違法

ということはできないと判示している。

これに対し，土浦支部決定は，強盗殺人の否認後間もなく櫻井を逆送したこと自体不自然であるとしている。土浦支部決定が確定３審の判示に疑問を提起した勇気は大いに評価できるが，「不自然」というあいまいな表現にとどまっていた。

イ　逆送の違法性

そこで，下記のとおり文献を示して裁判官層の共通の理解を前提に逆送の違法性を強調した。

増補令状基本問題上・問題６０［金谷利廣執筆］は，「被疑者が被疑事実の全部または重要な点を否認し，かつ，物証や第三者的な参考人の乏しい事件の場合は，他に特別の事情のない限り，拘置所を勾留場所に指定するのが相当であろう」と述べる（３３０頁）。大谷直人最高裁判所事務総局刑事局長（当時）は，平成１８年４月１２日，衆議院法務委員会において，「例えば被疑者が被疑事実の全部または重要な点を否認し，かつ，物証や第三者的な参考人の乏しいケースであるといった事情は，勾留場所を拘置所と指定する方向に働く要素となるという点について，裁判官の間で異論はないように思っております。」と答弁している。

ウ　高裁決定

高裁は，「虚偽自白を誘発しやすい状況に請求人らを置いたという意味で，請求人らの警察署への再移監には大きな問題があったというべきである。」と判示している。この判示は，土浦支部決定よりはるかに踏み込んだものである。逆送の違法性の根拠を上記のとおり具体的に指摘したことも影響したのではないかと思われる。

（８）別件起訴後勾留を流用した取調べの違法性

ア　確定３審の判示

確定３審は，起訴後の勾留中であっても起訴されていない余罪につき任意に取調べをなすことは違法であるとはいえないと判示する。しかし，任意の取調べであったと認められる理由は全く述べていない。

イ　任意の取調べの要件を満たしていない

いわゆる北方事件についての佐賀地裁２００４年９月１６日決定（判例時報１９７４号１４頁）は，「起訴後の勾留中の余罪取調べにおいては，被疑者に対して，在宅被疑者に準じて，取調室への出頭を強制されることはなく，取調室からいつでも退去し居房に戻ることが妨げられないとの取扱いがなされるべきである。ところで，取調べを受けていた警察署の留置場において起訴後勾留中の被疑者は，移監されない限りその身柄拘束の状態に変化がないため，特に説明がなければ，余罪の取調べについてもこれに応ずべきものと思うのが一般であることから，取調官においては，そのような被疑者の誤解を解くために，余罪の嫌疑の内容を告知するとともに，これについて取調受忍義務がないことを明確に告知する必要があると解される。」と判示している。そこで，この裁判例を引用して，取調官は，二人に対し，取調室への出頭を強制されることがないこと及び取調室からいつでも退去し居房に戻ることができることを告知していないので，逆送後の本件強盗殺人の取調べは任意の取調べの条件を到底満たしていないと主張した。

ウ　刑訴法の身体拘束期間の制限を潜脱するもの

さらに，次のような理由を述べて，別件起訴勾留中の取調べは違法と解すべきだと主張した。本件強盗殺人事件については，昭和４２年１１月１３日をもって刑訴法所定の身体拘束期間を全て使い切っている。そればかりか，本件の拘束に先行する別件の身体拘束期間の大部分を本件の取調べに流用している。ところで，「当該犯罪の重大性・発見された証拠の重要性，被疑者の逃亡または罪証隠滅のおそれの程度，前の勾留の際勾留延長がなされているか等の事情により，きわめて例外的に再逮捕・再勾留を認めてよい場合があろう。」とされている（増補令状基本問題上・問題４７〔小田健司執筆〕２７３頁・判例時報社）。本件の場合，本件強盗殺人事件について書類上釈放の措置が取られた以降，請求人らと本件犯行を結びつける有力な証拠は何ら発見されていないので，再逮捕・再勾留の要件を満たしていないのは明らかである。にもかかわらず，別件起訴勾留中の任意の取調べに名を借りて取調べをするのは，刑訴法の身体拘束期間の制限を潜脱する違法な取調べというべきである，と主張した。

（９）吉田検事の取調べについて

弁護団は，警察段階の二人の自白の不一致や問題点が吉田検事の取調べで調整されていることを再三指摘してきた（再審請求理由補充書（４）等）。総括意見書において，次のとおり網羅的かつ体系的に指摘した。

ア　共犯者間における供述の連鎖的・同時的変遷

請求人らの間で，供述が連鎖的・同時的に変遷する事項は多数に及ぶ。それらは請求人らの供述が自らの意思と記憶に基づかないことを端的に表しているが，吉田検事の取調べにおいてそれは際だっている。

①　ガラス戸の偽装工作（南北型への変更）
②　櫻井のバーＪ行き（「行かない」に変更）
③　白い布製三つ折財布（「盗らない」に変更）
④　押入の布団（「引っ張り出さない」に変更）
⑤　眼鏡（眼鏡が飛んだ原因が「不明」に変更）

イ　客観的事実に一致する供述への変更

①　櫻井は勝手口の「左側の戸を開けた」から「右側の戸を開けた」に変更（左側の戸を開けても８畳間の被害者が見えないから）
②　櫻井は死体に「毛布をかけた」から「毛布は覚えていない」に変更（検証調書によると毛布は死体にかけられていないから）
③　杉山は「白い布」で被害者村の足を縛ったから「タオルとワイシャツ」で縛ったに変更（被害者はタオルとワイシャツで足を縛られていたから）
④　杉山は被害者の口を単独で開けたから二人で口を開けたに変更（１人で口を開けることは客観的に不可能だから）
⑤　櫻井は「パンツを首にあててその上から押さえつけた」から「パンツを使ったのははっきりしない」に変更

ウ　他の供述者の供述にあわせるようにさせる供述の変更

①　杉山の供述をＥの供述（布佐駅での目撃）にあわせる

② 杉山の供述をＫ・Ａ・櫻井の供述（石段の一件）にあわせる

③ 櫻井の供述を杉山供述（分配額）にあわせる

エ 矛盾を回避するためにあらたな矛盾を生み出した供述の変更

① 杉山の薬師東映行きの日を８月２４日に変更させる（２４日は夜間も快晴で，煙草を買いに出たとき雨が降っていたという供述と矛盾する）

② 櫻井のバーＪ行きの否定（Ｆ及びＳＡの午後１１時半ころバー「Ｊ」に来たという供述と矛盾する）

オ 高裁決定

こうした指摘を受け，高裁は，「請求人らのそれぞれの供述は，捜査の最終段階において，検察官からの取調べを経て，検面調書によって取りまとめられるが，その取りまとめの過程においても，更に激しい誘導の跡が顕著である上……」と判示している。

(10) 証拠の改ざん，捏造の疑い

さらに，員面調書，捜査報告書（目撃供述等も含む。）には，以下に例を挙げるとおり，改ざん，捏造が疑われるものが複数ある。

ア 布佐駅で駅員のＥが８月２８日午後７時過ぎころに杉山を見たとする８月３０日付け捜査報告書

事件発覚から２日後に杉山を目撃したと供述しているとしている点で問題の捜査報告書であるが，捜査報告書にガリ版刷りで書かれていた被害者の住所は８月３０日には警察当局がまだ認識していなかった住所が記載されており，８月３０日ではなく，後日作成されたものである可能性が高い。

また，内容としても，Ｅの当時の杉山に対する認識（名字は知っていたが，名前は知らなかった等）と異なる認識が述べられており，捜査報告書の，杉山に対するＥの供述部分を恣意的に追加・変更するなどした疑いが濃厚である。

イ Ｉが杉山を目撃した日にちに関する員面調書，捜査報告書，検面調書

Ｉの１０月２２日付け員面調書と，Ｉの供述に関する１０月２２日付け捜査報告書は，いずれも，杉山を目撃した日にちに関して「今年の８月２８日と思います」との記載が「今年の８月２８日であります」と書き換えられて，訂正印が押されている。

員面調書は東京の個人宅で作成されており，そこで押印され，その後，それを添付して捜査報告書が作成されたという経過であることが記録上から見て取れ，そうだとすると，これらが，Ｉの申出によるものでないことは明らかであり，捜査官の恣意的な改ざんである。

また，Ｉの１１月１８日付けの検面調書では，８月２８日と断定する事は難しいという供述があるにもかかわらず，１２月１７日付けの検面は，出来事の日について，８月２８日に目撃したと断定的に供述したものとなっており，しかも，このことを，１２月１７日付け検面調書には，「前に警察の人に話しました」，「今年の８月２８日，杉山卓男と一緒になった事があることを前に検事さんにも話しました」と，あたかも，Ｉが当初から８月２８日と断定していたかのように描き出していた。

ウ　Wが「杉山の仲間を捜査してみたら」と言っていたとの記載のある９月２０日付け捜査報告書

Wが真に杉山を目撃していたのなら，聞き込みに際して率直にその旨を告げれば足りるはずであるし，捜査官がWの言葉に関心を抱いたのだとすれば，その供述の根拠を問い質すはずであり，このような供述が記載されていること自体不自然である。

また，体裁（他のものにはある押印がない，昭和４３年の作成を思わせる通し番号が付されている等）からして不自然であり，この捜査報告書は，後日作成された虚偽の文書か，後日，Wの発言として虚偽の内容を入れた改ざん文書であるとの疑いを払拭することができない。

エ　櫻井が本件犯行を「自白」させられた日の取調べの経緯，内容を記載した１０月１５日付け捜査報告書

契印の状況や，用紙の状況から，一部，差し替えられた疑いが濃厚である。

差し替えられた部分は，自白に至る，取調経過の核心部分であり，このような部分について差替えをしているということは，自白に至る経過に関する記載に関連して，何らかの不公正な捜査があったことを強く推認させるものである。

オ　櫻井のアリバイ主張に関する１０月２０日付け捜査報告書

櫻井が「１０月２０日に兄のアパートに泊まった」との事実を含むアリバイ供述をしたとの内容のものであるが，体裁も他の捜査報告書と異なり，送検の際に付けられる通し番号が付されておらず，「塚田」及び「開田」という印影もなく，作成者である「早瀬」及び「富田」の印影もこの時期に両名が押印していた印影と異なるなど極めて不自然であるし，櫻井の１０月２７日付けの２通の自白調書とも齟齬があり，何らかの理由で櫻井のアリバイ主張の時期を操作するために後になってから作成されたものとみることができる。

カ　昭和４２年１０月１５日付け「留置人の言動について」と題する文書

作成者である警察官が，留置場の看守として勤務している間に見聞した櫻井の言動について記録した文書という体裁をとっているが，何れも独り言として話していた内容というものが不自然なほどに具体的に記されている。これによれば，櫻井が，自己に明らかに不利益な発言を，看守に聞こえるような状況で何度も話をしているということになるが，そのような言動はおよそ考えられるところではなく，捏造された文書としか言いようがない。

「上告趣意補充書の任意性論を超える」

土浦支部決定が出る直前の２００５年９月１０日，豊崎七絵龍谷大学助教授（当時）においでいただき，「別件逮捕・勾留と自白の証拠能力に関する判例・学説の動向について」というテーマで勉強会を開いた。確定３審の上告趣意補充書（第１部第２章第３節３）が取調官の公判証言と二人の公判供述を判断材料にして，本格的な任意性論を論じて以来，これを超える任意性論が書かれていないと考えたからである。豊崎先生には，別件逮捕・勾留と自白の証拠能力に関する近時の判例及び学説について，あらかじめ用意された詳細なレジュメに基づいて解説していただいた。

土浦支部決定は，主として録音テープに関する取調官の偽証に依拠して自白が「虚偽の自白を誘発しやすい状況」下でなされたと認定し，事実上自白の任意性を疑っている。抗告審では，さらに櫻井の取調べ経過に関する捜査報告書等を開示させ，判断材料を補強するとともに，勉強会で得た最新の知識をもとに，任意性の欠如を強化する主張を展開した。再審公判がこれを正面から受け止めてくれた。

６　第４章（自白の信用性）について

抗告審で取り調べられた証拠に基づいて二人の自白が信用できないことを補充的に主張している。

（１）便所脱出自白について

便所脱出再現ビデオは，櫻井自白が現場を知らない者の供述であることを明らかにした。また，櫻井自白どおりに便所の窓から脱出しようとすると，便所の桟その他様々な所に指紋が付着することが実験により確認された。それにもかかわらず櫻井の指紋が一個たりとも検出されなかったのは，櫻井が現場に行っていない証拠である。

（２）物色・強取自白について

ア　布製三つ折り財布

被害者のいとこのＴＡは，９月１１日付け員面において，被害者が布製三つ折り財布を所持していたと供述している。吉田検事のもとで請求人らは布製三つ折り財布を盗らなかったことに供述が変更された。そこで，請求人ら以外の者が布製三つ折り財布を盗った可能性を指摘した。

イ　櫻井の奪取金額

１０月２０日付け捜査報告書（７項（２）エの同日付け捜査報告書とは別のもの）によると，櫻井は，ロッカーから７０００円を盗って，車寿司の前で杉山に盗った金として６万円を見せたと矛盾した供述をしている。同日付け員面では６万円を盗ったと供述し，１０月２４日付け員面以降７０００円を盗ったに変更されている。１０月２０日付け捜査報告書は供述の変遷をにおわせる記載になっている。

ウ　杉山の車券購入

ＫＪ及びMOの各１０月３１日付け員面によると，両名は，８月２９日取手競輪

で杉山と観戦していた。杉山自白では，被害者から盗った６万円全部を車券の購入に充てている。しかし，両名の調書には，杉山が大金を車券の購入に充てたことをうかがわせる記載は全くない。

（３）犯行の前後の状況に関する自白について

ア　ＳＨとの出会い

櫻井の１０月１３日付け捜査報告書には，８月２８日にＳＨに会ったという記載が登場する。櫻井は，この時すでに別の日の出来事（９月１日にＳＨに会った）を８月２８日のこととして供述させられていた。

イ　栄橋に停車した車（夜釣り）

９月８日付け捜査報告書には，ＥＴ親子が８月２８日夜，栄橋で車を停めて夜釣りをしていたことが記載されている。すなわち，二人が逮捕されるはるか前から警察は夜釣りの事実を知っていたことが明らかとなった。

７　第５章（目撃証言，アリバイ）について

ここでも抗告審で取り調べられた証拠について概説する。

（１）厳島・原鑑定書について

本章第３節７で述べているとおり，日常生活の中で既知となった人物を被目撃者とし，かつ，Ｗの走行条件に相似させて，バイク走行中の目撃実験を行った。結果は，同所に記載したとおり，自然に既知となった被目撃者であっても，識別が非常に困難であった。

（２）アリバイ関係の開示証拠について

下記新証拠により請求人らのアリバイ主張がさらに裏付けられたと主張した。

ア　東宝プレスシート

杉山が見た「クレージーの黄金作戦」の映画の配役やあらすじを書いたものである。杉山が１１月１３日付け検面等で供述しているアリバイが裏付けられていると主張した。

イ　ＫＢの１０月１８日付け員面と勤務先の証明書

ＫＢがＳＡから入れ墨をしてもらったのは８月２７日（日）と２８日（月）であることが明らかとなった。勤務先の証明書によると，ＫＢは２８日に休暇を取っている。

ウ　ＡＹの１０月２９日及び１２月２２日付け員面

これらの供述は，櫻井が８月２８日夜高田馬場「養老乃瀧」に行ったことを直接証明するものではないが，櫻井が店の様子を述べた供述を一部裏付ける部分がある。

エ　１０月２０日付け捜査報告書

櫻井が１０月２０日にアリバイを思い出したとする捜査報告書である。作成日については多大の疑問がある。しかし，櫻井が盗みに入ったアパートの内部の様子に関する供述は，その後に作成された実況見分調書と驚くほど符合しており，真に体験した者でなければ語れないものである。

第６節　即時抗告棄却決定とその意義

１　はじめに

抗告審の２年目，２００６年１２月２６日，名古屋高裁の異議審が，名張事件の第７次再審請求に対する再審開始決定を取り消した。これによって，再審開始の灯をともしているのは布川事件のみとなってしまった。弁護団は，再審の灯を守り通そうと必死で抗告審を戦ってきた。

２００８年年７月１４日，東京高裁（門野博裁判長，土屋哲夫裁判官，鬼澤友直裁判官）は，検察官の即時抗告を棄却する決定を出した（以下「抗告棄却決定」または「本決定」という。）。今回は秋元弁護士に加えて三浦直子弁護士が，１５階の東京高裁刑事第４部を走り出て，裁判所玄関から「勝利決定」「再審開始」の幟をもって走り出た。東京高裁前の歩道を埋め尽くした人々から拍手と歓声が巻き起こった。遅れて悠々とやってきた櫻井さん，杉山さんとその家族に，夏の陽光とともに祝福の言葉が降り注がれた。

本決定は，土浦支部決定と同様，確定有罪判決の証拠構造分析を前提に，旧証拠の全面的再評価，新旧証拠の総合評価を行ったものであった。以下，本決定の内容を概説し，その意義を述べる。

２　抗告棄却決定の構成

本決定は，次のような構成をとっている。

第１章　抗告の趣意
第２章　当裁判所の判断
　第１　事件の発生から本件再審請求に至るまでの経緯の概要
　第２　新たに提出された証拠
　第３　検討対象となる原決定の構造
　第４　原決定の判断について
第３章　新旧証拠を総合しての確定判決の検討
　第１　証拠構造１（被害者方付近における目撃状況）について
　第２　証拠構造２（請求人らの自白）について
　第３　確定判決の事実認定について
第４章　原決定の判断について（結論）
　第１　原決定の判断について
　第２　検察官の所論について
第５章　結論

３　第１章（抗告の趣意）について

検察官の抗告の趣意は，①刑訴法４３５条６号にいう無罪を言い渡すべきことが明らかな証拠をあらたに発見した場合に該当しない，②同法４４７条２項の法意に反する，の２点であるとしている。

４　第２章（原決定とその判断）について

（１）検討対象となる原決定（土浦支部決定）の構造

本決定は，検討の対象となる原決定の構造は以下のとおりとらえる。

① 証拠構造１

６名の目撃供述は，請求人らの犯行自体を目撃したものではないが，いずれも信用できる内容を持つものであり，自白を離れて有罪認定の情況証拠となし得るものであり，同時に，自白の真実性を担保するに足りる補強証拠としての意義を有する。

② 証拠構造２

請求人らの自白は，任意になされたものであり，かつ，真実性があり，それらが相互に自白を補強するに足りるものである。

③ そして，原決定は新証拠９，１０，１４，４９，５０，５３，５６ないし６４，７２ないし７４，８２ないし８４，８８，８９，１００ないし１０３について新規性及び明白性を認めている。

（２）原決定の判断について

ア 証拠構造の捉え方について

原決定の証拠構造の捉え方は正当であるとしている。なお，本決定は，「一般的に，アリバイに関してことさら虚偽の供述をしたということが立証されれば，有罪意識が存在する徴表として，そのことを独立の情況証拠の１つとして考慮する余地が全くないわけではない。しかし，虚偽の供述をするには様々な事情があり得るから，他の情況証拠に比べて自ずとその証拠価値には限界があり，本件において，証拠構造１，２に加えて，この点を独立の証拠構造とする必要性は乏しい。」と判示している（８頁）。

イ 証拠の新規性について

原決定が証拠の未判断資料性（裁判所の実質的な証拠価値の判断を経ていない証拠であること）を意味するとしたのは正当であるとしている。そして，「確定判決の認定事実と異なる判断を導くことができる証拠」と解する検察官の主張は，新規性と明白性の判断を混同するもので賛同できないとしている。

ただし，原決定が上記（１）③に列挙した新証拠のうち１０２，１０３にも新規性を認めたことは誤りだとし，それ以外は正当であるとしている。

ウ 証拠の明白性について

原決定は白鳥決定及び財田川決定を引用して証拠の明白性を定義しているが，本決定はこれについては言及せず，新証拠８８，８９を除いて明白性を認めたのは正当であるとしている。

エ 検討対象新証拠の分類

本決定は，上記新証拠を「検討対象新証拠」とし，証拠構造に即して下記のとおり分類する。

（ア）証拠構造１に関するもの

① 被害者方における目撃状況に関するもの
新証拠７２ないし７４（OMの供述調書）

② 栄橋の石段の一件に関するもの
新証拠８８（Ｉの１１．１８検面）

③ 布佐駅での目撃状況に関するもの
新証拠８９（ＳＴの員面）

（イ）証拠構造２に関するもの

① 被害者の殺害行為の方法及び順序に関するもの

新証拠１４（木村第２次意見書），４９，５０（パンツ），５３（写真撮影報告書），５６ないし５８（死体検案書・写真），６１（木村補充意見書）

② 物色行為に関するもの

新証拠６４（齋藤保報告書）

③ 被害者方の８畳間と４畳間のガラス戸に関するもの

新証拠９（新井実験報告書），１０（直井・河合鑑定書），５９，６０（写真撮影報告書），８２（新井供述録取書），８３（報告書），８４（ビデオテープ）

④ 毛髪に関するもの

新証拠６２，６３（毛髪鑑定書２通）

⑤ 録音テープに関するもの

新証拠１００（１０．１７テープ），１０１ないし１０３（３本の録音テープの反訳書）

オ　検討対象新証拠の検討

（ア）原決定との相違

原決定は，被害者の殺害行為の方法及び順序に関する新証拠を検討して，自白の枢要部分である殺害行為に関する自白が死体の客観的状況と矛盾する可能性が高く，その信用性に動揺を来したことを確認し，ただちに旧証拠の再評価をともなう新旧全証拠の総合評価に入っている。

これに対し，本決定は，上記新証拠全部について証拠構造に動揺が生じるか否かを検討している。そして，証拠構造の動揺が確認される場合にも，「これが無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当するか否か，つまり明白性を有するか否かの判断は，新旧証拠を総合しての検討の結果を待たなければならない。」としている。

（イ）被害者方における目撃状況に関する新証拠について

OMの供述は，被害者方付近にいた不審人物が請求人らであることや目撃者とされるWの供述の信用性について重大な疑問を提起するものであり，各証拠構造を揺るがすものである。

（ウ）栄橋の石段の一件に関する新証拠について

Ｉの１２月１７日付け検面の信用性に疑問を提起すること及び栄橋の石段の一件が８月２８日のことであるかの判断に影響を及ぼすことは認める。しかし，櫻井はこの土地の人間であり８月２８日に栄橋の石段の一件がありそこでの行動が目撃されていたとしても，それが本件事件の情況証拠としてどれだけ独自の意味を持つのかについてはなお疑問があるとする。そして，総合評価のところで情況証拠としての価値を否定する。

（エ）布佐駅での目撃状況に関する新証拠について

ＳＴが８月２５日に目撃した事実とＥが８月２８日目撃した事実は両立可能であることを理由に明白性を否定している。ただし，杉山は，この土地の人間であ

り，櫻井が栄橋周辺で目撃されても何の不思議もないのと同様，仮に８月２８日に布佐駅周辺で目撃されたとしても何の不思議もないのであって，そもそもこの布佐駅周辺での目撃状況が本件犯行を行った情況証拠として特別の意味を持つのかどうかについては，別途検討が必要であるとする。そして，（ウ）同様に総合評価のところで情況証拠としての価値を否定する。

（オ）殺害行為の方法及び順序に関する新証拠について

ａ　腐敗の影響について

高取鑑定を容れ，扼痕や絞痕が存在していたとしても，それが死後の腐敗のため確認されなくなったことは十分あり得るものとした。

ｂ　扼頸の所見の有無

扼痕が形成されていたとしても，死後の腐敗のために確認されなくなったことは十分あり得，体表面に扼痕が認められないからといって，扼頸がなかったとはいえない。喉頭部諸軟骨が骨折していたか否かは扼頸か絞頸かを決める決め手となるものとはいい難く，骨折がないからといって扼頸はなかったとはいえない。これに反する木村鑑定は採用できない。

ｃ　絞頸の所見の有無

頸部の表皮剥脱を法医学的に索溝と断ずることは相当困難と思われる。被害者の死体に残された痕跡だけからは，法医学的に絞頸が行われたと断じることは困難というべきであるとする。しかし，新証拠であるパンツ２枚及びパンツの長さ（６７㎝）を測定した報告書を検討すれば，パンツを使用した絞頸行為があった可能性が高いとする。

ｄ　殺害行為の順序

高取鑑定は，被害者が意識があって抵抗可能な状態でパンツを口腔内に挿入しようとすれば被害者は当然抵抗するであろうから口腔粘膜下の出血，粘膜剥離あるいは粘膜下及び筋層に達する挫創が惹起されても不思議はないがこれらの所見がないこと，パンツの挿入状況に照らし被害者に意識のある状態でそのように強圧挿入することは困難であることを根拠として，木村鑑定を支持しているがその判断は正しい。三澤鑑定は，高取鑑定によっても支持されない。殺害行為の順序としては，まず，扼頸あるいは絞頸という頸部圧迫行為があって，その後に，パンツを挿入する（押し込む）という行為が行われたと解するのが相当である。

（カ）物色行為に関する新証拠について

検証調書の写真を拡大しただけであるが，検証調書を検討しただけでは解明しにくい点を明らかにし，犯人による物色状況の検討に新たな視点を提供しているので，新規性を認めてもよいとしている。

現場の状況は櫻井の供述するロッカー等の物色状況と明らかに齟齬し，櫻井の供述の信用性に疑問を提起するとしている。

（キ）被害者方の８畳間と４畳間のガラス戸に関する新証拠について

新証拠（ガラス戸）は，請求人らの自白が客観的事実に反している可能性を示す証拠であって，信用性の判断（証拠構造２）を揺るがすものであるとしている。

（ク）毛髪に関する新証拠について

新証拠（毛髪）は，請求人ら以外の人物が犯人である可能性を示すとともに，自白の信用性に疑問を提起するものであるとしている。

（ケ）録音テープに関する新証拠について

抗告審で取り調べられた中田鑑定により１０．１７テープに１１箇所の編集痕の存在を認め，新証拠（１０．１７テープ）は，櫻井の供述経過の判断，ひいては櫻井供述の信用性の判断に影響を及ぼすとしている。

５　第３章（総合評価による確定判決の検討）について

（１）総合評価における検討証拠

この章において，新旧証拠を総合して確定判決を検討している。本決定は，「明白性を有するか否かを判断するについては，確定審及び第１次再審に提出された証拠にこれらの証拠（新証拠）を加えて検討したとき，はたして確定判決における事実認定について合理的な疑いが生じているといえるかどうかを検討しなければならない。なお，この検討に際しては，上記の各証拠のみならず，原審で提出されたその余の証拠，当審で提出された証拠，当審で職権で取り調べた証拠についても適宜検討に加えることとする。」としている。

（２）証拠構造１（被害者方付近における目撃状況）について

Wの供述の経過，供述の変遷，観察状況，OM親子の供述との比較等を詳細に検討している。そして，新旧証拠を併せて検討したとき，Wの供述の信用性には重大な疑問が生じており，証拠構造１の中の，被害者方付近において請求人らが目撃されているとの点については，確定判決の事実認定を維持することは困難と判断されるとしている。

（３）証拠構造２（請求人らの自白）について

ア　自白の変遷等の検討方法

原決定は，「我孫子駅での出来事に関する供述」，「布佐駅・榮橋停留所間の出来事に関する供述」，「殺害行為に関する供述」，「金品奪取・分配に関する供述」，「犯行現場での工作行為に関する供述」，「逃走状況に関する供述」の各項目に分類し，各項目の中では各供述を時系列で整理した詳細な表を決定書に添付し，これに基づいて自白の変遷等を詳細に検討している。

これに対し，本決定は，吉田検事が作成した二人の最終自白をまず確定し，最終自白と最初の自白以降の自白とを時系列的に対比して変遷を確認していくという方法をとっている。さらに，二人の最終自白を対比して相違点が多数存在することも確認している。以上の点について，「請求人らの供述の変遷と相違点」という表題の下，８０頁から１３０頁まで５０頁を費やして二人の自白の変遷，相違点等について詳細に検討している。至るところで，変遷の理由が不合理である，取調官の誘導があった等と指摘している。

イ　客観的事実との整合性等

各論点につき下記のとおり判示している。

（ア）殺害状況について（その１）

本件殺害行為の過程で扼頸行為が行われたどうかは不明であるものの絞頸行為が行われた可能性が高いことが明らかとなった，そうだとすると，絞頸行為に及

んでいないように供述する請求人らの自白は客観的事実に反している可能性が高いとしている。また，殺害の順序についても，杉山が被害者の口にパンツを押し込んだ後に，櫻井が被害者に対して扼頸行為に及んだ旨供述している請求人らの自白は，客観的事実に反している可能性が高い。

（イ）殺害状況について（その２）

床が落ち込んでいることに関する請求人らの供述は，その状況を語るものとしては余りにも迫真性に欠け，現場の客観的状況にそぐわないように思われる。

（ウ）櫻井によるロッカー等の物色状況

現場の状況から下のロッカーを物色してから上のロッカーを物色したと推察されるのに，その逆の供述をする櫻井供述は現場の客観的状況に反する。櫻井がロッカーを物色する際に障害になったと思われる布団のことについて何も供述しないのは不自然である。櫻井が財布の上にある石けん箱等について何も供述しないのは不自然である。

（エ）ガラス戸の状況について

請求人らの自白は，ガラス戸の状況に関して，客観的事実と矛盾する可能性が高い。なお，犯人と被害者の格闘により，ガラス戸とホゾ・框の破損が生じた可能性が高いと判断される。

（オ）指紋について

請求人らの指紋が１つとして検出されなかったということは，請求人らの犯人性を否定する決定的な事実とはいえないとしても，自白の信用性を疑わせることは否定できないように思われる。

（カ）毛髪について

このような毛髪の遺留状況も，自白の信用性を疑わせる事情というべきである。

（キ）小括

これらの諸点の多くは，今回，提出された新証拠を併せて検討することによって明らかになったものであるが，請求人らの自白の信用性に重大な疑問を提起している。

ウ　秘密の暴露の不存在

請求人らの自白には，いわゆる秘密の暴露の存在を認めることはできないとする。なお，検察官は，①我孫子駅でＴ，Ｉ，Ｋに会ったという杉山供述が後に３名の供述により裏付けられた，②石段の一件に関する櫻井供述が後にＡの供述により裏付けられたからいずれも秘密の暴露が認められると主張した。この点について，本決定は，「秘密の暴露」といえるためには，例えばまだ捜査官が知らない凶器の隠した場所を明らかにするとか，その秘密の中身が犯行に直結するものでなければならない，検察官の所論は秘密の暴露を広く捉えすぎているとしている。

エ　結論

本決定は，確定審が自白の信用性を認めた要因として次の３点を指摘している。

①　二人が比較的早い段階で自白したこと

②　二人が自白した録音テープが存在すること

③　証拠構造１の目撃状況に関する情況証拠が存在したこと

本決定は，確定審の上記の見方について，次のように批判的な考察をしている。

① 請求人らは，何の追及もないのに，自主的に本件事件の供述を始めたものではなかった。請求人らの供述情況（過程）は，それを全体として見たとき，決して請求人らの自白の信用性を肯定するような方向のものではなかったというべきである。

② これらの録音は，取調べの全過程にわたって行われたものでない上，前記のように変遷の著しい請求人らの供述の全過程の中の一時点における供述にすぎない。そして，請求人らの供述は，その録音テープが取られた後にも著しく変遷しているのであるから，そのような録音テープが存在するというだけで，請求人らの供述の信用性が強まるものとは思われない。

③ 証拠構造１の目撃状況に関する情況証拠が存在することについては，その情況証拠の中心ともいうべきWの目撃状況について重大な疑問が生じている。

以上の考察をした上で，本決定は，「請求人らの自白には到底無視することのできない顕著な変遷が認められるほか，犯行そのもの及び犯行に直結する重要な部分に多岐にわたって客観的事実に反する供述が含まれているのであり，また秘密の暴露に当たる供述も認められないのであって，請求人らの自白の信用性を認めることはできないものといわなければならない。」としている。

（４）確定判決の事実認定について

重要な２点（W証言と請求人らの自白）において，確定判決の証拠構造が揺らいでいる以上，その余の点について判断するまでもなく，本件事件につき請求人らを有罪とした確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じているものといわなければならないとしている。

なお，栄橋石段での目撃及び布佐駅での目撃について，「これらの目撃場所というのは，いずれも請求人らの日常的な行動圏内といってよく，そこで請求人らが目撃されたからといって，これを本件犯行と結びつけて考えるのは相当と思われない。」としている。

６　第４章（結論）について

（１）原決定の判断について

刑訴法４３５条６号，４４８条１項により，再審を開始した原決定の判断は正当と認められるとする。ただし，新証拠１０２，１０３は新規性が認められず，新証拠８８，８９は明白性が欠けるとする。

（２）検察官の所論について

ア　刑訴法４４７条２項違反

本件再審請求において，同一の論点について再審事由として主張されすでに判断を経た証拠について，これを再び再審事由として主張しているものは認められず，また，原決定が，第１次再審請求審と同一の論点について新たな証拠を伴わないままなされた主張について，第１次再審請求審の判断を無視してこれと異なる判断をしているということも認められないとしている。

イ　併合罪の一部に再審開始事由が認められる場合の開始決定の範囲

検察官は強盗殺人事件に限定して開始すべきであると主張している。本決定は，

刑訴法上別個に刑の量定をする手続が規定されていないので全部について再審開始決定をすべきである，ただし再審請求の理由が認められない犯罪事実については形式的な効力にとどまり有罪認定を破ることはできないと解すべきであるとしている。

7　抗告棄却決定の意義

抗告棄却決定の意義として，以下の点を指摘しておきたい。

（1）証拠の新規性について

本決定は，原決定の証拠の未判断資料性（裁判所の実質的な証拠価値の判断を経ていない証拠であること）を正当としている。これが通説とはいえ，東京高裁が支持した意義は大きい。さらに検証調書の写真を拡大して考察した齋藤報告書に新規性を認めている点も今後の再審請求に十分活用できると思われる。

また，検察官は，新規性について「確定判決の認定事実と異なる判断を導くことができる証拠」とする特異な主張をしたが，本決定は，「新規性と明白性の判断を混同するもので賛同できない。」と明確に退けた。その意義も大きい。

（2）証拠の明白性について

前述のとおり，土浦支部決定は白鳥決定及び財田川決定を引用して証拠の明白性を定義し，旧証拠の全面的再評価と新旧証拠の総合評価を実践した。

これに対し検察官は，「証拠の明白性」について，限定的再評価説が判例であると主張し，新証拠の重要性を要求したり，あるいは新証拠の立証命題と無関係に旧証拠を再評価することはできないと主張してきた。

本決定は，土浦支部決定のように定義に言及してはいない。しかし，新証拠に対する土浦支部決定の明白性判断をおおむね承認し，新証拠が証拠構造１，２に動揺をきたすことを確認して，新旧証拠の総合評価を行っている。その際，土浦支部決定と同様に，新証拠の重要性とか新証拠の立証命題に言及しているところは見あたらない。特定の学説に拘泥することなく，全ての証拠を検討して，確定判決の事実認定に合理的疑いが生じるか否かを虚心坦懐に判断したものと思われる。したがって，本決定も，白鳥決定及び財田川決定の明白性の定義をそのまま踏襲していると考えられる。なお，本決定が，確定２審の検証結果について，「バイクの後部に乗車し意識的に視認した場合とバイクを運転しながら無意識に見た場合とでは条件が異なり，同一次元で論じることはできないものと判断される。」としている点について，検察官は，新証拠もないのに旧証拠をみだりに再評価した一例として非難している。しかし，第１次再審請求審のバイク実験報告書や第２次再審請求審の厳島第１鑑定書，厳島・原鑑定書を提出しているので検察官の批判は当たらない。布川事件の場合には，旧証拠のみで再評価が行われている場合は少ない。広範囲のテーマにわたって多くの新証拠が提出されており，新証拠ａが旧証拠ｂの再評価をもたらし，その結果旧証拠ｃの再評価を引き起こすという具合に，新証拠の投入による証拠評価の連鎖反応が生じていることも指摘できる。重要なことは，検察官や裁判所が新証拠の立証命題を勝手に設定することを阻止し，証拠の連関をどこまでも追い求めていくことではないかと思われる。

（3）証拠構造の動揺の確認について

原決定は，枢要部分である殺害行為の方法と順序に関する請求人らの自白についてのみ，木村鑑定と証言等により自白の信用性に疑問が生じたことを確認し，それにより新旧全証拠の総合評価に入っている。これに対し，本決定は，新証拠全部について検討し，証拠構造１，２に動揺をきたすことを確認して，新旧全証拠の総合評価に入っている。

なお，原決定も，総合評価において，殺害行為の方法と順序に関する新証拠以外の新証拠について，本決定と同様の判断をしている。したがって，単なる判決の記載方法ないし論述の順序の相違といえなくもない。

（４）総合評価の場合の検討対象証拠

本決定は，新証拠に加えて，確定審及び第１次再審に提出された証拠，原審で提出されたその余の証拠，当審で提出された証拠，当審で職権で取り調べた証拠も総合評価において，検討対象証拠になるとしている。要するに，全ての証拠が判断材料になるということであり，「総合評価の逆転」の危険があることは否定できない。

しかし，布川事件の場合，そういう進行にはならなかった。検察官が，批判の対象を特定のテーマに絞って明白性を否定させようとしたためであり，検察官がテーマを絞ったのは，争点を拡大すればするほど，旧証拠の全面的な再評価に立ち入らざるを得なかったからではないかと思われる。

（５）秘密の暴露について

本決定は，「その秘密の中身が犯行に直結するものでなければならない」としている。これは，最高裁２０００年２月７日民集５４巻２号２５６頁（草加事件）の「その事項が当該犯行と関連性があることを当然の前提とするものであって，秘密の暴露に当たるか否かは，犯行との関連において判断されるべきものである。」を踏襲するものであり，評価できる。もっとも検察官が指摘した２例はいずれも別の日の出来事であるから，その点でも秘密の暴露の前提を欠いている。

（６）情況証拠について

本決定は，「これらの目撃場所というのは，いずれも請求人らの日常的な行動圏内といってよく，そこで請求人らが目撃されたからといって，これを本件犯行と結びつけて考えるのは相当と思われない。」と判示し，布佐駅や栄橋石段における目撃供述の情況証拠としての価値を否定している。当時，これらの場所を通行した人は多数いたはずである。その場所で目撃されたことだけで，その人達が被害者の殺害行為と結びつけられるとすると，容疑者は何百人，何千人にのぼることになり妥当とはいえない。したがって，ごく常識的な判断とも言える。情況証拠としての価値の評価に慎重な判断を示した本決定の意義は大きい。

（７）刑訴法４４７条２項違反について

最高裁２００５年３月１６日決定（判例タイムズ１１７４号２２８頁，狭山第２次再審請求事件）は，第１次再審請求審で取り調べられた多くの証拠について，刑訴法４４７条２項に照らして不適法であると判断している。しかし，この決定は，刑訴法４４７条２項の意義について一般的な解釈は示しておらず，個々の証拠について当てはめの判断をした，いわば事例決定にとどまる。

しかし，検察官は，これに勢いづいて，布川事件においても，第１次再審請求審

で取り調べられたW，Ｉ，Ｋ，ＯＴの捜査報告書及び員面は同審で判断済みであるから，再評価は許されないと主張した。この４人の捜査報告書及び員面は極めて証拠価値が高いものであった。そこで，刑訴法４４７条２項に抵触しないように新証拠（開示証拠を含む）を提出して同一の証拠関係ではないようにして，上記４名の捜査報告書及び員面も併せて判断資料にしてもらえるように努めた。その努力が効を奏して本決定はいずれの証拠も刑訴法４４７条２項の法意に抵触しないと判断している。

（８）その他

本決定は，一部録音の危険性，逆送の違法性などにかかわる判断を示しているが，次章及び第６部で述べる。

第６章　特別抗告審での審理と決定

２００８年７月１４日，東京高裁は検察官の即時抗告を棄却した。

島田事件の場合，東京高裁の即時抗告棄却決定（原審静岡地裁）に対し，検察官は特別抗告していない。松山事件，徳島事件，梅田事件でも，検察官の抗告を棄却した決定に対して，検察官は特別抗告をしていない。したがって，特別抗告を断念するのではないかとの期待もあった。しかし，東京高検は，申立期限の７月２２日午後９時前に特別抗告を申し立てた。当夜，弁護団は弁護士会館にずっと待機し，申立ての連絡を受けるや，裁判所の夜間受付に申立書の副本を受取りに行った。東京高検が特別抗告に踏み切った理由は何なのか。確定３審の長文の上告棄却決定が存在したからか。あるいは，裁判員裁判の開始を睨んだ対応なのか。

最高裁は，２００６年１月３０日，大崎事件について，請求人の特別抗告を棄却した（判例タイムズ１２１０号８５頁）。判例タイムズの解説記事は，最高裁１９８５年５月２７日決定（狭山事件），同１９９７年１月２８日決定（名張事件第５次再審請求），同１９９８年１０月２７日決定（マルヨ無線事件）は，いずれも限定的再評価説に立つものと理解されているとし，大崎事件決定は，全面的再評価説に立脚せず，限定的再評価説の立場から明白性を否定した原判断を積極的に肯定しているところに特徴がある，などと論評している。検察官の判例違反の主張は，明らかにこうした判例理解に依拠するものであった。

村岡啓一一橋大学教授は，『布川事件即時抗告審決定の意義と今後の課題』において，「私は，今回の検察官による特別抗告においても，先例に従って，判例違反に当たらず事実認定に関するあてはめが問題になる事例判断にすぎないとして，特に判断枠組みに言及するまでもなく特別抗告は棄却されるべきだと考える。しかし，本件では大崎事件の場合とは異なり検察官からの特別抗告の申し立てであること，および，再審開始の対象となっている確定判決の第三審が最高裁自身であること等の事情から，最高裁が再審法理として明白性の判断枠組みにつきあえて言及し，「新証拠の重要性」を要求する「限定的評価説」の考え方を公権的に認める可能性は十分にあると考えている。」と指摘され，布川事件弁護団は，「限定的評価説」の判例法理化を阻止する重い役割を担っていると激励された（法律時報８０巻１１号１頁）。また，２００８年１２月３日，日弁連の全国再審弁護団会議で布川事件が取り上げられた。特別抗告申立書に対する弁護団の反論書を検討していただき，新規性及び明白性に関する弁護団の考え方に対し，様々な意見，批判，アドバイスを

いただいた。

弁護団は，多くの新証拠により，確定３審が認定した事実の多くが明白に間違っていると確信をもって言えるところまで来ていたので，再審要件の解釈に主眼をおくことを避け，「論より証拠」に徹することが，「限定的評価説」の判例法理化を阻止し，白鳥・財田川決定を守る道と考え，最終の意見書では，その点を丁寧に論証していった。

その年の１２月中に第２小法廷の判事が２人退官することになっていた。しかし，１２月に入ってもなかなか決定が出なかった。もしかすると裁判官が交代して合議のやり直しになるのではないかという意見も出始めていた。その矢先の１２月１４日，待望の棄却決定が出た。

第１節　争点

１　はじめに

検察官は，前述のとおり，２００８年７月２２日夜，異例の特別抗告の申立てを行った。特別抗告の理由は，①証拠の新規性及び明白性に関する「判例違反」と，②「著しく正義に反する重大な事実誤認」の２点であった。弁護団は，同年１１月１３日付けで特別抗告申立書に対する反論書を提出した。

検察官は，同年１２月１日に特別抗告理由補充書を提出した。これに対しても，弁護団は２００９年４月７日に特別抗告理由補充書に対する反論書（以下「反論書（２）」という。）を提出した。

２　証拠の新規性に関する「判例違反」

（１）検察官の主張

検察官は，最高裁昭和２９年１０月１９日決定及び東京高裁昭和４６年７月２７日決定を引用して，確定判決前に当該証拠が存在したのみならず，これを被告人のために有利な証拠として利用することが十分可能な状況にあったと認められる場合には，たとえ現実にはその当時にこれを利用することが思い浮かばず，再審請求の段階に至ってそのことに気付いた場合であったとしても，刑訴法４３５条６号にいう「あらた」に「発見」した証拠にはあたらないとし，東京高裁決定が新規性を認めた証拠の一部は，「新規性」の要件を充たさないと主張した。ここで，検察官が特に問題としたのは，齋藤保氏作成の報告書である。同報告書は，検証調書添付の８畳間机の写真（前記６の写真）を拡大し，その状況等に検討を加え，自白の不自然性を指摘するものであった。

（２）弁護団の反論

これに対し，弁護団は，土浦決定や高裁決定のように刑訴法４３５条６号にいう「あらたに発見したとき」の意義を「証拠の未判断資料性」と解するのは今日における通説的な考え方であり，検察官の指摘する最高裁決定は，身代わり犯に関するものであるが，その後の，最高裁昭和４５年６月１９日判決が同じ身代わり犯のケースにおいて，通説と同様の見地に立った判断をしているため，すでに変更されたものであると主張した。

また，東京高裁昭和４６年７月２７日決定は，前記昭和４５年の最高裁判決や，その後これと同旨の多数の下級審判決（高松高裁平成５年１１月１日決定，福岡高

裁平成１２年２月２９日決定など）と趣旨を異にするもので，先例としての価値はないと主張した。

３　証拠の明白性に関する「判例違反」

（１）検察官の主張

検察官は，白鳥決定，財田川決定，名張事件第５次再審請求審についての最高裁平成９年１月２８日決定は，下記①から④の趣旨を判示したものであって，東京高裁決定はこれに反すると主張した。

① 新証拠の重要性，立証命題と無関係に，旧証拠を洗いざらい評価して自らの心証を形成し，確定判決の動揺の有無を審査することまでは許されない。

② 新旧証拠の総合評価は，再審請求受理裁判所が確定判決裁判所の証拠評価と全く関係なしに独自の立場で行うことは許されない。

③ 新証拠の証明力が乏しい場合には，確定判決の証拠構造が極めて脆弱であるなど特段の事情がない限り，新証拠の存在を理由に，みだりに旧証拠に対する再評価を行うことは許されない。

④ 新証拠により確定判決の有罪の根拠となった証拠の一部の証明力が大幅に減殺されても，これのみで他の証拠の証明力が否定されるものではない。

（２）弁護団の反論

検察官の判例違反の主張に対し，弁護団は以下の反論をした。

① 白鳥決定など３決定は，「もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば，はたしてその確定判決においてされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から，当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価すべきであり」と判示するのみで，新証拠ごとの重要性など要求しておらず，新旧証拠の総合評価の範囲を新証拠の立証命題に限定しているわけでもない。

② ３決定ともに，検察官主張②のような判示はしておらず，むしろ，新旧証拠の総合評価は，再審請求受理裁判所の合理的な裁量に委ねられていると解すべきである。

③ 検察官主張③は，財田川決定の一文のみを取り出しているものであるが，同決定の前後の指摘からすれば，独立した意義を持つものではない。財田川決定は，新証拠それ自体の証明力を問題にしているのではなく，新証拠の証明力は，新旧証拠の総合評価の結果として判断されるべきものとしているのである。

④ 検察官主張④は一般論としてはそのとおりであるが，東京高裁決定は，新旧証拠を総合して検討した結果，確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じたと判断しているのであるから，検察官の主張を前提としても，東京高裁決定は３決定に反するものではない。

さらに，弁護団は，検察官があえて触れなかったと思われる，白鳥決定，財田川決定が，再審請求審においても「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されるとの判示を指摘し，新旧証拠の総合評価は，常にこの刑事裁判における鉄則を念頭においてなされるべきであることを主張した。

そして，東京高裁決定は３決定に忠実に従った判断をしており，判例違反は全く認められず，検察官の判例違反との主張は，いずれも３決定の誤解ないし曲解に由来するものと言わざるを得ず，結局，判例違反という主張の内実は，新証拠の証拠

価値への非難であり，事実認定の適否の問題に帰着するのであって，適法な特別抗告理由を構成しないことは明らかであると主張した。

４　証拠価値について

検察官は，前記証拠の明白性に関する判例違反を前提に，OMの供述調書，櫻井の１０．１７テープについて明白性ある証拠たり得ないことは明らかであると主張した。

（１）OM供述について

検察官は，特別抗告理由補充書においてOMの視認条件が良好でないことや供述に変遷が見られること，OMが証人尋問を経ていないことなどを指摘して，明白性がないとした。これに対して弁護団は，OMの視認条件はW証人より良好であるし，供述の変遷は捜査官の誘導の結果であると言うべきであって，検察官の主張はOMの目撃供述の信用性を否定しうるようなものではない，検察官提出の証拠について検察官が証人尋問を経ていないことを理由に信用性を争うことなどおよそ考えがたいことであると反論した。

また，弁護団は，検察官が明白性を否定する理由として変遷を指摘するのであれば，まずは，OMの初期供述やこれに関連する者らの捜査報告書や供述調書を開示すべきであり，これを開示せずに，捜査官が生み出した供述の変遷を根拠にOM供述の信用性を否定しようとすることは不公正であり，公益の代表者としての検察官の取るべき態度ではなく，許されないと主張した。

（２）１０．１７テープについて

このテープについても，検察官は，「編集痕がある」とする中田鑑定は信用できない，テープでは櫻井は具体的で臨場感ある供述をしているなどとして明白性を否定する主張をした。これに対し，弁護団は，中田鑑定に客観性，合理性があることは高裁決定も認めるとおりであり，検察官が臨場感があると指摘する箇所も取調べによる学習効果に過ぎない上，その供述が後に変更されている以上，テープ供述は自白の信用性を増強するものではないと反論した。

５　重大な事実誤認

（１）検察官は，W証人は中立である，供述に変遷があっても「目撃した２名が請求人らであるという点は揺らいでいない」などとし，その証言を排斥した高裁決定には「著しく正義に反する重大な事実誤認がある」とした。

しかし，W証言は，記憶していない事実を作為的に歪めた供述が随所に認められ，中立性には疑問があり，さらにW証人が被害者宅前で見たという櫻井，杉山の「二人の立ち位置」と「二人を識別した時期とその根拠」などの重要な事項に重大な変遷があり，信用性に乏しい。弁護団は，前記各点に加え，目撃の申告の経過が不自然であること，視認条件が良好ではないこと，OM親子がW証人と同じ時期に被害者宅前で目撃した人物が杉山とは全く違うことなどからW証言を採用しなかった高裁決定は正当であり，事実誤認の批判はあたらないと反論した。

（２）検察官は，被害者宅の周辺（我孫子駅，布佐駅，利根町栄橋石段）で櫻井，杉山を見たという５人の証人のうち，布佐駅で杉山を見たとするＥ証言の信用性を高裁決定は否定しておらず，そうである以上，請求人らのアリバイは成立せず，むしろ，被害者宅前のW証言も含め，各目撃地点が４つの点となり，一本の線となって，互

いに補強し合っており，確定審の事実認定は揺るがないのであるから，この点で「著しく正義に反する重大な事実誤認がある」と主張した。

これに対し，弁護団は，Ｅ証言が信用できないことは土浦支部決定のとおりであり，根拠とされる捜査報告書の作成経緯にも疑問がある。結局，上記４カ所のW証人を除く５人の目撃証言は，別の日の出来事を８月２８日のこととして供述させられたか，勘違いして供述するもので，いずれも信用できず，また，各目撃供述は矛盾することはあっても補強し合う関係にはないのであるから，検察官の主張も理由がないと反論した。

（３）さらに検察官は，①請求人らが逮捕後まもなく自白していること，②自白には実際の体験無くしては述べられない具体的な供述が含まれていること，③１１月初旬に録音された二人のテープの存在などを根拠として，自白の信用性は認められ，この点で東京高裁決定には「著しく正義に反する重大な事実誤認がある」と主張した。

これに対して，弁護団は，①諸事例を見ても早期自白は必ずしも自白の信用性を担保するものではないこと，②自白に具体的に見える供述が含まれていてもそれが後に大幅に変更されていること，③自白には秘密の暴露はないこと（むしろ，いわゆる「無知の暴露」があること），④テープについては調書供述の学習結果を復唱したに過ぎず，その一部のみを抽出しての信用性判断は誤りであることなどに照らしても，この点の検察官の主張も理由がないと反論した。

６　小括

以上のとおり，弁護団は，検察官の特別抗告の理由は，要は「判例違反」に名を借りて，十分な根拠もないのに高裁決定の事実認定を攻撃しているに過ぎない，その事実認定に対する非難に根拠はなく，「著しく正義に反する重大な事実誤認」にあたるものは何もない，検察官の主張は，適法な特別抗告理由を構成しないことが明らかである，したがって，最高裁は検察官の特別抗告をすみやかに棄却すべきであると主張した。

７　意見書の提出

（１）はじめに

弁護団は，反論書（２）の作成と平行して，第２次再審請求審の総まとめ的な意見書の作成にも取りかかった。検察官への反論だけでは，事件の一部に関心が集中しかねない。それまでの審理における弁護人の主張・立証の結果を簡潔に整理し，俯瞰的に提示し，最高裁の裁判官，調査官が事案を適確に理解し，確定判決を維持し得ないとの確信を持つことができるようにとの狙いを持った書面である。

この意見書を，前記反論書（２）とともに，２００９年４月７日に同時に提出した。

（２）意見書の構成

意見書は総ページ数２１９頁で，次のような構成をとっている。

第１　はじめに
第２　確定判決の証拠構造とその証拠
第３　証拠の新規性，明白性の意義
第４　結びつけの物証の不存在は犯人性を否定するものであること
第５　自白の任意性に重大な疑いがあること

第６　自白の変遷は自白の任意性と信用性に疑問を提起していること
第７　請求人らの自白は信用できないこと
第８　獄中日記
第９　W証言は信用できないこと
第１０　５人の目撃証言は信用できない
第１１　アリバイ成立の可能性が飛躍的に高まったこと
第１２　確定判決は維持できないこと
第１３　捜査と公判の不正義は正されるべきこと
第１４　結論

（３）構成の特徴

上記テーマについて従前主張してきたことを総合的に論じたものであるから，内容を個別的に紹介することは省略する。以下，工夫した点を記載する。

各テーマごとに，「確定審段階で明らかになったこと」と「新証拠等により明らかになったこと」または「再審請求審で明らかになったこと」を対比して論じている。「確定審段階で明らかになったこと」を論じることによって，自ずから確定審判決の証拠構造が脆弱であったことが浮き彫りにされるようになっている。そして，「新証拠等により明らかになったこと」または「再審請求審で明らかになったこと」を論じ，総合評価によって，証拠構造が維持できなくなるという構成である。東京高裁決定で理解を得られなかった殺害行為の方法やＥ証人の証言の論点については，詳しく論じている。

さらに，本書で初めて論じた項目もいくつかあった。①川出敏裕著『別件逮捕・勾留』２８８頁以下に，別件逮捕・勾留の適法性の基準を論じている。そこで，この基準を二人の別件逮捕・勾留にあてはめて考察し，いずれも適法性の基準を満たしていないと主張した。②スティーヴン・Ａ・ドリズィン，リチャード・Ａ・レオ著『なぜ無実の人が自白するのか』記載の統計資料を引用して無実の人が容易く早期の虚偽自白をしてしまうことを論じた。③三井誠著『刑事手続法Ⅲ』１２７頁以下にアリバイに関する判例の分析がなされている。判例分析を通じて，アリバイ主張の信用性の判断基準として，主張の一貫性，客観的証拠との合致（裏付け），内容の具体性・個別性，主張の合理性・自然さなどをあげている。そこで，櫻井と杉山のアリバイ主張をこの基準にあてはめて考察した。

表現の工夫として，①表やグラフを掲載すること，②写真を掲載して視覚化することなどを心がけた。

最後に，あらためて，捜査と公判活動の違法を指摘し，不正義の確定裁判が速やかに是正されるべきであること，速やかに再審開始を確定すべきことを求めた。

第２節　棄却決定までの活動

１　証拠開示要請

弁護団は，特別抗告審においても真相解明に努める姿勢を堅持し，２００９年１月９日には，最高裁に対して公判未提出記録の取寄・開示要請書を提出した。この要請書においては，いまだ杉山の録音テープやOMの初期供述など重要な証拠が多数開示されて

いない事実をアピールし，これが開示されることが本件事案の解明には不可欠であることを指摘している。そして，同年６月２６日には最高検に対して証拠開示要請を行い，消極証拠の検討とその開示が誤判防止には不可欠であり，重大な事実誤認を特別抗告の理由として主張する前に，一切の消極証拠を開示すべきであることを，第５章第４節３（２）で紹介した小嶌弁護士作成の『冤罪防止対策の研究』や，氷見事件や志布志事件を受けて最高検察庁が公表した再発防止策などを引用しながら主張した。また，同時に最高裁に対しても証拠開示に向けて善処を求める要請書を提出した。

結果として，特別抗告審における新たな証拠の開示は実現しなかったが，いまだ重要な証拠が多数「隠されている」との事実や，布川事件がそのような不公正な土俵で審理されてきたという事実を最高裁に伝えることができたという意味において，十分に意義ある活動であったと言える。

２　新証拠の提出

２００９年５月１９日，弁護団は，指紋に関する新証拠２点を提出した。事件当時，指紋採取と対照に従事した鑑識課員桐原四郎氏作成の上申書及び同氏が勇退すること及び在職中「指紋の神様」と呼ばれていたことを報道する新聞記事である。この上申書は，対照可能な遺留指紋が数個あり，それについて警察庁及び付近の警察本部に対照依頼をしたが該当者はなかったという内容である。弁護団は，この上申書によって，毛髪鑑定結果同様，櫻井，杉山以外の第三者が本件犯行現場に存在していた可能性が強く窺われ，確定判決の判断を維持出来ないことが明らかになったと主張した。

このほか，浜田寿美男奈良女子大教授（当時）の意見書も準備していた。二人の自白調書，櫻井の獄中日記などの資料を提供して，早期自白に追い込まれた心理を分析していただいたもので，２００９年９月頃にほぼ完成していたが，前記のとおり，小法廷の裁判官の異動の時期が接近し，決定の時期が目前に迫っていると思われたことから，その時期までは提出を留保し，構成が変わった場合には提出することとした。

３　最高裁に対する各種要請

弁護団は，袴田事件弁護団や名張事件弁護団が調査官面会を行っていること，とりわけ名張事件弁護団は複数回にわたってパワーポイントによるプレゼンテーションを行ったという情報を得ていた。また，高裁の中田氏の証人尋問のとき，パワーポイント等を使用してスクリーンに図・グラフを投影して裁判官の理解を深めたことも経験していた（第５章第２節４（４）参照）。そこで，事前に，担当書記官からは電話にて「以前から調査官面会はしない扱いになっている」との連絡を受けていたが，２００８年１１月の反論書提出の際に，調査官面会及び進行協議の実施を求める要請書を提出した。

この要請に対しては，書記官より「調査官は面会を行わない」との回答を受けたが，２００９年１月には，再度調査官面会の申し入れをし，以後，３月，４月，７月，９月，１１月と最高裁要請を継続した。ただ，時間の経過とともに，一刻も早く棄却決定を出してもらう方向で動くべきであるとの意見も出始めた。７月以降の要請では，面会を求めるだけではなく，早期解決を求めることとあわせて，決定の時期につき事前に請求人，弁護人に連絡をしてもらいたい，決定書は取りに来るので交付してほしいといった要請に変わっていった。

再三の要請にもかかわらず，いずれも書記官の対応しか得られず，結局，調査官面会，

裁判官面会は実現しなかった。また，決定書の交付問題では，決定書は郵送（請求人ら本人には特別送達，主任弁護人には普通郵便）でしか渡せないとの回答で，決定の時期についても教えられないとのことであった。

しかし，１２月下旬には２人の裁判官が退官することになっていたので，弁護団では，遅くともその前には決定が出るであろうと予測していた。この予測をもとに，弁護団では，決定に向けて各種声明の準備や記者会見用の争点表，経過表等の準備に着手し，万が一休日に決定が届いた際のために弁護団員の緊急連絡網の整備等も行った。

第３節　特別抗告棄却決定とその意義

１　はじめに

２００９年１２月１４日，最高裁判所第２小法廷（竹内行夫裁判長，今井功裁判官，中川了滋裁判官，古田佑紀裁判官）は，裁判官４名全員一致で検察官の特別抗告を棄却する決定を出した。これによって，櫻井，杉山に対する強盗殺人事件の再審公判が開始されることが確定した。

確定審における最高裁決定は，異例ともいえる長文の上告棄却決定であり，この決定がその後の再審請求に大きな壁として立ちはだかっていたが，第２次再審請求審の最高裁決定は，かつての最高裁決定の誤りを自ら認めるものであり，櫻井，杉山が再審公判で無罪判決を勝ち取るための大きな壁を一つ乗り越えたことを意味する非常に大きな成果であった。

２　決定の内容

最高裁の決定の内容は極めて簡潔で，以下の３点に尽きている。

① 証拠の新規性に関する判例違反の主張は事案を異にする判例を引用するもので，本件に適切ではない。

② その余は，判例違反をいう点も含め，実質は単なる法令違反，事実誤認の主張であって，いずれも刑訴法４３３条の抗告理由にあたらない。

③ 所論引用の証拠の新規性及び明白性を認めて本件各再審請求をいずれも認容すべきものとした原々決定を正当とした原判断に誤りがあるとは認められない。

なお，検察官出身の古田佑紀裁判官が，法廷意見に同調しつつ，補足意見を付しているが，これについては後に触れる。

３　棄却決定の意義

（１）最高裁の特別抗告棄却決定の意義としては，まずは，先にも述べたとおり，確定審における最高裁決定が誤りであったことを，最高裁自身が認めたという点を挙げるべきである。しかも，再審開始を支持する最高裁の決定を得たのは，主要事件では免田事件以来のことであった。

（２）そして，次には，白鳥決定，財田川決定に忠実に従って判断をした土浦決定，高裁決定を最高裁が全面的に支持したという点を挙げるべきである。

先にも述べたとおり，検察官は，特別抗告審において白鳥決定，財田川決定は，新証拠ごとに重要性が必要であるとか，総合評価の範囲は新証拠の立証命題に関連する範囲に限定されるなどという解釈を展開し，それが「判例」であると主張していた。しかし，最高裁がこの検察官の主張にはよらず，白鳥決定，財田川決定を素

直に実践し，新旧全証拠の総合評価をして，旧証拠の全面的再評価を行い，さらには「疑わしきは被告人の利益に」との大原則をも適用して，再審開始を決定した土浦決定，高裁決定の判断を是認した意義は，非常に大きいものである。

布川事件は，これまで述べてきたように，証拠構造が自白に大きく依拠する非常に脆弱なものであり，そのために，それ自体で証拠構造を崩すような決定的な新証拠を見いだしにくい事件であった。そのため，弁護団は有罪の根拠となった旧証拠をひたすら緻密に分析し，証拠構造の脆弱性を明らかにするとともに，旧証拠を弾劾する新証拠を数多く提出することに力を尽くしてきた。そのような事件で，最高裁が白鳥決定，財田川決定が打ち出した総合評価説による再審開始決定をあらためて支持したことは，再審を闘う他の多くの事件に与える影響も大きいと言えよう。

（3）ところで，古田佑紀裁判官が，「原決定は，旧証拠に関し，新証拠と離れてまず自らが信用性を評価しているように理解される余地があるなど，その説示には必ずしも首肯しがたい点があることを付言しておきたい。」との補足意見を述べており，これが限定的再評価説に結びつけられることを懸念する声も一部にはあった。

しかし，これが東京高裁決定のどの部分に対する指摘なのかは具体的に述べられておらず，前提として古田裁判官も理由も含め前記棄却決定を支持していることからすれば，本件での旧証拠の全面的再評価について検察官主張のように判例違反だと述べているものと解することはできない。前記のとおり，高裁決定が新証拠との総合評価（旧証拠の全面的再評価）の中で旧証拠の信用性について判断しているところ，最高裁決定がこの手法を是認したことの重要性は揺るがないのであり，そうすると前記の「その説示には首肯しがたい点がある」というのは，「説示の仕方」への配慮を求めたものと理解するしかないことになる。

何より，限定的再評価説を指向しがちな検察官出身の裁判官ですら，確定判決の結論に対し合理的疑いを抱かざるを得なかったという点が，ここでは重視されるべきである。

（4）なお，証拠の新規性についても，検察官の主張を斥け，土浦決定及び高裁決定が「裁判所にとって未判断の資料であればよい」としていた点を，最高裁がそのまま支持し，その解釈を確定したということは，大変意義深いことといえる。

（5）さらに，もう一つの大きな意義は，土浦決定，高裁決定が再審開始の理由中に①代用監獄の危険性，②供述偏重の捜査・公判の危険性，③証拠開示の重要性，④取調べの全面可視化（録画・録音）の重要性といった刑事司法の諸問題をそれぞれ具体的に指摘しているが，最高裁がこれを是認したという点にある。

特に，証拠開示の問題，さらには，取調べの全面可視化の問題については，今まさに刑事司法の現場において活発な議論がなされている中にあって，冤罪の防止を含め刑事司法の適正化を求める立場には絶好の追い風になりうる判断である。

ア　高裁決定は，新規性，明白性を有するとされた新証拠が，確定審において提出されていれば，請求人らを有罪と認定するには合理的な疑いが生じていたとしており，この判断が最高裁でも維持されたのであるが，これら新証拠のかなりの部分は，再審請求審に入ってからの開示証拠である。このことからは，真実を見極める上で証拠開示がいかに大事かという点が導かれる。第２次再審請求審において，証拠開示

請求を繰り返し行い，未開示証拠を徹底的に追求したことが，多くの重要な新証拠を獲得すると同時に裁判所の心証に大きな影響を与え，第２次再審請求審における最高裁決定につながったと言っても過言ではない。

イ　また，確定審での自白の任意性，信用性の判断を誤らせた大きな要因の一つに，捜査の最終段階での取調べの一部の録音テープの存在が挙げられるが，この点について高裁決定は「録音は，取調べの全過程にわたって行われたものではない」という点を明確に指摘し，このテープの存在をもって自白の信用性を強めるものではないとしている。これは一部録音・録画の危険性を指摘したものと言えるのであって，この点を最高裁が是認したことは，取調べの全過程の録画・録音を実現をめざす運動に与える影響も大きいであろう。

（６）以上のとおり，最高裁の特別抗告棄却決定は，土浦決定，高裁決定の意義をより強固なものにし，再審公判における弁護団の主張を大きく後押しするだけでなく，他の再審事件，さらには刑事司法全体に対しても積極的な意味で大きな影響を与えるものであった。

第４部　再審公判

２００９年１２月１４日の最高裁の特別抗告棄却決定を受けて，再審開始決定は即日確定し，再審公判の手続が開始されることになった。ようやく，待ちに待った日が訪れた。弁護団は再審無罪獲得に向けて直ちに活動を開始した。

このとき弁護団には，二つの課題が課せられていた。第１は，二人に一日も早く，無罪判決を勝ち取ることである。二人が４０有余年にわたって受けてきた苦難を思えば，速やかに二人を冤罪から解き放つことは急務であった。第２は，この恐るべき冤罪を生み出した原因を明らかにすることである。多くの違法行為を明らかにした再審請求審の成果を受けて，国民注視のなかで，その責任の所在を明らかにしていくことも求められた。

公判前の攻防は，この再審公判の進め方を決める重要なたたかいの場となった。２０１０年７月に始まった再審公判は，再審請求審の成果をさらに飛躍させるべき場となった。そして２０１１年５月２４日，冤罪・布川事件は，判決の日を迎える。別件逮捕から４３年７か月余。取手警察署で，水海道警察署で，土浦警察署で，土浦の拘置支所で，櫻井青年と杉山青年が真実に導かれて始めた雪冤への歩みは，多くの国民の声援の中で無罪判決へと結実した。

第１章　公判前の攻防

再審請求審の大きな成果を土台に，新たな展開が始まる。それと同時に，再審請求審から再審公判に移行し，それまでにない新たな問題が浮上する。公判前の活動は，再審公判の進行を左右する重要な意味をもつことになった。弁護団は合宿等で討議を重ね，検察官への申入れ，裁判所への申入れ，三者協議と，行動に移していった。

１　管轄裁判所

再審公判を行う管轄裁判所は，確定判決をした裁判所となる。布川事件の場合は水戸地裁土浦支部であることを本則とする。

パワーポイントを利用しての立証，傍聴席の数等で設備が整っている本庁の方がいいのではないかという意見もあった。しかし，土浦支部に問い合わせたところ，同支部で受ける予定であるとのことで，設備の点でも大差がないことがわかった。以後同支部と今後の手続の詳細について調整をはかっていった。

また，最高裁に再審請求審の記録の取扱いを照会したところ，２０１０年１月中旬に最高裁から東京高裁経由で土浦支部に送られるので，同支部に届くのは１月末頃になる見込みとのことであった。土浦支部に照会すると，記録到着後水戸地検に貸し出し，返却後に土浦支部で記録を整理するとのことであった。

２　裁判所への１回目の申入れ

２０１０年１月２２日，弁護団は，再審公判が係属する土浦支部裁判官（伊藤茂夫裁判長，齋藤憲次裁判官，藏本匡成裁判官）と面会し，①迅速な審理を行うこと，②弁護人席の増席と十分な傍聴席を確保すること，③速やかに進行協議期日を指定することを求めた。要請は上記３点に絞った。再審公判での弁護団の審理方針等については，進行協議期日の場で協議することとした。それでも面会は１時間以上に及んだ。

３　合宿

２０１０年１月３０日，３１日の２日間にわたり，弁護団員２１名が茨城県内で合宿を行い，再審公判に向けての課題を議論した。以下主要な論点を述べる。

（１）弁護団の基本方針

一日も早い無罪判決と誤判原因の明確化。前記の２つの課題を同時に実現していくために，弁護団は検察官に対し，迅速な審理への協力を強く求めるとともに，再審請求審で明らかになった捜査・公判の双方にわたる数々の違法行為について謝罪を求めることとした。また，裁判所に対しては，再審公判を早期に開始し，審理を迅速に進め，一刻も早く二人に無罪判決を下して冤罪を晴らすよう求めて行くことを確認した。

（２）再審公判について

ア　続審か覆審か

破棄差し戻しを受けた裁判所の審理に準じ，おおむね公判手続更新の際と同様な手続をすれば足りるとされ，榎井村事件や足利事件でも，審理は続審説（公判手続更新説）によっている。覆審説は，確定審証拠調べの不相当な結果を排除した上での審理のやり直しという意味ではもっともな面もあるが，被告人にも裁判所にも負担が大きく，長期の再審請求審を経てきた被告人には特に過酷である。弁護団は続審説を基本にした上で，早期の進行を求めることとした。

イ　再審開始決定の拘束力について

再審公判の基本的性格は，実務では「続審説」でほぼ統一されているようである。最高裁刑事局の意見（昭和２８年４月１６日有川簡裁龍田裁判官あて刑事局第一課長内簡）でも，破棄差し戻しを受けた裁判所の審理に準じ，おおむね公判手続更新の際と同様な手続をすれば足りるとされる。したがって，続審説を基本にし，早期結審を目指すとともに，再審請求審の審理結果を出来る限り尊重する方向で絞りをかける必要があると考えた。そのための再審開始決定の拘束力をどう考えるか，が弁護団の課題であった。

この再審開始決定の拘束力については，学説の展開も肯否両論があり，肯定説の中でもその根拠とするところや拘束力が及ぶ範囲などにつき様々な見解がみられる。榎井村事件では，再審公判の事実認定は再審開始決定の判断に拘束されるとの論が展開され，弁護団は，再審請求審が実体判断に入っている今日の状況のもとで「無罪を言い渡すべき明らかな証拠がある」として再審開始決定が確定した以上は，再審公判で同一の主張，同一の証拠に基づきなされる判断が，再審開始決定と異なることになれば，裁判に対する国民の信頼は損なわれるとの主張がなされていた。

弁護団としては，最終的には，迅速な審理による早期の無辜救済を求める以上，再審開始決定の判断に事実上裁判所は拘束されるとする方向で再審公判に臨むこととなり，進行協議にあたって裁判所に提出した「進行等に関する意見書」（後記５）では，拘束力に関する以下の主張を盛り込んだ。すなわち，再審開始決定がいわば確定判決を破棄した判決に相当するとするならば，上訴審における破棄判決は，破棄理由となった原判決に対する消極的，否定的判断には拘束力が生じ

ていると解されている（八海事件第三次上告審判決）ことから，再審開始決定についても同様の拘束力が生じると解すべきであり，本件でいえば，再審開始決定（東京高裁決定）のうち，新証拠が「確定審における審理中に提出されていたならば，請求人らを有罪と認定するには，合理的な疑いが生じていた」との判断部分に一定の拘束力が生じている考えるべきであるとした。

（３）新旧証拠の取扱いについて

確定審で取り調べられた証拠は，手続の更新に準じて職権で取り寄せて全て取調べがなされることで問題はなかった。問題は再審請求審に提出された証拠である。

財田川事件では，再審請求審の証拠は，公判手続を経ていないので，双方同意のもののみを取り調べるとされ，松山事件では，再審請求審の証拠は検察官，弁護人双方から取調請求を行うこととされ，必要なものは職権でも採用されたものの，基本的には同意分を取り調べることとされた。免田事件でも同様であり，弁護人は不同意とされた証拠も刑訴法３２１条や３２８条等を根拠にして請求し，そのほとんどが採用されたようである。

弁護団としては，再審請求審における証拠は，職権も含め全て採用すべきことを基本的な要請に据えつつ，仮にそうでない場合でも，再審開始決定の判断の基礎となった証拠は全て取調べを請求する予定であることから，検察官はこれに全て同意すべきであり，裁判所が職権において採用する場合にも，これに検察官は異議を述べないことを求めることとした。

（４）検察官の新規有罪立証について

検察官は，即時抗告審において，裁判所から促されても追加立証をしなかった。その上，即時抗告棄却決定に対して特別抗告を申し立て，都合４年にわたり再審開始決定の確定を妨げてきた。このような経過を考えれば，これ以上検察官に立証の機会を与える必要はまったくないということで意見が一致した。そこで，再審制度の目的が，無辜の救済（二重の禁止によって裏打ちされる）にあるから，そもそも検察官の有罪立証は新規明白な証拠の弾劾にとどまるべきで，原確定審でもしなかった追加の有罪立証は許されない，という主張をしていくことになった。

（５）証拠開示について

一方，証拠開示については，前記の２つの課題の間で難しい選択を迫られた。誤判原因の解明の観点に重きをおけば，徹底した証拠開示を求めることになるが，一刻も早い無罪判決を求めるなら，逆の方向となろう。結局，両面を考慮した上で，もっとも重要と考える証拠６点（杉山の録音テープ，ＯＭ・ＳＢ・ＳＡの初期供述，Ｋの検面，ＨＡの員面）に絞って開示を求めることにした。

（６）余罪の取扱い

強盗殺人以外の窃盗や暴行に関する事件は，確定審では併合罪の関係にあるとして１個の無期懲役判決がなされている。土浦支部決定，東京高裁決定とも余罪を含めてその全部が再審の審判対象となるとしている。学説では再審開始決定が及ぶ範囲，再審の審判の対象，範囲の問題として扱われ，限定説，非限定説，非

限定説の一部修正説などに分かれており，実務上も確立した判例はないようであった。

大阪高裁平成４年１月２２日決定（判例時報１４２９号１４４頁）は，原確定判決をした裁判所の立場に立って，原確定判決当時の法令とその当時量刑の基礎となった証拠関係に基づいて刑を言い渡すべきとされ，執行猶予の起算点も原確定判決の確定時としていた。そこで，強盗殺人以外の余罪については，この裁判例にもとづいて原確定判決の確定時から起算した執行猶予を求めてはどうかという意見が出された。

しかし，実体審理に入らず免訴判決を求めるべきではないかという意見が多数を占めるようになり，最終的には，免訴判決を求めていくということになった。

４　検察庁への申入れと謝罪要求

２０１０年2月１５日，弁護団は，水戸地検本庁にて担当の上本哲司検察官と面会し，「再審公判開始にあたっての申入書」を渡した。この申入書で弁護団は，捜査の違法・不正，確定審の公判及び再審請求審における証拠隠し等を指摘した上，検察官に対し，①公益の代表者たる検察官の最低限の義務として，これら違法・不正を真摯に反省し両名に謝罪すること，②証拠隠しの態度を改めて，無罪を一層明らかにするために６点の証拠開示（ＯＭの１０月１６日以前の供述調書や捜査報告書，杉山さんの１１月２日以前に録音されたテープ，櫻井兄（ＳＡ）の初期供述といった未開示の供述調書など）に応じること，③いたずらに再審請求審を長引かせないためにも検察官は審理に全面協力し，再審請求審で出された証拠の全てを再審公判では同意し，あるいは裁判所の採用に異議を述べないこと，また，それ以外の新たな有罪立証をしないことを申し入れた。

弁護団は，３月５日までにこの申入れに対して回答するよう求めたが，検察官は，３月５日付けのＦＡＸにて，３月１９日の進行協議で対応するとの回答を送ってきた。謝罪はおろか回答するかどうかも明確にしなかった。

５　第１回進行協議（２０１０年３月１９日）

（１）進行等に関する意見書

弁護団は，３月１７日付けで「進行等に関する意見書」を裁判所及び検察庁に提出した。その概要は以下のとおりである。

第１に，検察官に対して謝罪を求めた。

第２に，強盗殺人については無実であり当然かつ早期に無罪判決が言い渡されるべきこと，強盗殺人以外の公訴事実については，実体審理に入らず免訴を言い渡すべきことを述べた。「強盗殺人以外の余罪は，強盗殺人に関する再審開始決定により形式的に審判対象となっているだけであり，これにより４２年以上前の事実が蒸し返され，応訴を強いられるという理不尽さが顕著であること，実体審理は憲法上の迅速な裁判を受ける権利（憲法３７条１項）や二重の危険の法理（同３９条）にも反することなどから，これに対処する具体的規定がなくても，手続の続行を許さず，その審理を打ち切るという非常救済手段が取られるべきであり，その場合には，刑訴法３３７条を準用して免訴判決がなされるべきである。」と主張した。

第３に，再審公判での審理と確定審の審理との関係について，「再審開始決定がいわば確定判決を破棄した判決に相当するとするならば，上訴審における破棄判決は，破棄理由となった原判決に対する消極的，否定的判断には拘束力が生じていると解されている（八海事件第三次上告審判決）ことから，再審開始決定についても同様の拘束力が生じると解すべきであり，本件でいえば，再審開始決定のうち，新証拠が『確定審における審理中に提出されていたならば，請求人らを有罪と認定するには，合理的な疑いが生じていた』との判断部分に拘束力が生じていると考えるべきである」と主張し，再審開始決定の基礎となった証拠は全て採用すべきこと，検察官の新たな有罪立証は許されないことを述べた。

（２）進行協議期日

３月１９日午後３時より土浦支部にて，第１回進行協議期日が開かれた。弁護団からは１６名が出席し，裁判所からは裁判官３名（伊藤茂夫裁判長，吉田静香裁判官，藏本匡成裁判官），書記官１名，検察官は，上本哲司検事，田辺泰弘検事が出席した。また，櫻井さん，杉山さんも出席したが，二人の発言は遠慮して欲しいと事前に裁判所から要請があった。協議内容は主に以下のとおりである。

ア　謝罪要請に対する検察官の回答

裁判長は，当初，進行に必要な限りで協議を進めたいという消極的態度をとった。しかし，弁護団が再審公判を維持する資格に関わる問題だとして強く発言を求めたことで，裁判長もこれを受け入れ検察官に弁護人が要求する謝罪についての意見を求めることとなった。

これに対し，検察官からは，「謝罪云々はどう公判に臨むかにかかわる問題である，検察官としては有罪立証をするという方針で臨むと考えている」との回答がなされた。予想していたことでもあったが，そのような不誠実な態度を示した検察官に対する抗議の意味も込めて弁護団としては誠に遺憾であること，報道機関にもそのように発表することをその場で述べた。

イ　進行に関する弁護団の意見

弁護団より事前に提出した上記３月１７日付け「進行等に関する意見書」の趣旨を説明したが，裁判所からは，強盗殺人以外の公訴事実について実体審理に入らず免訴判決を求めている点について，率直に難しいとの感想が示された。

ウ　証拠の取扱い

確定審で取り調べられた証拠については，弁護団，検察官ともに，そのまま再審公判でも証拠とすることに異議はなく，裁判所は，職権で採用すると述べた。

再審請求審に提出した証拠について，弁護団は，互いに同意して全て取り調べるべきであると主張した。これに対し，検察官は，再審公判が通常の公判手続と同じであるから，それぞれが新たに証拠調べ請求をすべきであると原則論を主張した。ただし，迅速な審理に協力し無用な争いはしない，同意すべきものは同意するなどと，すでに尋問を経たものには相当性があるとの意見だった。また，検察官による再審請求審での証拠は，全部請求するか一部請求するかは意見を保留した。

これらを踏まえ，裁判所からは，再審請求審の証拠は，双方から証拠調べ請求

がなされた上で，同意不同意の意見を聞き，同意書面を調べるという方針が示された。

エ　検察官のＤＮＡ型鑑定請求

検察官は，再審開始決定の根拠とされた犯行に使用されたパンツなど数点の証拠物について，ＤＮＡ型鑑定を請求する予定であると表明した。突然のＤＮＡ型鑑定の請求は意外というほかなかった。以後，ＤＮＡ型鑑定請求をめぐり，熾烈な争いが繰り広げられることとなったが，これについては裁判所の判断も含めて第４章で取り上げる。

オ　証拠開示

前述のとおり，弁護人は，検察官への申入書や進行等に関する意見書にて，新たな証拠開示を求めていたが，検察官より，これに関連するものとして任意の開示がなされた（３種７点）。このうち，深澤武作成の昭和４２年８月３１日付け捜査報告書（以下「深澤捜査報告書」という。）には，事件が起きたとされる日の２日後の昭和４２年８月３０日夜，ＯＭが深澤に対し，同月２８日午後７時３０分頃，被害者方前で被害者と男性（布川の者でない）が話をしていた様子を見たと申告した事実が記載されていた。検察官は前記捜査報告書をもって「下書き」「メモ」だと言い訳をしていたが，第１次再審請求審以降，終始「不見当」と回答していた証拠がやはり存在したのである。検察官の「不見当」という回答を鵜呑みにしてはいけない。

それ以外はまたしても不見当とされ，例えば杉山さんの録音テープなどもやはり不開示のままだった。

カ　再審公判での審理の進め方

そして，再審公判における具体的な審理の進め方についても協議がなされた。具体的には以下の点である。

①　本籍，住居，職業を確認する（当初の起訴状と異なる点は疎明資料を提出）。

②　起訴状朗読は強盗殺人のみ，余罪は省略する（刑訴規則２１３条の２第１号）。

③　公訴事実に対する被告人，弁護人の意見，双方の冒頭陳述を行う。

④　証拠調べについて要旨の告知をどこまでやるのかを検討する。

⑤　再審請求審の証拠について裁判所が第１次再審請求審での証拠も含めて証拠の一覧表を作り，番号を付した上で検察官，弁護人双方に交付する。また，再審公判は裁判所が付した証拠番号で統一するので，それに基づいて証拠調べ請求し，その際は立証趣旨も記載する。

キ　次回進行協議期日等

次回進行協議期日は，６月１１日午後３時と決めた。そして，５月２１日までに双方から証拠調べ請求書を提出すること及びその日から２週間くらいを目途に双方の同意不同意の意見を明らかにすることとされた。なお，その間，双方の協議で同意できる証拠を詰めていくことになった。

さらに，次々回の進行協議期日は，７月９日午後１時３０分に決まった。この期日は，６月１１日の進行協議次第では，公判期日に切り替えることもありうるとされた。

６　西嶋勝彦弁護士の講義

弁護団は，２０１０年３月２４日，徳島事件，島田事件の弁護人として活躍された西嶋勝彦弁護士を弁護団会議にお招きし，再審公判の進め方についてご講義いただいた。この中で，徳島事件では，弁護団の基本方針としては，開始決定の拘束力を強く主張したこと，裁判所に毎回迅速裁判を申し入れたこと，検察官に対しては批判できる面があればその都度批判したことなどを，また，個別の手続の面では，弁護人の冒頭陳述を１時間かけて行ったこと，請求証拠について弁護人は双方同意で全部証拠を出そうと提案するも検察官が反対したため刑訴法３２８条で対処したこと，再審公判に初出の書証，新たな証人，鑑定について裁判所が一部採用したこと，事務的な面では，日弁連職員や地元事務職員等に補助者として同席してもらい協力を得たことなど，いずれも再審公判における弁護活動にとって参考となる貴重な情報を教示いただいた。

７　第２回の裁判所面会

第１回目の裁判官面会（１．２２）の後，吉田裁判官（右陪席）に次いで，新たに神田大助裁判長と信夫絵里子裁判官（左陪席）が着任し，土浦支部の担当裁判官が全員交代となった。判決を言い渡すであろう合議体がこれで揃ったことになる。そこで，弁護団は改めて裁判官との面会を申し入れた。

４月３０日午前９時３０分から土浦支部で裁判官３名，書記官２名と面会した。弁護団からは８名が出席した。

弁護団から，①検察官と再審請求審の証拠の取扱いについて打合せを予定していることを報告し，②迅速な審理を行うこと等を申し入れた。

神田裁判長は，①は話し合いを見守る，②は異論なし等と答えた。面会終了後，弁護団は，証拠物及び証拠書類をあらためて閲覧した。

８　検察官との打合せ等

（１）５月７日，東京高検にて上本検事らと打合せを行った。弁護団からは９名が出席した。検察官は，①７月９日を第１回公判期日としたい，②再審請求審で提出した証拠全部を取調べ請求する，③請求審で新規性，明白性が認められた証拠は同意するが，ＯＭ，ＯＴの供述調書は不同意とする，ＯＭを証人として呼びたい，④弁護人作成の供述録取書については原則同意できない（供述経過を立証趣旨とするのであれば同意する），⑤上記以外の弁護人提出の証拠は同意する，等というものである。

（２）弁護団は，５月１２日と５月１８日に証拠検討会議を行った。ＯＭの供述調書については検察官が不同意として証人尋問までなされた場合，尋問後に伝聞例外で採用を求める場合もありうることから，この証拠調べ請求も準備をしておくこととなった。また，新たに開示された深澤捜査報告書も不同意の場合が見込まれることから，深澤の証人尋問請求及び同報告書の伝聞例外としての証拠調べ請求についても検討することとなった。

（３）５月２１日，弁護団，検察官双方から証拠調べ請求書が裁判所に提出された。弁護団が取調べ請求した証拠は１７０点，検察官が取調べ請求した証拠は１６４点である。

（４）５月２７日，東京高検にて検察官と２回目の打合せを行った。上本検事のほか

に，田辺泰弘検事と交代で新たに担当となった東京高検の永村俊朗検事が出席した。

主たる協議事項は，証拠の同意・不同意の問題であるが，遺憾ながら，検察官のＯＭ，ＯＴの供述調書に対する不同意の態度は変わらず，ＯＭについては，検察官はぜひ証人尋問をしたいとの意向だった。なお，５月３１日，検察官は，取調べ請求した証拠のうち７点を撤回し，１点を追加した。

（５）６月４日，双方から証拠調べ請求に対する意見書が裁判所に提出された。これまでの態度のとおり，検察官は，ＯＭの各供述調書，深澤捜査報告書などを不同意とする意見だった（後に１点は不同意から同意に変更された）。

弁護団は，同日，新たに追加で証拠１１点を請求した（うち１点はその後撤回）。また，深澤捜査報告書を追加請求した。以上も含め弁護団が再審公判において請求した証拠は，１９０点に及ぶ。

９　第２回進行協議期日（２０１０年６月１１日）

６月１１日，第２回進行協議期日が開かれた。裁判官は４月に着任した神田大助裁判長以下前記３名の裁判官が出席し，検察官は東京高検から永村俊朗検事が，また前回と同じく上本検事が出席した。弁護団からは２０名が，また櫻井，杉山両名が出席した。

（１）不同意証拠についての取扱い

期日間の提出書面の確認がなされた後，まず証拠関係の整理が行われた。

弁護団は，検察官の再審請求審の証拠について，３点を不同意としたが（うち２点は検察官のＤＮＡ型鑑定請求に関するもの），そのうち１点は検察官が撤回した。なお，同意証拠のうち，信用性を争うものについては，事後に書面で特定することとされた。

検察官は，弁護人の再審請求審の証拠について，先の打合せと同様，ＯＭの供述調書をはじめとする５点を不同意とした。

検察官が不同意にした証拠は，いずれも捜査官が作成した供述調書ないしは捜査報告書である。自らが作成した証拠に信用性がないという検察官の態度は明らかに自己矛盾である。また，ＯＭの供述調書は再審開始決定の重要な根拠とされている。弁護人から裁判所に対して同意するよう勧告してもらいたいと申し入れ，裁判官も，捜査官が作成した資料だがどうかと，検察官に同意を求めた。

しかし検察官は，信用性については別問題であると譲らない。弁護人は信用性であれば同意して争えばよいではないかとさらに反論した。通常の刑事裁判では，弁護人の不同意に対して検察官から常にそのように言われてきたのであり，ここではそれが逆の立場となっていた。結局検察官は，不同意がすでに確定した意見であり，立証趣旨を変えて請求しても不同意を述べる，また異議を出すということだった。検察官の早期結審に協力するという態度はやはり建前であり，再審公判に至ってもなお無辜の救済を執拗に妨げているように思えてならない。ここでの検察官の対応は厳しく批判されるべきである。

このまま不同意となれば，ＯＭを証人として呼ぶことになる。４３年以上時が経過しているので，記憶の減退が懸念される。裁判所も，弁護人の見解に理解を

示し検察官の同意を期待しているようだった。しかし，それ以上の積極的な指揮はみられなかった。検察官の不同意が変わらないとみると，弁護人に，不同意を前提に対応するよう求めた。すなわち，OMの証人尋問を請求することになる。

その後，弁護人は深澤捜査報告書についても同様に不同意であれば，不同意を前提に同人の証人尋問を請求する予定と伝えた。しかし，検察官は，この証人尋問の予定については，OMに聞けば足りる，伝聞の内容を尋問する必要はないと言い出した。ここでも裁判官は，弁護人の見解に理解を示し，OMの証言を支えるものである，聞いたことがあるという内容でも尋問はありうると検察官に理解を求めたが，検察官は譲らなかった。ここでは，捜査官深澤武の証人尋問の立証趣旨が伝聞証拠の典型問題である供述内容の真実性の立証にあたるかどうかの食い違いである。

裁判官からは，これが裁判所の目に触れないことはおかしいという弁護人の意向をくみ取り，メモが非供述証拠であるとして証拠物として請求してはどうかと提案がなされた。最終的には検察官は検討するとしてその場はおさまった。

（2）ＤＮＡ型鑑定請求について

弁護人は，６月４日付けで，検察官のＤＮＡ型鑑定請求に対しての反論の意見書を提出した。その内容は，後述するが，検察官が反省もなく新規の有罪立証をしようとしていることへの批判（謝罪もない検察官に有罪立証の資格はないこと），二重の危険に反すること，鑑定の前提条件が欠けていること（取調べ時に物が示された経過がありその際にＤＮＡが付着した可能性を否定しきれないこと，長期間経過によるＤＮＡ型の破壊分解や捜査官による汚染が考えられることなど），保管条件の問題（保管の不適切さ，外来ＤＮＡ付着の可能性，特に最高裁の特別抗告が棄却された後の２０１０年２月４日から３月１６日の間に検察官が鑑定資料を事情を説明することなく裁判所から借り出していたことによる新たなＤＮＡ付着の危険）などである。

以上の意見書の趣旨を説明した上で，弁護人としては，絶対に反対である旨を裁判所に伝えた。

裁判長も，保管条件の問題については，相当に大きな問題であると指摘した。特に，櫻井らのＤＮＡの混入可能性（取調べ段階や再審開始決定後の検察官の鑑定資料借り出しによる）を重視し，保管条件など上記の点を明らかにするために疎明資料を出してほしいと検察官に促した。

ＤＮＡ型鑑定請求を巡る攻防については，第４章で詳しく触れる。

（3）７月９日の進行について

今後の進行について，７月９日を第１回公判期日とするかについて協議がなされたが，ここでもやはりＤＮＡ型鑑定請求についての結論が出ていないことから，その判断を公判で示すのかどうかが問題となった。

検察官の請求の態度が頑なで変わらない以上，弁護人としては，仮に保管状況の資料が証拠として出されても不同意にすれば意味がないことからして，双方の意見書と疎明資料で早期に採否の判断を出してもらうことを提案した。裁判官は，疎明資料も含め証拠調べの手続を踏まなくてもよいか不安に思っていたよう

であり，その疑問を口にしていたが，鑑定は７月９日の期日と切り離して進めるべきとの双方の意見を踏まえ，鑑定の前提となる証拠調べの可能性に言及しつつも，結論は保留したまま，７月９日を第１回公判期日と指定した。

さらに第１回公判期日における進行の流れが確認された。具体的には，公判手続の更新に準じて，起訴状の朗読（強盗殺人のみ），確定審の証拠は職権で取調べをすることなどである。また，公訴事実に対する被告人，弁護人の意見については，あわせて３０分と伝え，弁護人の冒頭陳述は１時間程度と伝えた。検察官の冒頭陳述は，従前とおりということで，読み直しもしないということだった。

再審請求審の証拠については，双方とも，要旨の告知は簡潔にするように要請がなされた。弁護人からは，録音テープや映像の証拠もあることから，１日では終わらないとの見込みが出され，次々回として指定された７月３０日にさらに弁護人提出証拠にかかる要旨の告知を行うこととされた。

また，この時点で被告人質問の時間についても予定を聞かれたため，弁護人は，櫻井さん杉山さんそれぞれ１時間ずつと回答した。検察官は，反対尋問についてはそれぞれ３０分ずつ程度と回答した。

（４）弁護人席，傍聴席について

手続的な面では，法廷での弁護人の席が足りないことが大きな問題となっていた。事前の調整でも担当書記官は全員分の席の確保について難色を示していた。

弁護団は担当書記官と一緒に法廷を下見し，弁護団の席，傍聴人席をさらに増やすことについての提案をした。しかし，裁判所からは困難であると回答され，傍聴席を増やすことは断念せざるを得なかった。

また弁護人席については，３列の座席を用意してもらうことにし，さらに増設を求めた。しかし，法廷の大きさからすると３列が最大限の対応であるとして，２０数名がゆとりをもって着席することは困難とのことであった。

裁判所は，１５席は確保すると言うだけでそれ以上の回答はなかった。また，傍聴席の増加は認めず，櫻井さんたちの家族の席２人分は確保するとのことだった。

次回期日に向けた課題が確認され，この日の協議は終わった。

（５）進行期日調書

進行期日におけるやり取りについては，担当書記官が調書を作成し，検察官，弁護団双方に交付された。

第２章　再審公判

第１節　第１回再審公判（冒頭手続と検察官・弁護人立証）

１　公判開始前の状況

以上の公判前の攻防を経て，２０１０年７月９日，いよいよ第１回再審公判の日を迎えた。二人が，水戸地方裁判所土浦支部で無期懲役判決を言い渡されてから約４０年が経過していた。この間に裁判所の建物は建て替えられたが，再び同裁判所支部の法廷に立つこととなったこの日は，無罪判決への第一歩を踏み出すのにふさわしい快

晴となった。

櫻井さん，杉山さんと弁護団は，裁判所近くの貸会議室で最終打合せを行い，公判に臨んだ。裁判所に隣接する亀城公園では傍聴席の抽選が行われ，２４席の傍聴券を求めて６２２人が並んだとのことである。櫻井さん，杉山さんとそれぞれの配偶者，弁護団が裁判所へ入るとき，沿道を埋めた支援者や市民の方々から拍手が起こり，関心の大きさがうかがわれ，心強いことであった。

この日出頭した弁護人は２３人。公判前の進行協議では，弁護人席としてベンチを含め２０人分の座席しか用意できないとのことであった。裁判所からはこれ以上の対応はしないとのことであったが，詰めて座る分には２０人を超えても黙認するような様子であった。そこで２３人全員が入廷し，すし詰め状態で着席した。弁護団は，こんなところでも忍耐強さを発揮した。

ちなみに，第１回公判から第７回公判（判決言渡し）までの間の弁護人の公判への出席状況は以下のとおりである。

第１回・・２３名　第２回・・２２名　第３回・・２３名　第４回・・２２名

第５回・・２１名　第６回・・２２名　第７回・・２３名

裁判官，検察官，弁護人が入廷し，法廷内のテレビ撮影があった。櫻井さん，杉山さんは，入廷しない状態で行われた。これは，その後の期日でも同様であった。

２　冒頭手続

テレビ撮影後，櫻井さん，杉山さんが入廷，それぞれの配偶者も特別傍聴席に着き，午後１時３０分，開廷した。

まず，人定質問が行われた。その際，裁判所は，「櫻井被告人」「杉山被告人」との呼称を用いた。

そして，裁判所より，①確定審で既に取調済みの各書証，証拠物の他，確定審で行われた証人尋問及び被告人質問の結果について，いわゆる公判手続の更新の手続に準じ，これらを全て職権により改めて取り調べること，②本件再審公判において実質的に審理の対象となるのは強盗殺人被告事件であるから，これと併合罪の関係にあるその他の被告事件については，原則として，上記①の職権による証拠調べの限度でのみ審理を行い，今後の審理は，基本的に，強盗殺人被告事件を対象として進めることの確認がなされた。

次に，検察官が，昭和４２年１２月２８日付け起訴状の公訴事実を朗読した。

裁判所は櫻井さん，杉山さんに黙秘権を告知し，公訴事実に対する意見を求めた。

まず，櫻井さんが，あらかじめ準備した意見書を元に無実であることを述べたが，その後，４３年前の起訴状をそのまま朗読されたことに怒りを表し，途中で朗読をやめ，検察官に対し「あんな起訴状の朗読をして恥ずかしくないのか。証拠を独り占めして隠したり出したり，そんなことが許されるのか。隠している証拠を見れば無実がわかるはずだ。」との趣旨の発言をし，裁判所から止められる場面があった。意見陳述は必ずしも，事前に提出した書面のとおりである必要はないとはいえ，裁判所は，事前の打合せ外の発言等に対し，神経をとがらせている印象を受けた。

次いで，杉山さんが意見書を朗読し，無実であることを述べた。そして，「自白をしてしまったことを４３年の間，悔やんでも悔やみ切れないものがある。子どもが小

学校６年生になった。速やかに無罪判決を出してもらい，人殺しの子どもというレッテルを一日も早く外してやりたい。」と述べた。

続いて，弁護人が意見陳述をした。まず，小髙前弁護団長が，「櫻井昌司さん，杉山卓男さんは無罪であります」と法廷内に鳴り響くような力強い声で繰り返し，再審公判の理念について述べた。次いで，杉山さんの主任弁護人である柴田弁護人から，検察官に対し，違法な捜査や証拠隠しについて検察官は反省をして謝罪の弁を述べるよう求めたが，検察官の謝罪はなかった。さらに，櫻井さんの主任弁護人である山本弁護人から，①本再審公判の使命は，第１に，一刻も早く二人に無罪を宣告することであり，再審開始決定を尊重すべきで，新たな有罪立証は許されないこと，第２に，確定審が誤判に陥った原因の検証をすべきであることを述べた上，②これに反し，検察官が目撃証人の供述調書の取調べやＤＮＡ型鑑定請求をめぐり，再審公判の円滑な進行を妨害していることを強く批判し，③検察官に対しては全ての証拠への同意と，鑑定請求の撤回を求め，④裁判所に対しては，目撃証人の調書を採用し，鑑定請求を却下するよう求めた。また，強盗殺人事件以外の被告事件については，免訴判決が言い渡されるべきであることを求めた。

３　弁論の更新

その後，裁判所が，確定審の証拠について，弁論の更新に準じ，職権で取調べを行った。ただし，櫻井さんから早瀬刑事にあてた手紙２通等，記録中に存在しない証拠があり，取調べから除外する旨の発言があった。これについては，弁護人から，写しを証拠請求する旨申し出をし，検察官が同意するかどうか検討することになった。

４　証拠調べ

最初に，検察官の冒頭陳述が行われた。検察官は「従前のとおり」とのみ述べた。弁護人は新たに冒頭陳述を行い，再審公判で主張する事実として，櫻井さん，杉山さんは無罪であること，本件犯行と両名を結びつける物証は皆無であり，確定審で有罪の証拠とされたのは，二人の自白と，本件犯行日に犯行現場の付近や，被害者方前で櫻井さん，杉山さんを目撃した旨の目撃証言のみであるが，二人の自白には任意性も信用性もないこと，目撃供述にも信用性がないこと，そして，櫻井さん，杉山さんには，犯行時にアリバイが成立することを述べた。秋山環弁護士が冒頭陳述を担当した。

２０分間の休廷を挟み，証拠調べが行われた。

まず，検察官より，１５０点余りの証拠について証拠調べ請求がなされた。この中には，被害者の口中にあったパンツや首に巻かれていたパンツ，足を縛っていた白ワイシャツ，タオル等の付着物に関するＤＮＡ型鑑定請求もあったが，これについては，裁判所は採用を留保した。採用した証拠については，検察官から要旨の告知が行われ，パンツ，白ワイシャツ，タオル，被害者のズボンのポケットに入っていた小豆缶詰等の証拠物については検察官が証人席または検察官前の机上で櫻井さん，杉山さんに示した。

弁護人は，再審請求審で新証拠として提出していたものを中心に１７０点余の証拠について証拠調請求をした。このうち，検察官は，事件前に被害者宅前で２人連れの男性を目撃したとされるＯＭの供述調書及びこれに関連する深澤捜査報告書については不同意とした。弁護人は，検察官が同意し，裁判所が採用した証拠のうち，再生を

必要とする録音テープ，ビデオテープを除き，要旨の告知を行った。再生を必要とする証拠の証拠調べについては，次回期日に続行することとなった。

弁護人の要旨の告知にあたっては，自白の任意性関係，目撃証言関係，自白の信用性関係（殺害行為関係，物色行為関係，ガラス戸偽装工作関係），アリバイ関係に分類し，項目ごとに要旨の告知を行うなどして，傍聴人にもわかりやすいものとなるようにした。告知を担当したのは，塚越，佐藤米生，藤岡，松江，谷萩の各弁護人である。

予定していた要旨の告知が済んだ後，弁護人は，ＯＭの供述調書の証拠とすることに検察官が不同意とするのであれば，現在７０歳を超えるＯＭに４０年以上前のことを尋問することになるため，事件に近接する時点で作成された調書を取り調べるのが筋であると述べたが，検察官の不同意意見は変わらなかった。なお，検察官の不同意意見は事前に知らされていたため，弁護人は期日に先立ち，ＯＭおよび深澤の証人請求書を提出していた。

そこで，裁判長から弁護人に対し，両名の証人請求を今日するのかどうか，書証の却下を待って証人請求をするのかどうかの確認がなされ，弁護人は，ＯＭの供述調書や深澤捜査報告書について，同意すべきだとの意見を改めて述べた上で，事前に提出済みの証拠調べ請求書のとおり，ＯＭおよび深澤の証人請求を行った。

これに対し，検察官は，ＯＭの証人請求に対してはしかるべくとの意見を述べ，深澤の証人請求については，尋問事項書を見た上で意見を述べるとして，留保した。

さらに，検察官が請求しているＤＮＡ型鑑定について，裁判所から検察官，弁護人双方に対し，追加の疎明資料の有無の確認があった。これに対し，検察官は「ないとまでは言えない。」と述べたため，裁判所は，できるだけ早急に提出するよう指示した。

弁護人は，ＤＮＡは劣化しており，誤判定がでる可能性が高いこと，これは，被告人の型判定が出なければ良いという問題ではなく，誤判定で被告人の型判定が出てしまうという危険性があること，鑑定資料は厳重に保管されねばならないが，本件の保管状況は劣悪であることを述べ，ＤＮＡ型鑑定は認められるべきでないことを再度，指摘した。

その結果，ＤＮＡ型鑑定請求にかかる裁判所の判断は，第２回公判期日以降になされることとなった。なお，検察官は７月１６日に至り，前記のＤＮＡ型鑑定請求の補充疎明資料はないと裁判所に回答した。

最後に，次回及び次々回期日を指定し，閉廷した。

閉廷後に，弁護人が証拠調べ請求をしていた櫻井さんの獄中日記１６冊の原本を裁判官席まで持っていき，裁判長にあらためて日記を呈示した。できればこの原本を読んでもらいたいと要請したところ，神田裁判長は日記をパラパラとめくりながら，日記の原本に興味を示したようにうかがえた。そこで，弁護団は次回の公判まで獄中日記全冊を裁判所に預けることとなった。

第２節　第２回再審公判（弁護人立証）

第２回再審公判は，２０１０年７月３０日午後１時３０分から行われた。第１回の６２２人には及ばなかったが，この日も土浦支部隣の亀城公園には２４枚の傍聴券を求めて

４００人近い人が並び，関心の高さは衰えていない。今回は，櫻井さん，杉山さんの二人の配偶者に加えて，夏休みに入った杉山さんの長男（小６）も家族席を増やしてもらい特別傍聴人として傍聴した。

１　弁護人による要旨の告知

前回に引き続き弁護人請求証拠の取調べが行われた。①櫻井１０．１７録音テープ，②指紋実験ビデオ，③殺害自白再現ビデオ，④ガラス戸工作自白再現ビデオ，⑤便所脱出再現ビデオなど映像や音声に係る証拠の法廷内での再生，関連書証の要旨の告知である。この日は，井浦，松江，上野，内藤の各弁護人が担当した。

最初は，①の櫻井１０．１７録音テープ及び中田鑑定書関係である。録音テープの再生のため，同テープを鑑定した中田宏氏も補助者として弁護人席に座ることが認められた。中田氏が発言しないこと及び同テープ関係の証拠の再現，要旨の告知終了後は退席することが条件とされた。同録音テープの録音時間は１時間を超えるので，再生は「我孫子駅での杉山との出会い」「被害者宅第２回目の訪問」「格闘，殺害」「事前共謀と扼殺」に絞った。中田鑑定の要旨の告知は，第２次再審請求審（東京高裁）の中田証人尋問のダイジェスト版を目指して，代表的な３カ所の編集痕について，パワーポイントを用いて編集箇所の解析グラフを表示しながらその箇所の音声を再生した。証人尋問の時と同様に，その時に使用した中田氏保有のスピーカー，アンプを土浦支部の法廷に持ち込んで使用した。中田氏には，準備のために，前日奈良を発ち，土浦入りをしてもらっていた。法廷で再現した編集痕に関するグラフは巻頭写真１３～１８のとおりである。

次は，②の指紋実験ビデオである。自白どおりに物色した場合に対象物に指紋が付くか否かの実験状況を撮影したビデオである。指紋実験の結果は荒居実験報告書にまとめられているが，実験が適正に行われたことの立証を補強するために提出したものである。重要なところだけ合計１５分程度選択し，担当弁護人が解説を交えて再生した。法廷で再現した指紋実験の写真は巻頭写真３のとおりである。

休憩を挟んで，③の殺害自白再現ビデオを再生した。櫻井，杉山の自白調書の殺害行為の再現ビデオである。全編４２分のところを３０分に短縮した。同じく，法廷で再現した殺害自白再現ビデオの写真は巻頭写真８，９のとおりである。

④のガラス戸工作自白再現ビデオは全編約３０分を全て再生した。大映撮影所に被害者宅を再現の上，プロの映画監督が制作したものであるだけに完成度が高く，長さを感じさせなかった。ガラス戸工作自白再現実験の写真も巻頭写真５のとおりである。

最後は，⑤の便所脱出再現ビデオである。自白どおりに便所脱出する様を撮影したものであり，被験者８名のうち４名分約１０分間を再生した。法廷で再現した便所脱出実験の写真は巻頭写真１０のとおりである。

以上の各映像は，いずれも櫻井，杉山の自白がいかに現実離れした奇妙なものであるかを明らかにするものであった。次々と流される実験や奇妙な映像が取り込まれたビデオは，確定判決が根拠にした自白のおかしさを延々と告発するようでしたとの感想が，閉廷後傍聴人から寄せられた。

２　再生データの同一性

音声や映像の再生は，マスターテープや裁判所に提出したビデオを用いるのが本来のあり方であるが，ガラス戸工作自白再現ビデオ（④）以外は，一部のみの再生であるため，予め再生箇所を特定しておくために事前にＤＶＤ等にダビングしたものを用意することにした。具体的には，１０．１７テープ（①）の再生は，中田氏が，鑑定のためにマスターテープからＡＤ変換（アナログデータをデジタルデータに変換）したＷａｖｅファイルを再生した。予め再生部分のＷａｖｅファイルを切り出した別ファイルを作成した。Ｗａｖｅファイルの切り出しには，デジタル音声編集ソフトであるｍａｇｉｘ社のｓａｍｐｌｉｔｕｄｅ１１ｐｒｏを用いて行った。②，③，⑤はビデオをＤＶＤにダビングした後，ＰＣ動画再生ソフト（ＰｏｗｅｒＤＶＤ）上でブックマークを付けて特定した範囲を再生した。

オリジナルの再生でないことから，提出したものと今回再生するものとの同一性が問題となるが，事前に裁判所との間では同一性に係る立証は不要であることが確認されていた。ところが，前日になって，検察官が裁判所を通じて，同一性をチェックしたいので事前にデータを渡すことを求めてきた。弁護団は当初不要であると拒否したが，再生途中で検察官からストップをかけられると審理に支障を来すと困るとの裁判所の要請もあり，事前に再生するデータ部分のコピーを作り検察官に提供することになった。ただし，②，③，⑤は前記のとおり，ＤＶＤそのものは編集していないので，オリジナルと全く同じ内容のものである。

３　検察官のＤＮＡ型鑑定請求却下

裁判所は，検察官が請求していた遺留物（パンツその他）についてのＤＮＡ型鑑定について，「検察官，弁護人双方の意見を総合的に検討した結果，鑑定を実施する前提の条件が欠けている」として却下した。検察官は「証拠の必要性，関連性に関する判断を誤り，裁量権を著しく逸脱している」ことを理由に異議を申し立てたが，裁判所は弁護人の「必要性・関連性が全くないのみならず，仮にＤＮＡが付着していたとしても，犯行時に付着した証明はされていないから却下は当然である」との意見を聞いた上で，直ちに異議を棄却した。

翌日の各紙の報道は，「布川事件無罪の公算」「布川事件再審無罪へ」との見出しの下，遺留品についてのＤＮＡ型鑑定が却下され検察側が有罪立証の柱を失ったことを内容とするものであった。ＤＮＡ型鑑定請求はもともと検察官の無理筋な請求であり，却下は当然のこととはいえ，その意義は大きい。

４　ＯＭ証人尋問採用，深澤武証人尋問留保

しかし，第２回公判でもう一つ重要なことは，ＯＭの供述調書を検察官があくまで不同意としたため，ＯＭの証人尋問を余儀なくされたことである。

同人の供述調書は，事件当時に被害者宅前で見かけたのは杉山さんとは似て非なる人物であったということを内容とするものであり，犯人性に直接影響する重大な証拠である。しかも検察官が確定審で隠蔽し，再審請求審で初めて開示され，再審開始を導いた主たる根拠の１つとなったものである。にもかかわらず，再審公判に至り，検察官は不同意として，同供述調書の証拠能力を否定している。検察官が隠蔽した結果，証人尋問の最適な時機を逸した証人の供述調書を裁判所が判断資料とできないのであ

れば，証拠開示の意味が全く没却される。

第２回公判期日で弁護人は，あらためてOMの各供述調書及び再審開始となってから検察官より開示された深澤捜査報告書を同意するよう検察官に求め，裁判所に対しては検察官が同意しない場合でも採用すること，及び深澤の証人尋問の採用を求めた。しかし，検察官は不同意意見を維持し，裁判所はOMの証人尋問を採用し，OMの各供述調書，深澤捜査報告書及び深澤証人の採否は次回期日の尋問後に行うとして留保した。

そこで弁護人は，OM尋問の際に深澤捜査報告書を示すことの許可を求めたが，検察官は尋問に使うことにも反対した。裁判所は，示さなくとも同書面の存在を前提とした尋問を行うことが可能であることを理由に同書面を示すことを認めなかった。

現行法上，検察官が不同意とする限り，裁判の証拠とすることができないが，検察官の上記訴訟態度は検察官の公益性に反するものである。検察官の身勝手な訴訟態度は，メディアも含めた国民的批判に晒す必要がある。

５　証拠調べ請求にかかる意見書の作成

この事態を受けて，弁護団は，秋元弁護士を中心に，OMの供述調書等にかかる検察官の不同意からもたらされる矛盾を理論的に詰めてその不合理性を主張すべく，１０名近くの学者に見解を問うべく照会をした。しかし，この問題については，そのような場合を想定していなかった刑事訴訟法の再審に関する規定の不備ともいうべきもので，明快な理論的根拠を得るまでには至らなかった。

弁護団は他方で，検察官が不同意意見を述べていたOMの検察官調書，警察官調書，深澤捜査報告書について不同意意見を撤回すべきこと，並びに深澤武にかかる証人尋問の必要性を明らかにすべく，証拠調べ請求にかかる意見書を作成することにし，第３回公判期日直前の段階で意見書を取りまとめた。

しかしながら，第３回公判の直前の時点で，検察官から，弁護人が本件で取調べ請求から外していたOMの検察官調書，弁護人の録取書，ＫＡの検察官調書，その他の大木，市村，鈴木捜査官らのメモを証拠請求したい，これらについて弁護人が同意するのであれば，かねて弁護人が証拠請求をしていたOMの別の供述調書（３通）や深澤捜査報告書（１通）について同意してもいいとの意向が伝えられた。弁護団は緊急に意見交換をし，早期の進行を優先する観点から検察官の取調べ請求証拠に同意することにし，その結果，弁護人請求の証拠も採用される見込みとなった。これに伴い，弁護人が請求していた深澤の証人尋問については撤回することにした。弁護団が作成し提出を予定していた証拠調べ請求にかかる意見書は幻の意見書と化すことになった。

第３節　第３回再審公判（ＯＭ証人尋問）

１　ＯＭ証人尋問について

第３回公判では，OMに対する証人尋問が行われた。

前記のように，検察官がOMの供述調書（検察官調書２通，警察官調書１通）を証拠とすることにあくまで同意しなかったため，OMの証人尋問を余儀なくされた。弁護団は検察官がOMの供述調書を同意しようとしないので，OMの証人尋問を念頭に入れ，事前にOMに会って証言を願うとともに尋問の準備作業を開始していた。OM

は普段の会話をしている限りでは７７歳という年齢をあまり感じさせない元気な方であるが，さすがに裁判所で証言をすることについては困惑していた。「商売やってっから，テレビに出っちゃうのは困んだよな。」とも言っていた。弁護団としては，テレビには映らないようにしてもらう，などと説明し，息子のＯＴが車に乗せて連れて行くから大丈夫，ということで何とか了解してもらうことができた。

ＯＭにあらためて事件当時の記憶を確認したところ，被害者宅前を通りかかったいきさつや，そのときに見えた人物の姿など，以前から弁護団にしていた話の内容と同様であった。覚えていることに関しては，話がぶれることはないように思われた。

２　尋問経過

ＯＭは，地元の谷萩陽一弁護士が尋問を担当した。

被害者宅の前を自転車で通りかかるまでの経緯については比較的順調に進んだ。

しかし，尋問を進めていくと，被害者宅で見た者については，玄関のところで被害者と話をしていた人物が１人ではなく２人であると証言した。供述調書では１人であり，弁護人にもそれまでは１人だと話していたのだが２人と証言したので，入り口付近の人物と合わせて３人がいたことになってしまい，混乱がみられた。

また，ＯＭは供述調書の中で，被害者宅に寄って行こうと思っていたと供述していたし，弁護人にもそのように言っていたが，この点も忘れてしまったとの証言であった。被害者宅の道路寄りの家の角あたりに立っていた人物については，打合せでは尋問担当の谷萩弁護士と同じくらいの身長，と説明していたのだが，もう少し高い，という証言になった。

■写真１８【被害者宅前に２人の男】８．３０検証調書から

この人物が杉山ではない，という点についてははっきり証言した。杉山の体つきや顔の特徴と，被害者宅前の人物とは異なっている，という点もはっきり証言した。しかし，事件当時，杉山をどの程度知っていたかについては，親戚の肉屋によく杉山が来ていた，とは言うものの，自分は杉山に会ったことはないような話になったりするなど，混乱がみられた。

それから，事件の発覚直後に栄橋のところで警察官に話を聞かれたとか，勤め先の肉屋で警察官に話を聞かれたことは証言したが，どんな話をしたかについては全く覚えていないという証言であった。

検察官は反対尋問で，被害者宅前を通りかかった時刻が，供述調書の内容と違うの

ではないかと質問したが，もはや記憶はないという証言に終始した。

また，道路寄りの家の角あたりに立っていた人物の身長について，角の柱の上部部分から２５センチくらい下がったくらいの身長，と手振りを加えて証言した。しかしこれだとずいぶん身長が高いことになり，杉山の身長に近くなってしまう（この点は，証言のあとＯＭを訪問した弁護団員には「家の入り口の高さより２５センチくらい下」と証言したつもりだと語っていた。そうであれば身長はだいぶ低くなり，捜査段階の供述と一致する。）。

他方，立っていた人物がＫＡであると思ったが，それは警察官や検察官には言わなかった，近所なので隠していた，ということも証言した。

裁判官は，警察官に対してＫＡの名前は隠したものの，名前以外の身長や顔つきなどについては見たとおりに話したかという尋問をしたが，この質問にも，「忘れちゃった」と証言した。

このように，記憶の後退に加えて，法廷での証言になると，緊張のあまりか，普段の話と違ってしまった点も散見された。４３年を経過した時点でＯＭに証言を求めること自体にそもそも無理があったと言わなければならない。

ＯＭの証言はこのように予想外のものが多かったが，それでも，事件当日被害者宅前に立っていた人物が杉山ではなかったという点は，ぶれることなく，はっきりと証言した。４３年前に経験した事実についての尋問であり，ＯＭにとっては記憶のかなたにある出来事であろう。記憶の後退は明らかであったが，現場で見た人は杉山ではないという一点だけは確かな記憶であった。杉山が被害者宅前にいたという間接事実は弾劾されたと思われた。

３　供述調書の証拠採用，証人尋問請求の撤回

ＯＭ証人尋問終了後，第２節５において述べたように，検察官からＯＭの警察官調書，ＯＭの弁護人録取書，ＫＡの検察官調書，その他大木，市村，鈴木らの捜査官メモの取調べ請求がなされたので，弁護人はこれらについて同意した。また，弁護人はＯＭの供述調書３通，深澤捜査報告書の証拠請求をし，検察官が従前の不同意の意見を撤回し同意した。これを受けて，弁護人は深澤の証人尋問請求を正式に撤回した。

４　今後の進行協議

ＯＭの証人尋問終了後の１５時２５分から１５時４０分にかけて，進行協議がなされた。１８人の弁護人と櫻井さん，杉山さんが出席した。

主に協議の対象となったのは次回期日以降の手続の進め方についてであった。裁判所は次回に被告人質問を行い証拠調べは終了したいとの意向を示し，弁護人・検察官双方とも了承した。次回は１１月１２日で，次々回は１２月１０日に事実上決まっていたが，論告の時間次第で１１月１２日に弁論をすることも考えられ，その日程スケジュールについての意見交換をした。裁判所からは論告・弁論について双方で各１時間３０分づつ，二人の最終陳述が１５分で，これを軸に調整ができるかとの話がなされたが，検察官から，論告は再審請求審での証拠が多数出ており証拠状況も変わっており，大部になる，朗読は３～４時間に及ぶとのことであった。これを受けて裁判所が１２月１０日弁論を行うことの可否を弁護人に打診した。同席していた櫻井さんが，「新年を被告人で迎えたくない，判決を来春と簡単に言ってもらいたくない。」との

意見を述べたが，裁判所から年内の判決は難しいとの感想が漏らされた。裁判所は拙速にしようとは考えていない。判決時期は明確にはできないが切りのいい時期に宣告したいと考えているとの発言がなされ，結局その場では結論は出せず，１２月１０日は期日として予定しておくこととし，双方調整をすることとし，場合によっては弁論期日になる可能性があり得るものとなった。

第４節　第４回再審公判（被告人質問）

１　櫻井さんの被告人質問

被告人質問が実施される第４回期日は，２０１０年１０月１５日と指定された。櫻井さんが逮捕され，本件強盗殺人事件に関し初めて自白をしたのは，１９６７年（昭和４２年）１０月１５日であり，その符合は因縁を感じさせた。

（１）尋問の準備

櫻井さんの被告人質問は，飯田美弥子弁護士が主担当，佐藤米生弁護士が副担当としてあたることになった。飯田弁護士は，谷萩，福富，秋元弁護士とともに，茨城県の出身である。三多摩の守る会とのパイプ役でもある。

飯田弁護士は，櫻井・杉山の自白調書の読込みをはじめ尋問の準備に入り，弁護団も被告人質問に向けて打合せの日程を複数回組み，尋問事項を練った。

被告人質問は，櫻井さんの積年の思いを，直接，裁判所にぶつける最後のチャンスである。櫻井さんの溢れんばかりの思いを１時間という短い時間内で話すことは困難とも思われた。櫻井さんは，「打合せは要らない。無実なのだから，何も聞かれても怖いことはない。」などと言い出すこともあったが，打合せは何度も重ねられ，尋問事項は練られていった。打合せを経る中で，櫻井さんには記憶の減退がうかがわれる側面はあった。しかし，嘘の自白をさせられた一連の流れは，櫻井さんの記憶にしっかりと残っていた。

尋問事項は，自白に至った経緯，その後否認に転じたが，再び自白をするようになった経緯を中心にして組み立てられた。

（２）取調官の偽計と初めての自白

いよいよ被告人質問が始まった。櫻井さんは質問が終わらないうちに答え始めるほどの意気込みをもって法廷で自身のことを話し出した。

別件逮捕された後の取調べで初めて自白をするに至ったいきさつを問われると，櫻井さんは，「自分が警察から目をつけられたきっかけは，２８日の行動に関して，嘘をついたことにあった。母親に，仕事で出張すると嘘をついて金をもらっていたために，その嘘が親にばれることの方を心配したのだ。やってもいない強盗だから，よもや自分が犯人にされるかもしれないなど，夢にも考えなかった。警察の捜査を信じていたからだ」と述べた。

また，取調べを受けた部屋の状況についても詳しく語った。それは留置場の中の看守の仮眠室で，わずか三畳ほどの畳の部屋。櫻井さんが拘束されていた房からは１～２メートルくらいしか離れていなかったという。そこで，早瀬や深澤らの取調べを連日受けたのであった。

取調官の早瀬は，１０月１３日から１５日にかけて櫻井さんのアリバイを何度

も聞いた。櫻井さんがアリバイがないだけで犯人扱いをするのかと反問したところ，「おまえと杉山を現場の前で見た人がいる」と告げられ，「杉山が道路の方を向いて立っていたというなら，杉山は犯人なのだろう。自分を見たというのは見間違いに違いないと思った」ことも述べた。そして，早瀬から，「２６日，２７日，２９日，３０日が分かって，２８日がわからない，それは，３，４がわかって，６，７はわかるが，５が分からないと言っている子どもと同じで，信用できない」と言われ，自分でも，おかしいと思い，ますます焦ってしまう心情についても触れた。そのような調べが１３日，１４日と真夜中まで続き，早瀬から「母親もやっちゃったことは仕方ないんだから一日も早く認めろと言っているぞ」と言われたり，空腹を訴えたところ，「魚心あれば水心だ」と言われ，やったと認めれば食わせてやると理解したこと，１５日には嘘発見器をかけることになり本当のことが分かると思って喜んでお願いしますと応じたこと，検査が終わって１５分くらいしたら早瀬から，「俺にはお前と同じ年の息子がいるが，犯人じゃなければいいと思ったが，もう駄目だ，嘘発見器で犯人と出ちゃった，逃げられないぞ。」と言われ，とうとう心が折れてしまった心情も述べた。最後に，自白してもいいけど，「新聞に出ると姉に迷惑がかかる」と櫻井さんがためらうと，早瀬は「新聞には出さないようにしてやる」と請け合ったこと，「もし，真犯人が出たら首をかけてもらいますよ」と悔しさの心中を吐露し，これをきっかけにとうとう自白を始めてしまったことを述べた。

しかし，自白したものの実際に体験した事実ではないことから説明ができず，捜査官が納得する供述内容にまでたどり着くことがなかなかできず，その都度「違うんじゃねえか。よく考えてみろ。」と問い返されながらの取調べが続いたことにも触れた。

初めて嘘の自白をした真夜中のことであるが，以前布川の駐在所に勤務していたという看守に対して，「犯人じゃないけど，余りひどい調べするんで頭へきてやっちゃったと言っちゃった。」と告げたところ，「本当にやってないなら，やってないと言った方がいい。」と心配してくれたことも，一気に話した。ところが，その看守名義の報告書が再審公判になって初めて提出され，そこには，「杉山と二人でやったと一人で話していた。」というような記載がされていた。

（３）拘置支所から代用監獄への逆送

早瀬らの取調べが終わり，拘置支所に移監され，有元検察官の取調べを受けるようになったが，有元検事には犯行を否認し，否認調書を作ってもらったこと，拘置支所に移監され，処分保留のまま釈放という通知が手元に届いたこと，拘置所で父親と会い，父は櫻井さんを信じていてくれたことや，自白をしたこと等が新聞に出てしまったことを知ったことから，早瀬に抗議の手紙を出したことを語った。

（４）再度の自白

しかし，櫻井さんは１２月１日に再び取手署の代用監獄に戻されてしまった。再び早瀬と富田の取調べが始まった。櫻井さんはもう調べは受けたくない，答えたくないと言って抵抗したが，早瀬から今まで作った調書が証拠になると言わ

れ，櫻井さんは驚愕したという。櫻井さんは調書が証拠になるなどとは夢にも思っていなかったのである。同時に否認すると多分死刑もあるぞ，と何日かの間追及され続けた。櫻井さんは，前に自白したときの，その場しのぎの心情ではなく，本当に死刑になるかもしれないという恐怖を感じたこと，もう逃げられないという気持ちになってしまった心中について触れた。そして櫻井さんは，死刑を回避するため，再び自白をするという選択をしてしまった。櫻井さんはそうした心情について絞り出すように語った。また杉山さんの供述との食い違いを追及されて，困惑した思いや，他方杉山さんを真犯人と思っていたことから，「どうして，杉山は俺を陥れようとするのか。」と，杉山さんに対して，不信感やら怒りを覚えたことも吐露した。

その後有元検事から交代した吉田賢治検事の取調べが始まった。いきなり，「この事実を認めんのか，認めないのか」と大声を出されたという。櫻井さんは，悔しくて涙を流しながら否認したものの，吉田検事は「残念ながら君の言ったアリバイが出て来ない，真実というものは人の心を打つ響きがあるが，君の言葉にはそれがない，こんなことじゃ救ってやりようがない」等と言い，櫻井さんの話を聞こうともせず，櫻井さんを犯人と決めつけて取調べがなされたことが語られた。櫻井さんは吉田検事の前で，再び自白をしてしまった。そして勾留質問手続が行われ，このときは死刑が怖いというように思いこまされていたので，警察官が同席する中で自白を翻すことができなかったと苦悩の心中を語った。

（５）弁護人に対する不満

強盗殺人で起訴された後国選弁護人が選任されたが，なかなか面会に来ず，初公判（昭和４３年２月１５日）の１週間前になってようやく会うことができたが，熱心な弁護活動をしてもらえなかったことを嘆く場面もあった（第６部第１章第４節参照）。

（６）獄中日記を書く

獄中で１７冊の日記を書き続けたこと，自分の思いを赤裸々に述べたこと，日記を書き出した当初の昭和４２年１２月末頃に，看守や警察関係者に読まれるのを恐れて三種類の暗号で綴った経緯についても話した。「やってない」と日記に書くと自分に不利になるという恐怖があったので，それを分からないようにするために暗号を使ったという。そして，自分が房を離れるときに誰かに覗かれたら分かるようにノートの端に髪の毛を挟んでおいたところ，同じように髪の毛が残っていたので，その後は暗号を使わなくなったという苦心談も述べた。

（７）心境

検察官により証拠が隠されていたが，それは犯罪であると櫻井さんは大きな声で叫んだ。また再審請求で櫻井さんの言っていたことが正しいと判断されたことについて，嘘を言っていないので当たり前だ，分かるのが遅すぎると非難し，裁判所には嘘の自白を信用されては困る，４３年間はなんだったのか，両親の死に目にも会えなかった責任は誰が取るのかと，悔しさをにじませた。櫻井さんは１時間という短い時間の中で思いの丈を述べた。途中，嘘発見器について質問がなされた後，日頃良く喋る櫻井さんが言葉に詰まるシーンがあった。質問に答える

中で当時を思い出し，こみ上げるものがあったのであろう。しばらく絶句したまま供述が途絶えた。弁護人の多くも，涙をこらえる思いであった。４３年分の悔しさが，法廷に顕れた瞬間であった。こうして，櫻井さんは，検察官の証拠隠しの行為を指摘し，それが冤罪を作った大きな原因であると指弾し，裁判所には検察官の過ちを的確にチェックして欲しいと願って弁護人の質問に対する供述を終えた。

（８）検察官の反対尋問

検察官の反対尋問は，重箱の隅を突くようなものにすぎなかった。アリバイに関する事項，録音テープの編集痕の数と櫻井さんの記憶の違いは，予想どおり，尋問された。しかし，櫻井さんの記憶では，捜査官は１，２回しかテープを止めなかったというのだから，たとえそれをいくら追及したところで，編集痕の存在を否定することにはつながらない。その他検察官の尋問は何を焦点にしているのか不分明なものがあり，弁護人は首をかしげつつ尋問の成り行きを見守っていた。

（９）裁判官の補充尋問

左陪席の信夫裁判官の補充尋問に答えて，櫻井さんは，逮捕された当初は自分一人が疑われたと思ったが，１０月１３日頃からは杉山が誰か別の人とＶさんの家に行ったのだろう（行って犯行に及んだ）と思うようになり，１２月頃には，杉山も犯人ではないのだろうと，違うだろうと思うようになったという心境を説明し，それ以降は杉山が犯人だとは疑ったことは一度もないと答えた。櫻井さんは杉山に陥れられたと当初は思っていたものの，自分が自白を強要される経過を経る中で，杉山も同様に自白を強要されて犯行にかかわったように供述しているのではないかと考えたのである。

以上で櫻井さんの被告人質問は終了した。櫻井さんはもっともっと言いたいこと，叫びたいことがあったであろうが，公判という手続の中ではこれが限界であった。

２　杉山さんの被告人質問

櫻井さんに続き，杉山さんの被告人質問が行われた。予定質問時間は，櫻井さんと同じく１時間。主担当は三浦直子弁護人で，副担当として青木和子弁護士が就いた。櫻井さんと同様，弁護団は度々杉山さんと打合せを重ね，尋問事項が練られていった。

（１）冒頭

質問は，事件当時の杉山さんの生活状況から始まった。当時，定職についておらず，飲みに行く，競輪や映画を見に行くという生活を送っていたこと，亡くなった母が残してくれた預金約４０万円があったので，この預金を引き出したり，他方で「手っ取り早く」友人，知人を脅して飲食代金や競馬の費用等を得て生活をしていたこと，従って，強盗事件など企てる動機がなかったことなどが，弁護人との一問一答のなかで明らかになっていった。当時の生活について，傍聴席にいた長男のことを思ってか，杉山さんは「お恥ずかしい話ですが，恐喝をしたり，競輪したりの生活をしていました」と語った。

しかし，こうした生活がある日を契機に一転する。杉山さんは，４３年前，日

付が変わった１０月１５日から１６日にかけての深夜，友人宅で眠っているところを起こされ，警察に連行される。もっとも，別の事件で既に共犯者が逮捕され，１週間ほどで釈放されたことを知っていた杉山さんは，自分も１週間くらいで出てこられると「軽い気持ち」だったと答えた。よもや２９年間，身体を拘束されることなど想像も付かなかったのである。

（２）虚偽自白について語る

続いて質問は最初に嘘の自白に追い込まれた場面に移る。

深夜，逮捕された杉山さんは，その日（１６日）の朝になってから逮捕された被疑事実について取調べを受け，夕方，調書に署名し，取調べを終えた。ところが，杉山さんは，夜，留置場で横になっていたところ，再び，同じ取調室につれていかれる。机と椅子３脚で身動きがとれなくなるほどの小さな部屋の入口から一番奥に座らされ，再び，久保木警部補と大木巡査部長から取調べを受けた。捜査官から「お前，何か隠しているだろう。」と聞かれ，「布川の殺し」を告げられる。杉山さんは，「びっくり」して「じょうだんじゃない。俺は殺しなんか関係ない。」ときっぱり否認する。ところが，捜査官は，「お前とやったと言っている人間がいる。」と告げられ，その日の取調べは終了した。捜査官が自分を強盗殺人事件の犯人と決めつけていることに，杉山さんは激しい動揺と怒りを感じ，そして次第に不安が増していったと答えた。こうして不安が増すなか，翌日，杉山さんは，捜査官から「櫻井昌司がお前とやったと涙を流して謝っている。」，「ＳＡがお前と一緒にいたのは８月中旬ころまでだと言っている。」等と言われ，櫻井兄弟の調書を見せられ，さらに動揺する。それでも「やっていない。」と否認するが，捜査官は，杉山さんの話など全く聞かず，一方的に「謝れ。認めろ。」，「認めなければ，いつまでも続けるぞ。」と繰り返した。このままではいつまでたっても終わらない，と，精神的に疲労困憊した杉山さんは「警察では，もう何を言ってもだめだ。」とあきらめ，「検察や裁判で櫻井兄弟と対決すれば真実はわかる。」と，嘘の自白をしてしまう。「犯人であることを認めたら，本当に犯人にされてしまう，と思わなかったのか。」という弁護人の質問に対し，杉山さんは，「思わなかった。」と即答した。「やっていないのだから，検察や裁判所は必ず自分の無実をわかってくれるはずだと思った。」と明快に答えた。一見，安易とも思える「取調べを終えるための」その場しのぎの嘘の自白は，杉山さんの性格によるところもある。「あなたは短気な性格か。」という青木弁護人の補充質問に対し，杉山さんは「そうです。」と答えている。ただ，自分はやっていない，という確固たる自信があればこそ，嘘の自白をしても「こんな嘘が通るはずはない。」，「いずれ必ず真実は明らかになる。」と確信を持つことができ，だからこそ，目の前の辛い取調べから，とにかく解放されたいと，「簡単に」認めてしまうという心情も，杉山さんの回答から理解できた。

（３）取調べの模様を再現

もっとも，自白をしても取調べから解放されないことを杉山さんは直ちに知ることになる。最初に自白した以降，自白調書や録音テープが次々に作られていく状況は，まさに体験した者でなければ答えられない具体的な内容であった。捜査

官から被害者宅の図面を書けと紙を渡され，被害者宅に行ったことがない杉山さんが何も書けずにいると「普通の家はどういう形をしている？」と聞かれ，まず紙面に大きな四角を書いたこと，さらに捜査官が被害者宅の見取り図が書かれた紙の両下端を持って，杉山さんの方に折れるように垂れ下がらせ，見取り図を見えるような状態にしたので，これを見て被害者の死体などを書き込んだこと，被害者方に何度行ったか，と聞かれ，杉山さんが「１回」と適当に答えると，「櫻井は２回行ったと言っている」と言われ，「それならそうかもしれません」と答え「２回行った」と調書に記載されたこと，捜査官から殺害の方法を尋ねられ，「わからない」と答えると，「お前が口の中に布を押し込んだんだろう。足は櫻井が縛ったんだろう。」と「答え」を教えられ，「そうです」と答えると，そのとおり調書に記載されたことなどである。捜査官に言われるがままに安易に供述し，調書作成に協力しているような杉山さんの対応について，弁護人から「どうしてこのような対応をしたのか？」と質問され，杉山さんは，「一度自白したので，もうどうにでもなれ，という気持ちもあった。」と言いつつも，「とにかく調書ができるまで取調べがいつまでも続くので，毎日，少しでも早く取調べから解放されたい，そして，早く裁判になれ，とそればかり思っていた。」と答えた。とにかく取調べを受けることがいやでいやで仕方がなかったのだろう。杉山さんは「犯行を認める調書が大量に作られれば，いよいよ犯人にされ，取り返しがつかなくなるとは考えなかったか。」という質問に対しては，「こんないい加減な調書は，裁判になれば，でたらめだって絶対にわかる，わからないはずはないと思っていた。」と答える。ここでも無実ゆえの自信と，裁判所への信頼ゆえの自白であったことを述べた。

ところが，こうした裁判所に対する信頼は裏切られ，およそ信じられることはないと思っていた「いい加減で，でたらめな」自白調書がそれこそ証拠となって，杉山さんは無期懲役の実刑判決を受ける。杉山さんの裁判所に対する期待は，無惨にも粉砕されてしまったのである。

（４）有罪判決を受けての心の動揺

昭和４５年１０月６日の第１審判決言い渡しの日のことを覚えているか，という質問に対し，杉山さんは頷き，「いい青空で，看守からも今日は無罪判決だからここには戻ってこないから荷物を持っていけ，と言われて，意気揚々と裁判所に向かった。」と，無実ゆえの確信と裁判所への信頼を判決直前までもっていたことを明らかにしている。

その後，確定審最高裁で負けた時は頭の中が真っ白ではなく真っ黒になり人生終わったと思いショックを受けた。そして，受刑者となり「同じ東京拘置所にいるのに，受刑者の服を着せられて袋詰め作業をさせられる等，それまでと待遇がまるで違う」ことがいかに辛かったか，その心情についても語った。看守に対しても反抗的になりがちで，「やってもいないのに，まじめにできるか。」と怒鳴り，滝のような涙が出たことが忘れられないと続けた。

このようにショックから心がすさみがちであった杉山さんも，再審の申立てをすることが決まると次第に落ちついていく。「自分たちはやっていない，という

思いと，あとは，支援者の方の励ましが大きな支えになった。」と杉山さんは答えた。さらに，第一次再審請求が棄却されたときは，再審は何度でも申立てができるので，確定審で負けた時ほどの落胆はなかったという思いまで語った。

（５）心境と願い

質問は最後に近づき，「長い間つらい思いをしてきたと思うが，現在の心境は。」と聞かれ，杉山さんは，「裁判所を恨んでいた。今は，証拠を隠した検察官を許せない。」と語気を強めた。最後に言いたいことはあるかとの問いには，「検察官，裁判官，許せない。謝ってもらっても許せないから，自分への謝罪はいらない。ただ，息子が強盗殺人犯だと汚名をきせられたまま亡くなった櫻井の両親に対して，謝ってほしい。」と答えた。被告人質問の準備を始めた約半年前，最後にこれだけは言わせて欲しいと杉山さんが三浦弁護人に語った言葉だった。

わずか１時間のなかで，４３年間を語り尽くすことはできない。また，杉山さんの悔しさも全て伝えるのは不可能である。それでも，いかに自白させられ，いかに調書が作られていったか，杉山さんの体験とその時の心情を語れるのは杉山さんしかおらず，杉山さんの語りのひとつひとつが貴重なものであった。

（６）検察官反対尋問

検察官は，杉山さんが取調べを受けてから短時間で自白したことを印象づけるために，盛んに当初の取調時間が短かったのではないかと追及した。さらに，櫻井兄弟と対決するために自白したのか，それとも認めなければ死刑になると言われて自白したのかと揺さぶった。しかし，有効な反対尋問とは言い難く，検察官はそれほどの時間を費やさず尋問を終えた。

（７）裁判官補充尋問

右陪席の吉田裁判官が，昭和４２年８月当時，母親が杉山さんに遺した預貯金の額を尋ね，それが４０万円だったとの杉山さんの答えを元に，どうして恐喝をやったのかと尋問したが，杉山さんは困ったような表情で，金はあったが行き当たりばったりで友達に言ってしまったという心境を語った。強盗殺人に関わる尋問ではなかったので，弁護人は胸をなで下ろすと同時に，裁判官は強盗殺人についてもはや何も聞くことはないという考えを示したものと認識した。

以上で杉山さんの被告人質問は終了した。

３　論告を前に再度検察官の責任を問う

弁護人は，二人の被告人質問終了後，次回に予定されている検察官論告に先立ち，無罪の証拠を隠し，偽証あるいはテープの編集という行為に及び，確定判決を誤らせた検察官には，そもそも有罪立証の資格がないこと，謝罪要求に対し検察官からはまったく応答がないことは遺憾であることを述べ，昨今の検察に対する国民の信頼が著しく揺らいでいる状況も考慮し，論告の中で本件の捜査，公判における違法・不正な活動，とりわけ無罪の証拠を隠したことについて，検察官の考えを述べるとともに，それらについて謝罪をすることを求める意見を述べた。

しかし，検察官は弁護人の要請に対し応答するでもなく，ただ聞いているだけであった。

第５節　第５回再審公判（論告）

１　論告の骨格

第５回再審公判は，２０１０年１１月１２日午後１時３０分から，休憩を挟んで約３時間にわたり，検察官の論告・求刑が行われた。

検察官の論告は，「再審開始決定の論拠は是認できず，確定審の認定が正しい」という立場から組み立てられ，その内容は，①被告人両名の自白，特に「初期自白」が任意かつ極めて信用性の高い状況下でなされたこと，②自白の内容が，殺害行為の方法及び順序という枢要部分を含め，客観的事実と符合していること，③事件当日，我孫子駅から布佐駅，被害者宅前に至る地点で被告人両名を目撃したという６名の供述の信用性は高いこと，④被告人両名が虚偽のアリバイを主張していること，を骨子とするものであった。有罪を立証する新たな証拠を提出できなかった検察官は，ひたすら確定審を擁護する以外に道はなかったと言える。

２　初期自白を強調

検察官は，被告人両名の自白について，前記１の①②のように主張し，「初期自白」だけでも被告人両名の犯人性は優に認められ，その後の自白の変遷は重要な意味を持たないと述べた。

初期自白に任意性・信用性が認められる理由としては，まず，取調べ開始から２，３日のうちに「短時間の取調べで自白した」ことをあげ，次に，自白調書の内容を，会話を含めていくつか取り上げて，「具体的で臨場感ある説明」で，「体験したものでなければ供述し得ない」「想像や取調官の誘導などによって供述したものとはとうてい考えられない」と述べた。しかし，自白調書の作成にあたり，「具体的で臨場感のある」調書を作成することは，熟達した捜査官にとって困難なことではない。

さらに，「初期自白の枢要部分である犯人性及び犯行状況にかかる供述」を「被告人杉山が被害者の口腔内に布片を挿入し，同櫻井が被害者の頸部を扼したという部分」として，行為の具体的状況を切り捨てて単純化したうえで，これが，その後の取調べでも一貫していると主張した。しかし，単純な事実ならば，虚偽であっても容易に記憶することができ，繰り返し自白することが可能であることは言うまでもない。

また，捜査官による虚偽自白の誘導については，捜査官の偽証が明らかになったことを無視し，確定審裁判所が捜査官の証人尋問や被告人質問を実施したうえで「自白の収集過程に違法はない」と判断したのであるから，あえてこれと異なる判断をすべき事情はないと主張して，捜査手続の面からも，初期自白の任意性・信用性に疑問はないと述べ，これに関連して，櫻井の最初の自白録音テープ（捜査官が「存在しない」と偽証してきたもので，第２次再審請求審で初めて開示された）について，コンピューターによる波形分析によって編集痕の存在を明らかにした中田鑑定を種々非難するとともに，捜査官の偽証につき「（偽証ではなく）単なる失念によるものにすぎない」などと主張した。

３　６名の目撃証人について

次に，検察官は，我孫子駅から布佐駅，被害者宅前に至る地点で被告人両名を目撃したという６名の供述につき，１③のとおり，それぞれの点が線になって全体的に証

拠力を有するとともにその信用性は高く，確定審の上告審が言うとおり，自白の補強証拠となり，かつ有罪を認める独立した情況証拠であると主張した。

その前提として，検察官は，再審開始決定の重要な証拠となったＯＭの目撃供述（第２次再審請求審で初めて開示された）及び再審公判での証言について，供述の一部が変遷したこと，４３年後の証言の曖昧さなどを根拠として，「ＯＭは，目立ちたい，注目されたいなどという心情から・・思いつきや虚言を交えつつ述べてきた疑いが極めて強い」とまで述べて，信用性を否定し，「再審開始決定の柱の一つが大きく瓦解している」と主張した。

そのうえで，確定判決において重要な根拠となった，被害者宅前で両名を目撃したとするＷの供述につき，確定審（１審，２審）はＷの証人尋問を直接に行ったうえで，信用性を認めたのであるから，再審公判裁判所もこれを尊重すべきであると主張し，その他の５人の目撃供述（犯行現場から相当離れた，我孫子駅から栄橋付近までの目撃）についても，証人尋問を直接行った確定審の判断を尊重すべきであると主張した。

４　アリバイについて

さらに，検察官は，被告人両名が虚偽のアリバイを主張しており，それ自体が犯人性の証拠であると主張した。

検察官は，前記６名の目撃供述が信用できるから，これと矛盾するアリバイ供述は虚偽であるとし，目撃の日が重大な問題である点を無視して，両名の供述から目撃者の一部が明らかになったなどと述べ，被告人両名のアリバイ主張には供述調書以外の客観的な裏付け証拠がなく，見ていた映画のタイトルが一部異なっている（一部はアリバイ主張どおりのタイトルであるが）などと述べて，アリバイは全く成り立たず，虚偽であるとし，アリバイ主張を虚偽であると認定して有罪の根拠とした確定審こそが正しいと主張した。

５　殺害，物色，偽装工作の自白について

続いて，検察官は，第２次再審請求審の東京高裁決定が，被告人両名の自白について，「内容が客観的証拠と矛盾する」「不自然な変遷が認められる」と指摘したのは，誤りであるとし，殺害行為等に関する主張を行った。

まず，殺害行為の方法については，自白内容の「扼頸（扼殺）」の存在について，明白な所見がないことを認めたうえで，死体の腐敗によって判別し得なくなったなどとして，扼頸がなかったとは言えないと主張し，「絞頸（絞殺）」については，短い表皮剥脱や出血は絞頸固有のものではないとし，５９㎝の長さのパンツを３６㎝の首に回して絞めるのは相当困難であると主張し，さらには，櫻井自白中に「被害者の首にパンツを回そうとしたが，回らないので」とあるのは，パンツを被害者の首に回し，一瞬でもグッと縛る程度の絞頸行為があったことを示すものであるとし，自白は客観的事実と符合すると主張した。

次に，殺害行為の順序について，第２次再審請求審が，被害者の口中や口の周辺に損傷がなかったことなどから「頸部圧迫行為が先になされ，それにより被害者が意識を喪失した後，口中にパンツが詰められた」と認定したのに対し，「意識があるうちに口中にパンツを詰めても，必ず損傷が生じるとは言えない。死体の腐敗のために損傷が見えなかった可能性がある。被害者が抵抗中でも，口を開けた瞬間にパンツを口

中に入れ，時間をかけて，指をかまれないようにしながら，徐々に口の奥に押し込んでいったと考えられる。この方法ならば損傷が生じるとは限らない」などと主張した。

また，物色行為に関する自白について，現場の状況との関係については何とおりもの推察が可能であるから，自白と客観的事実とは矛盾しない，些細な出来事に言及していないからと言って自白が不自然・不合理だとは言えない，などと主張した。

さらに，ガラス戸の状況についての自白が客観的状況と矛盾することを明らかにした実験及び鑑定について，「犯行現場と同じような条件下で実験や鑑定ができるはずがなく，信用性は極めて乏しい」と主張し，被告人両名の指紋が検出されていないことについては，「指紋の付着は，犯人の体質，物体の材質，気候等の複雑な条件に左右されるから，検出されないことも珍しくない」とし，現場にあった毛髪が全て両名のものではなかったことについて，「現場を総ざらいして全ての毛髪を採取したとは言えない。被害者が被告人らの毛髪を強く引っ張って抵抗した形跡はなく，毛髪が必ず脱落するとは言えない。毛髪の形態学的検査は，指紋のように１００パーセントの確率で異同識別ができるものではない」などとして，自白は信用できると主張した。

６　録音テープについて

次に，検察官は，両名の自白の録音テープについて，「内容が具体的・迫真的であるから，体験を述べた供述である。一言ずつ正確に述べようとする様子が分かり，会話部分は体験したからこそ述べられるもので，自白の信用性が十分認められる」とし，テープの編集痕を明らかにした鑑定について，「録音中断とされる部分は自白の枢要部分とは直接関係のない部分であり，単なる雑音に過ぎない可能性もある。テープの改ざん・編集という指摘は全くいわれのない中傷であり，高い信用性がある」と主張し，自白変遷と食い違いについては，「記憶違いや事実の隠蔽などから，多々見受けられるものである。確定審は自白の信用性を十分吟味して，これを認めたもので，再審決定がこれと反対の認定をしたことは到底支持できない」などと主張した。

７　無期懲役を求刑

検察官は，以上の主張の結論として，「自白は十分信用できる。目撃証言は信用でき，被告人らのアリバイ主張は，これと矛盾する虚偽のもので，被告人両名が本件強盗殺人の犯人であることは明らかである」と主張し，確定審の事実認定を再度繰り返した上，確定審時と同様，「無期懲役」を再度求刑した。

検察官の求刑の言葉が発せられた後，法廷は一瞬静寂が支配したが，このとき，櫻井さんが突然に拍手をし，その乾いた音が法廷全体に鳴り響き静寂を打ち破った。櫻井さんの拍手は，ここまで来てなおも大上段に構えて有罪を主張する検察官の姿勢に対する大いなる怒りと皮肉を込めたものであった。裁判所は櫻井さんの拍手について中止するよう求めることはしなかった。

前回の公判期日終了間際に，弁護人は検察官に対し，論告にあたり検察官の証拠隠しに関する考えを明らかにし，さらに謝罪をするよう求めたが，検察官は論告の中でこれに応える態度を一切示さず，触れることすらなかった。また弁護人が強く求めていた謝罪の言葉も一切述べなかった。そこで，柴田弁護団長が検察官に対し，証拠隠し，謝罪等について見解を述べるようあらためて要求したが，検察官は口を閉ざしたままであった。

裁判所は，次回を１２月１０日，弁護人の最終弁論期日と指定し，この日の審理は終了した。

第６節　第６回再審公判（弁論）

２０１０年１２月１０日，弁護人の最終弁論と櫻井さん，杉山さんの最終意見陳述が行われた。

提出された弁論要旨は，これまでの弁護活動の集大成である。この再審公判の使命（本章第１節２）を再確認したうえ，これに即して，第１に，二人を有罪とする証拠は何もないこと，公訴事実と検察のストーリーは全て根拠を失ったこと，二人にはアリバイがあること，４４年に及ぶ２人の行動が無実を証明していること，もって速やかに無罪判決を言い渡し，冤罪から解放すべきこと，第２に，違法な捜査と公判活動が確定判決をもたらしたこと，裁判所において冤罪の原因を進んで検証すべきことを論じた。

１　弁論要旨作成の準備

弁護団は，弁論要旨作成準備作業を，第３回公判期日を終えた９月頃から始め，検察官の論告に先立ち原案を作成し，最終的に検察官の論告を聞いた上で反論を加え，取りまとめることとした。

弁護活動の集大成であるから，再審請求以来の論点が基本となるが，再審公判における公訴事実と検察のストーリーを構成する事実を基礎づける証拠がことごとく崩壊したことを丹念に明らかにすること，それらの供述証拠（自白や目撃者・関係者の供述）の形成（捏造）の過程とそれらが崩壊したのは必然であること，その結果，二人を有罪とする証拠は何一つないことを明らかにすることに力点を置いた。そのほか，被告人質問を受けて４４年にわたる二人の行動が無実の証拠であることを述べ，さらに，余罪について免訴とされるべきことを詳しく論じることとした。これまでと同様，弁護団全員での分担執筆の方針で臨んだ。

しかし，４４年の集大成であるだけあって，作業は予想以上に時間を必要とした。当初は，朗読用と提出用の２種類の弁論要旨を作成することを考えたが，結局，朗読用のものは断念することにした。弁論要旨は都合３６１ページになった。編集作業では，いつものとおり日弁連の担当事務局にお世話になった。原稿が出来上がるたびに，章立て，節立てをはじめ，文中の誤字脱字や段落等，詳細にわたるチェックをしてもらった。

ところが，弁論要旨をビジュアル化すべく写真や図をふんだんに盛り込もうとしたところ，パソコンのダウンという不測の事態が発生し，最終盤，製本作業は深夜，早朝に及ぶ綱渡りとなった。ここでも日弁連の担当事務局の奮闘に，大いに助けられた。

２　弁論要旨の概略

（１）全体の骨格

弁護人が提出した弁論要旨の骨格は以下のとおりである。

１　再審公判の使命

２　公訴事実と検察官の主張を支える証拠が何もないこと

（１）結び付けの物的証拠が皆無であること

（２）有罪の証拠である供述証拠はいずれも捏造されたものであること

３　公訴事実，検察のストーリー（犯行経緯，殺害，物色，偽装工作，逃亡）を支える証拠は全て価値を失ったこと

４　唯一の直接証拠である自白は，注意則に照らしても，獄中日記からも信用できないこと

５　二人にアリバイがあること

６　４４年に及ぶ二人の行動が無実を明らかにしていること

７　違法な捜査と公判活動が誤判を招いたこと

８　二人に完全無罪の判決を言い渡し，余罪について免訴にすべきこと

（２）再審開始決定を尊重すべきことと再審公判の使命

冒頭，弁論の基本的視点を述べた。

第１は，再審開始決定の趣旨を述べ，この決定が尊重されるべきこと，新たに，有罪立証が付加されない限り，無罪とすべきことを強調した。

第２は，検察官の論告の基本的な誤りを指摘し，不当な内容に反駁した。とくに，再審請求審の決定を曲解し，決定が提起した合理的疑いに何も答えることなく，独自の直接主義と恣意的な証拠の援用によって，確定審の判断に拘泥し，依存するだけの見解を批判した。

第３に，その上で，一日も早く無罪判決を宣告し，無辜の救済を図るだけではなく，裁判所の責任で確定審が誤判に陥った原因を明確にすることをあらためて求めた。

（３）公訴事実と検察官の主張を支える証拠が何もないこと

その上で，以下のとおり，公訴事実と検察官の主張を支える証拠が何もないことについて述べた。

ア　結びつけの物的証拠が皆無であること

第１に，被告人と犯罪を結びつける物的証拠がまったくないことを指摘した。現場に多数の証拠は残されていたものの，それら証拠中には櫻井，杉山にかかわるものは何ら存在していないこと，現場に櫻井・杉山の指紋，掌紋，足跡が一切ないこと，毛髪も発見されていないこと，盗品も発見されていないこと，したがって二人と結び付く物的証拠が一切存在しないことを指摘した。これに対し，むしろ第三者の存在をうかがわせる対照可能な遺留指紋が存在することや第三者の毛髪が存在することを述べ，二人と強盗殺人との結びつきが何ら認められないことを述べた。

イ　有罪の証拠である供述証拠はいずれも捏造されたものであること

第２に，有罪の根拠は自白と目撃証言という供述証拠に尽きるところ，そのいずれもが，取調官の強要，偽計，脅迫，誘導等により捏造されたものであって，有罪の証拠とはなりえないことを強調した。

（ア）自白に任意性がないこと

第１に，自白に任意性を認めがたいことを，以下の３つの側面から論証した。

①　逮捕・勾留・取調べと供述の経過から

別件逮捕によって櫻井を代用監獄に拘束し，看守の仮眠室で早い時期から本件の追及を始め，弁護人の援助もなく孤立した櫻井に，最初から犯人と決めつ

けた上，アリバイ，目撃者，母の言葉，ポリグラフについて偽計を用いて自白させ，同様に杉山も別件逮捕で代用監獄に拘束し，逮捕当日の夜から本件での追及を始め，やはり孤立状態の杉山を犯人と決めつける取調べをし，偽計と脅しと甘言を用いて自白させたもので，最初の自白はいずれも任意性に欠けること，さらに，別件起訴後勾留中の逆送後の二人の自白も，脅迫，強制等により得られたものであり，任意に供述したものではありえないことを述べた。そのうえで，自白が早期で，具体的であることが任意性，信用性を担保している旨の検察官の論告における主張が，上記の実態を踏まえない，根拠のない主張であることを指摘した。

② 開示された録音テープから

櫻井１０．１７録音テープの開示により，テープが編集され，誘導の事実が認められ，さらに捜査官の偽証すら判明したこと，１１月のテープ及び自白調書も含めて供述経過全体を検討すれば，テープの供述も誘導の結果としか考えられないことを指摘するとともに，検察官の主張が，誤った前提に基づくものであることを逐一指摘した。

③ 供述の変遷と虚偽自白の形成過程から

再審請求審の各決定でも詳しく指摘された供述変遷の全貌と特徴，そしてその変遷理由の説明に合理性がないことを再度整理して主張し，しかも，捜査状況によって二人の供述が変遷していることを述べ，それらが取調官の強制と誘導の結果であることを論じた。

（イ）目撃証言も歪曲・操作されたものであること

第２に，有罪認定のもう一つの柱であり，確定３審決定が重要な証拠と位置づけた目撃証言も，再審請求審の各決定でも詳しく指摘されたように，誘導等により操作されたものであることを論証した。

（４）公訴事実と検察のストーリーは崩壊したこと

以上のとおり，供述証拠は成り立ち自体から有罪の証拠たり得ないだけではない。公訴事実と検察のストーリーを支える供述証拠（自白と目撃証言等）はいずれも信用できず，結局，公訴事実と検察のストーリーは維持しようのないことを，ストーリーの時系列に沿って論証していった。

ア 我孫子駅・栄橋間の行動に関する目撃証言と自白は信用できないこと

我孫子駅，布佐駅及び栄橋石段での出会いに関する自白と目撃供述は，不自然かつ特異な経緯で形成されていること，不自然な変遷は誘導によるものと考えられることを指摘したうえで，厳島第２鑑定書や植松論文等により，５０日以上経過した後で以上の出会いが８月２８日であったと特定する供述は信用できないこと，出来事を別の日であるとする二人の供述には一定の裏付けもあることを指摘し，とくに，布佐駅のＥ駅員の供述がもともと不確かで，他の証拠と整合しないものであることを詳しく指摘した。

イ 栄橋バス停・被害者宅間の行動に関する目撃証言と自白は信用できないこと

自白中，被害者宅に行く途中被害者宅前で見た情景や人物についての供述には誘導の痕跡が顕著であること，ＯＭ証言は，ＯＭが現実に目撃した人物が，杉山

さんではないことを明白に証言していると同時に，息子のＯＴの供述についてと同様，誘導が明らかで，その初期供述は信用できること等を指摘したうえで，Ｗ証言については，申告・供述経過の不自然性，供述の不自然な変遷，供述の不可解性に加え，厳島第１鑑定書等により，往路での識別の困難性も明らかで，とうてい信用しがたいものであることを論証した。

ウ　殺害行為に関する自白は信用できないこと

殺害行為に関する自白は，変遷と食い違いが顕著であること，殺害行為の方法と順序に関する自白は，法医学鑑定に照らして客観的所見と一致しないことは明らかであり信用できない上（「方法」についての高取鑑定は特異なもので，木村・佐藤鑑定が正当であり，「順序」については，木村，佐藤，高取の三氏の鑑定の結論は一致している），供述内容自体そもそも不合理でもあって，全体として信用しがたいことを指摘した。

エ　物色行為に関する自白は信用できないこと

物色行為，金品の強取行為，分配行為に関する自白は，本件自白の中でも最も異常な変遷を見せ，その最終自白は荒居実験報告書，齋藤鑑定書等の専門家の意見書等に照らしても，現場の客観的状況（指紋の遺留状況，８畳間机の上・同ロッカー前の状況など）に一致せず，さらに不自然な相互の食い違いもあり，いずれも信用しがたいことを論じた。

オ　偽装工作に関する自白は信用できないこと

ガラス戸の工作について，供述経過とその変遷の経過が異常で，またその内容も不合理であるうえ，新井実験報告書，直井・河合鑑定書に照らし，自白は現場の状況と符合しない。さらにはガラス戸の破損は格闘によると考えるのが，自然である旨を指摘した。便所窓から逃走したという櫻井さんの自白も，脱出実験の結果に照らし，自白は客観的事実に反したものであることが明らかになり，信用性が否定されること等を指摘した。

カ　逃走に関する自白は信用できないこと

ここでも供述の変遷や食い違いが指摘できるほか，とくに，午後９時５０分布佐駅発の列車で逃亡したとの自白は，櫻井が店に来たのは午後１１時３０分頃とするＦに関する開示証拠に照らし，成り立ち得ないことを述べた。

（５）自白は全面的に信用できないこと

以上の検討に加え，唯一の直接証拠である自白は，近時の判例・学説が確立した自白の信用性判断に関する準則に照らしても信用できないことを確認したうえ，検察官のこの点の論告が，いずれもすでに反論済のものばかりで理由がないことを指摘した。

（６）獄中日記からも自白の信用性，任意性が否定されること

そのうえ，櫻井が獄中で記した日記の記載からも，櫻井の自白の任意性，信用性が否定されること，とくに，記載内容そのものから櫻井が無実であることが感得できること，暗号使用の事実は端的に取調べにおける圧力の強さと誘導の事実を示していることを強調した。また，獄中日記に見られる櫻井の杉山への配慮と杉山の被告人質問に見られる櫻井の親への配慮に見られる二人の人間性は，二人

が無実であることの証であるとも論じた。

（7）二人にアリバイがあること

検察官が論告において，６名の目撃供述は極めて信用性が高いとして，二人のアリバイ主張はこれらと矛盾することから虚偽であると断じ，このようなアリバイを言うこと自体が自らが犯人であることを示す証拠であると主張したのに対し，二人のアリバイ主張は一貫性があり，内容にも具体性や個別性があること，客観的証拠とも合致し，一部気象記録等その裏付けが存在すること，櫻井の獄中日記にもアリバイが記載されていることから，二人のアリバイに関する主張には信用性があるというべきであることを指摘した。

（8）４４年に及ぶ二人の行動は無実を表していること

二人は確定第１審第１回公判期日において強盗殺人にかかる公訴事実を否認し，以来，一貫して無実を叫び，裁判で訴え続けた。そして刑務所に収監された後も獄中から無実を叫び，仮釈放になった後も一貫して無実を叫び続けた。そして無実の訴えが何度退けられても，屈することも，挫けることもなく，再審請求により無実を叫び続けてきた。こうした足かけ４４年にも及ぶ一貫した無実の叫びそのものが，二人の無実を顕著に示すもので，いわゆる行動証拠として評価されるべきものであると論じた。

（9）違法な捜査と公判活動が誤判を招いたこと

そして，本件再審のもう一つの課題，誤判原因の明確化を進めるために，別件逮捕と自白偏重の捜査，消極証拠（犯人性を否定する証拠）の無視・軽視と供述証拠の捏造，取調官の偽証，検察官の虚偽の答弁と証拠隠しなど確定審段階の違法な捜査や公判活動を厳しく批判した上で，再審公判における検察官の公判活動の不当性を指摘した。その上で冤罪の原因の解明とその点での裁判所の責任について述べ，無罪判決による無辜の救済とともに，冤罪を検証する判決を求めた。

(10) 余罪について免訴にすべきこと

そして，強盗殺人以外の余罪については，４２年以上も前の事実が再び蒸し返され，応訴を強いられるという理不尽さが顕著であること，公訴時効期間よりも長い期間が経過していること，実体審理をすることは憲法上要請される迅速な裁判を受ける権利（憲法３７条１項）を侵害し，さらに二重の危険の法理（同３９条）にも反すること，いまさら有罪判決を下す必要性がまったくないことなどから，有罪判決を回避すべきであり，刑事訴訟法に具体的規定がなくても，手続の続行を許さず，その審理を打ち切るという非常救済手段が取られるべきであり，刑訴法３３７条を準用して免訴判決がなされるべきであることを求めた。

３　弁論要旨の朗読

弁論の時間は午後１時３０分から５時までとされていた。途中の休廷時間を除く弁護人の持ち時間は３時間強で，３６１頁に及ぶ弁論要旨全部を朗読する時間はなかった。弁護団は，弁論要旨の要旨を朗読する担当者７名（小髙，柴田，山本，塚越，佐藤米，青木，松江の各弁護人）を選び，リレー方式で朗読を担当することにした。

１時３０分から弁論が始まった。トップは小髙前団長が務め，大きな声を張り上げ，検察官と裁判所の責任を追及し，櫻井さん，杉山さんの二人に完全な無罪判決が下さ

れるべきことを述べた。獅子の咆哮とでも言うべき弁論であった。次いで，６人の弁護人が次々と入れ替わり立ち替わり，あらかじめ担当をしていた個所の弁論を行い，最後に，裁判所が司法の誤りを正し，完全無罪の判決により二人を救済することを求め，弁論を締めくくった。午後４時３０分過ぎに弁論を終えた。

４　櫻井昌司さん，杉山卓男さんの最終意見陳述

（１）櫻井昌司さんの意見陳述

櫻井さんは，５頁ほどの最終書面を作成の上最終公判に臨み，これを読み上げる形で最終意見陳述をした。

警察の証拠隠しや不正行為，偽証等を厳しく指摘し，検察官の論告がいかに理由がないことであるかを指弾した。さらに検察官の証拠隠し行為について特に３点について指摘をした。その１は，櫻井さんのアリバイに関する調書類であり，その２はOMの供述調書類，そしてその３は毛髪鑑定書に関する事項である。これら証拠を隠し続けたことから本冤罪が引き起こされたことを指摘し，検察官の猛省を求めた。さらに検察官ばかりでなく，裁判所に対しても冤罪を発生させたことの責任を指摘している。裁判所が検察官の行為に無批判過ぎることの罪を指摘し，検察官の証拠隠しにだまされた一因があるとしても相当程度の責任が問われるべきことを述べた。そして最後に，裁判は人の一生を左右するので，「言葉ではなくて，証拠によって人を裁く裁判官の原点を忘れることなく，真実と正義を守る裁判官として職責を全うしてもらいたいこと，歴史の批判に耐え得る判決を宣告してもらいたい」旨を強く求めた。

（２）杉山卓男さんの意見陳述

杉山さんは，３頁ほどの最終書面を作成のうえ最終公判に臨み，櫻井さんと同様，これを読み上げる形で最終意見陳述をした。

検察官の論告が立証がなされないままなされていることを指摘し，有罪を主張することが詭弁であると主張した。そして検察官の証拠隠し行為が杉山さんと櫻井さんの４３年もの長きにわたる人生を奪い，青春を奪い，家族を奪い，父母との思い出のつまった大切な家まで奪われたことを指摘，検察官を鋭く批判した。

また自らの自白調書が作成された経緯について触れ，任意性が認められず，信用性も認められないことを指摘した。

さらに，検察官ばかりでなく，裁判官にも冤罪を作ってしまった一因があるとして，裁判官が自白調書を安易に信用することの危険性について触れ，審理にあたっては，百万人の真犯人を逃すより，一人の無辜を作ってはならないことを強く求め，正義の名に恥じない判決が下されることを求めた。

（３）二人の最終意見陳述は，まことにもっともな内容であり，二人が訴えたかったことの集大成ともいうべきものであった。

５　判決へ

こうして全ての審理を終え，判決宣告期日は，２０１１年３月１６日，午後１時３０分からと指定された。

第３章　無罪判決の宣告とその意義

１　東日本大震災

判決言渡しを５日後に控えた２０１１年3月１１日の午後２時４６分，東日本大震災が発生した。土浦の裁判所庁舎にも被害が生じた。裁判所から，３月１６日の判決期日の変更を検討したいとの連絡が弁護団に入った。庁舎は耐震性が必ずしも十分ではなく，余震が起これば安全の確保をはかれない，常磐線が一部不通になり裁判所職員が登庁することができず，裁判所をあげての準備に大きな影響があるとのことであった。弁護団は，至急意見交換を行い，これに応ずることとしたが，新たな判決期日をいつとするかが問題となった。

弁護団には，二人の一日も早い雪冤のために，早急に期日が指定されるべきとの声もあった。中には玄関前の庭に法廷を移動し，青空の下ででも判決公判を開くべきだという強硬論も出された。裁判体の構成が変わり，更に判決期日が延びることに対する憂慮の声もあった。ところが，肝心の櫻井さん，杉山さんは「ここまでくれば」と却って悠然と構えていた。現実に，弁護団や守る会の関係者にも被災者がいた。年度をこえても合議体の構成に変更はないようであった。大震災直後に判決宣告がなされるより，判決の内容が十分理解され，その意義が十分受け止められ，国民とともに喜ぶことのできる時期に判決が宣告されることが望ましい。そうした判断の下に，弁護団は，判決期日を５月２４日午後１時３０分とすることを受け入れた。

２　判決謄本交付要請

判決に先立ち，弁護団は裁判所に対し，言渡しに際し判決謄本の交付をするよう要請した。裁判所が謄本交付は困難と回答したので，少なくとも，判決の要旨を交付するよう求めた。しかし，裁判所は判決要旨の交付も困難であるとして拒絶し，他方マスコミには判決要旨の記載されたメモ（Ａ４の用紙で数枚）を配布するとことが明らかにされたため，弁護団はせめてマスコミに配布する要旨を配布するよう求めた。裁判所はそれでも「判決要旨はマスコミに対する行政サービスであること」を理由に配布に難色を示したが，最終的には，①言渡しが始まった時に法廷内で判決要旨数通を弁護人に交付し，言渡し後は回収をする，②検察官にも同じ対応をする，③但し，弁護人が法廷内で交付された判決要旨をパソコン入力して，これを出力することは特に制限をしないということを前提に判決要旨を交付するということになった。判決宣告を裁判所外で迎える支援者等の関係者が多数いたことから，弁護団はこの提案を受け入れた。

弁護団は法廷にパソコンを持ち込み，判決要旨を受領した直後から，弁護人２人がパソコン入力作業に入り，入力が終了次第，法廷から退出してこれを出力の上コピーし，弁護人や支援者に配布するという段取りで臨むことになった。

以上の裁判所の弁護人への対応と判決直後検察官にだけ判決草稿を交付した対応とでは，あまりに落差が大きく，後に大きな問題となるが，この点については，稿をあらため第５部第２節で述べる。

３　判決宣告

２０１１年５月２４日，水戸地方裁判所土浦支部１号法廷に，神田大助裁判長，吉

田静香裁判官，信夫絵里子裁判官が入廷。櫻井さん，杉山さん，特別傍聴人（家族），守る会の人々，学者・研究者（村岡啓一一橋大学法学研究科教授），多くのマスメディア関係者，そして２３名の弁護人が集結した。外には二人を支える多くの守る会の人々が裁判所の正門前に集い，判決を固唾を呑んで待っていた。

午後１時３０分開廷。法廷中央の証人席の前に立った二人に向かい，神田裁判長は，これから判決を宣告すると宣言し，一呼吸の後に，主文を読み始めた。

「本件公訴事実中強盗殺人の点については，被告人両名はいずれも無罪。」

次いで，二人の余罪については，いずれも懲役２年，昭和５３年７月１２日から３年間それぞれその刑の執行を猶予するとの執行猶予付き判決を言い渡した。

藤岡弁護士と秋山弁護士は，法廷を脱兎の如く飛び出し，階段を駆け下り，玄関を通り越し,人々の待ちわびる正門で，あらかじめ用意していた２種類の旗をカバンから取り出した。二人が高く掲げた「再審無罪」「４３年の闘い実る」の旗に，歓声と拍手が沸き起こった。その旗は飯田弁護士の筆によるものである。

法廷にとどまっていた弁護人はその光景は知らない。「おおっ!!!!」という地響きのような歓声，万歳の声と鳴りやまぬ拍手，マイクで絶叫する守る会の中澤宏事務局長の声が喧噪となって法廷内に伝わってきた。それを耳にしながら，法廷内の二人からは笑みが漏れた。

４　再審無罪判決の論理と内容

後に交付された無罪判決は，全体で１６８頁のものであった。以下，その論理を辿り，内容を概観する。

（１）客観的証拠の状況と証拠構造の理解

判決はまず，判断の前提として，客観的な事実関係の大枠を概観するとし，その中で「犯人の特定に繋がる客観的証拠の状況」について，「本件で提出された全ての証拠を精査しても，被告人両名と本件強盗殺人とを結びつけるような客観的証拠は一切存在しない」ことを確認する。

その状況のもとでの検察官，弁護人双方の主張を対比したうえで，本件証拠構造について，以下の基本的理解を示す。

① 被告人両名の捜査段階における自白は，被告人両名の本件強盗殺人に係る犯人性を直接証明しうる唯一の証拠である。

② 一連の各目撃供述は，「被告人両名の自白の補強証拠」として把握しうるが，このうちW供述は，さらに「両名の犯人性を推認させる一つの間接証拠としての性格を併せ持つ」のに対し，他の目撃供述は，W供述に連なり，これを支える一連の証拠群として相応の証拠価値を有する。また，一連の各目撃供述は，両名のアリバイと両立せず，二律背反の関係にある。

③ アリバイ供述は捜査段階における自白と表裏をなす関係にあり，全体としての考察に付するのが相当である。

この適切な理解が，後記の丁寧な証拠評価に繋がっているように思われる。

なお，判決は，「客観的証拠は一切存在しない」ことを確認するに際し，弁護人が弁論要旨で求めたＤＮＡ型鑑定請求についての判断を明示している。重要なテーマであるので，稿を改めて第４章で述べる。

（２）確定審及び再審請求審の判断との関係

次いで判決は，基本的観点をもう一つ述べる。それは，再審公判裁判所の判断と，確定審裁判所及び再審請求審裁判所の判断との関係に関する。

判決が，確定審で直接取り調べた証拠についての評価は，確定審の判断を尊重すべきとの検察官の暴論を，あっさり斥けたのは当然である。

しかし，判決は，再審開始決定の確定判決に対する否定的判断部分には拘束力が生じるとの弁護人の見解にも与することはできないとした。「本再審公判における審判は，確定審における判断にはもとより，再審が開始された決定の判断にも何ら拘束されるものではなく・・・現時点における全証拠関係を前提として，第一審の立場から新たにその証拠価値等を精査し，再審開始事由があるとされた本件強盗殺人の公訴事実について事実認定の判断を行い，併せて所要の量刑判断等を行うことにその主な役割があるものと考えられる。」と述べたのであるが，その一方で，「再審公判においてはそこに至るまでの経緯等を念頭に置いた審理を行うことが求められるのは当然」としたことも見のがしてはならない。

そのうえで判決は，証拠の評価に論を進める。

（３）目撃供述について

冒頭，目撃供述相互の関係について補足をした上で，各目撃供述について判断を示していく。

ア　Wの目撃供述

判決は，①Wが目撃供述を始めた経緯が不可解な面があること，②W供述には供述の枢要部分において重大な変遷があり，目撃状況を特定するにも困難が伴うほどであり，変遷について合理的な説明もないこと，③両名の識別に係るWの観察条件は良好とは言い難く，識別を誤る可能性も否定できないこと，④合理的な理解に窮する特異な内容が多々あることを指摘し，その信用性判断に当たっては，他の証拠関係とも総合し，相当慎重な姿勢で臨むことが求められるとした。

イ　栄橋石段で櫻井を目撃したとするＩ・Ｋ・Ａの目撃供述

判決は，Ｉ，Ｋの供述経過を丹念に辿り，そこに見られる不自然，不合理な変遷には捜査官の意図が介在していた可能性がうかがえるとし，さらに，Ａについても，出来事の内容について記憶が減退する中で日付についてのみ正確な記憶を保持し続けることへの疑問を提示し，その供述経過から捜査官の意図の影響の可能性を指摘した。そのうえ，櫻井，杉山を含む関係者の供述と照らし合わせると，Ｉ・Ｋ・Ａの３名が異なる日の出来事を犯行があったとされる８月２８日のものとして混同している具体的な可能性もあること等もあり，その信用性判断に当たっては，他の証拠関係とも総合し，相当慎重な姿勢で臨むことが求められるとした。

ウ　布佐駅前で杉山を目撃したとする駅員Ｅの目撃供述

判決は，早い時期から目撃供述をしていたとされることから，Ｅ供述には相応の信用力が認められるとしながら，他方において，①供述内容が一貫していない，②日にちを特定する根拠を早い段階で説明していない，③目撃したのは日常的な情景で，意識的な観察とも言い切れない，④８月２５日に目撃した光景を８月２

８日と混同している可能性もあることから，信用性に疑念を差し挟むべき事情があり，他の証拠と総合して適切にその評価を行う必要があるとした。

エ　我孫子駅で二人を目撃したとするＴの目撃供述

判決は，Ｔ供述には，日にちを特定する根拠の説明の経緯に疑問もあること，目撃した光景は日常的な光景で，５０日以上経過した時点で，日付を含め明確に記憶しているかどうか疑問が残ること，他の日の出来事を８月２８日のものと混同している具体的な可能性があること等から，その信用性判断に当たっては，他の証拠関係とも総合し，相当慎重な姿勢で臨むことが求められるとした。

オ　被害者宅前で杉山を目撃したとするOM供述について

判決は，OM供述は，核心部分にもわたる変遷が認められ，捜査官の誘導という観点からのみ説明することはできないこと，内容にも特異かつ不可解な部分があること，視認状況も特段良好であったとはいえないことから，全面的に信用することには一定の躊躇を覚えざるを得ず，W供述を弾劾し，或いはその間接証拠ないし補強証拠としての価値を減殺する効果をもたらすものではないとした。この判断は，再審開始決定において新規明白な証拠とされたOMの初期供述の信用性を否定したものである。

カ　目撃供述についての結論

判決は以上のような理由を詳しく述べたうえで，結論として，「W供述は信用性に欠けるというほかなく，一連の各目撃供述を全体として考慮しても，結局のところ，本件強盗殺人に係る被告人両名の自白を支え，或いは被告人両名の犯人性を推認させる証拠は何ら存在しないとの結論に帰する。」とした。

（４）捜査段階の自白について

判決は次に両名の自白に論を進める。その冒頭で，以上のとおり目撃供述には自白を支える補強証拠としての評価をなし得なず，「各自白の真実性を実質的に支える有力な補強証拠は特に何ら見当たらず，被告人両名の犯人性を推認させる間接証拠も何ら存在しない」証拠関係の下においては，自白の任意性，信用性の判断に当たっては，「殊の外慎重な姿勢で臨むことが強く求められる」と述べている。そして，両名の供述経過，自白の概要を整理した上で，慎重な検討に入る。

ア　自白の変遷

判決は以上のとおり，否認と自白が交錯する供述経過を概観したうえ，両名の自白の変遷を，①両名の出会った経緯，②石段の一件等，③殺害状況，④金品強取（物色，白い財布，強取金品，分配等），⑤ガラス戸工作，⑥逃走状況について詳しく分析・検討し，自白の変遷は「犯行内容自体や犯行前後の行動等，極めて広汎にわたり，重要な事項について悉く供述を変遷させており，その程度も甚だしい」等の点を指摘し，その変遷の理由として述べるところも，理解に窮し容易に首肯しうるものではないとする。そして，このような供述の変遷は，自白の信用性自体を相応に減殺し，ひいては任意性にも一定の疑いを生ぜしめると結論づけている。

イ　両名の自白相互の相違点

判決は，両名が出会った状況，被害者宅から一旦辞去したときの状況，被害者を殺害した状況，強奪した金員とその分配の状況，隠蔽工作の状況等について両名の供述を対比検討のうえ，両名が実際には体験していない事実を供述しているが故に，広汎にわたり相互の供述内容に不一致が生じているのではないかとの疑いを払拭できず，この点も，自白の信用性を相応に減殺し，ひいてはその任意性にも一定の疑いを生ぜしめる事情であるとした。

ウ　客観的事実との不一致

判決は，①殺害行為の順序，②被害者宅８畳間の床が落ち込んでいる状況，③櫻井の物色行為，④偽装工作のためにガラス戸をはずそうとして蹴ったらガラスが割れたとする自白，⑤偽装工作のために櫻井が便所の桟をはずして窓から逃げたという自白，⑥両名の指紋・掌紋・毛髪が一切採取されていない事実等をそれぞれ分析し，両名の自白が客観的事実と整合しない可能性が高いと思われる点，客観的事実に照らして不自然と思われる点が散見され，このことも，両名の自白の信用性に重大な疑問を抱かせ，任意性にも一定の疑いを生ぜしめると断じている。

なお，殺害方法について，再審開始決定が自白に言う「扼頸」ではなく，「絞頸」行為があった可能性が高いと判断したのに対し，無罪判決はこの点については双方の形態を考え得るとして断定を避けた。

また，ガラス戸工作の自白に関する実験の条件設定に対する検察官の批判に対し，有益な見解を示しているが，これについては稿を改めて述べる（後記５（４）参照）。

エ　被告人両名の自白の経緯，取調状況等

自白内容の検討を終えた判決は，そこからさらに，両名が自白に至った経緯やその取調状況等に検討を進める。

そして，自白に至った櫻井の説明は概ね一貫し，具体的で，相応の臨場感も備えており，容易くその信用性を否定しうるものではないとする一方，捜査官の供述については，矛盾や不自然な点が多い上，櫻井の録音テープは１本とする早瀬の供述は虚偽の供述と言わざるを得ず，結局，不当な誘導を否定する早瀬の供述は，深澤や富田の供述とともに，「率直さに欠けた自己防衛的なものとの印象を免れない」と指摘し，さらに，誘導等を一切否定する吉田検事の供述の信用性には疑問を入れる余地を認める。

また，自白に至った杉山の説明も概ね一貫し，具体的で，相応の臨場感も備えており，容易くその信用性を否定しうるものではないとする一方，捜査官の供述については，不自然な変遷が見られる上，杉山の録音テープは１本とする森井の供述は虚偽の供述の可能性が高いとし，結局，不当な誘導を否定する久保木や森井の供述は，「率直さに欠けた自己防衛的なものとの印象を免れない」と指摘し，さらに，誘導等を一切否定する吉田検事の供述の信用性に疑問を入れる余地を認めた。

その上でさらに，以下のような激しい供述の変遷を指摘し，その変遷に合理的理由を見出し難いとして，「捜査官らの誘導等が介在したことを窺わせる事情」

とした。

① 両名が出会った経緯，石段の一件に関する櫻井，杉山の供述，そしてＩ・Ｋのみならず**A**についても誘導の形跡が窺われるとした。

② ロッカーの鍵に関する櫻井供述，押入の物色に関する杉山供述についても誘導のとの理解が可能とした。

③ 白い布製財布に関する櫻井の供述も，誘導の結果とみることが十分可能であるとした。

④ ガラス戸工作に関する両名の供述も，場当たり的に，捜査官の意に沿うような供述をくり返す過程で，前記のような不自然な供述経過を辿ったと考えられるとした。

⑤ 逃走状況に関する両名の供述の変遷も，捜査官による誘導の結果との見方も否定できないとした。

そして，被告人両名の自白を「強要された」「誘導された」と述べるところは，容易くその信用性を否定しうるものでないとする一方，誘導を否定する捜査官の供述はいささか信用性に乏しいと断じ，こうした事情が，両名の自白の信用性を相応に減殺させ，任意性にも一定の疑いを生ぜしめるものであることは明らかであると断じている。

判決は，誤判原因を正面から断ずることはなかったが，違法な取調べの実情を鋭く指摘していると言える。

（５）両名のアリバイ供述について

検察官は両名のアリバイ主張は虚偽であると断じたうえ，むしろそれ自体が両名の有罪意識の表れであり，両名が犯人であることを推認させるものであると主張していた。

この点について判決は，両名の主張と検察官が援用する前記６名の目撃供述を対比の上，６名の供述には上記の問題があり，これにより，アリバイを虚偽とは断定できないし，杉山のアリバイ主張に関し，客観的な降雨の状況に関する新証拠による客観的な裏付けも一部存していると判断し，結局，両名のアリバイ供述についてはこれを虚偽と認めるに足りる証拠はないとして，検察官の主張を退けた。

（６）検察官のその他の主張について

以上の検討を終えた上で，さらに，検察官のその他の主張にも触れている。

初期自白の信用性を強調している点については，一連の供述経過全体の中での評価の必要性を指摘して一蹴している。

検察官が，録音テープにおける供述の信用性を主張するのに対しては，まず，１１月のテープについては，「供述の録音が取調べの全過程においてなされたものでない」こと等を指摘し，「自白調書に，そこから独立した証拠価値を見出すことは困難」とした。この点は，稿を改めて述べる。さらに，櫻井１０．１７録音テープについては，判決は中田鑑定を基本的に信頼し得るものとしたうえで，５０分程度の録音をしていなかった時間があること，合計１３か所にわたる中断等の痕跡があること，編集作業等の痕跡が認められること等を指摘したうえ，供述

の変更前の，録音が中断されていた間のやりとりが全く明らかでなく，誘導等の事実を否定する捜査官らの供述の信用性が乏しいものであることを考慮すると，中断中に誘導があったとの疑いも払拭できないので，高い証拠価値を認めることは困難であるように思われると指摘した。

（７）無罪判決の結論

以上の検討のもとに，本件強盗殺人に係る被告人両名の犯人性は，これを推認させる間接証拠は何ら存在せず，被告人両名の自白については，信用性がなく，その任意性にも疑問があるから，被告人両名が本件強盗殺人の犯人であるとの証明をするに足りる証拠は存在しないとし，公訴事実については犯罪の証明がなく，無罪を言い渡すとした。

なお，判決は，強盗殺人以外の公訴事実について免訴の言渡しがなされるべきであるとの弁護人の主張に対し，相当の年月を要したとは言えるが，迅速な裁判を受ける権利等が害されたと認められるような異常な事態が介在した形跡は一切認められない，両名に対する一連の取調べの過程等に不適切な点があったことも窺われないわけではないことや，起訴後の勾留等が強盗殺人に係る捜査に利用された事情も否めないが，強盗殺人以外の公訴事実の有罪部分は決して軽微なものとして看過し得ない内容を備えており，免訴の言渡しはできないとの判断をしている。

（８）言渡しの後

裁判長が最後に判決主文を再び繰り返すように述べ，３時間あまりの長い判決言渡しが終わった。その朗読を終わってもそれに続く言葉はなかった。３人の裁判官は，法廷内を凝視するようにたたずみ，席から立とうとはしない。４４年もの間冤罪に苦しめられてきた二人に対し，謝罪の言葉も，労いのことばもないのだろうか。この沈黙・静寂の時はずいぶんと長く感じられた。

５　再審無罪判決の評価

以上の再審無罪判決には，判示が端的・明快でない，もって回った言い方が多く，歯切れが良くないとの感想もあった。しかし，内容そのものについては，評価できる点が相当多い。また，表現も非常に細かく書き分けられていて丁寧であるとの指摘もなされている。

（１）４４年にわたる冤罪からの解放

なんと言っても，無罪判決は，櫻井さん，杉山さんが４４年にわたり願い続けてきた雪冤を実現し，二人を冤罪から救済したことに大きな意義がある。過去の再審事例で，死刑または無期懲役刑を科された事件（戦後発生のものに限る）で再審無罪を実現した事件は最近の足利事件を含め総計７件あるが，逮捕から無罪判決までの期間という観点でみると，免田事件が３４年６か月，梅田事件が３４年１０か月，島田事件が３４年８か月である。布川事件は４３年８か月に及び戦後最長を記録した。その歳月を乗り越えて救済を果たしたことは重要な成果といえる。

（２）誤判原因について

しかし，反面このことは，冤罪の誤りが正されるまでに４４年近くも要したと

いうことを意味し，我が国の司法制度が適切に機能していなかったことを物語ると言うことができる。それは司法に携わる者全員がこの不明を恥じて二度とこのような事態が生じないよう徹底した検証作業を行い，改革を実行しなければならないことを意味する。

この点，無罪判決に誤判原因についてまとまった指摘をした部分はない。誤判原因を明らかにするよう再三にわたり求めてきた弁護人としては，物足りないとの思いを禁じ得ない。しかし，直接的ではないものの，以下のように誤判に至った要因について判決は多くの個所でこれを指摘している。それを生かすのは，私たちの今後にかかっているともいえる。

ア　捜査過程について

（ア）判決は，両名に対する捜査官の自白の誘導，強要があったことを随所で指摘し，目撃者らについても誘導がなされたことを指摘している。

とくに判決は，両名の自白について，再審請求審における土浦決定，東京高裁決定で指摘された「虚偽自白を誘発しやすい状況がある」との判断を一歩進め，自白の任意性を否定する判断をしている。重刑の予想される重大事件で，しかも顕著な暴行や拷問もない状況下で比較的短期のうちに自白したケースで，その任意性が否定されたことには大きな意味がある。

（イ）逆送について

判決は，別件起訴後の勾留等が本件強盗殺人に係る捜査に利用されたなどとの事情も否めないと指摘している。この下りは起訴後の勾留を利用しての本件強盗殺人にかかる取調べ，そしてさらに両名に対する昭和４２年１２月１日になされた拘置支所から代用監獄への逆送後の取調べについての憂慮を示すものと言えよう。

（ウ）可視化について

判決は櫻井，杉山が捜査段階で録音された供述について，そもそも供述の録音が取調べの全過程においてなされたものではない，録音される前後の捜査官と被告人両名とのやりとり等も何ら明らかではない，録音前に捜査官らにより何らかの働きかけがあったことも少なからず推認されるとして，特に独立した証拠価値を見出すことは困難と指弾している。

この指摘は，取調べの一部だけ録音する手法によるテープの証拠価値を否定するもので，そのような手法にはかえって危険な側面があることを述べたものである。我が国の司法制度下では警察の代用監獄という密室で取調べがなされるのが常態である。その危険性を排除するには，取調べの全過程の録画・録音が必須であることを示していると言うべきである。

イ　公判活動について

再審請求審の過程においては，弁護人が提出した新証拠のうち２７の証拠が，再審開始決定の理由とされている。そして，そのうち１３の証拠が検察官開示の証拠であった。再審公判においては，一部の証拠がその根拠からはずれることとなったが，それでも，毛髪鑑定書，櫻井１０．１７テープ，目撃証人の初期供述が，それぞれ結び付けの物証の不存在，自白の任意性・信用性，目撃供述の信用

性に関する重要な証拠としての役割を果たした。

これらの証拠が確定審で提出されていれば，無罪となった可能性は高いし，さらに，今回根拠とはされなかったとしても，確定審の段階で開示されていれば審理が充実し，判決を無罪に導いたと思われる証拠も多い（OM供述，死体検案書，パンツ）。

証拠隠しの責任は重大であり，これを許さない法制や措置の必要性は明らかである。

（3）供述に依存した裁判への警鐘と指針

これまで述べてきたとおり，本件は二人と犯行を結びつける物証がなく，供述証拠に基づき有罪が認定された事件であるが，この判決は，供述に過度に依存した裁判への警鐘を鳴らすと同時に，そうした特徴を有する事件の証拠評価のあり方について重要な指針を与えたものと言うことができる。その点で，以下の３つの特徴を指摘したい。

ア　第１は，供述証拠の分析にあたって慎重な姿勢を一貫して求めていることである。無罪判決は，４（１）のとおり，両氏と犯行を結びつける物的証拠が何一つなく，供述証拠に依存している確定審の証拠関係を適切に把握し，指摘した後，供述証拠の綿密な検討に入り，目撃証言の信用性判断で「慎重な姿勢で臨む」べきことを繰り返し述べたうえ，さらに，一連の目撃証言の証拠価値が否定され，自白を支える有力な補強証拠も，間接証拠も何ら存在しないという証拠状況の下で，両氏の自白の任意性，信用性の有無を判断するにあたっては「殊の外慎重な姿勢でこれに臨む」必要性を説いている。

イ　第２は，その供述証拠の信用性判断にあたり，事実認定に関するこの間の研究成果が相当反映されていることである。無罪判決も，この間の研究で形成されてきた虚偽自白の注意則に基づき自白に詳細な検討を加えているし，目撃証言についても，被害者宅前で両氏を目撃したとするW証人の視認条件の劣悪さについて心理学鑑定を援用している。

ウ　第３は，供述証拠の形成過程についてとりわけ厳しい視点から検討していることである。目撃証言に関しては，各証人の供述の経緯や変遷を詳しく検討し，捜査官による誘導の可能性を指摘している。自白の任意性についてはより厳しい判断を示し、取調経過に関する櫻井・杉山両氏の公判供述などに一貫性や臨場感を認める一方で，取調べにおける誘導や強要を否定する警察官の証言の不自然さや自己矛盾を指摘して「率直さに欠けた自己防衛的なもの」と評する。さらに，検察官の取調状況についても，検察官の証言より二人の供述のほうに信頼を示している。また，櫻井氏の取調官のみならず杉山氏の取調官についても，録音テープに関する偽証を問題とした。そして判決は，さらに自白のはなはだしい変遷を分析して，取調べにおける誘導や自白の強要にも言及し，前記のとおり，以上の結果として，「自白の任意性に対する疑いを払拭しがたい」と踏み込んだ判断を示している。

（4）鑑定についての判断

判決は，弁護人が提出した各種実験に基づく新証拠についての検察官の反論

（各実験等における諸般の条件設定につき疑念があるというもの。）について，およそこの種のいかなる実験であれ大なり小なり同様の限界を伴うことはやむを得ないところである，新証拠である各種実験報告は，現在残されている資料（証拠）から知りうる限りの範囲で再現した条件の下，実施したものと評価することができる，検察官がいうような条件の差異が各実験結果に基づく大枠の推論に本質的な疑念を生じさせるようなものでないことは明らかであるとして，その信頼性は揺るがないと判断した。この判断は，土浦支部決定と同様（第３部第４章第５節３（２）参照），今後の再審請求における鑑定や実験等を行ううえで大きな指針を示すものと言うべく，この意味でも大きな意義がある。

第４章　ＤＮＡ型鑑定請求について

検察官と弁護人との間の立証をめぐっての攻防は以上に述べてきたとおりであるが，検察官は，進行協議期日において，犯行現場に残されていたパンツ等の物について，ＤＮＡ型鑑定請求をしたいと突然に述べ，その後正式に鑑定請求をしたが，この点にかかる攻防の詳細およびその結果は，以下のとおりである。

１　再審公判における検察官と弁護人の攻防

（１）２０１０年3月１９日，第１回進行協議において，田辺泰弘検事と上本哲司検事から，再審公判は有罪立証の方針で望むこと，犯行に使用されたパンツのＤＮＡ型鑑定を請求するとの考えが示された。

ちなみに田辺検事は，２００７年８月から警察庁に出向し，刑事局犯罪鑑識官（旧鑑識課長）として勤務した経歴を持ち，雑誌「研修」にＤＮＡ型鑑定について執筆をしている。

（２）これまでの再審請求審の経過の中でも，検察官の立証としてＤＮＡ型鑑定を行うという話は一度も出たことがなく，弁護団にとってまさに寝耳に水であった。

当初は，検察官がどこまで本気でＤＮＡ型鑑定を行うつもりなのか真意を図りかねた。しかし，まもなく検察側が，鑑定不能となる可能性が高くても，とにかく，再審公判でＤＮＡ型鑑定を実施することに並々ならぬ執念を燃やしていることが明らかになってきた。

（３）弁護団は，当初，ＤＮＡ型鑑定についての知識をほとんど持ち合わせていなかった。そのため，弁護団は，各自，高校生物の参考書，福岡伸一の『生物と無生物のあいだ』から「ＤＮＡ多型」という極めて専門的な雑誌に至るまで，ＤＮＡ型鑑定に関する文献を読みあさった。また，急遽，ＤＮＡ型鑑定請求に対する意見書の執筆チーム（内藤，秋元，山本）を作り，多いときには毎週１～２回程度の頻度で集まり討議を重ねた。

４月上旬には，日本大学医学部法医学教授（当時）の押田茂實先生に，弁護団としてＤＮＡ型鑑定の講義をしていただいた。

（４）ＤＮＡ型鑑定をとにかく実施したい検察官と何としてもそれを阻止すべきと考える弁護人との間で，こうして約４か月間にわたり激しい攻防がなされることになった。

２　検察官との協議

（１）５月７日，検察官と弁護人との間で進行についての協議が行われた。田辺検事は東京高検公判部に転任して永村俊郎検事に交替した。

上本検事からＤＮＡ型鑑定についての考えが説明された。

第１に，４点の証拠物（①被害者の口に挿入されていたパンツ，②被害者の首に巻かれていたパンツ，③被害者の足に巻かれていたワイシャツ，④被害者の足に巻かれていたタオル）のうち，ワイシャツやタオルに付着する「垢」のＤＮＡ型鑑定をしたい。

第２に，ワイシャツやタオルのどこに垢がついているのか目では確認はできないので，被害者を縛るときに力が加わったであろう場所を見当をつけて特定する。

第３に，検査方法は，ミニＳＴＲかミトコンドリアＤＮＡ多型の鑑定を考えている。

（２）弁護団が，「ＤＮＡ型鑑定は田辺検事の発案か，なぜこの公判になってＤＮＡ型鑑定をしようと思ったのか」と聞いたところ，上本検事は「必ずしもそうではない，目の前に証拠がある以上検察としては鑑定を求めざるを得ない」と答えた。

（３）４点の証拠物に対してＤＮＡ型鑑定を行うことは，少なくとも田辺検事らが言い出すまでは誰にも意識されていなかった。捜査機関にもＤＮＡ型鑑定を行うという意識が全くない中で，証拠として保管されたワイシャツやタオルには，警察官等他人のＤＮＡが混入しているおそれが大きく，ＤＮＡ型鑑定を行えるような保管状態ではない。さらに，取調べの際に誤って櫻井さんや杉山さんが触れたり，その汗やつばなどが付着した可能性もある。

弁護団は，「４３年間の保管状況（いつからいつまでどこにどのように保管されて，その間，誰が触れた可能性があるのか）を予め書面で明らかにしてほしい，それが明らかにならない限りはＤＮＡ型鑑定は認められない」と証拠物の保管状況につき明らかにするように求めた。検察官は「できる限り明らかにするが限界はある」と答えた。

３　検察官の「鑑定請求書」

検察官から５月２１日付けで「鑑定請求書」が提出された。内容は次のとおりである。

（１）鑑定事項について

第１に，本件で，被害者殺害の際に用いられた鑑定資料４点（２記載の「４点の証拠物」と同じ。①口内に挿入されたパンツ，②首に巻かれたパンツ，③ワイシャツ，④タオル）の付着物（皮膚細胞）の中に，被告人両名のＤＮＡ型と一致するものがあるか。

第２に，被告人両名のＤＮＡ型と一致する付着物がある場合，そのＤＮＡ型の出現頻度。

（２）鑑定の必要性について

鑑定資料４点は，いずれも被害者殺害の際に用いられた犯行道具であり，被告人杉山が上記①のパンツを，被告人櫻井が上記②パンツ，③ワイシャツ，④タオ

ルをいずれも素手で握って犯行に用いた旨供述しているので，（中略）犯人の皮膚細胞が付着している可能性は極めて高い。本件は，被告人両名の自白調書が唯一の直接証拠であり，その信用性の有無が最大の争点となっているところ，ＤＮＡ型鑑定により，被害者殺害の際に用いられた犯行道具から被告人両名のＤＮＡ型と一致する付着物が検出されれば，二人の自白調書の信用性が裏づけられるだけでなく，その鑑定結果のみで二人の犯人性を明らかにしうる。ＤＮＡ型鑑定は両名の有罪，無罪を結論付ける決定的証拠となりうるので，その必要性は極めて高い。

（３）鑑定の可能性について

①　鑑定の対象部位の特定について

鑑定資料に付着している犯人の皮膚細胞は目視が困難であるが，組織片予備検査（ニンヒドリン発色検査，顕微鏡検査）で特定可能である。

さいの目状に資料を区分して検査する。資料を区分した場合，同一資料を複数の鑑定人がそれぞれ検査することはできないが，裁判所が公正かつ信頼のおける鑑定人を１人選任するか共同鑑定をすればよい。

②　ＤＮＡの破壊，分解について

鑑定資料は領置後４３年間もの長期間，常温保管されたもので保管状態は悪いが，ＤＮＡが破壊・分解されずに残っている可能性も皆無ではなく，破壊・分解されていても，鑑定不能という結果になるのであって，被告人らが不利益を被ることはない。

③　鑑定資料の汚染について

領置から現在に至るまでの詳細な保管状況は不明であるが，領置後，ビニール袋に入れられ他の証拠物（特に被告人両名から押収した両名使用物）と接触したことはなく，鑑定資料が変色し異臭を漂わせていた状態からすれば，領置や被告人両名への提示の際に警察官や被告人が素手で触れることは考えがたく，手袋をはめていたものと推認されるので，鑑定資料が領置後に汚染されたという状況は考えにくい。

（４）以上のように，検察官は，鑑定の必要性と可能性を述べ，有罪無罪を結論づける決定的証拠となりうる唯一の重要な客観的証拠を取り調べずに放置することは真実探求を放棄するに等しく，明らかに正義に反するとまで主張した。

４　証拠物４点の保管状況

（１）検察官から，上記「鑑定請求書」の添付資料として，３月１５日現在の証拠物４点の保管状況を明らかにした３月１６日付け「捜査報告書」と，５月１４日現在の保管状況を明らかにした５月１９日付け「捜査報告書」が提出された。

（２）検察官が「捜査報告書」で明らかにした保管状況は次のとおりお粗末なものであった。

昭和４２年８月３０日　証拠品４点を含む１５点の任意提出，領置

同　　年１１月６日　証拠品４点を含む証拠品につき，取手警察署から水戸地方検察庁土浦支部に送致

平成１５年７月３１日　証拠品４点につき，水戸地方裁判所土浦支部に提出

つまり，鑑定資料の４３年間の保管状況は検察官にもわからないということである。このような杜撰な保管状況では，資料にいつ誰が触れた可能性があるのかが全くわからず，到底，ＤＮＡ型鑑定に耐えられるだけの保管状況でないことは明白であった。

（３）さらに２通の「捜査報告書」には，「水戸地方裁判所土浦支部に保管中の証拠品４点を借り受けた上，写真撮影するなどしてその保管状況を明らかにした」と記載されていた。弁護団は，この「借り受けた」という言葉に着目した。つまり，検察官は，ＤＮＡ型鑑定を請求する方針を決めてから，証拠物を検察庁へ持ち出しているのではないかと疑った。

（４）そこで，弁護団は，５月２７日，東京高検にて，上本検事，田辺泰弘検事と交代で新たに担当となった東京高検の永村俊朗検事らと打合せを行った際にこの点について問いただすと，５月１４日に検察官が裁判所に赴いて証拠物の保管状況を確認したが，３月１５日に裁判所から持ち出した証拠物を検察庁内で確認したものであると答え，検察庁に証拠物を持ち出していた事実が明るみになった。

（５）その後検察官から提出された「捜査報告書」（５月３１日付け，６月１日付け）によれば，鑑定資料４点を，２０１０年２月４日に裁判所から借り受け，検察庁内に持ち込み，その後１か月以上検察庁内に証拠物を保管した。そして検察官は３月１６日に裁判所に鑑定資料４点を返還し，その直後の同月１９日に鑑定資料４点に対しＤＮＡ型鑑定を請求することを表明したという経緯が明らかになった。

検察官が，ＤＮＡ型鑑定請求をすることを決めてから，裁判所に保管中の鑑定資料を持ち出し検察庁に１か月間以上保管していたという事実は，後に裁判所がＤＮＡ型鑑定請求を却下する際の極めて大きな理由になった。

５　検察官の「鑑定請求書」に対する「弁護人意見書」

（１）弁護団は，検察官の鑑定請求に対し，市民バイオテクノロジー情報室の天笠啓祐さん，勝又義直名古屋大学名誉教授，鈴木廣一大阪医科大学教授などに貴重な意見やアドバイスをいただいた。

先述した押田教授にも再度意見を求めたところ，押田教授は，「ＤＮＡ型が出る自信があるから鑑定請求しているのではないか。ＤＮＡ型が出たとき，それが汗に由来するのか垢に由来するのか髪の毛に由来するのかはわからない。最近付着したものか，昔付着させたものかもわからない。捜査機関は被告人らのＤＮＡ試料を山ほどもっている。」，「検察官が，試料に触っていないというのなら，『警察官の型が出てきたら，関係した捜査官は２９年間刑務所に行くのですねという姿勢を示すべきだ。』と言うべきだ。」，「犯人がわからない時点でのＤＮＡ型鑑定でなければ信用できない。」等と弁護団を叱咤激励してくださり，検察官の不当な鑑定請求に対し徹底的に闘う勇気をいただいた。

（２）そして弁護団は，６月１０日，次の４点を柱に，本件においてＤＮＡ型鑑定は許されないとの意見書を提出した。以下，順にその概要を述べる。

ア　検察官には新たな有罪立証をする資格はないこと

検察官は，捜査段階で，無罪を示す多数の証拠があったにもかかわらず無視な

いし軽視して起訴し，弁護人の再三の証拠開示要求に対しても虚偽の答弁を弄して，証拠を隠し，警察官らの偽証すら容認するなど，不正な捜査と公判活動により，確定審の判断を誤らせた。その結果，櫻井さんと杉山さんに４０年以上にわたり強盗殺人犯としての塗炭の苦しみを与え続けてきた。

検察官が真摯に反省し，その最大の被害者である被告人らに謝罪することは，「公益の代表者」である検察官の最低限の義務であり（検察庁法４条），再審公判に立ち会い，訴訟活動を行う資格の前提である。

しかるに検察官は，こうした過ちについて何らの謝罪も行わない。このような無責任な検察官には，そもそも有罪立証をする資格すらない。

イ　再審の趣旨に背く新たな鑑定請求は許されない

本件ＤＮＡ型鑑定請求は，確定審及び第１次，第２次再審請求審を通じて長きにわたって審理してきたいずれの争点とも関係ないもので，「二重の危険の禁止」に基づく再審手続の理念に反するのみならず，従前の再審請求手続をないがしろにするもので，到底許されるものではない。

ウ　本件鑑定請求は鑑定に必要とされる最低限の前提条件を欠いている

ＤＮＡ型鑑定が証拠価値ある鑑定として成り立つための前提条件として，最低限，次の４点が必要である。

ⅰ）鑑定試料が適切な方法で採取され，適切な条件下で保管されていたこと（ＤＮＡの破壊・分解を防止し，鑑定試料としての有効性を保持していたこと）

ⅱ）鑑定試料が適正に収集され，保管されていたこと（他人のＤＮＡ等による汚染を防止し，鑑定試料としての有効性を保持していたこと）

ⅲ）以上の鑑定試料の収集と保管の手続が適切，適正であることについて，保証が存在すること

ⅳ）鑑定結果の信頼性を担保するために再鑑定が可能であること

しかし，本件鑑定請求はＤＮＡ型鑑定を行う上で必要不可欠な前提条件をまったく満たしていない。

すなわち，鑑定試料がＤＮＡ型鑑定を前提としないで扱われていたこと，現実には４２年以上常温・多湿の状態で放置されていたこと，保管状態が甚だしく劣悪であるためＤＮＡの分解が進んでいること，長期間の保管状況が客観的に確認できないため多数人の接触の可能性が排除できず，汚染の可能性が極めて高いことなど，ＤＮＡ型鑑定を行う上で必要不可欠な前提条件を満たしておらず，鑑定を行っても結論が得られる可能性は極めて乏しい。

エ　本件鑑定は冤罪を生む危険な証拠方法であること

本件においては，鑑定試料の採取から鑑定完了までのいずれかの段階で，櫻井さん，杉山さんの外来ＤＮＡが混入している可能性がある。

たとえば，取調時に二人の唾液，垢，ふけなどが証拠物に付着した可能性がある。さらに本件鑑定請求に先立ち検察官が証拠物を１か月以上借り出しており，この期間を含めて二人のＤＮＡが鑑定試料に接触・混入した可能性を排除できない。

その可能性が排除できない以上，仮に鑑定試料中に二人のＤＮＡが認められた

としても犯行時に付着したことの証明にはならず，鑑定を行う意味はまったくないばかりか，新たな冤罪を招来させてしまう危険な証拠方法となる。

６　鑑定請求却下決定へ

（１）６月１１日に行われた三者協議において，裁判長は，検察官に対し，「被告人以外のＤＮＡが混入した可能性がないこと，また，事件の時以外に被告人のＤＮＡが付着した可能性がないことについて明らかにする必要がある」と述べた。

（２）その後検察官は，さらに「意見書」と保管に関する疎明資料を提出したが，証拠物の客観的保管状況を明らかにすることはできなかった。これを踏まえ鑑定請求にトドメを刺すべく，弁護人は，７月６日「意見書（２）」を提出した。検察官は，ＤＮＡ型鑑定を実施するための前提条件を欠き，冤罪を生む危険な鑑定であるとの弁護人の主張に対し，実質的な反論はできなかった。

（３）裁判所は，７月３０日，第２回公判で，総合的に検討した結果，鑑定実施を相当とする前提条件を欠くとして，検察官のＤＮＡ型鑑定請求却下の決定をした。その理由として「同鑑定請求に係る前記各証拠物の押収時から今日までの時間的経過に加え，それらの保管の経緯，状況等を全体として考慮すれば，検察官の主眼とするＤＮＡ型の検出はそれ自体極めて困難と思われる上，少なくとも，同鑑定を実施することにより，被告人両名や弁護人の主張等を踏まえ，種々の批判に耐え得る証拠価値を備えた新たな客観的証拠を獲得し得る見込みは著しく低いと帰結せざるを得ない。」と述べている。

検察官は，決定に対し，証拠の必要性，関連性に対する判断を誤り著しく裁量権を逸脱するとして異議を述べた。裁判所は，弁護人の意見を求めた上，検察官の異議を棄却した。その瞬間，弁護人から新たな冤罪を阻止したことに安堵の表情がこぼれた。

７　ＤＮＡ型鑑定請求を阻止したことの意義

今後，ＤＮＡ型鑑定請求を有罪，無罪双方の立証に頻繁に用いることが予想される。再審・足利事件やドリズィン教授の報告のように，無罪立証に役立った場合には喜ぶべきことであるが，ひとたび有罪立証に使われる場合は，ＤＮＡ型鑑定がもっている危険性やその限界について，十分考慮される必要がある。

ＤＮＡ型鑑定の精度が高まるほど，ＤＮＡ型鑑定に対する盲信が起こる。ＤＮＡ型鑑定を盲信する姿勢は，検察官の鑑定請求書中の，「被告人両名のＤＮＡ型と一致する付着物が検出されれば，その鑑定結果のみで被告人両名の犯人性を明らかにしうる。」という記載からも明らかである。しかし，ＤＮＡ型鑑定は，指紋と同等の有力な証拠ではないし，採取状況や保管状態によっては誤判定のおそれもあり，ＤＮＡ型鑑定結果を有罪立証のための決定的証拠とする考えは根本的に誤っている。

またＤＮＡ型鑑定を実施する大前提として，当該資料に付いたＤＮＡが犯行時に犯人が付けたものであって，それ以外に付着の可能性がないことが求められる。指紋と比べ，目に見えない形で容易に付着しやすいだけに，この点は厳密さが求められる。本件では，鑑定資料の保管状況が極めて杜撰であり，仮に資料にＤＮＡが付着していたとしてもそれが犯行時に付着したことは証明できないものであった。ＤＮＡ型鑑定を盲信するようになると，とりあえず鑑定をやってみようという傾向に流れる。しか

し，いくらＤＮＡ型鑑定自体の精度が飛躍的に高まったとしても，鑑定を行う前提条件を欠いている場合には，ＤＮＡ型鑑定を行うことは無意味であるばかりか危険であり，そのようなＤＮＡ型鑑定は実施すること自体許されてはならない。布川事件において，検察官の安易で恣意的なＤＮＡ型鑑定請求を却下させた意義は極めて大きい。

検察官の請求についての多くの問題点を指摘した弁護人の二つの意見書は，今後の再審事件のみならず通常審の事件についても参考になる点が多いであろう。

第５章　再審公判で直面した問題

再審公判が開かれる事件は，冤罪であるにもかかわらず確定審の段階で無罪とならなかったものであるから，確定審で解決しなかった問題が形を変えて現れたり，確定審の問題点がより拡大して現れたりする。

しかも，再審開始自体が「ラクダが針の穴を通るようなもの」であるために，準備に相当の苦労をする上，再審請求手続が肥大化し，検察官の不服申立ても明文では否定されていないので，再審開始決定の確定にはかなりの時間がかかる。

そのようなことから，布川事件のように４０数年もの時間を経た中で再審公判手続があらためて進行すると，いくつかの問題が発生する。布川事件では次のような問題が生起した。

１　無実を示唆する重要な供述証拠が隠されていたことの取扱い

（１）問題状況

既に述べたとおり，本件では，８月２８日夜，被害者宅付近で杉山とは異なる特徴の人物を目撃したというＯＭの１０月１６日付け警察官調書の存在が再審開始決定の重要な根拠となった。再審公判段階で，弁護団はこの調書の取調べを請求したが，検察官は同意しなかった。

検察官が同意しなかった理由は，供述が変遷しているから反対尋問をしたいというものであった。

捜査機関が作成した供述調書の取調べに検察官が同意しないということ自体が異例であり（通常はせいぜい「不必要」という程度だろう。），非難されるべきである。

そうであっても，この場合，伝聞例外に該当しなければ，供述調書を実質証拠として取り調べることはできない。しかも，１０月１６日付け供述調書は警察官面前調書であって，伝聞例外の要件は厳格である（刑訴法３２１条１項３号）。

ＯＭが今日も生存しているので証人尋問を請求するとしても，再審公判が開かれた２０１０年は目撃時から実に４３年経過している。その４３年前の，しかも日常の何気ない光景の中の一こまを証言してもらうというのは，手続としては余りにも非現実的である。

（２）根本的問題＝証拠隠し

このような問題に直面した原因は，確定審で検察官がこうした重要な証拠を開示しなかったことにある。確定審で検察官がＯＭの供述調書を開示していれば，弁護人は当然その供述調書の取調べを請求したであろうし，検察官が同意しなか

ったとしても，OMの記憶が２０１０年よりは遙かに記憶が鮮明な時期に証人尋問を実施することができたはずである。検察官の証拠隠しにより，この機会が奪われたのである。

２００５年の土浦支部決定でOMの供述調書が重要な根拠とされていたことからすれば，確定審でOMの供述が法廷に現れていたなら，確定１審段階で無罪判決が出ていた可能性もある。

このような経過を経ているのに，検察官がOMの供述調書の取調べを阻むことが許されるのか。このようなことから，再審公判の序盤で争いが起きた。

（３）布川事件における解決と今後の課題

弁護団は，刑訴法２９８条１項に基づく通常の証拠調べ請求をしただけでなく，刑訴法の上位規範である憲法に基づく証拠調べ請求をした。

すなわち，憲法３７条２項後段が規定する証人審問権は被告人の証拠提出権を含んでいるという見地に立ち，この条項に基づいて証拠調べ請求した。刑事訴訟法ではなく憲法に基づく証拠調べ請求なので，伝聞例外に該当しなくとも証拠能力が付与されると考えた。その要件としては，①それ自身として信用されるべきものであり，②関連性があり，③判決の影響にも影響を及ぼすであろう合理的可能性（重要性）を備えている，④被告人に有利な証拠，という事柄を設定した。これは，光藤景皎「被告人の証拠提出権」（『刑事証拠法の新展開』所収）を参考にしたものである。

裁判所は，刑事訴訟法に基づいては解決が困難であるとしたが（刑事訴訟法は，検察官が無実の証拠を隠すなどという不誠実な態度をとることなど考えておらず，このような問題が起こることを念頭に置いていなかったのではないかと思われる。），憲法に基づく証拠調べ請求については明言を避けた。

結局，本件では，OMの証人尋問を実施した上で，弁護団・検察官とも，他方が取調べ請求した書証を全て同意することで決着した。

しかし，確定審段階で検察官が重要な証拠を隠し，真実解明や無辜の不処罰を妨げたことの責任が再審公判でどう問われるのか，伝聞法則にそのような責任を曖昧にする機能を果たさせていいのか，伝聞法則の片面的構成や厳格な適用，憲法に基礎を置く被告人の証拠提出権との関係はどう捉えられるべきか，といった問題が解決されないまま残された。この問題は，再審公判に特有のものではないが，事件発生から再審公判まで４３年も経過してしまったために，問題が非常に先鋭な形で現れたものである。

２　科学技術の発達に伴う検察官の新規立証の主張

本件では，再審公判が始まるのに先立ち，検察官から，被害者の遺体に巻かれていたワイシャツ，タオル，パンツのＤＮＡ型鑑定が請求された。

そもそも再審公判において検察官に新規立証が許されるのかという問題があり，弁護団としても，再審開始決定の検察官に対する拘束力や二重の危険の禁止（憲法３９条２項）の趣旨などから，否定説の論陣を張った。

さらに，ＤＮＡ型鑑定自体に問題があること，弁護団の対応などについては既に前章で紹介したとおりであるが，ここでは，事件発生から長期間経過したうえでの検察

官からの新規立証の申し出という点に着目して問題を提起する。

本件では，２００１年１２月に第二次再審が請求され，２００９年１２月に再審開始決定が確定するまで，検察官は二度にわたる不服申立てをしたが，その間，さしたる訴訟活動をしてこなかった。そのような，検察官による引き延ばしともいえる対応がされる中，ＤＮＡ型鑑定の技術はめざましい進歩を遂げた。参考までにいえば，ＭＣＴ－１１８の合理性を認めた足利事件の確定３審決定は１９９７年，それを覆す再審開始決定が確定したのは２００９年のことである。無論，布川事件が起きた１９６７年当時はＤＮＡ型鑑定の技術は存在しなかった。

捜査機関が不当な捜査活動を行い，検察官が無実の証拠を隠すなど不当な公判活動を遂行し，裁判所が二人の訴え，弁護人の指摘や無辜の救済を願う市民の声に耳を貸さなかったために，櫻井・杉山両氏の救済が遅れた。１９７８年の確定３審決定までの間に裁判所が両名の無実を認めたなら，ＤＮＡ型鑑定など検察官によって利用される余地はなかったのである。

検察官の不正な捜査・公判活動により救済までの期間が長引いたことで，検察官は結果的にＤＮＡ型鑑定を利用することができるようになった。自らの不正・不当な活動が影響して，漁夫の利を得るように急速な進歩を重ねたＤＮＡ型鑑定請求を再審公判にいたってあらためて利用するというのは，背理以外の何ものでもない。

本件においては，裁判所は検察官のＤＮＡ型鑑定請求を却下した。当然のことである。

しかし，同様の問題が今後起きてこないとも限らない。科学技術の進歩によって人々が幸福になり人権が守られる社会に近づけるのであればそれにしくはない。無辜の救済のためならば，そのような技術は積極的に活用されるべきである。

問題は，一部の重罪について公訴時効が廃止・延長された今日において，長期間保管された資料が鑑定に供されて新しい事実が判ることもあるだろうことである。そのことが，被告人の防御を困難にするのではないかということは，よく指摘されている。

そのような観点からすると，本件の再審公判における判示中，「鑑定請求に係る前記各証拠物押収時から今日までの時間的経過に加え，それらの保管の経緯，状況等を全体として考慮すれば，検察官の主眼とするＤＮＡ型の検出はそれ自体極めて困難と思われる上，少なくとも，同鑑定を実施することにより，被告人両名や弁護人の主張等を踏まえ，種々の批判に耐え得る証拠価値を備えた新たな客観的証拠を獲得しうる見込みは著しく低い」とした部分は，今後，事件発生後長期間を経た事件での確定審を含めた審理において，検察官が新たな科学的立証を申し出たような際に，これを制限する判断の先例として受け止められ，検討が進められるべきと考えられる。

３　「別件」「余罪」の取扱い

（１）問題の所在

布川事件で再審開始決定や再審公判の対象になったのは強盗殺人事件だけではない。警察官が櫻井・杉山両氏を別件起訴勾留する根拠とされた，窃盗や暴力行為等も併合罪の一部として対象になっている。以下，これらを「別件」ないし「余罪」と表記する。

再審請求手続中，検察官は，その立脚するところの限定的再評価説の帰結とし

て，余罪については再審開始決定の対象とはならないと主張していたが，そのような主張は採用されなかった。即時抗告棄却決定は次のように判示した。

「検察官の所論に従えば，再審において，併合罪とされた一部の事実について無罪など確定判決と異なる判断が出されたときには，その余の犯罪事実に関して，別個に刑を量定するための手続を設定しなければならないことになる。現行刑訴法上そのような手続は規定されていないのであって，この点はやはり併合罪として１個の刑を言い渡された数個の犯罪事実の一部についてのみ再審請求の理由が認められる場合においても，その全部について再審開始決定をすべきであり，その場合には，その全部が再審の審判の対象となるものと解すべきである。」

つまり，併合罪の一部について再審開始理由があった場合，裁判所は余罪について新たに判断を下し量刑をすべきだということである。

（２）素朴な感覚と実定法上の処理の調和

この問題について，　４４年前の「若気の至り」とも形容すべき二人の事件について新たに有罪判決を受けるのが本当に正義にかなうのかということが弁護団内でも議論された。前述のとおり，裁判例の中には，再審公判裁判所が新たに有罪判決を言い渡すとしても，刑の執行を猶予し，しかも，確定審段階での判決確定日を執行猶予期間の起算点とするものがある。そのような処理をすれば，量刑の点で被告人に不利とはいえないかもしれない。

しかし，遠い昔日の窃盗や暴力行為など，４０年以上も経過してから有罪判決をすることで何ほどのものが確認されるというのか。しかも，これら余罪は，捜査機関が櫻井・杉山を強盗殺人について取調べ自白を得るために「別件起訴後勾留」の理由として利用されたものである。この期に及んで，そのような不正・不当な手続による事件について新たに有罪判決を言い渡すことは，俄に是認しがたいものがある。

まして，現実問題として，櫻井・杉山両氏は，刑の執行を十分すぎるほど受けている。そこで，弁護団は，二人に免訴の判決がなされるべきであると繰り返し主張した。

余罪については形式的に審判の対象になるだけとはいえ，この場合にも，事件後長期間を経過したことによる防御の困難がある上（今更示談交渉というのは非現実的に過ぎる），そもそも新たに応訴を強いられて被告人の立場にすること自体が二重の危険の禁止（憲法３９条２項）の趣旨にも反するのではないかと考えた。

これに対し，裁判所は免訴の主張を退け，櫻井・杉山両氏に執行猶予付きの判決を言い渡した。もっとも，判決は，免訴に関する理由中，「被告人両名に対する一連の取調べの過程等に不適切な点があったことも窺われないわけではないことや，本件有罪部分に係る起訴後の勾留等が本件強盗殺人にかかる捜査に利用されたなどとの事情も否めないところではある」と述べ，余罪についての別件起訴後勾留が本件の追及に利用されたことを批判しており，弁護団の主張に一定の理解を示している。

たしかに，実務上も，当初より有罪とすべき部分について有罪を維持しないと刑の執行関係が不明確になるという問題が生じるので，裁判所の処理に全く理由がないわけではない。しかし，別件逮捕が横行し，それが本件についての自白追及のために利用され，現にこうして冤罪事件が起きていること，これらの構造が現時点で払拭されているわけではないことから，解釈論・立法論として，さらに検討さるべき課題と思われる。

第５部　無罪判決を受けて

２０１１年５月２４日再審無罪判決が言い渡された。喜ぶのもつかの間，弁護団にはいくつもの課題が押し寄せた。

第１は，検察官控訴を断念させることである。

第２は，判決後まもなく発覚した判決草稿の不公平な交付の問題である。

第３は，誤判の原因を検証し，再審・布川事件の決定と判決を総括し，その成果を広める活動である。

第４は，刑事補償法に基づく補償請求及び刑事訴訟法に基づく無罪費用補償請求である。

第５は，法曹会『自白の信用性』の訂正に係る問題である。

第６は，本書の編集である。

第１節　控訴を断念させる

無罪判決後，弁護団は直ちに，弁護団声明を出した。声明の中では，無罪判決の意義を述べ，検察官に控訴の断念を要求した。

そして翌２５日には，東京高等検察庁に赴き，控訴の断念を申し入れた。これ以上，二人に強盗殺人犯の汚名を着せ続けてはいけない。東京高等検察庁検事長に面会を求めたが拒絶され，何度かのやり取りの末，面会に応じた東京高等検察庁の担当検事に最高検検事総長，東京高等検察庁検事長宛の控訴断念申入書を手渡した。

この間，第２節記載の判決草稿問題も発生し，弁護団は，この件と並行して検察官への行動を強めた。

判決は，６月７日の経過をもって確定した。別件逮捕から４３年７か月が経過していた。

第２節　判決草稿の不公平な交付をただす

判決の後，弁護団は，弁護人に交付されていない判決草稿が検察官に交付されたとの報に接した。判決要旨の交付に消極的であった裁判所（第４部第３章２）が検察官に対して判決草稿まで交付していたとは思いもよらないことであった。その不公平な扱いについて，裁判所にその事実の存否，その経緯等の問い合わせをすることにした。

弁護団は５月３１日裁判所に赴き，支部長に面談の上，上記の点について説明を求めた。１時間を超える面談を通じ，土浦支部支部長からは，検察官から草稿の交付要請があったので交付したとの説明がなされ，同時に不適切な便宜供与であったと陳謝がなされた。

弁護団は裁判所を辞去した後に水戸地方検察庁に赴き，次席検事との面会を要請したが，面会を拒絶されたので，同日付けの質問状を急遽作成し，取次ぎの事務官を通じ次席検事に渡すよう要請した。質問状の内容は，判決草稿を入手した経緯にかかるもので，裁判所からヒアリングした内容どおりの経緯があったのか否かを確認する内容であった。しかし，その後，弁護団が求めた書面による回答はなかった。

弁護団は６月１日付けで弁護団声明を発表し，かような不公平な取扱いをしたことは，裁判に対する国民の信頼を損なうものであると指摘のうえ，裁判所及び検察官に対し抗議した。

その後６月２７日，地検事務官から弁護団に対し，概要，「判決要旨では省略された部分の内容が分からなかった，控訴の要否を判断するには判決内容を把握する必要があった，判決宣告時の状況から判決の草稿を読み上げていることが明らかであった，そこで，草稿の交付を受けることが必要と思われたので申入れをした。」との連絡が，次席からの伝言であるとして伝えられた。そして文書による回答はしないというものであった。

弁護団は，７月２０日，同３１日の二度に亘り，検察庁に対し，判決草稿の交付を受けた経緯について明らかにするよう求めた。しかし，その後も真摯な回答はなく，事務官を通じ，文書による回答の必要性はないと思料している旨の連絡がなされたのみであった。弁護団は１０月２６日，検察庁の不誠実な対応に抗議し，今後においてかような偏頗な取扱いを求めたり，便宜供与を受けたりすることがないよう書面をもって申し入れた。

草稿の交付は明確な規定に基づく行為ではない。仮に，控訴の準備のための対処として許されるとしても，一方当事者にのみに密かに便宜が供与されるという不公平な取扱いはなされるべきではない。控訴の当否を検討するのは何も検察官だけではなく，弁護人も同様である。検察官だけに偏った取扱いをすることは裁判の公正を疑わせることにもつながり，厳に慎まれなければならない。

第３節　捜査と公判活動の検証を求める

この無罪判決の確定にあたり，検察や警察は報道機関に対し，「当時の捜査を検証することはない。再審の判決では違法な捜査があったとは認めていないし，実際になかったと思う」（茨城県警幹部），「目の前で自白を聞いた。検察は控訴すべきだった」（杉山さんの取調べを担当した元捜査員），「担当検察官による捜査及び公判活動は適法に行われたと認識している」「残る証拠は最高裁が有罪を確定させた判決のときと，変わらないはずだ。それなのに再審では結論を無罪にひっくり返した」（検察官）などなど，無罪判決をまったく無視した発言を続け，さらに，警察庁長官は，６月９日の会見で，布川事件の捜査の検証については改めて行わない考えを示した。

足利事件で行った検証も，ＤＮＡ型鑑定に関する反省に終始し，無実の人に自白を強いた捜査を見直す観点が欠落した不十分なものであったが，それでも一応反省と検証のポーズだけはとっていた。それに対し布川事件では，そのポーズすらとろうとしない。たまたま証拠が弱かったので無罪になったかのような無反省な態度に終始した。

そこで弁護団は，「冤罪防止コム」にこうした検察の態度を批判する見解を掲載するとともに，上記報道を中心的に行った朝日新聞に主任弁護人が「視点」欄で「検察の検証なくして未来はない」と述べて，検察の検証を求め，さらに，前節の１０月２６日の通知においても検証を求めたが，やはり検証への動きはまったく見られなかった。

２０１１年３月の「検察の在り方検討会議」の提言は，結局は美辞麗句を並べただけのもので，検察の改革が本気のものではなかったというほかない。それならば市民の手で検証を行うしかない。８月１日，日弁連の主催により，「布川事件の４４年が問いかけるものーえん罪を生まない刑事司法へー」と題して布川事件無罪判決報告集会が開催された。弁護団は，誤判原因を検証し，布川事件から見えてきた刑事司法の課題等を訴えた。

第４節　補償請求

刑事補償法に基づく補償請求，刑事訴訟法１８８条の２以下に基づく無罪費用補償請

求の準備に入った。担当班（松江，上野，秋元）を作り，両制度の調査を始めた。参考となったのは，①日弁連と香川県弁護士会の編による榎井村事件の記録「やっとらんものはやっとらん上巻・下巻・別巻」（１９９４年），②足利事件における無罪費用補償請求書，意見書，裁判所の決定書等（２０１１年），③財団法人法曹会から出ている「刑事補償及び費用の補償手続に関する書記官事務の実証的研究」（１９８４年）などである。特に，①の記録集は，実際の経過が詳しく記載してあり，請求書，意見書，決定書等も掲載され，非常に参考となった。同事件の弁護団が獲得した最高裁の決定（未決勾留日数についても刑事補償の対象となる旨判示した１９９４年１２月１９日最高裁第一小法廷決定）は，本件でもそのままあてはまるケースであり，刑事補償請求書には上記最高裁決定を引用している。

しかし，無罪費用補償請求については弁護人，弁護団の活動記録が必要になり，その収集に苦労した。布川事件が日弁連の支援を受け，事件委員会となった以降は日弁連に記録が残っており，その整理は大変であったが何とか資料を作ることはできた。しかし，日弁連の記録に反映されていない弁護団活動については各弁護人の記憶，手帳等を辿る作業になり，困難な仕事となった。

１　刑事補償請求について

上野弁護士が刑事補償請求書の作成を担当し，２０１１年８月２９日，水戸地方裁判所土浦支部に刑事補償請求をした。請求書は本文７頁であり，二人が逮捕されてから仮釈放されるまでの事実経過を淡々と記述した。布川事件は逮捕されてから無罪が確定するまで約４４年間かかっており，島田事件や免田事件を上回り，日弁連が支援してきた無期懲役以上の事件（但し，戦後発生した事件に限る）のうち戦後最長を記録する。身体拘束期間は櫻井さんが１０６２９日間，杉山さんが１０６２１日間という途方もない長期間に渡る。この全期間につき，刑事補償法４条１項所定の最高額を乗じた金員を支給するよう求めた。

これに対し検察官は，同年１１月４日意見書を出し，二人は余罪につき有罪判決を受けており，有罪部分の捜査・審理に必要であった期間について刑事補償法第３条２号が適用され，この点を考慮して判断されるべきであると主張した。弁護団はこれに対し同年１２月１５日，余罪による身体拘束は強盗殺人の取調べを目的としたものであるから請求人らが身体拘束された全期間の補償がされるべきであり，裁量減額はするべきではない旨の反論書を提出した。

２０１２年３月５日，水戸地方裁判所土浦支部（裁判官の構成は再審無罪判決と同じ）は，二人の各請求につき満額認める決定を出した。裁判所は当該決定において，「誠に長期間に及んだ請求人両名に対する捜査，審理は，その殆どが専ら本件強盗殺人のために費やされたものであったことは明らかというべきであって，その間に請求人両名の受けた身体拘束について，これを本件有罪部分によるものとして評価すべき側面は極めて希薄であるといわざるを得ない」との理由を述べ，全ての身体拘束期間が強盗殺人の捜査等に費やされた日であることを認め，事実上，本件が別件逮捕による逮捕を契機とした事件であったこと，別件で勾留された状況下で強盗殺人にかかる取調べ等がなされたことを認めた。そしてそれらの事情を前提に二人に対し，満額の補償決定を出した。その後，同年３月１３日同決定は確定し（検察官は刑事補償の決

定については抗告できない），同年３月１９日刑事補償金払渡請求書を裁判所に提出し，同年４月１０日補償金が二人に支払われた。

２　無罪費用補償請求について

２０１１年１２月１日，水戸地方裁判所土浦支部に対し，無罪費用補償請求をした。無罪費用補償請求は判決確定後，６か月以内に請求しなければならない（刑訴法１８８条の３第２項）。本件が１９６７年に起きた事件であり，関わった弁護人が多数であること，確定審，第１次再審請求審，第２次再審請求審，再審公判を通じ極めて長期の期間が経過していること，弁護団としての活動が極めて多岐に亘ること等の事情から，要した費用，弁護団の活動記録等の詳細をとりまとめることに大変な作業を要し，期限ぎりぎりの時点で請求をした。

無罪費用補償請求における補償の範囲は，「被告人若しくは被告人であった者又はそれらの者の弁護人であった者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費，日当及び宿泊料並びに弁護人であった者に対する報酬に限るものとし，その額に関しては，刑事訴訟費用に関する法律の規定中，被告人又は被告人であった者については証人，弁護人であった者については弁護人に関する規定を準用する」（刑訴法第１８８条の６第１項）と規定されている。ここで問題となるのが現在の再審手続の実態である。再審手続は請求審の審理に長期間かかり，重要な争点はこの請求審段階で争われ，再審公判は比較的短い場合が多い。請求審で提出された新証拠が再審公判において重要な資料となる。本件では，確定審の上告が棄却されたのが１９７８年７月であり，第１次再審請求の申立が１９８３年１２月にされ，１９９２年９月請求人の特別抗告が棄却され，第２次再審請求の申立が２００１年１２月にされ，２００９年１２月検察官の特別抗告が棄却された。再審公判は２０１０年７月第１回公判が実施され，無罪判決が２０１１年５月に出された。再審請求審が準備期間も含めて約３２年間（第２次再審請求審だけでも同じく約１８年間），再審公判は約１０か月間であり，圧倒的に請求審段階が長い。上記刑事訴訟法の規定を公判準備及び公判期日に限定し，再審請求手続は含まれないと解釈する説があるが（上記③の文献はこの立場をとる），それでは再審で最も重要な請求審段階での費用がまったく入らないことになってしまい，実態と著しい齟齬が生じる。上記③の足利事件の決定は請求審段階の鑑定費用も斟酌したと決定中で明示しており，本件でも請求審段階での旅費・日当はもとより弁護活動に要した費用も含まれるべきであることを主張した。

無罪費用補償請求に添付する資料の収集は苦労が多かった。日弁連の事務局にも大変な作業をお願いし，確定審から再審公判まで関わったことがある全弁護士の確認，事務所の移動，弁護団会議が行われた回数，公判・事実調べ，弁護団会議等に出席した弁護士，日弁連から支出されている費用等，長期間にわたる資料を精査し，記録を作成してもらった。弁護団活動記録については，弁護人各人に訟廷日誌等を確認してもらい，擦り合わせをし，記録を作っていった。日弁連で支出した費用の合計額は１２８９万円余，弁護団で支出した費用の合計額は１０６４万円余である。これらは記録上確認できたものだけであり，これら以外に弁護人が自己負担した額はかなりあると思われる。資料作りに役立ったのが弁護団通信である。これは第２次再審請求段階の２００２年２月に第１号を発行し，２０１１年４月まで続いた。その時々の弁護団

の活動が記載されていて，読み返すと各論点での実験等の準備の様子がよく分かる。弁護団活動記録の細部の作成に役だった。

その後，補充の資料及び意見書を２０１２年１月２７日に提出した。検察官は同日，要旨裁判所の判断に委ねる旨の意見書を提出した。現在土浦支部で審理中であるが，決定の日時は不明である。

第５節　法曹会『自白の信用性』の是正を求める

財団法人法曹会が発行し，司法研修所が監修する書籍『自白の信用性』（１９９１年７月２５日発行）は，布川事件を,早期の自白や録音テープの存在を理由に自白の任意性・信用性が肯定されるとともに，自白に変遷や不合理な点があっても信用性が認められ有罪になった例として取り上げている。再審公判の無罪判決が確定した後も，販売が継続されていたことから，弁護団は，本書をそのままの状態で販売をすることは，誤った内容を掲載し続けることであり，同時に櫻井さん・杉山さんの名誉を侵害するものであるとして，これを絶版にするか，または布川事件の項目について全面的に改訂するよう求めることとした。そこで，弁護団は１０月２６日，法曹会と最高裁判所司法研修所に，概要，「不適切な記載がなされたままでの書籍販売をしないこと」，「販売をしようとするのであれば，司法研修所と協議のうえ，不適切な箇所について一定の訂正を施すこと」，「仮に時間を要するのであれば，暫定的（６か月）に訂正表を挟み込む等の措置を採ること」を要請した。

ところが，司法研修所からも法曹会からもいかなる対応をするかについてしばらく回答がなく，何度か弁護団長が問い合わせをしたところ，１１月２９日に，司法研修所総務課長から「現在検討中である。」との連絡がなされ，次いで１２月１９日，同課長から，概要，「本書は研究書である，訂正は考えていない，注意喚起する文書を挟み込むことで対応したい」との趣旨が伝えられ，司法研修所第一部教官室名での「本書を利用するにあたって」というタイトルの挟み込み書面の一文がファックス送信されてきた。同書面には，概要，「布川事件については無罪判決が宣告され，確定したこと，無罪判決は自白の信用性を否定し，当該書籍中の自白の信用性に関する分析が当てはまらない趣旨を含む説示をしていること，本書を利用するにあたっては無罪判決を参照するなどして自白の信用性を否定する判断の内容に十分留意されたい。」との記載がなされている。

他方，法曹会からは特に回答はなされなかった。

弁護団は，法曹会，司法研修所から弁護団の求めた要請に対する真摯な回答がなかったので，２０１２年２月２４日，再申入書を法曹会，司法研修所にそれぞれ持参の上，次のような要請をした。

法曹会に対しては，２０１１年１０月２６日付け申入書記載の申入れの趣旨について回答すること，申入れ後の本書籍販売の事実があるか否か，あった場合はその冊数，挟み込み文書での措置はいつから開始したか，是正措置を予定しているか，今後の販売予定等について質問し，同時に，購入者等に対するホームページ（ＨＰ）等での記載の誤りについて十分な情報を提供すること，司法研修所に対しては，あらためて司法研修所としての回答をすること，二人の名誉回復のための措置をとること，一定内容の訂正をしないのであれば法曹会と協議のうえ書籍の販売を停止すること，ホームページ等で記載の誤りについて十分な情報を提供する等の措置を採るようそれぞれ要請した。

これに対し，法曹会からは，３月９日，弁護団に対し，上記挟み込み文書を法曹会のＨＰ上に掲載する旨連絡がなされたが，その後も一向にＨＰ上にその旨の掲載がなされなかった。また，司法研修所からは特に書面による回答はなされなかった。

そこで，弁護団は３月３０日，法曹会及び司法研修所に対し，弁護団からの申入れに対し，書面で回答をするよう要請をし，法曹会のＨＰに上記掲載がなされていないことを指摘した。

その後，法曹会は，ＨＰ上で司法研修所が書籍に挟み込むとしていた前記文書と同様の文書を挟み込む対応をする旨明らかにし，同文書をＨＰ上に掲載したが，文書による回答はなされていない。また，５月３１日現在，司法研修所からも弁護団が求めた文書による回答はなされていない。

法曹会，司法研修所の一連の対応は，弁護団の要請に対する真摯な対応と評価することはできないし，以上の対応だけで櫻井さん，杉山さんの名誉が回復されているとは到底言えない。

第６節　記録集の発行

判決確定後，弁護団は，この再審請求審と再審公判を総括し，その成果を拡げるべく，本記録集を刊行することとした。

弁護団全員で執筆したが，山本裕夫，谷村正太郎，塚越豊，佐藤米生，青木和子，松江頼篤，福富美穂子が編集作業を担当した。

第６部　総括

ここまで，確定審（第１部），第１次再審請求（第２部），第２次再審請求（第３部），再審公判（第４部），そして再審無罪判決後（第５部）の順に，１９６７年８月の強盗殺人事件発生から現在に至る４４年余の全経過を振り返り，とくに同年１０月の別件逮捕から冤罪「布川事件」が生みだされてきた経過，それが冤罪であることが明らかにされるに至った経過を詳しく述べてきた。

第６部では，それらと重複する部分もあるが，この経過を踏まえて，以下の重要な３点について総括的に論ずることとしたい。

第１章では，誤判原因を検証する。警察・検察の違法な捜査や公判活動を検証することはもちろん，確定審裁判所の責任や弁護活動についても論ずる。

第２章では，「布川事件」が我が国の刑事司法や刑事再審にもたらした成果を確認するとともに，今後の課題についても考察する。

最後に第３章で，約４４年の歳月を要したとはいえ，どのようにして再審無罪を勝ち取ることができたのか，再審無罪を実現した力について考える。

第１章　誤判原因

４４年にも及ぶ弁護活動と救援活動の結果，櫻井さん，杉山さんを強盗殺人犯とした確定審の判決の誤りが明らかになった。また，違法な捜査や公判活動，そしてこれを無批判に受け入れた確定審裁判所の誤りも相当明らかになっている。

本来であれば，まずは，警察や検察が自ら，冤罪「布川事件」をきちんと検証することが必要不可欠なのであるが，第５部で述べたとおり，警察・検察は何ら反省の意を示さず，検証の作業を行おうとしない。

被害者が一人暮らしであって，被害者自身やその日常生活に関する情報に乏しかったためなのか，真犯人を逃してしまった捜査の実情には不明なことも多いし，さらに第３部で述べたように，証拠隠しの闇は限りなく深い。したがって，誤判原因を明らかにするには，「段ボール９箱」あったはずの証拠や記録全部を洗いざらい検討し，さまざまな立場からさまざまな角度で冤罪を生んだ原因をさぐることが必要であるが，残念ながらそれは叶わない。

そうした限られた条件の下で，全面的な検証とまでは言えないが，本稿では，櫻井さん，杉山さんに４４年にわたり強盗殺人犯の汚名を着せ，二人を２９年にわたり獄につないでしまった原因について，捜査，公判活動，裁判，弁護活動の面から検証する。

第１節　違法な捜査

本件強盗殺人事件の初動捜査は適切に行われたのか。事件現場である利根町は，利根川をはさんで千葉県に隣接している地域であるが，広域での捜査が機能的に行われたのか。捜査については不明な点が多い。

しかし，冤罪「布川事件」を生みだした最大の原因が，捜査が難航する中で行われた以下の違法な捜査であったことは，疑う余地がない。

１　違法な身体拘束を利用した取調べ

別件逮捕，そして法の認める身体拘束期間制限を逸脱する逮捕・勾留下での取調べ。捜査当局は，それらを二人に自白を強要する大きな武器として利用した。

（１）違法な「別件逮捕・勾留」の下での取調べ

捜査当局は，本件強盗殺人事件の捜査が難航する中で，余罪のある者や素行不良者で８月２８日のアリバイが確認されていない者については，別件逮捕してアリバイを調べるという方針をとった。

櫻井も杉山もこのような方針に基づく捜査対象者の一人として別件で逮捕された。

櫻井は，地取り捜査の際，まさか，自分が本件強盗殺人事件の犯人であるという疑いをかけられることになるとは考えもせず，当時，母親についていた嘘にあわせて，東京で清掃の仕事をしていたと虚偽のアリバイを述べてしまった。

警察は，櫻井が述べた虚偽のアリバイについて，仕事先に裏付け捜査を行い，本件強盗殺人事件発生当時，櫻井はそこでの仕事はしていないということを確認して捜査報告書を作成していた（第３部第５章第５節５参照）。

このように，櫻井には，本件強盗殺人について何ら嫌疑はなかったにもかかわらず，櫻井が述べたアリバイが虚偽であったというだけで，アリバイ追及に名を借りた本件の追及のため，ズボン１本とベルト１本の窃盗（以下「ズボン窃盗」という。その後，不起訴）という，本件に比べて極めて軽微な事件で逮捕状が請求され，１０月１０日に，櫻井は逮捕・勾留された。

ズボン窃盗の取調べは，１０月１２日には終了し，遅くとも１０月１３日から，櫻井に対する本件強盗殺人事件のアリバイ追及が始まった。ズボン窃盗の捜査は終了しているにもかかわらず，１０月２０日には，ズボン窃盗で勾留延長までして，ズボン窃盗での勾留を利用して，本件強盗殺人事件の取調べが行われた。それは，櫻井が本件強盗殺人事件で逮捕される１０月２３日の前日の１０月２２日まで続き，記録に残されている限り，検事のところに行った１日を除いて，警察での取調べが毎日行われていた。

このように，専ら本件強盗殺人の取調べに利用する目的で，要件を欠くにもかかわらずズボン窃盗での身体拘束が継続され，本件強盗殺人との関係では，令状によらない身体拘束が続けられた。１０月１３日以降，本件強盗殺人で櫻井が逮捕される前日の１０月２２日までの取調べは，違法な身体拘束を利用した違法な取調べであった。

第２次再審の即時抗告審で，この櫻井の取調べに関する捜査報告書が開示されたことにより，前記のズボン窃盗による逮捕が本件の取調べを狙った別件逮捕であることがいよいよ明らかとなっている（第３部第５章第５節５）。

一方，杉山は，１０月１６日に，本件に比べて極めて軽微な暴力行為事件（以下「暴力行為」という。その後，不起訴）で逮捕・勾留された。

暴力行為について取調べが行われたのは１０月１６日だけであり，杉山はその日のうちから本件強盗殺人事件について８月２８日のアリバイを追及された。杉山についても，本件強盗殺人で杉山が逮捕される１０月２３日の前日の１０月２

２日までの取調べは，違法な身体拘束を利用した違法な取調べであった。

櫻井は，ズボン窃盗で勾留中の１０月１５日に「杉山とやった」旨本件強盗殺人について虚偽の自白をさせられてしまい，杉山は，１０月１７日，暴力行為での勾留中に本件強盗殺人について虚偽の自白をさせられてしまった。いずれも，以上のように軽微な別件での逮捕・勾留という違法な身体拘束を利用した取調べにおいて，本件強盗殺人を追及された結果であった。

第５部でも述べたとおり，本件の刑事補償請求に関する２０１２年3月５日の土浦支部決定も，「誠に長期間に及んだ請求人両名に対する捜査，審理は，その殆どが専ら本件強盗殺人のために費やされたものであった」として，事実上別件逮捕の性格を強く持っていたことを認めている。

（２）「別件起訴後勾留」を利用した違法な取調べ

櫻井も杉山も，１０月２３日に本件強盗殺人で逮捕，２５日に勾留，１１月２日に勾留延長となり，勾留満期は１１月１３日であった。本来，本件強盗殺人について，法律上認められた逮捕・勾留期間は，延長も含めてこの１０月２３日から１１月１３日までの間だけである。

櫻井も杉山も，別件での逮捕後，代用監獄に入れられていたが，１１月６日に杉山が，１１月８日に櫻井が代用監獄から土浦拘置支所に移された。櫻井も杉山も，それまでの取調べでは，櫻井が一時否認したことがある以外，本件強盗殺人での身体拘束期間中もその前の自白を維持していたが，拘置支所に移された後，有元検事の取調べを受け，二人とも有元検事の取調べでは本件強盗殺人を否認した。有元検事は，勾留満期の１１月１３日に否認調書を作成し，書類上，二人は強盗殺人事件では処分保留で釈放となった。

しかし，同日，櫻井についてはズボン窃盗とは別の窃盗で，杉山については恐喝等で起訴，勾引され，１１月１４日にそれぞれこれらの事件で勾留され，起訴後の勾留として身体拘束が継続した。

そして，１２月１日，櫻井も杉山も，土浦拘置支所から代用監獄に逆送されて，「起訴されていない余罪についての任意の取調べ」の名のもとに，これら別件の起訴後勾留を利用しての，警察官，検察官による本件強盗殺人の取調べを受けた。

このような起訴後の勾留による身体拘束を利用して行われた取調べは，「任意の取調べ」などではおよそ有り得ず，本件強盗殺人との関係では，いずれも法によって認められた逮捕・勾留による身体拘束期間制限を逸脱する身体拘束をしたうえで行われたものであって違法な取調べであった。

２　自白の強要

別件逮捕で代用監獄に勾留された被疑者に対し，過酷な取調べが始まる。密室の取調べは取調官の独壇場である。偽計・脅迫等を用いた取調べが，二人に自白を強い，二人を自白に追い込んでいった。

（１）代用監獄を利用した取調べ

櫻井，杉山の当初の勾留場所は，いずれも代用監獄であった。そこでは，２４時間，食事，睡眠，用便など全生活が警察官によって支配され，自白をしなければ睡眠も食事もさせてもらえるかどうかわからず，いつまで取調べが続くかわか

らないという状況に置かれる。そのこと自体が被疑者には強制として働き，櫻井と杉山を虚偽の自白に追い込み，また，それを維持させた。

櫻井の１０月１３日からの取調べは，留置場内の，櫻井が入れられていた房のすぐ目の前の看守の仮眠室で行われた。櫻井の立場からすれば，毎日の生活の場に，連日のように取調官が踏み込んでくるに近い状況の下で取調べが行われた。

警察での取調べがほぼ終了し，杉山は１１月６日に，櫻井は１１月８日に代用監獄から土浦拘置支所に移監になる。櫻井も杉山も，移監後の有元検事の取調べで否認に転じた。

櫻井は，１１月８日，拘置支所に移監された直後に書き出した獄中日記に，拘置所は取手署にくらべると天国と地獄であると，代用監獄と拘置所の違いを率直に書いている。また，１１月１４日付の早瀬と深澤に宛てた手紙では，「拘置所とはどんな所であろうと心配してましたが，何と心の休まる所なのでしょう。毎日が落ち付いて過す事が出来ます。これというのも，空腹感にいら立つ事もなく，毎日ゝ嘘の供述で，今日は何を聞かれるかなんて心を痛めずに済みますし，検事さんの調べがありま（す）が，真実な事を話せばすみますので，今日は何を聞かれるのかなんて心配せずにすみます」と書き，１１月１８日付の早瀬宛の手紙でも「早瀬さん，私の取調べに対して，今までの事件ではこうであると何度もおっしゃいましたね。私は“はいはい”と認めてはいましたが，（中略）あの時点で認めたと云うのは，そうしてれば貴方達のきげんも良く，食べ物もある程度買って来れると思ってゞす。今はあの頃の自分を悔んでます。」と書いている。

杉山も，有元検事に提出した１１月２２日付の大学ノートに「警察の人は，私が言うことを信じてくれない。私はくやしくてくやしくてがまん出きなかったのです。」と心情を述べている。

櫻井も杉山も，代用監獄という強制を逃れ，話を聞いてくれる検事に出会って，ようやく，虚偽の自白を覆すことができたのである。

しかし，この状況は，訴追側から見れば，本件での唯一の直接証拠を失うことであり，何としてでも，櫻井，杉山に再自白をさせなければならなかった。そのために，再び，代用監獄という強制を自白獲得に利用すべく，別件の取調べが必要であることを口実に，櫻井，杉山を代用監獄に逆送した。

そして，櫻井も杉山も，代用監獄に逆送されて，再び自白に追い込まれた。逆送後の櫻井の取調べも，留置場内の，櫻井が入れられていた房のすぐ目の前の看守の仮眠室で別件での起訴後勾留を利用して強制的に行われ，櫻井は，ここで再度自白をさせられた。

また，逆送後の吉田検事による杉山の取調べは，別件での起訴後勾留を利用して，片手錠の杉山を腰縄で椅子につないだまま，強制的に行われた。

（２）偽計・脅迫等を用いた取調べ

櫻井，杉山を本件強盗殺人事件に結びつける証拠は全く存在しなかった。それにもかかわらず，捜査当局は，櫻井，杉山が犯人であるとする筋書きを勝手に描き出して，櫻井，杉山に偽計，脅迫，切り違い尋問等を用いて，自白を迫った。

ア　櫻井に対して

まさか警察がウソを言うまいと信じていた櫻井に，早瀬は，以下のとおり偽計等を用いて自白を迫った。

（ア）アリバイの否定

早瀬は，１０月１３日，櫻井に，「２８日のアリバイを聞かせて欲しい。」と言い，櫻井が「兄のアパートに泊っていると思う。」と言ったところ，早瀬は「２８日の晩に兄のところに泊まっていないことはもうちゃんと調べはついている」と嘘を言った。そのため，櫻井は，自分の記憶が間違っているのかと思い，そのまま記憶が戻らなかった。

（イ）被害者宅前で杉山と櫻井を見たという偽計

１０月１３日，櫻井が，２８日のアリバイを思い出せないだけでなぜ犯人扱いされるのだと言うと，早瀬は「お前と杉山を現場の前で見た人がいる」と言った。そのため，櫻井は，道路を通った人が道路に立っている杉山を見たというなら杉山はいたのだろう，勝手口は，道路から離れているから，自分を見たというのは通った人が見間違えたんだろうと思ってしまった。

（ウ）櫻井の母親もやったことは仕方がないと言っているという偽計

１０月１４日，早瀬は，櫻井に，「（櫻井の母親が）やっちゃったことは仕方がないから，一日も早く認めろと言っている。」と告げた。櫻井は，家の人もそんなふうに思っているのかとショックを受け，孤立感を深めた。櫻井は，母親を連れてきてくれと言ったが，早瀬は，「本当に母親はそう言っているのだから，早く本当のことを話せ。」と言った。

（エ）ポリグラフ検査でお前の言っていることは嘘と出たという偽計

１０月１５日午後，櫻井のポリグラフ検査が行われ，櫻井は，これで自分の無実が明らかになると喜んで検査を受けた。

検査終了後，櫻井は検査担当官に，「よくわかりました。あとは調べの方に説明してわかっていただきなさい。」と言われ，真実がわかってもう犯人扱いされないと思った。しかし，早瀬は直後に「お前の言っていることは全部嘘と出た。」と櫻井に言った。そのため，櫻井は，心が折れて，虚偽の自白をする直接のきっかけとなった。

（オ）否認すれば死刑，認めればお上も考えてくれる等との脅迫

拘置所移監後，有元検事に対して強盗殺人を否認し，代用監獄に逆送された櫻井に対して，早瀬らは，「否認しても無駄だ，調書が証拠になる，否認すれば死刑だ，認めればお上も考えてくれる」等と脅迫し，死刑への恐怖を呼び起こさせて再び自白させた。

イ　杉山に対して

杉山に対しても，以下のとおり，偽計や切り違い尋問等による取調べが行われて，杉山は自白を強要された。

（ア）アリバイの否定

久保木らは，否認する杉山のアリバイ主張をまったく受け容れず，その日は櫻井の兄ＳＡ方に泊ったという杉山に，ＳＡは，杉山が泊ったのは８月中旬頃までだと言っているとして，ＳＡ調書のコピーを見せた。

（イ）櫻井が自白をしていると告げての自白強要

取手警察署の茂垣刑事が伝達役をしており，茂垣が来て久保木と話をしてから強硬な調べに変わった。久保木は，杉山に対して，「櫻井がすでに杉山との共犯を自白している。」と告げて櫻井調書の罪名と氏名の部分を見せ，「櫻井がもうおまえとやったと言って謝っているんだから，謝った方が得だぞ。」と言った。

（ウ）目撃者が多数いる，証拠があるとの偽計

「お前を見ている人が２０人も３０人もいる。」と虚偽のことを告げられ，「有形無形の証拠がたくさんある。」とも言われた。

（エ）否認すれば死刑，早く認めれば軽く済むとの脅しと甘言

「鹿島の方で郵便局員が殺人で捕り，否認して死刑になった，殺人事犯で犯人が泣いて謝ったので懲役５年で済んだ，認めなければ死刑になる，認めれば懲役４年とか５年で出られる，執行猶予もある。」と言われた。

３　虚偽供述（自白と目撃証言）を捏造する

こうして違法な取調べで二人を自白に追い込んだ捜査当局は，二人が「やりました」と言っても，もちろんそれだけでは許さない。犯行に至る経過，犯行状況，そして犯行後の行動を事細かに供述することを要求する。その結果，答えられずに犯行そのものを否認すれば，また強烈に自白を迫られることを恐れた二人に，類似体験，事前に周辺から得た情報，あるいは取調官の示唆・誘導によって，何とか供述をさせていく。

また，二人の犯行を証する物証は皆無で，犯行を直接目撃した証人もいなかったため，捜査当局は，犯行前後の目撃談を求めて，目撃証人と見込まれた人にも虚偽の供述を強要していく。

取調官はその過程で，二人の自白や目撃供述が真の記憶に由来するものでないことを察知したはずであるが，もう後戻りはきかないとばかりに，虚偽の供述を語らせていった。こうして供述証拠を捏造することによって，「二人の犯行」を捏造していった。

（１）８月２８日の出会い・目撃供述を捏造する

ア　周辺での出会い・目撃供述をでっち上げる

（ア）消えたＳＨとの出会い

以上のとおりアリバイ潰しから二人を自白に追い込んだ捜査当局は，犯行現場の周辺での二人の目撃供述と目撃証人を求め，まず櫻井に犯行現場に行くまでに出会った人を述べるように強く迫り，これに答えるべき体験のなかった櫻井に，「我孫子駅で杉山とＳＨに出会って布佐駅で下車して３人で栄橋方面に向かった」という９月１日夕刻の情景を８月２８日のこととして供述させ，この供述をもとに杉山を誘導してほぼ同様の供述をさせた。ところが，ＳＨが８月２８日に東京にいたことが判明すると，急きょ二人にＳＨとの出会いを否定させた。

（イ）Ｔとの出会い・目撃供述

そして取調官は，杉山に「他の日のことでもいいから」とまで言って，再び８月２８日の夕刻についての供述を求め，答えに窮した杉山に，「我孫子駅でＴと出会った」という８月３１日の情景を８月２８日のこととして供述させ，さらに，

その出来事から５０日を経過し記憶も定かでなかったＴから同様の供述調書をとり，次いでこれらに沿うように櫻井を誘導し，３人の出会いを語らせた。

（ウ）Ｉ・Ｋ・Ａとの出会い・目撃供述

捜査当局は杉山にさらに，「成田線の列車内でＩとＫに出会い，布佐駅でこの３人で降りて一緒に駅前通りを歩いた」という９月１日の情景を８月２８日のこととして供述させ，これをもとに，Ｉ・Ｋから８月２８日に成田線列車内で杉山を見かけた旨の供述を得ようとした。これに対しＩは，出来事から５０日以上経過した１０月の時点では，８月末頃に成田線列車内で杉山と行き会ったのは２，３回あり，期日ははっきり記憶がないと供述し（１０．２２員面），Ｋも当初は出会いを否定したが（１０．２０員面），捜査当局は，何の積極的な根拠もないまま，Ｋに成田線下りで杉山と会ったように思うと供述を変えさせた（１０．２２員面）。

捜査当局はこれと並行して，「成田線で杉山と会った日と同じ日に栄橋石段でＫ，Ａとともに櫻井を見かけた」とのＩの話を８月２８日のこととして仕立て上げようとし，櫻井とＡにその旨の供述をさせた。そして吉田検事は，事件から実に約４か月後の時点で，それまで一貫して否定的であったＩとＫに，栄橋石段の一件を８月２８日のこととして供述させたのである。

イ　供述を歪め，矛盾を誤魔化す

しかし，こうして強要と誘導により作られた供述は供述相互の間に次々と矛盾を引き起こした。ところが，捜査当局はその矛盾を正視することなく，これを誤魔化すために供述を強引に変更させた。

（ア）栄橋石段の一件と櫻井・杉山の関係

第１は，杉山が駅前通りから栄橋までＩ，Ｋと一緒に歩いていたとする杉山の供述と，栄橋石段で櫻井がＩ，Ｋ，Ａを追い越したというその４人の供述（杉山がいない）の間の矛盾である。このため合流場所に関する櫻井と杉山の供述は混乱を繰り返し，捜査当局は，栄橋石段の前記の矛盾を曖昧にしたまま，栄橋を渡って合流したと供述させ，誤魔化してしまった。東京高裁決定は，「この櫻井と杉山が一体どこで一緒になりＶ方に行くことになったかという点」に関し「請求人らそれぞれの検察官に対する供述は，布佐駅を降りてからの行動に関し，激しく変転するが，上記のような矛盾を意識した検察官の並々ならぬ働きかけ（誘導）の結果と推察される。」と断じている。

（イ）Ｅ供述の変遷

第２は，杉山，Ｉ，Ｋの３人で布佐駅を下りて栄橋に向かったという杉山の供述と，Ｅ駅員の供述との矛盾である。Ｅは，二人の逮捕以前から，杉山と「背の丈の低い布佐の男」を含むチンピラ風の複数の男が駅前にたむろし立ち話をしているところを目撃していたとされる。実際には，８月２５日の情景を８月２８日のことと勘違いした供述であり，Ｅの描く「連れ」の人物像は，ＩとＫの人物像（背は普通で，布佐の男でもないし，勤め人で，帰宅の途を急いでいた）とはまったく異なっていた。このため，捜査当局は約５０日を経過し記憶も薄れたＥに対し，立ち話をしていたはずの連れをベンチに座らせ，背丈についての供述を省

かせるなど，杉山の「連れ」の人物像に関する供述を曖昧化させていった。

（２）被害者宅前の目撃供述を歪曲する

捜査当局は，事件発生後の聞き込みで，８月２８日夕刻に被害者宅前に男二人がいたとの目撃情報を得ていたが，これらの目撃者を櫻井・杉山二人の目撃証人に仕立て上げようとした。

自転車で被害者宅前を順に通過した際，中背の男を見たと述べていたＯＴとその母ＯＭには，杉山らが逮捕されると，「玄関脇に大男が立っていた」などと，いかにも杉山がそこにいたかのように供述させ，ほぼ同時刻に反対方向から自転車で通過したＳＢにも似たような供述をさせた。ＯＴ少年は公判で，「向こうの人が，決めて言っちゃった。」などと取調官の誘導の事実を証言している。

そのうえ，当初は，被害者宅の玄関脇で櫻井を待っていたときには誰も見かけなかったと言っていた杉山に，ＯＴ少年とＳＢに似た人物が通過したと供述させ，さらには，先に近隣のＳＲやＵＳから得ていた情報に基づき，杉山に被害者宅付近の情景を語らせ，自白の肉付けをはかった。

ところが，捜査当局は，杉山には，当初から被害者宅前の男は杉山とは違った人物であると強く述べていたと思われるＯＭを表舞台に出すことは危険と考えて言及させなかったし（証人として申請することも避けている），また，この段階で当局が把握していなかったW証人にも当然のことながら触れさせることができなかった。このことは，本件の自白が捜査当局の都合により左右されていることを如実に物語っている。

（３）犯行状況についての供述証拠を捏造する

捜査当局は，さらに，犯行状況はもとより現場の状況すら知らない二人に，強引にそれを語らせようとした。

二人は，事前に得ていた情報や取調官の示唆に従い，何とか供述をひねり出していく。櫻井はその取調べについて，「Ｖちゃん（被害者）がどんなズボンをはいてたんだ，茶色だったか，黒だったか，と聞くと，私はわかりませんから黒だったかな，茶色だったかなというと，考えてみろというんです。そこで黒だったかも知れないんですというと，いや，違うだろ，もっとよく考えろというような調子であのような調書になったわけです」と述べている。杉山も「向こうから聞いてきて，私がこうじゃないか，こうじゃないか，と言ったのを，その中から刑事が選んで書いた訳なんです。」と語っている。

こうして時間をかけて何とか現場については詳しく語ったような調書を作り上げたが，二人も取調官も知らない犯行状況となると，空疎な供述しか語らせることができない。二人の供述はますます混乱する。殺害方法を杉山による撲殺とし，物色はしていないとした櫻井の最初の供述がほとんど崩れ去るしかなかったことや，殺害・格闘や物色・強取に関する二人の供述が終始食い違い，最後まで調整がつかなかったことは，その状況を物語るものである。

このため，二人と取調官の想像の産物である供述は，容易に一致せず，次々と矛盾に逢着し，そうすると今度は辻褄を合わせるべく強引な誘導で供述を変えさせていった。その結果が，殺害行為，物色行為及び偽装工作に関する供述におび

ただしい変遷を生み出すこととなった。この点をとらえて，再審請求審の各決定は随所で捜査官の誘導を指摘し，さらに再審無罪判決は，自白の任意性に対する疑いを払拭できないとしたのである。

（4）犯行後の行動についての供述証拠を捏造する

前記のとおり，アリバイ潰しから二人を自白に追い込んだ捜査当局は，犯行後の行動を供述させるにあたっても，近隣の住民ＩＫらに二人に似た人物像を見たかのような供述をさせる一方，二人には，栄橋付近にいたＩＫやＥＴの情報に基づき，帰路の情景を供述させ，自白の補強をはかった。

また，櫻井が，当初，東京中野の兄ＳＡのアパートに行っていたとアリバイ主張すると，取調官は，兄は来ていないと言っているとウソを言って，混乱した櫻井に，柏の旅館に泊まったという１０月の出来事を８月２８日の夜のこととして供述させた。その後，兄やその勤め先のバー「Ｊ」のママからは，その頃には東京の兄のアパートやバーには来ていないという供述調書を強引に取り付け，杉山に対しても，ＳＡの調書を示し「８月中旬頃までしかいなかったと言っているぞ」と言ってアリバイを否定すべく追及した。

その後，櫻井がバーへ行ったことが否定できないと見たものか，取調官は一転して，櫻井の来店を認めながらも来店時刻は真実（午後９時頃）より遅い午後１１時半ころであるとママに供述させ，さらに，１２月中旬に，自白のように午後９時５０分発の列車で布佐駅を発ったとしても櫻井が１１時半にバーに着くことが不可能であることが判明すると，取調官は，今度は櫻井と杉山に，櫻井がバーに行ったことを否定させるに至っている。土浦支部決定は，列車乗車後の行く先等について「検察官調書で再びＳＡ方への到着時刻や到着後の行動の点が著しく変遷したのは，上記の判明事情を了知した吉田検事の誘導によるものである可能性が高い」としている。

４　証拠の改ざん，捏造の疑い

さらに，こうした供述証拠を作り出す途中で，供述調書や捜査報告書には，第３部第５章第５節５（10）で見たとおり，改ざん，捏造が疑われるものが複数ある。

このうち，布佐駅で駅員のＥが８月２８日午後７時過ぎころに杉山を見たとする８月３０日付け捜査報告書やＩが杉山を目撃した日にちに関する員面調書，捜査報告書，検面調書，Ｗが「杉山の仲間を捜査してみたら」と言っていたとの記載のある９月２０日付け捜査報告書は，いずれもＥ，Ｉ，Ｗといった重要な人物を目撃証人として作っていくうえで大事な時期のものであり，相当強引な証拠づくりがなされたことを窺わせるものである。

また，櫻井が本件犯行を「自白」させられた日の取調べの経緯，内容を記載した１０月１５日付け捜査報告書，同日付けの「留置人の言動について」と題する文書，櫻井のアリバイ主張に関する１０月２０日付け捜査報告書は，櫻井の供述経緯，供述経過を考えるうえで重要な時期のものであり，櫻井１０．１７録音テープの編集と同様に，不安定な櫻井の自白を補強しようとして作られたものと疑われる。

５　「犯行」を捏造する

以上のように，確定審の有罪判決を支えた自白と目撃証言等の供述証拠は，その犯

行ストーリーの全ての部分において，いずれも捜査当局の強い圧力のもとで捏造され，捜査当局の都合で歪曲され，作り上げられていったものであることがわかる。

その過程において捜査当局は，何度も供述証拠の危うさを感じたはずである。ＳＨの登場とその取消，ＩとＫの抵抗，Ｉ・Ｋ・Ａ及び櫻井の供述と杉山の供述の食い違い，杉山及びＩ・Ｋの供述とＥの供述の食い違い，ＯＭ親子の抵抗，自白の食い違い（殺害行為，物色行為），客観的事実との齟齬（侵入口，指紋，押入の布団，ガラス戸），自白とＦ供述の食い違い，そして自白の異常なまでの変遷。これだけの矛盾に直面すれば，これらの供述が真に記憶に由来するものでないことは，容易に理解できたはずである。

ところが，二人の取調官は，逆に，「他の日のことでもいいから言ってみろ」などという取調べを行い，前記（３）のとおり取調官の期待する答えがない限り供述を否定したうえでヒントを与えて誘導するなどという本末転倒の取調べを行った。

それどころか，再審における開示によって判明したことであるが，櫻井１０．１７録音テープの編集とともに前記（５）のとおり決して少なくない供述調書及び捜査報告書が改ざん，捏造されていたことが，疑われるに至っている。

かかる捜査と取調べは，真実を追求することとは無縁のものであり，虚偽の供述証拠を捏造し，「犯行」を捏造する行為以外のなにものでもない。

６　真実に背いた起訴

そして，吉田検事は，二人の無実を示す証拠はことごとく無視し，有罪とするために都合良く捏造された自白と目撃供述だけを頼りに，それら相互の間や，それらと客観的証拠との間の矛盾を隠蔽することに腐心し，無理やり起訴に持ち込んだのである。それは，誤起訴という言葉では到底言い尽くすことは出来ない，まさに真実に背いた起訴であった。

（１）本件強盗殺人の現場には犯罪の痕跡が多く残されており，多数の物証も存在した。それにもかかわらず，櫻井，杉山と犯行とを結びつける物的証拠は全くなかった。

警察段階の自白も目撃供述も，真実でないために物的証拠や客観的事実と一致せず，相互に食い違い，不自然に変遷するなど，信用性のないものであった。

捜査の過程で，検察官も当然のことながら警察段階の自白や目撃供述が信用性に問題のあることを認識していたはずである。

（２）また，検察官のもとには，

① 櫻井，杉山のものと一致する現場遺留指紋は全くないとする指紋照会回答書，櫻井，杉山のものでも被害者のものでもない毛髪の存在を示した毛髪鑑定書など二人が現場にいなかったことを強く推認させる証拠

② 「絞殺（推定）」と記載された死体検案書，絞頸行為をするに十分な大きさ（長さ）の首に巻かれたパンツ

③ ８月２８日夜に被害者宅前に立っていたのは杉山とは異なる特徴の人物であったとするＯＭ，ＯＴの供述調書

④ 櫻井，杉山を栄橋付近で目撃したのは８月２８日とは断定できないとするＩらの供述調書

等，自白や目撃供述の信用性に大きな疑問を投げかける証拠が多数存在していた。供述調書や，捜査報告書には，改ざんの痕跡さえ見て取れたはずである。

そこで，検察官が行うべきことは，物的証拠が消極証拠となり得るのではないかとの視点で自白や目撃供述を虚心坦懐に検討し，自白や目撃供述の存在のみに依拠することなく，犯人性を否定する方向についても十分に検討することであった。

（3）ところが，検察官が行ったのは，消極証拠は隠し，客観的事実との矛盾や相互の矛盾などを糊塗するため，「自白」や目撃供述を暗示，誘導によって操作して，櫻井，杉山を無理やり本件犯行に結びつけることであった。

第３部第５章第５節５（９）で述べたとおり，吉田検事が供述を録取した検面調書には，員面調書の供述記載から更に不自然に変遷している箇所が多数みられる。これらは，自白や目撃供述が相互に矛盾することがないように，また，客観的事実と矛盾することについては，矛盾を糊塗するように自白や目撃供述を操作した検察官自らの手による「供述証拠の捏造」の結果である。

しかし，それでもなお，完全に矛盾が解消されることはなかった。そのことを，検察官は真摯に受け止めるべきであった。

（4）このように，検察官は，供述の操作を含む供述調書・捜査報告書の捏造・改ざんを行い，あるいは，警察官が行ったそれらの行為を黙認し又は利用して，無罪方向の証拠については証拠を隠したままにして，さらに矛盾をできる限り隠蔽して，無理やり起訴に持ち込んだのである。

第２節　違法な公判活動

警察・検察の違法行為は，捜査過程においてだけではなく，公判活動においても行われた。証拠隠しと偽証によって，裁判所も巻き込んで，誤判への道を突き進んでいくのである。

１　証拠隠し

（1）確定１審

ア　第１節で述べたとおり，捜査段階において，二人に有利な証拠（消極証拠）が多数収集されていた。しかし，確定１審の検察官で捜査検事でもあった吉田検事は，これらの消極証拠は一切取調べ請求せず，もっぱら目撃証人の尋問と自白調書で有罪を立証しようとした。さらに，拘置支所移監後の有元検事に対する否認を「アリバイ工作」があったためとして，同房者３人を証人申請している。

イ　また弁護人は，目撃証言については，反対尋問で対抗するほか，これと両立しないアリバイを被告人質問で詳細に語らせるとともに，「犯行推定時間」前後の二人の行動を立証する証人を申請して，二人のアリバイ供述が信用できることを裏付けようとした。

その中で，主要な目撃証人のうちＩ，Ｋ及びＯＴは，公判で二人に有利な証言をしたが，検察官は，予め作成しておいた３人の検面を刑訴法３２１条１項２号に基づいて取調請求し，裁判所は特信情況を簡単に認めてしまった。この結果，終始一貫するアリバイ供述も目撃証言により排斥されてしまった。

もし弁護側が，目撃証人の捜査段階の供述に関する情報を入手していれば，安

易な２号書面の採用はなかったと思われるし，他の証人についても，有効な反対尋問を試みることができたと思われる。

ウ　第３部第５章第４節第３項（２）で述べたとおり，小嶌信勝弁護士（元検察官）は，最良証拠主義によって警察・検察において収集された「被疑者，被告人に利益となる捜査資料」が裁判所に提出されないことが，冤罪事件発生の主たる原因であると指摘しているが，布川事件はその典型と言える。

（２）確定２審

確定２審の弁護人は，検察官手持ち証拠の開示の重要性を十分認識し，書面及び口頭で何度も開示請求をしている。

開示された証拠は，「開示証拠のリスト」（巻末表１）に記載したとおり，この段階では多くはない。しかし，W証人の４３年３月１３日付け検面の開示を受けて，弁護人は，同証人に対し，１審証言との矛盾を指摘する反対尋問を行い，一定の成果をあげている。この段階で，さらに第１次及び第２次再審請求審で開示された証拠がすべて開示されていたら，おそらく確定審段階で無罪判決が出ていたのではないかと悔やまれる。弁護人の開示請求に対する以下の検察官の極めて不誠実な対応は，非難に値する。

ア　自白の任意性に関する証拠の不提出

自白の任意性に関する不提出証拠としては，以下のものがあげられる。

①　ポリグラフ検査に関する原証拠

弁護人は，櫻井が受けたポリグラフ検査の結果報告書の開示を求めた。警察は，検査簿，記録紙（チャート）及び捜査報告書（以下「原証拠」という。）を保管していたと思われる。検察官は，当初開示の必要性はないと回答していたが，その間に検査を担当した茨城県警本部の技官にポリグラフ検査鑑定書を作成させたうえ，この鑑定書だけを提出し，原証拠は提出しなかった。この鑑定書は「黒に近い灰色」を印象づけるものであるが，記録紙が添付されていないので弁護側には検証することもできない。早瀬は，公判で「反応は出なかったと聞いている」と証言している。原証拠を提出せず，検査実施から４年後に作成した二次的証拠を提出する検察官の対応は「証拠隠し」と言われても仕方がない。

②　早瀬の大学ノート

櫻井は，早瀬に対する反対尋問の中で，櫻井の供述を大学ノート２冊に筆記していたことを度々指摘し，早瀬もこれを認め，自宅に保管していると証言していた。また，証言する前にノートを確認してきたという証言も存在する。そこで，確定２審の弁護人は，早瀬の証人尋問前に，ノートの開示を請求したが，検察官は，「必要性なし」として開示を拒否した。これが開示されていたら，早瀬に対する有効な反対尋問が行われたはずである。

③　留置人出入簿

これは刑訴法２７９条の公務所照会に対する回答であるが，留置人出入簿原本が送付されず，「移記」したものが送付された。弁護人は，「移記のため全体的に疑問がある。」と主張し，原本の明瞭なコピーまたは原本を写真撮影し

たものを送付するよう求めたが，容れられなかった。第２次再審請求審で櫻井の取調情況に関する１７通の捜査報告書が開示された結果，移記した留置人出入簿が不正確であったことが明らかとなった。なお，不正確な留置人出入簿であっても，これが提出されたことにより，早瀬と久保木は，確定２審の証言で１審証言の誤りを一部認めざるを得なかった。

イ　目撃証言に関する証拠隠し（虚偽答弁）

第３部第４章第５節３で触れたとおり，目撃証人やアリバイ関係者の供述調書，捜査報告書については，弁護人の開示請求に対して，検察官は虚偽の答弁まで弄して証拠隠しを行った。

①　Wの捜査報告書３通

「開示証拠のリスト」（巻末表１）に記載したとおり第１次再審請求審でWについての捜査報告書３通が開示された。確定２審の弁護人は，検面のほかに，Wの１審証言を引用して昭和４２年９月上旬及び同４３年３月頃の員面があるはずだとしてその開示を求めた。これに対し，沖永裕検察官は，昭和４８年３月２０日付け意見書で「同人の検調はすでに当審第９回公判において提出済みであり，同人の員調はない。」と回答し，さらに同じ意見書の中で，Wを含む９名に関する「捜査報告書などは，いずれも同人らの証言，開示済みの検調，員調などと同旨の供述の要旨をまとめたものに過ぎず，重ねて開示を受ける必要はない」と虚偽の応答をしている。

しかし，第２次再審請求審の１，２審決定及び再審無罪判決において，捜査報告書３通がWの１審証言の信用性を否定する重要な役割を果たしている。これが確定２審で開示されてWの反対尋問に活用されていれば，都合３度にわたる反対尋問でも往路供述は崩れなかったという確定３審の評価も違っていたと思われる。

②　Ｉ，Ｋの捜査報告書及び員面，Ｉの有元検事に対する検面

確定２審の弁護人は，Ｉ，Ｋの捜査官に対する供述調書の開示を求めた。これに対し，検察官は，「検調は，すでに原審において取調べずみであり，同人らの員調は右検調と同趣旨であるので開示を受ける必要はない。」と回答した。

Ｉ，Ｋの捜査報告書及び員面が第１次再審請求審で，Ｉの有元検事に対する検面が第２次再審請求審で開示された。その結果，Ｉの検面の存在について虚偽の回答をしたことが明らかとなった。また，同人らの員面は，吉田検事に対する検面と同趣旨ではないので，この点についても虚偽の回答と言わざるを得ない。

③　ＯＴの捜査報告書及び員面

これについても検察官は，同人の員調は取調済みの検調と同趣旨であると回答している。しかし，第１次再審請求審で開示された捜査報告書及び員面は検面と同一ではなく，同人の初期供述によれば同人が見た人物は杉山ではないことが明らかであった。ここでも虚偽の応答をしている。

④　その他の証拠について

弁護人は，「その余の目撃参考人に対する供述調書，捜査報告書」の開示を

求めた。これに対し，検察官は，「証人として原審ならびに当審において取り調べられたことが一度もなく，その供述内容は本件と関連性，必要性も薄く，証拠価値が低いため開示を受ける必要はない。」と回答した。しかし，取り調べられていなくともOMやFの供述が本件と関連性，必要性も濃く，証拠価値が高いことは検察官は十分理解できたはずであり，この点でも偽りの回答をしたことは明らかである。さらに，第１次再審請求審では，OMと特定して開示請求をしたが，それでも開示されなかった。第２次再審請求審及び再審公判において，ようやくOMやFの捜査報告書，供述調書が開示されるに至ったが，このような重要な無罪の証拠が検察官の一方的判断により確定審に提出されなかったことが，誤判を招いた一因であると言わざるを得ない。

２　偽証

さらに，警察官が，録音テープの編集や捜査の違法を隠蔽するために，偽証をしていたことが明らかになった。そのほか偽証を疑われる事項も少なくない。偽証をした警察官のみならず，打合せのうえ尋問に臨んだ検察官の責任も問われるべきであろう。

（１）偽証が明らかな事項

以下の点の偽証は，否定の余地がない。

①　櫻井の１０．１７録音テープに関する偽証

早瀬は三度にわたりこのテープの存在を否定する証言をした（確定１審第２３，２４，２８回公判）。また，深沢も同様の証言をした（確定１審第２４回公判）。

②　杉山の１１．３録音テープ以前の録音テープに関する偽証

森井は，このテープの存在を否定する証言をした（確定１審第２８回公判）。しかし，同人が作成した杉山の１１．２員面に，「この前録音テープを使って調べられたときにも…」と記載されている。１１．３録音テープ以外にもう一本存在することが明らかである。

③　櫻井が８月２８日ＹＢ宅に宿泊していないことが判明した日に関する偽証

早瀬は，裏付け捜査により宿泊していないことがわかったのは１０月１５日午後であったと証言した（確定１審第２３，２４回公判）。１０月１０日付け捜査報告書の開示により，早瀬は，同日，ＹＢに会い，宿泊していない事実を直接確認していることが判明した。別件逮捕の意図を隠蔽するための偽証であった。

④　櫻井の本件強殺の取調べ（アリバイ捜査）に着手した日に関する偽証

早瀬は，確定１審では当初１０月１５日ごろと供述し（確定１審第２３回公判），その後同月１４日と１５日の２日ぐらいかかったと供述した（確定１審第２４回公判）。その後，確定２審で留置人出入状況調査表を示されて，１０月１３日午後からと供述を変更した（確定２審第１２回公判）。櫻井の取調情況に関する１０．１３捜査報告書の開示により，同日から本件強殺の取調べをしていることが明らかになった。これも別件逮捕の意図を隠蔽するための偽証と考えられる。

（２）偽証したことが濃厚と思われる事項

取調官の証言には偽証が疑われる事項がほかにも数多くある。とりわけ疑いが濃厚なものをあげる。

① ポリグラフ検査結果に関する偽証

「お前が言っていることは嘘と出た」と言ったでしょう，と櫻井が早瀬に尋問したのに対し，早瀬は「言っていない」と否定している（確定１審第２４回公判）。しかし，検査を受けるまで否認を続けていた櫻井が検査直後の取調べに何らのきっかけもなく自白に転じたことは不自然であること（土浦支部決定１８６頁），ポリグラフ検査に関する原証拠を提出していないこと等を考えると早瀬の偽証が強く疑われる。

② ＳＡの供述に関する偽証

「『ＳＡはお前のことを８月中旬位までしか光明荘にはいないぞと言っている。』と言ったでしょう」と杉山が久保木に尋問したのに対し，久保木は「無理な追及はしていない」という的外れな回答をし，杉山の指摘した追及の事実を隠そうとしている。

しかし，杉山からＳＡの調書のコピーを見せたでしょう，と尋問されて，久保木は取調室に持参したことを認めざるをえなかった（確定２審第１０回公判）。櫻井も８月２８日夜ＳＡのアパートの光明荘に泊まったと言ったのに，早瀬から否定され，それでアリバイが思い出せなくなった（確定１審第２４回公判）。さらに，Ｆの員面２通が開示され，１１．１員面では櫻井が８月２８日夜店に来たと供述しているが，１０．２５員面では二人が店に最後には来たのは８月２０日前後だと供述していた。

そこで，ＳＡについても員面の開示を求めたが，櫻井が８月２８日夜店に来たとする１０．２８員面しか開示されなかった。久保木の前記証言から見ても，この前に作成した供述調書があるはずであるが，検察官は再審公判においても「不見当」を貫き通し，前記の久保木が示したＳＡの調書を隠し通し，久保木の偽証をうやむやにしようとした。

③ 櫻井がアリバイを早瀬に話した日に関する偽証

早瀬は，当初取手警察署に再移監になった１２月１日以降であったと供述していた（確定１審第２３回公判）。次いで，櫻井から１０月２７日夜ではないかと尋問されて，早瀬はこれを認めた（確定１審第２４回公判）。ところが，検察官の尋問に対し，１０月２０日であったと供述する（確定１審第２６回公判）。第２次再審請求審において，１０．２０捜査報告書が開示された。これによると１０月２０日に櫻井がアリバイを主張したような内容になっている。しかし，この捜査報告書は後から作った疑いが濃厚である（第３部第５章第５節５（10）参照）。

（３）偽証の経緯

以上の事実は，ひとたび起訴された被告人の公判を維持するためには，捜査官が裁判所を欺く偽証すら辞さないことを明らかにした。

第３節　確定審裁判所の責任

警察・検察に，捜査段階の違法行為，公判段階の違法行為があったにせよ，裁判所に表れた証拠を刑事裁判の鉄則に従って真摯に公平に検討していれば，再審無罪判決と同様の結論に至ることができたはずである。まさにその役割が課せられていたにもかかわらず，

裁判所は，予断と偏見に満ちた判断しかできなかった。

１　画餅と化した無罪推定

本件の証拠構造が極めて脆弱であることは，誰の目にも明らかである。現場に残された犯罪の痕跡（物証）は，本件では多数存在したにもかかわらず，櫻井，杉山と犯行とを結びつける指紋，掌紋，足跡，遺留品等の客観的証拠は一切なく，二人と犯行とを直接結びつける証拠は自白しかなかった。目撃供述も，犯行を直接目撃したものではなく，櫻井，杉山と犯行とを結びつける自白を直接補強するものでもなかった。

このように本件で犯人性を立証する直接証拠は自白しかなく，しかも間接証拠も供述証拠しかない場合，それらの証拠評価が，有罪，無罪を左右することとなるので，無罪推定の原則を厳格に適用して，慎重の上にも慎重を重ねて証拠を評価すべきであった。仮に，何らかの要因で第１審の証拠評価が歪んでしまった場合には，控訴審や上告審が，それを是正すべきであった。

ところが，確定審では，上告棄却決定までが「全証拠」を慎重に検討したとして証拠評価を行ったとしながら，どの審級の裁判所もその役割を果たさず，第２部第３章のとおり，自白の任意性，信用性を肯定し，一連の目撃供述の信用性も認めてしまった。

ここでは，無罪推定の原則は画に描いた餅と化してしまっている。

２　自白偏重

このように確定審の各判決･決定が無実の二人を有罪とした最大の原因の一つは，捜査段階で作成された自白調書の偏重である。

前述のとおり，布川事件では二人と殺人事件を結びつける物証は全く無く，二人の犯行であるとする直接証拠は捜査段階の自白のみであり，その他は弱い間接証拠･補強証拠としての目撃供述しか無い。このような脆弱な証拠構造の事件においては，再審無罪判決のいうとおり，自白の任意性･信用性の判断には「殊の外慎重な姿勢」が必要とされる。

確定審の判決･決定は弁護人の追及に対し，言葉の上ではこのことを認め「各証拠の証拠価値および自白の任意性，信用性について綿密な吟味を必要とする。」（確定３審決定）とは述べながら，しかし実際の判断に当たっては脆弱な証拠構造には全く配慮せず，ひたすら自白調書のみに依存して二人を有罪としているのである。

３　「早期自白」の落とし穴

自白調書が偏重された原因の一つは，櫻井も杉山も，比較的早期に自白をさせられてしまったという事情にあると思われる。

確定３審の決定中にも，「被告人杉山は同年１０月１６日暴力行為等処罰に関する法律違反の事実により逮捕され，翌１７日に勾留され，代用監獄たる水海道警察署に身柄を拘束され取調を受けているうち，いちはやく当日本件犯行を自白していることが明らかである。」，「同被告人（櫻井を指す）が昭和４２年１０月１０日に窃盗の容疑で逮捕され，８月２８日を含むその前後ころの同被告人の行動について取調を受けているうち，１０月１５日から本件についての取調を受けるや，強盗殺人の犯行自体について厳しい追及を受けた段階でなく，深夜に及ぶ長時間にわたる取調を受けた事跡等もないのに，いちはやく同日本件犯行を自白するに至ったものである」と記載

されており，比較的早期の自白であったことが，自白調書偏重の一因となったことは間違いない。

４　「録音テープ」による幻惑

もう一つの原因は，警察の取調べの最終段階の「自白」録音テープの存在であると思われる。

確定３審決定は，「同被告人（櫻井を指す）の自白を録取した１時間３０分を超える録音テープが存在するが，その内容は，自ら体験しない事実ならばとうてい引続いて整然と供述しえないことを具体的に首尾一貫して供述したものであることなど，自白の任意性を肯認すべき事情の存することを合わせ考えると，被告人櫻井の自白には任意性を欠くとの所論を採用しなかった原判決は正当として是認できる。」，「同被告人（杉山を指す）も自白を録音テープに録取されているが，約２時間にわたるその内容は，体験した者でなければ供述しえないことをよどみなく具体的に前後矛盾せず供述していることが窺知されること，したがって，『誘導されているうちにすっかり覚えた，わからないところはこう答えろと指図された。』とする同被告人のいうところを採らなかった原判断は相当であるということができる。」としており，録音テープが自白偏重の原因であったことも，また間違いないと思われる。

５　事実上の有罪推定

（１）予断と過信

しかし，これらを超えて，最も大きな原因は，裁判官の被告人の主張に対する予断･偏見と捜査官の証言に対する過信だったのではないかと思われる。そして，これらの予断，過信を生んだ一因は，高い有罪率のもとで，検察官が起訴してくるものは，ほぼ間違いなく有罪であると判断してしまう事実上の有罪推定が働いてしまっていたことにあると思われる。

再審公判の被告人質問で，杉山は裁判官の勾留質問の状況を次のとおり答えている。

「裁判で闘おうと思っていたんで，もう裁判官に認めたら終わりだと思っていたんです。それで，裁判官の勾留質問でその調書をぱらぱら見ながら，これに間違いないかと言われたんで，いや，私はやっていませんと言ったんです。」

「その裁判官にもっと言われまして，何，やっていない，じゃ，被害者のうちへ行って上がり込んで話し込んできただけかと言われたんで，いや，私は被害者の顔も知らないし，うちも知りませんと言ったら，おかしいなと，そこで終わったんですけど，それが一審の確定審の裁判長なんです。後でわかったんですけど。」

この裁判官は１審の公判廷でも二人に対し，

「犯人とされちゃうとしても，自分がやっていなければやってないと頑張るべきじゃないか」

「検事の調書作りに犯行を犯してもない人間が協力する必要はないじゃないか」などと執拗に追及している。

裁判官の被告人と捜査官に対する姿勢の違いは確定審の各判決・決定からも明らかである。「本件全記録によっても，捜査段階において両被告人に対し強制，拷問もしくは脅迫が行われた形跡は全く認められず」「第２２回公判調書中の証

人吉田賢治（本件について捜査し公訴を提起した検事）の供述部分によれば，捜査官においてそのような取調べをした事実は認められないので，これと対比して被告人両名の右供述部分は信用することができない。」（確定１審判決）

二人の取調べの状況についての判断はこれが全てである。

確定２審判決は若干の説明は加えているが基本的には確定１審判決と同じである。供述調書中の自白の変遷，矛盾，あるいは事実に反することの説明として，捜査官はしばしば，被告人が後日公判廷で争うために故意に事実に合わない虚偽の供述をすることがあると主張する。そして，さらに被告人にその旨の供述をさせ，調書に記載する。確定３審は捜査官のこのような主張をそのまま容認している。「一般に捜査官が被害金額を確認し得ない案件においては，迎合供述あるいはでまかせ供述をすることがある場合，故意に金額等についての供述を変転させ，後に至って犯行を否認する足がかりにするという場合等，色々の態様を考え得る。」「これによれば，被告人櫻井の供述の変転は，右の一般例の故意による供述の変転の場合にあたると推認しうる。」（確定３審決定）

ちなみにこの点について再審無罪判決は「当時，２０歳を過ぎたばかりで公判請求をされた経験もない被告人櫻井が，そのような狡猾な考えの下，殊更詳細にわたる虚偽の供述を重ねていくなどとの経緯は考えにくい上，そもそもそのようなことで説明のつく供述状況であるとも思われない。」と正当に判断している。

（２）危険な証拠構造

しかも，本件は，以下のように，いずれの供述を信用するかという証拠構造にあっただけに，予断と偏見が誤った事実認定を招く危険性が高かった。

すなわち本件は，（ａ）犯行時間帯と考えられる時間帯に犯行現場付近に二人がいたという自白の筋書きと，（ｂ）犯行時間帯と考えられる時間帯に犯行現場付近にはおらず，東京にいたとのアリバイとが真っ向から対立しており，（ａ）と（ｂ）のいずれか一方が真実であり，一方が虚偽であって，両立し得ない関係であった。

そして，（ａ）が真実であるという証拠として自白と一連の目撃供述があり，これらは同時に（ｂ）が虚偽であるという証拠ともなるという関係になる。

また，櫻井，杉山は，取調官の強制，誘導，偽計等があったとして，自白は虚偽であると主張したが，この主張が通れば，（ｂ）が真実であるということに結びつくことになり，強制，誘導，偽計等を一切否定する取調官の証言が真実であるということになれば，（ａ）が真実であることに結びつくという関係になっていた。

このような証拠の構造と，被告人の言い分は信じられない，捜査官の証言こそ正しいとの予断と確信とが裁判官によって結び付けられた結果，本件は，極めて脆弱な証拠構造であるにもかかわらず，前記（ａ）こそが真実であり，（ｂ）は虚偽であると評価され，二人は強盗殺人犯とされてしまったのである。

それゆえ，本件のような脆弱な証拠構造のもとでは，常にも増して，万が一にも無実の者に犯罪者のレッテルを貼り，処罰するようなことになってはならないという謙虚さを持って客観的証拠を精査し，供述調書，証言を吟味すべきであった。

（3）公平な判断者としての責任の放棄

しかし，確定審の裁判所には，謙虚さも，慎重さもなければ，真実解明のために最善を尽くそうとする積極性もなかった。

ア　強制，誘導（誤導），偽計等により無実の者に犯行を認めさせた違法な捜査は，自白の変遷，自白内容の不合理性･不自然性，二人の自白相互の相違，自白と客観的事実との矛盾等々，必ず供述調書にその痕跡を残す。その問題点を周到･綿密に検討すれば，事案の真実が解明されるはずである。

しかし確定審の判決･決定には，謙虚さも，慎重さも皆無であった。これまで詳述したとおり，論理則･経験則を無視した恣意的な判断を重ねている。第２次再審での土浦支部決定，高裁決定，再審無罪判決の丁寧な分析に基づく慎重な判断と対比すれば一目瞭然といえよう。

イ　確定審ことに確定２審において，弁護人は再三にわたり公判未提出証拠の開示を求めたが，これに対する裁判所の対応は著しく消極的であった。僅かにＡの検面調書，Ｅの員面調書の開示を命じたのみで，他の請求をことごとく却下している。

第２次再審で開示された証拠のうち，相当数をこの段階で請求していることから見れば，裁判所が真実解明に著しく不熱心であったことも誤判原因の一つとなっていることは明らかである。

ウ　そして，予断と偏見に囚われて，被疑者，被告人は罪を逃れるために嘘をつく，警察官，検察官が嘘をつくはずはないとの「確信」のもとに，自白偏重の「判断」を下してしまったのである

６　確定審裁判所の責任は重大である

再審無罪判決は，詳細な検討の結論として「本件における特異な証拠関係の下，被告人両名の自白の任意性，信用性の判断について，殊の外慎重な姿勢でこれに臨むことが強く求められる中，これだけ多くの点において，それらを減殺ないし否定する方向に働く事情が存することは，極めて厳粛にこれを受け止める必要があることは明らかである。そうすると，被告人両名の捜査段階における自白については，いずれもその信用性を肯定することはできず，さらにはその任意性についてもそれ相応の疑いを払拭することができないというべきである。」と述べている。

第２次再審で弁護人は多くの新証拠を提出し，再審公判では，旧証拠とともに，再審開始決定において新証拠として認定されていないものも含む新証拠すべてを総合して判断がなされているが，新証拠のうちのかなり多くの部分は，確定審の段階で適用されるべき経験則を裏付ける実験報告書や鑑定書や意見書である。そして，再審無罪判決が実質的には旧証拠を再評価して確定審と異なる判断をしている事項も多い。新証拠が適正な証拠評価のために重要な役割を果たしたことは事実としても，これらがなくても，確定審段階での証拠評価において，正しい経験則に基づく判断をすれば，再審無罪判決と同じ結論が導きだされたはずである。

確定審裁判所がその職責を真っ当に果たしていれば布川事件は本来４０年以上前に，確定審で無罪とされるべき事件であった。その職責を果たさなかった，確定審裁判所の責任は重い。

第４節　弁護活動について

冤罪を生んだ原因の一端は，弁護活動にもあることは否めない事実である。

当時の制度として，とりわけ，捜査段階における弁護人依頼権が実質的には欠如していたことが冤罪を生んだ最も大きな要因であるが，それに加えて，櫻井さんに最初についた国選弁護人の弁護活動は，弁護人としての活動の名に値しないものであったことは指摘せざるを得ない。

１　別件で逮捕，勾留された櫻井，杉山は，接見禁止によって外部との交通を遮断された状態であり，まだ２０歳，２１歳で，成人になったばかりであったのであるから，最も弁護人の援助が必要な状態であった。

しかし，当時，現在のような当番弁護士制度もなく，被疑者国選弁護制度もなく，自ら私選弁護人を依頼できる状況でない限り被疑者段階で弁護人の援助を受けることはできなかった。

２　そのうえ，櫻井は，１１月１３日に，別件窃盗などの公訴事実によって起訴された後も，速やかに選任されるべき国選弁護人がなかなか選任されず，実際に選任されたのは，本件強盗殺人事件について１２月２８日に起訴された後の，１９６８年１月５日になってからであった。

もし，１１月１３日の起訴後，速やかに国選弁護人が選任され，強盗殺人事件についても疑いをかけられていたことがわかって，強盗殺人事件について，櫻井に助言が与えられていたら，その後の虚偽自白を防げたかもしれない。当時も，窃盗事件について選任された国選弁護人が，接見の際，強盗殺人事件について助言を与えることは何ら禁止されていなかった。

３　杉山については，別件での起訴後は私選弁護人がついたが，もっぱら別件での弁護であり，強盗殺人事件についての弁護活動は行われていなかった。

ここでも，強盗殺人事件について，杉山に助言が与えられていたら，その後の虚偽自白が防げたかもしれない。

４　以上の点については，今から振り返ればということであって，櫻井の国選弁護人の選任が遅れたことを別とすれば，批難に値することとまでは言えない。

しかし，以下に述べる，櫻井について最初に選任された国選弁護人であるＬ弁護士については，当時であっても，懲戒相当とされても仕方が無いと思われる弁護活動であった。

Ｌ弁護士は，強盗殺人事件という重大な事件の弁護人でありながら，第１回公判期日の一週間前に初めて接見に訪れ，櫻井とは何の打合せもせず，櫻井に，私選への切り替えを求めて，帰ってしまったのである。その後も，同弁護士は，弁護活動らしい弁護活動はしなかった。証人尋問も，反対尋問は，櫻井自身が，自分で行わなければならないような状況であった。挙げ句の果て，同弁護士は，１９６８年６月１０日，公判期日に欠席して，解任されるに至るのである。

櫻井は，Ｌ弁護士がなかなか接見に来てくれないこと，調書も読んでいないこと，話も最後まで聞いてくれないことなどに対して，獄中日記に不安や不満を何度も綴っている。

Ｌ弁護士が解任される少し前の１９６８年６月４日の日記には，以下のように綴

られている。

「あさってに公判が迫ったのに，Ｌさんは全然顔を出さない。どんな積りなのだろう。次回公判では，弁護側証人請求なのに，どうするのだろう。Ｌさんが俺の弁護に嫌気が出ているのは分かる。でもそれならそれと自分の父なり，兄なりに弁護人の専任を言うべきだ。あの人には弁護人としての誠意が一つも感じられない。七回目の公判を向へているのに，俺の弁護人が８月２８日の行動を知らないのだと言って誰が信用するだろう？全く呆れ果てた。何でも銭の世の中だから仕方ないとしても，余りにもひどい。真実が分り出所出来たら俺はあの人の弁護人としての資格を日本弁護士会に訴えて出る積りだ。俺が事件の日のアリバイを話そうとすると，“まだ先が長い”と言って聞こうとしない。畜生！！・・中略・・それにしてもしっかりした弁護人が欲しいよ。俺の８月２８日のアリバイを捜せば，必らず証明される事が出て来る。それは確信がある。でもそれを捜す事が出来ない。あの人は聞こうともしないんだ。辛いぜ，全く。十万・・・これで俺の無実が分るのか。もし真実が分らなかったら，俺の体が１０万位か・・・」

もし，櫻井の国選弁護人が，当初から熱心な弁護活動をしていれば，アリバイの立証もある程度可能であったかもしれないし，証人尋問で，より多くの成果をあげることもできたかもしれない。

５　これらを含め，捜査段階，確定審第１審の初期の段階で，弁護人の援助を得られなかったことも，冤罪の原因の一つである。

第２章　再審布川事件の成果と課題

次に，布川事件の再審の成果とそれが明らかにした我が国の刑事司法と刑事再審の課題について述べる。

第１節　刑事司法の課題

本件強盗殺人事件が起きたのは１９６７年であり，当時と現在とでは，刑事司法を取り巻く制度も変化してきてはいる。しかし，厚労省元局長無罪事件をはじめとして，近時明らかになっている刑事司法の問題点の本質は，残念なことに，当時と少しも変わってはいない。布川事件が浮き彫りにした我が国の以下の刑事司法の課題は，現在の課題でもある。

布川事件の再審請求審と再審公判は，我が国刑事司法に内在する数々の問題点を浮き彫りにし，かつ，決定や判決はその中で貴重な指摘をしている。そのことは刑事司法に関する一つの成果であり，以下においてはその成果を確認しながら，刑事司法の今後の課題について論ずることとする。

１　捜査段階について

（１）身体拘束をテコにした取調べを許さない

ア　別件逮捕

我が国では，「身柄をとる」という言葉に象徴されるように，身体拘束をテコに自白を迫るという捜査手法が常態化している。とくに乱暴極まるのは，布川事件のように，本件の嫌疑がないのに些細な別件を口実に逮捕し，本件につ

いての自白を迫るやり方である。「見込み捜査」どころではなく，投網を打つが如き捜査手法である。

本件強盗殺人事件が発覚から１か月以上過ぎても，犯人検挙に至らず，捜査が難航する中で，捜査当局は，前科のある者や素行不良者でアリバイのはっきりしない者をしらみつぶしに調べていたものの捜査に進展はなかった。最後の標的となったのが，櫻井，杉山であった。そして，前章で述べたとおり，櫻井が軽微な別件で逮捕され，遅くともその３日後からは，本件強盗殺人についてのアリバイ追及が始まり，代用監獄での，言い分を聞かない，いつ終わるとも知れない，そして偽計と脅迫を用いた取調べによって，自白に追い込まれた。

身体拘束をテコにした取調べを招く，別件逮捕・勾留は，今後，厳格に規制される必要がある。

イ　法の定めた勾留期間の潜脱

法の定めた逮捕・勾留期間を潜脱する身体拘束の継続も，虚偽の自白を生む原因となっている。関連する事件をあえて細分化し，罪名を順番に変えて逮捕・勾留と勾留延長を重ね，別件起訴後の勾留を利用する。その保釈には徹底して反対し，身体拘束と取調べがいつまで続くかわからない状況に追い込んで本件での自白を迫るという捜査手法は，多くの事件で絶大な威力を発揮してきた。

布川事件でも，別件逮捕の案件の勾留期間の一部と，別件起訴後の勾留の大半が本件の取調べに流用され，本件での取調期間は約２か月半に及び，再審無罪判決でも「本件有罪部分に係る起訴後の勾留が本件強盗殺人に係る捜査に利用されたなどとの事情も否めない」と指摘されている。

（２）密室での違法な取調べを許さない

ア　密室の取調べ

捜査に行き詰まった当局が，次にすることは，逮捕で「身柄」をとった被疑者を密室に押し込み，やりたい放題の取調べによって被疑者に口を割らせることである。それができるのが，優秀な取調官とされる。

布川事件では，土浦支部決定や東京高裁決定が，随所で警察官はおろか検察官の誘導を指摘して「虚偽自白を誘発しやすい状況」にあったことを認定し，さらに再審無罪判決は「強要」にも言及したうえ，自白の任意性を否定した（第４部第３章４）。このような重大事件で，しかも，比較的早期に自白した事件で，任意性が公権的に否定されたことの意義は大きい。

イ　取調べの全過程の録画・録音が必要不可欠である

布川事件では，自白調書の異常な変遷，公判での被告人本人の主張・供述の一貫性，そして櫻井１０．１７録音テープの開示を発端とする偽証や誘導の事実の発覚という要因が重なって初めて，４４年かけて任意性の否定ができた。

しかし，このようなことがなければ取調べ経過に関しては水掛け論となってしまうのが通常であり，他の事件でも密室取調べの実態がすぐこのような形で明らかにできるわけではない。この密室での違法な取調べを許さないために，取調べの全過程の録画・録音は当面する重要な実践的課題である。

しかし，取調べの録画・録音が一部に止まるならば，それは，かえって冤罪の促進要因にもなりかねない。この点で，再審請求審の諸決定と再審無罪判決は，重要な指摘をしている。大切な点であるので，関連部分を以下に引用する。

高裁決定は，「請求人らの自白を録音したテープが存在することについては，これらの録音は，取調べの全過程にわたって行われたものではない上，前記のように変遷の著しい請求人らの供述の全過程の中の一時点における供述に過ぎない。そして，請求人らの供述は，その録音テープが取られた後にも著しく変遷しているのであるから，そのような録音テープが存在するというだけで，請求人らの供述の信用性が強まるものとは思われない。」としている。

再審無罪判決は，「そもそも，供述の録音が，取調べの全過程においてなされたものではなく，各録音テープに録音されている供述は，他の供述調書に記載されている内容と概ね同様の内容を繰り返し述べているに過ぎず，録音される前後の捜査官と被告人両名とのやりとり等も何ら明らかではない上，前記のとおり，録音前に捜査官らによる何らかの働きかけがあったことも少なからず推認され得るところであることからすれば，録音されている被告人両名の供述が具体的で，捜査官による誘導的な質問がなく，被告人両名が自ら進んで供述している印象を与えるものであること等を考慮しても，被告人両名の各自白調書以上に，そこから特に独立した証拠価値を見出すことは困難というべきである。」としている。

それゆえ，取調べの全過程の録画・録音は緊急の課題といってよい。

ウ　取調べ時間の規制の必要性

深夜にわたる長時間の取調べも自白獲得の手段として用いられ，虚偽自白につながった。

愛媛県警から流出したいわゆる「愛媛県警マニュアル」（平成１３年の日付のあるもの）は，ベテランの捜査官が警察学校での講義に当たり，取調べに対する考え方等を作成し，使用したものとされるが，その中には，「被疑者の言うことが正しいのではないかという疑問を持ったり，調べが行き詰ると逃げたくなるが，その時に調べ室から出たら負けである」，「否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ（被疑者を弱らせる意味もある）」などと記載されている。

現在，内部的な規則で取調べ時間について一定の制限がかけられているが，抜け穴があって有効な規制とはなっていない。取調べの連続時間に対する厳格な制限のないことについては，拷問禁止委員会の最終見解においても，懸念が表明されており，取調時間の実効的な規制が必要である。

（３）代用監獄を早期に廃止する

このように，取調べは密室の「虚偽の自白を誘発しやすい状況」の中で，強制や誘導のもとに行われたが，代用監獄での拘禁がこの取調べに大いに活用された。留置場の中の仮眠室で取調べられた櫻井の場合は，最大限の利用であった。

この点で，東京高裁決定が，二人が一度拘置支所に移監された後の代用監獄への再移監（逆送）について，「虚偽自白を誘発しやすい状況に請求人らを置いた

という意味で，請求人らの警察署への再移監には大きな問題があったというべきである。」と指摘したことは，重要な意義がある。

現在は，警察組織内部での「捜査と留置の分離」が一応決められている点で，当時とは異なっている。さすがに現在は留置場の中の仮眠室で取調べられたりすることはないと思われるが，捜査も拘禁も同じ警察が行っているという代用監獄の本質は変わっておらず，現在も法律上，捜査担当者が留置業務を行うことは禁止されていないなど，「捜査と留置の分離」が法律上徹底されているわけではない。

布川事件は，身体拘束を自白獲得の手段とする，いわゆる「人質司法」に対する警鐘を鳴らしているとともに，こうした代用監獄が早期に廃止されるべきとのメッセージを発しているのである。

（4）引き返す勇気をもつ

警察や検察は，ひとたび，ある人間を犯人と目して逮捕・勾留して取調べをして「自白」や有罪方向の「供述」を獲得した以上は，その後の捜査の過程で客観的証拠と矛盾し，「自白」や「供述」そのものに様々な問題点があろうとも，後戻りはしないということが綿々と行われてきた。

「引き返す勇気」など微塵も持ち合わせず，客観的証拠と矛盾することについて，「自白」や「供述」は虚偽ではないか，本当は，無実なのではないかと，無罪推定の原則からすれば当然のこれらの検討を怠り，あるいは，あえて，そのような検討を避ける。誤りが発見されても，捜査機関が捜査方針や事件の見立てを見直さず，引き返すことをしない，ということが，現在までずっと繰り返されてきた。若狭勝・元東京地検特捜部検事は『自由と正義』（２０１１年９月号）誌上において，「逮捕＝テイクオフ（離陸）後は，起訴に向けて心を一つにする。テイクオフ後は，起訴に反対する意見は鳴りをしずめる。テイクオフした以上，起訴しなくてはいけないという症候に陥る。」として捜査機関にひそむ病理について述べている。

むしろ，問題点を隠蔽し，「自白」や「供述」を一見問題ないものに仕立て上げ，場合によっては，証拠の捏造や，偽証までして，有罪立証が万全であるかの如く見せかけて，有罪を求める。そのようにして，見せかけだけ事件を解決するということが行われてきた。

無実の者が犯罪者に仕立て上げられる（それは真犯人が取り逃されているにもかかわらず，「事件が解決」したかのように社会全体に思わせてしまうことでもある）ようなことは，万が一にもあってはならないことである。布川事件の経過を見れば，以上の実情は明らかであろう。

このような状況を変えていかなければならないということも，布川事件が発したメッセージの一つであった。事は，検察・警察内部での改革によらねばならない部分も多いが，冤罪事件の徹底的な検証など本節で述べる諸課題を実現していくことがその大きな力にもなるはずであるし，違法行為を重ねて冤罪に招く者に対しては，厳しくその責任が問われ，制裁が課されるべきであろう。

（５）被疑者弁護を強化する

前章で述べたとおり，櫻井は軽微な別件で逮捕された，遅くとも３日後からは，本件強盗殺人についてのアリバイ追及の形で本件の取調べが始まった。接見禁止で誰とも会うことはできない中で，当時２０歳の櫻井は，自白に追い込まれていった。「櫻井と杉山がやった」との筋書きを突きつけられて，杉山と誰かがやったと思い込まされた櫻井は，杉山とやったとの筋書きを言わされ，杉山も，別件で逮捕され，ほどなく虚偽の自白をさせられる。

以上の経過を見るとき，逮捕直後に，弁護人がついていれば，自白をさせられなくてすんだかもしれないし，いったん自白させられたとしても，撤回も可能であったであろう。また，この時点でアリバイについて調査が出来ていれば，アリバイの立証ができたかもしれない。

さらにいえば，諸外国のように，弁護人の取調べへの立会権があれば，虚偽の自白をさせられることはなかったであろう。

被疑者弁護，ことに，被疑者国選弁護の重要性と強化の必要性を指摘できる。

２　公判段階について

（１）身体拘束を否認を封ずる武器とさせない

身体拘束の猛威は，公判段階でも続く。否認事件では保釈も容易に認めないという運用は，それ自体，被告人の防御権を侵害するものというべきであり，前記１（１）の，逮捕・勾留の要件の厳格化とともに，保釈の審理のあり方にも再検討が求められているといえる。

最近まで検察の最前線にいた大坪弘道・元大阪地検特捜部長はその著書『勾留百二十日　特捜部長はなぜ逮捕されたか』（文藝春秋）の中で，「否認する被疑者の保釈を阻み，長く拘置所に閉じこめておくのは，検察の常套手段である。これを人質司法という。否認を続けると保釈が容易に認められず長く勾留されてしまうのでは‥‥‥という被疑者の不安・恐怖心理を利用し，自供を迫る。それをほのめかすか，暗黙のうちにやるかは人それぞれだが，これは検察官の大きな武器である。弁護士接見の拡大，被疑者国選弁護人制度の導入など，検察に対して種々の掣肘が加えられる中にあって，ある意味で検察に残された唯一のカードがこの人質司法である」と身体拘束が自白強要の武器の役割を果たしていることを率直に告白している。

本件では保釈についての問題はないが，保釈の運用にも現れるこうした「人質司法」のあり方については，大胆な検証と改革が求められている。

（２）証拠を全面開示させる

ア　証拠隠しの罪

布川事件において再審開始につながった証拠のかなりの部分は開示証拠が占めている。毛髪鑑定書，櫻井１０．１７録音テープ，死体検案書，首締めパンツ，口詰めパンツ，目撃証人の初期供述，ＯＭの供述，アリバイにつながるママの供述などである。再審無罪判決でも，毛髪鑑定書，櫻井１０．１７録音テープそして目撃証人の初期供述は，無罪判決の有力な根拠とされた。

本件は，確定審で公正な審理がなされていれば無罪判決が得られるべき事件

であったが，以上の証拠が確定審で開示されていれば，確実に無罪判決が言い渡されていたであろう。その点で，証拠隠しの罪は限りなく重い。

イ　全面開示の必要性

以上の経過自体が，全面的証拠開示の必要性を示している。

加えて，このうち目撃証人の初期供述，ＯＭ供述及びアリバイ関係供述ついては，第１章第２節のとおり検察官が虚偽の答弁をして開示を逃れ，また，櫻井１０．１７録音テープについては警察官が偽証をしてその存在を隠匿したという現実がある。

刑事訴訟法の改正により，一定の事件については，公判前整理手続を通じて，類型証拠と主張関連証拠の開示がなされ，そのことが刑事弁護のうえで一定の成果を挙げていることは確かであるが，布川事件や厚労省元局長無罪事件の証拠改ざんの現実を目の当たりにすると，開示不開示に関する判断を検察官に委ねるシステムには限界があると考えざるを得ない。布川事件も含め，これまでの再審・冤罪事件の経験をふまえ，現行の証拠開示の規定を早急に見直し，証拠の全面開示か少なくとも実効性のある目録の開示を実現することは必須の課題であり，しかもそれがすべての事件で行われる必要がある。

ウ　客観的証拠の保管のあり方について

これを客観的証拠の管理，保管上の問題から，客観的証拠へのアクセスという観点で考えてみたい。

布川事件でも，指紋について，被告人，弁護人側で検証しようにも，採取された指紋にアクセスすることはできなかった。確定２審の段階でようやく資料の一部が開示されたに止まる。毛髪も採取されていたが，確定審では，鑑定書は開示されず，第２次再審請求審でも，当初，２通のうち１通は隠されたままであった。確定審当時，毛髪自体へのアクセスは勿論のこと不可能であった。また，ポリグラフ検査の結果のチャート紙も，確定審では隠されたままで，第２次再審請求審でのその存在に関する検察側の回答は，洪水で流出してしまったというものであった。

客観的証拠について，第三者機関が保管しており，被告人側や弁護人側もアクセスすることができれば，被告人，弁護人の立場で検証が可能であり，そのことによって，より早期に櫻井さん，杉山さんが無実であることが判明したはずである。布川事件の経過は，客観的証拠の第三者機関での保管の重要性を示すものである。

布川事件では，再審公判に至って検察官が新たな有罪立証としてＤＮＡ型鑑定を求め，裁判所によって却下されたが，その判断の中で，鑑定資料の保管体制の問題を指摘された。今後，ＤＮＡ型鑑定などの実施が多くなるであろうことが予測される中で，科学的捜査とされる分野での捜査機関側の操作を許さず，被告人，弁護人からのアクセス，検証を可能にする，第三者機関の保管その他，体制の整備が重要であることも明らかになったといえる。

（３）予断を排除し，安易に「任意性」を認めない

ア　予断の排除

わが国の刑事裁判の無罪率は著しく低い。

前記のとおり，起訴基準が高いとされることが裁判所に対して，検察官が起訴してきたものは有罪に間違いないとの事実上の有罪推定の効果をもたらし，否認をしている被告人の捜査過程や取調べ過程に関する供述は虚偽であり，取調べ捜査官の供述こそが正しいとの判断にもつながっていることは否めない。布川事件についても，再審無罪となるまでの経過を見れば，そのことは明らかであり，確定審の誤判の原因の一つに，被告人に対する予断と偏見，その一方での捜査官に対する過信があることは先に述べたとおりである（本章第３節）。

自白の任意性判断において，この根拠のない予断が大きく結論を左右する。

イ　任意性

第２次再審請求審では，櫻井の最初の自白の翌々日の録音テープが開示され，確定審で，録音テープは１本しか録っていないとしていた警察官の証言が偽証であったことが判明し，自白経過も仔細に検討された結果，取調べ経過に関して，櫻井，杉山の供述の方が真実であると認定され，さらに，再審無罪判決では，これまで述べてきたような一連の身体拘束の状況や，取調べの実態をとらえて，自白の任意性が否定されるに至った。

しかし，任意性の有無については，いくら被告人が取調べの実情を公判で訴えても，自白調書に被告人が署名した事実があり，捜査官が違法な取調べを否定すれば，捜査官の証言が採用されることが多い。警察官僚出身で「死刑廃止を推進する議員連盟」の有力メンバーである亀井静香さんも「たいていの場合，裁判官は自分の目の前にいる被告人の公判証言よりも，警察官や検察官の作った調書の方を信じるんです。」「きちんと背広を着てネクタイした検察官が作った調書と，私みたいに人相の悪い被告人の言うこととどっちが信用されるか，ということです。」と述べている（『冤罪ファイル・第３号』（キューブリック）のインタビュー）。

布川事件の確定審では，①比較的早期の自白であったこと，②警察での取調べの最終段階の取調べ録音テープの存在，そして，③取調べ警察官，検察官の証言を根拠に，自白の任意性が認められた。

しかし，比較的早期の自白であることが自白の任意性・信用性を担保しないことは，後記の木谷教授の報告でも触れられているほか，イリノイ大学のスティーブン・Ａ・ドリズィン教授らの研究が，無実の人でも，重罪であっても，早期に自白することを実証したことから窺われる（スティーブン・Ａ・ドリズィンほか『なぜ無実の人が自白するのか』日本評論社）。足利事件はこれにさらに例証を加えた。

また，録音テープの評価についても，櫻井１０．１７録音テープが開示される以前でも，警察の最終段階の録音テープの供述内容と，その前後の供述の異常な変遷を辿るだけでも，およそ信頼をおけるようなものではなかったことは明らかである。

さらに，二人は，取調官に対し，取調べを体験した当事者だからこそできる迫真的な質問をしており，その両者の供述内容を公平な目で比較してみれば，

土浦支部決定が喝破したとおり，取調官の供述態度は「他の証拠で明らかにならない限り，極力供述を回避し，又はその存在を否定しようとする姿勢が顕著で」,再審無罪判決のように，取調官の証言により二人の供述の方がはるかに信用できるとの正しい評価がなされたはずだが，確定審の裁判所は，前記の警察での取調べの最終段階で作成された録音テープ等に惑わされて自白の任意性を簡単に認めてしまった。捜査官の証言を鵜呑みにした確定審には，やはり抜きがたい予断と偏見があったと言わざるを得ない。

木谷明・前法政大学法科大学院教授（元裁判官）は，東京地裁平成１２年１１月１３日決定（判例タイムズ１０６７号２８３頁）を素材に，裁判所が任意性に関する判断において，取調官をこれ以上ないくらい信頼する一方で，被告人の弁解には，些末な点にも厳しく追及してくることを指摘し，その根底にある３つの点について，批判を加えている（成文堂「鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集・下巻」所収，木谷明『自白の任意性判断などに関する提言』）。すなわち，①「社会秩序を維持するため厳しい取調べをして自白させることも許される」との発想は，「既に克服されたはずの前近代国家の思想」であり，②「無実なら虚偽の自白はしない」という考えも，重大事件でも比較的短期間の取調べで虚偽自白に落ちた者が多数いることからみて誤解があり，③「取調官の嘘の弁解の動機や可能性はない」というが，捜査官にしても事件の捜査を壊すことを避け，組織における自分の立場を守るために虚偽の弁解をすることはありうることを指摘する。

裁判官が，こうした洞察力ある識者の意見に耳を傾け，被疑者・被告人に対する予断を払拭するには，さらに法曹養成や，国民による裁判所の監視と批判にまで至る広範な議論が必要と思われる。裁判官が，冤罪被害者の講演や体験談を聴く機会を定期的に設けるくらいの大胆な取り組みがなされてもよい。

（４）２号書面の安易な採用を許さない

確定審は，自白の任意性を安易に認めたうえで自白調書を採用するとともに，法廷で真実を述べた証人（Ｉ，Ｋ及びＯＴ）の証言を採用せず，特信情況を安易に認めて，誘導によって作成された虚偽の供述調書を刑訴法３２１条１項２号書面として採用した。

第２次再審請求審に至って初期の供述証書や捜査報告書の開示が進み，これらの証人に対していかに酷い誘導のもとにいわゆる２号書面が作成されたが明らかになった。このことは安易な２号書面の採用についても大いに問題があることを示しているとともに，このような経過は参考人についても聴取過程の全面可視化が必要であることを示している。

３　第三者機関で検証する

足利事件，氷見事件，厚労省元局長無罪事件などでは，冤罪を生み出した捜査側の検証が行われ，報告書も出されているが，これらは，いわば当事者の一面的な検証に過ぎず，冤罪を生んだ原因の究明としては，全く不十分なものである。足利事件の例を見れば，ＤＮＡ型鑑定の問題点には触れても，無実の菅家さんに自白を強いたものがなんだったのかについては，まともな検証が行われていない。

布川事件では，そもそも検証すら行われていない。

冤罪原因調査究明のための，第三者機関の設立が必要なことが，これらの状況から，明らかである。

第２節　刑事再審の成果と課題

布川事件再審の最大の成果は，いうまでもなく，再審の扉を開かせ，４４年間無実を訴え続けてきた二人の冤罪を晴らしたことにある。それとともに布川事件再審は，第１に，白鳥決定･財田川決定の示した新旧証拠の総合評価，旧証拠の全面的再評価，「疑わしいときは被告人の利益に」の原則を現時点で最高裁が再確認したこと，第２に，物証のない事件での弁護，証拠開示請求のあり方の二点で再審事件の弁護に新しい経験を付け加えたことで，再審事件弁護の全体にとっても大きな意義を持つ。さらに，証拠の新規性の判断の基準，捜査過程の批判，ＤＮＡ型鑑定の前提等の論点においても他の諸事件に役立つ点は多いと思われる。

１　布川事件再審請求審の成果

布川事件は，第２次再審請求審，再審公判を通じて，わが国の刑事司法制度，再審制度が抱える様々な問題点を浮き彫りにした。

（1）白鳥・財田川決定を発展させる

１９７５年の白鳥決定，翌年の財田川決定が再審にとっての画期となったことは周知のとおりである。しかしその直後の調査官解説以来，新証拠の明白性判断において旧証拠の再評価の範囲を限定的に狭めようとする限定的再評価説が一定の無視できない力を持つようになった。限定的再評価説は白鳥決定・財田川決定の解釈の名の下に，実際は両決定の変更を意図するものである。当初は一部の検察官，裁判官の論文として提起されていたが，やがていくつかの再審において再審棄却決定の理由として判示されるようになった。その中でも限りなく孤立評価説に近い立場を取る典型的な例は大崎事件即時抗告審決定であった。布川事件第１次再審の抗告審決定も限定的再評価説の立場から抗告を棄却している。

土浦支部決定は白鳥決定･財田川決定に従って明白性を判断することを明言し，具体的には次のとおり判示している。「請求人の捜査段階における自白について，これに関連する新旧全証拠を総合して，その信用性を全面的に検討する。」「なお，自白以外の証拠は，前記のような位置づけから，個々の証拠に新証拠がなくても再検討しうると解する。」「本件においては，前記のとおり，直接証拠が請求人らの自白のみであり，その信用性を全面的に検討する必要がある上，自白を構成する個々の供述は特段の事情がない限り有機的，統一的に把握されるべきものであるから，個々的には新証拠がない供述部分についても併せて検討しうると解する。」（第３部第４章第５節参照）。

高裁決定もこの判断を正当とした。

検察官は即時抗告申立書でも限定的再評価説の立場から土浦支部決定を攻撃したが，特別抗告申立書では，高裁決定は「証拠価値の乏しい新証拠をいわば単なる入口として確定判決の基礎となった旧証拠を洗いざらい見直して事実認定を行い，確定裁判所の心証にみだりに介入して旧証拠の再評価を行ったものであり，」白鳥決定･財田川決定等に違反すると主張した。

これに対して第２次再審請求審の最高裁決定は，判例違反の主張を退け，「なお，記録によれば，所論引用の証拠の新規性および明白性を認めて本件各再審請求をいずれも認容すべきものとした原々決定を正当とした原判断に誤りがあるとは認められない。」として全員一致で特別抗告を棄却した。

尾田事件，大崎事件の最高裁決定以後，一部の判例解説等では最高裁は限定的再評価説の立場に立つかのような論議もあったが，布川事件の決定はこのような主張を明確に否定したものである。

第３部第６章のとおり，一橋大学の村岡啓一教授は，最高裁において弁護側は限定的再評価説の判例法理化を阻止しなければならないという重い役割を担っていると指摘されたが，弁護団はその任務を果たしたのである。

（２）物証なき柔構造事件の再審をたたかう

再審事件弁護の流れの中で第２次再審は犯人性を証明する物証のない事件で初めて勝利したことは特筆すべき成果であった。第１次再審の敗因については，第２部のとおりである。苦い経験と長く苦しい準備期間を経て第２次再審では次の方針を採ることとした。

ア　布川事件は被告人と事件を結びつける物証がなく自白と目撃供述によって成り立っている。そのため，逆に決定的な，ないし強い新証拠は見い出し難い。第２次再審は改めて自白と目撃供述を徹底的に分析･批判し，旧証拠の証拠構造の脆弱性を明らかにする作業から始めた。近年，裁判官，研究者による自白･供述証拠の分析･判断基準の研究は大きく発展している。弁護団はこれらの研究の成果を十二分に活用した。同時に自白･供述証拠が捜査過程のどの段階で，どのように作られたかの解明にも力を注いだ。

イ　確定審の論理は他の多くの冤罪事件と同様次のようなものである。「大筋において一貫した供述」「終始一貫供述する往路に関する証言部分の信憑性までも喪失せしめるものではない」「被告人両名の自白内容は，検証調書，実況見分調書，鑑定書によって認められる現場の客観的状況，死体の状況に一致しており，それらの間に矛盾がない」「犯行直後の興奮，狼狽の心理状態のもとで被告人両名が右のとおり考えついたとしても，あながち不自然であるとはいえない」（いずれも確定３審決定）。

このような確定審の判決･決定を覆すため，第２次再審は旧証拠の証拠構造の脆弱性を明らかにするとともに，自白の多くの問題点についてそれが客観的事実に反することを明らかにするため，一つ一つ科学的な新証拠を積み重ねる作業をした。各新証拠は個別的に見れば自白の小さな部分を崩すのみであり，強い証拠というには些か遠い。犯罪事実に関する自白と直接関わらない証拠もある。弁護団はいわばボディブロウとしての働きを期待し，事実，結果において功を奏したのである。

具体的には次のような新証拠である。殺害行為の態様に関する法医学者の意見書をはじめ被害者のパンツの破損時期・原因についての回答書，被害者の咬合力に関する回答書，現場ロッカーの指紋についての実験報告書，被告人両名の発汗量についての報告書，ロッカー前の状況についての報告書，ガラス戸実

験報告書，同鑑定書，櫻井録音テープ鑑定書，W証人の目撃証言の信用性に関する鑑定書（バイクの走行実験），目撃証人の日にちの記憶想起についての心理学鑑定書，ポリグラフ検査に関する意見書等。その多くが単に専門家の意見であるに留まらず，実験をした結果の鑑定であることに注目されたい。単なる意見と，再検証が可能である実験結果報告では，その信用性が大きく異なるからである。この他の新証拠として殺害行為に関する自白の検証，ガラス戸破損の現場再現実験，便所からの脱出実験等，弁護人が自ら実験しその結果をビデオで再現している。単なる言葉・文章に比し説得力が大きいことを改めて知った次第である。そして櫻井獄中日記。

これらの多数の新証拠は明白性についての限定的再評価説を前提とすれば，各個撃破で全て排斥されたであろう。しかし逆に自白のあらゆる問題点を取り上げ多数の新証拠を提出したことにより，裁判所が旧証拠についても目を向けざるを得ないようにし，全面的再評価への道を切り拓いたといえよう。

ウ　新証拠と関連していえば，ガラス戸破損実験は，ガラス戸や建具の材質，蹴り方等で現場の状況の再現とはいえないという検察官の主張を土浦支部決定が排斥したことが注目される。

多くの事件で弁護人が提出した鑑定書に対し検察官はしばしば同様の不可知論･可能性論で攻撃し，裁判所がそれを採用することも稀ではない中で，土浦支部決定が正当にも次のように判断している点は重要である。「再現実験を実施するにあたって犯行時の状況を完全に再現することはおよそ不可能であり，専門家の科学的知見に基づき本質的な部分について可能な限り同様の状況を再現して行ったのであれば，その実験結果から導かれる専門的見解はほかにその信用性を疑わしめる事情が認められない限り尊重すべきである。」（決定２３８頁）

（３）証拠開示の追求

再審開始決定・無罪判決に至るもう一つの原動力となったのは，公判未提出証拠の開示請求である。第２次再審の請求から無罪判決までに，弁護人の請求により開示された証拠は１２３点に及ぶ。確定審での開示証拠が１４点，第１次再審請求で開示された証拠が１１点であることと対比すれば，大きな成果であることはいうまでもない。しかもその中には櫻井１０．１７録音テープ，毛髪鑑定書，目撃証人の初期供述調書等の重要な証拠が含まれていたのである。土浦支部の再審開始決定は「当裁判所がその証拠価値について検討し，信用性を認めた前掲新証拠（注：２７点を連記）が確定判決を下した裁判所の審理中に提出され，これと既存の全証拠とを総合的に評価すれば，確定判決の強盗殺人事件についての有罪認定に合理的疑いが生じたものと認められる」と判断している。決定があげる２７点の新証拠のうち半数の１３点は，第２次再審で初めて開示された証拠である。

同時に弁護人が未提出証拠の存在と事件との関連性，事実解明のための必要性について具体的な根拠を示し再三にわたり追及したのに対し，検察官が不誠実な態度を示し，追及に対しやむなく少しずつ証拠を開示し，しかもその中に前記の

ような重要な証拠が含まれていたという経過は，裁判官の心証に強く影響したことは明らかである。

第２次再審において弁護人は証拠開示に関する要請書および意見書を合計２２通提出している。これは単に同じことを辛抱強く繰り返したものではなく，第１次再審の経験も踏まえて様々な工夫がなされ，発展がある。詳細は本書の関連箇所（第３部第４章第１節４，同第２節３，同第３節３，同第４節２，同第５章第４節，第６部第３章３）を参照して頂きたい。そこに記載された個々の手法は，あるいはコロンブスの卵のように見え，あるいは他の事件でも経験があるという意見もあるかもしれない。しかし全記録を周到綿密に検討し，その結果，個々の証拠について否定できない根拠を示し，諦めることなく最後まで追求するという作業を行ったのは，布川事件第２次再審が最初であろう。

（４）「新規性」解釈とその実践

新証拠の要件としての新規性について，通説は裁判所にとっての未判断資料性としているが，これまで明確な最高裁の判例はなかった。土浦支部決定は「証拠の未判断資料性（実質的な証拠価値の判断を経ていない証拠）」と判断した。なお，供述証拠の内容が確定審で取り調べた公判供述や供述調書と対比してその内容が相反するとまではいえず曖昧･不明瞭であるに留まる場合でも「そのような供述調書の存在が供述経過として考慮されることで確定審で取り調べられた公判供述や供述調書の信用性に動揺を与える可能性を否定できないから，証拠資料としての意義内容が異なるとして」新規性を認めたことは，実務上大きな意義を持つと思われる。

また，鑑定については別の問題が論じられてきた。検察官は，鑑定の場合は新たな基礎資料，経験法則を有する場合に新規性が認められるのであり，木村第２次意見書は秦鑑定が誤鑑定であると批判するものではないから，新規性を欠くとした。しかし，同意見書は，秦鑑定書の所見を前提に合理的な推論を加える，ないしは視点を提供するものである。そうすると，確定審裁判所が秦鑑定の記載をつぶさに検討し，櫻井・杉山の自白の内容を精査して，これらを比較すれば，自白と秦鑑定の内容が一致するなどと判断することはなかったがために，再審では新規性を主張し得ないという本末転倒の結論を招くことになる。無辜の救済という再審制度の目的に照らせば，請求人が確定審の誤りを正す機会を最大限保障すべく，土浦支部決定や高裁決定のように，新規性要件を裁判所にとっての未判断資料性と柔軟に解することは極めて重要である。

検証調書の写真を拡大した資料に基づく齋藤報告書に新規性が認められたことも（第３部第５章），無辜の救済という観点から評価されて良い。

高裁決定，第２次再審最高裁決定はいずれも土浦支部決定の新規性についての判断を正当とした。このような考え方は，近時の福井事件の再審開始決定でも踏襲されている。

即時抗告審における検察官の主張でも表れたような，新規性要件を殊更に厳格に解釈しようとする態度は，それこそ無辜の救済に対する強い抵抗感の表れと評価されるべきであり，人権と権力の面子とのいずれをとるのかが厳しく問われて

いる場面であることが強く意識されなければならない。

（５）供述の任意性・信用性判断について

土浦支部決定，高裁決定，そして再審無罪判決は，それぞれ供述の任意性・信用性の判断に際して，捜査過程とりわけ供述証拠の形成過程について具体的・詳細に検討し，厳しい批判の目を向けている。これまでの各事件の再審開始決定・無罪判決に比しても，さらに前進しているといえよう。詳細は本書の他の記述に譲るが，今後の再審事件の弁護に資する点は多いと思われる。

２　刑事再審の課題

こうして成果を得るとともに，少なからぬ課題の存在も浮き彫りになった。

（１）再審請求審について

ア　再審請求の要件の見直し

前述のとおり，布川事件は，本来，確定審において無罪とされるべき事件であった。そもそも脆弱な証拠しかないために，逆に，それを覆すための証拠が見出せないというジレンマをずっと味わってきた。

布川事件においては，結果として，複数の新規，明白な証拠（そのかなりの部分を開示証拠が占めていることは，再三述べたとおりである）によって再審開始を勝ち取ることができたが，第１次再審請求の準備段階からのことを顧みると，そもそも再審請求手続において新証拠が要求されることの意義を問い直す必要性を感じる。

田中輝和東北学院大教授がつとに「総合評価方法の実質論―なぜ再審に新証拠が必要か―」（『刑事再審理由の判断方法』所収）と題する論文において，弘前事件と松山事件を題材に確定１審最終弁論と再審無罪判決等の事実認定がほぼ一致することについて分析を加えられている。

立法論としては，「新証拠」の要求されない，一定のデュープロセス違反等を根拠とする再審請求も検討されるべきである。本件のように，違法捜査，証拠隠し，さらには偽証まで明らかになった事件においては，それらが無実の兆表として再審を開始し，速やかに無辜の救済を図っていくべきである。

イ　審理の公開

第１次再審では，木村証人尋問の際，請求人二人に対し，押送指揮がなされ，二人は尋問に立ち会うことができた。第２次再審では，仮釈放がされた請求人二人が尋問に立ち会うことに何の障害もなかった，東京高裁の尋問では，裁判長が二人に発問の意向を問うてもいる。

しかし，尋問はいずれも非公開であった。日産サニー事件の福島地裁いわき支部の審理を唯一の例外として，近時の再審事件では，公開が実現していない。今後の課題の一つである。

ウ　再審請求審における証拠開示

再審における証拠開示の重要性を示す事例は枚挙に暇がない。布川事件でも，開示証拠が再審開始の大きな原動力となった。検察官が第２次再審で開示した証拠をせめて第１次再審で提出していれば，両氏の救済に４４年を要することはなかったであろう。検察官がこの証拠開示の要請に速やかにこたえることが，再審

の審理を長期化させず，無辜の迅速な救済を実現する最善の方法である。

この点に関し，弁護団も，①プライバシー侵害のおそれは相当低下していること，②証拠隠滅のおそれはないこと，③再審では無辜の救済の側面が重視されること，④年数の経過により新たな証拠収集が困難化していること（証拠価値の増大），⑤そもそも捜査機関が権力と税金を使って収集した証拠は公共の財産であること，⑥捜査機関が長期にわたり証拠を囲い込み続けることは被告人・弁護人の証拠収集活動の妨害でもあることなどを指摘し，再審での証拠開示は通常審以上に証拠開示の必要性と条件があることを指摘してきた（指宿信「再審請求審における未提出証拠の開示（上)(下）」参照，『季刊刑事弁護６７号・６８号』所収，現代人文社）。せめて再審では全面開示が本則とされるべきである。

また，門野博判事（当時）は，「公判前整理手続等が，その事件の確定裁判の手続中に実施されていたとすれば，そのときに，類型証拠，主張関連証拠などとして開示の対象とされていたであろう証拠は，新証拠の直接の対象範囲という枠にとらわれることなく，開示の対象とできる」「再審を大きく人権問題としてとらえる見地からは，広く現行制度で認められるような証拠開示には積極的に対応すべき」（原田國男判事退官記念論文集『新しい時代の刑事裁判』所収，「証拠開示に関する最近の最高裁判例と今後の課題・補論」，判例タイムズ社）とする。

さらに，刑訴法３１６条の２８の期日間整理手続に付し，類型証拠及び主張関連証拠の開示請求をすることも検討の課題である。改正法施行のはるか前に起訴された事件について期日間整理手続が利用できるかという問題がある。改正法附則は禁じていないように思われる。

エ　開始決定への不服申立の制限

我が国の刑事再審は，再審請求審と再審公判の２段階からなるため，請求人は最大で６度の裁判を覚悟しなければならない。布川事件でも，櫻井さん，杉山さんは，第２次再審請求審だけで３審級計８年余に及ぶ審理の負担を強いられた。しかも，第３部第５章，第６章で述べたように，検察官は即時抗告の申立をしながらほとんど有効な立証活動を行わず，異例の特別抗告の理由も甚だ説得力に欠けるものであった。無用の審理と危険を請求人に強いる審理構造は，二重の危険の関係からも疑問がある。以上の実情に鑑み，再審開始決定に対する不服申立を制限する立法措置が講じられるべきであり，現行法下では，検察官は再審開始決定に対する即時抗告（あるいは異議申立）を控えるべきである。

（２）再審公判の審理

ア　再審開始決定との関係

再審開始決定との関係について，再審公判の審理は，第４部第１章３記載のとおり，破棄差戻を受けた裁判所の審理に準ずるとされ，であれば，再審開始決定のうち，新証拠が「確定審における審理中に提出されていたならば，請求人らを有罪と認定するには，合理的な疑いが生じていた」との判断部分に一定の拘束力が生じていると考えるべきである。しかも，再審請求審の実際の審理は，審理の期間や方法が通常の公判に近接し，現に布川事件でも，審理期間は３審級合計で８年余に及び，再審請求審で提出された証拠も弁護側で１４１点，検察側で１３

６点に，さらに尋問された証人も６人に及んだ。こうした再審請求審の審理の結果は，再審公判の審理を制約すると考えなければ，請求人に余りに過酷な負担と危険を強いることになる。

これに対し，当弁護団の中には，拘束力に疑問を呈する意見もある。①再審請求審において再審開始の門戸をできる限り広げることに立脚した立場で理論を展開しながら，再審公判になると，再審開始決定の拘束力を肯定することは矛盾している，②再審請求審では検察官の不服申立を制限すべきとの立場を採るならば，確定審では，下級審の判断が上級審で覆ることがあるのに，再審公判では一審（再審請求審）の判断は覆せないことになり，三審制度に根本的な矛盾を孕むことになる，③再審請求審の証拠には特に制限が科されていないが，再審請求審の判断が再審公判を拘束するなら，再審請求審でも証拠能力で制限すべきとなり，このことは請求人に不利になるおそれがあるからという理由に基づく。

再審請求審の審理が法の想定を超えて肥大化しているという事態のもとで難しい問題を孕むが，破棄差戻を受けた裁判所の審理に準ずるという考えを踏まえたうえで，再審請求審の審理の実情に応じた対応が必要であり，本件では，無用な即時抗告や特別抗告のために再審請求審段階で３審級８年余をかけて審理を行うことになったこと，その間検察官にも十分立証の機会があったこと，これ以上請求人に苛酷な負担を負わせるべきではないことから，第４部に述べたように再審開始決定の拘束力を主張し，再審請求審の証拠の取扱や新規立証について対応してきた。再審公判裁判所は，一般論として「拘束されない」としつつ，同時に「再審公判においてはそこに至るまでの経緯等を念頭に置いた審理を行うことが求められるのは当然」とし，現実に証拠の取扱いや審理の進行でも，相応の配慮がなされてもいる。

そこからさらに進め，請求人の利益を保障する観点から，再審制度のあり方が立法の面でも運用の面でも検討されるべきであるが，それと同時に，再審開始決定の拘束力の内容および根拠についてもさらに研究されるべき課題と思われる。

イ　再審請求審の証拠の取扱い

したがって，再審公判では，第１に，再審請求審で提出された証拠はすべて証拠として採用されるべきである。布川事件では，再審請求審で開始決定の根拠とされた新証拠を，警察官や検察官が録取した供述調書でありながら，検察官が臆面もなく不同意にするという事態が発生したが，このようなことは許されるべきではない。

ウ　再審公判における検察官の新規立証について

第２に，再審請求審で新証拠とされた証拠の証明力を検察官が争うことはあるとしても，新証拠と関係なく，別に有罪立証を行うことは許されるべきではない。検察官は第２次再審の申立から最高裁の特別抗告棄却決定に至るまで，三澤章吾意見書と同証人尋問以外には実質的な立証活動をしていなかった。ところが再審公判の段階で突然死体発見時において被害者の両足を緊縛していたワイシャツとタオル，頸部に巻かれていたパンツ及び口腔内に詰め込まれていたパンツの４点について，付着物（皮膚細胞）のＤＮＡ型が櫻井･杉山の二人と一致するか否かに

ついて鑑定の請求をした。再審公判の裁判所は検察官の請求を却下した。

この点で，再審無罪判決が検察官のＤＮＡ型鑑定請求を却下する理由としては，「種々の批判に耐え得る証拠価値を備えた新たな客観的証拠を獲得し得る見込みが著しく低い」という点とともに，この点も指摘されるべきではなかったか。

３　無辜を救済する再審の流れを

再審事件では再審開始決定・無罪判決も再審請求棄却決定も他の再審事件に影響するところが大きい。事件数も少なく，判例・学説も白鳥決定以前に比べれば飛躍的に増えたとはいえ，未解明の事項は多い。名張事件第７次請求の再審開始決定が供述証拠の信用性を判断する際に事件発生直後の初期供述を重視していることは布川事件の土浦支部決定にも影響していると思われる。

さらに一つの事件の勝利が他の再審事件の支援活動を大きく勇気づけることはいうまでもない。大崎事件の第１次再審開始決定は，前記のとおり，限定的再評価説に立脚した道理のない高裁決定で取り消されたが，再審冬の時代でも再審の扉は開くのだということを，私たちに教え勇気を与えてくれた。

それは，冤罪を生み出す原因が構造的なものであり普遍性を有することにも起因する。捜査機関が組織的・継続的に行っている別件逮捕，長期間の身体拘束，密室での不当な取調べ，公判における証拠隠し，無罪証拠の収集に対する抵抗，そして裁判所の捜査批判の精神の弱さ。有罪判決が確定すると，このような病理現象を正すのは再審しかない。であるから，一つの事件の成果は，構造的に他の事件の財産にもなるという関係にある。この点で，布川事件の再審で明らかになった捜査や公判活動の違法や確定審裁判所の誤りは，刑事司法全般に対する警鐘でもあり，布川事件における成果が，広く刑事司法の健全化のために活用されることを切望するものである。

足利事件，布川事件のあと，福井女子中学生殺人事件，東住吉事件と再審開始決定が続き，他の多くの再審事件も新証拠の発掘や証拠開示の進展によって，大きく前進しようとしている。無実の人は無罪とする刑事司法の実現と，無辜を救済する再審の実現のため，力を合わせることがいま求められている。

第３章　再審無罪を実現したもの

では，４４年の歳月を耐え抜いて，開かずの扉と言われた再審の扉を開き，無罪判決を実現したものは何なのか。

ここでは，真実を貫いた櫻井さん，杉山さんの奮闘，弁護団の活動，櫻井さん，杉山さんを守る会の活動，マスメディアとの連携，そして日弁連の支援について述べる。

第１節　真実を貫いた櫻井さん，杉山さんの４４年

逮捕された１９６７年１０月から再審無罪判決が確定した２０１１年６月まで，４３年と８か月。雪冤を果たすまでの期間としては，免田事件，島田事件，梅田事件の３５年をはるかに上回るこの歳月を耐え抜き，勝利を勝ち取った最大の原動力は，なんと言っても，櫻井さん，杉山さんの二人が，裁判の過程で，そして監獄の中で，真実と向き合うことによって自分自身を成長させ，度重なる敗北にも，いかなる困難にも挫けることなく，一貫して無実を主張し，真剣に行動してきたことにある。

１　嘘の自白に追い込まれる

二人は，１９６２年に茨城県立竜ヶ崎第一高等学校に進学した。

ところが，櫻井さんはその年の９月には高校を中退し，競輪に凝り，事件の頃には，仕事先で現金を狙う窃盗の犯行を重ねるような生活をしていた。一方，杉山さんも，高校２年のとき無免許運転を理由に退学処分となり，事件の頃には，親の遺産の預貯金やカツアゲで得た金で遊興費と生活費をまかなうというような生活をしていた。

捜査当局はその二人を別件逮捕し，取調官は，二人を強盗殺人の犯人と決めつけて，強要，誘導，偽計，そして脅迫と，あの手この手を繰り出して自白を迫った。必死に無実を訴えても，何も聞いてくれないし，真実が通らない。若年で，しかも乱れた生活のために，取調べに耐えるだけの胆力もなかった二人は，自白に追い込まれていくしかなかった。

２　真実と向き合う

こうして虚偽の自白に追い込まれ，起訴されるに至った櫻井さんは，公判を前にして，「自白を撤回し犯行を否認して真実を述べる」のか，それとも，「死刑の恐怖に脅え生き残るため自白を維持する」のか，悩み苦しむ日々を送る。「極刑が恐さに認める。そして判決が下りたらもちろん真実を話して訴えでる。この考えはひきょうか。」「畜生，嘘を話せば命があり，真実を話せば死さえもある‥‥‥戦争よりひでえや」。獄中日記には嘘の自白と真実の主張の間を激しく揺れ動く櫻井さんの苦悩が日々綴られている。

しかし，櫻井さんは，その苦しみの果てに極刑の恐怖に打ち勝ち，第１回公判（１９６８．２．１５）で，捜査段階の自白を撤回し，強盗殺人を否認した。その心境を櫻井さんは，後の日記に「裁判長さん，私は罪をつぐなう事が嫌なのではないのです，真実が許さないのです。」と記している。こうして虚偽の自白に身を委ねることをやめた櫻井さんは，その後は，真実の命ずるところに従って，歩き始めることになる。その年の１月２７日の日記で自らに課した「７か条」の一つで櫻井さんは，「誠実心が人生万事の根本であることを知り，強い意志と正義感のもとに努力する」と自らを戒めてもいる。このことを誓う櫻井さんは，もはや窃盗を繰り返したときの櫻井さんではない。

そして，取調官には尋問で厳しく切り込んだ。

櫻　井　前回，テープレコーダーは１回といいましたが，その他深澤さんのときも１回やりましたね。

早　瀬　あれはやりませんよ。１１月２日にかけたんですよ。

櫻　井　いや，深澤さんが来て，このテープレコーダーはずいぶん感度がいいなといって，かけたでしょう。深澤さんと冨田さんと１ぺんずつ，２回かけたんじゃないですか。

第２次再審請求審において櫻井１０．１７録音テープの開示により，この取調官早瀬らの証言が虚偽であることが明らかとなり，取調状況についての取調官証言の信用性，ひいては自白の任意性を著しく動揺させ，再審開始の一つの要因となったことは既に述べたとおりである（第３部第４章第３節）。

一方，杉山さんは起訴直後の勾留質問（１９６７．１２．２８）の段階で，早くも

敢然と否認した。その場で，期待をしていた裁判官が捜査書類を見ながら「おっかしいなあ」と漏らしたことに愕然とするが，それでもめげることなく，杉山さんは裁判に立ち向かっていった。

自白の任意性を補強するうえで重要な役割を果たした１１月の録音テープ（第６部第１章第３節）を巡って，確定審の法廷では，裁判官と杉山さんとの間で次のようなやりとりがされている。

裁判長　あんなにすらすらと詳しく，調書見ないで述べられるわけないじゃないかね。

杉　山　だから録音取る前に教えてくれたわけです。

裁判長　前に教えられても，自分の経験したことでなければ，すらすら答えられないんじゃないですか。

杉　山　経験したことじゃなくても，調書を何回も取っているから，馬鹿じゃなければ，わかるわけです。

裁判長　調書を何回も取っても，自分の経験したことでなければ，すらすら答えられるように暗記は，できないんじゃないの。

杉　山　できないんじゃないかと言ってもできるんだからしょうがないでしょう。

（中略）

裁判長　間違いありませんと言ったのは，どういうわけだ。

杉　山　間違いであると否認すれば，また，取調べをやられると思ってですよね。

裁判長　取調べをやられてもいいんじゃないの。

杉　山　長い間で，自分でも，精神的に参っているわけですよ。

取調官の取調べと見まがうような質問を杉山さんに矢継ぎ早に浴びせかける裁判官にも，杉山さんは少しもひるむことがない。逆に，何度も同じことを供述させられていれば，その話をテープで復唱することも，不可能ではないことを実に的確に説明している。真実に由来するその供述は，予断に充ちた尋問にも，いささかも揺らぐことはなかった。

３　檻の中から訴える

地裁，高裁と敗れ，期待をした裁判官に裏切られても，二人の真実を貫く姿は変わらなかった。その熱意と決意は，二人の上告趣意書にも現れている。杉山さんの上告趣意書は詳細で，その内容を見るだけでも訴えが偽りでないことが伝わってくるものであり，櫻井さんの上告趣意書は，「事件前後の行動」「警察，検察の取調べ」「早瀬警部補らの偽証」「目撃証言の誤り」について，手書きで実に約３０万字を費やして克明に述べ，堂々と自らの意見を述べており，その圧倒的な迫力は弁護人も舌を巻くほどである。仮釈放後の二人の振る舞いもそうであるが，真実のままに主張し，行動する二人には，隠すところも，誤魔化すところも何もない。その言動の一つ一つが，周囲の人々の無実の確信を高めていくのである。

二人の訴えは，裁判所の壁を越え，刑務所の塀を越え，社会に広がっていく。杉山さんと櫻井さんは，獄中から万をこえる手紙を外部に発信して，真実を訴え広く支援を呼びかけたが，真摯な真実の訴えでなければ，人々の心を打つことはないし，過去の間違った生活を省みることなくしてそのことは不可能である。清水誠さん，小田中

聰樹さんの二人の東京都立大学教授（当時），北林谷栄さん（俳優），佐野洋さん（作家），伊佐千尋さん（作家），佐藤光政さん（声楽家）等々，二人の真摯な訴えに応えて支援をしてくれる人たちの輪は大きく拡がった。その多くの人たちの優しさに出会うことで，二人はさらに自らを成長させていった。

櫻井さんの母親が死の床にあった１９７６年３月，上告中の櫻井さんは，最高裁に勾留の執行停止を申し立て，その文書の中にこう記している。「人間失格ともいうべき盗みを犯し，その上強盗殺人犯人の濡れ衣を着せられて，母の人生で何よりも大きな苦しみを与えてしまいました」「今の死の床にある母が，この馬鹿息子の愚行を嘆きも怒りもせず，また，身の不運を怨みもせずに，ただひたすら我が子の冤罪が晴れよ，我が子に幸いあれと祈っているだろうことを思いますと，親不孝への後悔で一杯です。」「せめて今日までの親不孝を詫び，母の子に生んで貰えたことの感謝を母の意識に伝えたい。」と。

一方，逮捕前にすでに両親を失っていた杉山さんも，その後面倒をみてくれていた叔父が１９７５年１２月に亡くなった際，「私の為に実の親もおよばぬ程親身になって私の面倒を見てくれた叔父の死に直面し，人間として人の子として叔父の霊を弔いたい」として勾留執行停止を申し立てていた。

最高裁が二人の願いを容れることはなかったが，人として正しい道を歩もうとするその思いがあればこそ，これまで４４年のたたかいが可能であったのである。

４　敗北に挫けず

１９７８年７月，最高裁で上告棄却決定が出たときには，さすがに二人とも「人生が終わった」と思ったといいながら，多くの人達の激励の中ですぐに立ち直り，再審の道へ，歩みが始まる。１９９２年９月２２日，第１次再審で敗北したときも，杉山さんは，「こんな紙っ切れ１枚のために，４年半もかかったのかと思うと，くやしくてなりません。くやしい，本当にくやしい。しかし，負けてはいられません。真実が認められるまでは闘うのみです。夜のあけない朝はありません。」とすぐ手紙を書いて，逆に支援の人を励ましている（貝塚だより「壁のなかから」）。確定審は３審で終わりだが，再審は何度でもできると考えた，との名言はこのときのことだ。

そして二人は，実際に，獄中で真実発見のためにたたかい続けた。第３部第３章第３節で述べたように，杉山さんは，法医学者の本を読み込み，殺害行為の方法に関する自白と死体の所見の矛盾の問題点を指摘し，再審の前進に貢献した。刑務所内では，勉強熱心で，英語で１００点満点を連発していたことは，映画「ショージとタカオ」でも紹介されているとおりである。

櫻井さんは，長く続くであろう刑務所生活を一秒たりとも無駄にすまいと考えた。かつてのだらしのない生活とは違う，規律正しい生活を心がけ，刑務所内では優秀な靴工として真面目に働き（法務大臣賞を受賞している），さらに，仮釈放後自ら生計をたてるには肉体労働しかないと考えて体を鍛え，その日のために少しでも蓄えておこうと自己労作（内職）に励んだ。長期にわたる再審に備えて，身も心も鍛えあげていったのである。そのうえ，故なく強盗殺人犯とされ，壁の中に閉じこめられた悲しみを詩に綴り，さらに声楽家佐藤光政氏の指導を受けて作曲の勉強をした。そして櫻井さんが作詞・作曲をした歌を佐藤光政さんが「壁のうた」コンサートを開いて壁の

外に伝えてくれたが，その回数は，１９８４年以来実に３８回に及ぶ。それらは詩集，ＣＤにもなり，多くの人の感動を呼び，二人を支援する輪を大きく広げていった。

５　冤罪をなくすために

１９９６年に二人は仮釈放となり（第３部第３章第２節），櫻井さんは地元に根をおろして再審に取り組む決意を胸に２９年ぶりに故郷に戻ったが，そこにはすでに父の姿も母の姿もなかった。杉山さんには，頼りにした叔父ばかりか，戻るべき実家すらすでに失われていた。

しかし，二人は，自堕落な生活をしていたかつての二人ではなかったし，二人を社会に迎え入れてくれる支援の人たちがいた。その善意を支えとして，二人は今日まで再審への道を邁進し，その姿に信頼を寄せる伴侶を得ることもできた。そして，その新しい家族が二人を支え，励まし続けてきた。

真実の命ずるところに忠実に，いかなる困難にも挫けず，堂々とたたかい続けてきた４４年。その二人のひたむきな姿勢が，再審開始決定，そして再審無罪判決となって結実したのである。そして，物言えぬ冤罪被害者の声も代弁しながら，この社会における冤罪根絶を訴え続けている。

第２節　再審無罪を実現した弁護活動

６連敗の泥沼から抜け出して，再審開始，そして再審無罪を実現するために，弁護団は，どのような方針をとり，どのように活動を推進していったか，そしてそれを担う弁護団をどのように作っていったか。その要点を以下に記す。

１　確定審の証拠を徹底して弾劾する

確定判決の証拠構造がいかに脆弱で，有罪認定がいかに根拠に乏しいものであるかを繰り返し，徹底して主張した。

確定判決を支える証拠構造については，①犯行現場には多数の物的証拠が遺留されながら，二人と犯行を結びつける物的証拠は何もないこと，②有罪認定を支えるのは自白と目撃証言という供述証拠だけであること，③そのうち目撃証言は犯行そのものに関するものではなく，自白のうち犯行に至る経過に関する部分だけを支えるに過ぎないため証拠価値は乏しいうえ，いずれもあやふやで信用性が乏しいこと，④唯一の直接証拠である自白もまた，変遷，食い違い，不合理が顕著で，信用性が乏しいこと，⑤したがって，有罪認定を支える証拠構造が，辛うじて「わらしべ一本」で支えられているような脆弱な事件であることを，再審請求申立書，再審請求理由補充書，２００４年４月２７日の意見書などで，繰り返し指摘した。

そのような脆弱な証拠構造の事件であればこそ，財田川決定はもとより，「一口に有罪の確定判決という中にも，当該有罪判決をした裁判所の有罪心証の強度にはそれぞれに程度の違いというものを認めざるをえず，いわば絶対的な確信ともいうべき段階のものから，合理的疑いをようやくにして超えたとも評価しうる段階に至るものまで，それぞれ相当の巾と質の相違ともいうべきものが現実には存在することを認めないわけにはいかない。そして，その有罪心証を形成した証拠構造のそれぞれも，積極消極の双方の証拠が入り乱れて併存し，しかも被告人が徹底して無実を主張して争い，上級審においても争われてはじめて確定した事件もあれば，被告人の任意による自白と，その真実性を裏付ける客観的補強証拠を充分に伴った有罪事件に至るまでそれぞ

れの事件に応じて多様であるのが実務の現実である」「再審請求に対する審理と判断をなすに際しても，再審制度本来の趣旨に則り，それぞれの事件の証拠構造の特殊性に応じて具体的且つ妥当にこれを運用すべきであろう」とする徳島事件再審開始決定（昭和５５年１２月１３日）にそった総合評価がなされるべきであり，これら旧証拠の証明力の一部だけでも減殺されれば，最早有罪認定は維持できないことを論じた。

その結果，W証言の変遷や不合理性，二人の自白の変遷や食い違いについては，再審請求審の諸決定や再審無罪判決でも詳しく検討され，自白と目撃証言の信用性を否定するうえでも，さらに自白の任意性を否定するうえでも，重要な根拠となっている。

２　主要な論点のすべてに新証拠を対置する

（１）理論的に，白鳥・財田川決定に依拠するだけではなく，実践的にも，以下のとおり，すべての主要な争点で有力な新証拠を提出して旧証拠に対置させた。

殺害自白	木村第２次意見書
物色自白	荒居実験報告書，菅屋実験報告書
偽装工作自白	新井実験報告書，直井・河合鑑定書
自白全般	獄中日記
W証言	厳島第１鑑定書，大橋・高木鑑定書
Ｉら５人の証言	厳島第２鑑定書

（２）このことには，いくつもの重要な意味がある。

第１に，これにより，本件の証拠構造の全般にわたって全面再評価することを余儀なくさせ，文字通り新旧証拠の総合評価を実現させた。かりに確定審や第１次再審のように，新証拠の孤立評価による各個撃破を狙っても，対置された科学的新証拠を無視することは出来ないから，このことが旧証拠の全面的再評価への強い契機となって働くことになる。

第２に，それぞれの新証拠だけでは，有罪認定を覆す決定的な証拠とはなりえなくとも，広範な分野・論点で，有罪証拠の証明力を減殺する有力な証拠を多数提出することで，全体として合理的な疑いを払拭しえない状況を作り出していった。柔道で言えば，一本勝ちでなくとも，「あわせて一本」の勝利を実現していったといえる。なお，今回の再審請求審の諸決定では，弁護人が提出した指紋，目撃，獄中日記などの新証拠は根拠として触れられていないが，その判示内容からみてみると，実質上これらの証拠を考慮に入れながら，これを新証拠として挙げることを避けたものと見る余地がある。

第３に，主要な論点のすべてに新証拠を対置することにより，新証拠と関連する範囲でしか証拠開示の必要性を認めないという検察官の論理を許さず，証拠開示を回避できない条件をつくっていった。弁護人の証拠開示要求に対しつねに「新証拠との関連性」を問題とする検察官に対しては，以上のようにすべての主要な争点で有力な証拠を提出して旧証拠に対置させることは，開示する証拠の範囲を限定することを許さないという点でも重要な実践的な意味をもつことになる。

第４に，さらに，主要な論点のすべてに新証拠を対置することにより，不利益再評価（ないし証拠のかさ上げ）を防止する意味合いもある。

（３）しかし，科学的証拠を出そうとしても，今の時点で出せる科学的証拠というの

は限られていて，その意味で，再現実験が大変有用であった（ガラス戸，殺害，便所）。今回の土浦支部の決定の再現実験を尊重する重要な判断については，第６部第２章第２節第２項③で引用したとおりである。また，こういう筋書きではないかということを提示するには，ビデオが大変有効であることを実感した。

３　証拠開示を徹底して追求する

証拠開示を徹底して追求した。ここでは，その証拠開示を大きく前進させたものが何だったのかについて述べる。

（１）論より証拠

アリバイ関係の証人ＫＢは，検察官の尋問に対し，８月２７日（日）と８月２８日（月）に光明荘でＳＡに入れ墨をしてもらったと供述する一方で，裁判官の尋問に対して，土曜日（８月２６日）と日曜日（８月２７日）に入れ墨をしてもらった，土曜日は会社を休んだ，と証言した。そこで，確定３審は，ＫＢの証言は，入れ墨をした日など全般的にあいまいだと評価した。再審事件において，裁判官の見方を変えさせるためには，「ＫＢは曜日を間違えたにすぎない。」と主張するだけでは駄目である。捜査当局は，当然裏を取っているはずだと考え，ＫＢが勤務先の休暇をとった日の回答書の証拠開示を求めた。ＫＢは，８月２８日（月）に勤務先を休んでいることが明らかとなった。

これは一例であるが，確定審が認定した事実で誤っていると思われる事項については，どんな些細な事実であっても，「証拠」により崩そうという姿勢が大切である。その積み重ねが再審開始決定や再審無罪判決につながっていく。証拠を「証拠」とカッコ書きにしたのは，新証拠に限らないからである。旧証拠を精査すると，いままで誰も気づいていない証拠価値が発見されることがある。たとえば，杉山の１１．２員面に「この前録音テープを使って調べられたときにも…」という記載があるが，第２次再審請求審に至るまで誰も注目しなかった。土浦支部決定も再審無罪判決も，この旧証拠により杉山さんの取調官であった森井の偽証を認定している。

（２）捜査官の目で証拠を追いかける

小嶌弁護士は，「名弁護士の目で捜査記録を見て，この資料は，犯人に有利な資料であると判断したら，その『白』の捜査を徹底的に行うことが肝要である。そうすれば，必ず，真実が判明するものである。」と書いている。

この反対も真なりと考える。捜査官の目で事件を見直してみると，当然こういう証拠を収集しているはずであるという発想ができる。残念ながら布川事件弁護団には検事出身者はいなかった。しかし，捜査官の書いた書物を読むなどして，多少とも捜査の「勘」や「発想」を学ぶことができると思う。

（３）開示された証拠を利用し尽くすこと

表計算ソフトを利用して誰でもできる簡単な証拠の整理を試みた。着眼点は通し番号であった。警察で作成された調書には手書きで数字が付されていた。「通し番号」と勝手に命名した。おそらく警察から検察庁に書類を送致するときに送致目録で特定するために付したものと思われる。この点について検察官は終始黙して語らなかった。検察官が作成した検面等には通し番号は付されていない。

開示された調書の作成日，供述者，作成者，種類，通し番号（起点・終点），作成場所を入力した。作成場所を記載することにより取調官が現場を見ているかどうかが明らかになる。たとえば，犯行現場近くに利根駐在所があるが，有元検事も吉田検事も利根駐在所で調書を作成しているので，両検事とも犯行現場を見ていると推測できるのである。

下記表は，W関係の開示された証拠を通し番号順に整理したものである。警察は，１丁から４７丁の記録をまとめて検察庁に送致したものと思われる。３１丁から３４丁の記録と４０丁から４１丁の記録が未開示になっている。ＮＹとＫＥについては捜査報告書と員面をペアで作成しているから，３１丁から３４丁の記録はＩＴの，４０丁から４１丁の記録はＳＭの，各捜査報告書ではないかと思われる。このように通し番号で証拠を整理してみると，まだ開示されていない証拠が存在すること並びにそれがどういうものかまで推測できる場合がある。その他の証人についても，通し番号を頼りにいくつかのグループ化を試み，未提出記録がまだ存在することを確認した。

				通し番号		
作成日	供述者	作成者	種類	起点	終点	提出審
1967.09.03	Ｗ	小倉正	捜査報告書	1	3	１次再審
1968.02.29	ＮＳ	松本武雄	捜査報告書	4	5	２次再審
1968.03.06	Ｗ	富田直七	捜査報告書	6	12	１次再審
1968.03.08	ＮＳ	鈴木中庸	員面	13	17	２次再審
1968.03.08	ＩＴ	鈴木中庸	員面	18	25	２次再審
1968.03.08	ＮＹ	藤沢明	捜査報告書	26	27	２次再審
1968.03.08	ＮＹ	藤沢明	員面	28	30	２次再審
				31	34	未開示
1968.03.09	ＫＥ	富田直七	捜査報告書	35	36	２次再審
1968.03.09	ＫＥ	富田直七	員面	37	39	２次再審
				40	41	未開示
1968.03.09	ＳＭ	藤沢明	員面	42	44	確定２審
1967.09.20	Ｗ	五町昇	捜査報告書	45	47	１次再審

さらに，取調官ごとに証拠を整理する作業も試みた。その結果，有元検事が重要な目撃証人及びアリバイ関係の証人を取り調べていることがわかった。そこからＩ及びKの有元検事に対する検面があるはずだと確信し，Ｉの有元検事に対する検面の開示につながった。

また，開示証拠を作成順に並べてみて，二人が逮捕される前のバイアスのかからない証拠に注目するようにした。

五月雨的にでも証拠開示が進むと「証拠が証拠を産む」という好循環が生じてくる。

（4）繰り返し開示要請をすること

開示要請書と検察官の対応に記載したとおり，弁護団は，裁判所と検察官に開示要請を繰り返し行った。このしつこさが必要である。回数はさほど多くないが，検察庁を訪問し，担当検事に開示を求めて直談判した。その効果がどれほどあったかわからないが，直接会って雑談を交えながら互いに相手の手の内を探り合うことも必要である。地検の担当検事が，証拠開示については高検にお伺いを立てていると話してくれたのが印象に残っている。

最後まで証拠開示を求め，粘り抜くことも，大切である。特別抗告審及び再審公判まで証拠開示を求め続けたことについては，第３部第６章第２節１，第４部第１章を参照願いたい。

（5）全面開示，標目の開示，個別開示

たびたび全面開示及び標目の開示を要請し続けてきた。その必要性について，詳細に論じてきた。再審法の改正により再審事件については未提出記録全部の開示が義務づけられれば，布川事件弁護団の３０年間の苦労が必要なくなる。

しかし，これまでの検察官の対応を見ていると，そう簡単に全面開示や標目の開示を認めるとは思えない。本書の中で，検察官の対応をかなり詳しく紹介したのは，他の再審弁護団が，本件を参考にして，検察官が張り巡らすバリアーを乗り越えていっていただきたいからである。布川事件は，「検察官は，再審理由と関連性と必要性が認められる証拠であれば開示する。」という先例になったと考えている。

検察官は，再審理由，関連性，必要性の各要件を狭く解釈して，開示する証拠を制限してくる。開示をめぐる戦いはどこまでも続く。裁判官は，こういう証拠があるのなら見てみたいと思うのではないか。裁判官がそういう思いを持つに至ったとき，公式または非公式に，検察官に働きかけて証拠開示につながるのではないか。弁護団の開示要請書は，裁判官に見てみたいという思いを持ってもらうような書き方を工夫する必要がある。

４　捜査と確定裁判の不正義を厳しく批判する

以上により開示された証拠が，無罪を強める証拠ばかりであったということは，裁判所の心証に大きな影響を与えたのではないかと思われる。そして，この事件は，犯人性を証明する物証はなにもない上に，結局は供述だけで作られた事件であり，目撃証言も，「自白」もみんな変えられている，つまり供述を操作して作られた事件ではないかという構図が，裁判官に描けたのではないかと思われる。

そして，再審請求の中で明らかになった捜査における供述の捏造（自白の強要，目撃供述・アリバイ関係供述の操作），恣意的な証拠の提出と隠匿，公判活動の不正（警察官の偽証，証拠開示の虚偽答弁）など訴追側の違法を追及し，「警察と検察がこんなインチキをやって，確定審の裁判所を騙し，確定判決を掠め取ったのだ」「そんな不正義の手続で二人を無期懲役のままにしていていいのか」というように主張し，確定判決の見直しをしやすい状況を作り出すように心がけた。

５　弁護活動の特徴

以上の弁護方針を進めるうえで，弁護団は，以下の点を重視した。

（１）実践指向の弁護活動

弁護団は，つねに実践を重視した。

第１は，旧証拠の全面的再評価をさせるために，白鳥・財田川決定に依拠するだけではなく，すべての主要な争点で有力な新証拠（とくに，科学的な証拠）を提出して旧証拠に対置させ，これにより，旧証拠の全面的再評価は避けられない環境を作り出し，新旧証拠の文字通りの総合評価（旧証拠の全面再評価を含む）を実現させたことである。このことは，前記のとおり，証拠開示を進めるという実践的な目的にも資するものである。

第２に，証拠開示において，過去の再審の事例並びに諸外国の実情及び国際人権規約等をもとに全面開示を要求したうえで，その後は，個別的な開示要求に邁進した。本節３でも述べたように，記録の深い読み込みや通し番号の整理により未提出記録の存在を明らかにし，かつ，繰り返しその証拠としての重要性を説くことにより，多くの証拠の開示を実現した。

（２）粘り強い弁護活動

再審請求書のあと，審理終結とされた２００４年１１月３０日までに補充書を８本，意見書を５本提出し，その期限後もなお，「証拠評価に関する意見書」「証拠開示に関する意見書」などと銘打って執拗に書面を提出した。

新証拠も１０６点に達したが，物色の検討を依頼した斎藤保氏の場合などは，提出した新証拠は，鑑定書，意見書（２通），報告書の４通に及んでいる。

証拠開示を求める要請書意見書は，実に２２本に及んだ。要請は粘り強く，徹底して行ない，多数の証拠を開示させたことは，前記のとおりである。

即時抗告審でも，第４部第５章のとおり，検察官より弁護人のほうが，次々と追加の新証拠とこれに基づく書面を提出し，証拠開示も繰り返し求め，主張・立証活動を手をゆるめることなく行った。

弁護団があくなき真実追求の姿勢を示し，裁判所が「弁護団がこんなしょうもないことまで，よくやるなあ」と思ってくれることも，裁判所の共感を得るうえで重要な要素ではないかと思われる。

６　再審に取り組む弁護団づくり

１９８０年代後半から１９９０年代にかけて，再審は「冬の時代の再来」とでもいうべき時代に入った。布川事件でも，確定審，そして第１次再審の敗北を土台にして，冬の時代に，再審という困難な課題に取り組むのにふさわしい弁護団づくりが必要とされた。

（１）第１次再審

第１次再審弁護団は，確定審から引き続き弁護にあたった弁護士，日弁連の第一部会から加わった弁護士，そして，布川事件研究会（第２部第１章参照）から加わった登録間もない弁護士などで構成された。

当時の若手弁護士の視点から説明させてもらえるならば，それぞれが自白や目撃証言の中の主な論点を分担し，確定審の証拠を相当詳しく分析するまでのことはしたが，有力な新証拠を見いだすという段階にまでは至らず，一方，事件の論点は多岐にわたっていて，自分の分担部分を分析・検討するので精一杯で，正直

なところ，全体のことは先輩弁護士にお任せという状況であったように思う。そのときの旧証拠の詳細な分析の成果は後に第２次再審の土台になってはいるのだが，それが全体の力となるまでには至らず，不完全燃焼のまま，第１次再審は終わってしまったという印象がぬぐえない。そして敗戦を受けて布川事件の再審は，第２次への長い混迷期に入ることになった。

（２）総合評価は総合戦力で

この当時，再審に取り組むほとんどの弁護団は混迷の中にあったと思う。秋山賢三弁護士は，その混迷からの脱却を願って，再審・えん罪全国連絡会総会の記念講演（２００１．１１．６）で以下のように「檄」を飛ばしている。すなわち，「裁判所は，自ら進んで再審を開始する気なんかサラサラありません。再審弁護団が少しでも弱ければ，再審請求をいとも簡単に棄却してしまえる絶好のチャンスと捉えるのです。」「逆流現象とは……弁護人としては単純に弱いから負け続けているだけと厳しく認識すべきたと思います。」「裁判所，裁判官が悪いと繰り返すだけでは，今後の運動は絶対に成功しません。」「（白鳥・財田川決定でできた再審の物差しを）具体的事件で裁判所に認めさせる弁護団の力量……がなければ必ず負ける」「弁護団の体制が問われている」と（『救援情報』３２号に収録）。

もとよりそうした心構え以前に，現実の問題として，刑事再審の弁護団活動は，通常の刑事事件の弁護団活動より，質量ともに重い負担が求められる。膨大な確定審の記録を精読してこれを分析しその弱点を洗い出すことは，根気と時間を要する作業である。布川事件の場合には，これにさらに第１次再審の記録も加わる。また，新証拠の発掘は，先の見えない，ときには長い歳月を要する作業である。まして布川事件は第２次再審まで及んでいる。再審の次数を重ねるほどそこに至るまでの弁護人の検討は微に入り細にわたっており，その反面で，新証拠発見の困難さは増大する。しかも，既述のとおり，第２次再審に向けては，自白と目撃証言の主要な論点のすべてに科学的な証拠を対置しようとしたから（第３部第３章），これらの新証拠の準備には膨大なエネルギーを必要とし，そして再審申立後には，これら多くの論点で主張と立証を裁判所に対し全面展開し，裁判官を総合評価の土俵に引っ張り込む必要があった。こうした作業をやりきるのに確定審の規模の弁護団で対応することは極めて困難であったし，新証拠の発見には，新しい人材による新しい視点の提示も必要であった。それまで以上に多数の弁護士の参加を得て，新旧の弁護団が団結し，必要とされる作業を分担し，粘り強く事を進めていく以外に打開の道はないのである。

白鳥・財田川決定の新旧証拠の総合評価を実現するには，新旧弁護人の総合戦力の形成が必要不可欠であったといえる。

（３）若手弁護士を逃がすな！

その総合戦力を形成するうえで，とくに重要なのは，そのような困難極まる弁護活動に，どうすれば若手・中堅の弁護士の参加を得られるかということである。弁護団が拡がらない時期，弁護団員は必ず一人若手弁護士を連れてくることなどという恐怖の指令が発せられたこともあったが，連れてきたからといってその後

がまた問題である。若手弁護士が高い志をもって弁護団に入ってきても，なかなか再審開始の展望が開けないまま，事務所や弁護士会などでいろいろな課題が山積していくうちに，本意ではなくして弁護団活動から離れていかざるをえないこともある。布川事件弁護団でも，第１次再審で１０人前後の若手弁護士が弁護団に加わったが，再審無罪判決まで常任で残った弁護士は４人であり，第１次再審終了後に弁護団に加わった若手弁護士が第２次再審を前に去っていったというケースも少なくない。現実に所属する事務所の中で若手弁護士が置かれる立場の厳しさもあろうし，いまの社会が弁護士を求める多くの役割や使命があるなかで，刑事再審だけがいつも優先されるべきともいえないから，非難できるようなことでもない。

だからこそ，そうした状況の中でも再審事件などに取り組もうとする奇特な若手弁護士は法曹界の「宝」であると考えて，先輩弁護士は対応していく必要があると思う。そしてそのように配慮するだけのものを，若手弁護士はもっている。柔軟な頭は新しい視点を提供してくれるし，法律面も含む新しい知識が新たな主張と論理を生み出してくれる。新しい技術は裁判所や世論に働きかけていくうえでいまや必要不可欠となっているし，その抜群の行動力は弁護団活動に活気をもたらす。

（４）冬の時代の弁護団づくり

こうして少しずつ若手・中堅弁護士の参加を得ながら，２００１年１２月，第２次再審の申立をした。ところがその直後，第１次再審の核ともいうべき柴田五郎弁護団事務局長が倒れて，弁護団に非常事態が訪れた。もうおんぶにだっこは許されない。その事態の中で弁護団をどう作っていくのか，どうすれば皆で弁護団活動を担っていけるのかが問われる事態となったのである。

しかし，災い転じて福となすとはこのことである。秋山弁護士の講演をはじめ先人達の「檄」を念頭におきながら，手探りではあるが，新しい弁護団づくりが始まった。新たに事務局体制を確立し，事務局長代行に山本弁護士をあて，若手・中堅が弁護団に定着しその力を発揮できる弁護団活動はどのようなものでなければならないか，弁護団会議で議論をし，一つ一つ実践に移していった。

ア　弁護団会議をつくる

秋山弁護士は前述の講演でこうも言っている。「弁護団会議が不活発で，欠席者が常に多く，皆が一体何を考えているのか，さっぱりわからないような会議の繰り返し」では駄目で，「会議が弁護士として勉強になる上に，できるだけ楽しい同志的な雰囲気になるように常に工夫すべきで」あると。確かに，弁護団会議がつまらなくては，出席への熱意は薄れる。この観点から以下の点に留意した。

①　充実した会議

第１に，弁護団会議が充実したものでなければならない。弁護団会議での発言が言い放しになり，議論が成熟しないようでは，会議自体が空疎になる。だから，資料の事前配付（１週間前が原則）を徹底し，資料を読む期間を確保し，議論がかみ合うように配慮した。資料が理解しにくいとき，不足のときは，事務局で議論のための資料を別途作成したりした。「会議の中心となるべき人は，

もっと事件記録を読み込み……会議の準備を万全に行って全体をリードすべきです」との指摘（前記秋山講演）にできるだけ答えるように努力した。

② 「勉強」になる会議

第２に，弁護団会議が「勉強」になる会議となることを目指した。いつもできていたわけではなく，再審申立後，検察官の答弁の意見書が出るまでの間など比較的余裕のある時期に限られたが，法学者（小田中聰樹教授，木谷明教授），心理学者（原聡教授），外部の弁護士（大崎事件弁護団）を招待し，あるいは弁護団内の経験豊かな弁護人（白鳥事件の中田弁護士）に弁護団会議の時間の一部を割くなどしてミニ講演をお願いした。

③ 発言しやすい会議

第３に，会議では若手が発言しやすい環境をつくるよう心がけた。経験ある弁護士が最初から滔滔と自らの意見を開陳しては，若手は発言しにくいし，新しい視点の拡がりは期待できなくなる。会議では出来るだけ若手の意見を出してもらったし，そのため重要な会議では必ず全員から発言を求めた。また，当弁護団では，途中から互いを先生と呼ぶことを止め，みなが互いに○○さんと呼ぶことにした。困難な課題に取り組むのに老いも若きもない。○○さんと呼びあうことで垣根も低くなった。それでもなお会議で発言しにくい人の意向も大切にしなければならないと考え，当初は毎年末にアンケートもとるようにしていた。

④ 明るい会議

第４に，会議の雰囲気も明るいものとするよう配慮した。再審は辛く，ときに悲しく，暗くなりがちだからこそ，明るい会議とすることを心がけた。というわけでときに寒いオヤジギャグも飛んだが，「明るいご意見番」をはじめ弁護団には相当ユニークな人材がそろっていたし，布川事件では，普通は暗くなりがちな本人，つまり，櫻井さん，杉山さん自身が明るい弁護団会議づくりに一役買ってくれた。

⑤ 開かれた会議

第５に，弁護団の会議は，いつも櫻井さん，杉山さん，そして守る会に開かれていた。第２次再審では準備段階から弁護団会議に参加し，自由に意見を述べている。これは多くの事件と比べて恵まれている点であろう。再審は，弁護人だけの取り組みではなく，真実を貫く本人の思いと，支援団体をはじめとする多くの人の知恵と善意とがあわさってこそ展望は開けるのだと思う（本章第３節）。

イ 主体的な弁護団活動

若手・中堅が弁護団に積極的に加わるようにするためには，さらに弁護団活動全体が，弁護士一人一人にとって魅力的なものでなければならない。そこで重要なことは，弁護人それぞれが，布川事件を「自分の事件」としてとらえられるかどうかである。「他人の事件のお手伝いをしている」という程度の意識であれば，他に重要な課題が出てきたときは，「その他人に任せてしまおう」となってしまう。このため，以下の点を重視した。

① 皆で日程を決める

第１は，当たり前のことであるが，弁護団会議その他の日程は，早めに，しかも皆で決めることを心がけた。自分の都合も考慮して決めた日程ということであれば，勝手に欠席は出来ない（逆に言えば，日程が自分の都合と関係なしに決められ，自分のことが尊重されていないと感じれば，自然と足が遠のくものである）。その意味で日程の決定方法は，単なる事務上の問題ではなく，弁護団内の民主主義の問題である。日程の設定，参加者の確保ということは，弁護団会議の議論の継続性を担保する上でも重要である。これが貫かれないと，会議のたびに参加者が大幅に異なり，会議によって結論が違うということも起こる。これでは弁護方針の一貫性が保たれない。

② 仕事を任せる

第２に，弁護人には，それぞれ重要な課題を託し，その人が作業を進めないと事件も進まないというくらい，事件を主体的に担ってもらうことを追求した。分担を徹底することで，使命感，責任感も増す。もちろん，前記のように「部分を深めても全体が見えない」第１次再審の二の舞では困るから，主担当以外に，２，３の論点で班に加わるようにしてもらい，各テーマを複数で分担することを基本としたし，さらに尋問など重要な時期にはバックアップチームを作って，集団的検討の体制も敷いた。

③ 主体的に担う。

第３は，熱心に活動してくれる弁護士には，事務局をはじめ中心的な役割をどんどん担ってもらった。月１回の弁護団会議のほぼ中間に事務局会議を開き，弁護団会議の準備や緊急案件の決定にあてていたが，当初は７名のところ，若手・中堅が加わり，最終的には１０名で活動していた。毎月事務局に参加することで，若手も事件全体を見る目をもつことができた。さらに弁護団会議の議事運営も，当初は事務局長代行（その後事務局長）が担当していたが，途中から，事務局員の輪番制に切り替えた。前記の秋山弁護士の指摘のとおり，議論の準備をする責任ある立場に立つことによって，研究も理解も進む。同じ観点から，当初３人で担当していた弁護団通信も事務局内の中堅・若手（８名）の交代制にした。

④ 執筆・報告の分担

第４は，執筆や会議での報告などは，若手も含む多くの人に頼むようにした。そのような機会をもつことで，執筆者，報告者は，事件全体のことを研究せざるを得ないし，また対外的に発言をした以上，おのずと自覚も高まることになる。

⑤ 業績の評価

第５は，弁護団員の活動の業績をしっかりと評価することである。弁護団会議の報告の席で活動をしっかり紹介して評価をしたほか，弁護団通信で奮闘の様子を克明に弁護団全体に伝えるようにした。そうすることで，自信も生まれるし，励みにもなる。おまけに，所属する事務所の理解を得ることもできる。弁護団の中のコミュニケーションにも大いに役に立ったと思う。弁護団通信は，

１～５６号を山本，佐藤米，松江の３名で，５７～９９号をさらに塚越，青木，福富，内藤，秋元も加わって，輪番で担当した。

（５）老壮青の団結

このように広範で多様な弁護活動を支える弁護団づくりを追求し，時期によって幾分異なるが，実働２０～２５人の弁護人がそれぞれの持ち場でしっかりとその役割を果たしたと思う。熟年弁護士は，大所高所から理論的，実践的指針を示すとともに，人によっては書面の隅々に気を配ってくれ，校正大臣の異名をとった人もいる。中堅弁護士（のつもりが時の経過とともに実際にはアラ還）は文字通り弁護団の軸として働いた。そこに，若手弁護士が新しい視点と活力を吹き込むという形で，老壮青がしっかり団結し，総合戦力としての力を発揮することができた。皆が弁護団会議の準備に取り組み，出席者が毎回２０名をこえ，配付資料が一度の会議で５０点以上に及んだとき，また，誰かから指示を受けたからというのでなく，担当者が自分から進んで新証拠の拡大や新証拠の補強作業に取り組み始めたとき，そして，最初は危なっかしいと思っていた若手が弁護団の中軸となり終盤ではむしろ頼りにされるぐらいになったとき，「ひょっとしたら・・・」と勝利への胎動を感じたものである。こうした弁護団活動の前進が，再審無罪の一つの原動力となったことは間違いないと思う。

長い年月のゆえに，その間に私たちは，これらの活動を担ってくれた大切な弁護団員を失った。ともに櫻井さん，杉山さんを守る会の代表世話人という重責を担いながら，弁護団会議でも弁護人として貴重な提言や忠告をいただいた清水誠さん（元・東京都立大学教授，布川事件のために弁護士登録，２０１１年１月没）と中田直人さん（元・茨城大学教授，弁護士，２００９年２月没），そして死の直前まで櫻井さん，杉山さんのために文字通り死力を振り絞って，自らの役割を果たしてくれた山川豊さん（第３部第４章第２節２（１）参照）。第２次再審以降でも物故者は３人を数える。これらの人達とともに再審無罪の日を迎えられなかったことは残念というほかない。

もとより，私たちよりはるかに優れた活動をしていながら，確定の利益にしがみついて再審の扉を開こうとしない頑迷な勢力のために，成果をあげるには至っていない弁護団もあることを承知している。それでも，ほとんどが再審の素人のような弁護人が寄せ集まって，しかも柔構造の困難な事件で再審無罪という成果をあげたことは，一つの希望となるのではないかと思う。その成果を踏み台として，多くの弁護団が大きな前進を遂げられることを願うものである。

（６）再審弁護団等の体制

再審弁護団等の体制は以下のとおりである。

ア　弁護団体制

弁護団発足時（１９８２年）

団　　長：小髙丑松（～２００３年１２月）

事務局長：柴田五郎（～２００３年１２月）

２００２年１月

事務局長代行：山本裕夫（～２００３年１２月）

事務局員　　：谷村正太郎，塚越豊，佐藤米生，松江頼篤

２００３年１２月

団　　長　：柴田五郎（～現在）

事務局長　：山本裕夫（～２００９年１２月）

事務局次長：佐藤米生（新任）

事務局　　：内藤眞理子，福富美穂子，秋元理匡（新任）

２００４年　１月　事務局：青木和子（新任）

２０１０年　１月　事務局長：塚越豊（～現在）

イ　主任弁護人

第１次再審（１９８３年１２月～１９９２年９月）

小髙丑松（櫻井）　　柴田五郎（杉山）

第２次再審

２００１年１２月～２００３年１２月

小髙丑松（櫻井）　　柴田五郎（杉山）

２００３年１２月～２０１０年１月

谷村正太郎（櫻井）　　柴田五郎（杉山）

２０１０年１月～２０１１年６月

山本裕夫（櫻井）　　柴田五郎（杉山）

（７）弁護団の財政

こうした長期にわたる弁護活動を財政面でどう支えるか。率直に言って容易なことではなかった。再審の段階では，獄中の二人に，拡大された弁護団の弁護士費用はもちろん，鑑定費用，交通費などの実費を賄う資力はなかった。弁護人もこれを承知で弁護団に参加しているのだが，持ち出しが当たり前となっては，新たに弁護人を募り，長期の弁護団活動を維持することも難しい。その困難な状況の弁護団を支えてくれたのが，守る会と日弁連である。守る会は，会費，出版，各種催しで得られたカンパなどの中から，随時一定額を活動費として弁護団に提供してくれた。本人からの支出分もあわせ，その金額はわかる範囲で１２００万円以上に及ぶ。日弁連の活動費等の経済的な支援やそれ以外の多面的な支援については，本章第５節で述べる。

それでも，第２次再審の準備段階から，専門家の鑑定や再現実験による新証拠が次々構想され，実行の段階にうつると，そのための資金が大幅に不足する状態となった。ここに至ってとられたのが，柴田事務局長（当時）が編み出した「弁護団ファンド」なる仕組みである。中堅以上の弁護人とかつてこの弁護団に所属し再審の行方を心配してくれている旧弁護人に資金面での協力をお願いした。寄付ではないが，利息はないし，返還の目処も定かでない

しかし，この怪しげな（？）呼びかけに多くの現旧弁護人がこたえ，約２００万円の資金が集まり，これを専門家の鑑定や再現実験の費用（但し，日弁連の基準による支出分を超える部分）に充てていった。その後，第２次再審の後半になり，新証拠や実験も一段落する中で，ファンドの償還が進み，「元本割れ」は回避することができた。

それでも，個々の弁護人レベルでは，まさに手弁当の３０年であった。交通費等の実費の支給を受けたが，日常的な出費については，弁護団財政の困窮の具合を知っている弁護人が弁護団への請求を控えていた部分が少なくないと思われる。

なお，第１次再審のときは，柴田弁護団事務局長（当時）とその事務所に弁護団会計事務でも大きな負担をかけていたので，第２次再審申立後，弁護団体制の強化を図る一環として会計担当を設けることとした（松江弁護士が担当）。

第３節　二人を支えた守る会と支援者たち

冤罪被害者本人である櫻井さん，杉山さん本人，その弁護団とともに，「布川事件櫻井昌司さん・杉山卓男さんを守る会」は３５年以上の歳月を，二人の救援のために活動し続けた。守る会の存在を抜きに，再審布川事件を，そして再審無罪判決を語ることはできない。

１　守る会設立

二人が確定審で上告中の１９７６年，無実の二人を冤罪から救出するという目的で「布川事件櫻井昌司さん・杉山卓男さんを守る会」（以下「守る会」という。）が設立された。設立時の代表世話人は劇作家の村山知義氏であった。

確定２審から杉山さんの弁護人となった柴田弁護士は，「世の中に訴えて支援を仰がなければ勝てない」と口を酸っぱくして言っていたが，上告審になって，どうにかこの方針が二人に受け入れられた。二人はせっせと訴えの手紙を拘置所から出し続け，おそらく二人で万を超える手紙が外の人々に届けられた。この手紙を受け取った日本国民救援会東京都本部を中心に，当初はほんの数十人というメンバーで「守る会」は出発した。

２　代表世話人

１９８３年の第６回守る会総会までに，村山氏に代わり牧師の高木幹太さん，東京都立大学教授（当時）の清水誠さん，俳優の北林谷栄さんが順次代表世話人に就任し，３人の方々は代表世話人として困難な時期の守る会活動を支えた。その後，高木幹太さんが退かれ，元茨城大学教授でもある中田直人弁護士や声楽家の佐藤光政さんが代表世話人に就任し，長らく代表世話人として活動してきたが，残念なことに，中田直人さん，北林谷栄さん，清水誠さんは，二人の無罪確定を目前にして相次いで亡くなられた。無罪判決時の代表世話人は，佐藤光政さん，松島洋さん（我孫子市議），蒲田孝代弁護士の３名である。

３　守る会の活動

守る会は，面会に，訴えに，宣伝に，コンサートや救援美術展の開催に，カンパにと，精力的に活動を続けた。確定審，第１次再審，第２次再審，再審公判と３５年にわたって二人を支援し続け，二人の雪冤を果たすために多大な貢献をしてきた。

（１）冤罪を訴える

ア　会員の広がり

守る会は，布川事件が冤罪事件であることを広く国民に知らせる活動を継続した。事件が冤罪であること，無辜の二人を救うべきことを訴えて，守る会会員を募り，最終的に会員数は，各地にできた守る会（東京の後，茨城，千葉，三多摩，

飯能，愛知，北海道などでも次々と守る会が設立された）の会員を合わせると約２３００名という規模にまで発展した。

イ　情報発信

守る会では，増えていく会員に向けて「守る会ニュース」を毎月継続的に発行し，その数は３７０号を優に超えた。ニュースでは事件の内容，裁判の状況，守る会の活動状況を地道に伝えてきた。時には小冊子やリーフレット，ポスターなども発行・頒布し，運動を広げる努力を惜しまなかった。

ウ　宣伝活動

中でも，街頭宣伝は，布川事件のこと，冤罪のことを世に広く訴えるという意味で大きな効果をもたらした。第２次再審では山手線一周の駅頭宣伝をはじめ，都内各駅，有楽町マリオン前，裁判所前，地元利根町など，考えられる限りの場所で毎月，宣伝・署名活動を行い，弁護団も団長，事務局長を先頭に可能な範囲でこれに参加した。また，２００６年５月～８月には「全国キャラバン」を展開し，全国各地で宣伝，要請活動を行った。

エ　現地調査

現地（茨城県利根町布川）での調査活動や報告会も積極的に行い，１９９１年からは，毎年，泊まりがけで「全国現地調査」を開催し，全国各地から１００～２００名の参加を得て，事件の内容や再審の状況について訴えた。事件の地元での活動は，困難を伴うこともあったが，長年にわたる地道な活動の成果として，訴えに耳を貸すだけでなく，理解を示してくれる地元住民も少なからず現れるようになっていった。弁護人も多数参加し，報告，実演，現地ガイドなどで協力した。

■写真１９【真夏の現地調査】

オ　コンサートなど

櫻井さんの獄中詩抄，杉山さんの獄中書簡抄を発刊し，冤罪に苦しみながらこれと闘い無実を訴える二人の肉声を世に伝える活動を行った。１９８４年以降は，事件支援のため，櫻井さんが獄中で作詞作曲した歌を声楽家の佐藤光政さんが歌うという「壁のうた」コンサートや救援美術展を開催し，守る会はその成功に尽力した。コンサートは計３８回，美術展は計１１回開催され，これらの成功は獄中の二人を大いに励ました。さらに作家の佐野洋氏の「檻の中の詩」（双葉文庫），伊佐千尋氏の「舵のない船－布川事件の不正義－」（文藝春秋）や絵手紙作家の田口孝夫氏の絵手紙などの販売活動も積極的に行い，これらの活動は，布

川事件を広く市民に訴えるうえで大きな力となった。

カ　裁判所への要請

こうして湧き上がった「無実の人は無罪に」の声を，守る会は裁判所に届け続けた。事件が係属する裁判所に対し，再審開始，公正な判決，さらには証拠開示を求める要請活動を毎月行い，街頭宣伝や支援団体等を通じて集まった署名を裁判所に提出してきた。これまでに提出した署名は約３０万人分にも及ぶ。

（２）弁護団活動を支える

守る会は，弁護団活動を支え続けた。

確定審の記録の重要な部分（判決・決定，自白調書，証言調書など）を冊子に編集し，再審申立後は，再審請求書，再審の諸決定，弁護団提出の再審請求理由補充書，意見書などを冊子に編集して，これらは，弁護団，守る会及び学習会などで事件の検討を行う際の不可欠な資料となった。これらの資料を使って随時開催される学習会では，事件の問題点を洗い出し，そこから弁護活動に対する提言も生まれた。さらに，鑑定や再現実験の実施にあたっては，資材や人員を提供するなど，弁護活動への貢献は多大なものがあった。

カンパを募り，得られた資金の一部を毎年弁護団の活動支援に提供し，弁護団の活動を財政面でも支えてきた。弁護団の合宿費用や新証拠発掘のための実費など，このカンパによるところが大きい。また，二人が全国各地をまわって冤罪の訴えをする際の活動費も，守る会の支援によるものである。

それだけではない。布川事件が多くの善意の人々に後押しされているという事実は，弁護団員へのエールとなり，確定審，１次再審での敗戦からの復活・巻き返しを決意させるものであった。月に１回開かれる守る会の事務局会議には，弁護団からもできるだけ出席するようにして，意見交換を行い，それぞれの活動の連携・調整を図ってきたが，相互の力を最大限出し合えたからこそ，再審無罪という結果を得ることができたと言うべきであろう。

（３）二人を支える

何よりも，守る会は，二人を様々な角度から「支え」てきた。

獄中の二人を励まし続け，会員の中には，獄中に２６００通以上の手紙を送ったという人もいる。１９７６年に櫻井さんの母親が危篤となった際には，勾留執行停止の要請活動を展開し，さらに，二人の刑務所内での処遇改善のためにも努力した。１９９２年からは二人の仮釈放を求める活動を展開し，１９９６年に実現した仮釈放にあたっては，二人の社会復帰と生活基盤の確保のために，物心両面で多大な援助をした。二人が長い獄中生活にあっても心が折れることなく，さらには，仮釈放後の厳しい現実社会での生活にもめげることなく，長い長い再審を闘い抜き，それだけではなく弁護士会などの諸企画に参加し刑事司法を告発するような活動に従事できるのも，これら守る会の「支え」があってこそのことである。

（４）冤罪根絶・人権擁護・発展に向けて

守る会は，布川事件のみならず，あらゆる冤罪根絶・人権擁護のための活動も行った。再審・冤罪事件全国連絡会等にも参加し，冤罪根絶等を訴え，２００９

年５月には，読売新聞首都圏版に「証拠開示」「全面可視化」などを求める意見広告を掲載した。

２００７年５月，ジュネーブで行われた「拷問禁止条約第１回日本政府報告審査」の際には，杉山さん本人と，櫻井恵子さん（櫻井さんの妻）を派遣し，冤罪・布川事件と我が国刑事司法の人権無視の現状を広く世界に向けて訴えた。翌２００８年１０月には，同じくジュネーブで行われた「自由権規約第５回日本政府報告審査」の際には，櫻井さん本人を派遣した。これを受けた日本政府への勧告は，代用監獄制度の廃止，取調べの可視化の必要が強調されており，大きな成果を挙げたと言うべきである。

４　「人権賞」受賞

守る会の３５年にもわたる活動は，無実の櫻井さん・杉山さんを冤罪から４４年ぶりに救出するという大きな成果を上げるとともに，我が国の刑事手続や人権状況を広く国内外に訴え，その改善にも多大な貢献をしてきた。これらの活動は，「優れた人権擁護活動」「人権侵害に対する救済活動」「人権思想の確立のための研究・啓蒙活動」であると評価され，２０１１年１月１０日，東京弁護士会の「人権賞」を受賞した。

第４節　マスメディアとともに

再審事件への国民的関心を喚起し，重い再審の扉を開く裁判所の決断を得るうえで，守る会との共同協力とともに，マスメディアとの関係をいかに築いていくかは重要な課題であった。

１　捜査段階

１９６７年１０月１９日の地元の朝刊各紙の紙面には，布川の強盗殺人事件が櫻井と杉山の逮捕と自供により，発覚以来４９日ぶりに全面解決した，との記事が踊っている。捜査当局が提供した情報が，そのまま無批判に書き連ねられ，「取り調べに涙を流しながら」「すっかり観念した様子で犯行手口や逃走後の足取りを自供した」（茨城読売）とされている。そしていったん犯人と決めつけられると，「二人とも競輪にこって転落した典型的なケース」「二人とも競輪に取り憑かれたのはここ数か月。金がなくなると盗みや恐喝を働き，その金でまた競輪場に通い，悪の道を暴走，・・・・・競輪開催地を転々とする毎日だった」（茨城毎日）と容赦ない。杉山は「家庭は比較的豊かであったので，家もあるしまだ現金も５０万円もあるとうそぶいている」とも報じられている（常陽新聞）。家族についても記事になり，冤罪の被害は報道を介して周囲にも拡がっていた。

２　冬の時代にも

それでも，一貫して無実を主張する二人とそれを支える人達の奮闘により，メディアの風向きも徐々に変わり始める。

１９７８年，二人を有罪とする最高裁の決定が出された直後，読売新聞はその社説で「えん罪の疑いをもたれている事件が，また一つ，最高裁によって，あっさり有罪間違いなしとされた」「布川事件もえん罪事件の定型的な要素を含んでいる」と述べ，本件強盗殺人事件が冤罪であることを鋭く指摘した。

しかし，判決が確定してしまうと，メディアの関心も潮が引くように薄れていった。その時期に，日本テレビが『仮出獄＝布川事件の３０年』というタイトルで布川事件を取り上げてくれた。スタッフは仮出獄後の二人の動静を追い続ける。第２次再審への展望もまだ見えない１９９８年５月。深夜の時間帯とはいえ，全国放映である。展望の見えない冬の時代に，関係者にとってどれだけ励ましとなったことか。

３　第２次再審とメディアの力

２００１年１２月，ようやく第２次再審の申立がなされた。しかし，それだけでは，一時注目は集めても，メディアの共感を得るにはほど遠い。名張事件や袴田事件に比べると知名度も低く，インパクトも小さい。しかも，一個で決定的という証拠を示せるわけでもない事件で，冤罪であることの理解を得るのは簡単ではない。

そこで弁護団は，進行協議のたびに，尋問のたびに，重要な書面や証拠を出すたびに，記者会見を開き，そのポイントを説明するように心がけた。とくに，再審請求審の事実調べは公開されないことが多く，この件でも弁護人の公開の要請は斥けられたので，事実調べ（尋問）の様子を正確に社会に伝えることは弁護人の義務ともいえる。それゆえ，会見の説明では，必ず詳しい資料，できるだけ視覚的にわかりやすい資料を用意し，一つ一つ丁寧に疑問を提起した。その場では納得をしてもらえなかった記者には，あらためてファックスで説明文を送ったこともあった。マスメディアに理解してもらえないようでは，裁判官に理解してもらえるわけもない.

第２次再審申立後，テレビ局で初めて取り上げてくれたのは，毎日放送・ＴＢＳである。『報道特集』では，『私は殺していない！布川事件３７年目の新証拠』と題して取り上げられ，布川事件が国民的関心を得るうえで大きな転換点となった。第１審の終盤にさしかかり，記者の一人から，「最初は半信半疑だったが，やっとわかった」との話をされたとき，それまでの努力が報われたと思った。再審開始決定前でも，確定審の判断に疑問を呈する記事が続いた。土浦支部で開始決定が出たとき，朝日新聞はその社説（９．２３）で「今回の決定には，粗雑な捜査とそれを追認した裁判への怒りさえうかがえる」「当時の裁判官たちは何を見ていたのか。二人を最初から犯人と決めつけていたのではないか。思い込みで殺人事件の犯人にされたのではたまらない。」と書いている。

即時抗告審では，テレビ朝日が，「ザ・スクープ・スペシャル」『検証・えん罪のワナ』で取り上げてくれた。実を言えば，即時抗告審になって意見書を提出してくれた佐藤喜宣教授，そして録音テープの音響解析をしてくれた中田宏氏との接触は，この報道をきっかけとしている。かつて二人を強盗殺人犯として，捜査当局の情報を流していたメディアが，事件を理解し，二人を理解したとき，今度は力を貸してくれ始めた。

２００９年１２月１５日，最高裁判所から検察官の特別抗告を棄却する決定が届いた。弁護団は早速，同日夕刻，記者会見を行い，弁護団声明を出したが，この決定に接し，各社とも大々的に報道した。

４　再審公判とメディア

（１）メディアに積極的に情報と資料を提供するという弁護団のスタンスは，再審公判においても貫かれた。公判開始前でも，三者協議や検察官への申入れの都度，

記者会見を開いてその情報や弁護団の考えを伝え，個別の取材にも積極的に応じた。

２０１０年７月９日，再審公判が始まった。再審請求審段階と異なり，再審公判は公開され，各メディアも公判を傍聴して取材をする。しかし，すべての時間にわたって傍聴するメディアはわずかであり，公判での審理内容を正確に理解してもらえるとも限らない。そこで弁護団は公判手続終了後，土浦市内の会館またはホテルの会議室で必ず１～２時間の記者会見を開催した。傍聴を希望しながら，傍聴券を入手することのできなかった大多数の支援者等もこれに合流して活気あふれる報告会となった。

第１回公判終了後の記者会見には，櫻井さん，杉山さんの公訴事実に対する意見書，弁護人の意見書，冒頭陳述書，検察官が申請をしたＤＮＡ型鑑定申請に関する資料等を用意して出席した記者に配布し，その内容を説明し，質疑応答をした。その後の公判でも，公判後の記者会見には，各回の審理に即してその内容がわかる資料を用意した。もとより配付資料については，関係者のプライバシーに配慮し，マスキングを施した。

記者会見には１０数名の弁護人がその都度出席し，記者からの質問に各自が臨機応変の対応をした。

（２）これとは別に，再審公判の審理が終結して判決を待つまでの間の２０１１年１月２６日と２月２３日，弁護団は日弁連会議室で記者レクを開催した。記者レクに向けて，「冤罪・布川事件」資料集（その１）「冤罪を招いた警察・検察の違法行為」という８０頁の冊子と，同資料集（その２）「布川事件の争点・証拠開示」という６４頁の冊子を作成して配付した。

資料集（その１）は，再審請求審，再審公判を通じて明らかになった布川事件における違法な捜査・公判活動を抉りだして詳しく述べたもので，資料集（その２）は，自白や目撃証言がいずれも信用できず，二人を有罪とする根拠がなにもないこと，すなわち無罪以外の結論がありえないことを詳しく論じたものである。いずれも，メディアの側の理解がえられるよう，そして記事にしやすいように，確定審と再審の公判に提出された証拠と写真，そして複雑な主張を整理した図表をふんだんに盛り込んで作成したもので，資料としての密度は濃い。これも，早期に無罪を確定させるとともに，誤判原因を追及する世論づくりに役立つことを願ってのものである。

その結果，３月１６日の判決を目前にして，新聞では，連載も含めて，布川事件のことが取り上げられるようになっていた。３月１１日の東日本大震災とこれに伴う判決の延期により，それらが中断されるという事態もあったが，以上の努力を通じて，弁護団の発信する「冤罪・布川事件」の問題点がメディアに伝わり，２０１１年５月２４日の再審無罪判決を受けたメディアの論調は，問題点を的確にとらえたものであった。

５　真実は人をつなぐ

（１）以上のように，弁護団はメディアに対し，積極的に，そして丁寧に情報を提供してきた。情報と資料の提供にあたっては，一部の記者だけに提供すると公平を

欠くので，重要な情報，資料は幹事会社を通じ提供するよう心がけた。

もとより，メディアの方の取り組みにも濃淡がある。転勤してきたばかりで，事件取材に関与して日が浅い人には丁寧な説明を心がけた。かなり熱心に研究を重ねている記者もいた。判決宣告を５日後に控えた２０１１年３月１１日，東日本大震災が発生した日の午後８時過ぎ，交通機関がほぼ途絶えた中でも，取材にやってきた記者もいた。弁護団の取材の窓口は弁護団事務局長であることが多かったが，記者の興味や疑問点もそれぞれ異なり，取材の内容に応じて各テーマ担当の弁護人において随時必要な対応をした。

メディアの関心を集める上で，櫻井さんと杉山さんの果たした役割は大きい。つねに堂々と振る舞い，率直な発言をする二人は，支援者の中だけではなく，メディアの中にもファンを開拓していった。普通は考えられないことだと思うが，メディアは弁護団を通さず，直接二人に連絡をとり，取材をしていた。マイナーだったかにみえた布川事件は，オープンな事件として，社会との間に太い絆を築いていった。

仮釈放後の二人を追い続け，第８４回キネマ旬報ベストテン文化映画部門第１位を皮切りに国内外で数々の賞に輝いたドキュメンタリームービー『ショージとタカオ』（井手洋子監督）も，こうした人と人とのつながりの中から生まれたものである。

（２）再審は，「無辜の救済」と「確定の利益」の間で，換言すれば，無実の人は無罪にと願う人達と，裁判の権威を守るためには確定判決を守らなければならないとする人達の間で，つねにせめぎ合いとなる。

そのとき，裁判の権威を守るために確定判決に固執しようとする人達に，無実の人を無罪にしてこそ司法は信頼を得られるのだと言うことを教えるのが守る会をはじめとする国民の声であり，国民の声を代弁するマスメディアである。岡部保男弁護士は，「疑念を抱いてもあれこれ言い訳を見い出して疑問と正面から対峙しない」「裁判官の責任感は社会の裁判に対する関心と批判の強さにより喚起され（る）」と述べているが（再審通信８４号），その重要な契機の一つがマスメディアであることは論を俟たない。冤罪事件を，そして雪冤のためにたたかう人々のことを，国民とともにメディアとともに考えることによって，開かずの扉と言われる再審の扉が開かれるのだと思う。

第５節　日弁連の支援

最後に，この布川事件の再審を，３０年以上にわたって支え続けた日弁連の支援について述べる。

１　再審事件のセンター

１９７８年に日弁連は布川事件の櫻井さん，杉山さんの支援決定をし，人権擁護委員会内に布川事件委員会を設置した。その後若手弁護士を中心とする布川事件研究会と合流し，１９８２年から布川事件委員会・弁護団として現在まで弁護活動を継続してきたことは既述のとおりである（第２部第１章）。

日弁連は多くの再審事件のセンターである。裁判所との関係でも，社会全体との関係でも，日弁連の支援事件となることは，その再審請求に対する信頼を大きく高める。

そのことは専門家との相談・鑑定依頼にも影響する。さらに他の再審事件との連携，研究者の支援，広報活動，そして経済的・人的支援などは，弁護活動の大きな支えとなる。裁判所の決定・判決に対しては，そのつど会長の声明・談話が発表され，事件の意義，決定の評価等を社会的に明らかにする。その全面的支援は，布川事件の場合にも，３０年以上にわたるたたかいの大きなよりどころであった。

２　再審弁護団会議

他の弁護団と経験を交流し，再審事件共通の問題を討議する機会となっているのは，全国再審弁護団会議である。この会議は１９７９年５月の第１回から２０１１年５月の第３０回まで，ほぼ１年１回開かれている。各再審事件の現状報告のほか，証拠物の保全，証拠開示，検察官の不服申立禁止，死刑再審事件の身体拘束問題等のテーマを定め，あるいは重大な段階を迎えた事件を取り上げ，各事件の弁護団員および助言者として研究者が出席し真剣な討議が行われている。布川事件弁護団はほぼ毎回書面および発言により活動状況を報告していたが，特に第２１回，第２６回，第２９回の再審弁護団会議は，布川事件を主題として取り上げ，長時間，集中的な討議がなされた（以下，本項及び次項記載の報告者・講演者の肩書はいずれも開催当時のもの）。

第２１回（２００２．３．２０）の会議は布川事件と日野町事件をテーマとし両弁護団の報告の後，元裁判官（石松竹雄・弁護士），元検察官（髙井康行・弁護士），研究者（水谷規男・愛知学院大教授）の３名のコメンテーターから助言を受けた。そのなかで，髙井元検事が警察の誘導尋問を検事がチェックしていないこと，秘密の暴露がないこと，物色場所から指紋が出ていないことを指摘し，自分が検事だったら起訴したかどうかわからないと発言されたことは，弁護団を勇気づけた。

第２６回（２００６．３．２９）の会議では前年９月２１日の再審開始決定を受けての報告がなされた。木谷明元裁判官，豊崎七絵龍谷大助教授の講演は，その後の弁護活動に資するところが大きかった。

第２９回（２００８．１２．３）の会議は「布川事件　最高裁に検察官の特別抗告を棄却させ再審開始決定を確定させるために―特別抗告審において勝利するための方策と課題･注意点」というテーマに見られるとおり，新証拠の明白性について限定的再評価説の立場から判例違反を主張する検察官の特別抗告といかにたたかうかが大きな問題であった。布川事件弁護団は限定的再評価説の阻止を最大の重点とするが，しかし，学説の個々の論点について理論闘争に立ち入ることはせず，白鳥決定・財田川決定を堅持し，詳細・緻密な事実認定により総合評価の正しさを示すという方針を採っていた。これに対しては何名かの弁護士・研究者から厳しい批判があった。

なお全国会議とは別に個々の事件が審理の途中で直面した問題を討議するため，必要に応じて人権擁護委員会第一部会（再審部会）を中心としてミニ再審弁護団会議が開かれる。布川事件については２００５年１０月７日に持たれた。

なお人権擁護委員会第一部会には，２００３年秋から現在まで塚越豊弁護士が特別委嘱委員となっており，２０１０年５月には，佐藤米生弁護士，秋元理匡弁護士が参加した。全国の各再審事件の動きを知り，各再審弁護団との交流を深める上で，その役割は大きかった。

３　報告集会とシンポジウム

全国再審弁護団会議とともに再審弁護人のほか，再審に関与していない弁護士，再審に関心を持つ市民をも対象としての報告集会，シンポジウムも６回持たれた。会場はいずれも日弁連のある，弁護士会館である。

①　「再審開始決定報告集会―布川事件開始決定を学び，決定を守る」（２００５．９．３０）　基調報告・佐藤米生弁護人　講演・豊崎七絵・龍谷大学助教授

■写真２０【再審開始決定報告集会】

②　「布川事件シンポジウム―えん罪をただす再審を！」（２００８．６．７）　基調報告･秋元理匡弁護人　講演・豊崎七絵・九州大学准教授

③　「布川事件高裁決定報告集会―再審に新たなうねりを」（２００８．７．３０）　基調報告・山本裕夫弁護人　講演・村岡啓一・一橋大学大学院法学研究科教授／豊崎七絵・九州大学法学部准教授

④　「布川事件シンポジウム-えん罪をただす再審を！Ⅱ」（２００９．７．１６）　基調報告・山本裕夫弁護人　講演・指宿信・成城大学法学部教授

⑤　「布川事件最高裁決定報告集会」（２０１０．２．１３）　基調報告･青木和子弁護人　谷村正太郎弁護人　講演・中川孝博･國學院大學法学部教授

⑥　「布川事件無罪判決報告集会　布川事件の４４年が問いかけるもの―えん罪を生まない刑事司法へ」（２０１１．８．１）　基調報告・山本裕夫弁護人　講演・豊崎七絵・九州大学法学研究院准教授

櫻井さん，杉山さんは，毎回挨拶･報告をし，参加者に大きな感銘を与えた。いずれの集会も盛会であった。

４　「再審通信」と「自由と正義」

日弁連は再審事件の情報交換のため，「再審通信」を発行し，各再審事件の弁護人，日弁連人権擁護委員，研究者，各新聞の論説委員等マスコミ関係者に配布している。（不定期刊であるが，ＩＳＳＮ（国際標準逐次刊行物番号）の承認を得ている。）１９７７年５月の第１号に始まり，２０１２年５月末現在１０３号に至っている。布川事件弁護団の報告は１９９３年の第１次再審申立時の３５号から随時，第２次再審申立時の８３号からは毎号，計３８回掲載されている。

日弁連の機関誌「自由と正義」２００５年１１月号の再審特集は名張事件再審開始決定等とともに「布川（ふかわ）事件再審開始決定について」（柴田五郎弁護人）を掲載した。さらに２０１２年２月号は布川事件特集として座談会「再審布川事件の３

０年を語る」，および論文「布川事件から見る刑事司法の課題」（福富美穂子弁護人），「布川事件と証拠開示」（佐藤米生弁護人）を掲載している。

５　経済的支援

以上に加えて，この間の日弁連からの経済的支援も大きい。専門家に依頼した鑑定の費用，集会等の会場費，調査費，事件委員（当初３名，その後７名に増員）の旅費等。毎回の委員会・弁護団会議に際し日弁連の会議室が無償で使用できることも大きい。なお委員に対して着手金，日当，報酬などの金員は一切支払われない。委員会発足以後解散までの間，日弁連の支出は１２８９万７２０５円に及ぶ。

６　人的支援

経済的支援とともに，この間の日弁連からの人的支援も大きい。事件委員会の事務は日弁連人権課の職員が担当する。再審事件の委員会の場合，通常の委員会の業務だけでなく弁護団事務局を兼ね訴訟事務も担当することとなる。会場の設営・通知等会議の準備，資料・議事録等書類の作成だけでなく，訴訟記録の整備，意見書・証拠申請書等の書類および多数の証拠の写しの作成・提出等その事務量は膨大である。ことに弁護団の人員が多くなるに連れ，連絡，配布資料の数等の作業は増大する。担当職員の支援なしに１９７９年以来の布川事件委員会・弁護団の活動は不可能であった。この間の委員会・弁護団担当職員の氏名は次のとおりである。

岡森英二，佐藤俊明，音無文樹，飯島康夫，柴山敏雄，加藤春雄，大川洋史，森宏，清水倫，次田寛和，山田積次，江原通公，矢島成多郎，野々上晶子，宮本寛子，福富絵梨子，松尾さとみ，藤野修，庄司みゆき

７　全国のたたかいとともに

日弁連の支援は守る会の活動とともに布川事件の再審弁護を支え，再審開始･無罪判決を勝ち取る最大の要因であった。同時に日弁連の活動を通じ，他の再審弁護団から学んだ点は多い。

布川事件の経験を日弁連に，そして現在たたかっている他の再審事件弁護団に引き継ぐことは，布川事件弁護団が無罪判決確定後に担う最大の任務である。

第７部　学者・研究者の皆さんから

長く困難な再審弁護活動を，理論と実践の両面で支え，私たちの進むべき道を示して下さった学者・研究者の皆さんに，再審無罪判決を実現した今，思うところ，考えるところを寄稿していただきました（以下，五十音順）。

布川事件が問う日本の「刑事訴訟法学」

成城大学法学部教授　指　宿　　信

はじめに

日本で刑事訴訟法学を学んでいるといわゆる学界と呼ばれる世界に属するわけだが，概ね学者の任意団体である「日本刑法学会」に入会することになる。法科大学院の開設以降，実務家の参加も増え，多くの弁護士が加入しているのでどういう雰囲気かご存じの方も多いだろう。市民の参加は受け付けず，あくまで「法律専門家」が参加を許されることになっている。この学会は再審理論に大きな貢献をしたことでも知られる。いわゆる死刑四事件の再審無罪判決が生まれる前の１９７４年には再審に関する大きなシンポジウムがもたれたこともあった。その模様を収録した学会誌「刑法雑誌」にはなんと日弁連が提案していた再審法の改正案まで資料として収録されている。もっとも，その後はワークショップでは何度か再審がテーマにとりあげられているものの，分科会や大きな取り組みは皆無である。

時は下り，今年の刑法学会のプログラムを見ても，２１世紀に入って続いた富山氷見事件，足利事件，そして布川事件といった再審無罪判決を受けて問題を提起したり，再審のあり方を見直すような学会をあげての企画は見られない。というよりも，プログラムのなかに「再審」の文字がない（もちろん，学会の会場内の発言でいっさい再審に言及されたことがなかったかどうかは未確認であるけれども）。他方で，確定再審無罪事件のみならず，福井女子中学生事件と東住吉事件の開始決定（異議審中）や，袴田事件や狭山事件といった再審請求審において証拠開示が進められた結果，あるいは，東電ＯＬ事件のようにＤＮＡ型鑑定によって，新しい事実が判明するという驚くべき事態が進行中である。残念ながら今年のプログラムを見る限り，学会が再審実務や再審理論に特に関心を払っているという気配は見られない。また，日弁連が２０１０年３月に意見書を公表した誤判原因究明の機会を持つべしとする見解に応えるような機運も感じられない。もちろん，これまで，全面証拠開示法制を支持せず，取調べの全部録画を支持しない学者たちが，今日のこうした誤判ラッシュにどのような「言い訳」をするのかという機会も用意されることはない（おそらく今後もないだろうが）。

結局，違法な取調べをする警察や証拠を隠す検察，自白偏重の裁判所と並んで，そうした実務の陰にあって，旧来の法解釈や法制度論が誤判防止に役立っていないどころか，それをむしろ助長してきたのではないかとすら考えられるにもかかわらず，内省的な言葉が

見聞されることは期待できない状況にあるように感じる[1]。「学者は今の刑事裁判や刑事司法についてどのように思っているのか」と問われることも度々あるが（わたしはそんな学界を代弁するような偉い学者ではないのだが），そうした問いに答えるメッセージを探すことは難しい。

そこで，せっかく布川事件について書く機会を与えられたのだから，せめて刑事訴訟法学が布川事件の裁判経過と理論的にどのように関わっているのかについて，いくつかの例を語ることで，執筆の責めを果たしたいと思う。

捜査について

布川事件では被疑者の逮捕は別件逮捕である。櫻井さん，杉山さんについて窃盗や暴力行為を別件（口実）として強盗殺人の取調べがおこなわれた。別件逮捕というのは，本丸（本件という）の事件で取り調べたい容疑者がいるときに，まだ本丸とその容疑者を結びつけ逮捕に踏み切るだけの証拠がないときに使われる常套手段である。日本の裁判所は別件逮捕を禁止していない。判例のなかには別件逮捕が許される場合について条件を挙げて制限的な態度を示すものがあるが，別件逮捕によって得られた自白だからといって証拠能力を否定するような裁判はとても少ない[2]。では，学説はどうか？　別件逮捕とそれに続く勾留のあいだに本件について捜査機関が取り調べると，はじめに別件逮捕を許可した裁判所の許可条件とは異なる事案で取調べることになって，一種の身体拘束のための「脱法状態」を創出することになる。学説の中にはこれを強く批判する立場もあるが，多数は場合によっては適法だとする。別件逮捕をしなければならない事件くらいになると，メディアも堂々と別件逮捕された，などと報道するので歯止めが効かない。それはメディアだけでなく，裁判官も研究者も，やはり別件逮捕勾留中に得られた「自白」が貴重な（本件での）有罪獲得のための証拠だと考え，証拠価値を認めているからではないか。

取調べについて

布川事件再審開始決定は「供述の誘導等があった可能性を否定することはできず，その信用性に疑問を容れる余地がないとはいえない」とする。櫻井さん杉山さんはこうした取調べ手法を規制するために，取調べの全部録音録画が欠かせないと言っている[3]。いわゆる「可視化」である。多数の刑訴法学者はその制度に賛成の態度を公言しない。ひとつには取調べの弁護人立ち会いが不可欠で，それが先だという価値判断があるようだが，ひどいものになると取調べによる捜査の支障などを懸念したり，取調べ以外の有効な捜査手法

[1] まったく分野違いであるけれども，東日本大震災の後，地震予知学の世界で深刻な反省が迫られていることと比べても，その違いは歴然だ。「“従来の考え方はリセットを”地震学会が反省のシンポ」朝日新聞２０１１年１０月１５日配信記事参照。

[2] 別件逮捕勾留中の取調べを余罪取調べの限界を超えたものとして違法と断じ，作成された自白調書の証拠能力を否定した，木谷明裁判長（当時）による浦和地裁平成２年１０月１２日判決（判時１３７６号２４頁）などは例外的な存在だろう。

[3] 日本弁護士連合会編集協力・指宿信編『取調べの可視化へ！』（日本評論社，２０１１年）７９頁以下に両名のインタビューが収録されているので参照されたい。

がないから[4]，といった反対論を開陳している。捜査，訴追機関ならいざ知らず，研究者ですら堂々とそうしたことを書いているくらいなので，刑事訴訟法学者の後進性は顕著である。今や法務省ですら「可視化を積極的に進めていく」という文書を公表[5]している時代に入っているにもかかわらず，そういう状態である。こうした取調べ重視の態度を研究者が取ることが，手続面では取調べの規制方向での解釈を緩やかにおこなわせ，証拠面では結果得られた自白の任意性についての判断基準を低いハードルに置かせているように思われる。

証拠評価について（目撃・犯人識別供述を例に）

布川事件では，被告人らを現場付近で目撃したという，いわゆる「目撃証言」が大きな有罪の柱とされていた。布川事件再審開始決定では，この点，「経験則に照らして非常に不自然で不合理」であると批判し，「原記憶に基づき誠実に証言しているか全体的に疑問があ」ること，「不合理な供述変遷」があることを指摘した。結果として目撃証言の信用性を消極的に評価した再審請求の過程では心理学者などの実験が大いに貢献したと思われるが，法学者や実務家において法と心理学の知見をきちんと踏まえてこのテーマを考察する者が少ないことには驚きを禁じ得ない。言っておくが，わたし自身が法と心理学会の理事をしているとか，学会誌『法と心理』の編集委員長をしているから，皮肉な見方をしているというわけではない。こんにち，残念なことに刑事訴訟法の標準的な教科書・基本書において目撃証言・犯人識別供述の問題に言及するものはほとんどない。そもそも，英米法圏では証拠法は訴訟法とは別個の科目として扱われていて，教科書はそれだけで大部のものになるのに，日本では捜査法も公判法も上訴法も，そして証拠法までもすべて「刑事訴訟法」に組み込んでいることもあって証拠法の記述がとても薄い。実務に出て多くの法曹はおそらくそのことに直感的に気づくはずである[6]。上述の法と心理学会などに参加する刑事訴訟法学者は圧倒的に少数である。そうした知見を持たない教員に教わり，そうした教員が作成した教材を使って法律家が育てば問題意識を持てという方に無理があるだろう。刑事訴訟法学の責任は重い[7]。

---

[4] その内のひとつは，司法試験受験生に人気の高い，池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義』である。第四版（２０１２年）では１６６頁の注を参照されたい。

[5] 法務省『被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ』（平成２３年８月）は，「検察の運用により現在実施している裁判員制度対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画の範囲を試行的に拡大し，様々な録音・録画を行うこととするべき」とする。同５５頁参照。
http://www.moj.go.jp/content/000077866.pdf

[6] わたしの友人であるオーストラリアの証拠法の教授が書いた証拠法の教科書は１６００（！）頁である。ケースブック（判例や資料を含む）であることを考えても，彼我の違いは圧倒的だ。しかも，オーストラリアではイギリスと同様，法曹養成は「法学部」でおこなっていることにも注意して欲しい。

[7] 「判例百選」という法学部生，法科大学院生なら誰もが手にする教材がある。刑事訴訟法判例百選［８版］で犯人識別供述を執筆したのは裁判官の廣瀬健二氏であったが，その参考文献には「一切の」心理学分野のものがない。［９版］で同じ項を担当したのは中川孝博教授（國學院大學）で，『目撃供述・識別手続に関するガイドライン』（現

証拠開示

布川事件再審請求審では，確定裁判で未提出であった証拠が弁護団の労苦によって開示にこぎつけ，それらが確定判決を揺るがす大きな役割を果たしている。この点，再審請求審における証拠開示問題というのはまさに刑事司法改革における今日的，喫緊の課題であるが，ここでは通常審における検察官の証拠開示義務問題に絞って述べたい。

裁判員裁判の開始に伴って導入された公判前整理手続でようやくわが国でも法律上，刑事手続における検察官手持ち証拠の開示を進める枠組みが生まれたが，依然，開示相当性判断を一義的に検察官に委ねていること，手持ち証拠のリスト（標目と呼ばれるもの）への弁護側のアクセスを遮断していること（裁判官が裁定命令の際に見るだけ）などの限界が指摘されている。特に，改正でも被告人の罪責を軽減する方向の証拠や情報（無罪方向証拠）の開示義務が法制化されておらず，もっぱら検察官の良心に委ねられたままになっている問題が残された。弁護士であれば，ただちに松川事件において検察側が隠匿していた，被告人たちのアリバイを証明する「諏訪メモ」などを想起するはずであるが，こんにち普及している刑事訴訟法の教科書・基本書においてこの問題に切り込んでいるものはほとんど見当たらない[8]。むしろ公判前整理手続に関する説明と判例の意義等にページ数を割かなければならなくなり，一層，現行法が証拠隠しや証拠改ざんの温床になっているという問題意識を提示しにくくなっている事情がある。

おわりに

布川事件を手がかりに，わが国の刑事訴訟法学が誤判・えん罪の防止に向けてどのような立ち位置にあるかという視点から，振り返ってみた。わが国の裁判実務に携わる多くの，否，ほとんどの実務家は，言うまでもなくそうした刑事訴訟法学を理論面から担っている研究者の教育を受けたり，彼らの書いた著作物を学んでいるはずである[9]。誤判原因を捜査，起訴，弁護そして裁判という実務だけに押しつけることは間違っているのではないだろうか。

おそらく少なくない刑事弁護人たちもそのことを考えているはずだ。だが彼らは，学者を敵に回すことが長期的に見て，そして戦略的に得策ではないことがわかっている。だから，表面上批判はしないだけだろう。その上にあぐらをかいて内省の機会を逸してはならない。再審ラッシュのこの時こそ，今一度，法理論が果たした役割を振り返る機会にすべきではないか。わたし自身は，刑事訴訟法学も布川事件が問いかけるさまざまな問題に正面から答える責任を負っていると考える。それが，刑事訴訟法学者が布川事件を語りうるときの唯一の道なのだと思っている。

代人文社，２００５年）などを適切に引用する。

[8] 中川・葛野・斎藤『刑事訴訟法講義案』（法律文化社，２００９年）１１９頁などはそうした中で例外的存在である。

[9] ここではほとんどの司法試験受験生が利用する，予備校の教育や予備校が作成する教材についてはあえて触れないでおく。

「布川事件法学者研究会」のこと

東北大学名誉教授　小田中　聰　樹

私が布川事件を初めて知ったのは，都立大学助教授のときだった。それは，１９７３年１２月２０日の控訴棄却の直後のときだった。そして，私は，布川事件を支援する決心をしたのである。

そして布川事件のことを知った私は，柴田五郎弁護士の所に行って，その訴訟記録を見せて下さるようお願いしたのだった。

そのとき，柴田五郎弁護士は，すぐさま私にその訴訟記録の全部を見せて下さった。私は，それから毎日，柴田五郎弁護士の事務所に通って記録を読み，その結果，この事件が誤判の疑いが濃厚であると判断して，すぐさまその誤判の憲法上の問題点や法律上の大切な問題点を検討するために「布川事件法学者研究会」を組織した。

この「布川事件法学者研究会」は，その前に鴨良弼先生を指導者とする再審制度研究会に先立つもので，単なる研究会でもなく，布川事件を，法学者と市民の立場から救援する組織であったのである。

この布川事件の前の「仁保事件法学者研究会」は，松川闘争とそして，松山事件などの多くの冤罪事件と同じように，それは研究者と市民と文化人による裁判運動だったのである。だからこそ，この運動は，画期的な成果を上げたのだった。仁保事件は，全国に拡大し，そのため他の再審を要求する支援組織に大きな影響を与え，それによって他の無罪判決が相い次いで獲ち取られたのである。

私は，仁保事件無罪の経験に学んで，「布川事件法学者研究会」を作ったのである。そしてこの研究会には，実に多くの学者が３０人ほど集まり，その後はだんだんと増え，約４，５０人ほどになったのである。

そして，この「布川事件法学者研究会」は，何度となく研究会を開いたのである。そして東北大学刑事訴訟法ゼミ生も自主的に杉山卓男氏，櫻井昌司氏を招いて講演会を開いたのである。

私は，そのとき，ゼミ生がいかに冤罪事件に深い関心を持っているか，いかに真実への探求心を持っていることに，私は深い感慨を覚えたのである。

刑事訴訟法ゼミが主催した講演会で杉山・櫻井両氏は，捜査のあり方とその実態，すなわち拷問，代用監獄，別件逮捕，録音テープ偽造，アリバイ潰し，代用監獄制度を悪用した自白教唆，科学鑑定の無視，ポリグラフ検査の悪用などについて，実に率直に話してくださったのだ。その率直さこそが，学生達と研究者の心の奥に深く響き，冤罪救済への熱意を強くしたのである。

その関心の深さは，学生の「正義感」と「民主主義感」からくるものであった。この「正義感」と「民主主義感」こそ，布川事件を再審無罪に導いたと思うのである。

そして私は，庭山英雄氏，鈴木茂嗣氏，光藤景皎氏，井戸侃氏などその他多くの人々と共に，「再審制度研究会」を組織したのである。

その後，私は，１９７７年7月２０日，他の人々２７名の「布川事件法学者研究会」の

会員と共に，布川事件についての「慎重な審理を望む」という意見を提出したのである。

そして私は，１９７７年７月に清水誠先生と共同で「布川事件最高裁決定について」の論文を最高裁判所に提出したのであった（その論文は「法学セミナー」１９７８年１０月号に掲載）。

その論文を書いた後に，清水先生は，私に「少し書きすぎて最高裁を刺激しすぎたかな」と仰言ったのである。それに対し，私は「そんなことはありませんよ」と答えたのである。そのことが，私の胸に深く刻み込まれ，一生の思い出となっているのである。

この要望書は，全国から集めた署名を全国の研究者２１６名の賛同者の代表者と共に最高裁判所第二小法廷に提出したのである。

ところが，その要請書を清水誠先生が持参したとき，守衛がその受取を拒否した。これは極めて残念至極の極みだったのである。そのときの怒りが，私と清水誠先生の「布川事件」への怒りを更に増幅させ，私たちを布川事件に深く巻き込んでいったのである。

その後，私は，１９７５年に東北大学法学部に移り，「布川事件法学者研究会」には殆ど毎回のように出席し，意見を述べた。その意見は，事実面はいうに及ばず，憲法問題，法律問題など，あらゆる点に関するものであったのである。

その意見が，再審無罪判決にいささかな貢献をしたとすれば，清水誠先生にとっても私にとっても，これほど嬉しいことはなかったのである。

そして，私は，柴田五郎弁護士から借り出した訴訟記録を読んで，『冤罪はこうして作られる』を書いたのである。この『冤罪はこうして作られる』は，布川事件の関係者のみならず，多くの市民にも深い影響を与えたのである。

この「冤罪」の代わりに，清水誠先生は「捏罪」という言葉を「発案」した。「冤罪」という言葉には，『広辞苑』によれば「無実の者」と書かれてある。実際には，罪を免れて無実を晴らすという意味がある。捜査の実態を的確に示すのには，「捏造」のほうがいいと，私は思う。

しかし，裁判と，裁判官の実態に即した言葉としては，「誤判事件」と呼ぶほうが事態にかなっている場合もある。その「捏罪」という言葉は，かの清水誠先生が「発案」した言葉であり，捜査の実態に即していると私も思うのである。

これ迄の大逆事件，名張事件，仁保事件，横浜事件，松川事件，メーデー事件，松山事件，弘前事件，米谷事件，財田川事件，徳島事件，島田事件，日産サニー事件，帝銀事件，丸正事件，狭山事件，袴田事件，榎井村事件，牟礼事件，白鳥事件も，全て『捏造事件』でもあり，『誤判事件』でもある。

私は，刑事訴訟法の研究者であり，清水誠先生は民法学者である。この全く異なった領域に属する二人が，布川事件に対して持った想いは，何から来ているのだろうか。そしてまた，若き学生がかくも「冤罪」になぜ深い関心を持つのだろうか。

思うに，それは，『憲法意識』でもないし『市民法的意識』でもない。ましてや「宗教心」でもない。

では一体何故かと問われれば，究極のところ『正義感』と国家権力に対する『抵抗感』と答えるのである。

人間というものの心の奥には，国家権力というものと，ましてや捜査権力というものに対する「抵抗感」と「正義を追求する意識」が潜んでいると思われる。それこそが人間の

誇りであり，布川事件再審無罪の勝利に導いた原動力だと，私は答えるのである。

布川事件は，たしかに難事件であった。それは，国家権力が捏造した事件であり，それに対する研究者，市民，学生の誤判を救済する力によってこそ誤判であった布川事件を無罪にしたのである。

そもそも「冤罪事件」は捜査権力が作り出したのみでなく，裁判官も誤判の誤りを犯した共犯者と名付けた方が現実に即している。布川事件こそまさに「捏造事件」かつ「誤判事件」でもあったのだ。

今も「冤罪事件」や「誤判事件」も続発している。それを，これからどうやって解決するか。

それは刑事司法を担う今後の若き研究者，市民に托された人間として責務である。だからこそ，人間は，その責務を果たすべく，何としても「捏造事件」と「冤罪事件」を防がなければならない。

しかし，「それを防ぐのにはどうすればよいのか」と問われれば，私は，まずもって「刑事司法改革」，「司法改革」と答えたい。

その「刑事司法改革」を「いかにして実現すべきか」と問われれば，私は，捜査方法と捜査権力の改革，警察官意識の改革，裁判官の意識改革，検察官の意識改革，研究者の意識改革，市民の自己改革の高まりと答えたい。

そして，「果たしていつ実現するか」と問われれば，私は，「喫緊の課題」と答えたい。

私は，刑事訴訟法を長らく研究してきた。そして，その人生の大半を「冤罪」の問題を考察してきた。この立場からみれば，今の刑事司法のあり方，ありよう，その実態には，憲法，人権，自由，そして何よりも市民の眼からみて不満足な点や不十分な点，そして弊害も多々ある。

しかし，老境に入ったといえども，私は，刑事司法の行く末を手を拱いてみているわけにはいかないのである。私は，私の後に続く者が，刑事司法の行く末を担い，新しい歴史と未来を創っていくであろうことを信じたい。

私と志を同じくして布川事件を共に斗ってこられた清水誠先生は，私達刑法学者に「悲鳴に近い」問いかけをしておられる。

それは，「問題の指摘はかくも早く日本司法の原点たる大逆事件においてもすでになされているのである。それから７０年余の星霜を経た現在，いまこの瞬間においても警察は『自白』をとることに精を出し，裁判所はこれを尊重し，したがって警察は，また精を出して『自白』をとる。この悪循環は，いまや構造的といってよい日本司法の宿敵となっている。これを治すには，冤罪に関与した法律家が身を切られるような自責にさいなまされるようにならなければならない。その肺腑をえぐるような批判の武器をどうしたら手に入れることができるか」，という問いであった。

この悲鳴に近い清水先生の問いかけに対し，どう答えるべきか。

私は，やはり「私の後に続く研究者，市民，そして私の後に続く「若者たちの『正義感』と「国家権力に対する『抵抗力』」と答えたい。

顧みれば，柴田五郎弁護士は，実に優秀な弁護士であった。柴田五郎弁護士は布川事件に正に一生涯をかけて斗った弁護士であった。賞賛するに惜しみても余る大きな闘魂と高

い能力の持主であった。その貢献は永久不滅であり，正に歴史の一頁を飾る金字塔である。

私も，布川事件と，１９７３年から関わりを持ってきた。それから３０年余経たいま，私が思うに，「布川事件」は我が人生の何であったのか。それには「罪なき人を救済した喜び」と答えたい。

そして私の誤判救済運動がいかなる役割を果たしたのかと問われれば，「後世を担う若い人々の志」と答えるのである。

その誤判救済の運動は，若い人々の「正義感」と「国家権力に対する『抵抗力』」こそが担っていくであろう。

そして今，私は，このような「正義感」「国家権力に対する『抵抗力』を持つ若い人々が，必ずや私達の後に続くことを信じたい。

そして哀しいかな再審無罪判決を知らずに逝去された清水誠先生に対し心からの深い哀悼と感謝の意を表したい。

清水誠先生は，世に稀な民法学者であり，そして世にも稀な市民的人権活動にも熱心かつ真摯な先生であった。「布川事件法学者研究会」は，何といっても清水誠先生が中心となった研究会であり私達刑事法学者よりも人権感覚，市民法的感覚の鋭い学者であった。その清水誠先生の御遺志を，私はしっかりと受け止め，これからも余力を尽力していきたい。

私は，このことを我が人生のささやかな誇りとして，これからも冤罪事件の救済に余力を尽くしていきたい。

そして，研究者，学者，市民の方々も，これから起きる「冤罪救済」のため力を尽くして戴きたいと願いつつ，この稿を閉じることにする。

布川事件と私

弁護士（元裁判官・前法政大学法科大学院教授）木　谷　　明

１　はじめに・・・最初の出会いはニアミス

私が最高裁調査官として刑事調査官室に着任したのは，１９７９年４月のことである。年齢は４０台前半（４１歳），任官後１６年を経過し裁判官として働き盛り元気いっぱいの年頃であった。

ところが，布川事件については，前年の１９７８年７月３日付で上告棄却決定（以下「本件決定」，「上告審決定」，「確定３審決定」などという）がされていた。担当調査官も私と入れ替わりに異動していた。そのため，調査官室においては，いかなる意味でも，私が布川事件と遭遇することはなかった。決定文を読むこともなかった。しかし，先輩調査官からは，当時「布川事件という難しい事件があった」という話を聞かされてはいたので，事件の名前を覚えたという記憶はある。ともかく，この

ようにして，本件と私との最初の出会いは，ニアミスに終わった。

2　布川事件との接触

私は，その後昭和１９８４年４月に「最高裁判所調査官に充てることを解く」「大阪高裁判事に補する」という辞令をいただいて大阪高裁に赴任する。そして，４年間の単身生活を経て，１９８８年４月に浦和地裁刑事部に部総括として着任した。同地裁では，犯人性を争う多くの難件に出会い，無罪判決をいくつも書いた。そして，そのような生活の中で，布川事件上告審決定を本格的に読み通す機会が訪れた。

裁判官としての先輩である小林充・香城敏麿両判事が「現職裁判官による事実認定研究の結果を判タ誌上に掲載する」という企画を立ち上げられたのである。その編集方針は，事実認定に関する一定のテーマごとに，判例の動向と議論の状況を整理して自説を展開するというものであった。そして，私には，「犯行と被告人との結びつき」というテーマが与えられた。

私は，浦和地裁の仕事の中で犯人と被告人の同一性を争う事件にいくつか遭遇し，事実認定の難しさを再度実感していた折であったから，このテーマに意欲的・積極的に取り組んだ。そして，ようやく取りまとめた論文が，間もなく判タ誌上に掲載された。この論文が，後に私と布川事件との接点になったのであるが，それはまだ先のことである。

私は，論文の執筆に当たり，多くの最高裁判例の中の一つとして本件決定（判時８９７号１１４頁）を読んだ。そして，その結果，判示がきわめて詳細・長大であるのに内容がまことに空疎であることを知って愕然とした。最高裁の上告棄却決定は通常「三行半」と言われる形式的なものである。それに比べ本決定は，４段組みの判例時報誌面で実に１０頁になんなんとする長大なものである。しかし，その内容にはほとんど見るべきものがない。判旨を一言で要約すれば，本件のような重大事件でされた早期の自白は，それ自体で任意性・信用性があるということに尽きる。確かに，自白は変遷しているが，真犯人が将来の公判を有利に運ぶため，故意に供述を変転させることもある。また，現場に被告人らの指紋や毛髪が残されていないが，それは犯人が別にいることを窺わせるものではない。だから，自白内容に変遷がありそれが物的証拠に符合しなくても信用性がないとはいえない，というのである。

私は，この論文執筆に当たり，一連の最高裁判例を読み解くことによって次のような結論に達していた。判例の中には，自白の信用性判断に関し２つの異なる立場（流れ）がある。①は，被疑者が自白したこと及び自白内容の迫真性や臨場感を重視する立場であり（私は，これを「直感的・印象的判断方法」と名付けた），②は，自白の変遷過程や物的証拠との対比を重視して分析的に検討する立場（私は，これを「客観的・分析的判断方法」と名付けた）である。松川事件，八海事件など過去の大事件で最高裁の結論が死刑と無罪の間で二転三転したのは，結局は，その事件を審理する裁判体の多数意見が①②どちらの立場を採ったかによるともいえる。そして，最高裁の判例は，この２つの立場の激しい角逐を経て，最終的には次第に②の立場に収れんしてきている，と。

ところが，布川事件の上告審決定は，既に克服されたはずの①の立場そのものではないか。私は，全員一致で直感型の判示を堂々と展開する法廷意見に，愕然とすると

同時に唖然としてしまった。

しかし，私は当時，裁判長とはいえ最下級審である地裁の部総括にすぎない。既に確定している最高裁判例に真正面から反対意見を述べるのはさすがに憚られる。そこで，文意としては「判旨反対」の趣旨が読み取れるように工夫しながら，表現方法をやや控えめに抑えた文章によって論文を完結させた。この論文は，当初，判タ７４８号，７５０号，７５１号に連載された後，小林・香城編『刑事事実認定（下）』（判例タイムズ社，１９９２年）に「犯人の特定」という題名で収録された。そして，私は，更に後日，処女論文集「刑事裁判の心」（法律文化社，２００４年）を刊行するに当たり，この論文を同書に転載した。

３　本格的関わり

浦和地裁の後，私は，東京高裁，東京家裁，水戸家裁，同地裁を経て東京高裁部総括に転ずるが，間もなく持病の腰痛激化により職に堪えなくなり，２０００年５月に退官して公証人生活に入った。したがって，本来であれば私と布川事件との縁もここまでであったはずである。しかし，現実はそうならなかった。

あるとき，私の勤務する霞ヶ関公証役場に公正証書の作成に来られた松江頼篤弁護士から，本件に関する応援を求められたのである。松江弁護士は，布川事件弁護団の一員として，判タ誌上の私の論文を読み，私が確定３審決定に批判的な見解を持っていることを知っておられたのである。そして，その後これが機縁となって，私が法政大学法科大学院教授に転身した後の２００６年３月には，再審事件弁護団会議への出席を求められることになった。

私は，判事補時代に白鳥事件再審請求棄却決定の異議審に関与した経験はあったが，その後著名再審事件との関わりを持っていなかったので，松江弁護士の依頼に躊躇した。しかし，浦和地裁時代に読んだ本件決定について「ひどい決定だ」という感想を抱き続けていたこともあり，「少しでもお手伝いできるのであれば」という思いから，弁護団の要請を受けることにした。第２６回再審弁護団会議（２００６年３月２９日）における私の「布川事件再審開始決定の分析に基づく今後の弁護活動等の留意点」という報告は，以上のような経緯でされたものである。その中で，私は，「本件について，万一再審が開始されないことになれば，わが国における再審制度は事実上死滅したのも同然」であり「絵に描いた餅」になり下がるとし，早期に即時抗告棄却決定を獲得して，「司法の健全性がまだ残っている事実を社会にアピール」してもらいたいと論じた。

４　その後の展開

布川事件については，２００５年９月２１日の再審開始決定（水戸地裁土浦支部）に対し検察官が即時抗告を申し立てていたので，依然としてその後も予断を許さない状況にあった。

当時は，まだ「再審冬の時代」から脱していなかった。大津地裁に係属した日野町事件についても，同地裁で棄却決定がされ（１９９５年６月３０日），即時抗告も棄却されていた（１９９７年５月３０日）。鹿児島地裁の大崎事件についても，一旦は地裁で開始決定がされたが（２００２年３月），この決定は，福岡高裁宮崎支部であえなく取り消されていた（２００４年１２月）。更に，名古屋高裁の名張毒ぶどう酒

事件に至っては，第５次，第６次の再審請求が立て続けに棄却されていた。そして，第７次の請求によって一旦は再審開始が決定（２００５年４月５日）されたが，この決定は，検察官の異議申立てによって，２００６年１２月２６日同じ名古屋高裁で取り消された。

そして，名張事件の再審開始決定を取り消した門野裁判長が布川事件の裁判長として東京高裁に赴任してきた。この段階で，弁護団の心配は頂点に達したはずである。

しかし，この心配は，結果として杞憂に終わった。門野裁判長以下の東京高裁第４刑事部は，２００８年７月１４日検察官の即時抗告を棄却したのである。そして，最高裁での特別抗告棄却決定（２００９年１２月１４日）を経て，同支部における２０１１年５月２４日の再審無罪判決に至ったことは，まだ記憶に新しい。

確定３審決定があれだけ詳細な理由を付して有罪を論証していたことから，私自身も，再審請求から再審公判に至るまでこのような形でスムーズに運ぶかどうかには危惧を抱いていた。そのため，再審公判での無罪判決には心からの拍手を送ったものである。ご本人たちの不屈の闘志はもとよりのことであるが，粘り強く闘い抜かれた弁護団の努力に，深甚の敬意を表するものである。

５　いくつかのエピソード

私と布川事件との関わりは，以上でほぼ報告し尽くしたが，最後に，本筋と関わりのない小さなエピソードをいくつか紹介しておきたい。

一つ目は，私がまだ公証人をしていた時代のことである。当時私が勤務していた霞ヶ関公証役場では，私の席の真向かいに，布川事件に関する上告審の調査を担当されたＩ氏の席があった。そのＩ氏が，ある日の昼休み，他に誰もいない時間帯を選んで，「木谷君，木谷君」と私を手招きされたのである。何だろうと思って傍に行くと，Ｉ氏はこう言われた。すなわち，「君ねえ。僕のやった布川事件決定についてずいぶん悪く書いているけど，あれほどはっきりした事件はないんだぜ」と。

私は，裁判官としての先輩であるＩ氏と言い合いをしても始まらないと考え「そうですか」と受け流すほかなかったが，あの決定がこの先輩の確信に基づくものであったことを確認して，再び愕然としてしまった。

二つ目は，本件に無罪判決が確定した後の２０１１年のことである。季刊刑事弁護６８号に，Ｏ弁護士による「悪魔の判決教本」という論文が掲載された。これを読むと，私が浦和地裁時代に書いた前記論文が，「悪魔の判決教本」の仲間入りをさせられているのである。これには私も驚いた。私は，前記のように，表現方法に注意しながらも文意としては判旨反対の趣旨が容易に読み取れるように書いたつもりであったからである。したがって，この論文をＯ弁護士が「悪魔の判決教本」と名付ける他の論文と同列に扱われるのは，「意外」を通り越して「心外」であった。そこで，私は，早速筆を執り，同誌次号（６９号）１８８頁に，「私は悪魔ではない」という一文を発表し，自らの立場を釈明させていただいた。

三つ目も，同じく２０１１年のことである。私は，毎年秋に，法政大学法科大学院出身の新司法試験合格者を対象にして「刑事事実認定研究会」を主宰し，その結果を「法政大学法科大学院紀要」に連載してきた。そして，２０１１年の第６回研究会では，布川事件の確定３審決定を取り上げた。その趣旨は，天下の最高裁でも事実認定

上こういう基本的な誤りを冒すことがあるのだということを，これから法曹になろうとしている若者たちに肌で実感してもらいたいと考えた点にある。研究会には２０人を越える新司法修習生が参加し，本件決定に対しあらゆる角度から検討を加え問題点を指摘した。その結果は，間もなく刊行される「法政大学法科大学院紀要第８号」に掲載される予定である。

6　おわりに

足利事件に続いて布川事件でも，再審公判における完全無罪判決が確定した。４４年の歳月を経た後とはいえ，櫻井さん，杉山さんの２人に平和な生活が戻ったことは，素直に喜びたい。しかし，ことここに至るまでに，本人達はもちろんご家族や弁護人の心労はどれほどであったろうか。こういう誤判・冤罪は，一日も早くこの日本から放逐したいものである。

なお，私事で恐縮であるが，私は，本年（２０１２年）３月一杯で８年間勤務した法政大学法科大学院教授の職を任期満了により退き，新たに弁護士として出発した。「７４歳の老新兵」にどこまでの働きができるか甚だ心許ないが，体力・気力の続く限り微力を捧げたいと考えている。

３月２４日には，本件の主任弁護人であった柴田五郎弁護士の要請を受け，本稿と同じ「布川事件と私」という題の講演を世田谷区内でさせていただいた。

また，教壇を去る私の後任として，本件再審開始決定に対する検察官の即時抗告を棄却した裁判長（門野博教授）を迎えることができたのも，布川事件との因縁を感じさせる出来事の一つである。

布川事件と私

九州大学准教授　豊　崎　七　絵

1　私が布川事件を初めて知ったのは，東北大学法学部の４年生であった１９９３年，恩師の小田中聰樹先生が同年に執筆された『冤罪はこうして作られる』（講談社現代新書）を通してであった。日本の刑事司法が構造的に冤罪を作り出してきたという同書の分析（構造的誤判原因論）に驚愕し，冤罪に巻き込まれた人の過酷な状況を何とか想像しようとした時，大学院に進学して刑事訴訟法の研究者を目指すというなら，冤罪・誤判の防止と救済に役立つような研究をしたいと考えるようになった。

櫻井昌司さんと杉山卓男さんが，１９９６年１１月の仮釈放後，最初に大学での講師を務めたのが，１９９９年1月２２日の東北大学での講演会であった。その日は，杉山さんのご長男が誕生した日でもあった。柴田五郎弁護士とともに登壇した二人は，やや緊張した面持ちで，しかし取調べの有り様や虚偽自白に陥った理由についてゆるぎなく語った。私は，冤罪に巻き込まれた人の話を初めて聴き，大きなショックを受けた。それからあまり時をおかずに，国民救援会の招きで再び仙台を訪れていた

櫻井さんの講演会に出かけた。講演会終了後に二人で話をした際，出所後の生活や思いに触れ，私は櫻井さんの知られざる苦悩の一端をみた。

そして１９９９年８月２８・２９日，私は布川事件第９回全国現地調査に参加した。そこには１００名を優に越える人々が集っていた。炎天下，事件現場周辺を歩き，自白や目撃供述の信用性の薄弱さを痛感せざるを得なかった。夜の懇親会ではマイクを渡されたものの，何をしゃべったか一切記憶にない。しかし仙台からの参加を大変歓迎してもらったことや，当時新婚であった櫻井さんのお連れ合い，恵子さんの真摯で清らかな姿は覚えている。また支援者の方々（守る会）による，ひたむきで精力的な活動には大いに心を動かされた。このようにして私は，生きている布川事件に出会い，研究者としてのあり方のみならず，一個人としての生き方をも反芻させられることになった。

この２０代の経験から，前任校の龍谷大学に就職して以来，若い人が考えるきっかけになればよいとの思いで，私は冤罪・誤判事件に関する講演会や研究会を企画したり，あるいはゼミ学生による事件研究やインタビュー調査に付き合ってきた。真っ先に企画したのはもちろん布川事件の講演会・研究会で，２００３年１２月５日のことであった（柴田五郎＝櫻井昌司＝杉山卓男「日本の冤罪：布川（ふかわ）事件」龍谷法学３７巻１号１６７頁以下，柴田五郎「布川再審事件について」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報１号２１１頁以下参照）。現在所属する九州大学でも，２００８年１２月９日に布川事件の講演会や学生によるインタビュー調査を行い，櫻井さん，杉山さんのほか，井浦謙二弁護士にもお付き合いいただいた。これらを学生がどのように受け止めたか，その全容は分からない。しかし，大阪から単身で現地調査に参加した当時学部生のＫさん（龍谷大学出身），一転して刑事手続の現状に深い疑問を抱き，これを正すことのできる裁判官を目指して司法修習に励むＴ君（九州大学出身）など，布川事件をきっかけに底力を発揮する若い人が出てきたのは確かである。

布川事件の強みの一つは，仮釈放後，当人が，取調べの有り様や虚偽自白に陥った理由，そして何よりも自分達が無実であることを，社会に直接訴え得たことであろう。私もその聴衆の一人であった。このようなことは，死刑事件や仮釈放されていない事件では望めず，もっぱら弁護人や支援者に頼るほかないのが現状である。それでも櫻井さん，杉山さんは，このような事件も含め，無実の罪を訴える人を支援するために，全国を回り，訴え，連帯を広げている。その活躍には驚くばかりである。このような現代の公正裁判要請運動は，かつて松川事件や仁保事件をめぐる運動についてなされたように，法社会学的に研究する価値があると思う。

２　私が研究者として布川事件に携わったのは，第二次再審請求が水戸地裁土浦支部に係属中，小田中先生の紹介により，弁護団からの依頼を受けて，別件逮捕・勾留と自白の証拠能力の問題について検討し，２００５年９月１０日に報告したことに始まる。

このお声がけをいただいてから現在に至るまで，私が意識してきたことの一つは，清水誠先生と小田中先生をはじめとする法学者が集った布川事件研究会のことであった。同研究会はその研究成果を上告審係属中であった１９７６年６月に公表し（法学セミナー２５９号（１９７６年）７２頁以下），また同年７月２０日付けで口頭弁論を開いて慎重に審理することを要望する書面（法学セミナー２７１号（１９７７年）

１５８頁に掲載）を最高裁第二小法廷に提出した。同書面はさらに２１６名の法学者の支持署名が得られ，それも同小法廷に提出されたという。

確定すればなおのこと，確定しなくとも，裁判所が言い渡した有罪判決に対し，研究者が冤罪・誤判の疑いを提起することは，一つの決断を要する。何故ならこのような営為は，事実認定を裁判所の専属的な領分とみなす，伝統的な裁判実務家の流れと対抗するからである。確かに，その営為は公正な裁判を実現してほしいという裁判所への期待に基づくものであるから，本来，裁判所の使命と対立するものではない。しかし現実においては，領分の侵食ではないかとの反発が根強い。

私は，大学院の頃から公正裁判要請運動（裁判批判）をめぐる議論や裁判官層による事実認定論を研究してきたこともあって，布川事件研究会の先生方による決断の重みを考えざるを得なかった。先生方は，獄中からの二人の訴えに触れ，「この事件に蔵された重大な問題性に対しても共通の関心をもつに至り，さらにそれをもっと深く丹念に究明したいと志し」，最高裁には誤りを正すチャンスを活かしてほしいとの「切な願い」を以て研究成果を公表し，また慎重審理を要望したところ，最高裁は口頭弁論を開くこともなく上告を棄却した。上告棄却決定を批判する清水＝小田中「布川事件の最高裁決定について」法学セミナー２８３号（１９７８年）４頁には，次の一節がある。「われわれのこのような要望が，一顧だに与えられることなく無視された今日，私たち二人は，本件訴訟記録を――最高裁第二小法廷が検討したはずのものと同じものを――虚心に検討して得た結論として，なんの遠慮もなく，杉山・櫻井の両君は無実であり，無実の罪を負わされたと信ずる旨を明言したいと思う。」

先生方の営為は，再審の段階においても本質をつくものであると私は思った。つまり布川事件は旧証拠自体が脆弱であり，率直に言えば，その全面的再評価を以て再審開始や再審無罪が導き出される程だということである。これは，警察や検察もさることながら，冤罪を見抜けなかった裁判所に対して最も憤りを覚えると言い続けてきた杉山さんの思いにも通じるであろう。そして，私は先駆者に全く及ばぬ後続にすぎないけれど，しかし櫻井さんと杉山さんが救済され，かつ，先生方の営為が正当に評価されるために何かしたいと強く思った。

弁護団の方々とは，柴田弁護士や別件で面識のあった竹澤哲夫，中田直人，谷村正太郎各弁護士を除き，別件逮捕・勾留についての報告の時に初めてお会いしたと記憶する。弁護団は，第一次再審請求の経験を踏まえ，第二次再審請求においてはあらゆる手を尽くすべく努力していた中で，このような報告を求めていた。もっとも私はこの報告の準備中，水戸地裁土浦支部の決定日が９月２１日になったとの知らせを受けた。つまり，私の報告は決定日の１１日前に行われたのであり，報告当日，決定を待つ参加者の面々に不安な空気が一切感じられなかったとはいえない。しかし私は，多弁でなく派手でもないが，ひたすら地道に誠実に再審請求に取り組む弁護団の方々に感心した。このような弁護団の営為も，再審開始ひいては再審無罪によって，正当に評価されなければならないはずだと思った。

３　弁護団の雰囲気とは打って変わって，櫻井さんは再審開始決定が出ることを確信していると断言していた。果たして２００５年９月２１日，水戸地裁土浦支部は再審開始を決定した。感無量というほかなかった。裁判所が初めて，櫻井さん，杉山さんの確

定第一審以来の一貫した主張に耳を傾け，誤判救済に動き出したのであり，再審開始決定を支持した即時抗告審や特別抗告審の決定，また再審無罪判決が言い渡された時より，一番嬉しかった。唯一悔やまれるのは，当日，土浦に行けなかったことである。しかしその９日後の９月３０日，「布川事件再審開始決定報告集会」（日弁連主催）で講演の機会を与えていただき，櫻井さん，杉山さんをはじめ，皆さんと喜びを分かち合うことができた。

その後も弁護団の計らいで報告や講演の機会を与えていただくことにより，私は布川事件や再審について検討を深めることができた（２００６年3月２９日第２６回全国再審弁護団会議「布川事件再審開始決定を学び，守る」〔日弁連人権擁護委員会主催〕での報告，２００８年6月７日「布川シンポジウム　えん罪をただす再審を！」〔日弁連主催〕での報告，２００８年7月３０日「布川事件高裁決定報告集会　再審に新たなうねりを」〔日弁連主催〕での講演，２０１１年８月１日「布川事件無罪判決報告集会　布川事件の４４年が問いかけるもの　えん罪を生まない刑事司法へ」〔日弁連主催〕での報告）。

改めて振り返ってみると，再審問題に長けていない私に，よくもこれだけの機会を与えていただいたものだと思う。この原稿執筆の機会も含め，弁護団の方々には本当に感謝の念しかない。そのような意図はなかったとしても，少なくとも私としては，冤罪・誤判そして再審に関心をもつ研究者として育ててもらったと思っている。

４　第二次再審請求から再審無罪に至るまで，最も嬉しかったのが水戸地裁土浦支部による再審開始決定であるとすれば，最も懸念を抱いたのが２００８年7月２２日の検察官による異例の特別抗告である。

この特別抗告がなされる前，研究者として素早く動かれたのは小田中先生であった。先生が立案された「第二次布川事件再審請求即時抗告決定に対し，特別抗告を行わないよう検察当局に求める刑事法研究者の緊急声明」（法律時報８０巻１０号(２００８年)１０７頁に解題とともに掲載）は，呼びかけがごく短期間であったものの，５０名の賛同者を得て２００８年7月２０日に発表された（最終的には５４名の賛同者を得た）。同月２２日朝，小田中先生は最高検と東京高検に声明を提出された。

この緊急声明をめぐって，私が感銘したことがある。一つは，小田中先生の的確な即断と実行である。もう一つは，賛同者に相当数の若手研究者がいたことである。その中には未だ定職に就いていない人もおり，そのような人の氏名の公表は差し控えようとしたところ，なお公表して構わないと自ら申し出た人達すらいた。誤判救済への支持が世代を越えて広がっていることを大いに実感した。

緊急声明の詮もなく検察官が特別抗告を行ったことに対しては，更なる防禦の負担や救済の遅れをもたらした点で，今でも厳しく批判されなければならないと思う。もっとも最高裁によって特別抗告が棄却されたことは，大きな意味があった。一つは，もちろん，布川事件について再審公判・無罪への道が開かれたことである。もう一つは，特別抗告棄却決定が「原々決定を正当とした原判断に誤りがあるとは認められない」と判示したことによって，つまり全面的再評価を行った再審開始決定を正当とした即時抗告審の判断を支持したことによって，全面的再評価説の採用・限定的再評価説の不採用という最高裁の立場が明らかになったことである。

２０１１年5月２４日，遂に言い渡された再審無罪判決は，些かでも被告人に不利益な証拠が残ることを示唆するような「灰色無罪」ではなかった。自白の任意性に対する疑問も明示された。これらについて，櫻井さん，杉山さんは喜びもひとしおであろう。ただ再審無罪判決には「単なる事実認定のやり直し」という立場を採ることによる限界もある。ともあれ，４４年もかかってしまったが，二人が文字通りの自由を勝ち得たことは何よりというほかない。

5　私は，布川事件と巡り会うことによって，再審に関する幾つかの課題について，先に挙げた報告や講演のほか，論稿において検討してきた（「布川事件再審開始決定の意義と刑事手続・再審の改革課題」法律時報７７巻１３号（２００５年）1 頁以下，「再審請求審における証拠の明白性の判断方法――布川事件再審開始決定」法律時報７８巻１３号（２００６年）３５９頁以下，「再審・布川事件　即時抗告審決定の意義」法学セミナー６４８号（２００８年）４頁以下，「刑訴法４３５条６号の事由があるとした再審開始決定が維持された事例（布川事件第２次再審請求抗告審決定）」速報判例解説Ｖｏｌ．５（２００９年）２１７頁以下，「布川事件――供述証拠にどう向き合うか」法学セミナー６６９号（２０１０年）１０頁以下 ）。

それらのうち，とりわけ布川事件における数々の人権侵害や違法・不当な手続によって気付かされたのが，このような手続に関する問題を再審でどう取り扱うべきかという課題である。この点，従来の学説においても，刑訴法４３５条６号にいう「証拠」が本案についての新証拠ではなく，たとえば自白の証拠能力を否定するような新証拠でも，これを考慮すれば有罪判決は支持し得ない場合，再審理由があるとの有力説（高田卓爾，井戸田侃，田宮裕）がある。更に，端的に憲法違反を理由とした救済（「超法規的再審」）も示唆されている（田宮）。

これらの学説も参考としながら，私が考えたのは，再審請求審は，それに直接関連する新証拠がなくても，旧訴訟法的事実の誤った認定もしくは誤った評価を見出し，これを正すべきではないか，ということである。またこれによって，再審請求審は，捜査・訴追機関による違法・不当な捜査・訴追活動もさることながら，かかる活動を是認してきた裁判所による過誤についても，その責任を問うべきではないか，ということである。布川事件の再審開始決定と即時抗告棄却決定は（そしてこれらを支持した特別抗告棄却決定も），自白の信用性を否定する事情と位置付けつつも，例えば代用監獄の逆送を問題視することによって，この逆送について「違法ということはできない」と切り捨てた上告棄却決定を，間接的ではあるが実質的に批判するものといえよう。

このような再審請求審のあり方は，日本の刑事手続の構造（小田中）ないし手続的欠陥（田宮）に誤判原因を見出す以上，追求されてしかるべき課題であり，布川事件は，このようなあり方が適用されるべき典型的事例として，多くのことを教えてくれる。この課題について十分な研究成果を出すことは，これまで布川事件を通して出会った方々への，せめてもの恩返しになると信じ，今後も研鑽を積んでゆきたい。

布川事件の再審請求プロセスに参加して

國學院大學教授　中　川　孝　博

1　布川事件との出会い

特定の事件に関わり意見書を書いたりすることはあるが，その事件との関わりは一回限りに終わることが多い。しかし布川事件との関わりは，私が刑事法研究を開始した頃から現在まで断続的に続いており，私の中ではレア・ケースとなる。その意味で，布川事件について考えることは，私の研究者人生（まだ４２歳だが）を振り返ることに直結する。

私が布川事件の存在を初めて知ったのは１９９０年のことだと思う。この年に私は大学３年生になり，村井敏邦先生のゼミに所属して本格的に刑事法の勉強を開始した。ゼミのテーマであった甲山事件の関連資料を集めている時に，『日本の冤罪』（日本評論社，１９８３年）という書物と出会った。本書には多数の冤罪事件が紹介されており，その中に布川事件も含まれていたのである。刑事訴訟法の知識がゼロの頃だったので，この記事を読んでも何もわからず，冤罪救済に尽力する市民の凄さを漠然と感じただけに終わった。

次に布川事件に接したのは，研究者になることを決意して大学院修士課程に入った１９９３年のことである。この年に小田中聰樹『冤罪はこうして作られる』（講談社現代新書）が刊行された。小田中先生の論文・著書に既に多く触れ，先生に私淑していた私は，大学生協で本書を発見するや否や直ちに本書を購入し，一気に読んだ。第五章が布川事件の紹介・分析にあてられており，これを読んで初めて私は，布川事件の問題を明確に認識したのだった。

その後，正確な時期は思い出せないが，１９９６年に櫻井さん，杉山さんが仮出獄となった直後にテレビ局がドキュメンタリーを作成し，これを村井先生がビデオ録画され，大学院生が集まって見た記憶がある。様々な写真，映像がこの事件に対するイメージの具体化を助けてくれた。そして，現実に生き，動き，発言されている櫻井さん，杉山さんを見て，冤罪の悲劇をリアルに感じたものである。櫻井さんが本件の自白を初めてしたのが１０月１５日，私の誕生日であったことも知り，妙な結びつきを感じたことも憶えている（もっとも，私が生まれたのは２年後だが）。

このビデオを見た時に，拘置所から櫻井さん，杉山さんが村井先生に手紙を発され，それを契機として先生が布川事件研究会に加わり，最高裁に慎重な審理を求める要望書の署名活動に尽力されたことを初めて知った。当時既に６年以上の長きにわたり先生のご指導を仰いでいる身でありながら，この事実を初めて知ったわけである。まさに不肖の弟子である。

2　調査報告書の執筆

博士後期課程に入り，博士論文を執筆していた１９９８年，師匠の一人である後藤昭先生から，布川事件弁護団より依頼が来ているので仕事をしてみる気はないかと誘われた。故・山川豊弁護士が，司法研修所で同期であった後藤先生に依頼状を送られ

たのである。その内容は「現在第二次再審請求の準備をしているが，第一次請求の時のように限定的再評価説によって一刀両断されることは防ぎたい。そのため，白鳥・財田川決定の意義（限定的再評価説を採用しているのか否か）について検討してほしい，後藤先生がダメであれば，大学院生を紹介してほしい」というものであったように記憶している。これまで文献やビデオを介して知るのみであった布川事件と直接に関わる機会が突如訪れたのである。自分の実力のなさを顧みず，奮い立ってお受けした。

作成した報告書（「再審理論と実務に関する報告」）の内容は，今読み返すとあまりに稚拙なものなので，私の記憶の中に封印することにしたい。結論だけを紹介すると，白鳥・財田川決定が新旧証拠の全面再評価を行っていること（限定的再評価説を採用したように読むことは文理上無理なこと），名張第五次決定も同様であること，ただし，白鳥・財田川決定はいわゆる証拠構造論をとっておらず，「裸の実体判断」をしていること，したがって全面再評価を裁判所が行いさえすれば自動的に再審開始が認められるという楽観的なものの見方はできないこと，を述べていた。

この報告書を携えて山川氏にお会いした際，小田中先生からの手紙を見せていただいた。山川氏（だったか弁護団全体だったか）が小田中先生の助力を求められたことに対するお返事で，その内容は，「自分はかつて布川事件研究会を組織して闘ったが，敗れた。自分より後の世代に布川事件は委ねたい」という趣旨のものだったように思う。小田中先生が冤罪救済の活動を次世代にバトンタッチされた，そしてそのバトンの一部は自分に渡されたように感じたことを覚えている。村井先生も，この報告書執筆の仕事を受けるか否か相談した際，「布川は非常に難しい事件だ。物証が少ない分，どのような弾劾をしても，可能性の論理ですり抜けられてしまう危険性がある。私は何も言わないから，お前の新しい視点で頑張ってみろ」という趣旨のことをおっしゃった。

3　布川事件最高裁決定報告集会での報告

その後２０００年４月に大阪経済法科大学に就職した。その翌年（２００１年１２月）に第二次再審請求がなされた。自分で勝手に布川事件を先人からバトンタッチされたと思い込んだにもかかわらず，それ以後は，直接弁護団と仕事をする機会もなく，時折送られてくる意見書や補充書等をチェックする程度であった。意欲と行動が結びつかない私は，「ゆとり世代」のことを非難する資格がない。

２００３年に博士論文である『合理的疑いを超えた証明』（現代人文社，２００３年）が出版されたが，その年に，日弁連内で開かれていた目撃証言研究会にて本書の骨子を報告する機会を与えられた。この時に柴田五郎弁護士が本書を携えて参加され，僭越なことにサインをさせていただいたことを記憶している。私のような若造の拙い報告にも真摯に耳を傾けられる熱心さに心打たれたことを思い出す。

２００８年に２冊目の単著である『刑事裁判・少年審判における事実認定』（現代人文社，２００８年）を刊行したが，２００９年に開かれた目撃証言研究会でこの書物の骨子を報告する機会を与えられた（研究会を主宰されていた一瀬敬一郎弁護士には，このように，私に多数の機会を与えていただき，本当にお世話になった）。この際には，布川弁護団のメンバー数名が，本書を携えて参加されていた。ありがたいこ

とである。

その後しばらくして特別抗告審決定の期日がみえてきた頃に弁護団会議に呼ばれ，弁護団の多数の方が付箋をあちこち貼られている状態の本書を携えておられるのを見て感激しつつ，あらためて明白性の意義，合理的疑いを超えた証明の意義，そして，裸の実体判断がなされた際に，再審開始決定を出すべきでないと考える人ならば証拠評価につきどのような点を問題にするだろうかという観点からいくつか気になる点を述べさせていただいた。新規性のことについても意見が求められたが，問題にならないでしょうと一言で片づけた。

この弁護団会議に参加して，多数・多世代の弁護士が熱心に議論している雰囲気の良さが心に残った。若手研究者の多くが積極的に発言しない研究会に良くも悪くも慣れている私にとって，若手弁護士がどんどん発言している環境はとてもうらやましいものだった。懇親会で初めて櫻井，杉山氏とお話しする機会を得た。お二人の明るさと情熱に心を打たれた。

その後，特別抗告棄却決定が出され，めでたく再審開始が決まった際に布川事件最高裁決定報告集会が２０１０年２月１３日に弁護士会館で行われた。その時に「布川事件最高裁決定の意義と再審公判の課題」と題して報告させていただいた。さらに，再審無罪決定が出る直前，最若手弁護士の一人である三浦直子氏に國學院大學で布川事件の講演をお願いした。社会に出ても年上の人とうまくコミュニケーションがとれず，何か言われるとすぐ傷ついて会社を辞めてしまう若者が多いといわれているので，上の世代と堂々と渡り合って活動している若手の人を実際に学生に見てもらい，何かを感じてもらいたいという思いがあったのである。

報告集会での報告については，フロアとのやりとりから，よくご理解を得られなかった部分もあったと判断したので，大幅に加筆したうえで，村井先生の古稀記念論文集に掲載していただいた（「布川事件最高裁決定の意義」村井敏邦先生古稀記念論文集（日本評論社，２０１１年）７６７－７９４頁）。小田中先生や村井先生から布川事件をバトンタッチされたと勝手に思い込んでいる私としては，村井先生古稀記念論文集に私が執筆すべきテーマは布川事件しかないという思いもあった。

4　総括

先輩研究者たちの熱心かつ広汎な活動と比べると，私の活動範囲はあまりに狭い。同世代の活動と比べても狭い。小田中先生のお弟子さんで，同世代の研究者である豊崎七絵さんなどは，小田中先生のスタンスを見事に受け継がれ，精力的な活動をしていらっしゃる。私はただ，受動的に，弁護団から頼まれて，狭いテーマで報告したり論文を書いたりしてきただけである。それでも，研究者という身分の者が冤罪救済活動に関わる以上は，単に冤罪救済を叫ぶだけではなく可能な限り精緻な分析結果を提供しなければならない，という気概を持って臨んだつもりである。そして，弁護士の方々が熱心に反応してくださることによって，あらためてエンパワーされ，自身の研究をかなり進展させることができた。限られた範囲内ながら，布川事件に関わることができて良かったと思っている。

小田中先生や村井先生から，冤罪救済活動に積極的に関わるというスタンスそのものを十分に受け継ぐことはできていないが，若い世代が新しい視点で新しい主張をせ

よというメッセージにはある程度応えることができたと思う。実務と学説の関係については古くから議論がなされているが，私がとったアプローチは，実務に合わせて自説を曲げるのではなく，自説と実務を分離し，必要な場合は実務の枠の中で議論するが，この実務の枠組みにも隙間はあるので，その隙間を可能な限り自説（あるいはそれに近い考え方）で埋め，少しでも実務が理想的な方向に向かうように願うというものである。私は前述のように，白鳥・財田川決定が新旧証拠の全面再評価をしているものであるという理解が正しいことを確認しつつ，いわゆる証拠構造論は採用していないと断じ（この点で，小田中先生のお考えから離れた），裸の実体判断をしているものであることを確認したうえで，その危険性に備え，実務の枠の「隙間」である合理的疑い概念を再検討し，合理的疑いを抱くことは確定審を批判するものではない（から先輩裁判官に遠慮して再審開始決定を出すことを躊躇する必要はない）こと，逆に，合理的疑いを否定するためには高度の論証が必要である（から再審開始決定を覆すことは原則できない）ことを示し，もってセーフティー・ネットを構築しようとしたのである。

5　残された思い

幸い，布川事件第二次再審請求審では，限定的再評価説等によって再審請求が切って捨てられることはなかった。そして，再審開始決定が覆されることもなかった。しかし，完全に満足はしていない。第二次再審請求に限ってみても，請求の日から再審開始決定確定の日まで８年の歳月が流れている。時間がかかりすぎている。

明白性に関する私の判例分析は，限定的再評価説等が最高裁のとる考えではないことを明らかにしたという点では役に立ったかもしれない。しかし，私自身は，このような判例自体にも問題は多数あるのであって，より簡易迅速に済み，かつ，冤罪救済に資するような再審請求審の在り方が検討されねばならないと考えている。明白性に関する議論は，良くも悪くも白鳥・財田川決定の解釈という枠の中でのみなされてきたが，そろそろ白鳥・財田川決定を過去のものとし，次のステップに議論を進めるべきではないか。刑事訴訟法４３５条６号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは，「無罪を言い渡すとしたら理由として使える証拠」を意味する，すなわち消極証拠でさえあればよいという新解釈を提唱したのもそのような意図に基づくものである（『刑事裁判・少年審判における事実認定』２８６－２８８頁参照）。

私の新解釈が受け入れられるか否かはともかく，白鳥・財田川決定を超えた議論が本格的になされることを願っている。そして，この布川事件記録集を後世の人がひもとき，「今と違って，再審を開始させることがこんなに大変な時代もあったのだ。先人の苦労の上に今があるのだなあ」などと感慨にふける時代がくることを夢に見ながら，今後も地道な研究を続け，様々な事件と関わっていきたい。

布川事件再審無罪判決から見た「裁判所の責任」

一橋大学法学研究科教授　村　岡　啓　一

１　平成２３年５月２４日，水戸地方裁判所土浦支部は，再審裁判所として，「布川事件」の被告人であった櫻井昌司及び杉山卓男の両氏に対し，無罪を宣告した。事件の発生から実に４４年近い歳月が流れていた。私は，布川事件弁護団の御好意により貴重な判決公判の傍聴券を入手していただき，この歴史的な判決の言い渡しを直に聴く幸運に恵まれた。無罪判決は予想されていたので，私の関心は，再審裁判所が確定第三審の最高裁判所の判断（最高裁第二小法廷昭和５３年７月３日決定）をどのように批判するのかにあった。裁判所の外で「再審無罪」の第一報を知った支援者の「万歳！」の声が聞こえる中で，判決の言い渡しは，拍子抜けするほどに淡々と行われた。内容的には，一群の目撃証言の信用性を否定し櫻井，杉山両氏の自白の信用性を否定したのにとどまらず，アリバイ主張が虚偽ではないこと，捜査官の誘導による自白，捜査官の偽証，取調べ過程の不適切さに言及するなど，弁護団の主張を８割以上認めた「完勝」と言ってもよいほどのものであった。しかし，判決は声高に捜査の違法・不当を断罪することもなく，徹頭徹尾，自白の任意性やアリバイの虚偽性の立証責任が検察官側にあることを前提に，「その証明が不十分である。」という表現にとどめた。法律家にとってはその意味するところは理解できても櫻井，杉山両氏には「歯切れが悪い」判決と映ったに違いない。両氏が期待していたのは，「自白には任意性がない」あるいは「アリバイは成立する」といった再審裁判所による「明確な認定」であったからである。私自身，判決の過度とも言える謙抑的な表現に「もっと明確に言えばよいのに」と思ったのも事実だが，現時点では，判決がこうした過度とも思える謙抑的な表現をしたのにはそれなりの意味があったのではないかと考えている。

２　布川事件再審無罪判決の最大の意義は，確定審判決（水戸地方裁判所土浦支部昭和４５年１０月６日判決，東京高等裁判所昭和４８年１２月２０日判決，前記最高裁昭和５３年７月３日決定）を**旧証拠によって**弾劾したことにある。すなわち，当初から，旧証拠を根拠に櫻井，杉山両氏を有罪にすることができなかったことを４４年近い歳月を経た後にやっと証明した点にある。特に重要なのは，上告棄却決定としては異例に長文の最高裁第二小法廷の「権威的」事実認定が完全に誤っていたことを再審無罪判決という形で明確に示した点である。訴訟当事者や裁判所が全く知り得なかった新たな証拠によって誤判が明らかになったというのではなく，当時から存在し，かつ，当時から深刻に争われていた旧証拠の評価に誤りがあったことが示されたのである。

布川事件の証拠構造は，①犯行に接着した時間帯と場所で請求人を目撃したという一連の目撃証言と，②相互に補強しあっているとされる共犯者自白の存在に尽きる。布川事件弁護団は，唯一の新証拠による「一点突破」ではなく，証拠開示により得た新証拠並びに独自の鑑定結果を争点の全てにつき対置させる「全面的総力戦」を挑んだから，新証拠はかなりの数に及んだ。その中から再審請求審の段階で旧証拠に対す

る弾劾効が認められ，かつ，合理的な疑いの発生に至る波及効を認められた新証拠には，次のようなものがあった。

（1）被害者宅前の被告人らを見たという目撃証言とは異なる二人を見たという第三者による目撃供述の存在（これにより①の最重要証人の証言が弾劾され，目撃証言群の総合評価の結果，犯行現場付近で被告人らが目撃されたという間接事実に疑問が生じる。）

（2）殺人の中核部分にあたる殺害方法につき，法医学鑑定の結果，自白にある「扼頸」ではなく「絞頸」であるうえ，口の中へパンツを挿入した時期につき，自白にある「生前」ではなく「死後」である可能性が明らかとなった。（これにより②の自白の信用性が動揺する。）

（3）ガラス障子の枠やガラスの破損の原因につき，実験の結果，自白にある「足で蹴った衝撃」ではなく「格闘による外力」である可能性が明らかとなった。（これにより②の自白の信用性が動揺する。）

我が国の再審請求審の実情は，新証拠が旧証拠に及ぼす弾劾効を論理的に推論して再審を開始すべきか否かを形式的に判断するのではなく，新証拠の証拠価値にまで立ち入って旧証拠に対する弾劾効及び上位の間接事実に対する波及効を検討して合理的な疑いの発生の有無を判断しているから，実質的な心証形成をしているといえる。したがって，理論的にはともかく再審請求審の実情を前提とする限り，確定した再審開始決定が認めた再審根拠には再審公判に対する拘束力が生ずるという弁護団の主張には理由があった。しかし，再審裁判所は，「再審公判における審判は，確定審における判断にはもとより，再審が開始された決定の判断にも何ら拘束されるものではない」と判示して，フリーハンドの立場で上記の各新証拠を吟味した。その結果，（1）の第三者証言と（2）の「絞頸」を根拠とする弾劾効を否定した。（2）の挿入時期については，「頸部圧迫行為があって，その後に，パンツを挿入する行為が行われた可能性が高い」という限度で自白は「客観的事実に反している可能性が高い」とし，（3）についても，「格闘による外力」が原因とする推論には「それなりの合理性」があるので，ガラス戸が「殺害後に取り外されたものではない」点で自白が「犯行現場の客観的状況と齟齬するものである可能性が高い」とした。

こうした再審裁判所の「ギリギリ認定できる齟齬は何か」という厳格な事実認定を徹底すると，理論的には，再審請求審段階で確定した再審開始決定の新証拠の弾劾効が全て否定されるという事態もありうることになる。結局，再審請求審での苦闘の成果は一体何であったのかということになりかねない。これは，非常救済手段に訴えた被告人の立場からすると到底容認できない事態であろう。本件の再審裁判所が，このような問題が生ずるであろうことに無頓着であったとは思えない。再審裁判所は，新証拠の価値を強調して最高裁決定との抵触を回避するのではなく，あえて，同じ判断枠組みで当時なされるべきであった事実認定を対置したのではないか？そう考えて，再び，確定審の三つの判決を読んでみた。

確定審判決と再審無罪判決を対比すると，同じ証拠を前提としながら，表現に際立った対照があることが分かる。一方が，クロ心証に基づく断定的な有罪認定であるのに対し，他方がシロ心証に基づく疑問の提起にとどまるという違いを超えて，確定審

判決には櫻井，杉山両氏に対する「敵意」が窺われるのである。最高裁決定の「時日の特定に関する右各証言の信用性をたやすく否定しさることはできない」とか，「往路に被告人両名を見かけた旨の終始一貫した供述部分の信用性まで否定しさるわけにはいかない」といった挑戦的表現や，高裁判決の「所論主張にたやすく同調するわけにはいかない」といった表現がそれである。ここには，弁護団が提起した理由のある疑問点に真摯に答えようとする謙虚な姿勢は窺われず，露骨なクロ心証からの決めつけだけがある。

何故，確定審判決は誤ったのだろうか？この点の説明には，谷村正太郎弁護士のいう「認識の論理」と「説明の論理」の区別が役に立つ。「認識の論理」とは裸の心証「シロかクロか」の直接的根拠は何かであり，「説明の論理」とは裁判官が対外的にその心証を説明するために判決に書いた後智恵のことである。「認識の論理」と「説明の論理」は必ずしも一致するわけではない。私は，櫻井氏の暗号で書かれた獄中日記の存在を知って「シロ」だと「認識」したが，私が裁判官であっても判決の中では別の「説明の論理」で無罪を書くだろう。それは，対外的に第三者を説得する必要があるからである。一旦，クロ心証を抱き，それを「真実」だと仮定すれば，被告人は真犯人ということになるから，無罪方向の証拠や有罪立証を阻害するような事情は「何かの間違い」として，説明することが可能だと考えることになる。誤判に可能性論や全体的評価といった「証明」ではない「説明」が付随するのはいわば必然なのである。本件の確定審判決が，可能性論（指紋，足跡の不存在や不合理な罪証隠滅工作の意図などの理由づけ）や大筋論（「通観」するとほぼ一致するから供述の「変遷」は重要ではないとする論法）を多用しているのは，こうしたクロ心証からの帰結に他ならない。同じ論理はシロ心証の場合にもあてはまるが，これは「証拠逆転の法則」と称される。被告人が真犯人でないのであれば，クロの証拠は「何かの間違い」であるから，必ずその証拠の虚偽性が「証明」されるはずである。布川事件弁護団が，論点の全てにつき無罪の新証拠を対置させたのは，正しく「証拠逆転の法則」に適った実践であったのである。

では，確定審判決の各裁判官が「クロ」心証を抱いた最大の「認識の論理」とは何だったのか？私は，それは櫻井，杉山両氏を「ウソツキ」と「認識」したことだったと考えている。確定第三審の最高裁決定では，布川事件の証拠構造として，前記①（近接日時場所での目撃証言の存在）と②（共犯者相互の自白の存在）に加えて，③「アリバイの不成立」を挙げている。理論的には，アリバイが成立すれば現場不在が証明される結果無実の決定的な証拠となるのに対し，逆にアリバイが不成立であっても，それ以上の積極的な意味を持ちえないはずであるが，実際には，単なる「アリバイの不成立」にとどまらず主張自体が虚偽であったとされ，「アリバイ主張の虚偽性」が犯人性を肯定する情況証拠（有罪意識の現れ）とされるのである。最高裁決定は①の６人の目撃証言があるから「被告人両名のアリバイは成立しない」としたうえで，それが「自白を離れて本件犯罪事実を立証しうる情況証拠となる」と述べて，③「アリバイ主張の虚偽性」を犯人性肯定の「決め手」としたのである。しかし，再審無罪判決が述べるように，一連の目撃証言と櫻井，杉山両氏のアリバイ主張は「二律背反の関係」にあるから，①と③はいわばコインの両面で同じことを指し示している

のであり，新たに「有罪意識の現れ」と見うるような事情が付加される関係にはない。したがって，①とは別に③も独立した情況証拠となるとはいえないのである。確定審判決はいずれも，証拠構造の理解という最も基本的な判断枠組みの点で既に誤っていたという他はない。再審無罪判決も確定審判決と同じように「アリバイの成否」を論じているが，これは検察官が「アリバイ主張の虚偽性」を「有罪意識の現れ」を示す情況証拠として主張したことの反映であり，再審開始決定の正当な証拠構造の理解と違いがあるわけではない。そして，再審無罪判決は，①の一連の目撃証言の信用性を否定することによって③の「アリバイ主張の虚偽性」をも否定したのである。

布川事件の確定審判決に関与した裁判官が証拠評価を誤った原因は，他にも，櫻井，杉山両氏の早い時期の自白に対する過大な評価，自白の任意性判断に直結する捜査官の取調べに対する盲目的ともいえる過信，自白の信用性判断における注意側の無視など数多くある。こうしたすべてにつき検証する必要があり，そのうえで「裁判所の責任」が明らかにされなければならない。しかし，最高裁判所を始めとする裁判所の側から布川事件の誤判原因を明らかにし，今後の誤判を回避するための教訓にしようとする動きは見られない。仄聞するところでは，布川事件に実際に関与した捜査官のみならず，警察および検察庁幹部においても未だに被告人両名を犯人視している者がいると聞く。いかに，人が一旦抱いたクロ心証を「説明の論理」でシロ心証に変えることが難しいかを思わないわけにはいかない。その誤った心証を変えるには，当人の「認識の論理」を変えるしか方法がないとしても，そのためには，やはり，シロ心証を可視化した「説明の論理」をもって，繰り返し，布川事件の確定審判決の過ちを告発し続けるより方法がないのだろう。本書の刊行も，こうした絶えざる営みの一環に他ならない。

3　再審裁判所は，無罪を言い渡した後，櫻井，杉山両氏に対して「謝罪」することはなかった。再審無罪判決の文中においても，「裁判所の責任」に言及することはなかった。４４年近い時の経過が全くなかったかの如く，裁判官は淡々と無罪の理由を述べ，型どおりの上訴手続の告知をして，普通の事件のように法廷を後にした。何らかの形で「裁判所の責任」に言及してくれることを期待していた私は，一種の虚脱感を味わった。櫻井，杉山両氏も同様であったろう。しかし，再審裁判所がなしうることは，あの最高裁の「権威的な」事実認定の誤りを正すことであり，それは完璧に成し遂げられたのだ。しかも，声高に非難をするのではなく，飽くまでも，「裁判所の事実認定とはこうあるべきなのです。」と言わんばかりの謙抑的な表現で。私は，再審無罪判決のパフォーマンスの全くない「普通の判決」こそが確定審判決に対する痛烈な批判になっていると，今は，感じている。

第８部　一言集

本書の最後に，この闘いを共に担った三者の言葉を，一言集として掲載させていただきたい。三者とは，櫻井昌司さんと杉山卓男さん，二人の守る会，そして弁護団である。再審中に亡くなられた清水誠，中田直人及び山川豊の三氏には，各氏の言葉に代えて，追悼の言葉を贈る。

歴史的な勝利の思い

櫻　井　昌　司

もし「布川弁護団」がいなかったらば，私たちの闘いはどうなったでしょうか。私は，布川事件の闘いに集って下さった先生方がいて下さればこその勝利であったと思っています。勝利の根源にあった弁護団の諸々のお力を思いますと，その度に先生方の存在に感謝しております。有り難うございました。

私は「勝つ，勝てる」と言い続けまして，先生方には「櫻井の楽観論」と言われました。勿論，再審の厳しさは承知していましたから，初めから楽観論を語っていたわけではありません。再審活動が深まるごとに仕事もままならなくなり，貯蓄も底を付いて崩壊して行く家に暮らして修理も出来ず，自分の人生の先行きが見えない闘いになればなるほど，「負ける」などと言いたくなかったのです。厳しくて苦しい闘いだからこそ，私は「明るく！楽しく！」と思い，「勝つんだ，勝てるんだ」と，自分に言い聞かせて闘って来ました。

仮釈放で社会に帰れると判ったときに，人として満ち足りる思いで刑務所生活を過ごせたことを「自分で自分を褒めたい気持ちだ」と，手紙に書いたことがありました。勝利した今，何もかもを再審実現に注ぎ込んで良く頑張ったなあ，と，もう一度自分を褒めてやりたい気分です。そして，私の頑張る力になってくれた弁護団，支援者，総ての皆さんに感謝の思いで一杯になります。

布川弁護団ほど支援者との間に垣根の低い弁護団はありませんでした。誰が参加しても許された弁護団会議，守る会行事には積極的に参加して支援者と交わってくれたことなど，本来の弁護士としての任務以外でも闘いの力になってくれました。きっと先生方には大変だったでしょうが，そういう先生方と一緒に闘えたことが，私には勝利に並んだ喜びです。

佐藤米生先生が若かりし頃，私は「先生のためになるから」と弁護団への勧誘をしたそうです。忘れていた私は冷や汗ものでした。「当時は生意気なことを言うと思ったが，今になってみると勉強になった」と，優しい先生は言って下さいましたが，私的な飲み会なども親しく付き合って頂き，何時でも思うままに振る舞う私を許して頂いたことでも，先生方には感謝の気持ちで一杯です。有り難うございました。

弁護団と守る会の力が一体化し，稀有な闘いをして歴史的な勝利をしましたが，この上に，私は国賠裁判に勝って証拠隠しを許さない制度実現の力になりたいと願っています。そのときこそ真に稀有で歴史的な勝利になる，必ず勝つと思っていますが，これは新しい「櫻井の楽観論」となるでしょうか。先生方と出会って得た力を宝に，これからも闘います。本当に，ほんとうに有り難うございました。

冤罪の恐ろしさ

杉 山 卓 男

２０１１年5月２４日水戸地方裁判所土浦支部にて無罪判決が出されて約１年が過ぎ去ろうとしている。４０数年前に強盗殺人事件の犯人にされてから，晴天白日の身になるまでの失われた年月を思うと気が狂う程のくやしさ，やりきれなさでいっぱいである。人生で最も貴重な青春を，親が残してくれた財産等，はかり知れない程のものを奪われ，失ってしまった。

『冤罪』という字は，国家権力に囚われたウサギと書く。誠にぴったりな文字だと思う。この強大な国家権力に立ち向かい勝つ為には個人の力では立ち向かえないことを身をもって知った。私達布川事件は幸いにも強力な弁護団と多くの支援者，そして負けても負けても自分の潔白を晴らしたい，いやはらすんだという私と櫻井の信念が合致して勝ち取った無罪判決だと思う。幸いにも私達は無罪判決をこの手に握ることが出来たが，やってもいない事件で泣き寝入り，死刑執行されてしまった人達が数多くいることだろう。この人達のことを思うと本当に無念である。

日本の司法は狂っているとしか思えない。自白があれば有罪判決を出す裁判官。証拠を隠す検察官。日本国民は何故こんな人間を許しているのだろうか。

ここ数年やっと冤罪という言葉が一般の人にも浸透してきた。これまではやってない人が「やった」と自白するはずがないという気持ちを多くの人々が持っていたと思う。それは，冤罪にデッチ上げられた人間にしかわからないと言ったら言い過ぎだろうか。代用監獄という警察の留置場で朝から晩まで「やったと認めろ」と責められ嘘の自白をしてしまう。嘘の自白をしても裁判官なら見破ってくれると信じていても，その裁判官がまったく理解を示さず有罪にされる。検察官は犯人ではないという証拠を全て隠し偽造までする。こんなことが許されるのか。怒りでいっぱいである。警察官，検察官，裁判官にも家族がいるはずである。自分の家族がこういう目にあったら，と逆の立場で考えて欲しい。代用監獄廃止，取調べの全面可視化，証拠の全面開示。冤罪を作った人間の厳罰化。これらを法制化してもらいたいと強く思う。現在も囚われている多くの冤罪被害者が一人でも多く無罪となって一日も早く社会に戻ってきて欲しいと願う毎日である。

私は幸いにも無罪判決が確定し，一般社会人に戻ることができ公民権も回復した。この事件で失ったものも多いが，得たものも多々有った。残された人生を心安らかに，平凡に過ごして行きたいものである。日本の司法が少しでも変わることを願って自分の体験を語っていきたいと思っている。

最後に，冤罪で闘っている皆さん，明けない夜はない。自分の信念に従って頑張ってもらいたい。これまで私達を支えてくださった弁護団，守る会，支援者の皆さん本当にありがとうございました。

そこまでやるか！執念の弁護活動

布川事件櫻井昌司さん杉山卓男さんを守る会
事務局長　中　澤　　宏

第２次再審弁護団の先生方との１２年間を振り返ると，誰もが請求人の無実を晴らすためにはどんな些細なことでも追求し，証拠化してしまう執念を共有していたこと，若手から熟年まで自由に討論し弁護活動をみんなで分担しあっていたこと，請求人や守る会ばかりでなくマスコミなど誰に対しても偉ぶらずオープンに接していたことが心に残ります。

指紋実験やガラス戸破壊実験，目撃実験など地道な新証拠作りや執拗な検察の手持ち証拠開示請求と並んで，アリバイを証明するために事件当日櫻井さんが酒場で見ていた番組出演者を淡路島まで行って探したり，杉山さんの証言を裏付けるために中野区野方の降雨記録を調べたり，櫻井さんの獄中日記の暗号を解読し行動証拠とするなど，「そこまでやるか！」とその執念に舌を巻き，どんなにか励まされたことでしょう。

残念ながら山川豊，中田直人，清水誠弁護士は無罪確定の前に亡くなられましたが，事件発生から４４年ぶりに再審無罪を勝ち取った最大の功労者である弁護団の先生方と，それを物心両面から支えていただいた日弁連の方々と共に正義を実現できたことは私の人生の宝として記憶されるでしょう。改めて感謝申し上げます。

清水誠さんと布川事件

柴　田　五　郎

１　控訴審でも負けて，櫻井・杉山両君は，せっせと世間に訴えの手紙を書いた。多分一人で２～３千通は書いたのではなかろうか。そんなある日，東京都立大學の清水誠さんから電話があった。「布川事件の本人達から手紙をもらった。事件を調べてみたいので記録を貸してくれないか」との事だった。「清水さんは，確か民事法の権威の筈だが，どうして刑事事件に？」と疑問に思ったが，「やっと事件が広がりだした」と嬉しく思い，早速記録を送った。

２　１９７６年3月８日，櫻井君の母危篤のため最高裁宛勾留執行停止の申立てをするも，３月１５日に却下。そして３月２１日，櫻井君の母死去。清水さんは「拘置執行停止に非情な扱い」と題する投書をし，「仮に両氏が無罪であった場合，櫻井氏が母の死に目に会えなかったことについて，だれにどのような償いが出来るのだろうか」と述べた（４月２８日朝日新聞）。櫻井君も「母の死に目にあえぬ被告」と題して投書している（５月１３日朝日新聞）。その後清水さんは，東北大の小田中教授と連名で論文「布川事件の問題点について」を発表した（法学セミナー１９７６年１０月号，７２頁以下）。

３　１９７７年7月２０日，布川事件法学者研究会（代表世話人清水さんと東北大・小田中聰樹

さん，会員２８名）は，支持者２１６名の名簿を添えて，最高裁に「慎重かつ公正審理の要望書」を提出（法学セミナー１９７７年１０月号１５８頁以下）。にもかかわらず，１９７８（Ｓ５３）年7月，最高裁は上告を棄却した。

清水さん，小田中さんは，論文「予断と偏見にみちた自白偏重の裁判を批判する」を発表（法学セミナー１９７８年１０月号４頁以下に掲載）。同論文は，事件の概要（捜査・逮捕・１，２審の経過）を振り返った後，最高裁決定の概要と問題点を洗い出し，前記要望書に指摘したことがらを，訴訟記録を引いて論証し，更に誤判原因にも言及している。その指摘する諸点は，今度の再審開始決定，再審無罪判決で指摘されたところと，ほとんど同一である。

４　さらに清水さんは，１９９４年に弁護士登録し，布川事件弁護団に参加した。２００１年，第２次再審申立。２００５年，再審開始決定。２００９年，同決定確定。２０１０年再審裁判が始まり，１２月再審は結審した。

その判決を目前にして，２０１１年1月３０日，清水さん死去。

２０１１年5月２４日，再審無罪判決。6月７日２４時判決確定。

謹んで清水さんの墓前に捧ぐ。　合掌。

故中田直人さんのこと

谷　萩　陽　一

故中田直人さんは，白鳥事件，メーデー事件，松川事件など歴史に残るえん罪事件で活躍された方である。特に，白鳥事件では中田さんが，「再審事件でも疑わしきは被告人の利益に」という当時としては先進的な主張を執筆されて，あの白鳥決定に結実したと聞いている。

中田さんは，１９８９年4月に茨城大学人文学部教授に就任し，１９９６年4月に定年退官され，関東学院大学教授になってから，茨城県弁護士会に弁護士登録された。ちょうどその年に櫻井さん杉山さんが仮釈放された。中田さんは，弁護団に加わるとともに，茨城の守る会の代表世話人に就任し，国民救援会茨城県本部の会長にも就任して，茨城におけるえん罪とのたたかいの文字通り先頭に立たれた。

中田さんのえらいところは，「えらい」先生なのにえらそうにしないところである。守る会も救援会も，「名ばかり会長」ではなく，責任を持ってその活動に参加された。街頭署名でも交流会でも，特に何の役割もないときでも，一会員としてきちんと活動に参加された。

いつも紳士的な中田さんだったが，印象に残っている場面が２つある。ひとつは，守る会が検察官の意見書を販売したことについて検察官が文句を付けてきたときに，弁護団会議でどのような対応をするかを議論した。検察官に対してもそれなりに配慮した対応が必要ではという意見もあった。中田さんは「議論する価値もない。」というようなことを発言されて「お昼を食べてきます。」と席を立ってしまった。

もうひとつは，守る会の会議で，「どうして運動が広がらないのか」「なぜ他の県に守る会が増えないのか」などと厳しい姿勢でみんなにハッパをかけていた場面である。

中田さんは，２００９年２月に亡くなられたので，再審決定の確定も無罪判決にも立ち会ってはいただけなかった。中田さんならどんな感想を語られたか，ぜひお聞きしたかったと思う。

頑固者・山川豊さんのこと

山　本　裕　夫

山川さんが布川事件にかかわったのは約８年。再審の３０年からすると，それほど長くはない。それにもかかわらず，残した印象は鮮烈で，足跡は大きい。一体何故なのか。山川さんの言葉を３つ紹介したい。

その１。「人はウソを言うが，物は嘘を言わない」。山川さんは，先人達が築いたこの刑事弁護の鉄則をいつも呪文のように唱えていた。そして自ら殺害自白と死体の客観的所見の不一致というテーマに取り組み，木村第２次意見書を実現し，土浦支部の再審開始決定への道を切り開いた。第２次再審を通じ，布川事件が，物証もないのに，ウソの供述証拠だけで捏造された事件であることを明らかとする橋頭堡を築いたといえる。

その２。「布川事件はみんなの事件だ」。この言葉は最初その趣旨をはかりかねた。しかし，私自身再審請求審で，弁護人一人一人を主人公にする弁護団活動をめざす中で，言葉の意味がよくわかった。柔構造の事件は，一点突破では勝てない。皆がそれぞれの持ち場で力を発揮しての総力戦での勝利であり，皆の努力のどれか一つが欠けてもこうはならなかったとつくづく思う。文字通り，みんなの事件をみんなの力で勝利に導いたのだ。

その３。「我々法律家は，二人や冤罪被害者に対してこのような苦しみを味あわせて申し訳ないと考えなければならない」。少し弁護人への要求が厳しすぎないかとも思ったが，自らの命が長くないことを察しながら命を賭して立った木村尋問。まさに有言実行の最期の２か月は，法律家として，そして人間の生き様として，鮮烈としか言いようがない。

とにかく，山川豊は頑固者であった。正直，融通がきかなかったが，融通がきかない分，ぶれることのなかったその原則論は，結局は，布川事件の第２次再審の歴史を貫く太い精神的支柱となった。その結果，侃々諤々の議論も生み出したけれども，今となれば，お人好し弁護団を大いに活性化してくれたことが，懐かしく思い出される。心からの感謝。

弁護団長をつとめて

小　髙　丑　松

１　仲間（弁護人）をつくる

「変革は一人ではできない。仲間をつくるべし」これは吉田松陰の座右の銘である。ある本

を読んだときこの言葉が私の頭の片すみにこびりついていた。

「開かずの扉」と言われている「再審の門」をこじ開けるには，松陰の座右の銘にならって，まず仲間（弁護人）をつくることがひらめき，「仲間（弁護人）づくり」を考えた。布川事件委員会は，昭和５４年１月１９日に立ち上げた。委員は３名。これでは「再審の門」を突破するには無理と考え，委員長に選任された私は仲間づくり―弁護人獲得を心掛けた。そして，委員各自は「１名以上の弁護人を獲得する」ことを目標にした。私自身は千葉県弁護士会所属であるため同会から２名の弁護人の参加を得，他の委員もそれぞれ奮斗した。そして時の経過に従って自らこの再審事件に参加する若い弁護士もあり，再審請求時には総勢２１名となり，「再審の扉」をあける体制は整った。

２　裁判所について

昭和５８年１２月土浦支部へ再審請求書を提出し，翌年の２月ごろ，公判を何時間開くか，の三者協議があった。その折裁判長から「月に何回公判を開くか」の発言があった。再審公判を月に何回も開く，ということはあまり聞いたことがないため「弁護団会議で検討して次回に回答します」と返答した。そのときは裁判長は“やる気満々か”それとも，一般の刑事々件と混同しているのではないか等とも思った。ところが次回は前記裁判長は退官し，陪席の榎本豊三郎が裁判長になり様子は一変し，第一回公判期日を指定したのみで終わった。そして，補充書，意見書を作成し趣旨説明のため裁判官面会を求めたところ，「わざわざ東京から来るに及ばず，送れ」とにべもない返事で，明らかに弁護団との接触を敬遠する態度がありありだった。そして「判断」は，原審判決及び決定を追認し，「自白」の判断を放棄した。弁護団が全勢力を傾注し，特に慎重判断を要望した「自白」がこのような原審判断の追認で放棄されたことは，怒りと失望を禁じえなかった。

東京高裁では，「直接面会」へと方針転換した。ところが，次々と意見書，補充書を提出すると“まだ出すのか”と言わんばかりの裁判長の不機嫌さがありありだった。この裁判長はかつて東京地裁で労働事件の判決言い渡しの際，傍聴席から“資本の犬だ”との発言があり，発言者でない者を監置処分にしたいわゆる「祝事件」の小野幹雄裁判長である。そしてこの布川事件決定のあと最高裁判事に栄転した。

「判断」は，弁護人らは「自白の見直しをしない原決定を論難している。しかし自白を全面的に再検討しなければならない理由はなく・・・再検討を加えることは，確定審における心証形成にみだりに介入するものであり・・・」云々と，またも原審追認の判断に“何のための再審か”と抗議をぶつけたくなる心境だった。財田川決定の「新旧証拠の綜合評価」を捨て，「心証形成にみだりに介入する」のみを援用するのは片手落と言わざるをえない。

土浦支部と東京高裁といずれも確定審判断の追認の根底には同僚裁判官の「粗探しは御法度」という同類意識で結びついている。

３　切磋琢磨

「再審請求書」作成にむけて，月一回の弁護団会議を委員会発足当時から続けてきた。私が進行係をつとめ，各自分担箇所の発表をし，これに対し各団員からの質疑応答の形式で会議を進行してきた。ここでの発表，質疑応答は直接は「再審請求書」を完熟させるためのものであるが，ひいては団員各自が再審理論武装の切磋琢磨の場でもあった。特に新加入者にとっては，恰好の再審理論勉学の機会であった。そのため再審専門の学者なみのエースも誕生している。そのなかで，これ迄の再審事件で困難とされてきた「証拠開示」について，Ｓ団員は調

書，記録等を丹念に検討し，如何にして証拠を開示させるかを独自に研究し，ねばり強く検察，裁判所に要求し，それによって開示された証拠が無罪判決へと結びついたものが多々ある。そして布川の証拠開示の成果は，他の再審事件へ大きく影響し，証拠開示の流れをつくった。

4　布川事件のえん罪を広める

かつて，最高裁長官田中耕太郎氏が，「雑音に耳を傾けるな」と，世間の裁判批判を無視する発言をされたことはあまりにも有名である，然し，この「雑音」とは，広津和郎氏の「松川裁判批判」をさす（大塚一男氏著書）ことだ，と言われているが，この裁判批判によって大衆運動へと発展し被告人全員が無罪となったことも周知の事実である。そこで，私も布川事件がえん罪であり，請求人らが，いわれのない罪で長期にわたり獄中で呻吟していることを多くの人々に知ってもらい，支援をうるため次のことを考えた。

（1）あるきっかけが縁で，「逆転」で大宅壮一ノンフィクション賞を受けた伊佐千尋氏を知り，この事件の執筆を依頼した。同氏はかねてから裁判に関心をもっていたので，心よく承諾して下され，「舵のない船―布川事件の不正義」を執筆され文芸春秋社から出版して下さった。この本が，どれほどの効果があったかは不明であるが，何人かの知人は「ひどい事件だ，支援します」と声をかけてくれた。

（2）声楽家佐藤光政氏は再審申立当時土浦市で支援コンサートを開催し多くの聴衆に感銘を与えた。その後も東京で多くのコンサートを開催し布川事件のえん罪を広めて下さった。私も請求人らが千葉刑務所に在監中「ひびけ請求人らへ，この声を」と千葉市民会館で同氏のコンサートを開催し，布川事件のえん罪をアピールした。

5　鑑定，実験費用

木村教授による「死後経過時間」目撃証人の夜間オートバイ乗車の人物可視実験，ガラス戸破損実験，指紋検出実験等々によって鑑定，実験費用は多額を要した。日弁連支援事件ながら，これ等の費用全額の支援をうけるのは困難であった。そこで弁護団員各自から，これらの費用の一部負担をお願いし，その他はカンパによって補った。特に二次再審は全ての論点について客観的証拠によって証明する方針に沿ったもので，この方針が無罪に結びついたと考える。

6　支援組織との連携

国民救援会は，原審の東京高裁で本件が控訴棄却された後１９７５年に布川事件支援を決定した。以後２０１１年５月無罪判決をかちとる迄終始一貫支援を続行して下さった。その間，布川事件えん罪集会を東京やその他で毎年数回開催し，また毎年事件発生の８月には全国の救援組織を動員して現地調査，学習会を開催して下さった。

弁護団からは，その都度講師を派遣し，裁判の内容，進行等について説明し組織と一体となって布川事件のえん罪の宣伝効果に努め，交流を深めた。

7　団長辞任

８０歳も過ぎ（１９２５年生）精神的，肉体的衰えは如何ともしがたく，二次再審が軌道にのったころ，柴田さんに団長交代を依頼した。団内一部からは“何故だ”　“やめるな”の声もあったが，一次再審棄却の責任も感じていたので，“けじめ”をつけるのと人心一新のためと思い決断した。結果的には時宜をえたものと思っている。

確定審弁護人と再審弁護人

柴 田 五 郎

1　再審とは

再審とは再弁護である。

確定審の弁護人としては，こう言いたい「確定審の弁護は正しかった，充分だった，それでも無罪の判決を取れなかったのは，裁判所が悪かったからだ。」

しかし考えて見れば，若干の例外を除いて，この日本に良い裁判所など有る訳はない。どんな悪い裁判所でも無罪判決を書かざるを得ないようにする。それが，再審弁護である。

再弁護というのは，確定審弁護人に取っては，中々辛いことではある。確定審弁護の何処が間違っていたのか，何処が不充分だったのか，それらが明らかになればなるほど，再審弁護は成功にちかづく。まさに針の莚に座らされた心境である。針が鋭ければ鋭いほど，身に応えれば応えるほど，再審弁護は前進する。

確定審弁護で，裁判所を理屈で説得しようとしたのは，完全な誤りであった。裁判所というところは，通常屁理屈の名人の集まりである。予断と偏見に基づく有罪の結論を，さも証拠判断らしく屁理屈を付けて説明する。判決理由を書く。

裁判所に無罪判決を書かせるには，無罪の証拠を積み上げるしかない。これでもか，これでもかと言うほどにである（有罪立証の責任は検察官にあるとか，無罪の推定があるとか言って見ても，無罪にならなければ，始まらない）。こうして確定審弁護の誤りを，不充分さを克服した場合にのみ，再審弁護は成功する。

布川事件は，こうして再審無罪を獲得した。

2　無期懲役確定の頃

私は１９７０年，確定２審から杉山君の弁護人になり，１９７３年上告審から櫻井君の弁護人にもなった。思い返してみると１９７８年7月，確定３審で敗訴して，無期懲役が確定した時が一番きつかった。本人達は「真夏なのに寒気がした」「これで人生は終わった」と言っていたから，もっとショックだったろう。

私も，弁護士の看板をたたんで田舎へ帰り，百姓でもやろうかとも考えたが，思い返して，自分も無期懲役になったつもりで，再審を付き合うことにした。弁護士が，無実の者の弁護を引き受けて，「負けてゴメンナサイ，サヨウナラ」と言うわけにもいかないだろうから。

とは言っても，精も根も金も尽き果て，打つ手がない。やむなく日弁連に泣きつき，支援の事件委員会を立ち上げて貰った。また研修所を終わったばかりの若い弁護士諸君が，無償で任意の布川研究会を立ち上げてくれて，確定記録を読み始めてくれた。これで，何とか再審を闘う体制が整った。当時の布川研究会の若い諸君が，その後ベテランとなり，１次，２次再審の中心メンバーとなった（アット言う間に３０年経ってしまった）。布川事件弁護団は，確定１審以来物故者を含めると４０名を越える。現在は３１名，大正生まれの超ベテランから，弁護士になって数年目の若手まで，そして所属弁護士会も横浜・東京・東京第一・東京第二・千葉・茨城と多彩である。これらの各弁護団員が，各々持ち場持ち場を分担し，或いは力を合わせて，今回の無罪判決確定を勝ち取ったのである。

3　仮釈放の後

１９９６年秋，請求人らが不当逮捕以来２９年ぶりで，相次いで仮釈放された。何はともあれ千葉刑務所に迎えに行った。

あれは二人が仮釈放された数年後の１９９９年だったか，東北大で小田中聡樹先生の肝いりで，１００人余りの生徒を前に，請求人ら二人も出席して「講義」の真似事をしたことがあった。生徒達の感想文に曰く「あの二人は決して共犯ではあり得ない，何故なら二人は壇上で一度も目を合わせなかったから」。いやはや驚いた慧眼である。いや市民の良識である。

話しは変わるが，仮釈放後二人が相次いで良縁に恵まれ，結婚した。それに杉山君は，５０才過ぎて子どもにも恵まれた（その子も，今や中学２年である）。これは本当に嬉しい出来事であった。通常審で無罪を争った事件や再審で無罪を争った事件などでは，事の成否にかかわらず，権力相手の長い闘いに疲れ果て，本人達に一寸した心のゆるみが出てくることがある。しかし本件では，二人が結婚してくれた事により，そして杉山君の場合は子どもまで授かった事により，妻子を養う重大な責任が生じ，心のゆるみなど許されないからである。

4　団長の役割

小高団長が，第１次再審３連敗の責任を取るとしておやめになった。小高団長の下で，事務局長として雑務を取り仕切ってきた私も同罪と言うべきで，次の団長など出来るわけはないのだが，誰もなり手がなく，いわば第１次再審３連敗の責任を取る意味と，一番長く本件の弁護に係わってきたと言う理由で，やむなく小高団長の後を襲うことになった。

団長としての私の一番大事な仕事は，年２回（暑気払いと忘年会）乾杯の音頭を取ることである。「１日も早い再審無罪を期し，そして弁護団各位の健康を祈って，乾杯！」とやれば良いのだから，比較的簡単だ。

これに比し，裁判所に押しかけたり，検察庁に嫌みを言いに行くときなどは，少し厄介だ。あれは２次再審請求の１審決定の出る年の事だから，２００５年の正月の事だ。弁護団としても「新年の挨拶にでも行こう」と言うことになった。１０時だと事件が入っているかも知れないので，９時半に土浦支部集合，９時４５分に「新年の挨拶をしたい」と面会を申し入れた。ところが書記官を通した返事は「挨拶に及ばず」とのこと。どうにも納得がいきかね，「しからば判事室に行こう」と階段を登りかけたら，書記官が通せんぼして「ちょっとお待ちを」と言って，判事室に消えた。帰って来て書記官曰く「人数が多いので法廷でお会いするそうです」。かくて，無事新年のご挨拶が出来た次第。

検察庁に嫌みを言いに行ったのは，最高裁で再審開始が決まった後だから，２０１０年に入ってのことだ。再審担当検事が応対に出てきたので「再審開始が決まった。検察庁として被告人達に何か一言あってしかるべき」と切り出したが，「検討中」と言うのみで一向にラチがあかない。「あなた個人としてはどうか」と切り込んだところ，相手はにわかに顔色を変え，狼狽して，以後はシドロモドロになった。

二つとも，多少は役だったかな？と思えた瞬間である。

布川事件をきっかけとして

青　木　和　子

布川事件を知ったのは学生のときだが，おつきあいは弁護士になった年からで，かれこれ３０年になる。

私の肩書きの一つに日弁連刑事拘禁制度改革実現本部事務局長というのがあるが，この世界に足を突っ込むことになったのは，布川事件と櫻井さん，杉山さんに出会って，他人事と思えず，代用監獄の問題や刑務所の中のことなどに関心を持つようになったことがきっかけだった。

布川事件の再審無罪がその日の経過をもって確定するという昨年６月７日，私は，法制審新時代の刑事司法制度特別部会の委員に任命された。布川事件を引き起こした刑事司法制度，刑事拘禁制度の改革は，まだまだこれから。先の見えない重い課題を突き付けられているようだが，布川事件の勝利体験を糧として，また，布川事件をこれからも検証し続けていくことによって，少しでも良い方向に持っていけたらと思っている。それやこれやで，これからも布川事件とは付かず離れずが続きそうである。

駆け足で振り返ると

秋　元　理　匡

思い返せば１９９３年４月，大学に入学して最初に聴いた講義が小田中聰樹教授のもの。その年，あの『冤罪はこうして作られる』が出版され，布川事件と出会った。８年経って第２次再審準備中に私は修習生になり，守る会の集会に出入りした。２００２年１０月に弁護士登録したら，木村教授の尋問で証拠物を提示し（弁護団の若手の仕事），現場の証拠物に関心をもち，毛髪鑑定に執着し，旗だしに走り（これも若手の定位置），佐藤教授の主尋問をし（若手の第二段階），気がつくと理論的なことを担当するようになっていた。この１０年，難しい課題に立ち向かう情熱と準備，組織運営，運動体との協同，権力との立ち位置・切り結び方，大事なことを幾つも学んだ。１９年前に講義室で訳も分からず聴いていたのは，これだったのか。ずっと走っていたから，振り返ることには慣れない。冤罪の原因分析と個別救済の次には，責任追及と根絶に向けて，もう少し走ってみよう。

弁護団に参加して学んだこと

秋　山　　環

水戸地方裁判所土浦支部で再審開始決定が出たとき，私は水戸で検察修習の最中だった。翌日，弁護団や支援者が即時抗告断念の申し入れのため水戸地検を訪れているのを検察庁の建物の中から見ていたときは，私がこの弁護団に参加することになるとは思ってもいなかった。その後，弁護修習で修習担当が弁護団の谷萩弁護士だったことが縁で，櫻井さん，杉山さんに会って強い印象を受け，弁護士登録してまもなく，弁護団に参加することになった。

弁護団の一員としてはあまり貢献できなかったが，即時抗告審で検察が開示した捜査報告書を閲覧し，コピーではわからなかった契印のズレを発見したときのことは忘れられない。自分の目で確認することの大切さを実感した。そして，それ以上に地道な検証作業を１つ１つ積み重ねてきた弁護団の姿勢は，弁護士になりたての私にとって学ぶところが多かった。

この活動で得たことを今後の仕事でも活かしていきたいと思っている。

多分，唯一の経験として

阿　部　良　二

何と言っても，再審無罪が確定して終了したことは嬉しい限りです。このような勝利の美酒は滅多にあるものではありません。少しお手伝いした程度の参加ではありましたが，誘っていただいたことに感謝の一言です。

私が参加したのは，第２次再審の申立がなされた後で，申立書，理由補充書を読んでみて，非常に説得力のある内容だと感じ，確定判決等を読んでみて，「どう考えても変だ」と思う内容であったため，再審への参加は間違いではないと思いましたが，「開かずの扉」と言われた再審のことですから，結果がどうなるかは予想もつきませんでした。しかし，結果は見事なものとなりました。

ところで，本件のような冤罪について一言言いたいことは，被告人とされた人の苦難の重大さは勿論ですが，もう一つ，これほど安全確実に真犯人を逃す方法は他にないという点です。単に迷宮入りになるよりも，はるかに悪いことです。重大な不正だという自覚を持つべきです。

孤立と軽蔑

荒　川　晶　彦

こんな重大な事件で，やっていないのなら，一人は取調開始の翌々日に，もう一人に至っては翌日に自白してしまうなんて，そんな事がある筈は無い。それが常識というものだし，そう考えるのが健全な良識にも適う。私は折に触れて，口が酸っぱくなる程，こう言い続けた（注1）。併し弁護団には同調する者が居らず，いつも悲しく孤立していた。終にはこういう正論のせいか，数年前から，奴は老け過ぎて呆けたと嘲られ，更には，弁護士を辞めると言ったのに直ぐそれを止めた，意志薄弱な奴だと蔑まれ（注2），ウルトラオールドとか意志薄弱とかいうのが私の呼び名になってしまった（注3）。時には野次馬とか見物人等と呼ばれる事もあった。尤も，弁護団の外でこのような正論を吐いた事は余り無いから，外の人は知らないかもしれない。そんな私でも最後まで表立って排除される事は無く，一言集にも書かせて貰えるのだから，包容力の大きな弁護団だ（注4）。弁護団は斯くありたいものだと思う。

※編集部注　（注1）こうやっていつも検察側の視点にたってツッコミを入れていただいた。

（注2）得難い人材なので，三顧の礼をもってお戻りいただき，布川事件に専念していただいた。

（注3）ご自分で名乗って楽しんでおられた。

（注4）その点に異議はない。連帯と敬愛の弁護団ですから。

育ててくれて，ありがとう。

飯　田　美弥子

布川事件弁護団に入ったのは，弁護士登録して間もない，２０００年１０月末のことだと思う。だから，無罪判決まで，１１年5か月しか活動していないことになる。

それでも，無罪判決が確定すると，「本当に終わったんだ。」という妙な虚脱感がやってきた。

検察・裁判所という，敵を屈服させるためにはどうするのが的確か？弁護団会議での議論は，しばしば激しくなった。それも，弁護団員の間に信頼関係があったが故だ。

専門家証人の主尋問を済ませた後「後は任せたよ。」と言った，山川さんの最後の笑顔。反対尋問期日の直後に届いた訃報。弁護士は倒れても，遺志は継がれていくと感じた。

水戸地裁土浦支部で再審開始決定が出たときの大きな喜びは，言葉にできない。

再審公判で本人尋問を担当したときの緊張感と充実感。

私は，布川事件弁護団にたくさんのことを学ばせてもらった。事件との出会いに感謝したい。

一人で感激していたこと

井 浦 謙 二

２００２年の秋に弁護団に入った私が，土浦支部の進行協議に初めて出席したのは翌年７月１５日である。その日，木村康先生の尋問が決まり，その瞬間，私は歴史的場面に立ち会えたと一人で感激していた。再審請求審では殆ど事実調べなく退けられると誤解していたからである。木村尋問は入り口の入り口であって，再審開始に向けては，さらなる事実調べや多数の新証拠の提出が必要であると後にわかり，糠喜びを恥じ入った。

木村鑑定・尋問は，土浦支部決定では評価されたが，東京高裁では絞頸行為は認めたものの同鑑定を根拠とせず，再審判決では絞頸行為すら退けられた。しかし，改めて振り返ると，木村鑑定・尋問が土浦支部の全面的再評価の引き金となり，あの素晴らしい再審開始決定をもたらした原動力となったことは確かである。やはり，木村尋問採用が再審開始のキーポイントであった。あの日の私の感激は間違っていなかったと今では思っている。

無罪判決を聞きながら

上 野　　格

私の弁護団加入は２００６年であり，貢献はごく少ない。再審公判で，便所脱出実験，指紋採取実験，格闘実験などの内容について，ビデオを使いつつ要旨の告知をした，というのが主だった仕事である。

弁護団に加入したきっかけは，私が講師をしていた立教大学法学部のゼミで，布川事件を取り上げたことだった。結構ハードなゼミで，１００人ほどの学生が１０の陪審員団に分かれ，二人の自白調書や主たる証人の調書を全て読み，半年の内に有罪・無罪の判決を下すというものだった。ゼミ最終日，全陪審員団が無罪の判決を出した。その後で，「では本人から，刑事裁判の問題点を話してもらいましょう」と櫻井さんに登場いただいた。学生の呆気にとられた顔，櫻井さんの優しく，それでいて激しい話し方をよく憶えている。その時に私は布川事件の弁護団に入り，本当の無罪判決を取りたいと思ったのだった。

昨年の再審公判で無罪判決の言渡しを聞きながら，そんな昔のゼミのことを思い出した。

よかった！杉山さん・櫻井さん

蒲　田　孝　代

杉山さん，櫻井さんのお二人にはじめて会ったのは，暗い千葉刑務所の面会室でした。以来，第一次再審の弁護団の一員として実務担当をさせて頂きました。第二次再審以降は，事務所の事情から残念ながら支援をする市民として活動させて頂きました。布川に出会った時は，同じ時代にこの世に生を受けた者として，人ごとでは無い恐怖を思いましたし，残酷な現実に暗澹となったものでした。弁護団活動の中で，櫻井さんのお父さんや杉山さんのおじさんとすっかりなかよくなり，たびたび事務所にも来て頂いたり，お宅に伺ったりもしていく中で，事務所をあげて「守る会」を作り活動を開始するようになり，事務所の友の会の人達の理解も得て支援の輪が広がっていくことはうれしいことでした。とりわけ二人が仮釈放になった以降は，地域で布川事件の勉強会や，コンサート，映画会などを開催し，数百名の人たちの参加を得て，私たちはお二人の完全無罪まで改めて支援し続けようとみんなで誓ったものでした。

今，お二人が無罪になり，普通の社会人として当たり前の生活を送れることを，私は所員たちと友の会の人達と共に心から喜んでいます。同時に司法が二人から奪ったものの罪深さを思いますし，改めて司法の任務の重大さを考えずにはいられません。裁判は被告人のためにあるということの意味深さを，もう一度肝に銘じているところです。

「名ばかり」弁護人の一言

佐　伯　　剛

竹澤哲夫弁護士は「『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の原則が，再審の段階では『疑わしいときは確定判決の利益に』と原則が逆になっている」と批難されている。再審弁護団と杉山さん，櫻井さんは，ありとあらゆる実験と検証を繰り返し，証拠開示を執拗にせまり多くの未提出記録を提出させ，捜査機関の偽証や証拠の変造を暴き，狭き再審の門をこじ開けられた。確定２審で杉山さんの冤罪を晴らせなかった弁護人でありながら，再審では「名ばかり弁護人」で贖罪に値することを何もせず忸怩たる思いです。

杉山さんと初めて面会し，直感的に無罪を確信しました。この時一緒した土生先生か柴田先生も「杉山さんの目は澄んでいる。真実を語っている」と。奥目がちの杉山さんが茨城訛りで訥々と訴えた真実を，確定２審の裁判官に分からせることができず，長い茨の道を歩ませてしまいました。杉山さん，私の罪滅ぼしに時々は一献お受け下さい。

布川事件を振り返って

佐　藤　文　彦

私が布川事件のことを知り弁護団に加わったのは，弁護士１年目のちょうど第２次再審請求申立て直後のことであった。弁護団の佐藤米生弁護士に国選弁護の指導を受けた際に布川事件についての話を伺い，直接証拠が全くなく，関連性の薄い状況証拠のみで無期懲役の有罪判決が確定している事件が存在することに非常に驚き，弁護士になったばかりの私の正義感が強く刺激されたことを思い出す。幸運にも，弁護活動を開始してからは，第２次再審請求審の再審開始決定並びに検察側の即時抗告棄却・特別抗告棄却および再審無罪判決と櫻井さん杉山さんの無実が明らかになった裁判のみを経験したが，かかる結果に至るまでの櫻井さん杉山さん及び確定審から二人を弁護した弁護団の諸先輩方並びに支援者である布川事件を守る会の方々の奮闘に敬意を表する。無実が明らかとなった布川事件を契機に，本件のような不当なえん罪事件防止の実現を切に願うものである。

真実は細部に宿る

佐　藤　米　生

第１次再審の特別抗告理由補充書のW証言の信用性について書いているときは高揚感にひたっていました。しかし，敗北して数年間弁護団会議に足が遠のいてしまいました。事務所の仕事が忙しくなったこともありますが，何をやっていいかわからなかったことも原因しています。今思うと，「怠けた数年」が心機一転のために必要でした。

証拠の足りないところを推論で補うのは裁判所の得意とするところですが，その推論は間違っていると批判するだけでは再審の展望は開けません。櫻井さんと杉山さんを絶望させた最高裁決定をいつも念頭に入れて，どんな些細な認定であっても，これを覆す証拠を探そうと努めてきました。この積み重ねが第２次再審において，裁判官の見方を変えさせることにつながったと思います。「真実は細部に宿る」という言葉がいつしか私の頭の中に住みつくようになりました。

４０年余の冤罪闘争を支えた人々に感謝

清　水　　洋

櫻井，杉山両氏の不屈の再審闘争の勝利に感動すると共に，これを支えた弁護団及び支援する会の皆様の真実と正義を貫いた信念に心から敬意を表します。

第１次再審請求の弁護団に参加し，自白調書しか直接証拠のない「軟構造」の事件解明の困難さを痛感しながら，「自白」担当として，二人の自白調書がどのように形成されてきたかを解明するため，自白内容と捜査経過を時系列で分析する面倒な作業をしたことを懐かしく思い出します。途中，少年冤罪草加事件の弁護団主任となったため，「布川」から離れてしまい，柴田先生と顔を合わせる度に白くなる頭髪を見て心苦しい気持ちでした。死因について熱く語っていた山川先生の姿も浮かんできます。粘り強く弁護団をリードしてきた山本君をはじめ，当事者に寄り沿い続ける真の弁護士魂の数々に接することができ，改めて感謝です。

布川事件再審の３３年

谷　村　正太郎

遠い昔，ある再審事件弁護団の一員になったとき，先輩の関原勇弁護士に「再審事件は長い闘いになる，とりあえず１０年は覚悟するように」といわれ衝撃を受けたことがある。弁護士経験２，３年の若い私にとって１０年という年月は想像がつかない時間であった。

布川事件再審は３３年を経過した。第１次再審が１４年３月（準備５年６月，審理８年９月），第２次再審が１８年９月（準備９年３月，審理９年６月）である。現時点での反省としては，準備に要した１４年９月は，努力してもう少し短縮すべきであった。申立期日を予め定め，その期日を目標に短期間に全力を集中する作業が必要だったのではないか（とはいえ心の片隅では，それは結果論ではないかと呟きながら）。それにしても３３年は長い。

櫻井さんと杉山さんにとっては，さらに確定審の１１年を加えて４４年である。改めてその辛苦を思う。

裁判所，検察庁に思うこと

塚　越　　豊

３０年ほど前，布川事件研究会への参加を誘われ，当時のボスに相談した。「いいチャンスだ，是非出なさい，俺だったら行くぞ」と言われた。それを縁に関与するようになった。

布川事件はとにかく驚きの多い事件で，めちゃくちゃな自白が大きな特徴である。何故そんな自白が有罪認定の根拠になってしまうのか，当時の私は理解できなかった。やがて，他の刑事事件で嫌な経験に何度も遭遇し，裁判所の独特な有罪指向と，時に検察官を擁護する側面があることが分かってきた。これは構造的な問題を孕んでいる，裁判所が変わらないと再審は難しいと思い続けてきた。

最近は独立性ある裁判官がやや増えてきた感がする。土浦支部の彦坂再審開始決定はその最たるもので，素晴らしいと思う。今後の裁判所の変わり様を大いに期待したい。

問題は検察庁だ。問題が山積する中で果たして改革は可能であろうか・・・。失望の連続はいやだ。

そう思う最近である。

私の一言

土　地　順　子

弁護団にほんの一時参加した者として，昨年の布川事件再審無罪判決の報に接し，請求人，弁護団，支援者各位が長い年月に及ぶ闘いと努力の末，遂に無罪判決を勝ち取ったことに深い感銘と敬意を覚えました。

私は，弁護士会新人研修で指導を受けた弁護団の大先輩から「究極のプロボノ」と誘われて２００３年に弁護団に参加し，２００６年夏に留学するまでの間弁護団の一員として活動する機会に恵まれました。明るくフラットで自由に意見を述べやすい弁護団の雰囲気や，大論点別に班に分かれ各自が役割を分担する弁護団の体制は，私のように事前知識のない新人にも諸先輩の助言を得ながら自分なりの活動を可能とするもので，弁護団としての成熟さを見たように思います。弁護団メンバー各位が，長年に亘り，多忙な中時間を捻出し，ひたむきな熱意と努力で弁護活動を続けて無罪判決を導いたことに，弁護団に一時籍を置いた者として，改めて，深く敬意を表します。

闘い続けるひとへ

内　藤　眞理子

無実の者が無罪判決を得るまで４４年もの歳月がかかった。いくつかの不運により二人は被告人とされ，たくさんの幸運や偶然により無罪を勝ち取ることができた。もちろん櫻井さん，杉山さんの強い意志がなければこの日を迎えることはできなかった。しかし，もし無罪方向の重要証拠が紛失され廃棄されていたら，別の結果になっていただろう。この国の刑事司法の実態を考えると，私にはこの事件も偶々勝てたとしか思えない。無実であっても無罪とされるわけではないことのやりきれなさ。有名無名を問わず，汚名を雪ぐべく闘い続けている人たちを想う。

この事件では，証拠隠しで有罪とされ，証拠開示をきっかけに再審開始の扉が開いた。それぞれの事件に扉を開く鍵が少なくとも１本はあるはずだ。そして，実はこれが一番大変なことなのだが，いつか訪れるチャンスを確実につかめるように，その闘いを粘り強く続けていくほかない。布川事件でもそうであったように。

私と布川事件

林　　秀信

私が弁護士になったのは，１９８３年の春，３０歳のときである。その秋に弁護団に加わり，第１次再審申立に取り組んだ。私の担当は，櫻井，杉山両人を事件の近接日時，場所で目撃したという最重要証人W氏の弾劾，そして，被害者の死亡時刻の矛盾についての鑑定であった。

私は病を得て，数年後には東京を離れたため弁護人としての活動は，実質上２，３年間であった。

今でも，忘れられない思い出を２，３つづってみたい。一つは，W証人への直撃聴取である。佐藤，佐鳥弁護士とともに予告もなくW氏の自宅を訪問し，目撃状況について聴き出した。そして幸いにも「事件を霊感により予知した」という内容の調書を得たのであった。夕方，地元の料理屋の２階で，私の拙い字で興奮して録取したのを今でも鮮明に覚えている。

また，土浦支部の再審申立ての第１回法廷で，証人尋問をしたのも貴重な体験であった。千葉大・法医学の木村教授に対して，死亡推定時間―死後硬直についてのものであった。

また，多摩川の土手でW証言のとおり，夜間バイクでスピードを出して，傍らにいる人の顔が識別できるか実験したことなど，様々な場面が蘇ってくる。

私には，それが短い青春の情熱を傾けたものであったために，輝かしい思い出として残っている。櫻井，杉山さんには，やっと来た「青春」そして，これからも続く「青春」を楽しんで，そして意気高く奮闘して欲しいと願っている。

よかった！よかったですね

原　　希世巳

弁護士一年生。柴田五郎弁護士のいる事務所に就職したのが運の尽き（?），柴田さんの執念に引きずられるようにして布川事件に関わり始めた。

気合いが入り始めたのは７月の竹澤哲夫・清水誠講演から。そのとき夢中で取ったノートは以来３０年間，私の宝物・・。今はお二人とも鬼籍に入られた。

第１次再審。壁の厚さばかりが身にしみた。「もうだめかも・・」の思いから立ち直れたのは，いつも杉山さんの一途な執念と，櫻井さんの「思いやり」だった。「守る会」の明るさ，暖かさも励みになった。全くどっちが誰を支援していたのか分からないですね。

事情があって第２次再審は応援弁護団に。悪い決定が出たら前線復帰しなくては，と覚悟していましたが・・よかった！　よかったですね。

えん罪を闘う人

福　富　美穂子

高校生の頃に出会ったある本をきっかけに，「えん罪事件を闘う人になりたい」そんな思いで弁護士を目指し，２０００年４月，弁護士登録と同時に弁護団の仲間入りをさせていただいた。偶然にも私の育った茨城県で起きた事件であった。第２次再審の申し立て直前期ということもあって，弁護団は活気ある雰囲気ではあったが，時に激しくなる議論に，「えん罪を闘う」ということがいかに厳しいものであるかを実感させられた。以後，無罪判決まで１１年，最前線で闘う先輩たちの背中を追いかけるだけで精一杯という状況だったが，申し立てから再審開始，そして無罪へと，そのすべてを目の当たりにし，心震える体験をすることができたことは，私の弁護士人生にとってこれ以上ない大きな財産となった。この先の弁護士生活は，この財産を糧に「えん罪を闘う」必要のない社会作りを目指し，活動を続けたいと思っている。

関わった短い時間を振り返って

藤　岡　拓　郎

２００７年９月に弁護士登録し弁護団に参加した頃は，再審開始決定後の即時抗告審の中盤戦にあった。当初は右も左も分からず会議にただ参加するだけだったが，その内，即時抗告審や特別抗告審での総括意見書や再審公判での弁論要旨の作成に関わることができ，また再審判決時の旗出しもさせていただいた。機会を与えてくれた優しい弁護団の諸先輩に感謝したい。省みて迷惑もかけていない反面，貢献もしていないが，私からすれば弁護団には本当に学ばさせていただいた。特に自分が関わる以前の再審開始決定までの活動，あらゆる論点で疑問を徹底して深く追及していく姿勢，科学的実験の数々など，これらに触れる度にここまでやるのだと驚き，感心ばかりしていた。この真摯に証拠に向き合う姿勢は自分にとっても大きな糧となっている。私が関わったのは４４年の歴史の内の４年あまりにすぎない。これまで長年積み重ねてきた諸先輩方のご努力に心から敬意を表したい。

自分にとっての布川事件

松　江　頼　篤

布川事件弁護団に入ったのは，弁護士登録５年目，１９９３年４月頃のことだと思う。当時は第１次再審請求の特別抗告が棄却されてまだ間もない頃であり，厳しく暗い雰囲気が漂ってい

た。弁護団活動も暗中模索状態であった。それから１８年かかり無罪判決まで漕ぎ着けた。その間一番感激したのは土浦支部の開始決定が出たときだった。弁護士になって本当によかったと思った。その後，私が大病して入院したとき，櫻井さんから手紙をもらい大変励まされ，多くの弁護団の方々からもお見舞いを頂き，自分自身も助けてもらった。その他色々なことが思い浮かぶが，とにかく諦めず執念深く追求し続ければ道は開けることをこの事件で体験できた。

自分の弁護士生活も後半に入っているが，故山川豊弁護士のような生き方に少しでも近づければと思う。

布川にかかわったことは私の財産

丸　山　幸　司

私は，弁護士登録直後の２００５年，第二次再審請求審の即時抗告審から弁護団に参加させていただきました。名だたる先生方の中で最後まで緊張が抜けませんでしたが，弁護団の雰囲気は大変明るく，居心地の良いものでした。もう少し深く関われば，より貴重な経験を得ることができたはずなのにと悔やまれる点もあります。

弁護団は実働部隊の豊富な人的資源を背景に，戦線拡大をおそれることなく，新しい論点についても次々主張立証を組み立てていきました。勝利の最大のポイントは論点を絞り込まずにとことん追求していく弁護団の姿勢にあったと感じています。

私が検討に加わった新たな検察開示証拠についての分析も，再審開始決定の判断に直接生きることはありませんでしたが，高裁の裁判官はその成果を目にして，無罪の確信を深めてくれたはずです。布川にかかわったことは私の財産です。

これからも「布川事件」とともに

三　浦　直　子

２００４年秋，司法試験合格祝賀会で布川事件に出会った。無実の人が「自白」する。柴田弁護人と櫻井さんの話はあまりにも衝撃的で信じられなかった。ほどなくして修習前プレ研修で谷村弁護人と出会い，布川事件に再会した。以来，えん罪布川事件はいつも私の中にあるように思う。弁護団員となり，まずは確定判決の分析，そして自白の分析に移った。修習中，再審開始決定が出ていたが，即時抗告審中，多くの人は「半信半疑」で，東京高裁決定の時，私は「勝利決定」と「不当決定」の旗２つを持ち，その瞬間に臨んだ。その後，特別抗告審では，自白に関しドリズイン教授の著作等を検討した。それでも，何故，無実の二人が（簡単に）自白してしまったのか，理解できたのは，再審公判で杉山さんの被告人質問を担当し，徹底的に杉山さんと記録

に向きあった以降である。まだまだである。無罪判決を節目に，新たな気持ちで引き続き布川事件に取り組んでいきたいと思う。

はじめは少しのお手伝いのつもりでしたが

谷 萩 陽 一

布川事件は茨城の事件であり，地元の国民救援会からも弁護団への参加を要請されていたが，同じ事務所の若手の椎名聡弁護士が，はじめて参加した弁護団合宿の帰りに脳梗塞で倒れたりしたこともあって，うかつに近寄れないと思っていた。しかし，二人の仮釈放を前に，大学の先輩の原弁護士から，地元の運動もみてほしいからと誘われて弁護団に参加した。十分な働きもできなかったが，ガラス戸問題やOMさんの尋問など自分なりの役割も果たすことができたとは思う。何より，試行錯誤しながら知恵と力を出し合って真実に迫る弁護団の活動に一緒に参加できたことは得難い経験であった。また，わが事務所が事務局となった茨城の守る会の活動は魅力的であった。権力の誤りは犯罪であり悲劇であるが，その誤りが二人の魅力的な個性を花開かせ，人のつながりを生み，刑事司法の改革にもつながる運動の広がりを作り出した。その過程にかかわれたことは貴重な財産である。

嵐のあとで

山 本 裕 夫

話は３４年前に遡る。街頭に立って息子の冤罪を訴え続けた斎藤ヒデさんの姿に感銘を受けて，修習生仲間と再審の勉強会を持った。その後まもなく布川事件の最高裁上告棄却決定が出て，芝の平労会館で開かれたその報告会に顔を出したのが，布川事件との出会いである。第１次再審のときはガラス戸自白とＯＴ少年を担当したが，全体は見えていなかった。９７年に事務所を独立。第２次の申立に向けて私なりに力も割いた。その経験から２００１年１１月の弁護団会議で生意気にも弁護団改革を訴えた。そのためなのか。申立直後の２００２年正月，手術をすることになった柴田さんから「よろしく頼む」との電話をもらった。それからは嵐の１０年だった。ようやく無罪判決を得て，お礼を一言と思ってＯＴ証人宅に寄ると，その証人が言った。「可視化っていうんですか。あれが進むと違うんでしょうね」。冤罪を許さないという私たちの思いは，着実に社会に拡がっている。

表1　開示証拠のリスト

＊　提出日は、西暦で表示している。

審級	提出日	証拠の標目	備考
確定1審	1970.03.23	杉山の勾留質問調書	42.12.28の勾留質問で否認
		櫻井11.13検面	否認調書
		杉山11.13・11.17検面	否認調書
確定2審	1971.11.16	指紋照会回答書2通	9.20付（一致7個、31個対照不能）、12.8付（捜査官小坪と一致2個、3個対照不能）
	1971.11.30	SMの員面	W証人の立ち寄り先
	1972.06.20	Wの43.3.13検面	杉山は後ろ姿。櫻井は新聞に写真がのったとき思い出した→通った時
		46.10.13ポリグラフ検査鑑定書	事件から4年後に新規に作成。検査時の捜報・記録紙開示せず。
	1973.01.30	犯行現場付近見取図	早瀬は、被害者宅に入ったことがないので、中の様子を知らなかったと証言
		櫻井の早瀬宛手紙2通	無実であること及び偽計・誘導の取調状況を訴えている
	1973.04.24	ETの42.10.23及び10.14員面	8月28日夜、栄橋で車を停めて夜釣りをしていた
1次再審1審	1985.11.20	Iの捜報1通、員面1通	栄橋石段の一件が8月28日かはっきりしない
		Kの捜報1通、員面2通	石段の一件に触れず
		OTの員面2通	道路側の男の身長1．7m。頭髪5cm
	1986.08.29	OTの8.30捜報	2人の男とも頭髪伸ばしていた
1次再審2審	1987.09.01	Wの捜報3通	9.3・9.20捜報：不審者見なかった。3.6捜報：当時は誰だか判らなかった。
2次再審1審	2002.10.04	櫻井の10.17録音テープ	編集痕あり。取調官早瀬・深澤は録音の事実なしと偽証。
		杉山の10.17上申書	最初の自白調書と同旨
		櫻井の10.16上申書	最初の自白調書と同旨
	2003.07.31	首巻パンツ	絞頸できる長さ。パンツにほころび。
		口詰めパンツ	被害者の口腔に強圧挿入されていた。
		ワイシャツ・タオル	被害者の足首に巻かれていたもの
	2003.09.17	被害者の死体の写真4枚	胸部を切開して内出血を確認した写真含まれる
		秦医師作成の死体検案書	原因欄に「絞殺（推定）」、主要所見欄に「頸部に絞痕あり」
	2003.10.16		裁判所がA・T・E・TG・NS・Fの捜査報告書・供述調書の開示を勧告する
	2003.10.21	Aの捜報2通，員面2通，検面2通	栄橋石段の一件の目撃
		Tの捜報1通，員面1通，検面2通	我孫子駅ホームの目撃
		Eの捜報1通，員面1通，検面2通	布佐駅の目撃
		TGの捜報2通，員面2通，検面1通	8月28日午後9時前後の被害者方の動静（物音など）
		NSの捜報1通,員面1通	Wは第1回公判後に目撃したことをNSに話す
		Fの捜報1通，員面2通，検面1通	櫻井は，当初8月中旬以降店に来なかったと供述し、その後28日夜来たと変更
	2003.11.25	TMの任意提出書	TMは被害者の親戚。証拠物の提出
		領置調書	上記証拠物の領置
		手拭の切小端3枚	
		11.24毛髪鑑定書	現場遺留毛髪8本は櫻井・杉山の頭毛と一致しない
	2004.02.19	11.2毛髪鑑定書	被害者の毛髪との同一性鑑定。第三者の毛髪5本の存在が判明する。
	2004.06.18	OMの員面2通，検面2通	10.16員面によれば杉山でない
		SBの捜報1通，員面2通，検面1通	8月28日夜自転車で被害者方前を通過
		SRの捜報2通，員面1通	8月28日夜、工場前で洗車していた
		USの捜報1通，員面1通	8月28日夜、工場で残業していた
		NCの員面1通	8月28日夜、自宅で弟の通夜をしていた
		IKの捜報1通，員面2通，検面1通	8月28日夜、栄橋をバイクで渡った
		43.3.9任意提出書・領置調書	Wの入金帳に関するもの
		42.11.16差押調書2通	櫻井・杉山の毛髪の差押調書
		SKの捜報1通，員面1通	8月28日午後11時半頃昌司がバーに来た
		EKの42.10.23及び10.14員面	8月28日夜、栄橋で車を停めてET（父親）と夜釣りをしていた
		EHの員面1通	8月28日夜、ETとEHが夜釣りをするのを見ていた
		Wの検面2通	Wが櫻井・杉山を面通しした状況を供述したもの
		写真撮影報告書2通	上記複数面通しに立ち会った人物を撮影したもの
		STの42.11.16員面	8月25日に布佐駅で杉山らと会い、木下のバーに行った
	2004.09.01	OEの員面1通，検面1通	8月28日夜、被害者方前を自転車で通過。途中OMと会う。
		KHの員面1通，検面1通	SBが稲刈りのアルバイトをした先の妻の供述
		SB等に関する10.27捜報	
	2004.10.01	KEの捜報1通，員面1通	Wの立ち寄り先
		ITの員面1通	Wの立ち寄り先
		NYの捜報1通，員面1通	Wの立ち寄り先
		IGの捜報2通，員面5通	被害者は八畳間に他人を入れたがらなかった。新品ロッカーを事件直前に搬入
		NCの10.24捜報	8月28日夜、自宅で弟の通夜をしていた
		Iの11.18検面	石段の一件が8月28日かはっきりしない
		11.20実況見分調書	杉山が二つ折布財布を投棄したと供述する場所の実況見分
		SHの10.17員面	8月28日は布川に行っていない
		OHの10.30員面	8月28日夜、OMが西瓜を買いに来たと思う
2次再審2審	2006.11.06	便所の窓の桟2本	現場検証の主任捜査官小坪の指紋が付着
		「留置人の言動について」という書面	櫻井が最初の自白をした日に関するもの
		「強盗殺人自供報告書」という書面	杉山が最初の自白をした日に関するもの
		櫻井の取調状況に関する捜報17通	櫻井の取調状況に関する捜査報告書
		AYの員面2通	8月28日夜、櫻井が立ち寄った高田馬場「養老の滝」の店長
	2006.12.04	明治ゆであずき缶詰1個	被害者の右ポケットに入っていた缶詰
		8.30捜報	缶詰の出所調査。出所判明せずと記載。
		眼鏡1個	死体付近にあった被害者の黒縁の眼鏡
		9．3捜報	EKが父ETと8月28日夜栄橋で夜釣りをしていたと供述
		9．2捜報	栄橋バス停における早井行き終バスの乗客調査
		NMの員面1通	N食堂の店主。杉山が怪しい言動をした。新聞記事に対応する調書開示せず。
		TAの員面2通	被害者のいとこの供述。同人は三つ折りの布財布を所持していた。
		9．12捜報	櫻井がYB宅（ビル清掃の親方）に宿泊したかの調査
		10.10捜報	早瀬がYBから宿泊していないことを確認している
		KBの員面2通	8月28日はSAから入れ墨をしてもらった。杉山が見ていた。
		国際電信電話(株)の証明書	KBは8月28日会社を休む
		KJの員面1通	29日の取手競輪において杉山と会った状況
		MOの員面1通	29日の取手競輪において杉山と会った状況
		SJの員面1通	29日我孫子駅から櫻井と成田線に乗車した状況
		被害者方の内外を撮影した写真8枚	
再審公判	2009.03.19	OM関連の捜報7通	8.31捜報に道路側の男の身長1，64mと記載。杉山と身長等がまったく違う。

表2　開示要請と検察官の対応

＊提出日は西暦で表示

	請求人の要請			
提出日	対裁判所	対検察庁	検察官の対応	備　　考
《水戸地裁土浦支部》				
02. 04. 10	公判未提出記録等の取寄要請書	公判未提出記録等の開示申入書		全面的開示要請
02. 06. 20		領置物の開示申入書		検証調書記載の領置物の開示要請
02. 07. 29	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その2）			43点の証拠の個別開示要請
02. 10. 04			意見書、証拠物提出書	証拠物3点（櫻井録音テープ、上申書） 全面開示を拒否し、個別開示は関連性を要求
02. 11. 08	意見書			検察官の意見書に対する反論
03. 07. 08	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その3）			証拠の標目及び証拠物・鑑定書等の開示を求める
03. 07. 31			証拠物説明書	証拠物2点（口詰めパンツなど）
03. 08. 05			証拠物説明書	証拠物2点（足締めワイシャツ等）
03. 08. 28	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その4）			死体検案書・写真その他殺害関係の証拠物の開示要請
03. 08. 29	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その5）			現場指紋採取報告書そのたの指紋関係の開示要請
03. 09. 17			意見書	証拠物2点（死体検案書・死体写真4枚）
03. 09. 24			意見書	指紋関係の証拠物不見当
03. 10. 07	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その6）			毛髪8本、その血液鑑定書、志村菓生堂名所入り物等の開示要請
03. 10. 21			意見書・記録提出書	調書25点（A・T・Eほか）
03. 11. 21	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その7）			指紋に関する9月24日付検察官意見書に対する反論
03. 11. 25			意見書、記録・証拠物提出書	証拠物等4点（毛髪鑑定書、手拭の切れ端、領置調書等）
03. 11. 26	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その8）			遺留毛髪と被害者の毛髪との同一性に関する鑑定書の開示要請
03. 12. 16			意見書	採取した指紋は廃棄済み等と回答
04. 01. 27			意見書	他に毛髪鑑定書なし
04. 02. 19			証拠物提出書	証拠物1点（毛髪鑑定書）
04. 03. 04	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その9）			「関連性なし」証拠及び「不見当」証拠の開示要請
04. 06. 18			意見書・記録提出書	調書29点（MO、SKほか）
04. 07. 23	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その10）			「不見当」証拠について通し番号による開示要請等
04. 08. 10	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その11）			I・Kの検面調書、IGその他の調書の開示要請
04. 09. 01			意見書・記録提出書	調書5点（OE、KH）
04. 10. 01			意見書、記録提出書、報告書	調書17点（IG、I、SHほか）
04. 11. 04	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その12）			「不見当」証拠の開示要請
04. 12. 03			意見書	その12に対する反論（証拠漁り）
05. 01. 20	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その13）			証拠漁り論に対する反論
05. 03. 03			意見書	その13に対する反論（証拠漁り再論）
05. 04. 27	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その14）			通し番号による「不見当」証拠の標目の開示要請
05. 06. 02	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その15）			名張事件の開始決定を引用して、OMの初期供述等の開示要請
05. 07. 01			意見書	その14，その15に対する反論
05. 07. 25	証拠開示に関する意見書			7月1日付検察官意見書に対する反論
《東京高裁》				
05. 11. 24	公判未提出記録等の取寄・開示要請書			「不見当」証拠に新規証拠を追加して要請
06. 07. 28		公判未提出記録等の開示要請書		元広島高検検事長のホームページ上の論稿を添付して開示の必要性を強調
06. 11. 06			証拠提出書兼説明書	証拠物・調書21点（便所の桟、櫻井の捜査報告書ほか）
06. 11. 28	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その2）			「関連性なし証拠」について関連性を詳論する
06. 12. 04			証拠提出書兼説明書	証拠物・調書19点（缶詰、KBほか）
08. 01. 18	公判未提出記録等の取寄・開示要請書（その3）			「不見当」証拠の開示要請
08. 03. 12			意見書	その3に対する「不見当」の回答
《最高裁》				
09. 01. 09	公判未提出記録等の取寄・開示要請書			諏訪メモその他の最高裁の先例を引用して全面開示及び「不見当」証拠の開示要請
09. 06. 26	要請書	公判未提出記録等の開示要請書		足利事件の動向などを記載して、「不見当」証拠の開示の必要性を強調
《水戸地裁土浦支部》				
10. 02. 15		再審公判開始にあたっての申入書		杉山録音テープ、OM、SKの初期供述ほか3点の開示要請
10. 03. 17	進行等に関する意見書			同上
10. 03. 19			調書開示	調書7点（OM関係の捜査報告書）

表３　布川事件年表

年月日	事件・裁判の進行	提出書面 ○＝弁護側提出書面 ●＝検察側提出書面	証拠関係等 ◇＝弁護側の動き ◆＝検察側の動き	世の中の動き
1967.8.30	利根町布川にて強盗殺人事件発覚			2月　ベトナム戦争枯葉作戦 4月　東京に革新知事誕生（美濃部亮吉） 10月 日産サニー事件
1967.10.10	櫻井昌司さん窃盗容疑で逮捕			
1967.10.16	杉山卓男さん暴力行為で逮捕			
1967.12.1	櫻井さん・杉山さん代用監獄へ逆送			免田（5次）・加藤老（3次）・松尾（7次）再審請求棄却
1967.12.28	櫻井さん・杉山さん強盗殺人罪で起訴	●起訴状		
1968.2.15	第1回公判	●冒頭陳述書		2月　金嬉老事件 4月　キング牧師暗殺 5月　消費者保護基本法公布・施行 6月　東大安田講堂占拠 7月　郵便番号制度実施（5桁） 8月　日本初の心臓移植 10月 カネミ油症事件 　　メキシコオリンピック開催 12月 三億円事件
1968.3.4	第2回公判　Ｖ方現場検証期日指定			
1968.4.4	第3回公判　ＳＳ尋問			
1968.5.2	第4回公判　ＳＴ，Ｅ，Ｔ，Ｉ，Ａ尋問			
1968.5.13	第5回公判　ＮＣ，ＯＴ，ＳＢ，ＴＧ，ＩＫ，ＳＦ，ＯＮ，ＥＴ尋問			
1968.6.6	第6回公判　Ｋ尋問			
1968.6.10	第7回公判　櫻井さん弁護人不出頭のため公判期日変更手続			かけそば70円，大卒初任給3万290円 川端康成　ノーベル文学賞
1968.7.15	第8回公判　同房者3名尋問			
1968.8.22	第9回公判　ＷＫ，ＳＡ尋問			松尾事件（8次）再審請求棄却 袴田事件1審死刑判決 八海事件最高裁無罪判決
1968.9.12	第10回公判　ＳＡ尋問			
1968.9.19	第11回公判　ＷＨ，ＫＫ，ＫＢ尋問			
1968.10.21	第12回公判　ＯＧ，ＫＳ，ＳＨ尋問			
1968.11.11	第13回公判　Ｗ尋問			
1968.11.14	第14回公判　櫻井さん被告人質問			
1968.12.9	第15回公判　櫻井さん被告人質問			
1969.1.27	第16回公判　櫻井さん被告人質問 杉山さん被告人質問			5月　東名高速全線開通 7月　アポロ11号　人類初月面着陸 8月　映画「男はつらいよ」第1作公開 11月 佐藤首相訪米，沖縄返還合意 かけそば80円，はがき7円，封書15円
1969.3.10	第17回公判　杉山さん被告人質問			
1969.5.29	第18回公判　杉山さん被告人質問			
1969.6.5	第19回公判　杉山さん被告人質問			
1969.6.12	第20回公判　杉山さん被告人質問			
1969.9.1	第21回公判　杉山さん被告人質問			名張事件2審死刑判決 日産サニー事件1審無期懲役判決
1969.9.11	第22回公判　捜査官（久保，久保木，大木，吉田）尋問			
1969.9.22	第23回公判　捜査官（森井，早瀬）尋問			
1969.12.22	第24回公判　捜査官（早瀬，深沢，富田）尋問			
1969.12.25	第25回公判　検証採用（光明荘）			
1970.3.2	第26回公判　捜査官（早瀬）尋問			1月　ドラえもん連載スタート 3月　日航「よど号」事件 　　大阪万博開催 7月　山手線，国電初の冷房列車 8月　都内歩行者天国始まる 10月 大森勧銀事件 11月 三島事件 　　沖縄国政参加選挙 かけそば100円，大卒初任給4万961円，タクシー初乗り130円 加藤老事件（4次）再審請求棄却 日産サニー事件控訴棄却
1970.3.12	検証（光明荘）実施			
1970.3.23	第27回公判		◆杉山さん勾留質問調書，櫻井さん・杉山さん否認調書開示	
1970.4.27	第28回公判　捜査官（早瀬，森井）尋問			
1970.5.16	出張尋問（ＴＫ）			
1970.5.28	第29回公判　杉山さん被告人質問			
1970.6.15	第30回公判　ＫＴ尋問			
1970.6.29	第31回公判	●論告要旨		
1970.8.17	第32回公判	○弁論要旨 ○櫻井さん陳述書		
1970.10.6	判決　無期懲役			
1970.10.6		○控訴状		
1970.12.24		○杉山さん控訴趣意書		
1971.4.9		○櫻井さん弁護人控訴趣意書		3月　青法協判事再任拒否事件 6月　日米沖縄返還協定 8月　ドルショック 9月　カップヌードル（世界初カップ麺）発売 ハンバーガー80円，カップヌードル100円 日産サニー事件無期懲役確定 弘前事件再審請求
1971.6.15		○杉山さん弁護人控訴趣意書		
1971.8.10	第1回公判			
1971.8.28	検証（バイク走行）			
1971.9.28	第2回公判			
1971.10.26	第3回公判			
1971.11.16	第4回公判　捜査官（小坏，沼田，桐原）尋問		◆指紋掌紋関係資料開示	
1971.11.30	第5回公判	○W員面・検面開示請求 ○ポリグラフ結果報告書開示請求 ●いずれについても，開示の意思なしとの回答	◆ＳＭ員面開示	
1971.12.14	第6回公判　ＳＬ，ＳＭ尋問	○W員面・検面開示請求（再） ●開示義務はないが検面1通開示予定と回答		
1972.1.29	第7回公判			1月　グァム元日本兵救出 2月　浅間山荘事件 　　札幌冬季オリンピック 3月　山陽新幹線開通 5月　沖縄返還 6月　ウォーターゲート事件 9月　日中国交正常化 10月 パンダ初来日 はがき10円，封書20円，大卒初任給5万4001円 名張事件死刑確定 メーデー事件2審無罪判決 仁保事件2審無罪判決
1972.5.9	第8回公判	○意見書		
1972.6.20	第9回公判　Ｗ尋問		◆W検面，ポリグラフ鑑定書開示	
1972.7.4	第10回公判　久保木，ＳＡ尋問			
1972.8.29	第11回公判　Ａ，早瀬尋問			
1972.9.12	第12回公判　早瀬尋問			
1972.10.24	第13回公判　渡辺忠治尋問			
1972.11.7	第14回公判　杉山さん被告人質問			
1972.11.28	第15回公判　櫻井さん被告人質問			
1972.12.12	第16回公判　櫻井さん被告人質問			

年月日	事件・裁判の進行	提出書面 ○＝弁護側提出書面 ●＝検察側提出書面	証拠関係等 ◇＝弁護側の動き ◆＝検察側の動き	世の中の動き
1973.1.30	第17回公判 裁判所→検察官：捜報の目録提出依頼	○証拠開示申立書 ●開示の必要なしとの回答	◆現場付近見取図，櫻井さんの早瀬宛手紙開示	4月　尊属殺人罪違憲判決 7月　日航機ハイジャック事件 8月　金大中事件 10月 オイルショック
1973.3.20	第18回公判 訴訟指揮権に基づきＡ検面，ＥＴ員面の開示命令	○証拠開示申立書 ●証拠開示の申立に対する意見書，目録提出の意思もない		かけそば150円，大卒初任給6万3499円 江崎玲於奈ノーベル物理学賞
1973.4.24	第19回公判		◆ＥＴ員面開示	名張事件第1次再審請求
1973.6.5	第20回公判　被告人（二人）質問			
1973.7.24	第21回公判　論告・弁論	○弁論要旨 ●論告要旨		
1973.12.6	第22回公判	○控訴趣意書訂正申立書		
1973.12.20	判決　控訴棄却			
1974.10.18		○杉山さん上告趣意書		3月　甲山事件 12月 三木内閣誕生（田中角栄首相辞任） 名張事件（第1次），加藤老事件（5次），弘前事件再審請求棄却
1974.10.28		○櫻井さん上告趣意書		
1974.10.29		○上告趣意書		
1975.3.31		○上告趣意補充書 （アリバイ）		11月　第1回先進国首脳会議 白鳥決定
1975.7.8		○櫻井さん上告趣意補充書		
1976.1.19				櫻井昌司さん杉山卓男さん守る会設立
1977.11.11		○上告趣意補充書 （自白の任意性）		9月　王貞治　国民栄誉賞（ＨＲ756号）
1978.7.3	決定　上告棄却			4月　サンシャイン60開業 5月　成田空港開港
1978.7.13	杉山さん　日弁連に人権救済申立			
1978.7.19	櫻井さん　日弁連に人権救済申立			松尾事件(12次) 徳島ラジオ商事件（5次）再審請求
1978.9	日弁連人権擁護委員会内に布川事件委員会設置			
1979.6		○水戸地検土浦支部に対して訴訟記録，証拠物の長期保存要請		松山事件再審開始決定
1981.8.1	布川事件研究会発足			袴田事件再審請求
1982.1.23			◇便所窓からの逃走，ガラス戸の割れ落ちに関する実験	2月　日航機羽田沖墜落 ホテルニュージャパン火災 4月　500円硬貨発行 6月　東北新幹線開業 11月 上越新幹線開業
			◇事件関係者への聞き込み調査	
1982.12.15			◇死後経過時間に関する木村意見書	梅田事件再審開始決定
1983.12.23	第1次再審請求	○再審請求申立書	◇秦聴取書 ◇木村意見書 ◇ＯＴ弁録 ◇Ｉ，Ｋ弁録 ◇バイク実験結果報告書	4月　ディズニーランド開園 10月 ロッキード事件元首相実刑判決 免田事件再審無罪
1984.9.14		●再審請求書に対する意見書	◆三澤鑑定書（死後経過時間）	4月　冒険家植村直己　国民栄誉賞 9月　初めての佐藤光政コンサート（土浦）
1984.12.24		○再審請求理由補充書（１） ○公判未提出記録等の取寄・開示請求書	◇勝手口ガラス戸からの目撃実験報告書	財田川事件，松山事件再審無罪
1985.1.31		●意見書（証拠開示義務無し）		3月　つくば科学万博開催 東北・上越新幹線上野駅発着 7月　豊田商事事件（破産宣告） 8月　日航ジャンボ機墜落事件
1985.3.3		○公判未提出記録等の目録開示について釈明を求める意見書		9月　ロス疑惑逮捕・起訴（否認） プラザ合意
1985.5.20		●意見書（目録開示拒否）		かけそば330円，大卒初任給14万4541円 流行語　「新人類」
1985.7.1		○再審請求理由補充書（２）		徳島ラジオ商事件再審無罪
1985.7.16	木村証人尋問（弁護人主尋問）			
1985.9.3		○意見書（目録開示）		
1985.9.24	木村証人尋問（反対尋問，再主尋問）			
1985.10.8		○要請書（二）　証拠開示 ●意見書（証拠開示拒否）		
1985.10.17		○要請書（三）　証拠開示		
1985.11.19	裁判所：検察官に対して目撃証人（一部）の員面，捜報の提出を依頼		◆Ｉ，Ｋ，ＯＴの員面，捜報開示	
1986.3.11		○要請書（四）　証拠開示		島田事件再審開始決定
1986.12.25		○要請書（五）　証拠開示		梅田事件再審無罪判決
1987.3.31	決定　再審請求棄却			2月　ＮＴＴ株上場 4月　国鉄民営化（ＪＲへ） 6月　衣笠祥雄　国民栄誉賞 11月 大韓航空機爆破事件 竹下内閣発足 利根川進ノーベル医学・生理学賞
1987.4.3	即時抗告申立	○即時抗告申立書		
1987.5.7		○要請書（六）　証拠開示		
1987.8.28	裁判所：検察官に対してWの供述調書等の存否等について照会		◆ＯＴの捜報開示	
1987.9.1			◆W捜報3通開示	
1987.9.8				
1987.11.10		○要請書（七）　証拠開示		
1988.2.22	決定　即時抗告棄却			4月　瀬戸大橋開通 6月　リクルート疑惑
1988.2.27	特別抗告申立	○特別抗告申立書		
1988.12.7		○特別抗告申立理由補充書		松尾事件再審開始決定 マルヨ無線事件第5次再審請求棄却決定
1990				榎井村事件高松高裁に再審請求
1992.9.9	決定　特別抗告棄却			日産サニー事件再審開始決定
1993				榎井村事件再審開始決定

年月日	事件・裁判の進行	提出書面 ○＝弁護側提出書面 ●＝検察側提出書面	証拠関係等 ◇＝弁護側の動き ◆＝検察側の動き	世の中の動き
1994				榎井村事件再審公判で無罪判決 袴田事件再審請求棄却決定 袴田事件即時抗告
1995				1月　阪神・淡路大震災 3月　東京地下鉄サリン事件 大崎事件第1次再審請求 マルヨ無線事件第5次即時抗告棄却決定
1996.11.12	杉山さん　仮出獄			4月　オウム麻原初公判 7月　Ｏ－１５７　集団食中毒（大阪）
1996.11.14	櫻井さん　仮出獄			
1998				マルヨ無線事件第5次特別抗告棄却決定 マルヨ無線事件第6次再審請求
2001.12.6	第2次再審請求申立	○再審請求書	◇荒居実験報告書 ◇菅屋実験報告書 ◇獄中日記 ◇新井実験報告書 ◇直井・河合鑑定書 ◇厳島鑑定書 ◇気象記録	2月　ハワイ沖原潜事故（えひめ丸事件） 4月　第１次小泉内閣発足 6月　池田小児童殺傷事件 9月　9.11同時多発テロ 野依良治　ノーベル化学賞 日野町事件再審請求
2002.1.16	弁護人：進行協議申し入れ			1月　ユーロ現金流通開始 2月　自衛隊海外派兵（東ティモール） 3月　銀行税条例無効判決（東京地裁） 4月　小中学校ゆとり教育スタート 5月　サッカーWカップ日韓共同開催 7月　ホームレス自立支援法成立 8月　住基ネット稼働 9月　日朝首脳会談（小泉純一郎･金正日） 10月　モスクワ劇場占拠事件 北朝鮮拉致被害者５名帰国 小柴昌俊　ノーベル物理学賞 田中耕一　ノーベル化学賞 名張事件第6時特別抗告棄却決定 名張事件第7次再審請求 和歌山カレー事件死刑判決 大崎事件鹿児島地裁で再審開始決定 氷見事件強姦罪で起訴される 氷見事件懲役３年の判決
2002.1.31	進行協議3月8日と決定			
2002.2.18	検察官へ求意見（12月28日〆切）			
2002.3.8	第1回進行協議	○再審請求書訂正申立 ○要望書（①進行協議開催②証拠開示③請求人の出席）		
2002.4.10	裁判官面会 検察官面会	○公判未提出記録等の開示申入書（全面開示要請）		
2002.6.20		○領置物の開示申入書（検察庁宛）		
2002.7.29	第2回進行協議 ①証拠開示②意見書早期に③今後の立証予定	○再審請求理由補充書（１）（自白の信用性，殺害 ○証拠開示要請書（２）	◇木村第2次意見書 ◇獄中日記	
2002.8.26		○要請書（①意見書早期に②証拠開示③進行協議の記録化）		
2002.10.4		●意見書（7.29要請書に対し）	◆櫻井10.17テープ，櫻井・杉山上申書開示	
2002.11.8		○意見書（10.4意見書への反論） ○要請書（進行協議開催）		
2002.12.13		○要請書（進行協議開催）		
2002.12.27		●意見書（再審請求，補充書（１）に対する意見）		
2003.3.31		○反論書（12.27意見書へ） ○事実調請求書		2月　スペースシャトルコロンビア号事故 3月　米軍イラク侵攻 ＳＡＲＳ流行 4月　日本郵政公社発足 5月　個人情報保護法成立 健康増進法施行 6月　有事法制関連3法成立，施行 7月　イラク特措法成立，施行 心神喪失者医療観察法成立，施行 8月　住基カード交付開始 10月　新幹線品川駅開業 12月　自衛隊イラク派兵 地上デジタル放送開始 ロス疑惑無罪確定 東電ＯＬ事件無期懲役確定 横浜事件再審開始決定 志布志事件（公職選挙法違反）起訴
2003.4.25		○要請書（進行協議開催）		
2003.5.28	裁判所→検察官 事実調請求に対する求意見			
2003.6.20		●事実調べの必要なしとの意見書		
2003.7.8		○証拠開示要請書（３） ○審理に関する要請書（①尋問の早期実施②月1回の尋問③法廷の公開）	◇厳島鑑定書の補充書 ◇獄中日記ノート製造時期 ◇齋藤鑑定書	
2003.7.15	第3回進行協議　木村証人採用	○補充書（２）　獄中日記		
2003.7.31		●証拠物提出書，説明書	◆パンツ2枚，シャツ，タオル開示	
2003.8.28		○証拠開示要請書（４）殺害		
2003.8.29		○証拠開示要請書（５）指紋要請書（進行協議期日の記録化）		
2003.9.17		●証拠物提出書 意見書（8.28要請書に対し）	◆死体検案書，死体写真開示	
2003.9.24	木村尋問（第1回）		◇死体検案書 ◇写真	
2003.10.7		○証拠開示要請書（６）毛髪		
2003.10.16	裁判所→検察官 保管書面等の提出について（依頼）			
2003.10.21	木村尋問（第2回） 河合証人採用	●記録提出書	◆目撃証言調書，アリバイ調書計25通開示	
2003.11.21		○証拠開示要請書（７）指紋		
2003.11.25		●記録・証拠物提出書 意見書 ●三澤尋問請求	◆11.24毛髪鑑定書開示	
2003.12.1	三澤証人採用			
2003.12.16	河合尋問（第1回）	○証拠開示要請書（８）毛髪 ●意見書（11.21要請書に対し）		

年月日	事件・裁判の進行	提出書面 ○＝弁護側提出書面 ●＝検察側提出書面	証拠関係等 ◇＝弁護側の動き ◆＝検察側の動き	世の中の動き
2004.1.19	裁判官面会 証拠調べ続行要請			1月　自衛隊戦闘地域へ派遣 鳥インフルエンザ騒動 青色発光ダイオード裁判２００億円判決
2004.1.27	河合尋問（第2回）	●意見書（毛髪鑑定書1通のみ）		2月　オウム麻原被告1審死刑判決
2004.2.19	三澤尋問(第1回)	●記録提出書 ●意見書	◆11.2毛髪鑑定書開示	3月　九州新幹線開業 4月　イラク人質事件 靖国神社参拝違憲判決（福岡地裁） 成田空港民営化
2004.3.4		○証拠開示要請書（９）		5月　裁判員制度法律成立
2004.3.3		○補充書（３）指紋	◇齋藤報告書	6月　年金制度改革関連法成立
2004.3.4		○補充書（４） （目撃・アリバイ）		8月　沖縄米軍ヘリ大学へ墜落 アテネオリンピック 伊香保温泉偽装発覚
2004.3.11	三澤尋問(第2回) 第4回進行協議	○意見書（①尋問続行②証拠開示③中間弁論）		9月　浅間山噴火（21年ぶり） ロシア学校占拠事件 プロ野球初のストライキ
2004.4.27		○意見書（①再審の審理②事実調請求について）		10月 新潟県中越地震
2004.6.17		○殺害行為に関する意見書（木村、三澤尋問をふまえ）		12月 スマトラ島沖地震 インド洋大津波 犯罪被害者等基本法 改正刑法・改正刑訴法成立 葛飾マンションビラ配布事件
2004.6.18		●記録提出書 ●意見書（①杉山テープ不見当②ポリグラフ流れた）	◆ＯＭ，ＳＢら調書31通開示	
2004.6.28		○ガラス戸の破損に関する意見書（河合尋問をふまえ）		袴田事件即時抗告棄却決定 袴田事件特別抗告 福井女子中学生殺人事件再審請求
2004.7.2		●意見書 ●記録提出書		
2004.7.8		○事実調請求書（２） 厳島ほか	◇厳島第２鑑定書	
2004.7.26		○証拠開示要請書（１０） ＯＭらの初期供述等 ○事実調請求書（３） 指紋ビデオ，齋藤	◇ＯＭ調書 ◇ＯＭ弁録	
2004.7.29			◇指紋再現ビデオテープ	
2004.7.30	裁判所からの連絡 ①証人，請求人の事実調は行わない ②証拠・主張の補充があれば10月末日までに			
2004.8.10		○証拠開示要請書（１１） ○事実調請求書（４） ＯＭ，請求人		
2004.9.1		●記録提出書 ●意見書	◆ＯＥ・ＫＨ調書開示	
2004.10.1		●記録提出書	◆ＩＫ・Ｉ・ＳＨら調書開示	
2004.10.6			◇大橋・高木意見書	
2004.10.15		○要請書（①事実調べ②証拠開示③進行協議）		
2004.10.18	裁判所からの連絡 証拠・主張の補充の期限は11月末日，事実調べ・証拠開示は行わず			
2004.11.4		○証拠開示要請書（１２） ＯＭ初期供述，杉山テープ		
2004.11.11		●意見書（殺害，自白の信用性）		
2004.11.30		○補充書（５）ガラス戸 ○補充書（６）指紋 ○補充書（７） 目撃とアリバイ ○補充書（８） 虚偽自白と録音テープ ○意見書（総括）	◇新井弁録 ◇谷萩報告書 ◇ガラス戸ビデオ ◇齋藤意見書 ◇櫻井10.17テープ ◇テープ報告書 その他	
2004.12.3		●意見書（11.4要請に対して不見当，証拠あさり）		
2005.1.14	裁判官面会			2月　中部新国際空港開港 生活保護世帯100万超
2005.1.20		○証拠開示要請書（１３） ＯＭ初期供述，杉山テープ		3月　愛知万博（愛・地球博）開催
2005.3.3		●意見書（開示，釈明拒否）		4月　ＪＲ福知山線脱線事故 ペイオフ全面解禁
2005.3.17		○証拠評価に関する意見書		6月　改正介護保険法で負担増
2005.4.27	裁判官面会 決定は2週間前に連絡	○証拠開示要請書（１４） ○事実調請求書（５）ＯＭ	◇ビデオテープ	7月　ロンドン同時爆破事件 8月　宮城県沖地震 つくばエクスプレス開業 米・ハリケーン「カトリーナ」
2005.5.5		○証拠開示要請書（１５）		10月 バリ島同時テロ
2005.5.17	検察官面会			11月 耐震強度偽装事件 障害者自立支援法成立
2005.7.1		●意見書（証拠開示要請１４，１５に対して）		
2005.7.22		○証拠開示関する意見書		東電ＯＬ事件再審請求
2005.9.21	決定　再審開始			立川ビラ入れ事件逆転有罪判決，
2005.9.26	即時抗告申立	●即時抗告申立書		横浜事件検察官の即時抗告棄却決定 氷見事件被告人福井刑務所を仮出獄
2005.11.24	第1回三者協議	○証拠開示要請書		名張事件再審開始決定 名張事件検察官異議申立
2005.12.27		●即時抗告理由補充書 ●三澤供述書		

年月日	事件・裁判の進行	提出書面 ○＝弁護側提出書面 ●＝検察側提出書面	証拠関係等 ◇＝弁護側の動き ◆＝検察側の動き	世の中の動き
2006.3.2	第2回三者協議			日野町事件再審請求棄却決定
2006.5.9	第3回三者協議			日野町事件即時抗告
2006.7.14		○意見書	◇中田鑑定書（テープ）	横浜事件再審公判にて免訴決定
2006.7.28	検察官面会	○上申書（高検へ） ○開示要請書		大崎事件特別抗告棄却決定 名張事件原決定取消再審請求棄却決定
2006.9.29	第4回三者協議 検察官，追加立証予定なし	○補充書（１０）殺害	◇中田鑑定書 ◇佐藤喜宣意見書	
2006.10.6	裁判所：高取鑑定人の鑑定事項案			
2006.10.12	第5回三者協議	●鑑定事項に関する意見書		
2006.10.31		○鑑定に関する意見書 ○事実取調請求書		
2006.11.6	第6回三者協議	●意見書 （7.28開示要請に対し） ●証拠提出書	◇ＩＧ上申書 ◇Ｖ写真 ◆便所の窓の桟2本，櫻井さん取調状況捜報17通ほか開示	
2006.11.16	佐藤証人採用 請求人の在廷認める通知			
2006.11.20		○補充書（１１）中田鑑定		
2006.11.24		○審理に関する要請書（①法廷の公開②妻の在廷）		
2006.11.27	法廷は非公開，妻の在廷は認めないとの通知			
2006.11.28		○証拠開示要請書（その２）		
2006.12.4		●証拠提出書・証拠説明書	◆ゆであづき缶詰，現場写真など開示	
2006.12.6			◇写真撮影報告書	
2006.12.12	佐藤尋問			
2006.12.18	第7回三者協議	○鑑定に関する意見書（２） ●鑑定事項案		
2006.12.24		●証拠提出書		
2007.1.29	第8回三者協議	○尋問事項書	◇テープ中断箇所に関する報告書	2月　第1回東京マラソン開催 3月　ＰＡＳＭＯサービス開始 4月　長崎市長銃撃事件 5月　国民投票法成立 6月　教育改革関連3法成立 8月　日本最高気温記録更新 多治見市40.9度 9月　福田内閣発足 郵政の分社・株式会社化
2007.2.1	中田証人採用 請求人の在廷認める通知			
2007.2.5			◇捜査のための法科学	
2007.2.8	中田尋問 第9回三者協議（鑑定事項）			
2007.2.21	裁判所　証拠物（パンツ）取寄			
2007.2.27	鑑定人　高取氏に決定 裁判所：鑑定にあたっての参考事項(案)			志布志事件全員無罪判決 富山県警察本部氷見事件について無実を発表
2007.3.12	第10回三者協議	○鑑定にあたっての参考事項(案)	◇佐藤教授補足説明書	氷見事件富山地裁高岡支部再審開始決定
2007.3.16		●鑑定資料に関する意見書		氷見事件同支部無罪判決
2007.3.22	高取鑑定人宣誓			名張事件特別抗告
2007.5.11			◇殺害自白再現ビデオ	
2007.5.14	第11回三者協議			
2007.7.9	第12回三者協議	○補充書（１２） 殺害自白再現ビデオ ○杉山，櫻井妻上申書	◇殺害自白再現ビデオ反訳	
2007.7.26	高取鑑定書提出			
2007.7.31			◇厳島・原鑑定書	
2007.9.21	第13回三者協議	○事実調請求書（高取証人） ●事実調請求書（高取証人）		
2007.10.1	高取証人採用 請求人の在廷認める通知			
2007.10.31	裁判所：高取証人尋問事項案			
2007.11.9	第14回三者協議			
2007.11.26			◇松山回答書 ◇学会誌「人間工学」	
2007.11.30	高取尋問 第15回三者協議			
2008.1.11			◇越智意見書 ◇佐藤報告書	1月　マクドナルド店長は非管理職判決 2月　ソウル南大門焼失 イージス艦漁船と衝突 4月　名古屋高裁　自衛隊イラク派兵違憲判決 6月　東京スカイツリー着工 秋葉原無差別殺傷事件 7月　洞爺湖サミット開催 8月　北京オリンピック 9月　麻生内閣発足 リーマン・ショック 小林誠　ノーベル物理学賞 益川敏英　ノーベル物理学賞 南部陽一郎　ノーベル物理学賞 下村脩　ノーベル化学賞
2008.1.18	第16回三者協議 証拠提出〆切2月29日 意見書提出〆切5月8日	○証拠開示要請書（その３）		
2008.2.29			◇佐藤補足意見書 ◇医学文献 ◇真家回答書 ◇中田再現実験報告書 ◇脱出実験結果報告書	
2008.3.7	第17回三者協議			
2008.4.30		○総括意見書		
2008.5.8		●意見書		
2008.5.30	第18回三者協議	○決定に関する要請書		足利事件再審請求棄却
2008.7.2	裁判所：決定日は7月14日（事務連絡）			袴田事件特別抗告棄却決定
2008.7.14	決定　即時抗告棄却			袴田事件第2次再審請求
2008.7.22	特別抗告申立	●特別抗告申立書		マルヨ無線事件第6次再審請求棄却決定 マルヨ無線事件即時抗告
2008.11.13		○特別抗告申立書に対する反論書 要請書（①調査官面会②進行協議実施） ○櫻井さん，杉山さん上申書		横浜事件最高裁上告棄却で免訴判決確定
2008.12.1		●特別抗告理由補充書		

年月日	事件・裁判の進行	提出書面 ○＝弁護側提出書面 ●＝検察側提出書面	証拠関係等 ◇＝弁護側の動き ◆＝検察側の動き	世の中の動き
2009.1.9		○公判未提出記録の取寄・開示要請書 ○調査官面会要請		1月　オバマ大統領就任 3月　自衛隊をソマリアへ派遣 ＷＢＣ日本連覇 4月　新型インフルエンザ騒動 5月　裁判員裁判開始 8月　政権交代（民主党政権へ） 9月　鳩山内閣発足 消費者庁発足 足利事件再審開始決定
2009.3.30		○調査官面会要請		
2009.4.7		○反論書（２） ○意見書		
2009.4.30		○調査官面会要請		
2009.5.19			◇元鑑識の上申書 ◇新聞記事	
2009.6.26		○最高検に対して証拠開示要請 ○最高裁に対して証拠開示に向けて善処を求める要請書		
2009.7.27		○調査官面会要請		
2009.9.8		○調査官面会要請		
2009.11.20		○調査官面会要請		
2009.12.14	決定　特別抗告棄却			
2010.2.9	進行協議期日3月19日と決定			2月　バンクーバーオリンピック 5月　大相撲野球賭博事件 6月　「はやぶさ」地球帰還 菅内閣発足 9月　中国漁船船長逮捕，釈放 日本振興銀行破綻 12月 東北新幹線青森へ
2010.2.15	検察官面会 要請書（①謝罪・迅速審理への協力②証拠開示③3月5日までの回答）			
2010.3.5		●回答 （進行協議の場で対応する）		
2010.3.17		○進行等に関する意見書		
2010.3.19	第1回進行協議 確定審証拠職権採用 請求審証拠　双方提出（双方できるだけ同意の方向で） 検察官ＤＮＡ型鑑定請求予定	●回答書（2.15要請書へ）	◆ＯＭ関連の捜報7通開示	鈴木章　ノーベル化学賞 根岸英一　ノーベル化学賞 足利事件再審無罪 大崎事件第2次再審請求（原口アヤ子） 名張事件原決定取消差戻決定 郵政不正事件検察の証拠改ざん 郵便不正事件無罪判決
2010.4.30	裁判官面会 ①迅速審理要請②ＤＮＡ型鑑定不要との意見表明			
2010.5.7	検察官面会（高検にて） 弁護人 再審請求審の証拠について 全部同意を求める ＤＮＡ型鑑定請求に反対			
2010.5.21		○証拠調請求書 ●証拠調請求書 ●鑑定請求書 ●公判期日指定申立書		
2010.5.27	検察官面会（高検にて） ＯＭ・ＯＴの調書不同意予定 ＤＮＡ型鑑定請求撤回せず			
2010.5.31		●証拠調請求書 ●証拠調請求の撤回申立書 （ＯＭ・ＯＴの員面，検面，捜報）		
2010.6.4		○証拠調請求書その２ ○検察官の証拠調請求に対する意見書 ●弁護人の証拠調請求に対する意見書（ＯＭの員面，検面不同意）		
2010.6.10		○鑑定請求書に対する意見書 ●弁護人の証拠調請求に対する意見書		
2010.6.11	第2回進行協議 検察官不同意書面についての応酬 ＤＮＡ型鑑定について 第1回公判の進行について	○証拠調請求書その３ ○証拠調請求の一部撤回申立書		
2010.6.18		●ＤＮＡ型鑑定請求に関する意見書		
2010.6.28	裁判官面会（再審公判の進行） 二人の呼称「被告人」 弁護人座席23名分確保要請			
2010.7.1		●弁護人の証拠調請求に対する意見書（深澤不同意維持）		
2010.7.6		○「鑑定請求書」に対する意見書（２）		
2010.7.7		○検察官の証拠調請求に対する意見書（信用性を争うもの） ○立証趣旨の訂正申立書		
2010.7.8		○証拠調請求理由補充書 ○証拠調請求書その４ （ＯＭ，証人申請）		

年月日	事件・裁判の進行	提出書面 ○＝弁護側提出書面 ●＝検察側提出書面	証拠関係等 ◇＝弁護側の動き ◆＝検察側の動き	世の中の動き
2010.7.9	第1回公判 ・人定質問 ・確定審証拠職権取調べ ・強盗殺人事件についての審理であることの確認 ・起訴状朗読 ・請求人両名，弁護人意見陳述 ・検察官冒頭陳述「従前のとおり」 弁護人冒頭陳述 ・証拠調べ 検察官：１５０点余　要旨の告知 弁護人：１７０点余　要旨の告知 検察官：証拠物の提示 ・検察官不同意の目撃証人の供述証拠採用に向けた攻防，証人請求 ＤＮＡ型鑑定の攻防 ・獄中日記原本16冊を裁判所に提出	○再審公判開始にあたっての弁護人意見書 ○櫻井さん・杉山さん意見書		
2010.7.16		●ＤＮＡ型鑑定についての追加立証はなしとの意見表明		
2010.7.27		●弁護人の証拠調請求に対する意見書（深澤尋問却下すべし）		
2010.7.30	第2回公判 ・弁護人　要旨の告知（続） 取調録音テープの再生 音声分析映像映写 指紋実験ビデオ再生 殺害自白再現ビデオ再生 ガラス戸工作自白再現ビデオ再生 便所脱出再現実験ビデオ再生 ・ＤＮＡ型鑑定請求却下 ・ＯＭ証人　尋問採用 ・深澤証人採否はＯＭ尋問後に判断			
2010.9.10	第3回公判 ・ＯＭ尋問 ・検察官　追加書証取調請求 弁護人　同意 ・深澤メモ　検察官同意 （深澤尋問請求　撤回） 公判終了後別室にて進行協議 ・次回被告人質問で証拠調べ終了 ・論告，弁論の予定確認			
2010.10.15	第4回公判 ・櫻井さん　被告人質問 ・杉山さん　被告人質問			
2010.11.12	第5回公判 論告	●論告要旨		
2010.12.10	第6回公判 弁論 櫻井さん　陳述書 杉山さん　陳述書	○弁論要旨		
2011.3.14	公判期日取消決定			3月　東日本大震災・福島原発事故 5月　ヴィン・ラディン殺害 7月　地上アナログ放送停止 9月　野田内閣発足 松橋事件日弁連再審支援決定 大崎事件第2次再審請求（中村善三氏相続人） 日野町事件即時抗告審終了決定 福井事件名古屋高裁金沢支部再審開始決定
2011.3.24	判決期日　2011.5.24　指定			
2011.5.24	判決　無罪			
2011.6.8	無罪確定			
2011.8.29	刑事補償請求			
2011.12.1	無罪費用補償請求			
2012.3.5	刑事補償決定			東住吉事件大阪地裁再審開始決定 名張事件名古屋高裁再審請求棄却決定 東電ＯＬ殺人事件東京高裁再審開始決定

布川事件に関する書籍，映画，論文等

●布川事件に関する出版物

伊佐千尋『舵のない船』（文藝春秋，１９９３年４月）

佐野洋『檻の中の詩』（双葉社，１９９４年１１月）

桜井昌司『壁のうた』（高文研，２００１年９月）

布川事件弁護団『崩れた自白―無罪へ』（現代人文社，２００７年３月）

桜井昌司『ＣＤブック・壁のうた』（高文研，２０１１年５月）

井手洋子『ショージとタカオ』（文藝春秋，２０１２年４月）

●布川事件に関する映画

井手洋子監督『ショージとタカオ』（２０１１年）

●布川事件を取り扱った出版物

小田中聰樹『冤罪はこうして作られる』（講談社現代新書，１９９３年）

菊地恩恵「布川事件再審の扉は開くか」世界２００３年１２月号

小池振一郎・青木和子編『なぜ，いま代用監獄か』岩波ブックレット６６９号（岩波書店，２００６年２月）

今井恭平「３８年目の真実―布川事件」冤罪ファイル２号（キューブリック）

里見繁「特集再審が動いた・布川事件」冤罪ファイル９号（キューブリック）

里見繁「布川事件再審公判傍聴記」冤罪ファイル１１号，１２号，１４号（宙出版）

里見繁『冤罪をつくる検察，それを支える裁判所』（インパクト出版，２０１０年１２月）

●学者・研究者の論文等

清水誠，小田中聰樹「布川事件の問題点について」法学セミナー１９７７年１０月号（日本評論社）

清水誠，小田中聰樹「予断と偏見にみちた自白偏重の裁判を批判する」法学セミナー１９７８年１０月号（日本評論社）

木谷明「犯人の特定」『刑事裁判の心』（法律文化社，２００９年５月）

豊崎七絵「布川事件再審開始決定の意義と刑事手続・再審の改革課題」法律時報７７巻１３号（日本評論社）

豊崎七絵「再審・布川事件　即時抗告審の決定の意義」法学セミナー２００８年１２月号（日本評論社）

村岡啓一「布川事件即時抗告審決定の意義と今後の課題」法律時報８０巻１１号（日本評論社）

齋藤司「布川事件第２次再審請求特別抗告審決定」法律時報８２巻７号（日本評論社）

中川孝博「布川事件最高裁決定の意義」村井敏邦先生古稀記念『人権の刑事司法』（日本評論社）

●弁護人の論文等

○第２次再審

柴田五郎「布川事件」季刊刑事弁護３４号（現代人文社）
谷村正太郎「段ボール９箱の未提出記録」法と民主主義２００３年６月号（日本民主法律家協会）

○土浦支部決定を受けて

柴田五郎「布川事件再審開始決定」自由と正義２００５年１１月号（日本弁護士連合会）
山本裕夫「布川事件再審開始決定」再審通信９１号（日本弁護士連合会人権擁護委員会）
青木和子，佐藤米生，塚越豊，山本裕夫「布川事件再審開始決定」季刊刑事弁護４５号（現代人文社）
谷村正太郎「布川事件・再審開始決定の内容とその意義」救援新聞１４８６号（日本国民救援会）
山本裕夫「布川事件再審開始決定が問いかけるもの」法と民主主義２００６年１月号（日本民主法律家協会）
荒川晶彦「布川事件―早期の再審開始を」法律新聞２００５年１１月４日号，同月１１日号（法律新聞社）

○再審開始を実現した力について

山本裕夫「再審開始までの道のり」救援情報５１号（日本国民救援会）

○東京高裁決定を受けて

柴田五郎「布川第２次再審請求事件と検察の対応」再審通信９７号（日本弁護士連合会人権擁護委員会）
谷萩陽一「布川事件高裁再審決定と今後の課題」同上
井浦謙二「布川事件　東京高裁決定の意義と特別抗告の不正義」法と民主主義２００８年８＝９月号（日本民主法律家協会）
秋元理匡「布川事件の再審開始を」法律新聞２００８年８月２２日号（法律新聞社）

○最高裁決定を受けて

佐藤米生「待望の再審公判へ」再審通信１００号（日本弁護士連合会人権擁護委員会）
青木和子「布川事件再審開始決定の確定」季刊刑事弁護６２号（現代人文社）
秋元理匡「布川事件　検察の不正義とその糊塗」法と民主主義２０１０年１２月号（日本民主法律家協会）

○証拠開示について

佐藤米生「再審事件における証拠開示の重要性」季刊刑事弁護」５７号（現代人文社）
佐藤米生「隠された証拠の開示を求めて―布川事件の実践から」救援情報５９号（日本国民救援会）

○無罪判決を受けて

青木和子「布川事件報告―再審無罪確定」再審通信１０２号（日本弁護士連合会人権擁護委員会）

松江頼篤・秋元理匡「布川事件再審無罪判決と弁護活動」季刊刑事弁護６７号（現代人文社）
山本裕夫「冤罪・布川事件の真実」（櫻井昌司『ＣＤブック・壁のうた』所収）（高文研）
山本裕夫「再審布川事件から刑事司法を検証する」法律時報８３巻１２号（日本評論社）
布川事件弁護団座談会「再審布川事件の３０年を語る」自由と正義２０１２年２月号（日本弁護士連合会）
福富美穂子「布川事件からみる刑事司法の課題」同上
佐藤米生「布川事件と証拠開示」同上
塚越豊「あの事件を語る」（「あの事件に学ぶ」の座談会，ＬＩＢＲＡ２０１２年４月号，東京弁護士会）

○布川事件に関するウェブサイト

『ざ・布川事件』http://www.fureai.or.jp/~takuo/fukawajiken/

布川事件支援者により開設された布川事件のホームページ。櫻井さん杉山さんを守る会と連携して、事件の資料・情報を提供してきた。これまで２６万人以上がアクセスしている。

『冤罪防止コム』http://www.enzaiboushi.com/

「布川事件について」（２００９．８）
「布川事件再審開始決定確定」（２００９．１２）
「再審公判に向けて」（２０１０．４）
「布川事件再審判決」（２０１１．５）
「再審無罪判決の意義」（２０１１．６．１５）
「徹底検証なくして刑事司法に未来はない」（２０１１．６．１７）
以上の記事を含む２５件の記事を掲載

あ と が き

４００頁を超えてしまった。１２年前，第２次再審請求書を準備したときと同様に，「長すぎる」とのご指摘をいただくかもしれない。しかし，今回はそれなりの事情があるので，ご容赦いただきたい。

第１に，何しろ４４年の闘いの集大成である。それなりの長さは必要となる。第２に，事件の性格も原因している。供述証拠に依存した証拠構造で，黄門様の印籠のような新証拠があったわけでもない。多数の証拠をあわせて裁判所を説得したプロセスを描こうとすると，それなりの字数，頁数も必要であった。第３に，後に続く弁護団に参考となる情報を盛り込むよう努めた。戦後，不利益再審は廃されたというもののこれに即した法整備は進んでおらず，再審弁護活動は実際には手探りのことが多い。そういうとき，過去の再審弁護の記録は大変参考になった。だから，審理経過や繁雑な手続の実情も詳しく書くことにした。第４に，後に続く弁護団への想いを込めた。再審無罪判決に至るまでの苦闘の日々を失敗談も含めてありのままに伝えることで，後に続く弁護団の勝利への展望や確信に繋がるのではと考えた。

こうした狙いが少しでも実現し，多少なりともお役に立つことになれば嬉しく思う。

４４年にわたる雪冤の闘いを辿り，記録として編集する作業は，櫻井さん，杉山さんの再審開始を願い，再審無罪の日を夢見て奮闘してくださった方々とその活動を振り返る作業でもあった。息子の無実を訴えてまわった櫻井さんのお父さんや，守る会代表世話人と弁護人の二役で奮闘された清水誠さんをはじめ，再審無罪判決を聞くことなく亡くなられた方々の面影が私たちの胸中を去来した。私たちの想いは，冤罪から無実の人を救い出そうとして努力を重ね，私たちの弁護活動を支えてくれた人達にも及んだ。そしてこうして布川事件を支えた人達の中に，松川事件，仁保事件，白鳥事件，松山事件などで，真実を守ることに情熱を傾けた人たちの経験と想いが脈々と受け継がれていることを知ることもできた。

私たちが数頁ではあっても，そうした再審・冤罪の闘いの歴史に連なることができたことを幸せに思うとともに，私たちが先人たちから引き継いだ情熱と想いがこれからの世代に引き継がれていくことを願わずにはいられない。

これまで長年にわたり布川事件を支えていただいた方々には，本書の編集に当たっても多くのお力添えをいただいた。貴重な論考をお寄せいただいた先生方には，感謝の言葉もない。少し内輪の話になるが，日々の再審弁護活動でも，今回の編集の際の資料整理でも，弁護団員を支えてくれた各事務所の所員にもお礼を言いたい。

３０有余年にわたり，力強く支援をしていただいた日弁連には，この本書の編集でも強力なバックアップをいただいた。そして，担当の庄司みゆきさんをはじめ日弁連事務局の皆さんには最後の最後までお世話になった。

本書の編集担当者を代表して心からの御礼を申し上げる。

本書編集担当者・布川事件弁護団
山　本　裕　夫

冤罪と闘った４４年

再審布川事件の記録

２０１２年６月

編集　日本弁護士連合会人権擁護委員会布川事件委員会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関１－１－３

ＴＥＬ　03-3580-9841（代）

ＦＡＸ　03-3580-2896

印刷　株式会社　プリコ